自己点検・評価報告書

広　島　市　立　大　学

2009（平成 21）年度

自己点検・評価報告書

広　島　市　立　大　学

2009（平成 21）年度

目　　次

はじめに……1

編集方針……3

全　学

第 1 章　理念・目的……　4（全）

第 2 章　教育研究組織……　9（全）

第 3 章　教育内容・方法……　11（全）

第 4 章　学生の受け入れ……　57（全）

第 5 章　学生生活……　85（全）

第 6 章　研究環境……101（全）

第 7 章　社会貢献……105（全）

第 8 章　教員組織……137（全）

第 9 章　事務組織……146（全）

第 10 章　施設・設備……153（全）

第 11 章　図書館及び図書・電子媒体等……165（全）

第 12 章　管理運営……173（全）

第 13 章　財務……184（全）

第 14 章　自己点検・評価……191（全）

第 15 章　情報公開・説明責任……195（全）

国際学部・国際学研究科

第 1 章　理念・目的……198（国）
第 3 章　教育内容・方法 ……205（国）
第 4 章　学生の受け入れ ……266（国）
第 6 章　研究環境 ……286（国）
第 8 章　教員組織 ……296（国）

情報科学部・情報科学研究科

第 1 章　理念・目的……310（情）
第 2 章　教育研究組織 ……315（情）
第 3 章　教育内容・方法 ……318（情）
第 4 章　学生の受け入れ ……363（情）
第 6 章　研究環境 ……381（情）
第 8 章　教員組織 ……390（情）

芸術学部・芸術学研究科

第 1 章　理念・目的……403（芸）
第 3 章　教育内容・方法 ……406（芸）
第 4 章　学生の受け入れ ……449（芸）
第 6 章　研究環境 ……466（芸）
第 8 章　教員組織 ……474（芸）

広島平和研究所

第 1 章　理念・目的……489（平）
第 6 章　研究環境 ……491（平）
第 8 章　教員組織 ……500（平）

おわりに……508

はじめに

広島市立大学は「科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学」を建学の基本理念として 1994（平成 6）年 4 月に開学し、1998（平成 10）年には大学院博士前期課程（修士課程）と広島平和研究所を、2000（平成 12）年には大学院博士後期課程を設置し、2002（平成 14）年度末には国際、情報科学、芸術の 3 学部・3 研究科の全教育課程が完成した。

国際平和文化都市を都市像とする広島市の公立大学としての役割を担う本学は、教育面では 2007（平成 19）年度末時点での学部卒業・大学院修了者総数が 5,253 名に至り、地域の人材の受け入れと育成に多大の貢献をしてきた。また、研究面では、国際、情報科学、芸術、平和の各分野における研究活動を通じて学術貢献を活発に行っており、特に社会貢献面では、2007（平成 19）年 7 月に社会連携センターを設置し、広島市の行政課題解決に積極的に協力するなど、広島市が設置した高等教育研究機関としての実績を積み重ねてきた。

本学は、開学以来 15 年目を迎える今日まで順調に発展してきたが、その歩みと並行して幾度となく大学のあり方等について点検を行ってきた。

まず、開学間もない 1994（平成 6）年に「広島市立大学自己評価委員会規程」を制定し、大学完成年次を終えた時点ですみやかに大学を総括し、将来における本学のあり方を展望する自己点検・評価を実施することを定めた。そして、1999（平成 11）年に、大学基準協会の賛助会員校から維持会員校への移行を目指し、本学独自の点検項目も加えた「自己点検・評価報告書」を作成し、2000（平成 12）年 4 月に大学基準協会の維持会員への加盟が承認された。

その後、21 世紀を迎えグローバル化の進展や少子高齢化社会の到来といった大きな社会変化を契機として、日本社会における大学のあり方が検討され、大学改革の一環として、2004（平成 16）年度に国立大学の法人化が実施された。これらのことを受けて、本学においても、同年度に「広島市立大学将来計画」を策定し、本学自らが考える大学改革の取り組みを示した。

さらに、公立大学としての役割や存在理由を一層明確にし、個性的で魅力ある大学づくりを積極的に推進していくため、2006（平成 18）年には、学長の諮問機関であり学外の有識者で構成される広島市立大学運営協議会及びこの運営協議会のもとに設置された広島市立大学将来計画検討専門委員会において、教育・研究・地域貢献・大学運営に関して現況評価及び課題整理が行われ、「広島市立大学のあり方」について提言を受けた。

そして、2007（平成 19）年には、「広島市立大学将来計画」の検討内容及び「広島市立大学のあり方」検討報告書の提言に基づき、本学として実施すべき新たな項目を加えて今後 10 年間の大学改革の取り組みを「広島市立大学改革実施計画」としてまとめた。

このように、本学では開学以来、自己点検・評価と大学改革の取り組みを間断なく行ってきたが、一方で社会における大学の役割が多様化し、全国的に大学改革の流れが加速するなど、広島市立大学を取り巻く環境は大きく変化している。このような状況に加えて、本学は公立大学法人への移行を 2010（平成 22）年度に予定し、本学自体が大きな転換期に差し掛かっている。この重要な時期に、本学の教育、研究、地域貢献だけでなく、組織や施設といった様々な観点から点検・評価を実施できたことは、本学の今後を考える上で非常に意義のあることとなった。

「広島市立大学のあり方」検討報告書の冒頭には、「広島市立大学のあり方を検討する最大の意味は、各教員が大学のあり方について考えることであり、個々の教員が具体的な目標を立て、自分がどのように大学と関わっていくかについて真剣に考えていくことが重要です。」と書かれている。

本点検・評価報告書の作成に当たっては、自己評価委員会及び自己評価委員会専門委員会の委員を中心に、教員、職員の全学的な取り組みのもと、執筆、編集を行ってきた。この点検・評価報告書の作成を契機として、本学の教職員全員が常に自己の活動を点検する意識を持ち続け、今後の教育、研究、地域貢献、そして大学運営に取り組むことが、本学の目標である「国際平和文化都市の『知』の拠点－地域と共生し、市民の誇りとなる大学－」を築き上げることにつながるものと考えている。

最後に本報告書の作成に当たり、御助言・御指導をいただきました関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。また、学外の皆様から賜りました御意見を、本学の今後の教育・研究・大学運営等に活かせるよう引き続き努力したいと考えております。

広　島　市　立　大　学　長
自 己 評 価 委 員 会 委 員 長
浅　田　　尚　紀

2009（平成 21）年 3 月

編集方針

１　章立てについて

本報告書の本章は二部構成となっており、前半部が全学による点検評価、後半部が各学部・研究科及び広島平和研究所による点検評価となっている。大学基準協会において全学評価分科会及び専門評価分科会が点検する章をそれぞれ網羅するとともに、全学については専門評価分科会が点検することとなっている各学部・研究科及び広島平和研究所についても、ダイジェストを作成し全章執筆している。

また、第 2 章「教育研究組織」については基本的に全学としてまとめているが、全教員を研究科所属とした情報科学部・情報科学研究科については、その経緯等を同学部・研究科の第 2 章に別途設けて記載している。

２　「現状説明」「点検・評価」「改善方策」の書き方について

各項目の詳細な現状説明、点検・評価については、原則として「現状説明」に執筆し、「点検・評価」では、特に記載すべき長所や問題点を記載あるいは再掲した。また、「改善方策」では、「点検・評価」に記載した長所をいかに伸ばしていくか、また問題点を克服するかといった点に焦点を絞って記載した。

また、本報告書を作成している 2008（平成 20）年度現在から 1 年半後の 2010（平成 22）年度に、本学は公立大学法人への移行を予定している。市の管轄におかれている形態から公立大学法人へと移行すると、大学運営のシステムが大きく変化することとなり、これまでは自治体の規則等により困難であった事柄も可能となる場合がでてくる。本報告書の「改善方策」では、こういった法人化を前提とした方策についても踏み込んで記述した。

３　項目（評価項目）番号について

それぞれの項目には二つの番号を振っている。「3-2」であれば、最初の 3 は章を示しており第 3 章「教育内容・方法」ということになる。次の数字は項目を示しており、章ごとに各項目に対して報告書全体で統一した一連の番号を振っている。このため、記述する必要のない項目がある場合は番号が抜けている場合がある。他の項目を参照する場合、項目（評価項目）番号の前に組織名を示す「全」、「国」、「情」、「芸」、「平」を付加しており、これらはそれぞれ「全学」、「国際学部・国際学研究科」、「情報科学部・情報科学研究科」、「芸術学部・芸術学研究科」、「広島平和研究所」を示す。例えば、「評価項目 国 3 - 2」であれば、「国際学部・国際学研究科第 3 章の 2 番目の項目」を示す。

全　　学

第１章　理念・目的

全　学

【現状説明】
１　大学の理念・目的等

大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性（1-1）

「国際平和文化都市」を都市像として都市建設を進める広島市は、都市像にふさわしい国際的な大学づくりを目指し、中四国地方の中枢高等教育機関として広島市立大学を設立した。

「科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学」

という建学の基本理念には、科学・文化の発展と世界平和を願う広島市の意志と、公立大学としての地域貢献への期待が込められている。このことを受け、本学学則の第１条は、

広島市立大学は、科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学をめざし、学術の中心として、深く専門の学芸を教授研究し、次代を担う感性と創造力の豊かな人材を養成するとともに、優れた教育研究の成果を地域に還元し、もって文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。

と本学の設立目的を規定している。

本学は、この建学の基本理念を掲げて大学づくりを行ってきたが、グローバル化の進展や 18 歳人口の急激な減少に伴う大学全入時代の到来、国立大学の法人化の実施、などの大きな社会変化を契機として、広島市が設置した公立大学としての位置づけをより明確にする必要が生じてきた。

上記のような必要性から、2004（平成 16）年に「広島市立大学将来計画」（以下「将来計画」という。）を策定し、自ら考える大学改革の取組を示した。また、2006（平成 18）年度には、学外の有識者による運営協議会とそのもとに設置された将来計画検討専門委員会において、本学の現況評価と課題整理がなされ、本学のあり方に関する提言が「広島市立大学のあり方検討報告書」（以下「あり方検討報告書」という。）としてまとめられた。これら「将来計画」の検討内容、「あり方検討報告書」の提言に基づいて、2007（平成 19）年に、本学として今後 10 年間に実施すべき新たな項目を加えて、「広島市立大学改革実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定し、新たな使命を、

国際平和文化都市を都市像とする広島市に設置された大学として、地域社会の要請に的確に応え、都市像にふさわしい国際性、創造性と高い倫理観を持つ人材を育成する。

とした。

上記の建学の理念及び新たな使命を果たすため、本学では、国際学部・国際学研究科、

情報科学部・情報科学研究科、芸術学部・芸術学研究科及び平和研究所からなる特色ある3 学部、3 研究科、1 研究所を設置している。これらの学部・研究科及び研究所では、理念・目的・教育目標及び人材養成等の目的を以下のように定めている。

国際学部は、「豊かな学識と広い視野に基づいて、国際社会や地域社会に貢献できる真の国際人」を育成することを、学部の基本理念としており、さらに次の三つを具体的な人材育成目標としている。

1　国際社会が抱えているグローバルな問題、地域社会で生じているローカルな問題に関心をもち、それらの解決を真摯に考える人材の育成
2　学問分野、国・地域などの境界を越えて、様々な問題を考え、その解決を探求し、寛容な精神を身に付けようとする人材の育成
3　地域社会に貢献し、さらには国際的な活動を展開していくための、しっかりとした基盤を築こうとする人材の育成

国際学研究科は、「高度な学識と広い視野に基づいて、より専門的な立場から国際社会や地域社会に貢献できる真の国際人」の育成をその基本理念としている。そして、文化、政治、法律、経済、経営、言語の諸側面の様々な機能と役割の分析・研究を通じて、国際社会が直面している問題の分析と解決に資するための教育・研究を行い、国際研究の先導的な役割を担うとともに、国際社会の問題点や課題を自ら発見し、解決できる実践的な人材の養成と、高度で先端的な国際研究に携わることのできる教育者・研究者の育成を、具体的な人材育成目標としている。

情報科学部は、情報科学の分野において、独創的な課題創造の上で、問題発見の手法を自主的に見いだす能力とともに、国際的視野を身に付けた、感性と人間性豊かな創造的人材を養成することを、その基本理念とし、具体的には以下の三つを人材育成の目標としている。

1　コンピュータとネットワークの融合技術、情報環境を創造する人材の育成
2　人間の知的コミュニケーション及び情報行動を支援する知的情報システムを開発・研究できる技術者及び研究者の育成
3　効率・環境・安全などの多様な価値観のもとで、システム全体の調和と協調を図った創造的な解決策を提案できる技術者及び研究者の育成

情報科学研究科は、情報科学に関する学理の探求と科学技術の発展を推進するとともに、情報科学の分野における高度な専門学識･技術と創造力を身に付けた人材の育成という理念のもと、具体的には以下の四つを人材育成の目標としている。

1　コンピュータ及びネットワークについて深く、広い知識を身に付けるとともに、コンピュータとネットワークの両者が融合した新たな情報環境の創出を担える人材の育成
2　知能ソフトウェアや知能メディアに基づいた高度な知的情報システムの研究開発能力を持った人材の育成
3　広範な価値観のもとでシステム全体の高機能化と協調を図る広い視野をもった研究開発能力を身に付けた人材の育成
4　分野間研究に横断的に取り組み、柔軟に境界領域、応用領域を開拓する問題発見・解

決型能力を持った人材の育成

芸術学部は、文化芸術の創造・発展に貢献することを理念とし、美術、デザイン、工芸に関する創造、表現及びその応用の技術と理論を教育・研究し、地域連携と国際交流を視野に入れ、先見性・創造性・独創性に富む卓越した人材を育成することを目的としている。

そして、芸術学研究科は、高度な文化芸術の創造･発展を貢献することを理念とし、美術、デザイン、工芸に関する卓越した制作・研究能力を培い、地域文化振興と国際文化交流において指導的な役割を果たす、理論を踏まえた高度の専門性を有する人材を育成することを目的としている。

広島平和研究所は、広島の歴史的な原点を重視しながら研究教育活動を進め、核兵器の廃絶をはじめ地球社会が直面する諸問題の解決に寄与しつつ、世界平和の創造、維持と地域社会の発展に貢献することを目的としている。具体的には、以下の三つを目標として掲げている。

1　世界初の核兵器による被爆を体験した都市としての歴史を背景に、学術研究活動を通じて、核兵器の廃絶に向けての役割を担うとともに、地球社会が直面する諸問題の解決にも寄与し、世界平和の創造、維持と地域社会の発展に貢献する国際的な平和研究機関を目指す。
2　国内外における平和研究機関と積極的に連携してネットワークを構築することにより、平和研究の発展に寄与する。
3　学術研究の成果を、講演会、公開講座、シンポジウム、出版活動などを通じて、研究成果を積極的に社会に還元する。

このように、特色ある 3 学部、3 研究科、1 研究所により、本学独自の教育研究活動を通じて、21 世紀の担い手となる人材を育成するとともに、世界と地域が求める新しい時代の要請に応え、本学建学の理念及び使命を果たすこととする。

大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性（1-2）

本学の建学理念、また各学部・研究科の教育研究目標等について、大学内外に周知するとともに、受験生、在学生、企業・地域というように具体的に対象を絞った形での周知も行っている。

まず、大学ホームページ（以下「HP」という。）では、本学の「建学の理念」「教育研究活動の特色」が示されているほか、各学部、各研究科、平和研究所それぞれのページにおいても、「教育方針」や「教育・研究の特色」が示されている。このように、学内外への周知として、大学 HP を常に更新し利用している。

特に受験生対象として、高等学校等に送付する『大学案内』において、「教育方針」、「求める学生像」等を掲載し周知するとともに、大学 HP の「入学希望の方へ」のページの中で、『大学案内』や広報誌『West Breeze』などが PDF ファイルとして見ることができるようになっている。また、毎年夏に開催するオープンキャンパス、各高校での本学教員による出張講義などでも、本学の建学理念や学部の教育理念について、高校生に説明を

行っている。
在学生に向けては、印刷物である『履修案内』や『講義概要』において、各学部の教育方針や教育・研究の特色を掲載している。また、入学時のオリエンテーション、学部や学年別のオリエンテーション等においても、学部長や各学部教務委員長が、それぞれの学部や研究科における教育研究の理念・目的等について説明を行っている。
企業に向けては、大学 HP 以外にも、企業対象の「大学説明会」を開催し、この中で大学全体及び各学部の教育研究における理念・目的を説明するとともに、実際に学生を紹介し本学の教育成果を伝えている。
また、地域へは、各学部や研究所による公開講座等を、本学の研究成果や活動内容を紹介するとともに、その教育研究における理念・目的や人材育成方針などについても伝える良い機会として利用している。

2　大学の理念・目的等の検証

大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入（1-3）

本学では、教育研究における理念、目的、目標を、以下のように全学的に策定及び検証してきた。

1　1991（平成 3）年、広島市立大学設立準備委員会による「広島市立大学（仮称）基本構想」の作成
2　1998（平成 10）年、広島市立大学大学院設置準備委員会による「広島市立大学大学院修士課程基本構想」の作成
3　2001（平成 13）年、大学基準協会加盟に際して「自己点検・評価報告書」の作成
4　2004（平成 16）年、大学改革の一環として、学内において「広島市立大学将来計画」の作成
5　2006（平成 18）年、学長諮問機関である運営協議会に設置された将来計画検討専門委員会による「広島市立大学のあり方検討報告書」の作成
6　2007（平成 19）年、「広島市立大学のあり方検討報告書」を受けて今後 10 年間の方向と実施計画をまとめた「広島市立大学改革実施計画」の作成
7　2008（平成 20）年、教育研究上の目的の明確化という大学設置基準の一部改正に伴い、全学部における「人材育成の目的」「教育研究の特色」の見直し

このように、大学開学時、大学院設置時に策定した理念・目的について、大学自ら、そしてまた外部委員会によって評価検証されてきている。
そして、全学的な教育研究の理念・目的等の検証については、評議会、自己評価委員会及び全学教務委員会などがその任にあたっており、また各学部における検証については、長期的な視点では将来構想委員会、比較的短期的な視点では教務委員会などが行っている。

【理念・目的に関わる点検・評価】
1994（平成 6）年の開学から 15 年程度が経過しているが、その中では比較的頻繁に、外部及び内部から教育研究の理念・目的、また人材育成目標などが評価検証されているのではないかと思われる。
一方で、それらの周知方法については、まだ十分でない部分があり、様々な工夫が必要

と考えられる。特に高校や受験生に対する広報活動において、量的にも質的にも不十分であり、本学の教育方針等について伝えきれていないのが実情である。

【理念・目的に関わる改善方策】

高校や受験生に対する広報活動が不十分であることを受けて、2008（平成 20）年度、全学広報委員会の下に、本学の学長指定研究費を活動費として入試広報ワーキンググループを設置した。このワーキンググループでは、『大学案内』など紙媒体による広報、HPによる広報、またオープンキャンパスでの広報など、より効果的かつ効率的な広報を検討して提言する予定である。

第２章　教育研究組織

全　学

【現状説明】

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織構成と理念・目的等との関連（2-1）

１　学部・学科

本学は、第１章で述べた理念・目的を具現化するために、3 学部 7 学科体制で 1994（平成 6）年 4 月に開学した。

その内訳は、国際学部は国際学科 1 学科、情報科学部は情報数理学科、情報工学科、知能情報システム工学科、情報機械システム工学科の 4 学科、芸術学部は美術学科、デザイン工芸学科の 2 学科構成となっている。なお、芸術学部美術学科には、日本画専攻、油絵専攻、彫刻専攻の 3 専攻を設置している。

その後、情報科学部においては、2003（平成 15）年度に情報数理学科を情報メディア工学科に名称変更を行い、さらに、2007（平成 19）年度には学科再編を行い、情報工学科、知能工学科、システム工学科の 3 学科体制となった。

なお、情報科学部の学科再編については、情報科学部・研究科の「第２章　教育研究組織」において、詳しく述べることとする。

２　大学院研究科

学部教育の実績と経験を基盤として、更に教育・研究の充実を図るため、学部の完成年次に合わせ、1998（平成 10）年に大学院博士前期課程を、2000（平成 12）年には博士後期課程を設置し大学として完成をみた。

博士課程の当初の構成は、国際学研究科は国際学専攻 1 専攻、情報科学研究科は前期課程の情報数理学専攻、情報工学専攻、知能情報システム工学専攻、情報機械システム工学専攻の 4 専攻構成、後期課程は情報科学専攻の 1 専攻、芸術学研究科は前期課程の絵画専攻、彫刻専攻、造形計画専攻の 3 専攻、後期課程は総合造形芸術専攻の 1 専攻という構成であった。その後、情報科学研究科においては、2003（平成 15）年度の情報数理学科の名称変更に合わせ前期課程の情報数理学専攻を情報メディア工学専攻に名称変更を行い、さらに、2007（平成 19）年度の学科再編に合わせ、情報工学専攻、知能工学専攻、システム工学専攻、創造科学専攻の 4 専攻構成とした。

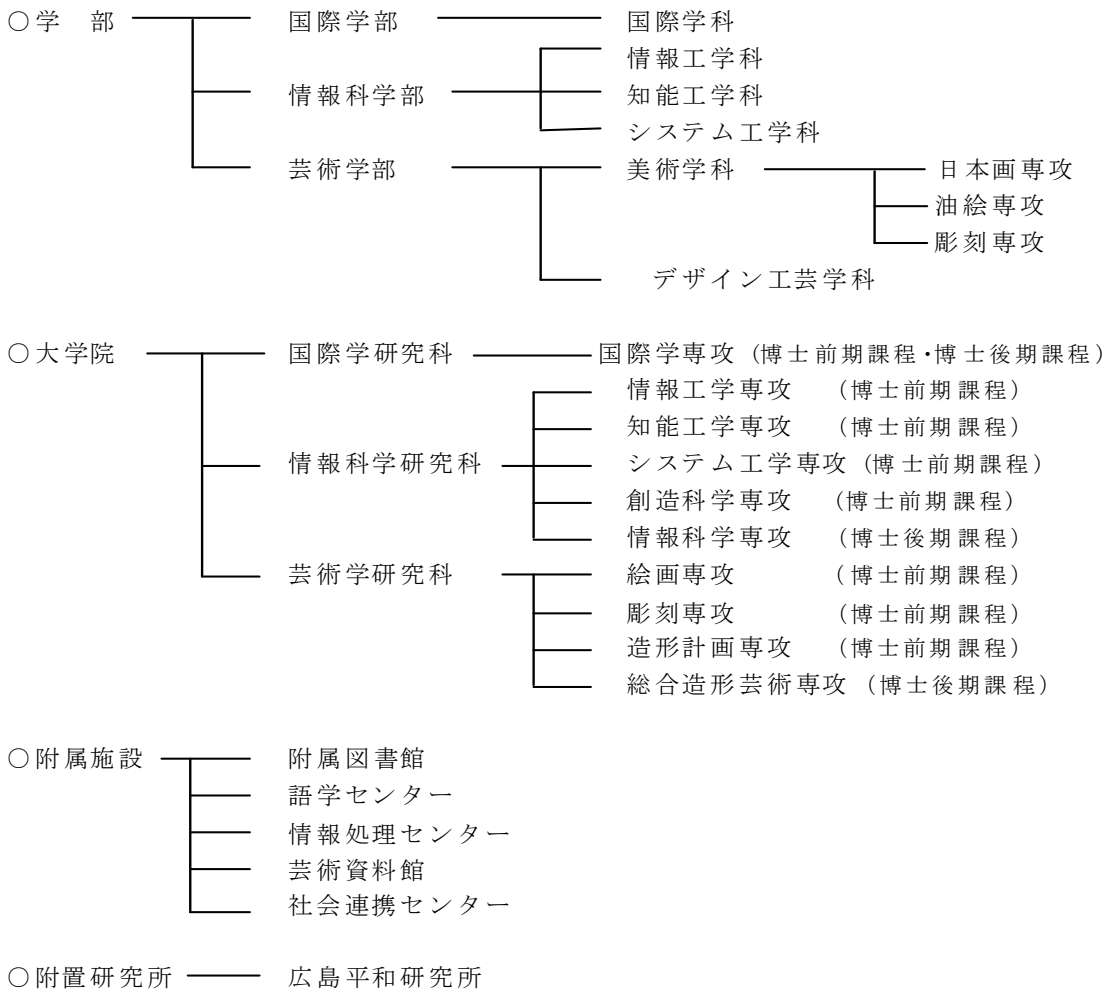
なお、情報科学研究科の専攻再編については、情報科学部・研究科の「第２章　教育研究組織」において、詳しく述べることとする。

３　附置研究所及び附属施設

1998（平成 10）年 4 月には、核兵器廃絶と世界恒久平和を願う広島市が設置した大学として、世界平和の創造、維持と地域社会の発展に貢献することを目的に広島平和研究所を設置した。

また、1994（平成 6）年 4 月の開学と同時に、附属図書館、語学センター、情報処理センター、芸術資料館が附属施設として設置され、その後も整備充実を重ねながら、学生及び教員の教育研究活動を支援している。また、2007（平成 19）年 7 月に、地域連携、社会連携のための中心的役割を担う機関として、社会連携センターを新たに設置した。

【広島市立大学の教育研究組織図】



当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況（2-2）

将来的な教育研究組織のあり方を検討するために、本学には全学将来構想検討委員会が設置されている。これに対応して、各学部にも将来構想検討委員会が置かれ、この中で教育研究組織の妥当性に関して、検証されている。また、これとは別に附属施設のあり方検討部会を置き、教育研究活動を支援する附属機関のあり方に関しても検証を行うこととしている。

【教育研究組織に関わる点検・評価】

本学は「科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学」という建学の基本理念の下、3 学部・3 研究科、1 附置研究所を備え、「国際」「情報」「芸術」「平和」をキーワードに特色ある教育研究活動を行っている。

各学部・研究科内においては、学科・専攻等の見直しを絶えず行っているが、その根底となる 3 学部・3 研究科、1 附置研究所を軸に人材育成、教育研究を進めることは揺るぎないものと考えている。

第３章　教育内容・方法

全　学（学士課程）

１　学士課程の教育内容・方法

到達目標

「国際平和文化都市」を都市像として都市建設を進める広島市は、都市像にふさわしい国際的な大学づくりを目指し、**「科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学」**を建学の基本理念として、1994（平成 6）年 4 月、広島市立大学を設立した。基本理念には、科学・文化の発展と世界平和を願う広島市の意志と、公立大学としての地域貢献への期待が込められている。

この建学の基本理念に基づき、大学づくりを行ってきたが、グローバル化の進展や 18 歳人口の急激な減少に伴う大学全入時代の到来、国立大学の法人化の実施などの大きな社会変化を契機として、2007（平成 19）年 3 月、本学として今後 10 年間に実施すべき新たな項目を加えて、「広島市立大学改革実施計画」を策定し、新たな使命を**「国際平和文化都市を都市像とする広島市に設置された大学として、地域社会の要請に的確に応え、都市像にふさわしい国際性、創造性と高い倫理観を持つ人材を育成する。」**とした。

上記の理念及び新しい使命に基づき、広島市立大学は学士課程の教育内容・方法の到達目標を以下のように定めている。

１　幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する。
２　情報化・国際化などの時代の新しい潮流に対応できる情報処理能力、外国語能力などを身に付けさせる。
３　各学部の理念と専門分野の特色に対応した効果的な専門教育を行う。

さらに各学部は、それぞれの学士課程の教育内容・方法の到達目標を定めている。各学部の到達目標については各学部の記述を参照されたい。

①　教育課程等

【現状説明】

Ⅰ　学部・学科の教育課程について

教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第 19 条第 1 項）(3-1)

到達目標で述べたように、本学の建学の理念は「科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学」であり、この理念を実現すべく学則第 1 条において「学術の中心として、深く専門の学芸を教授研究し、次代を担う感性と創造力の豊かな人材を養成する」ことを目的として掲げている。

この理念と目的を具現化し、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するため、本学の学士課程の教育課程は、大別して①全学共通系科目、②外国語系科目及び③専門教育科目で構成されている。

全学共通系科目は、人文科学、社会科学、自然科学の幅広い教養・知識を授け、また、人間と文化・社会、科学、創造・表現との関わりを中心に展開した総合共通科目（総合科目、共通科目Ａ、共通科目Ｂ、共通科目Ｃで構成）、情報処理能力を身に付けさせる一般

情報処理教育科目及び保健体育科目で編成されている。特に、総合科目においては、本学の理念である「世界平和と地域に貢献する国際的な大学」を具現化する科目として、「ひろしま論」、「平和と人権 A（ヒロシマと国際平和）」を開講している。

外国語系科目は、少人数制教育を実践している英語とその他の外国語で編成されており、本学の理念である「国際的な大学」を具現化するために、学生に対してきめ細かい外国語教育を実施している。

専門教育科目は、各学部の理念と教育目標を達成するため、学部ごとに専門分野の科目で編成されている。

この他に資格取得関連科目として教育職員免許状受領資格取得関係科目及び学芸員資格取得関係科目がある。

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ（3-2）

本学では知的活動の基盤となる理解力、判断力、表現力を養い、情報化・国際化などの時代の新しい潮流にも対応できる情報処理能力、外国語能力などを身に付け、学問や文化を創造するための基礎的能力を養うとともに、幅広い知識の修得と豊かな人間性の涵養を目指している。このためのカリキュラムとして、「総合共通科目」「一般情報処理教育科目」「保健体育科目」の三つの科目群からなる「全学共通系科目」と「外国語系科目」を 3 学部共通の科目として開設している。

このうち「総合共通科目」は、さらに「総合科目」「共通科目Ａ」「共通科目Ｂ」「共通科目Ｃ」の四つの科目群に分かれており、その主な狙いと対象領域は次のとおりである。

・総合科目　：国際、情報科学、芸術の 3 学部の教員が連携し、それぞれの専門分野による複合領域を、いわば教養教育として修得するための授業科目群
・共通科目Ａ：主として人間と文化・社会との関わりを中心とした授業科目群
・共通科目Ｂ：主として人間と科学との関わりを中心とした授業科目群
・共通科目Ｃ：主として人間の創造と表現を中心とする授業科目群

一般情報処理教育科目は、電子メールをはじめ、情報検索や文書作成など、いわば情報化社会の基礎教育的なコンピュータリテラシーを中心とする授業科目群である。

保健体育科目は、健全な日常生活を送るために必要な心身両面の健康づくりの基礎となる授業科目群である。

全学共通系科目及び外国語系科目は、本学の教育課程における基礎教育に充当している。

本学における倫理性を培う教育としては、全学共通系科目において、倫理を直接のテーマとした科目は特には設けていないが、「総合科目」において、倫理性を重視した科目を数多く設定している（「ひろしま論」、「平和と人権 A、B」）。また、近年の IT 技術の急速な進展に伴って重要性が高まっている情報倫理については、総合科目「情報とメディア」において教育を行っている。技術者倫理については、情報科学部において専門科目「技術者倫理」を開講している。

一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性（3-3）

本学では、評価項目 3-2 において述べたように、知的活動の基盤となる理解力、判断力、表現力を養い、情報化・国際化などの時代の新しい潮流にも対応できる情報処理能力、外

国語能力などを身に付け、学問や文化を創造するための基礎的能力を養うとともに、幅広い知識の修得と豊かな人間性の涵養を目指して、「総合共通科目」「一般情報処理教育科目」「保健体育科目」の三つの科目群からなる「全学共通系科目」と「外国語系科目」を3学部共通の科目として開設している。

このうち「総合共通科目」では、幅広く深い教養を学生に身に付けさせるために、教養教育の主たる対象となる分野を、「共通科目Ａ」「共通科目Ｂ」「共通科目Ｃ」の三つの科目群に分け、共通科目Ａは主として人間と文化・社会との関わりを中心とした授業科目群、共通科目Ｂは主として人間と科学との関わりを中心とした授業科目群、共通科目Ｃは主として人間の創造と表現を中心とする授業科目群として科目を提供している。さらに学際的な教養を身に付けさせるための科目群として「総合科目」を設定しており、国際、情報科学、芸術の 3 学部の教員が連携し、それぞれの専門分野による複合領域の授業科目を提供している。

外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性（3-4）

本学では 1・2 年次の全学学生向け科目である外国語系科目と、各学部の専門教育科目において、外国語科目の講義を実施している。ここでは、全学の外国語系科目について記述する。各学部の外国語科目については、各学部の記述（評価項目 国 3-4；情 3-4；芸 3-4）を参照されたい。

外国語系科目のうち、英語科目については、英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、2007（平成 19）年度入学生から新しい英語カリキュラムを導入した。これは 1・2 年次の学生に「CALL 英語集中」を全学部必修化し、同時に平均 16 名程度の能力別少人数クラスで行う「英語応用演習」を開設するという 2 本の柱からなるカリキュラムである。また、この取り組みは 2003（平成 15）年度文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」に採択されている。

「CALL 英語集中」は、本学教員が独自に開発したネットワーク型集中英語学習プログラムを用い、学生が自分の空時間を利用し、語学センターや情報処理センターにおいて、配信された教材によりリスニング、リーディング、スピーキング、ライティング、文法、語彙を集中的に学習するという科目である。通常の授業のように教員が講義室に来て講義するという形態をとらず、学習管理システムにより学習の進捗状況の管理や、質問等の受付を行う仕組みとなっている。「CALL 英語集中」の評価については、教材の消化率と、入学と同時に受験を義務付けてその後数回受験することとしている TOEIC の伸びを勘案して行う。

「英語応用演習」は、前述した TOEIC の成績を基に、ほぼ 3 段階の能力別に、1 クラス平均 16 人程度の少人数になるようクラス分けを行い、徹底したスピーキングとライティングの指導を行う科目である。「CALL 英語集中」を少数の教員で管理運営することにより、多くの教員を「英語応用演習」に投入でき、大学共通教育では異例の少人数クラスを実現している。

英語以外の外国語、いわゆる第二外国語については、現在、ドイツ、フランス、中国、ハングル、ロシア、アラビア、イタリア、スペインの各言語及び外国人留学生を対象とした日本語の 9 カ国語を開設しており、外国語学部を除いては、西日本でも有数の第二言語学習環境を提供している。

外国語科目群の狙いは、国際人を養成するための基礎として外国語を実践的に習得する

点にある。このため、語学センターの最新鋭設備機器や多様な教材を有効に活用し、ネイティブの外国人教員による直接指導などの教育環境を整えている。

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況（3-5）

本学の教育課程全般の調整・決定については、3 学部及び事務局から選任された委員から構成される全学教務委員会が行っている。教務委員会の所管事項として、①教育課程及び授業科目の履修に関すること、②授業計画及びその実施に関すること、③学生の入学、休学、転学、留学、退学及び卒業等に関すること、④その他教務に関することの 4 項目がある。

全学共通系科目の実施・検討主体としては、総合科目について、3 学部が共同で責任を負い、共通科目Ａ、保健体育科目、外国語系科目、教職専門科目は国際学部が、共通科目Ｂ、一般情報処理教育科目は情報科学部が、共通科目Ｃ、博物館資格関係科目は芸術学部が主に担当し責任を負っている。

また、各学部内における基礎教育と教養教育の実施・運営は、各学部に設置された教務委員会がその任に当たっている。

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性（3-6）

各学部の専門科目は、学部の教育理念・教育目標を具現化するために、体系的に編成されている。以下では各学部の専門教育的授業科目の概要を示す。各学部の専門科目の詳細は、学部ごとの記述（評価項目 国 3-6；情 3-6；芸 3-6）を参照されたい。

国際学部では、異質で多様な文化、言語、政治、経済、経営（ビジネス）などについての知識を、単なる情報としてだけでなく、問題解決に役立つべく統合された新しい知として身に付けた学生の育成を目標としている。そのために、具体的な教育カリキュラムとして、①多文化共生プログラム、②言語・コミュニケーションプログラム、③国際政治・平和プログラム、④公共政策・NPO プログラム、⑤国際ビジネスプログラムの 5 プログラムを設定している。

情報科学部では、情報科学の分野において問題解決の方法を自主的に見い出す能力を持ち、国際的な視野を身に付けた感性豊かな創造的人材の養成を目的として、2 年次前期まで行われる学部共通科目による基礎教育の後、さらに専門性の高い専門教育を行うために、①情報工学科、②知能工学科、③システム工学科の 3 学科を設け、2 年次後期から学生の希望により学科配属し、学科ごとに編成されたカリキュラムから専門科目を履修する。

芸術学部では専門基礎科目の選択により、学科、専攻を越えた総合的な能力の向上に努めている。美術学科日本画専攻では「文化財学研究」を提供し、また油絵専攻は「油彩画材料論」「版画制作演習」「絵画論」を、彫刻専攻は「彫刻論」を提供し、制作者（作家）の視点から美術学科各分野の歴史、技術、現状、可能性等を解説し、その魅力について教授している。デザイン工芸学科は「デザイン概論」「工芸概論」「図法及び製図」「工芸制作Ⅰ、Ⅱ」「工芸材料概説」「写真（映像）概論」を、また現代表現領域は「現代美術演習Ⅰ、Ⅱ」「現代美術史」「現代美術論」を提供している。その他美学・美術史の授業も開設され、美術学科、デザイン工芸学科共通で、それぞれの専攻及び学科によって、その特色を生かすよう履修の指導を行っている。

教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性（3-7）

各学部では学部の教育目標・理念に合わせて教育カリキュラムが編成されており、科目種別ごとに卒業に必要な単位数は異なっている。

国際学部では下表（全 3-1）のように、卒業所要総単位は 131 単位、そのうち一般教養的授業科目 21 単位、外国語科目 12 単位以上、専門教育的授業科目 94 単位以上を設定している。

表　全 3-1　国際学部卒業要件一覧

<table>
<tr><td rowspan="6">全学共通系科目</td><td rowspan="4">総合共通科目</td><td>総合科目</td><td>2単位以上</td><td rowspan="4">16単位</td><td rowspan="5">21単位</td></tr>
<tr><td>共通科目A</td><td>6単位以上</td></tr>
<tr><td>共通科目B</td><td>2単位以上</td></tr>
<tr><td>共通科目C</td><td>2単位以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">一般情報処理教育科目</td><td>3単位</td></tr>
<tr><td colspan="3">保健体育科目</td><td>2単位</td></tr>
<tr><td colspan="4">外国語系科目</td><td>12単位以上</td><td>12単位以上</td></tr>
<tr><td rowspan="8">専門教育科目</td><td colspan="3">専門基礎科目</td><td>6単位</td><td rowspan="8">94単位以上</td></tr>
<tr><td rowspan="7">専門科目</td><td></td><td></td><td rowspan="7">88単位以上</td></tr>
<tr><td>プログラム専門科目</td><td>同一プログラムから36単位以上履修した場合は、当該プログラム「領域」を専門に履修したことを認定</td></tr>
<tr><td>英語特講</td><td>4単位以上</td></tr>
<tr><td>専門演習</td><td>2単位以上
（専門演習Ⅰ及びⅡを各1単位以上）</td></tr>
<tr><td>卒論演習</td><td>2単位</td></tr>
<tr><td>卒業論文</td><td>4単位</td></tr>
<tr><td colspan="5">計</td><td>131単位以上</td></tr>
</table>

国際学部では、2007（平成 19）年度に導入した 5 プログラムにより、専門科目の開設授業数は以下のようになった。必修の専門基礎科目としては 5 科目 6 単位を設定した。選択科目としては、多文化共生プログラムに 46 科目、言語・コミュニケーションプログラムに 34 科目、国際政治・平和プログラムに 46 科目、公共政策・NPO プログラムに 31 科目、国際ビジネスプログラムに 25 科目が開設されている。その他に、必修の英語特講科目に 6 科目、国際研究特講に 6 科目、専門演習や卒業論文指導で 5 科目が設定されている。

専門教育科目のうち、必修は専門基礎 5 科目 6 単位、必修の英語特講科目に 6 科目 4 単位以上、専門演習 2 単位以上、卒業論文指導で 3 科目 6 単位の計 18 単位であり、残りの 76 単位は上記プログラムの 182 科目から選択して履修する。

情報科学部では、卒業所要総単位は新教育課程では 131 単位である。その詳細を下表（全 3-2）に示す。卒業所要総単位 131 単位は、大学設置基準第 32 条に定める最低卒業要件の 124 単位より本学は 7 単位多く修得しなければならず、その分、学生の負担は大きい。しかしながら、2007（平成 19）年度からの新教育課程の導入により、旧教育課程において卒業所要総単位（表　全 3-3）135 単位を 4 単位削減したものであり、卒業所要総単位数の観点から見て、数字上は学生の負担を軽減する方向に改善されている。

表　全 3-2　情報科学部（新教育課程）卒業要件一覧

（新教育課程）卒業要件一覧

区　分			情報科学部		
			情報工学科	知能工学科	ｼｽﾃﾑ工学科
全学共通系科目		総合科目	2単位以上	2単位以上	2単位以上
		共通科目A	6単位以上	6単位以上	6単位以上
		共通科目B	4単位以上	4単位以上	4単位以上
		共通科目C	2単位以上	2単位以上	2単位以上
		総合共通科目小計	18単位以上	18単位以上	18単位以上
		一般情報処理教育科目	3単位	3単位	3単位
		保健体育科目	2単位	2単位	2単位
外国語系科目			8単位以上	8単位以上	8単位以上
全学共通系科目等　計			33単位	33単位	33単位
専育	専門基礎科目				
門科	専門科目		98単位	98単位	98単位
教目	計		98単位	98単位	98単位
卒業必要単位数			131単位	131単位	131単位

表　全 3-3　情報科学部（旧教育課程）卒業要件一覧

（旧教育課程）卒業要件一覧

区　分			情報科学部			
			情報メディア工学科	情報工学科	知能情報システム工学科	情報機械システム工学科
全学共通系科目		総合科目	2単位以上	2単位以上	2単位以上	2単位以上
		共通科目A	6単位以上	6単位以上	6単位以上	6単位以上
		共通科目B	4単位以上	4単位以上	4単位以上	4単位以上
		共通科目C	2単位以上	2単位以上	2単位以上	2単位以上
		総合共通科目小計	18単位以上	18単位以上	18単位以上	18単位以上
		一般情報処理教育科目	3単位	3単位	3単位	3単位
		保健体育科目	2単位	2単位	2単位	2単位
外国語系科目			8単位以上	8単位以上	8単位以上	8単位以上
全学共通系科目等　計			33単位	33単位	33単位	33単位
専育	専門基礎科目		102単位	102単位	102単位	19単位以上
門科	専門科目					79単位以上
教目	計		102単位	102単位	102単位	102単位
卒業必要単位数			135単位	135単位	135単位	135単位

芸術学部では、開学当初、最低卒業要件は 135 単位であったが、実習科目の単位当た

りの時間数の見直しと併せて、教育内容を確保しその水準を維持、向上することを前提としながら、学生の負担を軽減してゆくという視点から、美術学科 133 単位、デザイン工芸学科 131 単位とした。

表　全 3-4　芸術学部卒業要件一覧

区分		芸術学部	
		美術学科	デザイン工芸学科
全学共通系科目	総合科目	2 単位以上	2 単位以上
	共通科目 A	4 単位以上	4 単位以上
	共通科目 B	4 単位以上	4 単位以上
	共通科目 C	0 単位以上	0 単位以上
	総合共通科目小計	18 単位	18 単位
	一般情報処理教育科目	3 単位	3 単位
	保健体育科目	2 単位	2 単位
外国語系科目		6 単位	6 単位
全学共通系科目等計		29 単位	29 単位
専門教育科目	専門基礎科目	20 単位	20 単位
	専門科目	82 単位	84 単位
	計	102 単位	104 単位
卒業必要単位数		131 単位	133 単位

3 学部全体では、2007（平成 19）年度入学生以降においては、卒業必要単位数は 131 単位、あるいは 133 単位である。全学共通系科目は 21 単位、あるいは 23 単位となっており、ほぼ同一の単位数となっている。外国語系科目の卒業必要単位数は学部の教育目標に応じて、6 単位、8 単位、あるいは 12 単位となっている。それに応じて、専門科目の卒業必要単位数は 94 単位から 104 単位までと少し幅があるが、それぞれの学部の教育目標に応じた単位数の配分になっている。

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性（3-8）

各学部の教育目標に合わせて、教育課程における卒業に必要な単位数及び必修科目と選択科目の量的配分も学部ごとに異なっている。以下に各学部のカリキュラム編成における必修・選択科目の単位の量的配分の概要を示す。詳細については、各学部の評価項目 3-8 を参照されたい。

国際学部では 2007（平成 19）年度より 5 プログラムによる新カリキュラムに移行した。新カリキュラムでは、専門基礎科目 6 単位（国際研究入門 2 単位、基礎演習 2 単位、発展演習 2 単位）のほか、専門科目としての必修は英語特講から 4 単位、専門演習から 2 単位以上、卒論演習 2 単位、卒業論文 4 単位を必修として定めた。なお、5 プログラム科目群のうち、一つのプログラム科目群から 36 単位以上を修得した場合には、当該プロ

グラム領域を専門に履修したことを国際学部として認定し、二つ以上の領域認定も可能とした。

情報科学部では 2007（平成 19）年度に学科再編を行い、新学科体制に沿ったカリキュラムを新たに編成し導入した。新学科体制のカリキュラム編成では、卒業に必要な単位は以下のようになっている。まず、全学共通系科目としては、総合共通科目として 18 単位以上、一般情報処理教育科目 3 単位、保健体育科目 2 単位を修得する必要がある。また、外国語系科目は 8 単位以上を修得する必要があり、このうち 6 単位は英語科目を必修としている。全学共通系科目と外国語系科目を合わせて 33 単位の修得が求められている。次に専門教育科目としては、情報工学科とシステム工学科では専門基礎科目・専門科目として必修科目 48 単位を含む 98 単位以上、知能工学科では専門基礎科目・専門科目として必修科目 50 単位を含む 98 単位以上を修得する必要がある。卒業必要単位数はいずれの学科も 131 単位である。

芸術学部では、カリキュラム編成における、必修・選択の量的な配分について、履修の規定では以下のように定めている。

（1）一般情報処理教育科目

① 芸術学部の学生は、「一般情報処理Ａ」を履修すること。

（2） 保健体育科目

「体育実技Ⅰ、Ⅱ」又は「健康科学」のいずれかを選択して履修すること。

（3）外国語系科目

① 芸術学部の学生は、「CALL 英語集中Ⅰ、Ⅱ」の 2 単位が必修になる。

また、この他、英語科目「英語応用演習Ⅰ、Ⅱ」、「CALL 英語集中Ⅲ、Ⅳ」及び英語以外の外国語系科目の中から 4 単位以上を履修すること。

ただし、この場合の 4 単位以上は、同一の外国語でなければならない。

（4）専門教育科目

① 芸術学部の学生は、次の基準により履修すること。

ア 美術学科

専門基礎科目…20 単位

専門科目…必修科目 82 単位

イ デザイン工芸学科

専門基礎科目…20 単位

専門科目…必修科目 84 単位

Ⅱ カリキュラムにおける高・大の接続等について

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況（3-9）

初等中等教育におけるいわゆる「ゆとり教育」や、本学でも実施している多様な入試制度などの影響により、基礎的学力、知識の異なる多様な学生が本学においても入学する状況になってきている。このため、後期中等教育から高等教育に一人一人の学生が円滑に移行することを支援することを目的として、各学部では多様な試みを実施している。

国際学部では、後期中等教育から高等教育への移行を円滑にするために、専門基礎科目の見直しを行い、2007（平成 19）年度より実施している。第一に、従来専門科目の一部を紹介するにとどまっていた「国際研究入門」の導入部分で、国際学部の特徴を押さえた上で、大学での学びについて考える機会を導入した。第二に、1 年次必修の基礎演習にお

いて、「読む」「書く」「議論する」「発表する」という基礎的スキルについて、後期中等教育とは異なる大学レベルのスキル修得を目的とする授業内容を含めた。さらに少人数の演習である基礎演習については、担当教員間の意思疎通を徹底し、クラス間の格差をできる限り縮めて、大学での学びに必要な導入教育の一定水準を達成する努力を行っている。

情報科学部では、専門教育科目において、学部共通科目群と学部総合科目群を設け、学部共通科目群では「解析学 I、II」、「線形代数学 I、II」、「数学演習 I、II」、「物理学」、「プログラミング I、II、III」、「プログラミング I、II、III 演習」、「コンピュータ基礎」、「情報科学序説」等を開講し、学部総合科目群では「電気磁気学」、「情報物性工学 I、II」等を開講し、数学、理科、英語の基礎教育と情報科学基礎教育を行っている。

芸術学部では、後期中等教育から高等教育への移行を円滑にするため、1 年次前期のカリキュラムについて、各学部・専攻においては、実習授業である専門科目で対応している。

社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮（3-10）

外国人留学生に対しては、外国語系科目において「日本語 I～IV」を開設し、2008（平成 20）年度からは専任教員により、日本語の指導を行っている。

国際学部では、社会人学生を科目等履修生として受け入れている。これまでの実績としては、イタリア語やアラビア語などの第二外国語系科目や、国際学部専門科目に毎年若干名の受講生を受け入れている。

芸術学部では、外国人留学生が、学術交流協定関係のある大学から、毎年数人必ず訪れる。彼らに対しては生活に必要な最低限の知識から、語学学習のアドバイスなど、語学の堪能な教員や事務局学部運営課学部運営ライン、また学生などが細やかに対応している。

インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性（3-11）

本学では、各学部において、インターンシップを導入し、単位化している。国際学部では、2007（平成 19）年度より「企業インターンシップ」と「学校インターンシップ」を専門科目の一環として実施している。「企業インターンシップ」の行き先は、官公庁のほか、各種企業や NPO などである。

情報科学部は、3 年次選択科目として「インターンシップ」を導入している。実習先は広島県内外の情報技術関連企業や官公庁等であり、時期、期間は夏季長期休暇時の約 2 週間程度である。

芸術学部では、インターンシップに対応するため、2006（平成 18）年度より「造形応用研究」と言う科目を新設した。地域社会との連携を深めるため、積極的な指導を行っている。

ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性（3-12）

国際学部、情報科学部においては、ボランティア活動を単位認定する科目は設定されて

いない。
芸術学部においては、ボランティア活動も含む、地域との係わりや国際的交流まで含んで、学外における活動に対して単位化することを目的として、2006（平成 18）年度に「造形応用研究」を新設した。本科目は、ボランティア活動も含む、地域との係わりや国際的交流まで含んで、学外における活動に対して、単位化する為に設定された科目である。

国家試験につながりのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、カリキュラム編成の適切性（3-13）

本学では、国家試験につながりのあるカリキュラムを編成している学部はない。しかし、本学では、教育職員免許法に基づき、本学で開講している教職に関する科目及び所定の専門基礎・専門科目の単位を修得することにより、中学校と高等学校の教育職員免許状を取得することができる。
国際学部においては「中学校教諭一種免許状（英語）」及び「高等学校教諭一種免許状（英語）」、情報科学部においては「高等学校教諭一種免許状（数学）」と「高等学校教諭一種免許状（情報）」、芸術学部においては「中学校教諭一種免許状（美術）」及び「高等学校教諭一種免許状（美術）」、加えて、芸術学部デザイン工芸学科においては「高等学校教諭一種免許状（工芸）」が取得できるようにカリキュラムが編成されている。

Ⅲ　単位について

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性（3-14）

単位の計算の基準については、学則第 34 条に次のとおり定められている。
講義・演習　　：15～30 時間までの範囲内の授業時間で 1 単位
実験・実習・実技：30～45 時間までの範囲内の授業時間で 1 単位
この学則の規定に基づき、以下のとおり運用している。
講義　　：15 時間の講義をもって 1 単位
演習　　：30 時間の演習をもって 1 単位
実験・実技：30 時間の演習をもって 1 単位
実習　　：30～45 時間の実習をもって 1 単位
実習時間に関しては、芸術学部美術学科の中でも日本画専攻・彫刻専攻は 45 時間の実習をもって 1 単位としているが、油絵専攻は 30 時間の実習をもって 1 単位としており同一学科内で取扱いが異なっている。教育実習については、30 時間の実習をもって 1 単位としている。
授業形態に関わらず休講があった場合、原則として補講を行うこととし、単位に見合う授業時間の確保を徹底している。

国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第 28 条第 2 項、第 29 条）（3-15）

（ア）単位互換

本学では、2003（平成 15）年度から教育ネットワーク中国（注参照）加盟大学間で行う単位互換制度に加入し、実施している。

この制度を利用し他大学にて取得した単位は、学則第 38 条により 30 単位を超えない範囲で卒業要件として認定できることとなっている。しかし、学部ごとに本学開設科目での履修を基本としたうえで単位互換科目を卒業要件にどう取り組むかの取扱いを定めており、それぞれ最大で国際学部 4 単位、情報科学部 6 単位、芸術学部 8 単位が卒業要件として認められる。

制度加入時から現在までの履修状況は、下表（全 3-5）のとおりである。

表　全 3-5　単位互換履修状況　（単位：人）

区　分		2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
本学学生の他大学への出願状況	実人員	18	2	1	0	1
	履修科目数	30	4	1	0	2
他大学から本学への出願状況	実人員	47	34	21	11	9
	履修科目数	57	40	24	12	12

注：　1998（平成 10）年 4 月設立のコンソーシアム。加盟会員 30（18 大学、1 大学校、1 高専、7 短期大学、3 団体)。主な事業として単位互換事業（15 大学、5 短期大学、1 高専参加)、生涯学習事業、高大連携事業を行っている。

（イ）留学に関わる単位認定

留学中に修得した単位の認定については、学則第 38 条により 30 単位を超えない範囲で卒業要件として認定できることとなっており、認定方法としては、

1）本学と学術交流協定を結んでいる大学への派遣留学中に修得した単位を本学で取得したものと同じであると読替えて単位認定する場合

2）協定は結んでいないが海外の大学等に語学研修のために留学し一定期間、一定の水準以上の評価を受けた場合に本学の外国語科目に読替える場合

がある。

協定校への派遣留学では、これまでハワイ大学マノア校（米国)、西京大学（韓国）への留学生から認定申請が出てきている。

語学研修では英語、ハングル、ロシア語、中国語と多彩な言語を海外で学習し本学で単位認定されている。

表　全 3-6　留学で単位修得した単位の認定件数

区　分	2005 年度	2006 年度	2007 年度
協定校で修得した単位	米国・ハワイ大学 1人1科目	韓国・西京大学 2人2科目 米国・ハワイ大学 1人1科目	韓国・西京大学 1人3科目
語学留学で修得した単位	英語　1人 ハングル　1人 ロシア語　1人 中国語　2人	中国語　3人 ハングル　2人	

（ウ）既修得単位の認定

学則第 39 条及び「広島市立大学既修得単位認定規程」に基づき、入学前に大学又は短期大学において履修した授業科目について取得した単位（科目等履修生として取得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により取得したものとみなし、卒業の要件となる単位として認めることができる。

認定を希望する学生は、所定の認定願に入学前に所属した大学等の学業成績証明書と授業内容の分かるシラバスを添えて申請する。申請を受理した後、事務局において授業科目担当者に承認の可否について意見を聴取し、その意見を添えて学生が所属する学部の教授会に認定の可否を諮り審査・決定する手順となっている。

過去 5 年間の既取得単位認定件数は、下表（全 3-7）のとおり。

表　全 3-7　既取得単位認定件数

2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
1名（6科目）	1名（5科目）	申請無し	2名（11 科目、14 科目）	申請無し

Ⅳ　専任・兼任教員と開設授業について

全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合（3-16）

2007（平成 19）年度における全学共通系科目における専任教員が担当する授業科目数（割合）は、下表（全 3-8）のとおりである。

表　全 3-8　全学共通系科目における専任教員が担当する授業科目数（割合）

区　　分	全授業科目数 A	専任教員担当授業科目数 B	割　　合 B／A（%）
総合共通科目	43	41	95.3
一般情報処理教育科目	8	8	100.0
保健体育科目	25	9	36.0
外国語系科目（英語）	94	10	10.6
外国語系科目（第二外国語）	41	20	48.7

注）兼任と専任が混在するオムニバス授業は専任教員担当としている。

総合共通科目及び一般情報処理教育科目は、ほぼ本学専任教員で行われている。

保健体育科目の実技授業 6 種類中 2 種類を専任教員が担当しており残り、4 種類を兼任教員が担当している。

英語に関しては、先に述べた 2 本柱のうち、英語科目の単位の半分を占める「CALL 英語集中」は専任教員がすべて担当している。「英語応用演習」については、1 クラス 16 名程度という共通教育としては異例の少人数クラスを実現しており、そのため授業数も多く、またできるだけネイティブ・スピーカーに担当してもらうよう努力していることから兼任の割合が多くなっている。

第二外国語に関しては、一部を除きそれぞれの言語で専任教員が責任者としてまとめ役となり運営しており、約半分の授業を専任教員で行っている。

各学部の専門科目における専任教員の担当割合については、各学部の記述（評価項目国 3-16；情 3-16；芸 3-16）を参照されたい。

兼任教員等の教育課程への関与の状況（3-17）

評価項目 3-16 のとおり。

【①　教育課程等に関わる点検・評価】

本学の教養教育は主に全学共通系科目で実施されている。開学以来、全学共通系科目の枠組みは不変であるが、科目編成については、時代や学生のニーズの変遷に応じて、その都度、見直しを行い、科目の新設、統廃合により教養教育の充実を図ってきた。

開学当初における教育理念と教育目標の具現化としての全学共通系科目の開設とその後の見直しにより、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するためのカリキュラムは整備されていると評価できる。また、本学の全学共通系科目は、教育課程として基礎教育、倫理性を培う教育が的確に位置付けられているものと評価できる。

さらに、本学の全学共通系科目は、国際、情報科学、芸術の 3 学部がそれぞれの専門領域の特色を生かし、相互に乗り入れながら有機的に連携し、複合領域とそれぞれの専門領域をカバーする学際的な基礎教育カリキュラムとなっている。これら人間と文化・社会、人間と科学、人間の創造表現を中心とした科目群を開設することにより学生の倫理性を培う教育も適切に展開されていると評価できる。

外国語系科目については、2007（平成 19）年度からの英語科目の新しいカリキュラムは、

１）全学生に TOEIC 受験を義務付け、
２）ネットワークでの教材配信によるリーディング、リスニングなどの集中的な学習、
３）能力別少人数クラスによる徹底したスピーキング、ライティングの指導、

など他の大学では見られない先駆的な改革を行い、日本の大学の英語教育に一石を投じた改革であると言える。この改革の評価については、まだ始まったばかりであり数年を経てから検証してゆくことになろう。

全学共通系科目において、体育実技や語学については、専任教員数に比して授業科目数が多いことから専任教員が担当する割合が低くなるのは避け難く、その体育実技種目や言語を専門とする兼任教員に多くの授業を任せている。ただし、授業クラス数としては非常勤率の高い外国語（英語）についても、半分の単位数を占める「CALL 英語集中」については専任教員が担当していること、また「英語応用演習」についても、専任教員がコーディネーターとして配置されていることなどから、実質的には専任教員が関わって運営を行っていると言える。さらに、第二外国語については国際学部を擁していることから言語も含め地域研究を専門とする教員が多く、約半分の授業科目を専任教員で賄っているのは特筆すべき点である。

【①　教育課程等に関わる改善方策】

本学の教養教育の中心に位置付けられている全学共通系科目については、今後とも本学の教育目標を達成するため、更なる不断の努力・検討が必要であり、次の視点から全学共通系科目の見直しを行う。

１）本学における「学士号」で保証するべき資質や能力を明確にする。

２）大学教育への導入教育と自律学習支援及びコミュニケーションスキル等の汎用的技能の養成を目標に、特定の学術分野を定めず、社会や自然の様々な問題について、少人数のセミナー形式で調査・研究・討論する科目を全学で導入する。
３）現行の全学共通系科目は全体的には体系的に編成されているが、また、十分にカバーされていない学問分野・領域が幾つかある。さらに、本学の建学の理念がカリキュラムに十分に反映されているとは言えない。これらの点を踏まえて、全学共通系科目を体系的に再編成する。

全学共通系科目の見直しは、全学教務委員会で行い、2008（平成 20）年度中に見直しの方向を決定し、各学部で議論の上で 2009（平成 21）年度中に新カリキュラムの詳細を決定し、2010（平成 22）年度から新しい全学共通系科目のカリキュラムに移行する予定である。

また、外国語系科目については、以下の視点から見直しを行う。
１）外国語によるコミュニケーション能力の向上など、外国語教育の強化・充実がさらに必要であり、外国語系科目の見直しを行う。

外国語系科目における本学の英語教育改革については、国内でも初めての試みであるため、数年経過した後に実証・評価が必要であると考えられる。実証・評価を行うことによっておのずと改善の方策も見つかると考えられ、第一外国語運営委員会において具体的な評価方法等を検討する。

② 教育方法等
【現状説明】
Ⅰ 履修指導

学生に対する履修指導の適切性（3-18）

履修登録は学生がシラバスを Web で閲覧し入力する。その後、登録された科目等を一覧表にて確認し登録が完了する。
国際学部では、学部教務委員会を中心とした履修ガイダンスの実施、教員による個別指導、事務局教務学生支援課教務ラインによる随時の履修相談受付の 3 本立てで、履修指導を行っている。学部教務委員会では、各学年を対象とした履修ガイダンスのほか、個別の履修相談日の設置、2 年次生を対象とした専門演習登録ガイダンスなどを、それぞれのセメスターにおいて実施している。
情報科学部では、入学時のオリエンテーションにおける履修指導に始まり、学科によって多少異なるものの毎期始めに成績配布と合わせて履修指導が行われている。特に、成績不良者については、各学科において指導対象基準を設け、チューター、教務委員による個別指導が行われている。
芸術学部では、履修指導は年度のはじめのオリエンテーションで、『学生便覧』と『講義概要』（冊子）を使用し、教務担当の教員と事務員により学年ごとに履修等の説明が行われる。またその時、前年度の成績表が渡され、個々の単位修得状況により履修のアドバイスを受ける。

留年者に対する教育上の措置の適切性（3-19）

国際学部には留年制度はない。しかし、3 年次終了時点で卒業論文着手判定を行い、この時点で履修単位数が 80 単位以上であれば、卒業論文に着手することができ翌年度の卒業論文の提出で卒業が認められる。国際学部では卒業論文は必修であるため、卒業論文着手判定で可とならなかった学生は、4 年間での卒業は事実上できないということを意味する。したがって、規定上の留年制度はないが、国際学部の場合は低単位修得者が 4 年次で事実上の留年となる可能性はある。また、休学その他の事情により修業年限を越えて在学する学生も存在する。

情報科学部では、3 年次進級時及び 4 年次進級時に進級要件を設け、該当しない者は留年としている。また、卒業要件を満たさない者も留年となる。3 年次進級要件は、情報メディア工学科では、卒業の要件となる 135 単位のうち、2 年次までの必須の実験、演習科目の全単位を含む 60 単位以上を取得しているか、あるいは、学科の推薦を受け教授会で認めた者となっている。情報工学科では、卒業の要件となる 135 単位のうち、2 年次までの必須の実験及び「プログラミング序論演習」、「プログラミングⅠ演習Ａ」、「プログラミング II 演習」の全単位を含む 60 単位以上を取得しているか、あるいは、学科の推薦を受け教授会で認めた者となっている。知能情報システム工学科では、卒業の要件となる 135 単位のうち、2 年次までの必須の実験、演習科目の全単位を含む 60 単位以上を取得しているか、あるいは、学科の推薦を受け教授会で認めた者となっている。情報機械システム工学科では、卒業の要件となる 135 単位のうち、全学共通系科目及び外国語系科目を 25 単位以上、2 年次までの専門基礎科目を 13 単位以上、専門科目を 30 単位以上取得しているか、あるいは、学科の推薦を受け教授会で認めた者となっている。

卒業研究着手要件（4 年次進級要件）は、情報メディア工学科では、卒業の要件となる 135 単位のうち、必須の実験、演習科目の全単位を含む 113 単位以上を取得しているか、あるいは、学科の推薦を受け教授会で認めた者となっている。情報工学科では、卒業の要件となる 135 単位のうち、必須の実験、演習科目の全単位を含む 115 単位以上を取得しているか、あるいは、学科の推薦を受け教授会で認めた者となっている。知能情報システム工学科では、卒業の要件となる 135 単位のうち、必須の実験、演習科目の全単位を含む 113 単位以上を取得しているか、あるいは、学科の推薦を受け教授会で認めた者となっている。情報機械システム工学科では、卒業の要件となる 135 単位のうち、全学共通系科目及び外国語系科目を必修科目 5 単位以上を含む 29 単位以上、専門基礎科目を必修科目 11 単位以上を含む 17 単位以上、専門科目を実験科目 14 単位、他の必修科目 3 単位以上を含む 63 単位以上取得し、かつ上記の四つの分類科目の取得単位数の総計が 115 単位以上であるか、あるいは、学科の推薦を受け教授会で認めた者となっている。

芸術学部では、実技実習は、年次を追ったカリキュラムであり 4 年次の卒業制作を節目とした基礎、応用、展開といった流れの中で、組み立てられている。出席日数の欠如や作品未提出、また評価基準レベルまで到達していない時は、留年させる場合がある。なお、専門科目の実技実習以外の科目については再履修及び過年度履修で対応している。

科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性（3-20）

国際学部の科目等履修生としては、主として社会人を外国語系科目や資格取得関連科目、そして国際学部専門教育科目に受け入れている。受け入れに際しては、広島市立大学科目

等履修生規程に基づいて教務委員会が履歴を確認し教授会が認める。

情報科学部には 2003（平成 15）年度に 2 名の科目等履修生がいたが、その後は該当者がいない。

芸術学部の実技実習は年次を追ったカリキュラムであり、4 年次の卒業制作を節目とした基礎、応用、展開といった流れの中で組み立てられているため、基本的には実技実習の専門科目については科目履修生及び聴講生を受け入れていない。

Ⅱ　成績評価法

厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性（3-21）

成績評価については「広島市立大学履修規程」第 11 条に定められており、成績は、試験、実技、実習の成績及び出席状況等を総合して評価するものとし、成績の表示は下表（全 3-9）のとおり優・良・可・不可の 4 段階としている。

表　全 3-9　成績の表示

評価	評点
優	80 点～100 点
良	70 点～79 点
可	60 点～69 点
不可	59 点以下

定期試験については、同規程に原則として出席回数が授業実施回数の 3 分の 2 以上なければならないとされている。

授業科目毎の評価方法は、講義概要（シラバス）に担当教員が記載することによって学生に明示している。

授業科目区分毎の成績評価分布状況は、下表（全 3-10）のとおりである。この表を見ると、成績評価分布は科目種別、あるいは学部によって少しずつ異なっているが、極端な偏りは見られないことから本学における成績評価は概ね妥当であると考えられる。また、「優」の割合が「良」、「可」と比較して多いことが分かる。これは各評価に対応する評点の範囲が「優」は「良」、「可」の範囲の 2 倍となっていることに起因するものと考えられる。

表　全 3-10　2006（平成 18）年度成績評価分布　　（単位：%）

授業科目区分		優	良	可	不可
全学共通系科目	総合共通科目	36.6	21.3	14.3	28.8
	一般情報処理教育科目	77.8	17.3	2.7	2.2
	保健体育科目	68.1	17.8	7.6	6.5
外国語系科目		45.6	28.2	15.8	10.5
専門教育科目	国際学部	51.8	23.8	9.0	15.4
	情報科学部	39.3	19.7	17.7	23.3
	芸術学部	58.9	27.6	4.3	9.2
資格取得関係科目		47.6	22.6	11.5	18.2

※「不可」は、欠席も含む。

履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性（3-22）

国際学部では、従来、学生が 2 年次までに卒業必要単位数の大半を履修してしまう傾向が見られた。このため、国際学部では 2007（平成 19）年度から、履修登録単位数の上限を設定した。国際学部の 1 年次生及び 2 年次生が、1 学期に履修科目として登録できる単位数は、26 単位が上限である。ただし、インターネットによる集中英語学習プログラムを利用する「CALL 英語集中 I、II、III、IV」以外の集中講義と、国際学部教育課程に含まれていない教職等に関する科目は、履修登録上限の対象としない。

情報科学部においては国際学部と同様、各学期において履修登録単位数は 30 単位を上限とするよう定められている。これに対して、芸術学部においては、2007（平成 19）年度までは履修登録単位数の上限は設定されていなかったが、2008（平成 20）年度より各学期において履修登録できる上限を 30 単位と定めた。これにより、各学部とも、特定の学期において、学生が過度に履修登録をする弊害をなくすことが可能になり、単位の実質化を図る上で有効であると考えられる。

各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性（3-23）

国際学部の特色としては、3 年次及び 4 年次における少人数による専門演習や卒論指導が、学生の学力、社会性、協調性、行動力などを培う場として大きな役割を果たしている。そのため、国際学部では、特に 3 年次において学生が自らの関心に応じて自主的に複数の専門演習を履修する傾向が見られる。その一方で、国際学部専門教育科目の課程表では、科目の学年配当が 2 年次に偏っている傾向が伺える。国際学部では、下年次配当科目の履修を制限していないため、従来この問題は支障なしとして検討対象となっておらず、むしろ 2 年次までに履修の大半を終える学生の動向に呼応して 3 年次配当科目を 2 年次配当科目におろす傾向があった。その結果、基本的には 4 年間の体系的な学習を念頭においた科目配置になっているが、2 年次配当科目の比率が高いプログラムもある。

情報科学部では、各年次及び卒業時の学生の質を確保するため、3 年次進級時並びに 4 年次進級時に進級要件を設定している。また卒業時の要件は以下のように設定している（2006（平成 18）年度入学生までに適用される旧カリキュラムの場合）。

表　全 3-11　情報科学部（旧カリキュラム）進級及び卒業要件

	3 年次進級要件	4 年次進級要件	卒業要件
情報メディア工学科	60 単位以上	113 単位以上	135 単位以上
情報工学科	60 単位以上	115 単位以上	135 単位以上
知能情報システム工学科	60 単位以上	113 単位以上	135 単位以上
情報機械システム工学科	68 単位以上	115 単位以上	135 単位以上

芸術学部では、各年次の進級は、すべて必修である専門科目の修得が要件になっている。そのため、学生の質は、自ずと保証されるシステムになっている。また、3 年次から 4 年次に進級するためには、卒業制作着手要件が定められているため（2008（平成 20）年度実施)、事務局の扱いとしては自動的に、年次が進行して行くようにカウントされるが、実質的に、学生が必修科目を修得できなければ進級できないため、3 年次を繰り返すことになる。

卒業制作着手要件　美術学科・・・・・・・76 単位（総取得単位数）
　　デザイン工芸学科・・・78 単位（同）

卒業時については、4 年次の実習科目及び卒業制作の評価により、卒業が決定する。制作が不十分の場合は卒業できないことになる。このような仕組みによって学生の質が確保されている。

４年未満で卒業もしくは大学院への進学を認めている大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性（3-24）

2000（平成 12）年に学校教育法が一部改正され、3 年以上の在学で大学の早期卒業を認める制度が創設されている。つまり、大学に入学し 3 年以上在学した学生が、卒業の要件として本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、本学の判断により、卒業を認めることができる。ただし、早期卒業には、(1)大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の早期卒業の認定の基準を定め、それを公表していること、(2)大学が、卒業の要件として学生が取得すべき単位数について学生が一定期間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること、(3)学生が卒業の要件として取得すべき単位を取得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもって取得したと認められること、(4)学生が早期卒業を希望していることが満たされなければならない。

国際学部及び芸術学部では、4 年未満で卒業若しくは大学院への進学を認めることは制度化されていない。

情報科学部においては、学校教育法の改正に合わせて早期卒業制度を導入することが決定され、必要な規則等を整備し、2004（平成 16）年度入学生から適用した。早期卒業の対象学生は、本学に 3 年以上在学（学校教育法施行規則第 68 条の 5 の規定に該当する者を含む。）し、卒業の要件として学部の定める単位を優秀な成績をもって取得したと認められる者（以下「早期卒業候補者」という。）とした。詳細は、情報科学部の記述（評価項目 情 3-24）を参照されたい。

Ⅲ　授業形態と授業方法

授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性（3-25）

本学の全授業科目の授業形態は、下表（全 3-12）のとおりである。

表　全 3-12　2007（平成 19）年度授業形態別授業数

区　　分		講義	演習	実験	実技	実習
全学共通系科目	総合共通科目	42		1		
	一般情報処理教育科目		8			
	保健体育科目	1			24	
外国語系科目		135				44
専門教育科目	国際学部	176	100			
	情報科学部	188	18	24		
	芸術学部	26	5			76
資格取得関係科目		21	3			3

全学共通系科目の授業形態別の履修者数については、総合共通科目では、304 人を最高に 100 人を超える授業が 10 科目ある一方、履修者数が 1 桁の授業も 2 科目あり履修者数差が顕著である。

英語科目については、主としてスピーキングとライティングを指導する「英語応用演習」では平均 16.6 人と、大学の共通英語教育では異例の能力別少人数クラスを実現している。英語を除くいわゆる第二外国語では人気の言語では 100 人を超える履修者がいる一方、1 桁の言語もある。特に、2 年生以上向けのクラスでは履修者が 5 人に満たないクラスもある。

多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性（3-26）

全学の必修科目として「一般情報処理 A、B」を学生一人にパソコン 1 台を備えた情報処理演習室にて開講しており、本学に入学した者はまずこの授業でコンピュータの使用方法のイロハからコンピュータリテラシーまでの基礎を修得することとなる。

また、本学語学センターには CALL（コンピュータ支援言語学習）システムを備えており、この機能を積極的に利用した授業が行われており、特に英語科目「CALL 英語集中」は 2007（平成 19）年度から全学部 1 年生の必修科目として開設しており全学生がこの機能を使用し学習を進めることとなる。

その他授業でも、ビデオ・DVD などのマルチメディア教材を使用した授業は元々多く開講されていたが、最近はパワーポイントを利用した授業が多くなっている。

また、芸術学部美術学科・デザイン工芸学科とも、ゼミ室や工房には、コンピュータが整備されていて、学内に張り巡らされたネットワークと併せて、学生の学習の手助けとして、大いに活用されている。

「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性（3-27）

2005（平成 17）年度から全学共通系科目「情報と企業」を、遠隔講義環境を利用して、慶応義塾大学、京都大学と本学を接続し開講している。本科目は、財団法人経済広報センターによる教育支援活動の一環として慶應義塾大学に開設された寄付講座を、実時間遠隔

講義環境を利用して、慶応義塾大学、京都大学及び広島市立大学の 3 大学を接続し、広島市立大学から参加できるようにしたものであり、毎回、様々な企業から講師を迎え、IT 技術を中心とした各企業での取り組みについて講義が行われている。広島市立大学では 3 名の教員をこの講義の担当者に定め、担当教員は毎回の講義での受講学生の出欠の確認、提出レポートの採点等を行い、それらに基づいて学期末に成績評価を行っており、適切に運用されている。

Ⅳ　教育改善への組織的な取り組み

教育上の効果を測定するための方法の適切性（3-28）

教育上の効果を測定するために、本学では大きく分けて、定期試験や、卒業論文、卒業研究、卒業制作といった卒業時に課せられる課題、そして授業アンケートを利用している。また、学期末だけでなく、中間テストや講義ごとに小テストを実施する教員も存在する。さらに、同じ科目名で複数クラス開講される学部共通科目等、例えば、国際学部では「基礎演習」や「発展演習」、情報科学部では数学系科目、プログラミング系科目といった科目では、シラバス、課題、また試験問題などを共通とし、これらを担当する教員間で、学生の達成度について情報交換をし、授業改善を行っている。

そして、4 年間の集大成として、国際学部では卒業論文、情報科学部では卒業研究、芸術学部では卒業制作を学生に課しており、これまでの教育の効果を総合的に判断する機会としている。

授業アンケートについては、少人数ゼミやオムニバス講義などの一部を除いて、すべての科目において、学期ごとに実施している。原則として、「授業の進め方」「授業の内容」「学生自身の授業に対する取り組み」「総合評価」について訊ねるアンケートであるが、講義課目、外国語科目、保健体育科目など、その内容に即して一部変更して利用している。中でも、学生の理解度等に関して訊ねる項目群については、授業内容が適切に学生に伝わったかどうかを検証するものとして、全学教員対象 FD セミナーでも取り上げられている。

卒業生の進路状況（3-29）

国際学部では、2007（平成 19）年度の求職率（就職希望者）は、84.5%であり、就職（内定）率は 93.5%となっている。学生の就職先は約 4 割が広島県内（40%）だが、関東地域（32%）、関西地域（15%）、その他の地域（13%）となっており、2006（平成 18）年度と比較すると県外への就職が約 1 割強増加している。

業種・職種では、製造業（23%）、金融業（20%）、サービス業（19%）、流通業（17%）、運輸業（10%）、公務（7%）、建設業（3%）、不動産業（1%）となっている。幅広い業種・職種への就職は、多様な関心をもつ学部生の特性を反映したものである。また、高校の英語教員としては、1 名の学生が現役で合格している。英語教員採用については、免許取得者に対する割合としては少ないものの、県内でも採用者数名という枠の中で、現役、卒業生合わせて、毎年複数名の合格者を出していることから、よく健闘していると評価できる。大学院ほかへの進学者は、学部生全体では 4.5%である。

情報科学部では、2007（平成 19）年度の進路状況は、就職 55.7%、進学 39.7%、進学・就職以外 4.6%であり、例年、半数に近い学生が進学を希望している。就職状況については、いずれの年度においても就職決定率は 99%以上であり、就職希望者のほぼ全員

が就職できている。なお、進学・就職以外の者とは、進路が未定のため卒業後就職活動を行う者（4 名）、自営業等（2 名）、留学（1 名）などが含まれている。

次に、就職先の業種についてまとめた下表（全 3-13）を以下に示す。情報科学部の専門分野である情報・通信関係の企業あるいは電子・情報・通信機器の製造業への就職が大部分を占めている。

表　全 3-13　情報科学部業種別就職状況

区分	サービス業		製造業	卸売・小売業	金融・保険業	運輸・通信業	建設業	公務	計
	情報	その他							
平成16年度	72	7	7	13		4	1	1	105
平成17年度	55	3	10	10	4	1		1	84
平成18年度	60	6	18	8	5	1		2	100

芸術学部においては、2007（平成 19）年 3 月 31 日に報告された芸術学部生の進路状況をみると、1 期生から 9 期生までと 10 期生（2007（平成 19）年 3 月卒）の比較がある。9 期生までの学部卒業者総数 709 名に対して進学者 39.8%（282 名）、就職決定者 15.5%（110 名）、就職希望者 18.2%（129 名）、就職決定率 85.3%、創作活動 22.1%（157 名）、その他留学･非常勤講師･翌年度教員等受験など 8.7%（62 名）、進路未定は 3.1%（22 名）である。これに対して 10 期生の状況は学部生 79 名、進学者 30.4%（24 名）、就職決定者 32.9%（26 名）、就職希望者 35.4%（28 名）、就職決定率 92.9%、創作活動 21.5%（17 名）、その他留学･非常勤講師･翌年度教員等受験など 10.1%（8 名）、進路未定は 1.3%（1 名）である。以上の数値から 10 期生になると、進学希望者は 10%近く減少し、逆に就職希望者は倍増している。そして進学希望者よりも就職希望者の方が多いことも注目される。

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）およびその有効性（3-30）

大学全体での FD に関する取り組みとしては、授業アンケート及び教員アンケートによる授業改善サイクルと、もう一つは随時開催する全学 FD セミナーが挙げられる。

授業アンケート等の FD への利用については、評価項目 3-32 で記述することとする。

FD セミナーには、新任教員や新しく授業担当となった講師などを対象として副学長が講師となって開催する研修会、ティーチング・チップスなどの紹介について、外部講師を招いて開催する講演会、全学教員対象に授業アンケート分析結果をもとにした授業改善セミナー、また学部ごとに特色ある授業紹介などを行う報告会などがそれに相当する。

2008（平成 20）年度からは、部局長で構成される企画運営会議の下に設置された FD ワーキンググループが FD に関する様々な提案を行い、それを受けて企画運営会議が全学体制で実施することとなっている。

また、芸術学部などでは、複数の教員や学生が実技科目の作品講評をともに行うことによって、学生の動機付けを高めるとともに、教員自身の指導方法についても内省的改善の機会としているようなユニークな例もある。

シラバスの作成と活用状況（3-31）

毎年、本学の教育内容を学生に示し、学生が授業科目の選択や学習の指針となるよう講義概要（シラバス）を作成している。学部ごとに作成した講義概要（シラバス）の冊子を履修ガイダンス時に学生一人ひとりに配布しているが、2005（平成 17）年度からはシラバスを教員が Web で入力するようにし電子情報化されたため、学生もインターネット上でシラバスを参照できるようになった。このため、学生が Web で履修登録するときにそのまま履修画面上にシラバスを呼び出すことができ学生にとって冊子を持ち運ばなくてもよくなり、利便性は高まった。

シラバスの入力項目も Web 入力開始を機会に教務委員会で見直しを行い、1 授業につき次の項目とするよう統一している。

項目：科目名、単位数、担当者、履修時期、履修対象、概要、講義のねらい
受講要件、受講生への要望、講義内容、評価方法、教科書等
担当者プロフィール

また、シラバスは本学ホームページにも掲載することにより学外の者に対しても公開しており、本学を受験しようとする者から、科目等履修生を希望する社会人などに対しても、利便も図っている。

学生による授業評価の活用状況（3-32）

授業改善を狙いとして、「教育上の効果を測定するための方法の有効性（評価項目 3-30）」でも述べた学生対象の授業アンケートと、それと組み合わせとなっている教員対象の教員アンケートが利用されている。授業アンケートの結果については、各教員に返却され、そして、その結果に対して教員は教員アンケートに回答する形でフィードバックを行う。これまでは、「学生に対するメッセージ」等として、学内限定 HP で公開されていたが、2009（平成 21）年度からは、教員アンケートを授業改善のサイクルの中に位置づけ「授業の改善点と改善方法」について具体的に記載することを求める予定である。具体的には、その学期の結果だけでなく、過去数年間の結果も付けて教員に返却し、自身の記述した「授業の改善点と改善方法」が有効であるかどうかを調べることを容易にすることで、授業改善の PDCA サイクルとして活用されることを期待している。

また、全体の結果については学長、副学長及び各学部長に送付されるとともに、部局長で構成される企画運営会議の下に設置された FD ワーキンググループにも報告され、回収されたデータの FD としての活用について議論されることとなっている。また、FD ワーキンググループにおいて、授業アンケートや教員アンケートの分析方法や、また分析結果をもとにした FD セミナーの開催なども企画することとし、大学全体の授業改善につなげる仕組みとしている。

【②　教育方法等に関わる点検・評価】

本学における現行の成績評価においては、優・良・可・不可の 4 段階評価を採用しており、評価の基準や優良可の配分などは教員の裁量に任されている。このため、教員により基準評価にバラツキがあるのは否めない。これらのバラツキをなくし、統一した基準で評価するよう様々な努力がなされている。例えば、一般情報処理教育科目や英語科目など同一科目で複数クラスある授業について、教員間で授業内容、評価方法が同一となるよう協

議をしている。特に英語教育では、2007（平成 19）年度からの英語教育の改編に伴い開設された「英語応用演習」について TOEIC を利用して能力別クラスに分けを行い、各能力別クラスで専任コーディネーターを当てて、テキスト、教案を統一して同一水準の講義を行い、成績評価も各レベルの者どうしで不均衡が生じないよう、能力別クラスごとに優の割合を定めるなどの工夫を行っている。ただし、そのような取り組みをしていない授業については教員間で評価基準にバラツキがあり学生にとって運・不運があるという不満の声も聞こえる。

また、現行の優・良・可・不可の 4 段階評価では、学生の学力を的確に評価するには不十分であり、5 段階評価の導入、さらには GPA（Grade Point Average）の導入も検討する必要がある。

シラバスについては、シラバスを Web 入力し電子情報化することにより、学生も配布されたシラバスの冊子を持ち運ばなくても履修登録画面上にシラバスを呼び出すことができるようになり、学生にとって利便性が高まったと言える。また、従来の紙ベースで原稿・校正のやり取りの手間が減り事務負担の軽減にもなったことは評価できる。しかし、現行のシラバスを見ると、詳細に講義内容を書いている教員もあれば、ごく大雑把に触れているだけのものもあるなど、全体が統一されているとは言えず、シラバスの記載量、内容の水準を一定に保つ必要があると言える。

授業アンケートと、それとセットとなっている教員アンケートについては、教員の指導方法改善に役立つ仕組みとして評価できる。しかし、幾つかの課題がある。一つは、上でも述べたが、少人数ゼミやオムニバス講義等では原則として、授業アンケートは実施されていない点である。もう一つの課題は、学生対象の授業アンケートがほとんどの科目で実施され回収されているのに対し、それに対する教員アンケートの回収率は低いことである。原因としては、授業アンケートの結果が実施後数ヶ月経って返却されることで、そのときには既に新学期が始まっており、教員にとっては既に前学期の結果に対して注意がそれほど向かないという点が考えられる。

【②　教育方法等に関わる改善方策】

成績評価については、英語科目に限らず複数クラス開講されている授業については、教員間の成績評価基準の統一を図る必要がある。また、複数クラスの授業科目に限らず、全学的な成績評価基準を設けるなど、学生にとって納得の行くような成績評価をつけるよう努力、検討する必要がある。例えば、科目の性質によって、相対評価あるいは絶対評価のいずれがふさわしいかなどを見極める必要があろう。単位認定の厳しさが異なる科目が存在することは、学生の学習意欲の低下につながる恐れがある。

現行の優・良・可・不可の 4 段階評価については、学生の学力をより的確に評価するため、5 段階評価に変更することが決定され、教務システムの更新に合わせて 2010（平成 22）年度からの導入が決定されている。ただし、「秀」等の評語については、現在検討中である。GPA（Grade Point Average）の導入については、教務委員会において今後検討することが予定されており、2009（平成 21）年度に導入の可否が決定されることとなっている。

シラバスについては、これまでの冊子版と異なり、教員の Web 入力後のチェックがないことから、記載内容等の不統一がみられる。一旦教員が記載した後、教務委員会などでチェックするシステムを構築することを検討する。

授業アンケートの実施方法や分析については、企画運営会議の下にある FD ワーキンググループで具体的に検討している。検討課題には、いかにして全科目で FD として本質的な授業アンケートを実施できるか、それをいかにして分析して教員にフィードバックでき

るか、また、教員アンケートと合わせていかに授業改善の PDCA サイクルを確立するかといったことが挙げられている。2008（平成 20）年度中にこれらの課題について検討し、2009（平成 21）年度から新しい授業アンケート、教員アンケート及びフィードバック方法を実施する予定である。

③　国内外との教育研究交流

【現状説明】

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性（3-33）

本学は、建学の基本理念「世界平和と地域に貢献する国際的な大学」に明確にうたわれているように国際的な大学を志向して設立され、また「国際平和文化都市を都市像とする広島市に設置された大学として、地域社会の要請に的確に応え、都市像にふさわしい国際性、創造性と高い倫理観をもつ人材を育成する」ということが、その使命として掲げられている。

これらの使命や目標を実現するため国際交流の基本方針として、下記の 3 項目を全学国際交流委員会で確認している。

- 本学がヒロシマにある意義を生かした交流事業の展開
- 協定大学のみならず、帰国留学生、地域との協力を念頭に事業を展開する
- 3 学部・研究科等で構成される本学の特色を生かしたユニークな（独自性のある）交流事業の展開

このような建学の理念、使命及び方針のもと、本学では開学時から国際交流の推進に積極的に取り組んできた。2006（平成 18）年度の実績でみると、受入留学生数は 44 名で、学生数全体の 2.15%にあたり、これは公立大学だけでみると 17 位／75 大学中であり、協定大学との交換留学生数は 28 名、学生数全体の 1.37%で、これは公立大学では 7 位にあたる（2007（平成 19）年度データをもとにした本学独自の調査による）。決して留学生が多いという数字ではないかもしれないが、本学の規模を考えると、公立大学の中でも比較的、国際交流の盛んな大学と位置付けてよいと考えている。

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性（3-34）

これまで海外の 10 大学、ハノーバー専科大学（ドイツ）、アラヌス大学（ドイツ）、ベルリン・バイセンゼー芸術大学（ドイツ）、ハワイ大学マノア校（アメリカ）、オルレアン大学（フランス）、西京大学校（韓国）、西南大学（中国）、国際関係学院（中国）、モハメド五世大学、（モロッコ）、アルマナール大学（チュニス）と交流協定及び学生交換に関する覚書を結んでいる。今後も、梨花女子大学（韓国）との協定締結が予定されているなど、ますます国際交流を協力に推し進めることになる。現在までの交流の実績は留学生の受入実績、派遣実績で見ると、下図（全 3-1、全 3-2）のようになっており、それぞれ特色ある 3 学部・研究科構成を生かした独自性を尊重した形での交流が行われている。これらの教育・研究における交流は、学部・大学院において、同様に行われている。

図　全 3-1　交換留学生受入実績

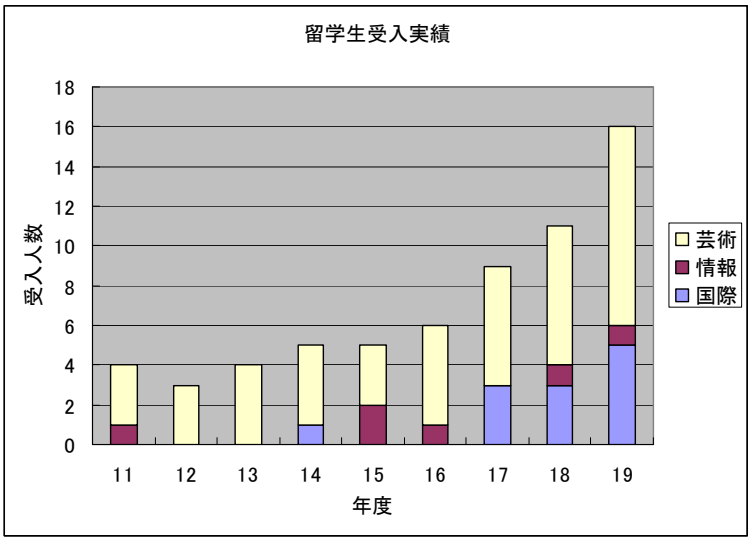
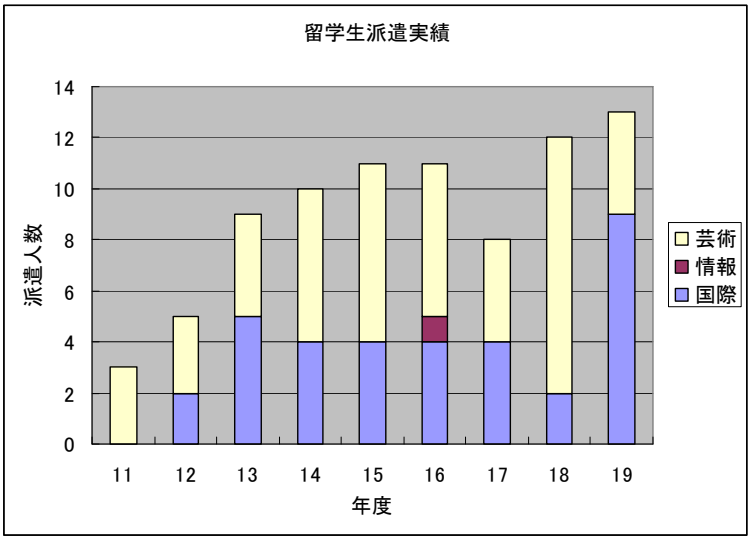
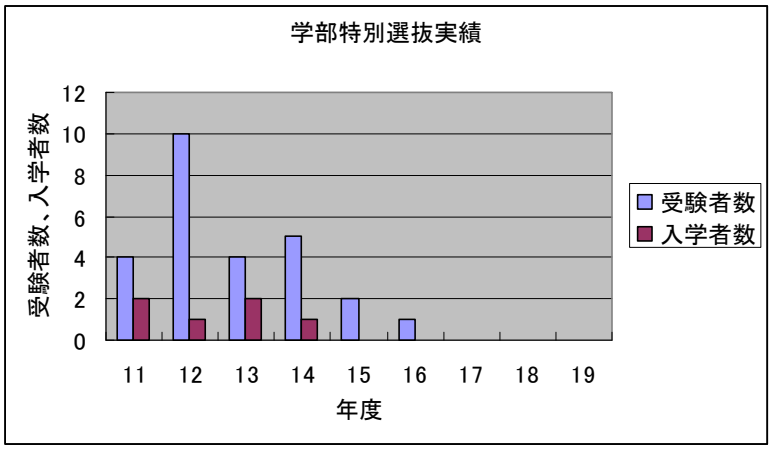


図　全 3-2　交換留学生派遣実績



また、国際レベルでの教育研究交流をより緊密化するため、本学では学部学生について、外国人特別選抜制度を設けている。上で見てきたように、交換留学生及び私費等の留学生全体としては多く受け入れている一方で、学部の受験者数及び入学者数の推移は、下図（全 3-3）に示すようになっており、2005（平成 17）年度以降は 3 年間受験者がいない状況が続いていたが、国際学部において 2008（平成 20）年度 4 名の受験者があった。

図　全 3-3　学部特別選抜実績



さらに、博士前期課程及び博士後期課程への外国人入学者数の推移は、それぞれ春季、秋季ごとに分けて示すと下図（全 3-4・全 3-5）のようになっており、いずれも国際学研究科がほとんどを占めているが、全体としては減少する傾向にある。これは学部における特別選抜受験者数及び入学者数の変化と同様となっており、大都市圏集中が進んでいることが伺える。

図　全 3-4　博士前期課程外国人入学者数

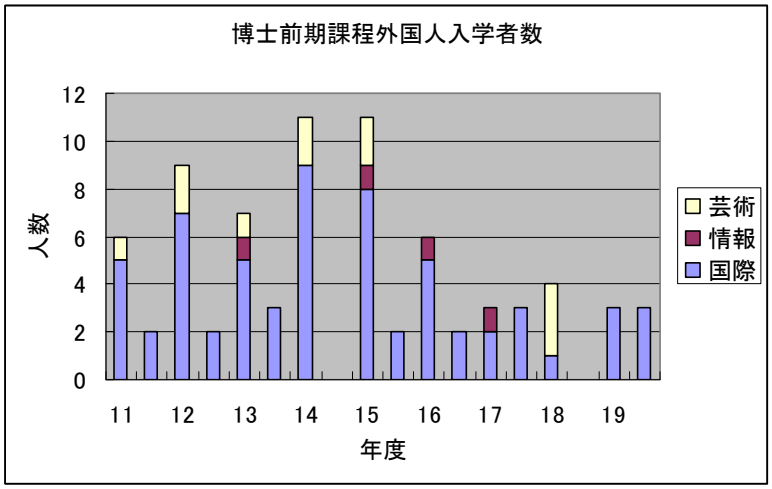
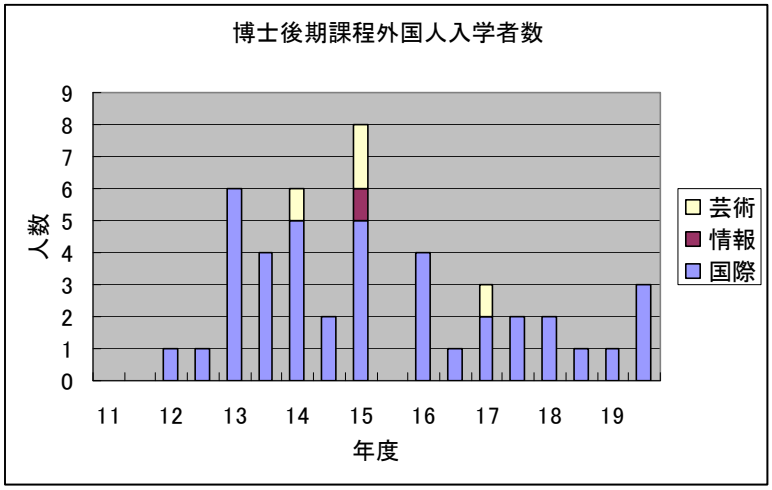


図　全 3-5　博士後期課程外国人入学者数



本学学生を海外で研修させる事業としては、「海外語学研修補助事業」がある。これは海外での 1 ヶ月程度の語学研修について、必要経費の半額（ただし、1 件当たり 20 万円の上限あり。）を支援するというもので、毎年 7 名ほどがこの制度を利用して研修に出かけている。語学研修を行う国や大学については、学生個人がそれぞれ自主的に情報収集をして決定をする。

これらの他にも、国際学部が毎年夏季に実施する「HIROSHIMA & PEACE」という集中講座がある。これは 8 月 6 日の広島平和記念式典への参加も含んだ、すべて英語による集中講義で、毎年、20 カ国を超える国々から学生が参加する。本学からも英語力の非常に高い学生数十名が加わり、この時期、本学ではキャンパスが国際色豊かなものとなるのが恒例となっている。

国内外の大学との組織的な教育研究交流の状況（3-35）

多くの場合、教員個人が海外の研究者と共同研究などを行って交流しているが、組織的な交流としては、本学と学術交流協定を結んだハノーバー専科大学、ベルリン・バイセンゼー大学（ドイツ連邦共和国）アラヌス大学（ドイツ連邦共和国）等を対象として、特に芸術学部が盛んに行っている。

【③　国内外との教育研究交流（学部）に関わる点検・評価】

外国人留学生は全国的に見ると東京、大阪などの大都市圏にある国立大学法人等に集中する傾向にあり、本学のような地方の公立大学は不利な状況にある。そういった中で、国際交流全体としては、中規模地方公立大学として比較的健闘していると考えている。それぞれの交流状況については、学部・研究科の項で詳細に記述されているが、特に、国際学部、芸術学部における交流実績が多い。情報科学部・研究科は 2 学部に比較すると実績は少ないが、着実に交流を進めている。

国内の大学等との教育研究交流がそれほど行われていないことに関しては、文部科学省が中心となって推進している、国公私立大学の連携強化の政策などを考えるとき、本学においても今後検討すべき課題の一つとしては考えられる。今後、本学が法人化した際はより他大学との交流・連携を推し進めていくことになる。

【③　国内外との教育研究交流（学部）に関わる改善方策】

本学の教育研究の交流状況を考える際、現状では宿舎等のインフラ整備が遅れていることは否定できない。学生寮の留学生枠を 2007（平成 19）年度から若干増やしたが、協定校の増加に追い付いていないのが実状である。この状況を改善するために、2008（平成 20）年度中に、留学生を扱う全学国際交流委員会と、寮を所掌する全学学生委員会とで協議を進めていく予定である。また、更なる交流の拡大のためには、今後大学に隣接した未利用地の利用計画の中で宿舎や交流施設などの整備を行うことも急務と考えている。

全　学（修士課程・博士課程）

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法

広島市立大学大学院は国際学研究科、情報科学研究科、芸術学研究科の 3 研究科から構成されており、各研究科には 1998（平成 10）年 4 月に博士前期課程が、続いて 2000（平成 12）年 4 月には博士後期課程が設置され、現在に至っている。以下では広島市立大学大学院の 3 研究科の博士前期課程（修士課程）及び博士後期課程（博士課程）の教育内容・方法に関する自己点検・評価について全学的見地から概要を述べる。各研究科の自己点検・評価の詳細については、各学部・研究科の記述を参照されたい。

到達目標

3 研究科の教育内容・方法の到達目標を以下に示す。各研究科とも、博士前期課程、博士後期課程に共通の到達目標になっている。

国際学研究科（博士前期課程、博士後期課程共通）は、次を到達目標としている。

（1）高度な学術知識を修得した教養人、研究者及び専門職業人の育成（高度な学術知識の修得）

（2）21 世紀の地球社会の多種多様な課題を発見し、解明し、解決する能力の育成（課題発見、解明、解決能力の育成）

（3）地域と連携し社会に開かれた教育・研究の推進によって、多様化する国際社会や地域社会の充実と発展に貢献する人材の育成（社会に貢献できる人材の育成）

情報科学研究科では以下の二つの到達目標を掲げている。

（1）学識、技術の体系の修得：科学技術の高度化と多様化に対応できるように、基礎から応用までの学識、技術の体系を修得させる。

（2）創造性、自立性を培う教育の実施：研究者、技術者としての重要な資質である創造性、自立性を培う教育を行う。

芸術学研究科は、高度な文化芸術の創造･発展に貢献することを理念とし、美術、デザイン、工芸に関する卓越した創作・研究能力を培い、地域文化振興と国際文化交流において指導的な役割を果たす、理論を踏まえた高度の専門性を有する人材を育成することを目的とする。

①　教育課程等

【現状説明】

Ⅰ　大学院研究科の教育課程

大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 99 条、大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項との関連（3-36）

３研究科の理念・目的は以下のとおりである。

（１－１）国際学研究科の理念
高度な学識と広い視野に基づいて、より専門的な立場から国際社会や地域に貢献できる真の国際人の育成を理念とする教育・研究を行う。
（１－２）　国際学研究科の目的・教育目標
国際研究の先導的な役割を担うとともに、国際社会の問題点や課題を自ら発見し、解決できる実践的な真の国際人の養成と、高度で先端的な国際研究に携わることのできる教育・研究者の育成を目的とする。

（２－１）情報科学研究科の理念
情報科学に関する学理の探求と科学技術の発展を推進するとともに､情報科学の分野における高度な専門学識･技術と創造力を身に付けた人材の育成を理念とする教育・研究を行う。
（２－２）情報科学研究科の目的・教育目標
高度情報通信社会を支える「情報技術」に関する研究開発を担う研究者及び高度専門技術者を養成することを目的とする。

（３－１）芸術学研究科の理念
高度な文化芸術の創造･発展に貢献することを理念とする教育・研究を行う。
（３－２）芸術学研究科の目的・教育目標
美術、デザイン、工芸に関する卓越した創作・研究能力を培い、地域文化振興と国際文化交流において指導的な役割を果たす、理論を踏まえた高度の専門性を有する人材を育成することを目的とする。

各研究科の理念、目的・教育目標を達成するため、各研究科はそれぞれ博士前期課程、博士後期課程の教育課程を編成している。また、国際学研究科は 1 専攻で編成されているが、情報科学研究科は博士前期課程については 4 専攻、博士後期課程については 1 専攻、芸術学研究科は博士前期課程については 3 専攻、博士後期課程については 1 専攻で編成されている。
各研究科の博士後期課程についてはそれぞれ独自の教育課程を編成しているが、博士前期課程の教育課程については、全研究科で共通の科目群（全研究科共通科目群）と研究科（あるいは専攻）独自の科目群で構成されている。以下に各研究科の教育課程の概要を示す。
国際学研究科博士前期課程の教育課程は全研究科共通科目群、地域研究科目群、総合セミナー、特別講義、特別演習で編成されている。一方、博士後期課程は国際社会分野と地域研究分野の科目群で編成されている。
国際学研究科の教育課程の特徴を以下に示す。
（１）国際社会科目研究科目群
国際社会科目研究科目群は、国際社会を構成し、動かしている、文化、政治、法律、

経済、経営、言語の諸側面の様々な機能と役割の分析・研究を通じて、国際社会が直面している問題の分析と解決に資するための教育・研究を行い、学際的な知見の蓄積と国際社会における実践力の習得を目指している。研究群としては、五つで構成され、国際社会の横断的機能研究を目指している。

（2）地域研究科目群

地域研究科目群では、世界の諸地域を 5 地域に大別して、それぞれの地域について様々な学問分野から多面的、多角的に教育・研究を行い、諸地域についての正確な情報や深い知識の修得を目指している。さらに、グローバルな視野で日本と世界各地域を多面的、多角的に比較することによって、一地域に偏ることなく、より広い国際的視野、国際感覚、国際知識が養われるよう教育・研究を行っている。

（3）その他

上記の二つの科目群に加えて、「総合国際社会セミナーA、B」と「総合地域セミナーA、B」を設け、これら 4 科目から必ず 2 単位以上を取ることを義務付けている。A は複数の教員が担当することで学際的感性を養い、B はプレゼンテーション技法、社会調査法等の基礎的方法論を習得することをねらいとしている。

さらに全研究科共通科目群「21 世紀の人間と社会」から 6 単位以上を取得することを義務付け、本研究科が目指す真の国際人に不可欠と考える高度な教養と豊かな人間性の形成を目指している。

（4）博士後期課程

博士後期課程の特徴は、徹底した個別指導にある。博士後期課程では「国際社会演習Ⅰ～Ⅳ」及び「地域研究演習Ⅰ～Ⅳ」が開設されており、学生は主指導教員の指導を受けながら、これらの演習から 8 単位以上を選択履修する。博士学位論文の作成に向けては、主・副指導教員が学生の論文テーマに沿って徹底した個別指導を行っている。

次に、情報科学研究科について述べる。博士前期課程には情報工学専攻、知能工学専攻、システム工学専攻、創造科学専攻の 4 専攻がある。この 4 専攻では、情報科学におけるコンピュータ分野、ネットワーク分野、知能科学分野、人間機能科学分野、制御・メカトロニクス分野、通信・インタフェース分野、情報数理分野、更に、異なる学問分野との境界領域、応用領域に至るまで幅広い分野における教育研究を行っている。

博士後期課程は情報科学専攻の 1 専攻であり、コンピュータ情報科学系、知能情報科学系、システム科学系の 3 系を設置し、博士前期課程の各種分野を連携かつ進展させた、ハードウェア工学分野、ソフトウェア科学分野、情報ネットワーク工学分野、知能科学分野、ソフトウェア科学分野、情報システム分野、計測制御システム分野における高度な教育研究を行っている。

なお、博士前期課程における新 4 専攻と博士後期課程の情報科学専攻の中の 3 系の関係を明確化するため、博士後期課程については 2009（平成 21）年度から、新 4 専攻で扱う教育研究をそれぞれ進展させ、高度化させた 4 系に再編する予定である。

このような情報科学における幅広い分野の教育研究を行っており、情報科学分野だけでなく情報科学に関連する分野の教育研究指導を受けたい学生にとっても魅力的な構成となっている。

次に、芸術学研究科について述べる。博士前期課程は絵画専攻、彫刻専攻、造形計画専攻の 3 専攻からなり、各専攻領域の教育を中心にした芸術教育を行っている。博士後期課程は、複数の専攻に分割する構成を取らず、総合造形芸術専攻の 1 専攻である。

芸術学研究科は次の四つの特色を有する教育を行っている。

1　古典伝統の継承

古典研究を重視しつつ現代の視点に立って、伝統的な文化芸術を継承・発展・創造す

る専門的人材を育成する教育

2　先端表現の推進

新しい素材や技法への研鑽を深め、電子メディア社会に即した先端表現を推進する教育

3　理論の習熟に基づく創作

理論の習熟を基にした創作を探究し、創造、表現及びその応用に必要な高度な技術と理論の教育

4　社会貢献の取り組み

地域文化振興と国際文化交流等、社会における文化芸術の振興において指導的な役割を果たすことのできる人材を育成する教育

このうち、1 と 2 は、目的で述べた「美術、デザイン、工芸に関する卓越した創作・研究能力」の育成を目指したものであり、3 と 4 は「地域文化振興と国際文化交流において指導的な役割を果たす、理論を踏まえた高度の専門性を有する人材」の育成を目指したものである。

各研究科の教育課程を「学校教育法第 99 条」に照らし合わせて評価する。同法によると、大学院の教育課程は「学術の理論及び応用を教授研究すること」と合わせ、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること」を目的とすることが求められている。各研究科の教育課程は、研究科が対象とするそれぞれの学問分野における理論的基礎から応用までを教授するように編成されており、この目的を達成していると考える。

次に「高度の専門性」については、大学院修了生の卒業後の就職先等も考慮に入れて判断する必要があるが、既に博士前期課程、博士後期課程ともに大学・企業等の研究機関の研究者、中・高等学校教員、報道機関、専門職公務員、あるいは芸術作家などを輩出しており、この条件も満たしていると考えられる。

「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的の適合性（3-37）

博士前期課程においては、幅広い視野に立った精深な学識を授けるため、全研究科において、全研究科共通科目群を置いている。全研究科共通科目は学部における一般教養科目（本学では全学共通系科目）に対応する授業科目であり、別名「21 世紀の人間と社会」とも呼ばれ、専門分野の既成の枠組みを超えて、より広範な学際的な視野から、明日の地球社会を見つめる目的で設けられている。全研究科共通科目を 10 科目設け、国際学研究科は 6 単位、情報科学研究科は 2 単位、芸術学研究科は 4 単位を修了必要単位数としている。

また、高度の専門性を要する職業等に必要な高度な能力を養うため、各研究科共、学術あるいは芸術に関する理論的基礎から応用に至る教育課程を編成している。具体的には、国際学研究科においては、「国際社会研究科目群」と「地域研究科目群」のそれぞれに五つの専門領域を設け、各領域に特化した教育・研究や、それらを組み合わせた学際的な教育・研究の両方が行える制度を整えている。

情報科学研究科においては、各専攻において講義科目の中にコア科目を設定し、コア科目を中心とした幅広い専門知識を修得させるため、4 専攻の教員が協力した教育を実施している。また、専攻に対応する学術分野の専門科目を幅広く設定することで、高度な知識の習得を可能にしている。また、本学独自の特色ある演習科目として、「自主プロジェク

ト演習」が設定されている。本演習は研究者、技術者としての重要な資質である創造性、自主性を養うことを目的とした研究プロジェクトで、情報科学研究科の学生が専攻・研究科の枠を越えてプロジェクトを編成し、自ら選定した課題や学内の他学部・他研究科教員などから提案された学際的テーマについて調査・研究を行う。さらに、博士前期課程学生が企業等で行うインターンシップを単位として認定するために「インターンシップⅠ、Ⅱ」を設置している。これにより、単に修士論文の作成のための研究指導に限らない、幅広い業務や将来自立して研究等を行う上で必要となるコミュニケーション能力や企画能力の養成につながるように配慮している。

芸術学研究科においては基礎理論科目を設け、広く芸術に関する幅広い視野と識見を養うため、芸術の理論、歴史等を教授している。実技系の専門領域を専攻する学生に、基礎理論科目で芸術の理論や歴史を教えることによって、実技系の専門分野における研究のあり方を、言語を通して教授している。また、専攻ごとに開設される専攻開設科目を設けて、伝統的な文化芸術の継承と同時に、先端表現の推進に力を入れつつ、絵画、彫刻、造形計画の 3 専攻内でより専門的な教育を行っている。専攻開設科目を重視することによって、専攻分野における研究能力、高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力の育成に取り組んでいる。

以上のように、各研究科とも幅広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的する修士課程の目的に沿った教育課程が整備されている。

「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基盤となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性（3-38）

博士後期課程においては、将来、研究者あるいは芸術作家として自立した研究あるいは芸術活動が可能となるよう、それに必要な高度の研究能力あるいは創作能力を養う教育課程を編成している。

国際学研究科においては、科目は「国際社会研究」と「地域研究」に分類され、前者には「国際法」、「国際協力論」など、後者には「東南アジア政治」、「アジア文化」などが設定されているが、それらを科目群とはせず分野とし、博士前期課程のような関連領域のサブカテゴリーは設けていない。これは、博士後期課程では指導教員（1 名）と副指導教員（2 名以上）の体制によって、より専門領域に特化した指導を直接行う必要があるからである。そうした指導体制によって、学生が研究者として自立できるように、また高度な研究能力や専門知識を指導教員から直接学び博士論文に向けた研究に専念できるようにしている。

情報科学研究科博士後期課程における授業科目は、「情報科学講究Ⅰ～Ⅵ」の基幹 6 科目と情報科学に関連した三つの講究科目、さらに「情報科学特別実習」、「自主プロジェクト研究Ⅰ、Ⅱ」からなっている。これら講究科目は担当教員によって、それぞれ異なった指導内容に対応するようになっている。

博士後期課程においては、学位論文作成のための指導が中心となる。これに対応する授業科目が「情報科学講究Ⅰ～Ⅵ」である。本研究科では複数指導制をとっており、主として研究指導を担当する主指導教員と関連した研究分野の教員である副指導教員が指導にあたることとしている。なお、研究分野に対応する「系」の中で、学位論文に関連して幅広い知識を身に付けるため、主指導教員、副指導教員以外の教員の講究科目も重複して履修

できるように配慮している。

また、研究者、技術者としての重要な資質である創造性、自主性を養うことを目的として、「自主プロジェクト研究」を設定している。これは、自ら選定した課題について調査・研究を行うために、個々の研究課題毎に決定されるアドバイザーの助言・指導のもとに実施する科目であり、本研究科の特色ある授業科目となっている。

芸術学研究科においては、博士後期課程においては、設置基準に定められた、高度の研究能力及び豊かな学識を養うという目的を実現するために、各領域の実技を踏まえ理論的な習熟を目指し、より高度で幅広い表現能力の育成を図っている。

博士後期課程は、複数の専攻に分割する構成を取らず、総合造形芸術専攻の 1 専攻としている。これは、各領域を横断する研究を含めて、より広く、より総合的な教育を行う趣旨で設置されたものであるが、高度の専門性を養う博士課程の目的を鑑みて、少人数の学生に対して、きめの細かい、充実した教育を行うことによって、教育の専門性の維持に努めている。博士後期課程の授業科目としては、理論系科目として「美学特講」などの 6 科目、実技制作の研究指導を行う科目として「創作総合研究Ⅰ、Ⅱ」、理論系と実技系の教員が共同で研究指導にあたる科目として「特別造形総合演習Ⅰ、Ⅱ」、「領域横断特別研究」からなっている。

学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係（3-39）

本学においては、3 研究科とも大学院研究科の教育内容の関係は学部学士課程の教育内容に密接に関係しているが、関係の在り方は研究科ごとに多少の相違がある。

まず、国際学部の学士課程の教育課程は、「世界や地域の諸問題への関心を高める」ことと、「国際的な感覚を備えた人材の育成」に主眼が置かれている。国際学部の従来の学部教育課程では、「政治」、「経済」、「文化」の 3 領域に学際的に編成してこれらの目標を目指すこととしていた。現行の国際学研究科の教育課程は、これらの 3 領域をさらに絞り、「国際社会科目群」と「地域研究科目群」の二つに組み換えて編成されている。これは、1998（平成 10）年の大学院設置当時に次のように考えられたからである。すなわち、「政治」、「経済」、「文化」の 3 本立てで大学院を編成したのでは、既存の学問体系を縦割りした大学院になりかねず、本学独自の大学院として発展することが期待できない。そこで、大学院では、学部教育の中から特に「国際社会」と「地域研究」を鍵語に的を絞り、学部教育に直結した、いわゆる煙突型の教育課程にはしないことを選んだのである。

情報科学研究科博士前期課程では、情報工学専攻、知能工学専攻、システム工学専攻の 3 専攻が、情報科学部の情報工学科、知能工学科、システム工学科に基礎を置いており、これらの 3 専攻への進学者の多くが同じ名前の学科出身となると考えられる。3 専攻では、学部と大学院の連続性を配慮してカリキュラムを設計しており、各専攻のカリキュラムシーケンスは大学院の『履修案内』に掲載している。これらの専攻は煙突型の教育課程になっている。一方、情報科学研究科博士前期課程には創造科学専攻もあるが、この専攻は学部に対応する学科がなく、いわば独立専攻型になっている。

なお、学部再編と研究科再編を 2007（平成 19）年度に同時に行なったため、2008（平成 20）年では、博士前期課程は 1 年生、2 年生とも新専攻、学部 3 年生、4 年生はまだ旧 4 学科所属になっている。進学する際のカリキュラムの連続性が懸念されるが、これまでのところ特に問題は発生していない。

芸術学研究科においては、学科と専攻が対応したいわば煙突型の教育課程になっている。

学部における教育内容は、基礎実技の重視、多角的・総合的教育の提供、社会貢献への取り組みを柱としており、大学院研究科は、その方針を継承しつつ、より広い視野とより高い専門性を実現する教育内容を提供している。実技系教育については、共通の担当教員による教育によって、その連続性と発展性は確保されている。他方、理論系教育においては、学部の理論系教員が 2007（平成 19）年に 1 名採用されるまでは、学部の理論教育が必ずしも十分でなかった。2008（平成 20）年度に芸術学部内に設置される「芸術学環」は、学部全体に理論系教育を提供し、そのさらなる充実を図ることを目的とした組織であり、芸術学部・芸術学研究科で一貫した理論系教育を行うことを目指すもので、理論系教育について、学部と大学院研究科の関係をより緊密なものにするねらいがある。

修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係（3-40）

本学においては 3 研究科とも博士前期課程（修士課程）と博士後期課程（博士課程）の教育内容は連動している。特に博士後期課程の担当教員は、例外なく同時に博士前期課程も担当しており、各教員の博士後期課程の担当科目は博士前期課程のそれをさらに専門化させたものになっている。国際学研究科や情報科学研究科においては、修士論文の研究テーマの延長が博士論文の研究テーマになることも珍しくない。博士前期課程で学んだ学生が進学し、博士前期課程の主指導教員が博士後期課程の科目を担当していない場合もあるが、そのような場合は博士前期課程の主指導教員が博士後期課程においては副指導教員になることで、実質的な指導が続けられるように配慮されている。また、博士後期課程から本学に入学してくる学生に対しても十分な教育が施されるように配慮されている。

博士前期課程と博士後期課程では人材養成の目的が異なっているため、それぞれの課程の教育内容は連動はしているが、相違もある。博士前期課程が専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的としているに対し、博士後期課程では研究者として自立した研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基盤となる豊かな学識を養うことを目的としている。このため、博士前期課程では、修士論文テーマとして与えられた課題（あるいは自ら設定した課題）に対して文献調査を行い、解決方法を提案し、実験等により提案手法の妥当性を検証する、あるいは与えられたテーマに対して指導を受けながら作品を制作する、というプロセスを経験することで、高度の専門性を身に付けさせる。一方、博士後期課程では、博士論文作成、あるいは博士修了作品の制作に至るまでの過程における指導教員からの直接のきめ細かい研究指導が行われている。

博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性（3-41）

博士後期課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスは研究科により細部に多少の相違はあるが、概略は以下のとおりである。

（１）主指導教員と副指導教員の決定

学生は、博士後期課程受験の時点で主指導教員を選択し、主指導教員の了承を得る。入学後はこの主指導教員と相談し、副指導教員を決める。

（２）「博士学位論文執筆計画書」

学生は、主指導教員の指導に基づき所定の様式の「博士学位論文執筆計画書」を提出する。

（3）博士学位の申請手続について

ア　博士候補者となった者は、主指導教員の指導に基づき博士学位論文及び研究作品（芸術学研究科の場合、以下、論文と作品を合わせて博士学位論文等とする）を作成し、学位論文等予備審査の申請を行う。

イ　研究科委員会は、申請に基づき、学位論文等予備審査委員会（以下「予備審査委員会」という。）を設置する。審査委員長は主指導教員がなる。

ウ　予備審査委員会の委員長は、審査の結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会が学位審査に値すると判断した場合、博士候補者が博士学位授与の申請をすることを許可する。許可を受けた者は、学位審査の申請を行う。

（4）学位論文等の審査及び最終試験の実施について

ア　研究科委員会は、学位論文の受理を認めた場合は、速やかに学位論文等審査委員会（以下「本審査委員会」という。）を編成する。

イ　本審査委員会は、論文審査と最終試験（口述試験とその他審査委員会が必要とする試験）を実施し、その結果を研究科委員会に報告する。

（5）博士学位授与の可否の決定について

研究科委員会では、本審査委員会の結果報告を受けて審議を行い、博士学位論文等の合否を決定する。

博士後期課程の修了単位数を満たした上で、博士学位論文等が上記の審査及び最終試験に合格すると、研究科委員会の判定を経て所定の学位が授与される。

（6）学位について

本学で授与される学位は、国際学研究科は「博士（国際学）」か「博士（学術）」、情報科学研究科は「博士（情報科学）」か「博士（情報工学）」、芸術学研究科は「博士（芸術）」である。

上記のプロセスは、これまで例外なくすべての博士後期課程の学生に適用され、学位審査は厳正に行われてきており、適切であると考えられる。また、博士号授与のプロセスを『履修案内』、学内掲示等により教員・学生に周知することで、入学から学位授与までのプロセスが円滑に行われるよう配慮している。

社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮（3-42）

国際学研究科では、開設当初からアジア地域を中心に多くの留学生を受け入れており、そのため 2000（平成 12）年に、留学生向けの外国語科目として開設された「日本語Ⅰ、Ⅱ」を院生にも開放している。英語での指導や論文執筆を希望する学生に関しては、英語での論文作成も可能である。

また社会人学生については、2005（平成 17）年度より大学院入学試験において社会人特別選抜を始めたことに伴い、夜間のみの受講で単位の取得が可能となるように、全研究科共通科目を研究科開設科目に、総合セミナーを主指導教員指定科目に振り替えることができる等の措置を実施している。また主指導教員の調整によって、夜間受講の社会人学生に対する個別の時間割作成を行っている。

情報科学研究科では、社会人や外国人留学生を広く受け入れるため、出願資格を弾力化し、通常の 4 月入学に加え、10 月入学できる秋季入学制度を設けている。また一般選抜試験に加えて社会人特別選抜を実施して、広く社会人の受け入れに努めている。また、教

育課程の編成や指導において、4 月入学、10 月入学のいずれの入学時期にも対応できるよう、カリキュラムを編成している。具体的には全研究科共通科目及び各研究科開設科目を前期と後期にバランスよく配置して開講しており、いずれの期から開始しても適切に履修が行えるようになっている。さらに、博士後期課程の社会人学生に対する配慮として、「広島市立大学大学院情報科学研究科細則」第 8 条に示すように、研究科委員会が認めたときに限り、夜間やその他の特定の時間、時期において、授業や研究指導を行っている。

芸術学研究科には、社会人又は外国人留学生で入学する特別枠は設けられていない。教育課程編成上の特別の措置はされておらず、通常の学生と同様に対応している。教育研究指導については、各専攻で学生の研究時間、語学能力を考慮した指導を行っている。各専攻で学生のニーズを把握し、よりきめ細かく対処することに努めている。

Ⅱ　単位計算と単位認定

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性（3-43）

単位の計算の基準については、学則第 34 条に次のとおり定められている。

講義・演習　　：15～30 時間までの範囲内の授業時間で 1 単位

実験・実習・実技：30～45 時間までの範囲内の授業時間で 1 単位

各研究科とも、博士前期課程、博士後期課程ともにこの学則の規定に基づき各科目の単位を定めており、妥当である。

国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学院設置基準第 15 条）（3-44）

本学では「既修得単位認定規程」に関する規定を設け、本学大学院に入学する前に大学院において修得した単位及び他大学で取得した単位を修了の要件となる単位として 10 単位まで認めている。この規定による単位認定は教員の異動に伴う場合において、これまでに数回適用されている。国外の大学院等で履修した単位の認定もこの「既修得単位認定規程」によって判断されることとなる。

また各研究科博士前期課程では、2003（平成 15）年より始まった広島県内に存立する多くの大学との単位互換事業「教育ネットワーク中国」に参加して、他大学大学院において修得した単位を教育上有益と認めるときは主指導教員の事前の了承を得て、最大 8 単位まで認められることになっている。この制度は、学部で行っている大学間単位互換事業を大学院に拡大したものであるが、地理的及び時間的制約から実態としてはほとんど機能しておらず、各研究科で単位互換科目として登録されている科目も年を追って少なくなっている。今後この制度をどのように運用していくかについて、検討が必要である。

【①　教育課程等（修士課程・博士課程）に関わる点検・評価】

各研究科の記述を参照されたい。

【①　教育課程等（修士課程・博士課程）に関わる改善方策】

各研究科の記述を参照されたい。

② 教育方法等

【現状説明】

Ⅰ 研究指導等と成績評価

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性（3-45）

各研究科では、教育方法あるいは対象とする学術分野の性格を違いにより、教育・研究指導の在り方に多少の相違があるが、それぞれ適切な教育・研究指導が行われている。以下に各研究科の教育・研究指導の概要を示す。

国際学研究科では、博士前期課程では、修了に必要な研究科総取得科目 30 単位のうち 14 単位は主指導教員が指定する科目を受講することになっている。主指導教員は、院生本人の要望や研究テーマを事前に十分に尋ねた上で、当該学生の博士前期課程における勉学や研究に向けて必要と思われる受講科目を決定する。博士後期課程では、主指導教員の指導がさらに徹底される。上述のとおり、博士後期課程の修了には博士論文以外に演習科目（「国際法」、「国際協力論」などの国際社会研究演習及び「東南アジア政治」、「アジア文化」などの地域研究演習）8 単位以上の受講が必要であるが、現状ではほとんどの学生が主指導教員の担当する演習 4 科目（8 単位）を選択している。従って主指導教員は、この演習科目と、随時の論文作成指導により、学生の学位論文作成を指導しているといってよい。一方、副指導教員は、主指導教員のみではカバーできないより広範な、あるいは研究に関連する分野から、学位論文作成のために必要な情報・参考資料等を教示したり、質問に応じたりすることで、教育・研究指導に参加している。

情報科学研究科では、学生が博士前期課程に入学時点で希望する研究分野に応じて、所属する研究室を選ぶ。所属した研究室の教員の指導の下、研究テーマを決定するが、主指導教員が行っている研究に関連するテーマから選んでも良いし、あるいは、自主的に提案・希望したテーマであっても良い。関連分野の先行文献調査、研究目標設定、研究計画立案、研究実施、研究成果のまとめ（修士論文）の各項目に対して、十分なディスカッションを行いながら研究指導を行う。博士前期課程修了までに学会発表、論文投稿ができることを目標にする。

博士後期課程においては、主指導教員による「情報科学講究Ⅰ」及び副指導教員による「情報科学講究Ⅱ」を含む 10 単位を修了する必要がある。博士後期課程修了までには、論文が査読付きの国際会議プロシーディング、学術ジャーナルに採録されることを目標にする。博士学位論文の作成においては、テーマに関連する論文を読んで理解する、学会で発表するための原稿を作成する、学会で発表し討論を行う等の経験を通して、新規性、有効性、信頼性、理解性等が高い学位論文となるように、教育・研究指導を行う。

芸術学研究科では、博士前期課程では、実技と演習によって構成される専攻開設科目を開設し、造形総合理論の基礎理論科目と合わせて、高度な創作能力を育成するための体系的な教育を行っている。博士後期課程では、専門領域の基礎の探求を基に領域を超えた横断的な教育・研究指導を行っている。教育課程の展開と学位論文の作成の双方において、実習担当教員と理論担当教員が共同で教育・研究指導にあたっている。

博士前期課程では、絵画専攻、彫刻専攻、造形計画専攻の 3 専攻が、各専攻領域を中心に芸術表現の教育・研究指導を行っている。博士後期課程では、指導教員全員による「領域横断特別研究」を必修科目とし、より高度な教育研究を行っている。学位論文の作成については、必修科目の「特別造形総合演習 I」や「特別造形総合演習 II」を中心に、理論担当教員による研究指導を行っている。

学生に対する履修指導の適切性（3-46）

大学院学生に対する履修指導は、いずれの研究科においても入学時のオリエンテーション及び指導教員により適宜行われる個別指導を通じて行われている。主な指導内容は、履修科目の決定と必要手続、副指導教員の決定方法、論文提出に向けた日程と必要手続、研究指導などである。特に、博士後期課程の学生については、学生の博士論文作成あるいは研究作品制作に向けた準備状況を指導教員が把握し、必要に応じて副指導教員による指導が行えるようにする。併せて、学生には研究に対する意識を高め、研究がおろそかにならないよう計画性を持たせる。

各研究科とも、オリエンテーションや履修指導の内容の不備や不十分さが問題になったことはなく、履修指導は適切に行われている。

指導教員による個別的な研究指導の充実度（3-47）

各研究科共、学生に対する教育・研究指導は主指導教員が中心になり、副指導教員を加えて行っている。特に博士後期課程は、主指導教員を中心とする徹底した個別研究指導が必要であり、博士論文の執筆や研究作品の制作はもちろん、学会での論文発表や学会誌への論文投稿、美術展への芸術作品の出品なども積極的に奨励している。

国際学研究科においては、主指導教員や副指導教員は個別の研究指導等だけでなく相当な時間をかけて学位論文を読み、論文の加筆修正に向けたコメントを行うなどの指導をしている。脱稿された論文は、学位審査研究科委員会に先立って研究科に公開されており、大学院担当教員は事前に目を通せるようになっている。主指導教員は副指導教員との連名で、審査に伴う報告書を研究科並びに研究科委員会に提出することが義務付けられている。学生の研究内容を熟知していないと報告書に記載する研究内容や研究の長所、問題点などは容易に記載できるものではない。また、研究科委員会は、指導や審査が十分に行われているかどうかについても、自由に質疑応答が行えるように運営されている。

情報科学研究科においては、個々の学生が教員の研究室にいることで、主指導教員のみならず絶えず研究室所属の教員と、研究室のゼミ、個々の学生毎の個別ゼミ、などを通じて能力を高めていけるように図られている。また、研究の進展度合によっては、研究会、学会、国際会議などで研究成果を発表することもある。このような場合には、発表前のプレゼンテーション練習や発表態度に至るまできめの細かい指導がなされる。

芸術学研究科においては、実習授業では、学生が自分の研究領域に踏み込んで学習できるよう、広い解釈が可能な課題を設定し、学生の研究の方向性や進度に合わせた個別指導を行っている。学位論文の作成に関しては、研究調査や文書作成のスケジュールが学生によって異なるため、それぞれの進捗状況に合わせた個別指導を行っている。

このように各研究科共、指導教員による学生に対する個別的な研究指導は充実していると言える。

複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化（3-48）

国際学研究科では主指導教員と副指導教員の複数指導制を採っている。主、副指導教員の役割分担は、主指導教員が受講科目の相談（指導教員指定科目の決定）と論文作成の指

導、副指導教員は主に論文作成に必要な助言を主指導教員と連携して行うことである。さらに、主、副指導教員はそのまま主査、副査として修士論文、博士論文審査を担当するのが慣例である。博士論文の場合は、既に上で述べたとおり、さらに外部審査員が審査に加わる。学内の他研究科からも外部審査員を選ぶことも規定上は可能であるが、本研究科博士後期課程ではこれまでに行った博士論文審査は、例外なくすべて他大学所属の外部審査員に加わってもらっている。

情報科学研究科では、博士前期課程では、学生は希望の研究室に所属し、研究室内の複数の教員のアドバイスを受けるが、研究室の一人の指導教員が最終的な責任を持って指導している。博士後期課程では、主指導教員と複数の副指導教員の複数教員によって学生の指導を行っている。教育研究指導の責任は、学生の学位論文の作成の直接の指導を担当する主指導教員にある。情報科学研究科では、募集要項の中に主指導教員となれる教員をあらかじめ明示している。また、主指導教員の指導のもとに、研究題目（学位論文テーマ）を決め、専攻長に提出させている。これに基づいて、主指導教員は個々の学生に対して、研究計画書を提出させ、学位論文作成のための指導を行う。特に必要がある場合や境界領域のテーマの場合には、主指導教員は副指導教員の助言、指導を求めることとしている。

芸術学研究科では、担当教員が複数いる科目に関しては、主担当の指導教員が教育研究指導に責任を持つ。主担当の指導教員は、上位役職にある者が形式上務めることが多いが、指導を中心的に行っている教員が教育研究指導の責任を負うのが望ましい。

このように、いずれの研究科においても個々の学生に対する教育研究指導責任は明確化されている。

研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策（3-49）

国際学研究科では、学生の研究分野の変更は主指導教員の指導の下で行われる。その際、主指導教員や副指導教員の変更が必要であれば、学生の申請に基づき、研究科委員会の議を経て決められる。

情報科学研究科では、入学試験の際に指導可能な研究テーマを具体的に示し、その上で希望の指導教員や研究室を選択させ試験を実施している。学生本人の希望を十分考慮した入試及び入学後の指導体制をとっている。また入学後、何らかの事情により学生から変更希望があった場合は、それぞれ広島市立大学大学院国際学研究科細則第 2 条第 3 項、同情報科学研究科細則第 4 条及び同芸術学研究科細則第 2 条第 2 項に示されているように、指導教員並びに専攻長の指導を得た上で研究科長に願い出て承認を受ける手続を経て、指導教員の変更が可能としている。

芸術学研究科では、専攻内における研究分野や指導教員の変更については、専攻内で個別に対処した後に、研究科全体に報告を行う。絵画領域、彫刻領域、造形計画専攻の各専攻において、研究分野や指導教員の変更はほとんど行われていない。専攻を超えた変更は認められていない。研究分野や指導教員の変更が学生の教育に不利にならないよう注意すると同時に、専攻を超えた変更も将来的に認めていくべきであると考えられる。

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性（3-50）

各研究科とも、博士前期課程の科目に関する成績評価は、学部と同様、優（80 点以上）、良（70～79 点）、可（60～69 点）、不可（59 点以下）の 4 段階で科目担当教員が責任を

もって行っている。多くの教員が評価において特に参照しているのはレポートで、これに講義への参加度等の平常点を加味し、教科によっては期末試験も実施されている。

博士後期課程の演習科目の成績評価についても、同様に、優（80 点以上）、良（70～79 点）、可（60～69 点）、不可（59 点以下）の 4 段階で科目担当教員が責任をもって行っている。また、博士後期課程においては、博士論文の執筆に取り掛かるだけの業績等があるかの予備審査を行っており、資質の向上に努めている。

Ⅱ　学位授与・課程修了の認定

修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性（3-51）

国際学研究科においては、博士前期課程に関しては、2008（平成 20）年 4 月 30 日現在で、これまで入学者 167 名、修了者 119 名（学術 96 名、国際学 23 名）、現在の在学者 26 名、休学者 4 名である。このように入学者の大部分が必要単位を取得し修士論文審査・口述試験に合格し、修士の学位を得ている。

博士の学位取得者については、2003（平成 15）年 9 月に「博士」第 1 号を輩出し、以後 2003 年度 3 名、2004 度 3 名、2005 度 6 名、2006 度 7 名と、着実に推移し、これまで計 19 名が学位を取得した。その他にも、2 名の論文博士を認定している。

情報科学研究科においては、2003（平成 15）年度から 2007（平成 19）年度までの過去 5 年間に情報メディア工学専攻は 71 名、情報工学専攻は 105 名、知能情報システム工学専攻は 83 名、情報機械システム工学は 107 名の修士の学位を授与している。博士前期課程の 4 専攻合計では 366 名の修士の学位を授与している。また、博士後期課程情報科学専攻は、17 名の博士の学位（15 名は課程博士、2 名は論文博士）を授与している。

芸術学研究科においては、博士前期課程に関しては、開学以来の 1999（平成 11）年度から 2006（平成 18）年度までの 8 年間で 270 名の学生に修士の学位を授与している。また、博士後期課程に関しては、2002（平成 14）年度から 2006（平成 18）年度までの 5 年間に 16 名の学生に博士の学位を授与している。

各研究科とも、学位の授与方針と基準及び学位申請から授与までのプロセスをそれぞれ定めて文書化しており、それらの方針・基準に則って学位の審査と授与が行われている。また、学位の授与方針と基準は一般的に妥当と考えられるものであり、適切である。

学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性（3-52）

詳細は異なる部分もあるが、各研究科とも修士の学位授与は主指導教員と複数の副指導教員が審査委員会を立ち上げて論文審査と口述試験を実施し、審査委員会の審査報告に基づき研究科委員会で修士の学位授与が適切かどうかを審議決定している。

また、博士の学位授与は主指導教員と複数の副指導教員（国際学研究科にあってはさらに学外の博士後期課程担当実績のある審査委員 1 名を加える、他の研究科においても学外者を審査委員に加えることは可能）で審査を行っている。学位授与はこの審査報告に基づき研究科委員会で審議決定される。なお、研究科委員会で博士授与の可否が審議される前に公開の場で博士論文要点の発表（公聴会）が義務付けられている。

複数の教員が学位審査に関わることで、学位審査の透明性、客観性が高められている。特に、国際学研究科においては、博士論文審査に必ず外部の委員が加わるようになっており、透明性、客観性は非常に高いと考えられる。また、情報科学研究科においては、課程

博士、論文博士のそれぞれの場合について、論文誌掲載論文数等の学位授与の合格基準（必要条件）を定めて 2007（平成 19）年度申請者より適用しており、博士の学位審査の透明性・客観性は従来よりも高まっていると言える。

修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性（3-53）

各研究科とも、修士論文（芸術学研究科においては修了作品）の提出が義務付けられており、これの代替は認めらていない。

標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性（3-54）

研究科の履修年限は原則として、博士前期課程が 2 年、博士後期課程が 3 年とすることが大学院学則に記載されているが、特に短期間で優秀な研究成果が期待できると研究科委員会が判断した場合には、履修年限を短縮することが制度的に可能であることも併記されている。この例外規則は国際学研究科及び情報科学研究科においてこれまでに複数の学生に適用されたことがある。いずれのケースも例外規則が適用された学生の学力は十分であることが確認されており、したがって、いずれのケースもその措置は適切であったと考える。今後もこのように充分な学力や研究実績を備えている学生の場合、合格ラインに達する学位論文が完成すれば、標準修業年限未満での修了は特に問題とは思われないし、そのような学生の入学は各研究科としても歓迎したいところである。

Ⅲ　教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性（3-55）

各研究科とも、講義課目の授業担当教員は期末試験（座学の科目の場合は多くがレポート提出で期末試験に代えている）を実施、あるいは芸術学研究科の実技科目では制作された作品を評価することで成績評価を行っている。その際、成績評価の結果を通じて教育・研究指導上の効果も測定しており、一定程度の効果は挙がっている。しかしながら、専門性の高い大学院で教育・研究指導の効果を客観的に測定する方法の導入は容易ではないことも事実である。学部と同様、授業アンケートも一部で実施されているが、少人数のゼミ形式の講義等ではアンケート回答者が特定されてしまう可能性が高くなる等の理由から実施されないことも多く、研究科ごとに実施されている科目の割合は異なっている。授業アンケートの実施科目は今後各研究科で拡大する方向で検討中であるが、大学院の教育・研究指導上の効果を測定するための方法については今後も改善の余地がある。

修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況（3-56）

国際学研究科では、1998（平成 10）年度の大学院開設以来、博士前期課程の修了者は 119 名で、このうち 51 名（43%）が本学博士後期課程に進学、残りの多くは中学・高校の教員（英語）、民間企業、公務員などとして就職している。一方で、留学生で帰国した

学生や、教務学生支援課（就職キャリア形成支援）や指導教員に大学院修了後に連絡を取らなかった修了生もおり、就職先などはすべて把握できているわけではない。過去の修了生のうち教務学生支援課に就職希望・就職先を届け出た者は 31 名で、そのうち 27 名については就職先を把握している。これらの主な就職先として、例えば教職関係９名（いずれも英語専修免許状の取得者で、非常勤も含む)、地元新聞社 3 名などが挙げられる。また博士前期課程・博士後期課程とも、留学生の多くが日系企業に就職しており、出身国にある現地法人・工場などで活躍している。なお博士前期課程におけるこれまでの退学者は 12 名、除籍者は 6 名（授業料未納による理由）である。他方、博士後期課程については、同課程設置後の修了者は 19 名、単位修得満期退学者 17 名、その他退学者 11 名、除籍者１名である。博士後期課程修了者の進路状況については評価項目 3-57 を参照されたい。

情報科学研究科においては、2004（平成 16）年度から 2007（平成 19）年度までの 4 年間で 299 名の学生が博士前期課程を修了し、修士の学位を授与された。進路状況については、博士後期課程への進学率は年度によって差はあるが 5%程度に止まっている。就職状況については、いずれの年度においても就職決定率は 100%であり、就職希望者の全員が就職できている。博士後期課程修了者の進路状況については評価項目 3-57 を参照されたい。

芸術学研究科においては、博士前期課程、博士後期課程修了者、修業年限満期退学者は、企業への就職の他に、制作活動及び教育職（非常勤含む）に従事する者が多い。制作とその発表拠点を求め、国内だけではなく海外において、プロジェクト、コンペ等に参加、作家としてのキャリアを築いている。企業への就職の他に、制作活動に従事する者が多い。国際交流を通じて、博士前期課程、博士後期課程での留学や海外での活動経験が増えることで、大学院修了後も海外に移住して作家活動を行うものが増えてきている。

大学教員、研究機関の研究員などへの就職状況と高度専門職への就職状況（3-57）

国際学研究科が把握している限りでは、博士前期課程のみの卒業者で高度研究機関等に就職した修了生は 1 名のみである〔重慶電力高等専科学校管理学部教員（中国)〕。博士後期課程修了者に関しては、5 名が国内の大学教員（大阪商業大学、松山大学、名古屋芸術大学、広島国際大学）又はそれに準ずる教職関係職員（広島修道大学）として就職し、6 名の留学生が出身国の大学教員（上海大学国際交流学院、蘇州大学外国語学院、遼寧師範大学体育学院教員、大連水産学院、中国海南師範大学、マレーシアの大学教員）の職を得ている。その他では専門学校講師、中国新聞ヒロシマ平和メディアセンター等にも就職している。本研究科博士後期課程修了生を最初に輩出したのは 2003（平成 15）年であり、これらの実績が 2007（平成 19）年の昨年度までの 5 年間のものであることを考えると、研究科としては一応の成果を挙げていると自負している。

情報学研究科では、博士前期課程の修了生の多くは一般的な職種（研究開発、営業等）に就いているが、企業の研究部門に就職している者もいる。一方、博士後期課程の修了者については、社会人特別選抜で入学したものを除いた大半の修了生は、本学の教員になったものも含めて大学教員あるいは企業の研究部門の研究員になっており、高度専門職への就職率は高いと言える。

芸術学研究科では、博士後期課程修了生の中には、国内外の大学に教員として就職している者、また大学等の非常勤講師として実技の指導、研究を行っている者がいるが、ごく少数である。本学の助教、ティーチング・アシスタント、協力研究員への雇用を積極的に行っているが、優秀な人材が本学にとどまり続けることによって、却って他の大学や研究

機関への就職が困難になる側面もある。

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）及びその有効性（3-58）

大学院における FD は、学部と同様、部局長で構成されている企画運営会議及びその下に設置されている FD ワーキンググループが主体となって全学的に行っているが、取り組みの状況については研究科ごとに若干の相違がある。

国際学研究科では、大学院単独での FD 活動は特に行ってはおらず、学部のそれと平行して行われている。また、大学院においては「全研究科共通科目群」を除き、各科目とも受講生数が少ないことから、授業アンケートは実施していない。大学院の組織的な FD や授業アンケートをどのように実施するについて、現在検討中である。

情報科学研究科では、基本的には博士前期課程で開講されているすべての科目において授業アンケートが実施されている。

芸術学研究科においては、複数の教員が作品講評に参加することによって、互いの教育・研究指導方法が吟味されている。全学のファカルティ・ディベロップメントにも積極的に参加して、教育・研究指導方法の改善に努めている。

シラバスの作成と活用状況（3-59）

各研究科とも開講科目のシラバスを作成し、冊子『大学院履修案内』にまとめて学生に配布している。シラバスには講義概要、講義のねらい、受講要件、講義内容、評価方法、教科書や参考書情報などが提示され、学生の授業選択に活用されている。

学生による授業評価の活用状況（3-60）

前述のように学生による授業評価については研究科ごとに実施及び活用状況が異なっている。

国際学研究科においては授業評価の導入は、現在、研究科で検討中であり、それを活用する状況には至っていない。

情報科学研究科においては、学部の学生に対する授業アンケートにあわせて、2006（平成 18）年度より、博士前期課程の大学院講義においてもアンケートを集計している。アンケートの集計結果は、担当教員にすべてフィードバックする。評価点の全学、学部、学科等の平均もあわせて示している。教員は、アンケート結果に基づいて学生へのメッセージ作成し、学内限定 Web ページを通じて公開する。

芸術学研究科においても、学部での取り組みを踏まえつつ、大学院においても授業評価アンケートを 2007（平成 19）年度から導入している。講義、演習科目ともすべての授業が評価されている。

【②　教育方法等（修士課程・博士課程）に関わる点検・評価】

「問題点」

FD や授業アンケートについては研究科ごとに実施状況や活用状況が異なっており、全

学で適切に実施されているとは言えない点が問題である。既に授業アンケートを全面的に実施している研究科においても、アンケート結果を大学院の授業や研究改善に十分に活用しているとは言えない状況である。

【② 教育方法等（修士課程・博士課程）に関わる改善方策】

授業アンケートについては、現在、全学において学部も含めて全面的に見直しており、2009（平成 21）年度に抜本的な改革を行う予定である。併せて FD 活動全般についても積極的な展開を図っていく。

③ 国内外との教育研究交流

【現状説明】

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性（3-61）

学部教育の該当箇所である評価項目 3-33 にも記したように、本学は、「世界平和と地域に貢献する国際的な大学」を建学の理念とし、「国際平和文化都市を都市像とする広島市に設置された大学として、地域社会の要請に的確に応え、都市像にふさわしい国際性、創造性と高い倫理観をもつ人材を育成する」をその使命としている。これらの使命や目標を実現するため国際交流の基本方針として、以下の 3 項目を全学国際交流委員会で確認している。

- 本学がヒロシマにある意義を生かした交流事業の展開
- 協定大学のみならず、帰国留学生、地域との協力を念頭に事業を展開する
- 3 学部・研究科等で構成される本学の特色を生かしたユニークな（独自性のある）交流事業の展開

このような建学の理念、使命及び方針のもと、本学では開学時から国際交流の推進に積極的に取り組んできており、2007（平成 19）年度実績で、外国人留学生として、国費留学生 2 名、私費留学生 42 名の計 44 名を受け入れている。学生総数に対する外国人留学生数の割合は、2.2%を占める。2006（平成 18）年度の外国人留学生割合は、全公立大学 75 校中 17 位の高水準である。

国際学研究科においては、「国際研究の高度化に対応する真の国際人の育成」を研究科の目的・教育目標として教育課程の国際化への対応を掲げ、とりわけ博士後期課程では、より具体的に、外国人留学生の積極的な受け入れを基本方針として掲げている。学部と異なり、国際学研究科は大学院レベルでの海外の大学との学術協定は締結していないが、外国人研究生あるいは研究科院生として諸外国から留学生を多く受け入れることで、教育・研究面での国際社会への貢献を目指しており、上記実績はその証左と言えよう。

情報科学研究科においては、実績は少ないものの、情報科学の勉強や研究を目的とした交流が行われている。具体例としては、2008（平成 20）年度においては全学の国際交流委員会の承認を受け、1 名の大学院博士前期課程の学生を 2008（平成 20）年の後期にハノーバー専科大学へ交換留学生として派遣した。この学生は日本学生支援機構（JASSO）が実施する短期留学推進制度（派遣）の奨学金の受給を受けて留学を行った。またこの件とは別に、教員の個人的な研究交流をもとにハノーバー専科大学へ 1 名の大学院博士前期課程の学生を 2008（平成 20）年の後期に派遣した事例がある。

芸術学研究科は、芸術分野の国際的グローバル化に対応するとともに、国際的視野に立った日本の伝統・文化の構築ができる人材育成を目指し、学術交流協定校との学生交換事業や海外の大学との共同プロジェクトを行い、より積極的で緊密な国際化を進めている。

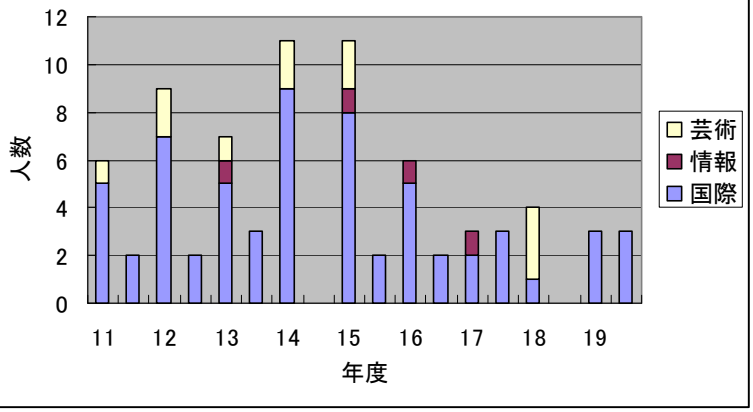
また博士前期課程・博士後期課程ともに、特にアジアを中心とする発展途上国からの私費、給費留学生がおり、優秀な学生に対しては国内学生と区別なく受け入れる体制ができている。

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性（3-62）

国際レベルでの教育研究交流としては、（１）学生レベルでの留学生の受け入れと送り出し、（２）教員レベルでの海外からの教員の短期受け入れと本学教員の海外研修、（３）本学と海外の大学との共同プロジェクトの推進に分類することができる。

まず、学生レベルの教育研究交流について、本学の博士前期課程における外国人入学者数の推移を 3 研究科別に示す。

図　全 3-6　博士前期課程外国人入学者数



本学では、特に国際学研究科が多くの外国人留学生を受け入れており、本学大学院レベルにおける外国人留学生の受け入れは、実質的には国際学研究科が担っていると言えるが、他の 2 研究科も受け入れの実績はある。

教員レベルでの教育研究交流については、広島市立大学では海外出張を支援する制度が設けられている。多くの大学において教員の海外旅費が削減され、国際レベルでの教育研究交流が困難になりつつある今日において、本学独自の海外出張支援制度は、研究業績をよりタイムリーに、かつ国際レベルでの研究交流を緊密化させる措置として適切かつ有効に機能している。

また、本学独自の制度として研究業績の高い若手教員に対して、数ヶ月程度、海外の著名な研究機関において研修できる制度を設けており、若手教員に対して教育研究のインセンティブ向上を図るとともに、研修で得た国際交流を通じて、帰国後も多くの優れた研究成果をもたらす結果に繋がっている。

本学と海外の大学との共同プロジェクトのついては主に芸術学研究科が実施しており、2005（平成 17）年度以降海外の大学と積極的な共同プロジェクトを数多く実施しており、国際レベルでの教育研究交流を緊密化させている。

国内外の大学院との組織的な教育研究交流の状況（3-63）

本学においては、国内外の大学院と組織的な学術交流協定は締結していない。本学が学術交流協定を締結している海外の大学は学部・大学院双方を含んだ交流であるが、実質的には学部が主となっている。しかしながら、今後は大学院レベルでの組織的な教育研究交流についても積極的な対応が必要と考えられる。

【③　国内外との教育研究交流（大学院研究科）に関する点検・評価】

学部の記述を参照されたい。

【③　国内外との教育研究交流（大学院研究科）に関する改善方策】

学部の記述を参照されたい。

第４章　学生の受け入れ

全　学（学部等）

到達目標

本学の建学の理念及び各学部・研究科の理念・目的に応じた入学者受入方針を定め、社会の変化やニーズに対応した入学者選抜を実施することにより、本学及び各学部・研究科の人材育成目標を達成できるような意欲ある学生を確保する。

１　学部等における学生の受け入れ

【現状説明】

入学者受入方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係（4-1）

各学部では、学部の理念、教育目標、人材育成の目標に合致した入学者受入方針（アドミッションポリシー）を定めている。

国際学部では、学部の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を以下のように定め、学生募集要領、『大学案内』等に明示し、入学試験を実施している。

国際学部では、特に次のような姿勢を持つ学生の入学を期待している。

① 21 世紀の国際社会に関する学習意欲
② 境界を越える共生の思考の追求
③ 地域社会への貢献と国際的な活動の展開

情報科学部は「情報科学の分野で自分の適性を見つけ、十分な学力や技術力を身に付けて、科学技術の進歩に貢献することを目指す気概がある人」をアドミッションポリシーとしている。具体的には、以下のような学生を求めている。

- 情報科学に興味があり、学びたいと考えている人
- 情報科学の基礎である数学・理科・語学が得意な人
- 困難な問題に挑戦し、解決しようとする意欲と熱意を持つ人
- 知的好奇心に富み、探究心が旺盛な人

芸術学部では、豊かな感性と創造力を持ち、時代の変化に柔軟に対応し、国際的に活躍できる能力を持った学生を求めている。学生の受け入れに際しては、創作活動を通じて社会の発展に貢献することを目指す意欲と気概を重要視していく。

入学者受入方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係（4-2）

本学においては、各学部ともカリキュラムは、全学共通系科目、外国語系科目、専門教育科目から構成されている。各学部においては、全学共系通科目、外国語系科目の履修に堪え得る基礎学力の検査に、主にセンター試験を用いている。また、個別学力検査では、専門教育科目を履修可能な基礎学力の有無を判定している。さらに、芸術学部においては、実技試験を実施している。

国際学部では、入学者受入方針においても、学際的な人材の育成を教育目標に挙げており、2007（平成 19）年度以降の５プログラムへの専門科目のカリキュラム改編に則して、以前にも増してより多面的な能力を厳正に審査しうる入学者選抜方法が求められている。国際学部では、国際学部で学びたいという強い意欲を持つ学生を選抜することを目的として、入学試験において、特別選抜での推薦入試を取り入れ、面接試験を通じて、人物の多面的な能力の審査を直接口頭試問により実施している。一般選抜入試においても、①語学力を重視していること、②前期試験における小論文、後期試験における総合問題など記述試験を重視して、単に暗記力ではなく文章力、読解力、ものごとを分析して整理する能力、自己表現力など総合的に問題を解決していく能力の審査を重視している。また、この前段階にある基本的な総合能力を測るセンター試験入試においても、3 教科 3 科目又は 3 教科 4 科目とし、選択科目の幅を広く確保しているほか、2009（平成 21）年度からは、理科科目についてもセンター試験の選択科目の中に加え、より学際的な能力に結びつく広範な科目審査ができるような入学者選抜方法を講じている。

情報科学部では、一般入試では、情報科学を学ぶための基礎学力を筆記試験により検査している。一般入試の前期日程の試験科目は、センター試験は数学、理科、外国語に国語を加えた 4 教科 5 科目、個別学力検査では数学、理科、外国語の 3 科目であり、後期日程の試験科目は、センター試験は数学、理科、外国語の 3 教科 4 科目、個別学力検査では数学である。

情報科学部の推薦入試では、情報科学部で学びたいという強い意欲を持つ学生を選抜することを目的として、出願資格の学業成績の要件を、「情報科学に興味を持ち、その基礎となる教科の数学、理科に優れている者」としている。また、推薦書、志願理由書を出願書類に含めている。試験は小論文と面接からなり、小論文では英語を含めた一般的な教養に関する問題を出題し、面接では、科学的思考力を問う内容を含むとしている。

芸術学部では、各専攻において、受験生の性質を判定するに必要と思われる要素を盛り込んだ検査内容（実技検査）が策定され、本学芸術学部にふさわしい優秀な学生の受け入れに努めている。実技検査後に、出題内容と年次のカリキュラム内容との整合性も検討されており、公正で妥当な実技検査が行われている。

大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性（4-3）

ア　入学者選抜方法

入学者の選抜方法は、国際学部、情報科学部、芸術学部の 3 学部とも一般選抜と特別選抜を採用している。

一般選抜は、国際学部及び情報科学部では、分離・分割方式の「前期日程」と「後期日程」に分けて試験を実施しているが、芸術学部は「前期日程」のみである。

特別選抜は、推薦入学と外国人留学生特別選抜を実施している。本学での勉学を強く希望する意欲ある国内外の学生を積極的に受け入れるため、推薦入学は国際学部と情報科学部で実施、外国人留学生特別選抜は、国際学部、情報科学部、芸術学部の全学部で実施している。

また、情報科学部では、3 年次への編入学試験を実施している。

選抜方法別、学部別の入学者選抜方法の概要は、下表（全 4-1）のとおりである。

表　全 4-1　入学者選抜方法の概要

選抜方法	学　部	試験科目	選抜方法
一般選抜	国際学部	［前期日程］ センター試験：3 教科 3 科目又は 3 教科 4 科目 個別学力検査：小論文 ［後期日程］ センター試験：同上 個別学力検査：総合問題	大学入試センター試験と本学が行う個別学力検査等の成績及び調査書の内容を総合して行う。
	情報科学部	［前期日程］ センター試験：4 教科 5 科目 個別学力検査：数学、理科、外国語 ［後期日程］ センター試験：3 教科 4 科目 個別学力検査：数学	
	芸術学部	［前期日程］ センター試験：3 教科 3 科目 個別学力検査：実技検査	
特別選抜 推薦入学	国際学部	小論文、面接	出願書類(調査書､推薦書､志望理由書)、小論文及び面接の結果を総合して行う。
	情報科学部	小論文、面接	
特別選抜 外国人留学生	国際学部	小論文、面接	出願書類(成績証明書等)、日本留学試験の成績､小論文及び面接の結果を総合して行う。
	情報科学部	数学、面接	出願書類(成績証明書等)、日本留学試験の成績、TOEIC の成績、数学及び面接の結果を総合して行う。
	芸術学部	実技検査、面接	出願書類(成績証明書等)、日本留学試験の成績、TOEIC の成績、実技検査及び面接の結果を総合して行う。

イ　入学者選抜状況

過去 5 年間の大学全体の選抜方法別の入学試験の実施状況は、下表（全 4-2）のとおりである。一般選抜、推薦入学とも、5 年間で募集人員は増加しているが、受験者数はやや逓減傾向にある。

表　全 4-2　入学試験の実施状況の推移

選抜方法	入学年度／区　分	2004	2005	2006	2007	2008
一般選抜（前期・後期）（注１）	募集人員	320	320	330	330	330
	志願者数	1,454	1,631	1,545	1,489	1,499
	受験者数	1,089	1,148	1,184	1,053	1,093
	合格者数	371	388	393	408	392
	入学者数	337	344	340	361	338
	実質倍率	2.9	3.0	3.0	2.6	2.8
特別選抜 推薦入学（注２）	募集人員	60	60	60	60	60
	志願者数	148	137	145	124	133
	受験者数	148	137	145	124	133
	合格者数	60	54	63	67	70
	入学者数	60	54	63	67	70
	実質倍率	2.5	2.5	2.3	1.9	1.9
特別選抜 外国人留学生（注３）	募集人員（注４）	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名
	志願者数	1	0	0	0	9
	受験者数	1	0	0	0	7
	合格者数	1	0	0	0	4
	入学者数	0	0	0	0	4
	実質倍率	1	—	—	—	1.8
合　　計	募集人員	380	380	390	390	390
	志願者数	1,603	1,768	1,690	1,613	1,641
	受験者数	1,238	1,285	1,329	1,177	1,233
	合格者数	432	442	456	475	466
	入学者数	397	398	403	428	412
	実質倍率	2.9	2.9	2.9	2.5	2.6

（注１）一般選抜は、国際学部、情報科学部、芸術学部の合計である。

（注２）推薦入学は、国際学部、情報科学部の合計である。

（注３）外国人留学生の 2004（平成 16）年度及び 2008（平成 20）年度の志願者は国際学部である。

（注４）外国人留学生の募集人員若干名は一般選抜の募集人員に含む。

一般選抜の試験実施状況を学部別、前期日程・後期日程別にみたものが下表（全 4-3）である。過去 5 年間の受験者数の推移をみると、国際学部及び情報科学部は、年度により増減があり、一定の傾向はみられないが、芸術学部は、年々、やや逓減傾向にある。

表　全 4-3　一般選抜の試験実施状況の推移

区　分	入学年度／区　分	2004	2005	2006	2007	2008
国際学部	募集人員	60	60	60	60	60
	志願者数	193	275	229	203	243

一般選抜 （前期日程）	受験者数	178	245	220	188	225
	合格者数	68	70	72	76	70
	入学者数	61	62	63	70	58
	実質倍率	2.6	3.5	3.1	2.5	3.2
国際学部 一般選抜 （後期日程）	募集人員	20	20	20	20	20
	志願者数	210	286	253	244	299
	受験者数	111	158	149	120	151
	合格者数	25	23	25	22	29
	入学者数	21	20	22	22	22
	実質倍率	4.4	6.9	6.0	5.5	5.2
情報科学部 一般選抜 （前期日程）	募集人員	120	120	130	130	130
	志願者数	375	300	336	336	331
	受験者数	346	278	318	310	307
	合格者数	145	157	154	157	150
	入学者数	138	146	143	141	136
	実質倍率	2.4	1.8	2.1	2.0	2.0
情報科学部 一般選抜 （後期日程）	募集人員	40	40	40	40	40
	志願者数	334	431	395	417	348
	受験者数	125	141	175	161	146
	合格者数	41	46	48	54	49
	入学者数	36	34	31	45	40
	実質倍率	3.0	3.1	3.6	3.0	3.0
芸術学部 一般選抜 （前期日程）	募集人員	80	80	80	80	80
	志願者数	342	339	332	289	278
	受験者数	329	326	322	274	264
	合格者数	92	92	94	99	94
	入学者数	81	82	81	83	82
	実質倍率	3.6	3.5	3.4	2.8	2.8

（注）情報科学部は、2008（平成 19）年度入学から学科別の募集から学部一括募集となった。

過去 5 年間の入学者の男女別、出身地別のデータは、下表（全 4-4）のとおりである。男女別では、国際学部、芸術学部では、約 8 割を女子学生が占めており、逆に情報科学部では、約 8 割が男子学生となっている。大学全体では、男女がほぼ同じ割合になっている。

出身地は、国際学部及び情報科学部では、広島市内がほぼ 5 割程度で推移しているが、芸術学部では、広島市内は 3 割程度しかなく、広島県外が 6 割程度を占めている。

表　全 4-4　入学者の男女別、出身地別状況の推移

学　部	区　　分	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
国際学部	男	20	17	18	16	22
	女	83	89	92	103	90

	広島市内	47	44	50	67	53
	広島県内（広島市内を除く）	17	23	22	23	21
	広島県外	39	39	38	29	38
情報科学部	男	185	176	175	198	185
	女	28	34	37	28	33
	広島市内	97	110	111	112	88
	広島県内（広島市内を除く）	50	44	46	50	61
	広島県外	66	56	55	64	69
芸術学部	男	23	23	25	9	14
	女	58	59	56	74	68
	広島市内	22	22	26	25	22
	広島県内（広島市内を除く）	12	9	7	10	7
	広島県外	47	51	48	48	53
合　　計	男	228	216	218	223	221
	女	169	182	185	205	191
	広島市内	166	176	187	204	163
	広島県内（広島市内を除く）	79	76	75	83	89
	広島県外	152	146	141	141	160

ウ　学生募集方法

（ア）学生募集要項等の配布

下表（全 4-5）のとおり、高等学校等へ募集要項等を配布し、入学試験の周知を図っている。

表　全 4-5　学生募集要項等の配布先

募集要項等	主な配布先
入学者選抜要項	中四国地方の全ての高等学校
一般選抜	中四国地方の全ての高等学校
推薦入学	中四国地方の全ての高等学校
情報科学部編入学	全国の全ての国立高等専門学校
外国人留学生特別選抜	西日本の主な日本語学校、日本学生支援機構各支部
大学案内	広島県内の全ての高等学校

（イ）ホームページによる情報提供

ホームページに入学案内の項目を設け、次の情報をタイムリーに発信している。

- 入学者選抜試験に関する予告（年間の実施時期、変更点など）
- 募集要項の発表時期・請求方法の案内
- 入学者選抜要項及び募集要項の掲載

・ 入試に関する Q&A
・ オープンキャンパスの告知
・ 過去の一般選抜入学試験実施状況及び成績
・ 各試験の合格発表

（ウ）進学ガイダンスへの参加

広島市及び近郊で開催される高等学校や業者主催の進学ガイダンスに参加し、『大学案内』等の配布、大学紹介、進学相談などを行っている。

参加実績は、下表（全 4-6）のとおりである。

表　全 4-6　進学ガイダンスへの参加状況

区　　分	2005 年度	2006 年度	2007 年度
高等学校主催のガイダンスに出席したもの	11 回	11 回	10 回
高等学校主催のガイダンスに資料のみ提供したもの	5 回	4 回	5 回
業者主催のガイダンスに出席したもの	12 回	8 回	13 回
業者主催のガイダンスに資料のみ提供したもの	136 回	134 回	144 回

（エ）キャンパス見学の受け入れ

高等学校からのキャンパス見学依頼を積極的に受け入れ、大学の施設紹介や模擬授業を行っている。受入実績は、下表（全 4-7）のとおりである。

表　全 4-7　キャンパス見学の受入状況

見学者	2005 年度	2006 年度	2007 年度
1 年生	3 回	3 回	1 回
2 年生	7 回	4 回	6 回
3 年生	1 回	1 回	2 回
1･2 年生	1 回	1 回	2 回
2･3 年生	―	1 回	1 回
1･2･3 年生	―	―	1 回
教員	3 回	3 回	―
PTA	4 回	2 回	3 回
合　　計	19 回	15 回	16 回

（オ）模擬授業（出前授業）の実施

高等学校からの依頼（業者仲介を含む）により、本学教員が高等学校へ出向き、模擬授業を行っている。実績は、下表（全 4-8）のとおりである。

表　全 4-8　模擬授業（出前授業）の実施

対象者	2005 年度	2006 年度	2007 年度
1 年生	―	―	1 回
2 年生	5 回	4 回	9 回
3 年生	―	―	1 回
1･2 年生	7 回	4 回	6 回
2･3 年生	―	1 回	1 回
1･2･3 年生	3 回	1 回	2 回
合　　計	15 回	10 回	20 回

（カ）オープンキャンパスの開催

高校生、保護者、高校教員等の本学への理解と関心を高めることを目的に、例年 8 月上旬にオープンキャンパスを開催しており、参加者には、『大学案内』や入学者選抜要項などを配布している。

実施内容は、模擬授業、研究室・学生実験紹介、本学在学生による学生生活体験発表・個別相談会・学内ツアー、施設見学、教員による個別相談会などであり、各学部が主体となって取り組んでいる。

3 学部全体の参加者数の実績は、下表（全 4-9）のとおりである。

表　全 4-9　オープンキャンパスの参加者の推移

年　度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
参加者	1,090 人	1,310 人	1,310 人

（キ）高等学校との情報交換

例年 9 月に高等学校の進路指導教員を対象とした大学説明会を開催し、参加者への募集要項や『大学案内』の配布、入学試験に関する情報提供を行うとともに、学部別に意見交換を行っている。

また、例年 7 月に広島県公立高等学校校長協会との懇談会へ出席し、入学者選抜要項等を配布するとともに、入学試験の概要についての説明を行っている。

（ク）受験情報誌等への情報提供

受験関連業者や新聞社等の入試関連の調査に回答することにより、本学の入学試験に関する情報提供を行っている。

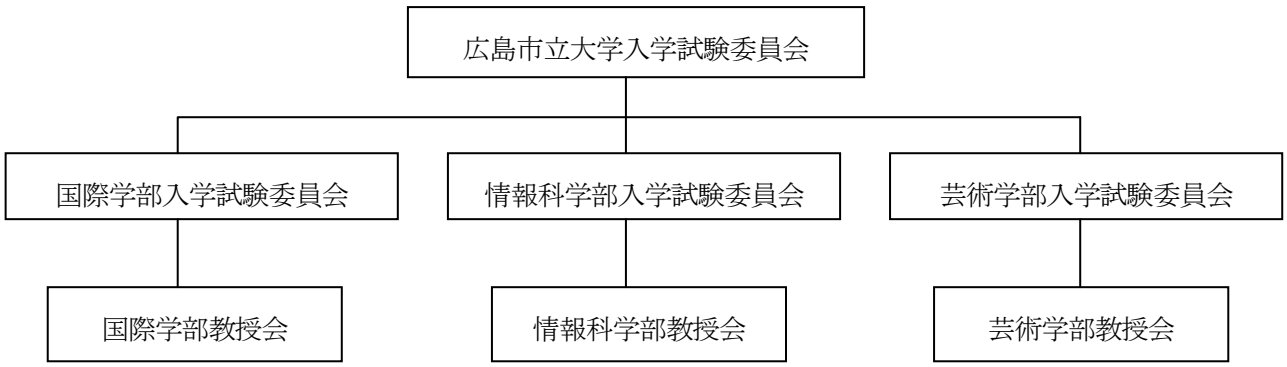
（ケ）広島市の広報誌への学生募集記事掲載

入学者選抜要項や募集要項の発表に合わせて、広島市の広報誌に学生募集記事を掲載している。

入学者選抜試験実施体制の適切性（4-4）

入学者選抜試験の実施体制は、下図（全 4-1）のとおりである。

図　全 4-1　入学者選抜試験の実施体制



学内に学長、副学長、各学部長及び教員、事務局長の 10 名で構成する「広島市立大学入学試験委員会」（以下「全学入試委員会」という。）を設置し、次の事項について審議をしている。

- 入試広報計画
- 入学者選抜要項、学生募集要項（編入学、推薦入学、一般選抜）
- 試験日程・試験実施体制
- 合否判定の最終確認
- 入試成績開示
- 将来の入学者選抜

各学部には、学部入学試験委員会（以下、「学部入試委員会」という。）が設置されており、学部の入試についての検討を行っている。学部入試委員会の委員長は、全学入試委員会の委員となっている。

全学入試委員会と学部入試委員会及び学部教授会は、密接に連携しながら、入学試験を実施している。

入学試験の当日は、学長（編入学試験は除く）、副学長、関係学部の「全学入試委員会」の委員及び事務局長で構成する「入学試験実施本部」を設置し、入学試験の運営に当たっている。また、試験問題の作成者全員は、試験時間中、本部で待機し、いつでも受験生からの質問等に回答できるようにしている。

入学者選抜基準の透明性（4-5）

本学においては、入学者選抜基準の透明性を確保するため、以下の措置を行っている。

ア　配点の公表

一般選抜については、募集要項の中で、大学入試センター試験・個別学力検査等の配点を公表している。

イ　採点・評価基準の公表

一般選抜の募集要項において、個別学力検査等の科目別（実技は専攻別）の採点・評価基準を公表している。

ウ　試験実施状況の公表

一般選抜、特別選抜の募集人員、志願者数、受験者数、当初合格者数、追加合格者数、入学者数、入学辞退者数をホームページで公表するとともに、試験実施状況をまとめた資料をガイダンス等の際に参加者に配布している。

エ　試験成績等の公表

一般選抜の受験者数、合格者数、受験者及び合格者の大学入試センター試験・個別学力検査等の成績（最高点、最低点、平均点）をホームページで公表するとともに、試験成績の概要をガイダンス等の際の配布資料としている。

芸術学部では、毎年、実技試験の合格者の作品の一部を掲載した作品集を作成し、オープンキャンパスの参加者や希望者に配布している。

オ　個人成績の開示

一般選抜で不合格となった者を対象に、請求に基づき個人成績（大学入試センター試験の科目別得点、個別学力検査等の科目別得点、総合得点、成績順位、高等学校等の調査書）の開示を行っている。

なお、芸術学部において実施されている個別検査については、実技試験という才能をも量るというデリケートな性質のものなので、各学科専攻分野において、注意深く点数化の作業がなされている。その上で、明確なランク付け等がなされた判定資料を持ち寄って全教員による判定会議が実施されており、また、年次毎に実技試験の判定基準の開示も行われている。受験者の個別の成績開示の要求に対しても万全な対応がとれるように適切な対応がなされている。

入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況（4-6）

本学では、入学試験の公平性・妥当性を確保するため、次のような対応をしている。

- 面接試験は、必ず、複数の面接委員で行い、採点基準を明確にするとともに、幾つかの面接グループに分かれる場合には、必要に応じて、面接点の標準化を行う。
- 公平な合否判定を行うため、合否判定資料には受験生の氏名を記載しない。
- 受験生から個別に試験に関する照会があった場合の情報提供は、他の受験生と不公平にならないように配慮して行う。

各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況（4-7）

入学試験問題の作成は、科目ごとに各学部長が推薦した教員が行っている。各科目の問題作成者の人選に当たっては、昨年度の経験と反省点を次年度に継承するため、メンバー全員を入れ替えることがないよう配慮している。問題作成者の中から経験豊富な教授を科目責任者に任

命しており、科目責任者は、各問題作成者の調整役となり、最終的な問題の検証及び決定を行う。

年度当初に科目責任者を集めた説明会を開催し、問題作成に当たって留意すべき事項、過去の他大学の出題ミスなどについて周知している。

問題作成の過程では、各問題作成者は、自分の担当した問題のみを確認するのではなく、第三者の視点で他の問題作成者が作成した問題も確認するというような相互チェック方法を採用し、出題ミスの防止と問題の質の向上に努めている。

情報科学部において実施している編入学試験においては、英語及び数学を共通試験とし、面接を加えて評価している。共通試験問題作成に当たっては、全学の問題作成者と同様、経験者を加えて問題作成委員としている。面接において口頭試問を行う学科においては、専門としている教員を選んでいる。

芸術学部における実技試験問題の策定に関しては、専攻ごとに出題者を定め責任をもって適切に対応している。それぞれの専攻分野にかなった優秀な学生を確保するために、狭い傾向にかたよらず、多様な能力を判定する入試問題が考えられている。

推薦入学における、高等学校との関係の適切性（4-8）

ア　推薦入学における高等学校との関係

推薦入学は、指定校制は採用しておらず、市内公募と全国公募を行っている。国際学部、情報科学部とも市内公募と全国公募の募集人員は同数で、推薦できる人数は、1 高等学校につき、市内公募・全国公募ごとに、国際学部については各 1 名で計 2 名、情報科学部については各 2 名で計 4 名までである（複数の課程を持つ高等学校は、課程ごとに上記の人数まで推薦可能）。

推薦要件の中に、学業成績要件があり、国際学部については「調査書の学業成績概評が A 段階に属する者又は、調査書の特定の科目の評定平均値の平均が 4.3 以上の者」、情報科学部については「情報科学に興味を持ち、その基礎となる教科の数学、理科に優れている者」としている。

推薦入学については、高等学校の進路指導教員を対象とした大学説明会において、高等学校側に説明を行っている。

イ　入学者選抜における高等学校の調査書の位置付け

いずれの選抜においても高等学校の調査書は、点数化しておらず、参考資料として扱っている。

ウ　高校生に対して行う進路相談・指導、その他情報伝達

高等学校や業者主催の進学ガイダンスに参加し、高校生からの入試や大学に関する質問や相談に対し、わかりやすい正確な回答・説明をするように努めている。

オープンキャンパスでは、本学の在校生が個別相談を受けるコーナーを開設し、勉強の他、大学生活、クラブ活動などを紹介するとともに、在校生が学内の施設を案内する学生ツアーも実施しており、高校生から好評である。また、本学教員も大学での講義内容や入試についての個別相談に応じている。

高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性（4-9）

国際学部、情報科学部では、広島市内の高等学校に対しては、高等学校の要請に応じて出前講義を積極的に行っている。また、例えば呉市などの広島市圏外の高等学校に対しても出前講義を行うなど範囲の拡大を実施している。これは、高校生が各学部の実際の講義に直接参加でき、その体験を通して自分の進路を考えてもらうことに貢献している。また、進学相談会において、個別に高等学校の進路指導の先生方に対して入試の説明を行い、質問にも丁寧に回答するようにしている。さらに、オープンキャンパスの際に、相談コーナーを設けて学部教務委員が高校生やその親たちの相談に応じている。

芸術学部では、サマースクール等で、中高生を対象にした公開講座を行うなど、芸術への感心を高める努力をしている。

科目等履修生、聴講生等の受入方針・要件の適切性と明確性（4-10）

本学では、教育研究活動の一環として社会人の生涯学習をはじめ、資格取得やリカレント教育などに対する需要に対応できるよう、科目等履修生や研究生の規程を整備して、社会人の受入制度を用意している。

科目等履修生については、学則第 57 条及び「広島市立大学科目等履修生規程」に基づき受入手続きを行っている。申請を希望する者は、学年又は学期の始めの 1 か月前までに申請し、申請科目を担当する学部において承認の可否を審議することとなっている。

実験、実習科目については実験設備やアトリエのスペースなどの関係から正規学生を優先しているが、その他のいわゆる座学については、申請があれば授業に支障が無い限り各学部とも積極的に受け入れを行っている。

履修科目としては、本学の特徴の一つである豊富な外国語科目を履修する者が多く、特にアラビア語、ロシア語は市中の語学学校などでも滅多に開講していないせいか毎年数名の履修者がいる。また、資格取得を目指し、教育職員免許状資格取得科目や学芸員資格取得科目を履修する者も多い。

過去 5 年間の科目等履修生数と履修科目数の推移は下表のとおりである。

表　全 4-10　科目等履修生数等の推移

2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
12 名 27 科目	14 名 40 科目	20 名 57 科目	17 名 55 科目	10 名 40 科目

一部の実験・実習科目での受け入れは前述のとおりしていないが、その他の講義科目は規程に定める要件を満たせばほぼ全員積極的に受け入れており、市民の生涯学習へのニーズに適切に対応できていると評価できる。また、受入手続きも規定に則り適切に行われている。

留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性（4-11）

国際学部では、外国人留学生特別選抜を実施してきたが、2005（平成 17）年度以降、出願者ゼロの状況が続いていた。それまでの選抜試験においては、日本留学試験の成績、TOEICの成績、小論文と面接の試験を課していた。2007（平成 19）年度において、学部入試委員会で検討し、これまで、英語の学力として TOEIC で 450 点を基準として定めていたものを止め、学業成績における英語の成績を重視することに改め、2008（平成 20）年度の募集から実施した。この結果、2008（平成 20）年度においては、外国人留学生に 9 名が応募する結果となった。

情報科学部においては、毎年、外国人留学生特別選抜を行っているが、実際には受験生がいない状況が続いていた。このため、2010（平成 22）年度の入学者選抜においては、これまで受験資格としていた TOEIC の受験及び得点を出願資格から除く予定である。

芸術学部では、外国人留学生特別選抜を行っている。受験者は、外国の国籍を有し、日本留学試験（6 月又は 11 月のいずれか）を受験することとして（両方を受験した場合、得点の高い方を利用する）通常の実技試験と同じ内容で実施することとしている。しかし、2003（平成 15）年度 TOEIC を受験した 2 名の志願者がいたのみで 2004（平成 16）年度以降の志願者はいない。また、外国人留学生特別選抜については、TOEIC を受験したものだけに限られるというのが負担になっているという声がある。

学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性（4-12）

過去 5 年間の入学定員、入学者数、定員超過率、追加合格者数は、下表（4-11）のとおりである。毎年、入学辞退者が出るため、辞退者を見込んで合格者を決定しているが、その判断においては、過去のデータなどを基に、定員を大幅に超過することのないように努めている。また、定員を充足するため、合格者の中から辞退者が出た場合は、必要に応じて、追加合格の措置をとっている。

表　全 4-11　入学定員、入学者数、定員超過率、追加合格者数の推移

学　部	区分	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
国際学部	入学定員	100	100	100	100	100
	入学者数	103	106	110	119	112
	超過率	1.03	1.06	1.10	1.19	1.12
	追加合格	0	0	0	0	0
情報科学部	入学定員	200	200	210	210	210
	入学者数	213	210	212	226	218
	超過率	1.07	1.05	1.01	1.08	1.04
	追加合格	1	4	3	0	0
芸術学部	入学定員	80	80	80	80	80

	入学者数	81	82	81	83	82
	超過率	1.01	1.03	1.01	1.04	1.03
	追加合格	3	1	5	6	3
合　　計	入学定員	380	380	390	390	390
	入学者数	397	398	403	428	412
	超過率	1.04	1.05	1.03	1.10	1.06
	追加合格	4	5	8	6	3

※　追加合格者数は、入学者数の内数である。

過去 5 年間の情報科学部の編入学定員、編入学者数、定員充足率は、下表（全 4-12）のとおりである。

表　全 4-12　情報科学部の編入学定員、編入学者数、定員充足率の推移

区　　分	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 度	2008 年度
編入学定員	20	20	若干名	若干名	若干名
編入学者数	4	6	5	4	2
定員充足率	0.20	0.30	－	－	－

2008（平成 20）年 5 月 1 日現在の収容定員と在籍学生数は、下表（全 4-13）のとおりである。

表　全 4-13　収容定員と在籍学生数

学　　部	収容定員	在籍学生数	超過率
国際学部	400	459	1.15
情報科学部	840	919	1.09
芸術学部	320	341	1.07
合　　計	1,560	1,719	1.10

過去 5 年間の入学定員超過率の平均は、国際学部で 1.11、情報科学部で 1.07、芸術学部で 1.04、大学全体で 1.08 である。入学辞退者数が予想できない状況で追加合格をなるべく行わないようにするという条件の下であるが、適正に管理された数値であると考えている。

情報科学部の編入学については、2004（平成 16）年度～2005（平成 17）年度については、定員充足率が非常に低い状況であったが、2006（平成 18）年度から定員を若干名に見直し、編入学定員分を一般選抜の定員に組み込んだ。2006（平成 18）年度及び 2007（平成 19）年度の入学者数は、若干名の定員に対して、適正な数値となっている。

収容定員の超過率は、大学全体で 1.10 であるが、予想困難な留年者数と入学辞退者数があるため、妥当な数値であると考えている。

著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性（4-13）

本学のいずれの学部においても著しい欠員あるいは定員超過が恒常的に生じている事実はない。しかしながら、少子化による受験者、入学者減の状況も将来的に想定しつつ、適切な人材確保の為の入試方法の変革や選抜方法の多様化など、臨機応変な対応ができるように検討を続ける必要がある。そのための対策の一環として、2008（平成 20）年度に入試広報ワーキングを全学組織として設置し、入試広報活動の強化を図っている。

退学者の状況と退学理由の把握状況（4-14）

本学における退学者数は、2004（平成 16）年度 27 名、2005（平成 17）年度 19 名、2006（平成 18）年度 15 名、2007（平成 19）年度 23 名と推移している。退学者数の全学生数に占める割合はおよそ 1%である。

主な退学の理由としては、進路変更、経済的理由をあげているものが多い。この中には学業につまずき上位学年に進級できず退学の道を選ぶ者も多く見受けられる。

退学の手続は、学則第 44 条及び「広島市立大学退学に関する規程」に基づき所定の退学届を提出し、所属学部教授会の承認を経て許可することとなっている。この退学届には本人及び保証人（大部分は保護者に該当）が連署押印することとしている。これは保証人に知らせず、学生が勝手に退学届を提出し退学しないようにするための措置である。

また、所属学部では退学の理由を把握するため、3 学部がそれぞれ教務委員やチューターを中心に担当教員を定め、その教員のサインを退学届提出の要件としており、退学を審議する教授会においてこの面接を行った教員が退学理由の説明を行い、承認を得ることとしている。

表　全 4-14　学部別退学者数の推移　　単位：人

区　分	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
国際学部	2	4	1	0	2
情報科学部	20	19	16	14	19
芸術学部	0	4	2	1	2
合　計	22	27	19	15	23

本学の退学者数は、全学生数との比率、およそ 1%から判断するととりたてて退学者数が多いとは言えない。また、退学の理由としても進路変更や経済的理由を挙げている者が多く、適切なものであると言える。進路変更については、高校や予備校の進路指導において、偏差値による進学先の決定が一般的に行われており、受験生が自分の将来の志望や適性等をよく考えずに進学先を安易に選ぶ現状も要因の一つと考えられる。

退学の相談を受け、退学届の教員署名欄に署名する教員は、学部教務委員の先生であったり、チューター、あるいは所属ゼミの先生であったりで、学部ごとに異なった運用をしているが、基本的にはその学生にとって相談しやすい、あるいは事情がわかっている教員が退学の相談に

乗るようにしている。最近の傾向として、退学しようとする学生とその保護者との間でコミュニケーションがうまくとれてなく、保護者の同意がないのに学生が退学届を提出しようとするケースが見受けられる。

編入学生及び転科・転部学生の状況（4-15）

本学においては、情報科学部において、主として高等専門学校の卒業予定者を対象として編入学試験を行い、大学3年次への編入を認めている。国際学部、芸術学部では編入学試験を行っておらず、編入生を認めていない。また、転学科、転学部については、制度上は「広島市立大学転学及び転学部等に関する規程」を設けているが、開学以来、転学科あるいは転学部が認められた学生はいない。なお、国際学部は国際学部国際学科の1学科であるため、実質上、転学科の制度はない。

以下では、情報科学部の編入学制度及び編入学生に対する指導について述べる。

ア　認定単位

編入学試験に合格し、編入学を認められた学生は、情報科学部編入学生既修得単位認定取扱要領に従い既修得単位の認定が行われる。下表（全4-15）に示すように、大学に2年以上在学した者及び大学を卒業した者については本学部を卒業するに必要な全学共通系科目等 33 単位全てを習得したものと認定する。また、高専及び短大卒業者については全学共通系科目 23 単位（総合共通科目18単位、第一外国語（英語）6単位、第二外国語2単位）、全学共通系科目等の計31単位を習得したものと認定する。

専門教育科目に関する認定最高単位数を下表（全4-16）に示す。ただし、大部分の編入生が履修していると考えられる基礎的な科目は習得したものと認定する。具体的には、入学予定者に対し高専等の履修状況及び高専等の講義概要を参考に、各学科の教務委員が認定科目の選定を行い、その認定候補科目の担当教員は認定の可否判定を行う。認定可能な科目が決定した後、時間割りで3年次において履修可能な科目等を考慮して、認定科目表の修正を行い、最終的に教授会において認定を行う。最高認定単位数は大学に2年間以上在学した者の場合 76 単位、大学卒業者の場合78単位である。

上述の科目ごとに認定する個別単位認定では、認定できる単位数が大幅に不足する学生に対しては、一括して単位を認定する自動単位認定制度も設けている。その際の認定単位数を下表（全4-17）に示す。

表　全4-15　情報科学部の認定し得る最高単位数（全学共通系科目等）

区　分		全学共通系科目			外国語系科目		全学共通系科目等計
		総合共通	一般情報処理	保健体育	第一外国語	第二外国語	
認定し得る最高単位数	高専 短大	18	3	2	6	2	31
	大学に 2年以上在学	18	3	2	6	4	33
	大学	18	3	2	6	4	33

表　全 4-16　情報科学部の個別単位認定における認定し得る最高単位数（専門教育系科目等）

区　分		専門教育科目		専門教育系科目等計
		専門基礎科目	専門科目	
最高単位数認定し得る	高専 短大	45		45
	大学に 2 年以上在学	43		43
	大学	45		45

表　全 4-17　情報科学部の一括単位認定における認定し得る最高単位数（専門教育系科目等）

区　分		専門教育科目
最高単位数認定し得る	高専 短大	37
	大学に 2 年以上在学	35
	大学	37

また、編入学生数及び単位認定状況を下表（全 4-18）に示す。

表　全 4-18　情報科学部の編入学生認定状況の推移

学科	区分	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	計
メディア	入学者数	2	1	1	1	0	1	2	8
	個別認定	0	0	1	1	0	1	2	5
	一括認定	2	1	0	0	0	0	0	3
工学	入学者数	2	7	2	1	2	1	0	15
	個別認定	1	6	0	1	1	1	0	10
	一括認定	1	1	2	0	1	0	0	5
知能	入学者数	2	5	4	1	4	2	2	20
	個別認定	2	1	1	1	2	2	1	10
	一括認定	0	4	3	0	2	0	1	10

機械	入学者数	4	2	2	1	0	1	0	10
	個別認定	2	2	2	1	0	1	0	8
	一括認定	2	0	0	0	0	0	0	2
計	入学者数	10	15	9	4	6	5	4	53
	個別認定	5	9	4	4	3	5	3	33
	一括認定	5	6	5	0	3	0	1	20

3 年次に修得しなければならない単位数はかなり多いが、一部の編入学生を除き、順調に単位を修得している。これは、編入学生の学問に対して積極的に取り組む姿勢に加え、適切な単位認定や履修指導が行われていることを示している。先に述べたように、編入学生に対し個別に既修得単位の認定を行っているため教務委員をはじめ関係教職員の負荷は相当大きいが、学生個々の学力に従い適切な指導が行われている点は高く評価できる。

イ　履修指導

入学時において、1 年次入学生と共通の事項については 1 年次生と一緒にガイダンスを行うのに加え、編入生が速やかに大学の教育や生活に慣れるために、各学科の教務委員とチューターから構成される編入学生指導協議会を編成し、編入学生履修ガイダンス等を通じ、編入学生の生活、履修指導にあたっている。教務委員は、認定予定科目や時間割り、卒業条件、卒業研究着手条件に基づき、編入学生に対し個別に履修指導を行い、また、チューターは、編入学生と 3 年次生や教員との交流を行うなど、生活指導を行う。

また、入学式以前に、当大学の情報処理システムに慣れるために 3 日間、計 9 時限（1 時限は 90 分）の「UNIX 及びネットワーク利用講習会」を行う。さらに、特別授業として「オートマトンと形式言語」（2 単位）と「データ構造とアルゴリズム」（2 単位）を集中講義形式で開講し、学習の円滑な導入を図っている。

編入学生は順調に単位を取得しており、適切な履修指導が行われていることを示している。なお、引き続き個々の編入学生に適した履修指導が行われることが望ましい。

出身校における編入学生個々の学習内容、単位修得状況を考慮して既修得単位の認定を行っているため、適切な単位認定が行われている点が特徴である。さらに編入学生の円滑な履修を目的として、自動認定を行うことにより、編入学生の履修計画にやや柔軟性が生じ、より適切な履修が可能となっているものと思われる。

【学生の受け入れ（学部等）に関わる点検・評価】

近年の少子化に伴う大学進学希望者数の著しい減少にも関わらず、本学はすべての学部において安定した入試倍率を維持していることは評価できる。しかし、今後も大学進学希望者数の減少が続くこと、及びそれに伴う大学間の競争の激化、さらには大学進学希望者に広まる大都市志向を考慮すると､本学が今後も一定レベルの能力を持った学生を受け入れて行くためには、確固たる入試戦略を確立し、それに沿った長期的、総合的対策を立てて実施していく必要がある。

【学生の受け入れ（学部等）に関わる改善方策】

本学では、入試に関する事項は全学入試委員会で議論されることになっているが、入試委員

会では毎年の入試を実施するために必要な議論が中心になっており、入試に対する長期的な戦略を議論することが難しかった。そこで、入試を大学の広報に結びつけ、受験生獲得のための総合的な対策を立案・実施するために、全学的な対策として、広報委員会、入試委員会、そして事務局で構成する「入試広報ワーキング・グループ（以下「入試広報 WG」という。）を 2008（平成 20）年度に立ち上げ、「本学の入試広報戦略を考える」というテーマで、本学指定研究費から 300 万円を予算化した。この入試広報 WG では、1）アンケート等を通じて、本学のどういった要素が、あるいは広報が、本学を受験対象とする高校生とそうでない高校生、オープンキャンパス等に参加する者、そうでない者、そして最終的に受験に至る者といった違いにつながっているのかを分析する、2）芸術学部など一般化しにくい受験プロセスについて、美術予備校などから直接情報を収集し分析する、3）市内の高校について、本学のイメージや志望動向などを調査する、といった調査を行う予定としている。

また、近年、入試倍率の低下が顕著な芸術学部美術学科彫刻専攻は独自の受験生獲得対策を実施する対策を立て、本年度の本学特定研究費の交付を受けて、全学入試広報ワーキングの活動と連動しながら、受験生獲得のための様々な試みを行っている。彫刻専攻における入試広報の試みにおいて有用と判断されたものは全学の入試戦略にフィードバックし、本学の今後の受験生獲得に役立てる予定である。

全　学（大学院研究科）

到達目標

本学の建学の理念、及び各学部・研究科の理念・目的に応じた入学者受入方針を定め、社会の変化やニーズに対応した入学者選抜を実施することにより、本学及び各学部・研究科の人材育成目標を達成できるような意欲ある学生を確保する。

2　大学院研究科における学生の受け入れ

【現状説明】

大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性（4-16）

本学大学院の各研究科では、各研究科ごとに学生募集の方法を定めて、入学者選抜を行っている。以下に各研究科における学生募集の概要を示す。

国際学研究科では、1998（平成 10）年度から前期課程、12 年度から後期課程の学生を募集し、入学者の選抜を行っている。募集人員は、博士前期課程 15 名、博士後期課程 7 名である。春（4 月）入学予定者の選抜は 2 月の中旬、秋（10 月）入学の学生の選抜を 7 月中下旬あたりに実施している。春入学の募集人員に対し秋入学については若干名としている。また、平成 17 年度より、博士前期課程に社会人入学を認め、若干名としている。

前期課程春及び秋入学の選抜方法は同じで、外国語（母国語以外の言語で英語、フランス語、中国語、ロシア語、ドイツ語、ハングル、日本語のうちから 1 語を選択）、専門科目（志望する研究分野を中心に出題、共通項目として現代社会を理解するために不可欠な基本的用語説明を求めるもの）の筆記試験と志望する専攻に関する事項を中心とする面接試験からなる。

後期課程においても、試験内容はほぼ同じであり、筆記試験では、外国語（母国語以外の言語で英語、フランス語、中国語、ロシア語、日本語のうちから 1 言語）と専門科目（志望する研究分野からの出題）、と面接試験（特に博士論文を執筆するための素養と研究計画書の内容）からなる。

国際学研究科では社会人特別選抜を、前期課程の場合は 2005（平成 17）年度から、後期課程の場合当初から実施している。募集人員は若干名である。前期課程の選抜方法は、勤務実績などを勘案して、一般選抜から筆記試験（外国語）を免除する一方、筆記試験（専門科目（共通項目）及び小論文）を課し、口頭試問を加えて選抜する形式になっている。後期課程では、一般選抜と同じ選抜方法である。

下表（全 4-20）に示すように、最近 5 年間の志願者数と入学者数の推移を年間でみると、2007（平成 19）年度までで前期課程の場合、定員 15 人に対して、22 名から 28 名といった状況が続いている。

表　全 4-19　国際学研究科における博士前期課程の志願者数と入学者数の推移

	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
出願者数（春）	18	25	8	10	13	3
社会人（春）	-	-	4	5	3	3
出願者数（秋）	5	3	6	3	8	
社会人（秋）	-	-	4	2	1	
合格者数（春）	14	12	6	7	10	3
社会人（春）	-	-	4	5	2	3
合格者数（秋）	2	2	6	-	6	
社会人（秋）	-	-	3	1	1	

※　出願者数、合格者数は社会人を除いた一般選抜の人数

表　全 4-20　国際学研究科における博士後期課程の志願者数と入学者数の推移

区　分	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
出願者数（春）	8	8	3	4	4	7
出願者数（秋）	-	1	2	2	6	
合格者数（春）	7	8	3	3	4	6
合格者数（秋）	-	1	2	2	5	

情報科学研究科では、1998（平成 10）年度から前期課程、2000（平成 12）年度から後期課程の学生を募集し、入学者の選抜を行っている。選抜の実施時期は前年の 8 月末から 9 月の初めで、春（4 月）入学予定者を選抜する。同年度から秋（10 月）入学の学生を募集し、翌年の春入学予定者と同時期に選抜試験を実施している。春入学の募集人員は前期課程 84 名、後期課程 28 名であり、秋入学のそれは若干名である。2007（平成 19）年度に大学院前期課程の組織改編があり、春入学の募集人員は表（情 4-17）のとおり、3 専攻が各 23 名、1 専攻が 15 名に変わった。ただ、これらの学生募集では定員に満たないことが多く、2 月末から 3 月初めに若干名あるいは不足人数分の募集人員で、毎年のように 2 次募集を行っている。

前期課程春及び秋入学の選抜方法は同じで、2006（平成 18）年度まで、「外国語」、「専門基礎科目」、「専門科目」の筆記試験と志望する専攻に関する事項を中心とした「面接」からなっていた。その内容は専攻ごとに異なり、年により少しの変更はあったもののほぼ同じ内容であった。2 次募集の選抜方法は、上記の筆記試験のうち「専門科目」を除き、「面接」に専門に関する口頭試問を加える形式で行った。2007（平成 19）年度に大学院の組織改編があり、選抜方法も変更された。内容は専攻ごとに異なるが、主に「外国語」、「専門基礎科目」と専門に関する口頭試問を加えた「面接」からなる。後期課程の選抜も前期課程と同時期に行い、その方法は「専門科目」の筆記試験と「口述試験」からなる。

最近 5 年間の志願者数と入学者数の推移を下表（全 4-21・全 4-22）に示す。前期課程の場合、定員 84 人に対して、志願者数は 1 倍前後で、入学者が定員を満たすか否かの状況が続いている。後期課程の場合、定員 28 人に対して志願者は大幅に少なく、入学者は 3 分の 1 以下という状況が続いている。

表　全 4-21　情報科学研究科における博士前期課程の志願者数と入学者数の推移

年　　度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
前期課程 志願	99	86	84	75	85
入学	83	70	73	60	76
秋 入学	0	0	0	1	
2 次 入学	7	5	6	6	7

表　全 4-22　情報科学研究科における博士後期課程の志願者数と入学者数の推移

年　　度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
後期課程 志願	2	2	5	3	3
入学	2	2	4	3	2
秋 入学	0	3	0	0	
2 次 入学	2	4	2	2	2

社会人特別選抜を、前期課程の場合 2006（平成 18）年度から、後期課程の場合当初から実施している。募集人員は若干名である。選抜方法は、勤務実績などを勘案して、一般選抜から筆記試験を免除し、面接に口頭試問を加える形式になっている。

2009（平成 21）年度から推薦入学制度を導入することに決めた。募集人員は、専攻により少し異なるが、定員の半分程度である。選抜方法は、専攻により少し異なるが、推薦書や成績証明書などの書類審査と、志望する専攻に関する口述試験を含む「面接」である。

芸術学研究科では、博士前期課程（修士課程）においては、筆記試験、実技試験、口述試験等の結果及び出願書類等を総合して選抜している。博士後期課程（博士課程）においては、筆記試験（語学能力審査）及び口述試験の結果と事前に提出された作品並びに出願書類等を総合して選抜している。

芸術学研究科の最近 5 年間の志願者数と入学者数を下表（全 4-23・全 4-24）に示す。

表　全 4-23　芸術学研究科における博士前期課程の志願者数と入学者数の推移

	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
出願者数（春）	39	40	51	29	33
入学者数（春）	35	36	42	25	28

表　全 4-24　芸術学研究科における博士後期課程の志願者数と入学者数の推移

	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
出願者数（春）	9	9	10	3	10
入学者数（春）	6	8	7	1	6

成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性（4-17）

本学においては、いずれの研究科においても、学部における成績優秀者に対する大学院への学内推薦制度を導入してはいない。

他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況（4-18）

本学においては、いずれの研究科も、他大学・大学院の学生に対して門戸を開放し、学生を受け入れる体制を整えている。しかしながら、研究科によっては他大学・大学院からの学生の受入実績は少ないのが現状である。

国際学研究科においては、他大学、他の大学院に対しても、大学院案内を定期的に送付し、募集をアピールしている。しかし、当研究科の定員は、博士前期課程で 15 名、博士後期課程で 7 名と比較的小規模で、他と比べ日もまだ浅く、実績を積み上げつつある状況である。

情報科学研究科ではその募集要項の中で、他大学・大学院の学生が入学可能な入試体制としている。博士前期課程では 2004（平成 16）年度から 2008（平成 20）年度までの 5 年間に 303 名の学生を受け入れ、そのうち 9 名が他大学からの受け入れ、3 名が留学生である。このように、入学者総数の多くは本学からの学生であり、留学生や他大学からの入学生はあるものの、各年度それぞれ 1 名から 3 名であり、入学者総数に占める割合は極めて低い状況となっている。この状況は本学の他の研究科と比べても極めて低い状況にある。留学生や他大学からの入学生を受け入れることは、新たな発想やカルチャの導入に繋がり、情報科学研究科の教育研究を、より活性化する観点からも望ましいことである。

現状として、留学生や他大学からの入学生が少ない要因として次のようなことが考えられる。

- 留学生や他大学からの入学生にとって、入試科目が障壁となっていないか
- 入学前に、情報科学研究科の教育研究内容が魅力あるものとして広報されているか
- 入学後に、魅力ある教育研究指導がなされる体制ができているか

芸術学研究科においては、他大学からの本学大学院への受験者は次第に増えており、内部学生と同様に公正な入試のもと合格者を決定している。

「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性(4-19)

情報科学研究科では大学に 3 年以上在学した学生に対し、飛び入学制度の利用を認めている。なお、当該出願資格の認定のため、事前審査を行うこととしている。過去、情報工学科において、2001（平成 13）年 4 月に入学した学生 1 名が 2004（平成 16）年 3 月に学部を退学し、この飛び入学制度を用いて本学大学院情報工学専攻に進学した後、修了している。他大学出身者による本制度の利用は現在までない。また、情報科学部では 2004（平成 16）年度入学生より、早期卒業制度を設けている。そのため、最近は本学からの大学院進学者については、この飛び入学制度は利用されていない。

大学院研究科における社会人学生の受入状況（4-20）

国際学研究科では、2004（平成 16）年度までは、当研究科には、社会人の受け入れは認められていなかった。2005（平成 17）年度からは、博士前期課程に社会人の受け入れを認め、現在、募集人員の中に若干名とするかたちで受け入れている。常に少人数の受け入れとなって

いるが、中には、博士後期課程において、研究者が論文博士を志望してくる場合がある。現在のところ、アジア経済研究所や中国地方総合研究センターの要職にある人が博士号を取り活躍しているケースもみられる。

国際学研究科における社会人の入学者の近年の状況は下表（全 4-26・全 4-27）にあるとおりである。社会人にも、既に退職して向学心のある高齢の学生や現在も研究分野で活躍している学生がおり、できるだけそのニーズに広く応えることができるかたちでの受入体制としている。

表　全 4-26　国際学研究科博士前期課程の社会人の受入状況

年　　度	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年
出願者数（春）	8	10	13	3
社会人（春）	4	5	3	3
出願者数（秋）	6	3	8	
社会人（秋）	4	2	1	
合格者数（春）	5	7	10	3
社会人（春）	4	5	2	3
合格者数（秋）	6	-	5	
社会人（秋）	3	1	1	

表　全 4-27　国際学研究科博士後期課程の社会人の受入状況

年　　度	2007 年	2008 年
出願者数（春）	4	7
うち社会人（春）	－	－
出願者数（秋）	6	
うち社会人（秋）	－	
合格者数（春）	4	6
うち社会人（春）	－	－
合格者数（秋）	4	
うち社会人（秋）	－	

情報科学研究科では、その募集要項の中で、社会人学生が入学可能な入試体制としている。現状では、博士前期課程（修士課程）に社会人学生として入学する例はほとんどなく、博士号取得を目的として、博士後期課程に入学する場合がほとんどである。下表（全 4-28）に情報科学研究科における博士後期課程の入試状況を示す。

表　全 4-28　情報科学研究科における博士後期課程の入試状況

年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
本　学	4	3	5	4	3
留学生	0	0	0	0	0
他大学	0	3	0	1	1
社会人	0	3	1	0	0
入学者総数	4	9	6	5	4

入学者総数の多くは本学からの学生であり、社会人学生の入学は過去5年間に5人と、入学者総数に占める割合は低い状況となっている。受け入れた社会人学生は、受入先の指導教授と、これまで共同研究や、学会などを通じて研究交流を経験しているケースが多く、入学後も比較的順調に研究業績を上げ、学位を取得している。学位取得後の社会人学生は、そのまま職場に復帰する人、大学に転進する人など、それぞれに活躍の場を広げている。入学して来る社会人学生は、既に企業などで実務経験を積んでおり、そのような社会人学生を受け入れることは、情報科学研究科にとって、新たな研究テーマや手法、発想の転換、良き企業カルチャの導入に繋がり、情報科学研究科の教育研究を、より活性化する観点からも望ましいことである。

社会人学生の受入状況については、入学者総数に占める割合が低い状況となっているが、今後は、社会人学生受け入れの意義をもう一度原点に立ち返り、その目的、そして目的達成のための手段を検討し、より多くの社会人学生の受け入れに努めたい。

芸術学研究科においては、社会人の受け入れの制度は整備されていない。一般の受験生として、一般入試のかたちでの対応である。一般入試においても社会人枠は特に設定されていないのが現状である。ただし、それに準ずる対応として、2007（平成19）年度から、「社会人向け工芸・版画技能講座」を新設し、金工、漆、染織、版画の分野で、既に経験があり研鑽を深めることを希望する社会人を対象に受け入れを始めた。

大学院研究科における科目等履修生、研究生、聴講生等の受入方針・要件の適切性と明確性（4-21）

国際学部・研究科における2004（平成16）年度から2008（平成20）年度までの科目等履修生、研究生、外国人研究生、特別聴講生の受入状況を下表（全4-29）に示す。国際学部の場合は、科目等履修生を毎年10名前後受け入れている。これは、教職関連の資格取得に必要な科目を専攻するケースなどがあたる。また、主に外国人の学生が外国人研究生として入学し、学部の科目を履修して国際学研究科の入学に進むケースもみられる。このほかは、特別聴講生は、学術協定交流大学からの交換留学生であり、最近では西京大学校（韓国）からの留学生が占めている。こうした研究生、聴講生の受け入れに当たっては、担当の教員が直接、面接して、研究計画や日本語で通常の授業についていくことができるかどうかの力量をチェックした上で、学部及び研究科の教務委員会、教授会あるいは研究科委員会において学歴や職歴等を参考にしながら審査している。

表　全4-29　国際学部・研究科における科目等履修生、研究生、外国人研究生、特別聴講生の受入状況

区　分		2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	合計
履修生	国際学部	9	14	16	15	9	63
	博士前期課程	2	-	-	1	-	3
	博士後期課程	-	-	-	-	-	-
研究生	国際学部	1	-	1	-	-	2
	博士前期課程	-	-		-	-	-
	博士後期課程	-	-	-	-	-	-
外国人研究生	国際学部	9	6	8	7	7	37
	博士前期課程	-	2	1	2	-	5

	博士後期課程	-	-	-	-	-	-
特別聴講生	国際学部		2	6	4	6	18
	博士前期課程					-	-
	博士後期課程					-	-

情報科学部・研究科における 2004（平成 16）年度から 2008（平成 20）年度までの科目等履修生、研究生、外国人研究生、特別研究学生、特別聴講生の受入状況を下表（全 4-30）に示す。

表　全 4-30　情報科学部・研究科における科目等履修生、研究生、外国人研究生、特別研究学生、特別聴講生の受入状況

区分	所属区分	2004	2005	2006	2007	2008	計	備考
科目等履修生	情報科学部	0	0	0	0	0	0	学科・専攻別としての受け入れは無い
	情報科学研究科博士前期課程	0	0	0	0	0	0	
	情報科学研究科博士後期課程	0	0	0	0	0	0	
研究生	情報メディア工学専攻	0	0	0	0	0	0	
	情報工学専攻	1	0	0	0	0	1	専攻別の受け入れではなく、教員ごとの受け入れのため、受け入れ教員の所属専攻で入力
	知能情報システム工学専攻	0	0	0	0	0	0	
	情報機械システム工学専攻	0	0	0	0	0	0	
	情報科学専攻	0	0	0	0	0	0	
外国人研究生	情報メディア工学専攻	0	0	0	0	0	0	
	情報工学専攻	0	0	0	0	0	0	専攻別の受け入れではなく、教員ごとの受け入れのため、受け入れ教員の所属専攻で入力
	知能情報システム工学専攻	0	0	0	0	0	0	
	情報機械システム工学専攻	0	0	0	0	0	0	
	情報科学専攻	0	0	0	0	0	0	
特別研究学生	情報科学専攻	0	1	1	0	0	2	協定を結んだ大学との研究学生の受け入れ
特別聴講生	情報メディア工学科	0	0	1	1	0	2	
	情報工学科	0	0	0	1	0	1	
	知能情報システム工学科	0	0	0	0	0	0	
	情報機械システム工学科	0	0	0	0	0	0	
	情報メディア工学専攻	0	0	0	0	0	0	提携校からの留学生
	情報工学専攻	1	0	0	0	0	1	
	知能情報システム工学専攻	0	0	0	0	0	0	
	情報機械システム工学専攻	0	0	0	0	0	0	
	情報科学専攻	0	0	0	0	0	0	

科目等履修生、研究生、外国人研究生、特別研究学生、特別聴講生については，多くても年に 1 名あるいは 2 名であり、受け入れの無い年度も多く、平均するといずれも年間 0.5 人未満である。このため、明確な基準を設けて機械的に受け入れを判定するという体制をとっていない。教授会あるいは研究科委員会において各人毎に学歴や職歴等を参考にして、受入後に講義を理解できるかあるいは研究を実施できるかなどについて検討し、それが可能と判断される人を受け入れているというのが現状である。

芸術学部・研究科における 2004（平成 16）年度から 2008（平成 20）年度までの科目等履修生、研究生、外国人研究生、特別研究学生、特別聴講生の受入状況を下表（全 4-31）に示す。

これらの受け入れに当たっては、担当の教員が直接面接して、研究計画や日本語で通常の授業についていくことができるかどうかの力量をチェックした上で、研究科教務委員会及び研究科委員会において学歴や職歴等を参考にしながら審査している。

受入人数が比較的少ないことから、各教員が応募者に関し、研究計画書や直接の事前面接によって、慎重に判断するという体制が整っている。

表　全 4-31　芸術学部・研究科における科目等履修生、研究生、外国人研究生、特別研究学生、特別聴講生の受入状況

区　分		2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	合計
履修生	芸術学部	1	2	7	3	1	14
	博士前期課程	-	-	-	-	-	-
	博士後期課程	-	-	-	-	-	-
研究生	芸術学部	4	1	-	-	1	6
	博士前期課程	-	3	3	3	2	11
	博士後期課程	-	-	-	-	-	-
外国人研究生	芸術学部	2	3	2	1	1	9
	博士前期課程	-	-	2	2	1	5
	博士後期課程	-	-	-	-	-	-
特別聴講生	芸術学部	6	7	9	15	4	41
	博士前期課程	-	-	-	-	-	-
	博士後期課程	-	-	-	-	-	-

大学院研究科における外国人留学生の受入状況（4-22）

国際学研究科においては、外国人の留学生、特に中国からの留学生は、大きな比率を占めている。今後も、外国人の受け入れについては特に規制を設けず、自然体で応募してくる学生を入試の篩いにかけて優秀な学生を確保している。

情報科学部・研究科における 2004（平成 16）年度から 2008（平成 20）年度までの 5 年間に、外国人留学生の学部への受け入れは 1 名、大学院博士前期課程への受け入れは 4 名、博士後期課程への受け入れは 3 名となっている。このように、外国人留学生の受け入れは、各学科・専攻当たりで数えると、多くても年に 1 名あるいは 2 名であり、平均するといずれも年間 0.5 名未満である。受け入れの無い年度も多く、2007（平成 19）年度は情報科学部・情報科学研究科のいずれにも外国人留学生の受け入れはなかった。このように、外国人留学生の受け入れはほとんど行われていないというのが現状である。

外国人留学生が少ない理由としては、外国人留学生に対する広報活動が十分ではなく、海外における本学の知名度が高くないことが最も大きな原因であると考えられる。例えば、海外において広報活動、相談会あるいは入学試験などを実施すれば、外国人留学生の数を増加させることは可能であると考えられる。しかし、それに要する費用と実際に本学を希望する学生数を勘案すると、このような試みは費用対効果の面から困難であると考えられる。

芸術学研究科では、外国人留学生は一年間研究生を経たのち、受験するケースが多い。研究生の受け入れについては、教務委員会で慎重な検討がなされている。海外の学術交流校との交換留学生の様子をみるに、今後、さらなる将来的な発展が期待できる。海外からの留学生の受入態勢の早急な改善が望まれる。

留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性（4-23）

国際学部・研究科においては特に中国、韓国からの留学生が多い。応募してきた留学生の本国地での大学教育の認定については、中国、韓国関係の専門の教員が個別に卒業認定書や出身大学、科目履修の状況をチェックし、教務委員会にアドバイスする仕組みとしている。

情報科学部・研究科においては、留学生の数が少ないので、必要に応じて個別に学生の受け入れ、及び単位認定等を行っている。

芸術学部・研究科においては、教務委員会が検討している。

大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率及び学生確保のための措置の適切性（4-24）

各研究科の収容定員及び各年度当初の在籍学生数と収容定員に対する比率を下表（全 4-32）に示す。

表　全 4-32　在籍学生数と収容定員に対する比率

		2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
国際学研究科博士前期課程	収容定員	30	30	30	30	30
	在籍学生数	31	27	32	35	29
	比率	1.03	0.90	1.07	1.17	0.97
国際学研究科博士後期課程	収容定員	21	21	21	21	21
	在籍学生数	44	38	33	26	32
	比率	2.10	1.81	1.57	1.24	1.52
情報科学研究科博士前期課程	収容定員	168	168	168	168	168
	在籍学生数	161	169	159	148	153
	比率	0.96	1.01	0.95	0.88	0.91
情報科学研究科博士後期課程	収容定員	84	84	84	84	84
	在籍学生数	21	24	24	21	23
	比率	0.25	0.29	0.29	0.25	0.27
芸術学研究科博士前期課程	収容定員	60	60	60	60	60
	在籍学生数	73	72	80	72	60
	比率	1.22	1.20	1.33	1.20	1.00
芸術学研究科博士後期課程	収容定員	18	18	18	18	18
	在籍学生数	28	29	26	20	16
	比率	1.56	1.61	1.44	1.11	0.89

国際学研究科では、定員数に比較して受験者数にはまだ伸びる余地がある。特に、学部からの学生の応募を増やすこと、他大学からの応募を増やすことは重要である。現在、博士前期課程の科目の編成を検討しており、こうしたものを核として、内部を充実させるとともに、外部に対しても当研究科を積極的にアピールしていく。

情報科学研究科では、博士前期課程はほぼ定員どおりの学生を確保しており、問題はない。しかし、博士後期課程の定員充足率は低く、今後、向上させる必要がある。

芸術学研究科における大学院の進学状況については、社会の経済情勢の影響もあり、就職を選ぶ学生、進学を選ぶ学生、それぞれに理由があり、指導教員が中心となって臨機応変に対応をしている。

著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性（4-25）

国際学研究科、情報科学研究科、芸術学研究科とも博士前期課程においては、定員の著しい欠員あるいは超過は生じていない。一方、博士後期課程においては、いずれの研究科も定員充足率が低い状況にあり、博士前期課程在学生に対する進学指導、あるいは学外に対する広報活動を通じて、定員確保に努めている。

【学生の受け入れ（大学院研究科）に関わる点検・評価】

本学大学院研究科の博士前期課程（修士課程）の学生受け入れについては、どの研究科もほぼ定員を充足しており、大きな問題はないと考えられる。

一方、博士後期課程（博士課程）の学生受け入れについては、情報科学研究科の入学生数は定員を大きく下回っており、入学生数の確保が課題である。芸術学研究科についても入学生数は近年、減少気味であり、対策を講ずる必要がある。

【学生の受け入れ（大学院研究科）に関わる改善方策】

博士後期課程の入学生の増加を目標として、（1）学内進学者の増加、（2）社会人学生の確保、（3）外国人留学生の確保について、それぞれの研究科の実情に即して対策が検討・実施されている。詳細については、各研究科の記述を参照されたい。

第５章　学生生活

全　学

到達目標

本学の教育目標を達成するため、すべての学生が心身ともに健康で、また、主体的・活動的で充実した大学生活を送れるよう、学習、経済、生活、健康、進路、課外活動などについて、適切な支援を行える体制と環境を整える。

【現状説明】

奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性（5-1）

本学では、経済的事情により学生の勉学に支障が出ることを可能な限りなくすため、学生への経済的支援として、（１）日本学生支援機構奨学金及び各種団体による奨学金、（２）授業料減免制度、（３）授業料奨学融資利子補給、の三つの制度を設けている。

ア　奨学金

独立行政法人日本学生支援機構奨学金については、毎年、年度当初及び次年度予約に際して、手続等の説明会を開催し、同機構の学力基準・家計基準に従って学内選考のうえ推薦している。2007（平成 19）年度の利用率は、無利子貸付・有利子貸付、また学部生・大学院生あわせて 40.6%（大学基礎データ　表 44）で、全国平均 29.8%を大幅に上回っている。また、その他の奨学金については、自治体の奨学金は 9 団体・12 人が、民間団体の奨学金は 7 団体・15 人が給付・貸与を受けている。

一般の学生を対象とした奨学金については、独立行政法人日本学生支援機構奨学金の利用率が全国平均を大幅に上回るなど、希望する学生はほぼ利用できており、本学においては一般の学生に対する奨学金制度は有効に機能していると考えられる。ただし、同機構の大学院奨学金・無利子奨学金については、在学中の学業等の評価に基づく返還免除制度があることから希望者が多く、2007（平成 19）年度については、追加採用により希望者全員貸与を受けられたものの、2008（平成 20）年度は、希望しても貸与を受けられない者が 38.6%いた。これについては、大学としても無利子奨学金の貸与を受ける大学院生の率を増やすよう関係各方面に働きかけるなどの対応をとりたいと考えている。

一方、外国人留学生に対する奨学金については、留学生専用の掲示板を設け、そこに掲示して情報提供等を行っている。受給状況は、国費・私費をあわせて 21 名・40.4%の学生が奨学金の給付を受けている。このうち、国費は、大使館推薦 3 名、大学推薦 2 名、さらに外国政府からの派遣が 1 名である。また、私費学習奨励費 5 名、短期留学生奨学金 2 名、その他民間団体等が 6 種類・8 名である。

外国人留学生に対する奨学金については、希望しても受給できる者の数が絶対的に少ない。これは、全国的な外国人留学生の増加に財源的に追いつかないためと考えられるが、給付額の高い奨学金でなくとも、受給できる留学生数を増やす必要がある。大学独自の奨学金制度等の設立は当面困難なため、関係各方面に奨学金制度の拡充を折にふれて要請していきたいと考えている。また、国費留学生について、大使館推薦及び大学推薦については、順当に採用されているものの、国内採用については、留学生数の減少もあって、近年、採用されていない。

イ　授業料の減免及び徴収猶予

授業料の減免は、経済状況と学業成績に応じて、授業料の全額、半額又は 4 分の 1 を免除するもので、申請により半期ごとに決定している。2007（平成 19）年度の対象者（延べ数）は、全額免除 11 名、半額免除 100 名、4 分の 1 免除 70 名で、合計 2,103 万円を免除し、授業料収入予定額の 2.0%を免除した。

授業料の減免制度については、2004（平成 16）年度に、広島市の「財政非常事態宣言」を受け、また、国立大学等の授業料減免率と比較してもその率が高いことから、従来の国立大学準拠の減免基準から、市町村民税課税状況を基準の柱とし、全額免除を例外的にして新たに 4 分の 1 免除を設ける等、受益者負担の適正化の観点から大幅に見直した。このため、年間減免総額及び授業料収入見込額に対する割合ともに、2003（平成 15）年度の 6,786 万円・6.6%から 2007（平成 19）年度の 2,103 万円・2.0%へと大幅に減少した。この見直しにより、広島市の財政健全化に向けての一助にはなったが、一方、大学では、学費確保に苦労する学生が増加し、また、私費外国人留学生が減少に転じる要因の一つとなるなどの影響があった。

次に、授業料の徴収猶予については、納期限（前期 4 月末日、後期 10 月末日）までに納付が困難な学生を対象にし、2007（平成 19）年度は延べ 58 名が対象となった。授業料の減免制度の見直しの一方で、授業料の徴収猶予については柔軟に認めていることから、徴収猶予制度については有効に機能していると考えている。

ウ　授業料奨学融資利子補給制度

本学独自の奨学制度として、2007（平成 19）年 10 月に株式会社広島銀行と覚書を交わし、同行から優遇利率により授業料の融資を受けた学生に対して、大学が在学中の利子を補給する「授業料奨学融資利子補給制度」を創設した。この制度は、日本学生支援機構奨学金の利用率が高いことや財源的に独自奨学金制度の創設が困難なことから、既存の奨学制度を補完するものとして創設したものであるが、制度創設以降の利用者はない。利用者がいない理由としては、希望すればほぼ貸与を受けられる利子のより低い日本学生支援機構有利子奨学金を活用しているためと考えられる。

制度創設後間もないため、本制度の点検・評価は困難であるが、他の奨学制度を補完する制度として機能させていく。ただし、奨学金貸与や融資制度の利用に際しては、卒業後に過大な債務返済を負うことにならないよう、この点も併せて指導・支援していく。

各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性（5-2）

日本学生支援機構奨学金については、毎年、年度当初及び次年度予約に際して、手続等の説明会を開催するとともに、専用掲示板を設け、奨学金を希望又は借受中の学生に情報提供等を行っている。また、各種団体の奨学金及びその他の経済支援についても、掲示板等により情報提供を行っており、学生への情報提供に特に問題はないと考えられる。

学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性（5-3）

本学では、教育上の見地から学生が様々な研究活動に積極的に関わることを奨励しており、そのための費用助成を行っている。以下に概要を示す。

（1）学会等での研究発表・公募展等への出品に対する費用助成

学生が自主的に行う研究活動に対し必要な費用の助成を行っている。助成の対象は、教

員の指導による研究発表又は展覧会出品であり、かつ、研究発表・出品に要する旅費、参加者負担金、出品量及び作品運搬費である。助成金額は、グループによる活動においては、助成対象となる経費の 3 分の 2 以内で、かつ 1 人当たり 1 万円以内で、かつその合計が 5 万円以内である。個人による活動における助成金額は、助成対象となる経費の 3 分の 2 以内であり、かつ 1 万円以内である。後援会に加入している学部生と大学院生が対象であり、1 人当たり 1 年度に 1 回のみ助成される。本助成は、後援会事務局により運営され、事務局学生支援担当にて募集が行われている。

2007（平成 19）年度においては、芸術学部学生における公募展出展のために 2 グループ 7 名に対する助成を、また情報科学部学生の学会発表のために 1 名の助成をそれぞれ行った。しかしながら、学生による研究発表件数を鑑みると、この助成制度が十分に活用されているとは言い難い状況である。活用されていない理由としては、学生にとって助成制度に応募した経験がないこと、助成制度の周知が徹底されていないことなどが考えられる。このため、費用助成制度公募の提示法を見直して学生の目にとまりやすくする一方、教職員からも候補となる学生に対して応募を働きかける等、今後、学生への周知を徹底していく。

（2）研究発表会・作品展等の自主開催に対する費用助成

学生が自主的に開催する研究発表会や作品展等に対し必要な費用の助成を行っている。対象は開催に要する会場費、設営費、広告費及び作品運搬費である。助成金額は、グループによる活動においては、助成対象となる経費の 3 分の 2 以内で、かつ 1 人当たり 1 万円以内で、かつその合計が 10 万円以内である。個人による活動における助成金額は、助成対象となる経費の 3 分の 2 以内であり、かつ 1 万円以内である。後援会に加入している学部生と大学院生が対象であり、1 人当たり 1 年度に 1 回のみ助成される。後援会事務局により運営され、事務局学生支援担当にて募集が行われている。2007（平成 19）年度においては、芸術学部の展覧会開催のために 3 グループで延べ 14 名の助成を行った。

2007（平成 19）年度においては、展覧会開催に対する助成応募が 3 件あったものの、それ以前は年に 1 件ある程度で本助成制度はあまり活用されていなかった。助成制度の周知が徹底されていないことによるものと思われるため、本助成についても、学生への周知を徹底していく。

（3）自主的に選定したテーマの調査・研究に対する費用助成

情報科学研究科においては、研究者・技術者としての必要な資質である創造性、自主性及び問題解決能力を養うことを目的として、自主プロジェクト演習を実施している。この助成は、研究費や時間管理などのマネージメント技術を養い、研究成果発表を体験することを目的とした情報科学研究科の授業科目として行われている。この自主プロジェクトは、情報科学研究科の学生が専攻や研究科の枠を超えてプロジェクトを編成し、自ら選定した課題又は学内の他学部・他学科教員などから提案された学際的なテーマについて調査・研究を行うものである。研究組織は 3 名以内（1 名でもよい）で編成し、他の研究科学生も参加することができるが、研究代表者は情報科学研究科の学生である。助成金額は、自ら選定したテーマの研究に対しては 10 万円以内、学内の他学部・他学科教員などから提案されたテーマの研究に対しては 20 万円以内である。採択された自主プロジェクトに対しては、研究科長の承認を経て所要の予算が措置される。2007（平成 19）年度において、情報科学研究科に在籍する博士前期課程学生 145 名に対して、この自主プロジェクトには 18 件の延べ 20 名が採択され、本制度は活用されているといえる。自ら研究計画を立案し、研究助成を通して資金を確保して、研究発表を行う経験を与える目的はほぼ達成されていたと考えられる。

学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性（5-4）

国際学研究科では、博士前期課程（修士課程）、博士後期課程（博士課程）で行われる研究に基づいて、修士論文や博士論文の作成はもちろんのこと、学会での口頭発表や学会誌への論文投稿を、指導教員が強く勧めるよう指導している。しかし、研究科全体として、学生の論文投稿を促すような制度や体制は持ち合わせておらず、実態としては学生の学術活動は主に指導教員に委ねられている。そのため、指導教員によっては、適宜研究会を開催する、あるいは共同研究として大学院生を研究メンバーとして加え、共著論文として学術誌等へ投稿するなどして、学生の論文投稿や研究発表の機会を増やす工夫をしている者が多い。

学生による論文投稿の実態であるが、修士課程の場合は、研究領域によっては発表の機会に十分恵まれていない研究領域もあるが、博士課程の場合は、博士論文審査時に学術論文集に投稿された論文や公的刊行物に掲載された研究関係執筆物の報告が義務付けられており、少なくとも 3 点程度以上の記載があるのが一般的である。研究科では、博士学位の条件として、学術論文の投稿数（レフェリー付き論文）を決めるべきだとする意見ある一方、多用な研究領域をカバーする国際学研究科では、領域によって論文の採択条件が異なり、また大学院生の論文投稿を容易に認めない領域などもあり、一律の最低条件を設定するには至っていない。

さらに、学生の口頭発表や論文投稿の機会を増やす目的から、国際学部と国際学研究科に学会を立ち上げ、学会誌を刊行することが 2007（平成 19）年から 2008（平成 20）年にかけて学部・研究科で検討された。しかし、学会の立ち上げには、予算管理、運営面、それに学際的に多くの領域をカバーする研究科に学会を立ち上げることにメリットがあるかどうかについて慎重な意見があり、学会の発足には至っていない。

情報科学研究科においては、博士前期課程の学生の修士論文研究及び博士後期課程の学生の博士論文研究において、自己の研究成果を積極的に発表するように各学生の指導教員が学生の指導に努めている。また、学生に対して学会論文誌等への論文執筆を積極的に奨励・指導している。学生の学外発表を促すための方策として、遠隔地における発表を行う学生に対しては、指導教員に交付された科学研究費補助金等から学生の旅費を支出することで、学生の経済的な負担を極力減らすように努めている。また、口頭発表や論文発表の結果、学生が学会表彰等を受賞した場合には、大学のホームページや広報誌で受賞の事実を積極的に学外に広報することで、学生の達成感を高めるようにしている。特に、博士後期課程の学生の博士論文研究では、一定数の学術論文の執筆と論文誌への掲載は博士号取得のために必須であり、学生もその点を理解しているので、論文執筆に対する学生の動機付けも容易である。一方、博士前期課程の学生の修士論文研究においては、本学においては修士号の学位授与の条件として対外的な研究発表や学術雑誌論文への論文掲載を義務付けているわけではないので、学術雑誌等の公的刊行物への論文執筆を在学中に行う学生は少ないのが現状である。

芸術学部・芸術学研究科においては作品制作に重点が置かれ、現状では理論的な作品構築がまだまだ遅れていると言わざるを得ない。現代の美術界の国際化を鑑みても、ものを創る元となる考え方そのものがより重要視されてきている。特に博士課程になると論文として、自己の考え方や立ち位置を示さなければならない。芸術学部ではこのような状況を踏まえ、2007（平成 19）年度には学部として理論系教員を採用し、その充実に踏み出している。今後も理論系のさらなる充実に向け、増員も検討されている。学生に対しては、

実技担当者と理論系担当者との連携をはかり一貫した指導を目指している。また、対外的に口頭発表できる能力を付けるため、日常の講評会などを通して訓練し、実践している。そこでは、その内容とともにコミュニケーション能力も重要視されている。

今後、より多くの学生に対して学外における口頭発表及び論文執筆、あるいは作品制作・発表を促すためには、指導教員が口頭発表・論文執筆、あるいは作品制作・発表をより積極的に奨励すると共に、旅費等の学生の経済的負担を減らすための学内外の資金の整備が重要と考えられる。また、日本学生支援機構の奨学金を受けている学生に対しては、在学中に活発な研究・創作活動を行った学生は修了時に奨学金返還免除の候補者となる可能性が高いことを周知することで論文執筆･作品制作の動機付けになると考えられる。さらに、これまではどんなに優秀な研究・創作を在学中に行った学生がいても、そのような学生を顕彰する全学的な表彰制度がなかったが、優秀な学生の達成感を高めるためには、優れた研究・創作を行った学生に対する全学的な表彰制度を整備することが望ましい。これについては、学則に基づく学生表彰制度が 2008（平成 20）年度に見直され、学術研究あるいは創作活動も表彰対象とした学生表彰制度に改められた。

学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性（5-5）

学生の心身の健康保持・増進を目的として、毎年 4 月に定期健康診断を行い、診断結果を学生に通知している。また、医務室と学生相談室を設置し、学生からの個別の相談に応じる体制を整えている。さらに、医務室、学生相談室のスタッフと、教員、学生支援担当の事務組織との間で、情報共有を図ることを目的として、医務室ミーティングを毎月、開催している。これらにより、本学においては、学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生については、学生が健康で安全な学生生活を送ることを教職員が可能な限りサポートする体制を整えているという意味において適切に配慮されている。

以下に本学における学生の心身の健康保持等に関する体制の概要を示す。

ア　健康診断

学校保健法に基づき、毎年 4 月から 5 月に定期健康診断を実施している。詳細は「生活相談担当部署の活動の有効性（評価項目 5-7)」を参照。

イ　医務室

医務室に保健師（嘱託）及び看護師（臨時職員）を配置し、健康相談、応急措置等を行っている。さらに、悩みや愚痴を話すなどの第一次の相談機能を担っているほか、友人関係づくりなどの憩いの場的な位置付けになっている。詳細は「生活相談担当部署の活動の有効性（評価項目 5-7)」を参照。

ウ　学生相談（カウンセリングサービス）

学生相談室を設置し、非常勤のカウンセラー2 名、教員 1 名によるカウンセリングを週 3 回実施すると共に、精神科医による相談を月 1 回行っている。詳細は「生活相談担当部署の活動の有効性（評価項目 5-7)」を参照。

エ　事故等の防止・事後対応体制

交通安全のため、新入生を対象に交通安全講習会を行うとともに、自動車・二輪車で通学する学生には、交通安全講習会の受講を義務付けている。また、事故等緊急時の即応・連絡体制を整備し､厚生補導を担当する職員を中心に 24 時間即応できる体制としている。そのほか､授業中や課外活動中の傷害等に備え､後援会加入者（加入率約 95%）について、学生教育研究災害傷害保険（通学特約を含む。）及び付帯賠償責任保険に加入している。

2007（平成 19）年度には同保険を利用する事故が 13 件発生している。内訳は、課外活動中が 6 件、通学中が 6 件、学校行事中が 1 件である。

オ　その他の相談体制

スポーツ施設エリアにおいて、楽しくスポーツに親しめるよう、随時、体育教員がスポーツ相談を行いトレーニングについてのアドバイスを行っている。また、休憩時間や休業中のレクリエーション活動等のため、ボールやキャンプ用品等の貸出しを行っている。また、消費生活トラブル等に対処するため、年間 5 回、弁護士による法律相談を実施している。利用者数は年間 2 名程度である。

カ　医務室ミーティング

常勤・専任カウンセラーがカウンセリングにあたっていないため、直接、カウンセラーが教員等への橋渡しや学内資源の活用等についてアドバイスをすることは困難な面があるが、これを補完するため、教務・学生担当の副学長、カウンセラー、医務室保健師、各学部の教員、事務職員で定期的に「医務室ミーティング」を開催し、問題を抱える学生についての情報交換や具体的な対応についての意見交換等を行い、必要に応じて副学長等から教員組織に働きかけるなどの対応している。

ハラスメント防止のための措置の適切性（5-6）

2000（平成 12）年 4 月に「広島市立大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、防止体制、相談体制及び事後対応体制を整備し、その後、2007（平成 19）年 4 月には、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを対象として、これらの防止及び排除のための措置、問題が発生した場合の措置等を定めた「広島市立大学ハラスメントの防止等に関する規程」を整備した。ハラスメント防止のための規定及び学内体制は折にふれて学内に周知されている。また、問題が生じた場合は規定に沿った迅速な対処が行われており、ハラスメント防止のための措置は適切であると考えられる。

生活相談担当部署の活動の有効性（5-7）

（1）医務室

医務室は、学生の心身の健康上の悩みや相談に応じるとともに、定期健康診断の実施、学内におけるケガ等の応急処置等を行っている。医務室の主な業務内容を以下に示す。

- 定期健康診断
- 健康相談及び健康指導
- 年 5 回の学校医（内科）による健康相談
- 傷病の応急処置及び診療機関の紹介
- 学内の環境衛生及び伝染病の予防についての指導・援助
- 学生相談受付窓口
- 健康開発・保険管理に関する調査研究
- その他健康の保持増進に関する専門的業務

2005（平成 17）年度から 2008（平成 20）年度における学部生及び大学院生の定期健康診断の受診率をそれぞれ下表（全 8-1、全 8-2）に示す。

表　全 8-１　学部生の定期健康診断の受診率の推移

年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
対象者	1642	1663	1724	1729
受診者	1391	1365	1386	1316
未検者	251	298	338	413
受診率	84.7%	82.1%	80.4%	76.1%

表　全 8-2　大学院生の定期健康診断の受診率

年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
対象者	354	354	322	319
受診者	266	269	240	216
未検者	88	85	82	103
受診率	75.1%	76.0%	74.5%	67.7%

2008（平成 20）年度における学部生及び大学院生の入学年度別定期健康診断の受診率をそれぞれ下表（全 8-3、全 8-4）に示す。

表　全 8-3　学部生の定期健康診断の受診率の推移

入学年度	2004 年度以前	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
対象者	101	393	400	423	412
受診者	46	336	298	226	410
未検者	55	57	102	197	2
受診率	45.5%	85.5%	74.5%	53.4%	99.5%

表　全 8-4　大学院生の定期健康診断の受診率の推移

入学年度	2005 年度以前	2006 年度	2007 年度	2008 年度
対象者	32	30	124	133
受診者	2	16	97	101
未検者	30	14	27	32
受診率	6.7%	53.3%	78.2%	75.9%

定期健康診断時には､問診票を記入させ､自覚症状や不安症状等がある学生については、医務室において、面談・手紙等により個々に相談・指導を行っている。中には治療や学生相談につながるケースもあり、心身の不調の早期発見に効果が上がっている。

定期健康診断受診率について、特に学部の 2 年次生、3 年次生及び大学院生の受診率が低い。このため、学生に対する定期健康診断の周知を徹底するなど、受診率の向上を図る方策を今後、検討・実施する。

また、定期健康診断結果表を医務室まで受け取りに来ない学生もこれまで多数いた。これについては、2008（平成 20）年度からは未受領の学生のうち、卒業研究配属されている学生については指導教員に配布を依頼し、卒業研究配属されていない学生については、講義時間を調べて講義室まで出向いて診断結果表を返却し、返却できなかった学生については郵送することにした。

有機溶剤及び特定化学物質を扱う芸術学部学生については、労働安全衛生法に基づいて

受診する教職員に準じて特殊健康診断を行い、対象者全員が受診している。

次に、2001（平成 13）年度から 2007（平成 19）年度の医務室の利用状況を以下に示す。

表　全 8-5　医務室の利用状況

2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
925	975	984	893	873	825	866

2007（平成 19）年度には 866 件の利用があり、中でも、健康相談が最も多く、29.3%を占めている。そのほか、利用者数には計上されない、健康に異常がなくても日常的に医務室を訪れている学生が多い。医務室が、悩みや愚痴を話すなどの第一次の相談機能を担っているほか、友人関係づくりなどの憩いの場的な位置付けになっている。このように本学の医務室は学生の心身の健康を支える中核的な機能を果たしており、有効に機能していると考えられる。

今後の課題として、現在は医務室を精神的な支えにしている学生が多いが、医務室がその機能を発揮しているのは保健師の人柄による部分が大きく、退職等異動の際には、学生が信頼し頼れる人材を配置するよう留意する必要がある。また、医務室ミーティングで学生の情報交換を行っているが、学生相談を自ら受けに来る学生よりも、問題を抱えていても学生相談を受けない学生がいることが問題だと認識しており、こうした学生の情報をキャッチして適切な対応をとるように体制を整えていく。

そのほか、日常の業務のほか、喫煙者の検査・指導や禁煙キャンペーン、HIV に関する啓発などを行い、学生の心身の健康全体を担っている。禁煙については、喫煙率が 10.2%と高いほか、2007（平成 19）年度には受動喫煙を防止するため、建物内全面禁煙、喫煙場所の指定、歩行喫煙の禁止等の措置をとったが、現時点では十分に守られているとは言い難い状況である。

（2）学生相談室

学生相談室を次のとおり開設しており、2007（平成 19）年度の利用状況は下表（全 8-6、全 8-7）のとおりである。1 名当たりの相談回数は、2007（平成 19）年度において平均 5.2 回であり、面接を通じて問題を解決するというやり方が定着していると考えられる。内容別では、精神保健が圧倒的に多い。また、近年は男子学生の相談が多くなってきている。このように、相談室に来る学生については、学生相談室は学生の精神保健をサポートする上で有効に機能していると考えられる。

火曜日・木曜日　10:00～15:30（非常勤カウンセラー）
水曜日　10:00～13:00（本学教員）

学生相談室に関する課題としては、相談室に来る学生は、医務室などを通じて紹介されるケースが多く、直接相談室に来る学生はまだ少ない。不登校の学生や、精神科に通院・服薬しながらの学生も来ている。しかしながら、大学に来なくなる学生を相談室においてケアすることは困難であり、今後、どのようにこのような学生に対処するかを検討していく。

学生相談の一環として、参加者同士の話し合いと通して自己理解や対人関係の発展などを目指すエンカウンター・グループ活動も年 1 回開催している。

表　全 8-6　相談者数の推移

年度	相談者実数	相談者延べ数	開室日数
2005 年度	60	273	95

2006 年度	55	292	101
2007 年度	46	240	100

表　全 8-7　2007 年度内容別相談者数

性格	対人関係	進路	学業	精神保健	その他	計
6	0	15	13	189	17	240

生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況（5-8）

医務室には嘱託職員の保健師 1 名が常駐し、学内における学生のケガや体調不良に対する応急処置に対応するほか、心身の健康上の悩みや相談に応じている。医務室の開室時間は週日（月曜日から金曜日）の午前 8 時 30 分から午後 6 時である。また、学校医（内科）による健康相談を年 5 回実施している。

学生相談室には、非常勤のカウンセラー2 名と常勤教員 1 名によるカウンセリングを週 3 回実施しているほか、精神科医による相談日を原則として月 1 回実施している。

不登校の学生への対応状況（5-9）

学生の不登校については、教職員ができるだけ早期に対応することで学生が実際に不登校になる前に可能な限り対処できるように努めている。医務室あるいは学生相談室に、学業に付いていけない、授業に出られない、という相談が学生から寄せられた場合は、面接等でできるだけ丁寧に対応することで、当該学生の不安を除き、不登校にならないように努めている。

国際学部では、1 年生に対しては基礎演習を担当する教員が主になって学生をケアし、2 年生は発展演習の担当教員が窓口となって学生に対応している。3 年生、4 年生はそれぞれ専門演習、卒業論文指導を担当する教員が対応している。学生相談室の利用は学部の学生だけでなく、教員のコンサルテーションも 3 学部の中では国際学部がもっとも多い。これは教員が学生への対応問題に直面したとき、専門家の意見を聞いて解決していく傾向にあることを示している。また必要ならば専門家と連携をとりながら、速やかに医療機関の受診を進めていることで、学生に対しては丁寧で細やかな対応ができている。

国際学部の学生の相談内容としては、対人関係、自分自身への関心、職業選択などアイデンティティに絡む問題が多く、また入学後に学習内容が予想と異なることに気付き、やる気をなくしてしまう学生も少数いる。カウンセラーが国際学部に所属する教員であることも関係し、これらの学生に対しても早めに適切な対応ができている。

現在、非常勤カウンセラー2 名、兼担カウンセラー1 名が配置（全学学生を対象にカウンセリング）されているが、現状では学生の精神状態が危険な場合の緊急体制が不十分であり、今後はケア体制の整備・充実に努める必要がある。

情報科学部では 1、2、3 年生に対しては、授業担当教員、チューター、学生委員、教務委員、学科長などが連携して、欠席が目立つ学生には、声を掛けたり面談に呼んだり家庭に連絡するなどして、毎日登校して授業に出席するように促している。各学期の初めには、オリエンテーションを行い、成績不良の学生には面談するなどして、生活状況や学業態度を尋ね、勉学を促すようにしている。不登校となった学生には、家庭へ連絡したりして、

登校できるように促している。学部 4 年生、大学院生に対しては、指導教員が中心となって対応している。

情報科学部では 2007（平成 19）年度より学部教育を改革し、それまでの 4 学科別の入試ではなく、学部一括入試を行い、2 年生前期までは共通教育に重点を置き、2 年生後期に 3 学科へ配属することとなった。このため、これまでと比べ学生のクラスへの帰属意識が薄くなり、1、2 年生の間に、大学生活に慣れないうちに不登校に陥る可能性が大きいのではないかという危惧もある。このため、新しい学部教育制度の下で、不登校問題に限らず広く学生の生活指導方法を検討するため、教務委員、学生委員、チューターで意見交換会を開催し、対策を検討している。

芸術学部では基本的に各分野の担当教員が中心となって、現状を把握し対応している。また、美術学科及びデザイン工芸学科のそれぞれの学科会議での情報交換を通じ、学生へのきめ細かな指導が行くよう対応している。学生各自が大学生活を通して自分の居場所を見つけることが、あるいは自分の居場所を実感することが不登校への基本的な対応と理解している。大学全入時代に入り、さらにゆとり教育の学生の入学が迫り、不登校の学生はますます増加するものと考えられる。学部教員の意識の統一を図り、医務室との連携や学部学生委員会の充実を急務とし、対応している。

学生の進路選択に関わる指導の適切性（5-10）

広島市立大学においては、学生の就職指導は教員と事務組織が役割を分担しながら行っている。教員側においては、入学時及び進級時のガイダンス、あるいは卒論指導等において、各教員が進学・就職の指導を行っているが、進路指導の内容・方法は学部ごとに独自のものになっている。全学においては学生委員会が学生の進路選択に関する事項を所掌している。情報科学部においては、進路指導委員会が設置され、学生の進路指導にあたっている。一方、事務組織としては、教務学生支援課就職キャリア形成支援ラインが主に学生の就職指導を担当している。学部ごとに進路・就職指導の形態に多少の相違はあるが、評価項目 5-11 で述べるように本学は建学以来高い就職率を維持しており、本学の進路・就職指導は適切であると考えられる。以下に学部ごとの進路・就職指導の概要を示す。

国際学部の就職指導は、主に大学事務局就職キャリア形成支援ラインと学生・就職委員会委員が行い、専門演習（3 年）と卒論指導（4 年）の担当教員も個別に行っている。しかし就職に対する教員の意識にばらつきがある。その点に関しては就職キャリア形成支援ラインとの連携で学生をフォローしている。

また毎年、10 月の内定式後に内定先の企業をキャンセルしたり、自分で進路選択できずに悩んだり、進路が決定しないまま卒業したりする学生もいる。それまで問題がなかった学生が、就職活動の中で精神的に不安定になっていくケースも増加する傾向にある。このような学生に対しては、ゼミ担当教員、学生相談室、医務室、教務学生支援ラインと情報を共有し連携をとりながら対応しているが、社会的状況を鑑みるとこれまで以上に決め細やかに対応していく必要がある。

最近は特に企業の就職・採用活動が早いので、1・2 年生の段階から人生のキャリアに関して考える機会が必要である。また学生の就職に関する教員の認識を更に高め、少なくとも担当ゼミの学生に対して国際学部の教員は就職指導ができるように、教員の勉強会や研修会を行う必要がある。

情報科学部では各専攻・学科単位に、進路指導委員を選出し、進路指導委員会を設置している。この委員会では、学部 3 年／修士 1 年後期開始時に、進路指導ガイダンスを行い、

学生に進路を考えるきっかけと与えている。この時期にガイダンスをするのは、企業の会社説明会が始まり実際的な就職活動を始める前に、自分のやりたいことや自分に向いている仕事は何かなどの自己分析を充分に行ってから、就職活動を始めることを期待しているためであり、このように指導している。

この進路指導ガイダンス時には、対象の一つ上の学年の学生、すなわち就職活動を経験して内定を得ている学生が、実際の体験談を話す場を設け、同じ学生という視点での経験談を語ってもらい、これから就職活動をしようとしている学生が感じる疑問点や不安に感じる点を解消できるように努めている。

進路指導委員会は、就職活動の早期化／長期化に対応し、通常の委員会の任期は 4 月からの 1 年間であるのに対し、就職活動時期を通して同じ委員が学生の面倒を見られるように、10 月から翌々年 3 月末までの 1 年半任期（後期は 2 名任命されていることになる）にしている。この委員会の活動を支えるために、専攻事務室を設け、就職資料の管理や学生の閲覧に対する世話、学生への各種の連絡、などの事務作業に 3 名の人員を配置している。

この委員会以外に就職活動のサポートをする部門としては、前述したように、事務局に就職キャリア形成支援ラインがある。この部署では全学的な、「企業セミナー」「SPI 模擬テスト」「エントリーシートの添削」「模擬面接」などの指導を担当している。各進路指導委員は、担当専攻／学科の学生について進路調書による希望進路の把握を行い、各研究室の指導教員と連携して、進学に対する準備の指導や、理工学系特有の技術的な進路相談や技術面接対応の指導を行っている。

芸術学部では、日常の実習指導は作品制作が中心であり、そのことが直接就職に結びつきにくい面がある。また、教員も作家出身者が多く、就職に関する指導方針もまちまちである。さらに、研究科になり専門性が高くなればなるほど進路選択の範囲は狭くなり、指導も難しいのが現状である。また、働きながら作品制作も続けたいと願う学生が多いのも事実で、より就職を難しくしている。潜在的な就職希望者も含めると芸術学部生の過半数が就職希望である現状を真摯に受け止め、進路相談を計画的に進めなければならない。研究科に関しては、専門性を生かした就職はどんなものがあるのか、芸術とは直接は関連しない一般の職種への就職の可能性はどうなのか、検証する必要がある。

就職担当部署の活動の有効性（5-11）

本学においては、事務局教務学生支援課就職キャリア形成支援ラインが学生の就職を担当する事務組織として設置されており、常勤職員 2 名及び嘱託職員 1 名が配置されている。本ラインの業務の概要を以下に示す。

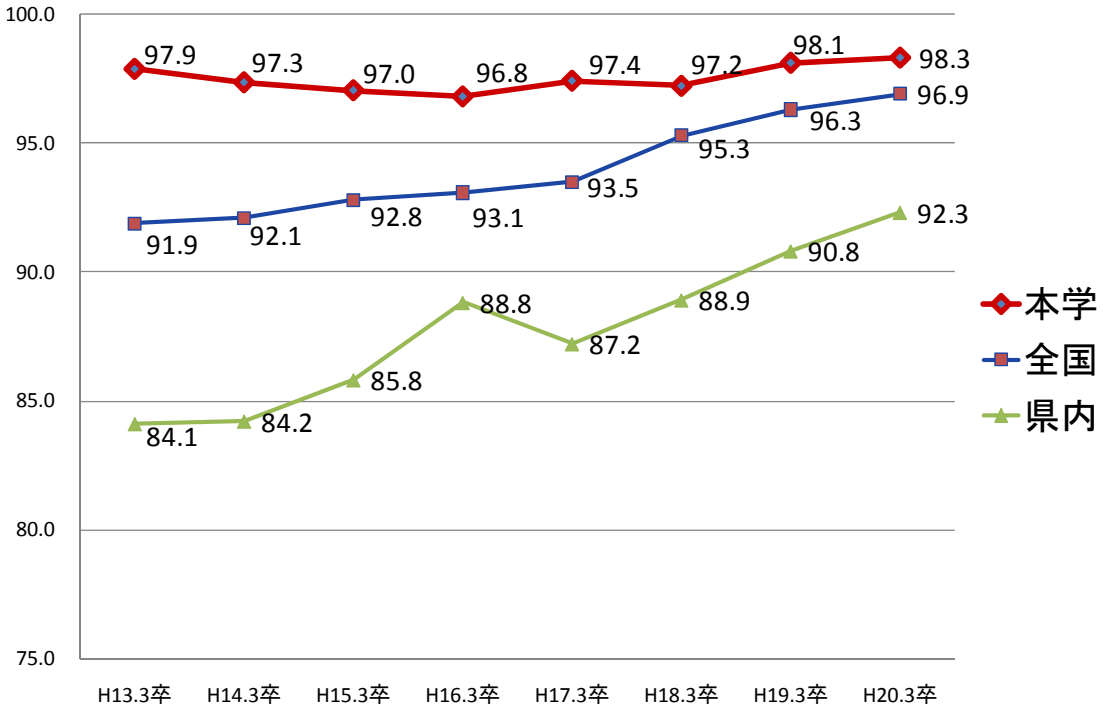
- 進路・就職相談
- 就職情報提供
- 履歴書等添削
- 模擬面接
- 就職・キャリアガイダンス等の企画・開催
- 学内合同企業セミナーの企画・開催
- 企業見学ツアー

学部ごとの進路説明会の開催及びインターンシップに関連する事項（事前研修及び事後の報告会の開催等）も就職キャリア形成支援ラインの所掌事項であり、教員と連携して学生の指導を行っている。

大学全体での就職関連の行事としては大学説明会がある。大学説明会においては、企業の人事・就職担当者を対象に、本学の教育・研究の概要と特色の説明を行っている。近年は毎年冬に開催しており、2007（平成 19）年度は 2008（平成 20）年 1 月に開催し、287 社の企業から 353 名の参加者があった。

2000（平成 12）年度から 2007（平成 19）年度の本学及び全国平均、広島県内平均の就職率の推移を以下に示す。グラフからわかるように、本学の就職決定率はこの期間、常に全国平均及び県内平均を上回っており、就職担当部署及び就職に関連する教員の活動の有効性の一端が示されていると考えられる。

図　全 8-1　就職決定率の推移



学生への就職カイダンスの実施状況とその適切性（5-12）

2007（平成19）年度には就職・キャリアガイダンス等の学内行事を67回開催し、延べ4,339名の学生が参加した。2007（平成19）年度の学部卒業生及び大学院博士前期課程の修了生はそれぞれ393名（進学者108名を含む）と128名の計521名である。就職・キャリアガイダンス等の学内行事には学部3年次以下の学生も参加する場合もあるが、参加者の大半は卒業・修了予定者であり、平均で各学生は8回以上、就職関連の学内行事に参加していることになる。前項で示した就職決定率と合わせて考えると、本学の就職ガイダンスは極めて適切に実施されていると考えられる。

就職統計データの整備と活用の状況（5-13）

本学事務局教務学生支援課において、毎年度、3 月卒業・修了予定者の進学・就職内定

等の状況を毎月集計し、学生委員会及び企画運営会議に報告して、各学部・研究科及び就職キャリア形成支援ラインにおける進路・就職指導に活用している。

学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性（5-14）

（1）クラブ・サークル活動の支援・指導

ア　クラブ・サークル活動の状況

学内団体（クラブ、サークル及びその他団体）について認定制度をとっており、2007（平成19）年度の認定状況は下表のとおり計54団体・943人で、学部生数に対する割合は54.4%である。

表　全8-8　学内団体（クラブ、サークル及びその他団体）の認定状況

区分		団体数（団体）	部員数（人）
体育系	クラブ	24	488
	サークル	6	122
	その他団体	1	12
文化系	クラブ	21	321
	サークル	0	0
	その他団体	2	0
合計	クラブ	45	809
	サークル	6	122
	その他団体	3	12
	計	54	943

（注1）クラブ・サークル・その他団体は、部員数規模等により分類している。

（注2）部員数は重複加入者をカウントしていない。このため、文化系・その他団体欄は0名となっている。

また、認定団体数・部員数の2003（平成15）年度から2007（平成19）年度の推移は下表（全8-9）のとおりである。

表　全8-9　認定団体数・部員数の推移

年度	団体数（団体）	部員数（人）
2003年度	49	740
2004年度	52	794
2005年度	53	846
2006年度	55	900
2007年度	54	943

団体の廃止・創設は見られるが、クラブ・サークル活動を行う学生は徐々に増加して、全国的にも有数の加入率であり、カリキュラムが過密な中、正課以外に課外活動団体に所属し、積極的に活動している。

イ　クラブ・サークル活動の支援

クラブ、サークル活動に対して大学施設を優先的に使用させているほか、経済的な活動支援として、活動費、大会出場費、高額備品整備費を助成している。

そのほか、課外活動中の傷害や熱中症等の予防について、掲示やクラブ等との会議で注意を呼びかけている。なお、特にワンダーフォーゲル部からは登山ルート等を届出させている。

2007（平成 19）年度の助成予算は、活動費 500 万円、大会出場費 30 万円、高額備品整備費 140 万円である。希望すべてを補うことはできないが、部費等の自主財源とあわせ、活動に支障は生じていない。

活動施設についても概ね充足しているが、部室が 31 室と不足しているほか、弓道場及び水泳プールの整備の希望がある。

課外活動中の事故については、2005（平成 17）年度にトレーニング中に自転車で転倒する事故が発生したが、開学以来、大きな事故は発生していない。

（2）ボランティア活動等の奨励・支援

ア　大学主導の活動

毎年 10 月に「通学路クリーンキャンペーン」を実施し、約 150 名の学生・教職員一緒に大学近くの通学路のゴミを拾っている。

また、防災訓練、祭り、清掃活動等、地域や行政からの呼びかけに応じて大学が学生を募り、多くの学生が参加している。これら学外行事に参加する学生には大学名・ロゴが入った T シャツ等を支給しているほか、クラブ・サークル単位のボランティア活動を奨励するため、これらの活動に団体単位で参加した団体に、ボランティア奨励費として活動費を割増ししている。

イ　自発的なボランティア活動等の奨励・支援

学内に「ボランティア情報コーナー」を設置し、各種ボランティアの募集チラシ等を置いて情報提供をしている。なお、情報提供のみであり、活動状況は把握できていない。

そのほか、2006（平成 18）年度に広島市教育委員会と「大学生による学校支援活動」協定を締結し、2007（平成 19）年度に 2 校・7 名が活動した。この協定は、広島市立学校に学生が赴いて教育支援活動をする一方、市立学校では学生に教員としての資質向上等のための指導を行うことを内容としている。なお、この活動について国際学部では、一定の要件により単位認定をしている。

建学理念に掲げる「世界平和と地域に貢献する国際的な大学」を目指し、学生自身がこの理念を体現するよう、様々な形で奨励・支援を行っており、国際交流事業等一部の助成事業の利用が少ない実態も見られるものの、ボランティア活動等の自発的活動は数の上でも、活動としても拡がりを見せている。しかし、ボランティア意識の高い学生がいる一方、意識の低いと思われる学生もおり、引き続き、働きかけていく必要がある。

その他、学生の自発的活動を把握し、定量的に測るシステムがないため、地域・社会に対して、大学・学生の取組・活動を周知・PR するアピール力が弱い。今後は大学としての広報活動を強化し、学生の自発的活動を学外に積極的に出していくことを検討している。

（3）その他の課外活動の奨励・支援

ア　学生の自主的活動の奨励・支援

2007（平成 19）年度には学生が企画・実施する社会貢献事業を募集・採択して資金援助を行う「学生による社会貢献型自主プロジェクト事業」を創設し、同年度は 11 件の事業を採択・支援し、学生が活動した。

また、自主的な研究・創作活動を奨励・支援するため、学会発表、公募展への出品、個

展・グループ展開催等を行う学生に対して費用助成を行っている。2007（平成 19）年度は学部・大学院生をあわせて 12 件・35 名に対して助成した。

そのほか、大学祭、西風新都駅伝大会等、学生主催の定期イベントに対して費用助成しているほか、国際交流を活発にするため、国際交流事業に対して費用助成し、2007（平成 19）年度は 2 事業に対して助成した。

なお､学外団体に所属するなどして活動する者も見られるが､実情は把握できていない。

イ　表彰制度

クラブ・サークル活動及びボランティア活動に顕著な功績があった団体・個人で、卒業年次の学部生を対象に、毎年、卒業祝賀会の席上、後援会から「課外活動表彰」を行っている。2007（平成 19）年度は 3 団体・6 名を表彰した。

本学では、学則において学生の表彰を定め、学術研究活動・課外活動・社会活動で特に顕著な功績があった者を対象とする「学長表彰」制度を設けているが、建学以来、受賞者は 1 名しかおらず、実質的には表彰制度が機能していなかった。そこで、2008（平成 20）年度において、「学長表彰」制度の大幅な見直しを行い、従来の「学長賞」に加えて、「学長奨励賞」を新設すると共に、後援会主催の「課外活動表彰」は「学生顕彰」として「学長表彰制度」に取り込むことで、多くの学生を表彰の対象とするように制度を改正した。

ウ　アルバイト紹介

アルバイトは多くの学生が行っており、大学では、アルバイト求人票の受付・公開（掲示等）を行っている。なお、この場合、日本国際教育支援協会が示す「アルバイト制限職種について」を基に、学生に好ましくない求人については紹介を行っていない。

【学生生活に関わる点検・評価】

本学に学ぶすべての学生が心身ともに健康で、また、主体的・活動的で充実した大学生活を送れるよう、本学においては、学習、経済、生活、健康、進路、課外活動などに対して適切な支援を行う体制と環境が整っており、特に緊急に対処すべき問題点等はないと考えられるが、さらなる改善を行うためには幾つかの課題がある。

まず、精神保健上の相談件数は年間 260 件程度であるが、問題を抱える学生ができるだけ少なくなるように環境を整えるとともに、自らは相談室等に相談に来ないために大学側の把握が遅くなり、結果として休学や退学に陥る学生をできるだけ少なくすることが必要である。

次に、学生の健康生活実現のための課題として、喫煙者が多いこと、朝食の摂取率が低いこと、精神保健上の相談件数が減少しないことがある。喫煙については、全学学生の平均の喫煙率が 10.2%となっており、学内禁煙を進めているにも関わらず、喫煙率は横ばいの状況である。朝食の摂取率については入学後、学年が進行するごとに低下する傾向にあるが、2007（平成 19）年度調査では、摂取率が最低の 3 年次の学生の摂取率は 54.2%となっている。

さらに、学生生活において、学生の関心が最も高い事項の一つである就職については、本学は全国平均、広島県内平均より常に高い就職率を達成しているが、これをさらに向上させるとともに、学生の希望を最大限に生かした企業に就職できるようにこれまで以上に進路・就職指導体制を強化することが必要である。

【学生生活に関わる改善方策】

学生の健康生活実現のためには、これまでの医務室、学生相談室中心の活動に加えて、より積極的に学生に働きかけることが重要だと考えている。そのための一つの試みとして、ウォーキングを中心に学生の健康増進を図ることについて、2008（平成 20）年度の広島

市立大学指定研究において予算措置され、具体的な検討を行っている。また、新入生ができるだけ早く大学になじむように、2009（平成 21）年度 4 月の新入生オリエンテーション行事において、ウォーキングによる学内ツアーや教員を交えた歓迎昼食会などを行うことを現在、検討している。さらに、情報科学部においては、新入生のオリエンテーション行事として、1 泊 2 日の合宿を行うことが予定されている。

学生の精神保健については、主に医務室、学生相談室のスタッフと、学部に属する教員の連携が必ずしも密接ではない点があった。これについては、2007（平成 19）年度から医務室ミーティングに教務・学生担当の副学長が参加するようになり、さらに 2008（平成 20）年度からは各学部から 1 名以上の教員が参加するようにしたことで、情報の共有と現状の理解が容易になった。今後も医務室ミーティングにおいて、学生の精神保健上の問題点があれば関連する教職員で議論し、対応策を策定し、必要に応じて全学及び各学部の学生委員会にも諮った上で実施を図る。

就職率のさらなる向上については、地道ではあるが、就職を希望する個々の学生の資質と希望を的確に把握した上で指導にあたるよう、就職に関係する教職員が連携して務める。学生に対しても、就職セミナー等の企画内容を工夫することでよりきめの細かい就職関連情報を提供する。さらに、学生を採用する側である企業に対する大学側の広報活動についても、社会の経済動向が企業の採用活動に与える影響等を考慮しながら、より有効な広報活動の在り方を常に模索していく。

第６章　研究環境

全　学

ここでは本学研究環境の概要及び全学的に特筆すべき点について記述する。研究環境の詳細については、各学部・研究科及び平和研究所の第 6 章を参照されたい。

到達目標

本学の理念に沿った研究を進展させるよう、基盤的及び競争的研究費を支弁し、適切な広さの研究室、施設及び支援体制を整備するとともに、教員の研究活動を活性化させるための研修機会や研究時間の確保を図ることを目標とする。

【現状説明】

論文研究成果の発表状況（6-1）

2004（平成 16）年から 2007（平成 19）年 7 月末のデータをみると、国際学部では平均で 1 人 1.8 冊の書籍、4.9 本の論文、そして、情報科学部については 4 年間で平均 0.59 冊の書籍及び 11.2 本の論文を執筆している。また、芸術学部では、論文の執筆は少ないものの、展覧会の開催を精力的に行っている（教員の研究業績については、「大学基礎データ表」を参照のこと。）。そして、平和研究所では、研究員 11 名（2008（平成 20）年は 12 名）が、2005（平成 17）年からの研究実績総数としては 110 件の実績を挙げている。

このように、分野によって発表形態は異なるが、本学教員は着実に研究成果をあげていると言えるだろう。

研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況（6-4）

以下の「科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況」（評価項目 6-14）に示すように、本学では学内研究費以上の外部研究資金を獲得し研究を進展させている。学内での競争的研究費である特定研究費、科研費及びその他の受託研究費による具体的な研究プロジェクトについては、各学部・研究科及び平和研究所の第 6 章を参照されたい。

国際的な共同研究への参加状況（6-5）

国際学部、情報科学部及び芸術学部それぞれ海外協定校などとの共同研究を行っている。例えば、国際学部では「アメリカにおける「原爆物語」の相違　－ヒロシマ・ナガサキはどのように語られているのか－」といった本学の特色を活かした研究や、「近代ラテンアメリカ諸国における先住民政策と行政司法領域における地図導入の影響」といった南米諸国との研究など、2004（平成 16）年度から 2008（平成 20）年度までの間でも、19 件もの国際共同研究が行われており、参加国を数えると 23 カ国の研究者と共同研究を行っている。また芸術学部もドイツの協定校であるニュルンベルグ美術大学と「アートプロジェクト

KHORA」、またハノーバ専科大学と「相互交流可能なグローバル芸術教育の実践的研究」など多数国際共同研究プロジェクトを実施している。また情報科学部もチュニジアの研究機関と共同で「アラビア語書字学習支援システム」に関する研究などを行っている。

附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学・大学院との関係（6-7）

附置研究所である平和研究所とは､国際学部教員と共同で全学共通系科目｢平和と人権 A｣や国際学部専門科目「平和研究 Ⅰ・Ⅱ」、また国際学研究科における講義「政治・社会研究（国際関係論）」などを担当しており、教育面での連携は進んでいる。また、2009（平成21）年度から平和研究所を中心とした「広島からの平和学」といった講義も開講することとしている。今後、さらに大学院レベルでの連携を進めるとともに、情報科学部及び芸術学部とも平和をキーワードとした共同研究を進めていくことを計画している。

大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係（6-8）

本学には情報処理センター、語学センター、芸術資料館といった共同利用施設があるが、それぞれ情報科学部、国際学部及び芸術学部が研究・教育に利用している。例えば、国際学部では、語学センターに整備された CALL（Computer-Assisted Language Learning）施設を利用し、教員がネットワーク型集中英語学習プログラムなどを開発している。

個人研究費、研究旅費の額の適切性（6-9）

個人研究費については、分野や特性が異なるため、学部によって配分方法や額が多少異なっている（詳細については基礎データ及び各学部の第 6 章参照のこと）。

教員個人や専攻ごとに配分される基盤研究費についても、また競争的研究費として支給される特定研究費についても、本学の設置者である広島市の財政事情から減少を続けていたが、基盤研究費については 2007（平成 19）年度より現状維持となっている。

基盤研究費については、基礎データにあるように国際学部教員 50 名（2008（平成 20）年度 5 月 1 日現在）に対して 2,499 万 4 千円、情報科学部教員 102 名に対して 4,538 万 9 千円、そして芸術学部教員 31 名に対して 1,858 万 2 千円が配分されており、それぞれの学部ごとに配分ルールを決め、業績や必要性を勘案して傾斜配分を行っている。

また、競争的研究費である特定研究は、一般研究に支給される一般研究と、地域貢献や市の行政課題解決、また大学独自のテーマに応じて支給される指定研究に大別され、前者はピアレビュー、後者は学長、副学長及び事務局長による審査を経て支給される。2008（平成 20）年度については、37 件の研究に対して 4,050 万 5 千円の補助を行っている（詳細及び各年度の補助額については基礎データ参照のこと。）。

旅費としては、基盤研究費における旅費、特定研究おける海外旅費が支給されている。海外旅費については、海外の学会等で研究発表などを行う教員を対象に、これまでの支給頻度の少ない者から順に支給されており、毎年平均して約 20 名がこの旅費で海外において研究発表を行っている。

教員個室等の教員研究室の整備状況（6-10）

本学においては、それぞれ個人研究室が割り当てられ、さらに学部の特色や必要性に応じて演習室、実験室、工房準備室などが割り当てられており、研究・教育に十分な整備を行っている。

しかし、常勤教員の研究スペースが十分確保されているのに対して、客員研究員や指導補助者のスペースなどが不足している。

教員の研究時間を確保させる方途の適切性（6-11）

学部により授業形式が講義、演習、実技と異なる部分があるが、原則として授業負担が平等となるような配慮がなされ、また委員会などの学内業務や公開講座などの負担についても平準化の努力がなされている。しかし、学部によっては大学院指導や卒論指導、また入試業務については特定の教員に負担がかかっていることも指摘されている。

また、研究休暇としてのサバティカル制度については、広島市の職務規定等の課題もあり、本学では未だ導入されていない。

研究活動に必要な研修機会確保のための方途の適切性（6-12）

本学には若手の教員を対象とした「学長指名海外教員派遣研修」制度があり、毎年各学部 1 名ずつ、海外に派遣している。ただ期間が 2 ヶ月と短いことから、サバティカルなど抜本的な制度改革の要望が多い。

科学研究費補助金および研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況（6-14）

本学の外部研究資金申請状況と採択については、基礎データ表 33 のとおりである。2008（平成 20）年度の科学研究費補助金について述べると、採択件数が 47 件、6,000 万円余りで、公立大学 75 校中 16 位という状況である。本学には医学部等がないことから考えると、科学研究費補助金についてはよく健闘していると言える。また、受託研究費など他の外部研究資金についても、全学で 37 件の受け入れをしており、総額で 7,700 万円余りとなっている。以下でも述べるが、これは基盤研究費及び特定研究費を足した学内研究費を越える額を外部から獲得していることになる。

基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性（6-15）

受託研究費などの外部研究資金獲得データがすべて揃った 2007（平成 19）年度で比較してみると、学内の研究費では基盤研究費が 8,896 万 5 千円、特定研究費が 4,309 万円で計 1 億 3,200 万円余りとなる。一方、外部研究資金をみると、科研費が 7,368 万円、その他の外部研究資金が 7,722 万 6 千円で計 1 億 5,000 万円余りである。外部研究資金が学内研究

資金を上回っている。

研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性（6-16）

国際学部では研究紀要「広島国際研究」を、芸術学部では「芸術学部・研究科紀要」を毎年一回のペースで発行している。また、特定研究の成果を発表するための補助として「研究成果講評費」を用意しており、印刷や展示などを補助している。また、国際学部は特定研究費そのものを利用して、特定の課題による研究成果をまとめた「国際学部叢書」第 1 号『現代アジアの変化と連続性』を 2008（平成 20）年に出版している。

研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性（6-17）
研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性（6-18）

研究倫理委員会を設置し、研究倫理について審議が必要となる研究内容についてはそこで審議される。

【研究環境に関わる点検・評価】

研究室及び研究施設の整備については、かなり恵まれた環境と言える。一方で学外からの研究員などを受け入れるスペースは十分とはいえず、今後改善をしてゆく必要がある。

研究費については、市の財政事情から基盤研究費や特定研究費が 2007（平成 19）年度まで削減される中、全公立大学中 16 位に相当する外部研究資金を獲得し研究を進展させていることから、高く評価できる。

一方、研究時間や研修機会の確保については、まだ見直しをするべき点が多々あると考えられる。広島市の職員に関わる規定から、海外に長期滞在するサバティカル制度がこれまで導入されてこなかったことなど、今後何らかの改善を必要とする点は多い。

【研究環境に関わる改善方策】

長所として上述した科学研究費補助金などの外部研究資金獲得については､学内 FD セミナーとして「科研費獲得研修会」を開催し、また過去に採択された研究調書を公開し、若手教員の研究費獲得を支援するなどの試みを行っており、さらに推し進めていく。

また、学内研究費についても、法人化を契機として研究費目間の流用や年度をまたいだ運用など、研究費執行に柔軟性をもたせることによって改善できる点が多々あると考えられる。客員研究員や共同研究者のためのスペースについても、今後、大学が取得を予定している未利用地（現在の大学の上方に位置している。）を用いて確保していくことを検討する。

さらに、研究時間については、これも法人化後に、サバティカル制度を導入することや各種委員会の見直しなどをすることによって確保していくこととする。

第７章　社会貢献

全　学

到達目標

「科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学」という建学の基本理念には、科学・文化の発展と世界平和を願う広島市の意志と、公立大学としての地域貢献への期待が込められている。このことを受けた本学学則の第 1 条では、「広島市立大学は、（中略）優れた教育研究の成果を地域に還元し、もって文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。」と本学の設立目的を規定し、また、2007（平成 19）年に策定した「広島市立大学改革実施計画」においても、「国際平和文化都市を都市像とする広島市に設置された大学として、地域社会の要請に的確に応え、都市像にふさわしい国際性、創造性と高い倫理観を持つ人材を育成する。」としており、開学から一貫して、地域社会への貢献を本学の主要な役割としてきている。

これら建学の基本理念等に基づき、本学の社会貢献の目標を以下のように設定している。

本学の教育研究成果、知的財産・資源等を活用し、社会連携センターを中心的な窓口として、社会の文化・経済・行政の発展に貢献する。具体的には次の四つを中心とした社会貢献を行う。

1　学外機関、企業、NPO、地域コミュニティなどとの交流と連携を積極的に行うこと。
2　生涯学習の場の提供、地域における芸術文化活動の活性化などを通じて、教育研究成果を地域に還元すること。
3　提言、施策立案、技術供与等を通じて、平和問題など地域行政課題の解決に貢献すること。
4　地域産業への研究成果の還元及び新技術の移転を積極的に行うこと。

【現状説明】

社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度（7-1）

本学では、社会人向けに学部の特色を活かした各種講座を開設している。これらの講座は、受講により高度な技能の習得が期待できるものであるとともに、本学で開発したプログラムや講座の成果を公開するものであり、社会との文化交流に資する充実した内容となっている。

国際学部では、独自に開発したネットワーク型集中英語学習プログラム「インテンシブプログラム」*を文化的地域貢献の一つとして、インターネットを通じ市民に広く開放している。また、このプログラムは広島市内中心部の生涯学習施設「広島市まちづくり市民交流プラザ」でも、2002（平成 14）年 6 月の開館以来、その 6 階にあるマルチメディア演習室において配信しており、これまでの受講者は 1,000 名を越えようとしている。

さらに、この取り組みを発展させた企画「再チャレンジに英語を必要とする社会人のためのステップアップ e ラーニングプログラム」が 2007（平成 19）年度文部科学省「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に採択され、現在、新たに広島市内の 5 箇所の公民館など生涯学習施設においてもインフラを整備し、インテンシブプログラムを配信

している。2007（平成 19）年度には本プログラムを 3 回実施しており、受講者数は既に 300 名程度となっている。規定の学習を終了した受講者には、プログラム学習前と後の成績証明書のほか、修了認定書を発行している。

*「インテンシブプログラム」を中心とした英語教育改革が、2003（平成 15）年度文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」に採択されている。

表　全 7-1　社会人向け講座（国際学部）

件名	開催時期	会場
「インテンシブ英語学習プログラム」	1期：2007年7月11日(水) ～9月12日(水) 2期：2007年12月19日(水) ～2008年2月24日(日)	広島市まちづくり市民交流プラザ
「社会人の学び直し英語eラーニング講座」	1期：2007年11月14日(水) ～2008年1月20日(日) 2期：2008年1月30日(水) ～3月26日(水) 3期：2008年2月27日(水) ～3月28日(金)	広島市内公民館等5館（ 1期、2期 ）、 広島市立大学語学センター（ 3期 ）

芸術学部では、2007（平成 19）年から、大学改革実施計画に挙げられていた社会人向けの工芸・版画講座を開設した（表　全 7-2 参照）。工芸、版画の分野で研鑽を深めることを希望する社会人を対象とした、学び直しのコースと言える。受講資格は、それぞれの専門分野において一定の経験者であることを原則とし、それに応じた審査と選考を行っている。受講生は 1 年間を通して各自の研究テーマをもとに豊かな学識と高度な技術を養い、講座修了時には大学から修了証を受領するとともに、展覧会のかたちで研究成果を公開し、社会との文化交流、大学における生涯学習の紹介にも繋げている。

表　全 7-2　社会人向け工芸・版画講座受講者数（芸術学部）

2007 年度	金属工芸コース 4 名	2008 年度	金属工芸コース 2 名
	染織工芸コース 2 名		染織工芸コース 2 名
	漆　工芸コース 0 名		漆　工芸コース 0 名
	版画　　コース 6 名		版画　　コース 8 名

公開講座の開設状況とこれへの市民の参加状況（7-2）

各学部及び平和研究所においては、公開講座の充実に取り組んでおり、多種多様な講座を設け、中学生・高校生から社会人まで幅広い市民の参加を得ている。また、受講後のアンケートにおいて、満足等の回答が多く、市民から高い評価を得ている。

国際学部では開学以来公開講座を実施しており、特に過去 5 年は「市民との対話」を主眼に講座を企画してきた。従来の知識伝達型の講座とは異なる、双方向のコミュニケーションを重視する講座により、市民のニーズを的確に捉え、市民の日常生活において役立つ講座の提供を目指している。具体的には、2003（平成 15）年度から 3 年間、「持続可能な社会を築くために」を統一テーマに連続講座を実施した。専門を異にする国際学部教員が一つのテーマについて多角的に論じるこの講座は、受講生に学際的な知を提供するとともに、講師と受講生のディスカッションを最終回に設定することにより、受講生の意識を高め、講座での学びを日常生活における実践に繋ぐことを目指した。2006（平成 18）年度は「市民との対話」をさらに深めるべく、市の生涯学習施設との共催により、市民の生活や

具体的な活動に基づく企画案を募った。そして市民企画による市民参加型公開講座「広島から考える国際化」を実施した。2007（平成 19）年度は、講座案を市民に募るのみならず、国際交流や国際協力の活動をする市民グループを対象としたワークショップ形式の講座とし、講師と市民グループとの双方向コミュニケーションから具体的な知の形成を目指した。ワークショップには本学学生の参加を促し、市民と学生の対話や新たなネットワーク構築の契機となっている。またワークショップ型講座の受講者層とは異なる市民のニーズにも応えるため、従来の講演会タイプの講座を復活させた。

表　全 7-3　2007 年度公開講座（国際学部）

講座名	開催時期	回　数	会場	受講料	参加者
市民密着型ワークショップの開催「国際理解を深めるワークショップ」	1 月 12 日 1 月 26・27 日	3 回	広島市まちづくり市民交流プラザ、広島市文化財団アステールプラザ	無料	125 人 （延べ人数）
文明の形態学 －すまいとしぐさの世界観－	9 月 15 日 ～10 月 20 日 毎週土曜	4 回	広島市まちづくり市民交流プラザ	無料	183 人 （延べ人数）

情報科学部においては、全学の組織である公開講座委員会に対応する学部組織として、情報科学部公開講座ワーキング委員会を設け、情報科学部の教育研究活動の一端を市民に公開するとともに、様々な市民の世代のニーズに応えるような学習機会の提供を目的に、公開講座の企画運営の検討を行っている。定例的には以下の 4 件の公開講座を実施しており、それ以外にも臨時の公開講座を開いている。

1）一般の社会人や職業人を対象として、本学部の教員が教育研究活動を活かした興味深い話題を取り上げ、情報科学の先端技術に関する講演を行う講座（「講演会」）。
2）パソコンの実習操作を主とした講座（「実習」）。この講座では、実際にパソコンを操作しながら日常有用に使える道具としてのパソコンの基礎的な活用法を学び、パソコンやインターネット利用に当たってのルールやモラルについても学ぶことを目的としている。
3）高校生に研究を体験してもらうことを目的として 2004（平成 16）年度に開設された体験型の講座（「高校生による情報科学自由研究」）。本講座では、情報科学に関心を持つ高校生が主体となって進めていく研究を高校教諭と大学教員が支援・指導する。
4）数日間にわたり、情報科学に関する一つのテーマについてその基礎を学ぶ講座（「連続講義」）。

具体的に、2007（平成 19）年度に開催された情報科学部公開講座は下表（全 7-4）のとおりである。

表　全 7-4　2007 年度公開講座（情報科学部）

講座名	開催時期	回　数	会場	受講料	定員	参加者
講演会 1）コンピュータの進化の歴史と未来の姿 2）リアルタイムシステム ～時間を守るコンピュータ～	11 月 8 日(水) 18:00～20:30	1 回 (2 講座)	広島市まちづくり市民交流プラザ	無料	100 人	54 人

連続講義 「ディジタル放送とディジタル通信～現在、そして未来～」	12 月 10～13 日 18:30～20:00	全 4 回	広島市まちづくり市民交流プラザ	無料	50 人	53 人
実習 「パソコン活用術」 ～CD から起動する Linux で年賀状作成	9 月 1 日(土) 9 月 8 日(土) 13:00～17:00	全 2 回	本学 情報科学部棟 実験室 320	6,200 円	30 人	28 人
高校生による情報科学自由研究 ①HSP ソフトの研究・開発 ②ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾐﾝｸﾞするみたいに論理回路を作ってみよう ③ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｵｾﾛと探索ｱﾙｺﾞﾘｽﾞﾑ ④ﾓﾊﾞｲﾙｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝで遊ぼう ⑤ ｺﾝﾋﾟｭｰﾀで絵を描こう。CG に挑戦！ ⑥暗号のしくみについて学ぼう ⑦作ってチャレンジ！ﾛﾎﾞｯﾄ・ｻｯｶｰ	8～10 月	随時	本学 研究室等	無料	10 グループ	7 グループ (20 人)

各講座終了時に、公開講座参加者にアンケートを実施している。アンケートでは、「大変満足」、「満足」、「ふつう」、「不満」、「わからない」の五つの選択肢により回答してもらっている。2005（平成 17）年度から 2007（平成 19）年度にかけての公開講座で実施したアンケートにおける満足度の割合を下表（全 7-5）に示す。実施したアンケートにおいて、「大変満足」「満足」の回答の割合が年々増加しており、公開講座の実施が改善されていることがわかる。また、2007（平成 19）年度において「大変満足」「満足」の回答の全体の割合が 7 割程度となっており、おおむね市民から高い評価を得ている。

表　全 7-5　公開講座満足度（情報科学部）

公開講座満足度

2007 年度	大変満足	満足	ふつう	不満	わからない	合計
講演会	5	27	14	2	2	50
	10.0%	54.0%	28.0%	4.0%	4.0%	100.0%
連続講義	7	25	9	2	1	44
	15.9%	56.8%	20.5%	4.5%	2.3%	100.0%
実習	4	10	7	2	1	24
	16.7%	41.7%	29.2%	8.3%	4.2%	100.0%
高校生自由研究	9	8	2	0	0	19
	47.4%	42.1%	10.5%	0.0%	0.0%	100.0%
全体	25	70	32	6	4	137
	22.5%	48.6%	22.0%	4.2%	2.6%	100.0%

2006 年度	大変満足	満足	ふつう	不満	わからない	合計
講演会	6	30	7	0	0	43
	14.0%	69.8%	16.3%	0.0%	0.0%	100.0%
連続講義	4	18	9	4	0	35
	11.4%	51.4%	25.7%	11.4%	0.0%	100.0%

実習	4	14	11	2	0	31
	12.9%	45.2%	35.5%	6.5%	0.0%	1
高校生自由研究						0
						0
全体	14	62	27	6	0	109
	12.8%	55.5%	25.8%	6.0%	0.0%	1

2005 年度	大変満足	満足	ふつう	不満	わからない	合計
講演会	5	16	18	5	1	45
	11.1%	35.6%	40.0%	11.1%	2.2%	1
連続講義	4	30	5	1	2	42
	9.5%	71.4%	11.9%	2.4%	4.8%	1
実習	4	6	8	2	0	20
	20.0%	30.0%	40.0%	10.0%	0.0%	1
高校生自由研究						0
						0
全体	13	52	31	8	3	107
	13.5%	45.7%	30.6%	7.8%	2.3%	1

下表（全 7-6）に、2005（平成 17）年度から 2007（平成 19）年度にかけての公開講座の講座別の難易度に関するアンケートの回答結果の推移を示す。表から、実習の公開講座を除き、どの講座も 5 割から 6 割の受講生が「ちょうどよい」と回答しており、ほぼ市民の学習水準に見合った講座を提供できたと見られる。実習の講座については、「ちょうどよい」と回答した受講生が 3 割から 4 割となっており、それに伴い、「大変満足」「満足」の回答の割合も 6 割以下となっている。また、高校生による自由研究においては、2007（平成 19）年度は 7 グループ 20 人もの応募があり、「大変満足」「満足」の回答の割合も 9 割程度と非常に高くなっている。2007（平成 19）年度では、高校生に十分な経験をしてもらえたと評価できる。本講座は 2004（平成 16）年度に開講され、応募者が少ないなかで継続して講座を提供してきたが、2007（平成 19）年度は応募者が多くなり、自由研究の講座内容の表現や高校への広報活動が効果を表したものと考えられる。

表　全 7-6　公開講座難易度アンケート結果（情報科学部）

難易度の推移

講座内容	難易度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	3 年間の平均
講演会	難しい	32.6%	13.7%	40.4%	28.9%
	ちょうどよい	51.9%	67.5%	51.1%	56.8%
	易しい	15.4%	18.8%	8.5%	14.2%
連続講義	難しい	35.5%	25.7%	8.5%	23.2%
	ちょうどよい	50.0%	57.4%	73.2%	60.2%
	易しい	14.5%	16.9%	18.3%	16.6%
実習	難しい	52.6%	46.6%	44.0%	47.7%
	ちょうどよい	31.6%	36.2%	40.0%	35.9%
	易しい	15.8%	17.2%	16.0%	16.3%

全体	難しい	40.2%	28.7%	31.0%	33.3%
	ちょうどよい	44.5%	53.7%	54.8%	51.0%
	易しい	15.2%	17.6%	14.3%	15.7%

芸術学部では、一般市民に対し芸術分野の学習機会を提供していくために、学部の特性を生かした実技形式の公開講座を 1995（平成 7）年から毎年開講している。2007（平成 19）年度については、社会人向けの公開講座として 7 コース、中高生向けの公開講座としてサマースクール 4 コースを開講した。社会人向け公開講座は毎年、日本画、油絵、彫刻、デザイン、工芸の分野から講座を提供している。募集人数については、十分な学習環境と十分な指導時間を確保するため、少人数の募集となっており、密度の濃い指導体制となっている（表　全 7-7 参照）。

中高生向けのサマースクールは、美術体験、美術教育を主旨とするコースと、受験生を対象とした受験対策のコースとがあるが、受講者数が募集人数に対して全体的に下回っている。対象となる中学、高校の夏期中のスケジュールも区々であることから、年度ごとに受講対象のスケジュールを把握した上での日程調整が必要になるとともに、何よりも求められている講座内容の検討と効果的な広報が必要である。

表　全 7-7　2007 年度の公開講座一覧（芸術学部）

区分	コース名		開催日時	回数	受講者数
芸術学部 【社会人向け】	日本画コース （着衣人物制作　F10 号）		9 月 11 日～15 日 9：00～16：00	全 5 回	29 人
	油絵 コース	油絵(専門) （人体　F20 号）	7 月 31 日～8 月 4 日 9：00～16：00	全 5 回	10 人
		油絵(一般) （人体　F15 号）	7 月 31 日～8 月 4 日 9：00～16：00	全 5 回	23 人
		版画 （石版画）	7 月 31 日～8 月 4 日 9：00～16：00	全 5 回	19 人
	彫刻コース （裸婦モデル塑像、講評）		7 月 31 日～8 月 4 日 9：00～16：00	全 5 回	9 人
	ﾃﾞｻﾞｲﾝ工芸コース	染織造形 フェルトによる帽子づくり	7 月 30 日～8 月 3 日 9：00～16：00	全 5 回	9 人
		親子でアニメーションをつくる	8 月 6 日～10 日 9：00～16：00	全 5 回	未実施
サマースクール 高校生向け	デザイン工芸コース （鉛筆素描による作品制作及び講評会、持参作品の講評）		8 月 9 日～10 日 9：00～16：00	全 2 回	17 人
サマースクール 中学・高校生コース	日本画コース （絵画の歴史スライド、日本画の制作 6 号）		7 月 15 日～16 日 9：00～16：00	全 2 回	6 人
	油絵コース （木炭デッサン及び講評会、持参作品の講評）		8 月 1 日～3 日 9：00～16：00	全 3 回	3 人

	彫刻コース （木炭デッサン、塑像、講評）	8月1日～3日 9：00～16：00	全3回	9人

平和研究所では、各学部と異なり教育機関ではないため、社会人に対する教育機能を果たしているのは、年1回の国際シンポジウムや、年10回の市民講座、不定期に行う研究フォーラムなどである。教育システムという側面から見た場合、市民がそれらに参加しやすく、テーマ設定が適切で、内容が教育的効果を十分備え、参加者がそれを実感できることが必要であろう。市民参加を促すための情報提供は、大学や研究所のウェブサイト、広島市の広報紙『市民と市政』、研究所のニューズレター、あるいはメディアを通じて行い、希望者に事前に申し込みを求めることで、参加者を正確に把握して、事前に資料を準備するなどの対応を図っている。また、直前や当日の参加申し込み者に対しても、できるだけ柔軟な対応を心掛けている。テーマ設定については、責任を持つ研究員が事前に教授会に提案し、審議を経て決定しており、その時々の国際情勢や社会情勢、市民の関心を最大限考慮したテーマを選ぶよう、心がけている。教育的効果については、参加者にアンケート調査を行い、「平和を学ぶ上で参考になったかどうか」について数値で評価を求めるほか、感想や今後、希望するテーマなどについて具体的な記述を求め、それを分析して次の企画の参考にしている。

（1）国際シンポジウム

平和研究所は、1998（平成10）年4月の開設以来、原則として毎年1回、おおむね8月6日の原爆記念日の直前の時期を選んで国際シンポジウムを開催してきた。2007（平成19）年度の開催結果は以下のとおりである。

表　全7-8　国際シンポジウム（平和研究所）

テ　ー　マ	開催時期
「逆風の中、再び核軍縮を進めよう――中央アジアの経験を東アジアへ」	8月

（2）市民講座

平和研究所は2002（平成14）年度以来、毎年10回前後の連続市民講座を実施している。2002（平和14）年から2005（平成17）年までは、秋に実施した。2007（平成19）年度の開催結果は下表（全7-9）のとおりである。

表　全7-9　市民講座（平和研究所）

講座名	開催時期	開催回数
「世界の平和思想と実践――その多様性と普遍性を探る」	5月～6月	5回
「日本と韓国・朝鮮の相互理解と平和構築へ向けて」	11月	5回

（3）研究フォーラム

同研究所は、研究所は開設以来、随時、内外の研究者を講師に招いて所内で研究フォーラムを開催してきた。対象は関心を持つ市民や研究者、学生らで、一定の知的関心や知識水準を持つ人々を念頭に置き、第一線の研究者による最新の研究成果などを、分かりやすく話してもらうことを目的としている。

1998（平成10）年5月から2008（平成20）年7月までに、延べ38回実施し、参加者

は毎回 40 人～50 人前後である。

表　全 7-10　開催した研究フォーラム一覧（2007 年度以降・平和研究所）

テーマ	講師	開催日
「憲法 9 条の現在的意義――軍隊のない諸国を訪ねて」	前田朗（東京造形大学教授）	2007 年 5 月 18 日
「軍事力が正義を行わない時――米国が責任をとるべきイラクにおける国際的犯罪」	レノックス・ハインズ（米国ラトガーズ大学教授）	2007 年 7 月 18 日
「オーストラリアは核兵器廃絶にとって妨げか、それとも廃絶に貢献できるのか？」	ティルマン・ラフ（オーストラリア・メルボルン大学准教授）	2007 年 9 月 26 日
「写真展『ザ・ファミリー・オブ・マン』（1955）に見る冷戦期の芸術と原爆」	ジョン･オブライアン（カナダ・ブリティッシュコロンビア大学教授）	2007 年 12 月 6 日
「ドキュメンタリー映画『最後の原爆』――体験者の物語を継承するための映像の力」	キャサリーン・サリバン（軍縮教育家・核廃絶活動家）	2008 年 5 月 14 日
「ベトナム反戦運動とイラク反戦運動―運動規模、認知度、ならびに影響力から見た比較分析」	ポール・ジョーゼフ（米国タフツ大学教授）	2008 年 7 月 16 日

（4）ジャーナリスト研修

広島市市民局国際平和推進部は 2002（平成 14）年度から、国内ジャーナリスト研修「ヒロシマ講座」を毎年実施し、8 月 6 日前後の時期に約 2 週間、国内ブロック紙や地方紙の若手記者を対象に被爆体験の実相などを学び、取材する研修プログラムを実施しており、全国から毎年 10 名前後が参加している。この研修において毎年、同研究所研究員が「ヒロシマと平和」について講義し、広島における平和・被爆問題の理解を促すと同時に取材のための情報提供にも応じ、その成果は参加者の所属するブロック紙・地方紙における記事に反映されている。

（5）市民向け平和講座

ア　ピースフォーラム

広島平和文化センターは 2002（平成 14）年度以来、毎年市民向けに、原爆被爆や平和の問題を学び、平和を実践できる人材を育成する目的で「ヒロシマ・ピースフォーラム」を開催している。年 6 回程度、土曜日の午後に講義や討議の時間を設け、毎回 60 人～80 人前後の受講生が参加する。研究所からは研究員が 1 名、発足時より参加し、世界の核の現状や広島が平和に果たすべき役割などについての講義や討議の指導を行っている。

イ　中・高生ピースクラブ

広島平和記念資料館は 2002（平成 14）年度より中学生、高校生向けに、原爆被爆や平和の問題を学び、自分たちで学習課題を見つけて調べ報告する「中・高生ピースクラブ」を発足させた。30 人～40 人前後の受講が数人ずつのグループを作り、年 7､8 回程度、土曜日の午後に講義を聞いて学び、自主的に研究課題を選んで学習し、年度末に成果をプレゼンテーションの形で報告する。研究所からは研究員が 1 名、発足時より毎年参加し、世界の

核の現状や広島が平和に果たすべき役割などの講義やプレゼンテーションの批評などを行っている。

ウ　ピース・ボランティア新人研修

広島平和記念資料館は 1998（平成 10）年度より、資料館や広島平和記念公園を訪れる人々に、展示内容や被爆体験の実相などについてボランティアで説明できる人材の育成のため、「ピース・ボランティア新人研修」プログラムをスタートさせた。受講生は年 8 回前後の講義や研修に参加した後に、ピース・ボランティアとして登録され、交代で資料館などを案内する。現在、220 人余りが登録している。研究所からは 1999（平成 11）年度以降、2001（平成 13）年度を除く毎年、研究員が 1 名講師として参加し、核をめぐる世界の現状などについて講義している。

教育研究の成果の社会への還元状況（7-3）

本学では、2003（平成 15）年度から産学官連携推進室を設置し、併せて産学官連携推進コーディネーターや知的財産マネージャーを配置して産学連携を推進してきたが、2005（平成 17）年度に実施した「広島市立大学のあり方検討」の中で、地域の課題解決への対応や NPO 等との協働によるまちづくりなど、地域連携推進の必要性が議論されたことを受け、2007（平成 19）年 7 月、産学連携及び地域連携をともに推進するため、産学官連携推進室の機能を拡充改組し、新たに社会連携センターを設置した。

社会連携センターには、産学連携コーディネーター、知的財産マネージャーに加えて、2008（平成 20）年 4 月に地域連携コーディネーターを配置し、開学以来蓄積されてきた教育・研究の成果である知的資源や、大学が保有する人材、施設などを活用して、地域産業の発展に貢献（産学連携）し、また、行政や市民団体などとの協働事業を実施（地域連携）する取組みを積極的に進めている。

具体的には、産学連携推進については、教員の研究内容や企業等との連携の取組みに関する情報を集約して研究者紹介集の作成（冊子作成・ホームページへの掲載）、リエゾンフェスタの開催、各種展示会への出展を行うなど学外に情報を積極的に発信することにより、研究シーズと企業ニーズとのマッチングを図り、企業等との受託研究や共同研究を促進するとともに、各種の技術相談にも応じ、さらに特許出願等による知的財産の権利化を図るなど、地域産業の活性化に貢献している。

また、地域連携推進については、行政課題解決に向けた取組みを推進するため、2007（平成 19）年度より、広島市職員等を対象として本学教員の研究内容を紹介するイベントを開催している。また、市民に本学を紹介するため、2008（平成 20）年度に市内の各公民館に呼びかけ、市民に本学を見学してもらう「学内見学ツアー」の取組みを開始した。

こうした取組みには、産学連携コーディネーター及び地域コーディネーターの果たす役割が大きく、企業と本学、行政や地域と本学とを結ぶ仲介役としてその重責を担っている。今後とも、学外からの様々な要望に的確・迅速に対応し、また、本学から地域社会に対し積極的に働きかけることにより、本学の教育・研究の成果を社会に還元していく取組みを強化していくつもりである。

また、本学においては、各教員に研究開発支援総合ディレクトリ（以下「ReaD」という。）への登録を呼び掛けると共に、ReaD に掲載されている情報を最新なものにするために、本学教員情報システムからの ReaD への定期的なデータ交換などを行っている。

国際学部では、公開講座のほかにも教育研究の成果を社会に還元するべき講座やイベン

トを実施している。2007（平成 19）年度は下表（全 7-11）のとおりである。

表　全 7-11　講座・イベント（2007 年度・国際学部）

件　　名	開催時期	会　　場
講演会「ピアノとシルクロード～ピアノの源流を探る～」	6 月 13 日	広島市立大学講堂大ホール
第 3 回市大イベント 広島市立大学国際学部特別講演会 百瀬宏名誉教授フィンランド白薔薇勲章騎士一級賞記念 「広島でフィンランドを考える」	12 月 14 日	広島市立大学講堂大ホール

情報科学部では、社会連携センターがコーディネートし、広島市立大学主催で毎年開催される広島市立大学リエゾンフェスタに教員の積極的な参加を促すとともに、リエゾンフェスタや各種展示会等において大学研究者を紹介する資料を配布するなど、情報科学部において開発された新技術の産業への移転を積極的に推進してきた。また、情報科学部においては、特に ReaD への登録を呼び掛けている。さらに、産学連携推進室が発足して以来、推進室に置かれた専従職員を介して産業界からの技術相談に対応するなど、情報科学部における知的財産の産業活用を推進してきている。2007（平成 19）年 7 月に、大学における研究成果等を社会に還元する活動を主たる業務とする社会連携センターが設立されたことで、今後は、より組織だった社会貢献が可能になると期待される。特に、情報科学部に所属する教員による職務発明の特許出願件数を見ると、直近の 5 年間に限れば、年平均で 8.6 件である。これらの出願のほとんどが、広島 TLO（現　ひろしま技術移転センター）を経由しての出願になっている。この期間において、ライセンス化された発明の実績は、1 件であり、年平均にすると 0.2 件となる。また、当該期間におけるライセンス化成功率は、約 0.02 となっている。

芸術学部では、大学の附属施設を利用して、日頃の研究成果を芸術展示のかたちで定期的に公開し、市民に対し芸術に触れる機会を提供している。また、下表（全 7-12）にあるとおり、学外に向けて発表されたプロジェクト、芸術展示、特別講座等はいずれも地域社会への芸術分野ならではの貢献のあり方と言える。それらは地域の様々な資源を芸術の視点から取り上げ、市民参加、市民交流を視野に入れた教育と研究をからめた文化交流や、国際交流、教員を中心とした高度で研究色の強いプロジェクト、行政課題を取りあげた社会性の強いプロジェクト、平和都市ヒロシマの地域性を強く感じさせるプロジェクト、地元企業、団体からの寄付を市民講座のかたちで地域に還元したものなど、内容、貢献のかたちも様々である。その他、下表（全 7-13）にある地域活動グループ、行政との連携による、街づくり事業への協力、地域産業復興に繋がる取組は、学生を交えたかたちでの地域連携と教育を結び付ける試みる一つとしての参考事例にあげられるところである。今後、ますます高まると思われる地域連携において、その連携のあり方、問題等の整理を行っていく必要があることから、芸術学部地域連携推進委員会を立ち上げ、適切な社会への還元に繋げていくこととしている。

表　全 7-12　展示公開、プロジェクト、リエゾンフェスタ等（2007 年度・芸術学部）

	件名	実施時期	会場、場所	備　考
1	展覧会をつくる　図解･大伴昌司の脳世界 大伴万博 EXPO'07 –怪奇と調和–	11 月 4 日～11 日	広島市立大学 芸術資料館	4 に同上

2	旧中工場アートプロジェクト	4 月 1 日～22 日	広島市旧中工場、広島市中区吉島地区、旧日本銀行広島支店	本学教員、学生が中心となり、地域連携により吉島地区の地域活性化を目指した芸術展示
3	放影研アートプログラム 2007	8 月 5 日～6 日	広島市放射線影響研究所	本学教員、学生、留学生による芸術展示
4	大塚かぐや姫プロジェクト 2007	9 月 10 日 ～10 月 14 日	広島市立大学周辺地域	
5	キッズキャンパス 2007	9 月 23 日 ～12 月 23 日	広島市立大学、広島市まちづくり市民交流プラザ	
6	CAMP ベルリン –Hiroshima Art Project 2008–	2 月 2 日～10 日	旧ベルリン市交通局中央整備工場	本学とドイツの大学の教員、学生、卒業生が中心となり、migation をテーマに行った芸術展示

表　全 7-13　地域活性化事業一覧（2007 年度・芸術学部）

件　　名	期間	設　　置	概　　要
小規模事業者新事業全国展開支援事業	2007 年	広島市佐伯区五日市コイン通り商店街	教員、学生が、行政、地域の街づくりグループと連携して、街づくり事業に協力
可部駅西口広場モニュメントデザイン	2007 年	広島市安佐北区可部駅西口広場	行政、街づくりグループに協力し、環境整備

平和研究所のプロジェクト研究の成果に基づく出版物は以下のとおりである。

表　全 7-14　プロジェクト研究の成果に基づく出版物（平和研究所）

書名等	発行年
広島平和研究所編『21 世紀の核軍縮――広島からの発信』法律文化社	2002 年
Wade L. Huntley, Mituru Kurosawa, Kazumi Mizumoto, *Nuclear Disarmament in the Twenty-first Century*, (Lulu.com	2004 年
広島平和研究所編『人道危機と国際介入――平和回復の処方箋』有信堂	2003 年
Edward Friedman and Sung Chull Kim, eds., *Regional Cooperation and Its Enemies in Northeast Asia: The Impact of Domestic Forces* ,(London: Routledge)	2006 年
田中利幸編『戦争犯罪の構造――日本軍はなぜ民間人を殺したのか』大月書店	2007 年
Narayanan Ganesan and Kyaw Yin Hlaing, eds., *Myanmar: State, Society and Ethnicity* (Singapore: Institute of Southeast Asian Studies	2007 年

国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況（7-4）

本学教員は、広島市等の地方自治体、国、公益法人等の各種審議会・委員会等の委員に数多く就任し、専門的立場から政策形成に多大な貢献を行っている。

2006（平成 18）年度以降の審議会委員、委員会委員の就任状況については、下表（全 7-15～17）のとおりである。

表　全 7-15　審議会委員、委員会委員の就任状況（国際学部）

委員会名及び役職名	開始		終了	機関名
広島市都市計画審議会委員	2006.6.12	～	2008.6.11	企画総務局企画調整部
広島市政府調達苦情検討委員会委員	2006.4.1	～	2008.3.31	財政局契約部
広島市入札監視委員会委員	2006.4.1	～	2008.3.31	財政局契約部
広島市環境審議会委員	2007.4.26	～	就任手続き完了の日から２年間	環境局環境政策課
広島市環境影響評価審査会委員	2007.5.10	～	2009.5.9	環境局環境保全課
広島市国民保護協議会委員	2006.5.15	～	承諾の日から２年	消防局危機管理部
広島市社会教育委員	2007.2.1	～	2009.1.31	教育委員会（市民局生涯学習課）
広島市学校評価システム第三者評価検討会議委員	2007.7.2	～	2008.3.31	教育委員会学校教育部企画課
学校協力者会議委員	2007.5.21	～	2008.3.31	広島市立井口中学校
文化活動助成事業審査委員会委員	2007.6.19	～	2008.3.31	財団法人広島市文化財団
ひろしまオペラ推進委員会委員	2006.4.1	～	2008.3.31	財団法人広島市文化財団
平成 19 年度税理士試験委員	2007.8 月上旬	～	2007.12 月中旬（予定）	国税庁長官官房人事課
「中国･四国ブロック仕事と生活の調和推進会議」委員	2007.4.1	～	2008.3.31	広島労働局労働基準部
広島県生涯学習審議会委員	2007.8.12	～	2009.8.11	広島県教育委員会
パイオニアスピリット養成セミナー実行委員会委員	2007.4.1	～	2008.3.31	広島県教育委員会生涯学習課
図書館資料選定委員	2006.8.24	～	2009.3.31	広島県立図書館
図書館資料選定委員	2006.8.24	～	2009.3.31	広島県立図書館

財団法人広島県教育事業団理事	2006.6.1 ～ 2008.5.31	財団法人広島県教育事業団
財団法人ひろしま文化振興財団運営委員	2006.5.1 ～ 2008.4.30	財団法人ひろしま文化振興財団
平成 19 年度「国立大学の財務」企画検討会委員	2007.6 ～ 2008.2	独立行政法人国立大学財務・経営センター
財団法人日本オリンピック委員会評議委員	2007.4.1 ～ 2009.3.31	財団法人日本オリンピック委員会
（財）日本陸上競技連盟専門委員（女性委員会特別委員）	2007.4.1 ～ 2009.3.31	財団法人日本陸上競技連盟
（財）日本陸上競技連盟理事	2007.4.1 ～ 2009.3.31	財団法人日本陸上競技連盟
安芸高田市スポーツ振興会議委員	2007.6.1 ～ 2009.5.31	安芸高田市教育委員会
松江市水道事業経営懇話会委員	2007.3.7 ～ 委嘱の日から 2 年	松江市水道局
呉市美術館運営審議会委員	2007.7.1 ～ 2009.6.30	呉市教育委員会
周南市美術博物館資料収集委員会委員	2007.2.1 ～ 2009.1.31	周南市教育委員会

表　全 7-16　審議会委員、委員会委員の就任状況（情報科学部）

委員会名及び役職名	開始	終了	機関名
第 14 回 FPGA/PLD Design Conference 実行委員会委員	2006.4.1	2007.3.31	日本エレクトロニクスショー協会第 13 回 FPGA/PLD Design Conference 実行委員会
理事	2006.4.1	2008.3.31	平和文化センター
半導体関連産業における LSI 及び応用システムの設計・製造に係る中核人材育成事業推進委員会委員	2006.4.1	2007.3.31	広島大学
半導体関連産業における LSI 及び応用システムの設計・製造に係る中核人材育成事業推進委員会委員	2006.4.1	2007.3.31	広島大学
環境試験方法 JIS 原案作成 B（耐候性試験&環境分類）委員会主査並びに IEC/TC104/WGB 国内委員会幹事	2006.4.20	2007.3.31	財団法人　日本電子部品信頼性センター
広島市情報化推進アドバイザー	2006.4.20	2007.3.31	広島市企画総務局情報政策課
広島市情報化推進アドバイザー	2006.4.20	2007.3.31	広島市企画総務局情報政策課
広島市情報化推進アドバイザー	2006.4.20	2007.3.31	広島市企画総務局情報政策課

広島市情報化推進アドバイザー	2006.4.20	～	2007.3.31	広島市企画総務局情報政策課
ひろしま産業創生研究補助事業審査委員会委員	2006.5.18	～	2007.3.31	広島県新産業振興室
理事	2006.5.30	～	2008.5.29	広島市文化財団
オープンソース・ソフトウェア活用研究会アドバイザ	2006.5.31	～	2007.3.31	財団法人　広島市産業振興センター
電磁界（EMF）に関する調査研究委員会	2006.6.15	～	2007.3.31	財団法人大阪科学技術センター
広島県産業科学技術研究所企画評価委員会委員	2006.6.15	～	2007.3.31	広島県産業科学技術研究所
「広島市地図情報提供システム更新業務」提案公募審査会委員	2006.6.15	～	2006.7.19	広島市企画総務局企画調整部
博士学位論文審査委員	2006.6.22	～	2006.9.30	北陸先端科学技術大学院
リコンフィギャラブル論理回路」調査研究委員会委員	2006.7.3	～	2007.3.31	株式会社旭リサーチセンター(特許庁業務受託業者)
ユビキタスネットワークを活用した子どもの安心・安全システムの在り方に関する調査検討会	2006.8.1	～	2006.12.31	中国総合通信局
邑南町ケーブルテレビ施設整備工事基本設計審査会	2006.8.1	～	2006.8.1	邑南町
島嶼地域におけるワイヤレスブロードバンド環境構築の在り方に関する調査検討会	2006.9.1	～	2006.12.31	中国総合通信局
島嶼地域におけるワイヤレスブロードバンド環境構築の在り方に関する調査検討会	2006.9.1	～	2006.12.31	中国総合通信局
広島市情報化推進アドバイザー	2006.9.21	～	2007.3.31	広島市企画総務局情報政策課
アドバイザリグループ外部専門委員	2006.9.21	～	2007.3.31	独立行政法人科学技術振興機構研究成果活用プラザ広島
地上デジタル放送の円滑な海上移動受信のための調査検討委員会	2006.9.21	～	2007.3.31	中国総合通信局
広島市科学技術顧問会議委員	2006.9.27	～	2008.9.26	広島市科学技術顧問会議
地域ポータルサイト開設支援業務提案公募審査委員会	2006.10.17	～	業務終了まで	広島市企画総務局情報政策課
シーズ発掘試験査読評価委員	2007.3.15	～	2009.3.31	独立行政法人科学技術振興機構 JST イノベーションプラザ広島
遠隔授業検討委員会委員	2007.4.1	～	2008.3.31	教育ネットワーク中国

第 15 回 FPGA/PLD Design Conference 実行委員会委員	2007.4.1 ～ 2008.3.31	日本エレクトロニクスショー協会
財団法人ひろしまベンチャー育成基金の評議員	2007.4.1 ～ 2009.3.31	財団法人ひろしまベンチャー育成基金
財団法人ひろしま産業振興機構運営委員会委員	2007.4.1 ～ 2009.3.31	財団法人ひろしま産業振興機構
広島市立美鈴が丘高等学校協力者会議委員	2007.4.1 ～ 2008.3.31	広島市立美鈴が丘高等学校
シーズ発掘試験査読評価委員	2007.4.1 ～ 2009.3.31	独立行政法人科学技術振興機構 JST イノベーションプラザ広島
シーズ発掘試験査読評価委員	2007.4.1 ～ 2009.3.31	独立行政法人科学技術振興機構 JST イノベーションプラザ広島
シーズ発掘試験査読評価委員	2007.4.1 ～ 2009.3.31	独立行政法人科学技術振興機構 JST イノベーションプラザ広島
シーズ発掘試験査読評価委員	2007.4.1 ～ 2009.3.31	独立行政法人科学技術振興機構 JST イノベーションプラザ広島
広島市情報化推進アドバイザー	2007.4.19 ～ 2008.3.31	広島市企画総務局情報政策課
広島市情報化推進アドバイザー	2007.4.19 ～ 2008.3.31	広島市企画総務局情報政策課
広島市情報化推進アドバイザー	2007.4.19 ～ 2008.3.31	広島市企画総務局情報政策課
広島市情報化推進アドバイザー	2007.4.19 ～ 2008.3.31	広島市企画総務局情報政策課
広島市情報化推進アドバイザー	2007.4.19 ～ 2008.3.31	広島市企画総務局情報政策課
広島市情報化推進アドバイザー	2007.4.19 ～ 2008.3.31	広島市企画総務局情報政策課
平成 19 年度現代的教育ニーズ取組選定委員会ペーパーレフェリー	2007.5.16 ～ 2008.3.31	文部科学省高等教育局
広島県産業科学技術研究所企画評価委員会委員	2007.5.17 ～ 2008.3.31	広島県産業科学技術研究所
ひろしま産業創生補助金（連携枠）審査委員会委員	2007.5.17 ～ 2008.3.31	広島県新産業振興室
庁内 LAN システム総合評価審査委員会特別委員	2007.5.17 ～ 2007.7.31	広島市企画総務局情報政策課
中国情報通信懇談会放送部会長	2007.5.17 ～ 2008.3.31	中国情報通信懇談会（総務省中国総合通信局）

半導体関連産業における LSI 及び応用システムの設計・製造に係る中核人材育成事業推進委員会委員	2007.5.18 ～ 2008.3.31	広島大学
半導体関連産業における LSI 及び応用システムの設計・製造に係る中核人材育成事業推進委員会委員	2007.5.18 ～ 2008.3.31	広島大学
研究開発課題審査検討会	2007.6.1 ～ 2007.6.1	文部科学省研究振興局
広島市防災会議風水害対策部会ワーキング会議メンバー	2007.7.1 ～ 2008.2.29	広島市消防局
広島県研究開発委員会評価委員会ワーキングスタッフ	2007.7.19 ～ 2008.3.31	広島県立総合技術研究所
広島市安全なまちづくり推進協議会委員	2007.7.19 ～ 2009.3.31	市民局市民安全推進課
市民活動支援情報提供システム更新業務アドバイザー	2007.8.31 ～ 2008.3.31	市民局市民活動推進課
電磁界（EMF）に関する調査研究委員会	2007.10.18 ～ 2008.3.31	財団法人大阪科学技術センター
安佐南区まちづくり懇談会	2007.10.18 ～ 2009.11.30	広島市安佐南区
IT ベンチャー支援プログラム審査委員	2007.12.20 ～ 2007.11.30	市民局経済局産業振興部 IT ビジネス振興担当
IT ベンチャー支援プログラム審査委員	2007.12.20 ～ 2007.11.30	市民局経済局産業振興部 IT ビジネス振興担当
広島県高度産業人材養成等支援事業（モデルベース開発）推進会議委員	2008.1.20 ～ 2008.3.31	財団法人ひろしま産業振興機構
広島市情報政策アドバイザリー・ボード委員	2008.1.20 ～ 2009.3.31	広島市企画総務局情報政策課
広島市情報政策アドバイザリー・ボード委員	2008.1.20 ～ 2009.3.31	広島市企画総務局情報政策課
広島県・市町共同利用型電子申請サービス提供業務審査委員会委員	2008.2.21 ～ 2009.3.31	広島県情報政策室
大阪大学グローバルＣＯＥ「アンビエント情報社会基盤創成拠点」学生アドバイザリ委員	2008.3.10 ～ 2008.3.31	大阪大学
教学委員会委員	2008.4.1 ～ 2010.3.31	教育ネットワーク中国
遠隔授業検討委員会委員	2008.4.1 ～ 2010.3.31	教育ネットワーク中国
半導体関連産業製造中核人材育成事業運営委員会委員	2008.4.1 ～ 未定	広島大学
財団法人ひろしま産業振興機構運営委員会委員	2008.4.19 ～ 2009.3.31	財団法人ひろしま産業振興機構

財団法人ひろしまベンチャー育成基金評議員	2008.5.15 ～ 2009.3.31	財団法人ひろしまベンチャー育成基金
電磁界（EMF）に関する調査研究委員会委員・幹事	2008.5.15 ～ 2009.3.31	財団法人大阪科学技術センター
環境試験方法 JIS 原案作成 B 委員会主査 IEC/TC104/WGB 国内委員会主査	2008.5.15 ～ 2009.3.31	財団法人　日本電子部品信頼性センター
ひろしま産業創生補助金（連携枠）審査委員会委員	2008.5.15 ～ 2009.3.31	広島県新産業振興室
広島県産業科学技術研究所企画評価委員会委員	2008.5.15 ～ 2009.3.31	広島県産業科学技術研究所
質の高い大学教育等推進事業委員会専門委員（書面審査委員）	2008.6.13 ～ 2008.12.31	独立行政法人日本学術振興会
広島県高度産業人材育成推進協議会委員	2008.6.19 ～ 2009.3.31	広島県産業技術課
バックオフィスシステムに係る業務・システムの現状分析及び基本計画作成業務総合評価審査委員会特別委員	2008.6.19 ～ 2008.9.30	広島市企画総務局情報政策課
第 16 回 FPGA/PLD Design Conference 実行委員会委員	2008.7.17 ～ 2009.3.31	有限責任中間法人日本エレクトロニクスショー協会第 16 回 FPGA/PLD Design Conference 実行委員会
財団法人ひろしまベンチャー育成基金審査委員	2008.7.17 ～ 2009.3.31	財団法人ひろしまベンチャー育成基金
島嶼地域における高出力無線ＬＡＮ等の利活用技術に関する調査検討会	2008.8.1 ～ 2009.3.31	中国総合通信局
広帯域無線通信の高度利活用に係る地域連携に関する調査検討会	2008.10.1 ～ 2009.3.31	中国総合通信局
広島県研究開発評価委員会委員	2008.10.16 ～ 2010.3.31	広島県立総合技術研究所
フロントオフィスシステムに係る業務・システムの分析業務（その 1）総合評価審査委員会特別委員	2008.10.16 ～ 2008.11.30	広島市企画総務局情報政策課
広島まちづくりナビプロジェクト協議会委員	2008.10.16 ～ 2009.3.31	財団法人広島観光コンベンションビューロー

芸術学部では、教員の専門性に基づいて、地方自治体の設置する各種審議委員会、審査等に数多く委員として出席している。また、地域活性化事業等の活動にも芸術分野の立場から積極的に参加している。

表　全 7-17　審議会委員、委員会委員の就任状況（芸術学部）

委員会名及び役職名	期　間	設　置
広島市屋外広告物審議会	2006.9.1～2010.8.31	広島市企画総務局企画調整部
広島市景観審議会委員	2006.9.28～2008.9.28	広島市企画総務局企画調整部
指定管理者候補選定委員会委員	2005.12.1～定め無し	広島市市民局振興課
第 7 回ヒロシマ賞組織委員会委員	2007.1.20～2009.末	広島市市民局文化スポーツ部
広島市火葬場新築工事設計者選定審査委員	2007.7.27～ 選定結果報告日.	広島市社会局企画課
広島ブランド推進委員会委員	2006.8.28～2008.8.31	広島市都市活性化局観光交流部
広島市民球場跡地事業計画案及び事業予定者専攻委員会委員	2006.11.14～ 選考終了まで	広島市都市都心活性化推進課
広島平和記念資料館更新新計画検討委員会委員	2006.4.1～2010.3.31	広島市財団法人広島平和文化センター
市民美術作品集「美術ひろしま 2007-2008」編集委員	2007.7.31～2009.3.31	広島市財団広島文化財団
広島グッドデザイン賞選定委員会委員	2006.6.13～2008.3.31	広島市財団法人広島産業振興センター
財団法人広島市動植物・公園協会評議員	2007.8.1～2009.7.31	広島市財団法人広島市動植物園・公園協会
中国地方整備局広報コンテスト審査委員会委員	2007.6.12～2008.3.31	国土交通省中国地方整備局
太田川河川整備懇談会委員	2007.7.17～2009.3.31	国土交通省中国地方整備局
温井ダム活用会議委員	就任承諾日～双方に異存がない限り継続	国土交通省中国地方整備局
大学設置・学校法人審議会（大学設置分科会）専門委員	2007.5.21～2009.3.31	文部科学省高等教育局
図書館資料選定委員会委員	2007.7.31～210.3.31	広島県立図書館
大学評価委員会大学分科会第 11 群委員	2007.4.5～2008.3.31	財団法人大学基準協会
特別研究員等審査会専門委員及び国際事業委員会書面審査員	2007.8.1～2008.7.31	独立行政法人日本学術振興会
広島陸上競技協会企画広報委員会特別委員	承諾日～2009.3.31	財団法人広島陸上競技協会
東広島市美術館特別企画展実行委員会委員	2006.5.30～2010.3.31	東広島市教育委員会
広島公共デザイン検討委員会	2007.12.12～200912.12	広島市企画総務局企画調整部
ひろしま街づくりデザイン賞選考委員会	2007.10.11～継続	広島市企画総務局企画調整部
広島市総合計画審議会審議委員	2007.11.29～概ね 2 年	広島市企画総務局企画調整部
「平成 20 年度知的財産 Web 動画セミナー事業」制作審査委員会	委嘱の日～2009.3.27	株式会社テイ・エス・エス・プロダクション

平和研究所の広島市及び広島県に対する貢献内容は、次のとおりである。

（1）広島市への貢献

平和研究所長による広島市政への貢献

歴代所長は広島市の平和行政などに対し、学識経験者として積極的に協力している。主要なものは以下のとおりである。

表　全 7-18　広島市政への貢献（平和研究所）

役職名	期間
広島市科学技術顧問会議委員	2003 年度～
広島市平和記念施設あり方懇談会委員	2004 年～2005 年
第 6 回平和市長会議・被爆 60 周年記念総会第Ⅱ分科会チェアパーソン	2005 年度
「広島・長崎講座」検討会議準備会議	2002 年 5 月

表　全 7-19　財団法人広島平和文化センターへの貢献（平和研究所）

役職名	期間
財団法人広島平和文化センター評議員	2002 年度～
広島平和記念資料館更新計画検討委員会委員（2 名）	2004 年度～2006 年度
広島平和記念資料館展示整備等基本計画検討委員会委員（3 名）（※）	2008 年 4 月～2010 年 3 月
広島平和記念資料館資料調査研究会委員	1998 年 8 月～
広島平和記念資料館資料調査研究会委員	2004 年度～

注（※）　同委員会内に設けられた建物・展示整備部会に 1 名、被爆体験証言活動部会に 2 名が参画。

（2）広島県の平和政策への貢献

ア　ひろしま平和貢献構想（2003（平成 15）年）

広島県は 2001（平成 13）年度、平和政策研究会（委員長・明石康）を立ち上げ、県内の人材を活用した自治体による国際平和貢献について検討を始めた。研究所からは研究員 1 名が委員として加わった。同研究会は 2001（平成 13）年度、総合研究開発機構（NIRA）と自治体による平和貢献に関する共同研究を行い、その成果は NIRA 研究報告書 No.20020020『記憶から復興へ――紛争地域における復興支援と自治体の役割』（総合研究開発機構・広島県、2002（平成 14）年 7 月）としてまとめられた。

これを受けて広島県は 2002（平成 14）年度、地元 NGO 関係者や研究者らで具体的な平和貢献活動について検討する平和政策推進ネットワーク会議を発足させ、研究所から研究員が座長として加わった。こうした検討をふまえて広島県平和政策研究会は 2003（平成 15）年 3 月、「ひろしま平和貢献構想」報告書をまとめたが、この中には研究所の研究員による広島発のカンボジア復興支援プロジェクトの提言が盛り込まれた。

イ　カンボジア支援プロジェクト及び「ひろしま平和貢献ネットワーク協議会」

「ひろしま平和貢献構想」の提言を受けて広島県は 2003（平成 15）年度、平和貢献策の母体となる「ひろしま平和貢献ネットワーク協議会」を発足させた。国連機関などと連携しながら国際社会の平和と発展への貢献を目的とする組織で、広島県がコーディネート機能を果たすが、教育委員会、大学、経済団体、地元 NGO や社会教育団体などで構成されており、広島市立大学もメンバーに入った。

一方、広島県はカンボジア復興支援プロジェクトの具体的な検討に入り、2004（平成 16）年度にかけて数回の現地事前調査を実施した。その結果、シエムリアップ州の農村部の小学校における教育・保健医療支援活動を実施する方針を固めた。研究所からは研究員が 1 名、調査メンバーとして加わった。

調査結果を踏まえ広島県は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が自治体の国際協力事業に資金を提供する「草の根技術協力事業（地域提案型）」に応募し、2005（平成 17）年度からの 3 か年事業「カンボジア元気な学校プロジェクト」が採択された。事業主体は広島県とひろしま平和貢献ネットワーク協議会で、プロジェクトには研究所の研究員 1 名が総括担当として参加した。（「広島発のカンボジア支援、次のステップへ」広島平和研究所

ニューズレター『HIROSHIMA RESEARCH NEWS』2008（平成 20）年 7 月号 pp.4-5 参照）

3 か年のカンボジア支援プロジェクトは成功裏に終わったが、広島県及びひろしま平和貢献ネットワーク協議会は引き続きカンボジアにおける広島発の貢献活動にニーズが高いと判断し、後継プロジェクトとしてタケオ州の小学校教員養成校における教育支援活動を、JICA の草の根技術協力事業（地域提案型）に提案、2008（平成 20）年度からの 3 か年事業「カンボジア国における小学校教員の授業能力の向上」が採択された。事業には引き続き研究所の研究員が 1 名、総括担当として加わる。

大学の施設・設備の社会への開放や社会との共同利用の状況とその有効性（7-5）

施設・設備の社会への開放や共同利用については、一部事例はあるものの、要請等を受けて個別に検討して対応しており、実施の範囲は限定的で、大学全体としての組織的な取組みには至っていない。

本学の講堂、講義室、体育館などの学外使用については、本学の授業やクラブ活動、学内行事への影響がなく、かつ、管理運営上支障が生じない場合に、広島市財産条例等に基づき、使用の是非を判断している。

学会からの使用申し込みについては、本学教員が学会員であり、本学の授業科目に密接な関連があれば、学内使用扱いとしている。

また、学会以外の使用については、広島市主催の行事等であれば、使用承認の手続により使用を認めており、広島市以外の使用については、地元町内会や福祉団体などの公共的団体が行う体育行事・健全育成行事などの場合に、目的外使用の手続により許可を行っている。

情報科学部においては、市民ボランティアグループや非営利団体、公立高校等の教員の要請等に基づき、情報科学部の施設利用に関する要請を、個別に検討し、大学教員の管理を条件に許可してきている。その典型的な例が、情報処理センターにおけるインターネット利用に関する教育の実施や、一部の研究室に設置されたインターネット会議システムの利用などである。

インターネット会議システム活用の例としては、広島市在住の原爆被爆経験者が、米国シカゴ近郊の複数の小学校の生徒を対象に被爆体験を語り、質疑応答をした例がある。当該例では、シカゴの時間に合わせて会議を設定したため、大学内のシステムの利用は深夜であった。このテレビ会議では、被爆者だけでなく、通訳、技術者等、数多くのボランティアが協力し、その一部は地元テレビ番組で報道された。

これらの活動は、大学外の市民やボランティアからの個別の要請を受け、大学教員が大学施設利用の適切性と管理体制を検討し、適切と判断した場合には、市民やボランティアへ大学施設利用を許可する。このような大学教員を介した大学施設の開放利用は、要請を受けた教員が一定の労力を投入して、場合によっては大学事務との折衝を経て、利用の是非を決定することが求められるため、判断は要請を受けた教員の個人的な事情に左右されているのが実態である。

広島市立大学の附属施設である芸術資料館では、芸術学部と連携して例年行っている企画展示や、定期的に開催される教員作品展、資料館が芸術資料として購入している収蔵作

品の公開など、様々な展示の機会を市民に公開することで、芸術文化に触れる機会と、来学の機会に繋げている（表　全 7-20 参照）。年間に開催されている展覧会は近年 10 回を越え、入館者も 2003（平成 15）年頃から比較すると約 3 倍の 5471 人に達している。施設・設備の開放については公開講座、市民講座、ワークショップ等を通しての開放に留まっている状況にあるが、プロジェクトに関わる大学と地域住民との地域交流の場としての開放や、教員が地域の活動グループの活動に協力参加する形で施設使用の提供を行った例もある。現状では施設開放は盛んに行われているとは言い難いが、地域連携、高大連携の活発化に伴って、開放の機会は増していくものと思われる。

表　全 7-20　芸術資料館で行われた公開展示及び教育研究一覧（2003 年以降）

件　　名	開催時期	会　　場
第 6 回広島市立大学芸術学部卒業修了作品展	2003 年 2 月 4 日～9 日	広島市立大学 芸術資料館
岩崎 貴宏＋平野 薫 展｜研究報告会	2003 年 6 月 28 日～4 日	広島市立大学 芸術資料館
ハノーバー専科大学交換留学生による特別展示	2003 年 7 月 10 日～14 日	広島市立大学 芸術資料館
「退任記念　潮隆雄展」	2004 年 10 月 1 日～7 日	広島市立大学 芸術資料館
「退任記念　野田弘志展」	2004 年 11 月 22 日～28 日	広島市立大学 芸術資料館
「退任記念　磯野清夫展」	2004 年 12 月 2 日～8 日	広島市立大学 芸術資料館
芸術資料館 芸術学部教員作品展	2003 年 11 月 29 日 ～12 月 7 日	広島市立大学 芸術資料館
退任記念　三原捷宏　展	2006 年 12 月 18 日～24 日	広島市立大学 芸術資料館
第 2 回「光の肖像」展 - 被爆者たち、それを受け継ぐ者たちの眼差し -	2006 年 7 月 31 日～ 8 月 9 日	広島市立大学 芸術資料館
第 10 回広島市立大学芸術学部卒業修了作品展	2007 年 2 月 6 日～11 日	広島市立大学 芸術資料館
退任記念　綿引道郎展	2007 年 12 月 17 日～23 日	広島市立大学 芸術資料館
芸術学部教員作品展 2007	2007 年 10 月 22 日～28 日	広島市立大学 芸術資料館
第 2 回市大イベント「名誉教授作品展」　記念講演：野田弘志名誉教授「私の考える芸術」	2007 年 10 月 3 日～14 日	広島市立大学芸術資料館、 広島市立大学講堂

平和研究所では、資料室には、研究所の開設以来、独自に購入・整備した和洋の図書、雑誌、資料が収蔵されており、大学の図書館と同じく一般の閲覧希望者に対しても、公開している。ただ、貸出し管理がコンピュータ化されてないこと、研究所という性格上、資料によっては研究員の利用を優先すべき場合もあることなどから、貸出し希望に対しては、相手の利用目的や貸出希望期間などに応じて個別に対応している。

また、同研究所には会議室 1、共同研究室 2 があり、研究所主催の研究フォーラムやワー

クショップ、研究会、あるいは研究員が主宰する研究会や会合などでは、一般市民が参加者として利用している。部外者のみの利用は許可していない。

今後は、法人化を踏まえ、大学独自の財産管理が必要となるが、収益性の観点や開学時の基本理念である地域に開かれた大学として、地域社会との連携、交流を図る意味からも、施設の学外開放の検討を進めていく必要があると考えられる。

企業と連携して社会人向けの教育プログラムを運用している大学・学部における、そうした教育プログラムの内容とその運用の適切性（7-6）

これまで、本学においては、企業等との連携に基づき社会人向けの正式な教育プログラムを実際に運用した実績はない。しかしながら、2006（平成 18）年以降、地域の IT 系企業と近隣のいくつかの大学と連携し、高度なオンライン情報処理システムの開発や、複雑な組込みシステムの開発に従事する技術者や、それらのプロジェクトを管理できる人材の育成を目的とした教育プログラムの開発を継続的に検討している。

2006（平成 18）年度においては、県立広島大学、広島修道大学、財団法人日本科学技術連盟等の協力を得て、上述した IT スペシャリスト育成の教育プログラム開発を文部科学省へ提案したが、採択とはならなかった。また、2008（平成 20）年度においては、同じく県立広島大学、広島修道大学と連携し、財団法人ひろぎん経済研究所の協力を得て、サービスイノベーション人材育成のための教育プログラム開発と実証を文部科学省へ提案した。文部科学省の面接調査には至ったが、採択にはいたらなかった。

さらに、2008（平成 20）年度、広島県商工労働部と連携し、組込み系ソフトウェア開発を支援する高度なコンサルティングサービス提供能力をもつ人材育成のための、社会人専門家を対象とした教育プログラム開発と実証を、広島県より経済産業省へ提案し、採択を受けた。当該事業の実施主体は、政府出資特別法人株式会社広島ソフトウェアセンターとなるが、カリキュラムの策定と教材開発に関し、本学の専門家も協力している。

寄附講座、寄附研究部門の開設状況（7-7）

現在、本学においては、下記のとおり寄附講座を開設しているが、企業等からの寄附に基づいて新しい講座や研究グループを期限付きで設置するための組織的な制度が整備されていないため、全学的には寄附講座の開設、寄附研究グループの開設等の実績が少ない。

芸術学部では、広島経済同友会、広島日野自動車株式会社からの 2 件の寄附講座を受けて、公開講座形式でのアニメーションアカデミーと、子供を対象としたワークショップ「アートキッズキャンパス」を継続的に行っている。

いずれも 2005（平成 17）年から実行され、年々認知度も上がり市民の好評を得てきている。キッズキャンパスにおいては年々、参加希望者が増え人気のアート体験の場となっていると同時に、このキッズキャンパスをきっかけに学童保育関係者への造形教育講座の要望等も出てきている。

このような学外に対する美術教育の活動を継続的に進めていくためには、学部全体の取組みとして内容の充実を図ると共に、活動を支える、学生や地域ボランティアの育成策が必要となってくる。

表　全 7-21　寄附一覧（2005 年度以降・芸術学部）

寄附	期間	取組
広島経済同友会	2005 年～	アニメーションアカデミー
広島日野自動車株式会社	2005 年～	アートキッズキャンパス

表　全 7-22　寄附講座（内訳）

件　　名	実施時期	会場、場所	入場者数
広島アニメーションアカデミー2005（第 1 回分）	2005 年 9 月 11 日	広島市立大学	164
広島アニメーションアカデミー2005（第 1 回分）	2005 年 12 月 3 日	広島市まちづくり市民交流プラザ	88
市民講座「広島アニメーションアカデミー」（第 6 回分）	2006 年 2 月 19 日 3 月 26 日	広島市現代美術館	180
市民講座「広島アニメーションアカデミー」	2006 年 4 月 22 日 ～4 回	広島市立大学	370
市民講座「広島アニメーションアカデミー」	2008 年 6 月 1 日～4 回	広島市立大学	484
芸術学部キッズキャンパス 2006	2006 年 9 月 23 日	広島市立大学 広島市安佐動物公園	170
「キッズキャンパス 2007」	2007 年 1 月 19 日～21 日	広島市まちづくり市民交流プラザ	280

大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策（7-8）

これまで、本学においては、大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携を行ってきている。その主なものは以下のとおりである。

（1）国際学部の主な取組みは次のとおりである。

① CALL（コンピュータ支援言語学習）英語学習プログラムを活用した講座の提供（2002（平成 14）年度～）

- 提携先　　財団法人広島市ひと・まちネットワーク
- 概要

本学国際学部で開発された「インテンシブプログラム（コンピュータ利用による集中的英語学習プログラム）」を使用して、市民を対象とした講座を提供している。

② 講座等の開催（表（全 7-23）は 2007（平成 19）年度の状況である。）

表　全 7-23　講座等の開催（2007 年度・国際学部）

講座名	連携組織	実施時期	実施場所
外交講座 「日・EU 関係、日・NATO 関係」	外務省	7 月 7 日	広島市立大学講堂 小ホール
国際貢献のための人材育成講座 「フィリピンに広島発の森を作る」 「国際協力の現場から」 「開発協力における国際 NGO の役割」	広島県	10 月 27 日 11 月 5 日 11 月 9 日	広島市立大学国際学部・講義棟
特別ゼミナール 「広島カープ球団と大学生の地域連携について」	広島カープ球団	1 月 8 日	広島市立大学国際学部・講義棟
広島カープ球団マーティン・ブラウン監督講演会	広島カープ球団	1 月 8 日	広島市立大学講堂 小ホール

（2）情報科学部の主な取組みは次のとおりである。

① 電子自治体構築と運用のための IT ガバナンス教育コースの開発と実証（2007（平成 19）年度～）

- 連携先　　広島市
- 概要

2007（平成 19）年度より 3 年間をかけ、広島市企画総務局情報政策課の協力を得て、電子自治体構築・運用における IT ガバナンス教育プログラムの開発と実証に関するプロジェクトを計画し、実施している。このプロジェクトには、本学の大学教員だけでなく、近隣大学の教員、元総務省職員、公的機関において専門家として勤務していた専門家等の協力を得て実施されている。

2007（平成 19）年 11 月には、広島市情報政策課の 7 名の職員を対象として、電子自治体構築・運用における IT ガバナンス教育プログラムの主要部分に関するカリキュラムを試験的に実施し、その効果を評価した。その結果、カリキュラムには幾つかの改善が必要であることが明確になったが、全体としてはカリキュラムの有用性が確認された。2008（平成 20）年度には、規模を拡大して教育プログラムの実証実験と評価を実施する予定である。

② IPv6 メッシュネット無線通信による広島市の次世代情報通信基盤構築に関する研究（2007（平成 19）年度～）

- 連携先　　広島市
- 概要

アストラムライン駅とその周辺に、IPv6（Internet Protocol Version 6）にしたメッシュネット無線基地局を設置し、無線通信基盤（メッシュネットや WiMAX など）を構築し、移動通過通信プロトコルの評価実験を行う。構築する実験的な情報通信基盤を活用した IT ビジネス振興への展開手法を広島市の関係部局とともに検討し、広島発のビジネスモデルとして全国展開を目指す。

③ モバイルアドホックネットワーク技術とその応用に関する研究（2007（平成 19）年度）

- 連携先　　財団法人広島市産業振興センター、広島市、広島市教育委員会、中電技術コンサルタント株式会社

- 概要

モバイルアドホックネットワーク技術とは、従来の移動体通信手段で用いられている基地局や有線網に依存しない通信手段で、離れた位置にいる端末同士でも中間端末を経由することに情報を伝送できる。この技術を応用して、広島市児童見守りシステムを構築し、実証実験を行った。

（3）芸術学部の主な取組みは次のとおりである。

① 大塚かぐや姫プロジェクト（2006（平成 18）年度～）

- 提携先　　大塚・伴南学区社会福祉協議会
- 概要

本学の近くの竹林を学生と地域住民共同で間伐し、竹林整備を行うとともに、竹による造形作品の制作を行っている。また、関連の講演会を開催するほか、竹林の一般公開、交流会を開催している。

（4）平和研究所の主な取組みは次のとおりである。

① 平和団体・NGO との連携

ア 被爆者 7 団体

広島には、いわゆる被爆者 7 団体（二つの広島県原爆被害者団体協議会、広島県労働組合会議被爆者団体連絡協議会、韓国原爆被害者対策特別委員会、広島県朝鮮人被爆者協議会、広島被爆者団体連絡会議、財団法人広島市原爆被爆者協議会）と呼ばれる被爆者組織が存在し、被爆者対策行政などで、被爆者を代弁する窓口的機能を果たしている。

研究所の研究員が原爆被爆や核兵器の問題について研究を行い、研究成果を公表し、あるいはシンポジウム等で社会に還元する場合、特定の価値観や思想・信条の制約を受けるべきではないと同時に、あらゆる被爆者の存在を視野に入れ、多様な意見を尊重しながら活動することが望まれる。

このため研究所は研究プロジェクトやシンポジウム、あるいはニューズレターなどで被爆者団体やその活動を取り上げる場合、できるだけ被爆者 7 団体の理解を求めながら進めるよう努力している。

イ 核・平和問題の市民団体

広島には平和団体が数多く存在しているが、党派性を排除しながら多様な市民を巻き込んで活動している「核兵器廃絶を求めるヒロシマの会」（坪井直、森滝春子共同代表）などのような市民団体には、研究所の研究員 2 名が個人として加入し、市民運動の成果を研究に生かし、また団体主催のシンポジウムなどの企画に加わって研究成果を社会に還元するなど、一定の連携を図っている。

ウ NPO 法人「平和貢献 NGOs ひろしま」

広島県がまとめた「ひろしま平和貢献構想」に基づき、「ひろしま平和貢献ネットワーク協議会」などと連携して平和貢献活動を実施する組織の一つとして 2005（平成 17）年 3 月、NPO 法人「平和貢献 NGOs ひろしま」が、地元 NGO やメディア、大学、医療機関などの協力で発足し、研究所から研究員 1 名が理事として参加している。

「平和貢献 NGOs ひろしま」はこれまで、インドネシア・スマトラ島における地震・津波被害の救援にメンバーを派遣したほか、広島県のカンボジア支援活動地域で井戸掘りや水質調査、環境調査などの活動を行う一方、2007（平成 19）年度には広島市立大学を含む複数の大学と連携して「国際貢献のための人材育成講座」を企画・運営した。こうした実践活動や社会教育活動に対しても、理事として参加している研究員を通じて連携を継続していく予定である。

エ　カンボジアひろしまハウス

1994（平成 6）年の広島アジア競技大会でカンボジア選手団を支援した広島市民グループが、「ひろしま・カンボジア市民交流会」を組織して募金活動を行い、10 年がかりで 2006（平成 18）年 11 月、プノンペン・ウナローム寺院の境内に支援交流活動拠点となる地上 4 階建ての「ひろしまハウス」を完成させ、ひろしま・カンボジア市民交流会は活動を認められて 2007（平成 19）年度の広島市民表彰（市民賞）を受けた。2008（平成 20）年度には、ひろしまハウスの管理運営及び現地での支援・交流活動を本格的に行うため、NPO 法人化する予定で、研究所の研究員が新たに理事として参加する。

ひろしまハウスは、プノンペンの王宮に隣接する寺院内にある利便性や、被爆地・広島からポル・ポト時代の虐殺を経験したカンボジアの支援を目指すねらい、さらには広島発の多様な支援活動がカンボジアで展開している現状を反映し、研究所や大学にとっても利用価値が高まることが予想される。今後、広島の市民や学生のスタディーツアー、交流・支援活動、研究者のフィールド調査などの拠点とすべく、今後も連携を継続していく予定である。

②　独立行政法人国際協力機構（JICA）との連携

東広島市にある JICA 中国は、広島県が JICA の草の根技術協力事業（地域提案型）として行っているカンボジア支援活動の地元パートナー組織であり、広島県国際課がここ数年、定期的に行っている「カンボジア支援勉強会」などを通じて研究所の研究員と連携を深めている。

③　財団法人ひろしま国際センター（HIC）との連携

財団法人ひろしま国際センターが 2004（平成 16）年度、2005（平成 17）年度、2006（平成 18）年度に主催した、ボスニア・ヘルツェゴビナの教員を対象とした研修「平和のための教育ネットワーク構築」で、研究所の研究員が「広島の平和貢献活動」について講義した。

2004（平成 16）年度からは毎年、学生や社会人を対象とした 2 週間程度のカンボジア・スタディー・ツアーを主催しており、研究所の研究員が現地で参加者に広島県の支援活動について説明している。

2007（平成 19）度には同センターが主催した「ひろしまアジア塾」で研究所の研究員が「NGO 活動の在り方」について講義した。

こうした同センターの活動とは引き続き連携を維持していく予定である。

企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況（7-9）

共同研究・受託研究は教員が直接企業とコンタクトして開始するものと学外から社会連携センターに相談があり社会連携センターが適当な教員に斡旋して開始するものがある。社会連携センターでは企業から技術相談等を通じてニーズが持ち込まれるので、教員の研究分野と照合し適当な教員がいれば技術相談を依頼する。技術相談の中から共同研究・受託研究に発展するものが生まれる。本学では産学連携コーディネーターを配置してこの業務を担当する。

情報科学部における 2003（平成 15）年度以降の共同研究、受託研究は、下表（全 7-24）のとおりである。ただし、2007（平成 19）年度における件数・金額は、社会連携センターにおいて受託研究として受託し、情報科学研究科の教員が実施したものを含む。

表　全 7-24　受託研究の件数と金額（情報科学部）

区　分	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
件　　数	8	14	15	12	17
金額（千円）	13,130	19,073	32,970	36,011	33,605

図　全 7-1　受託研究件数の推移（情報科学部）

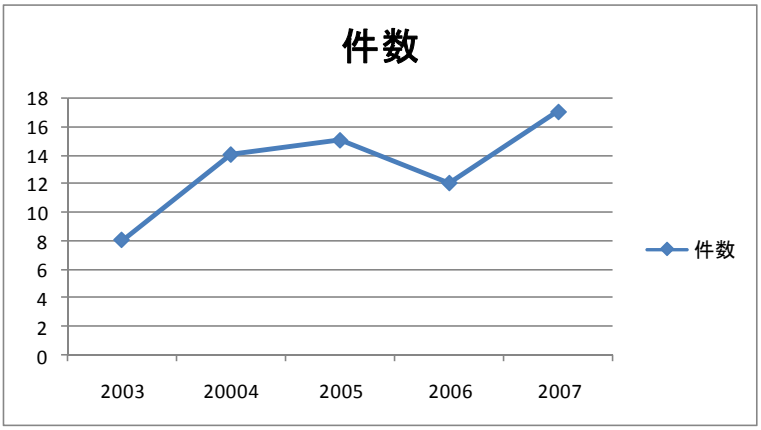


図　全 7-2　受託研究研究費の推移（情報科学部）

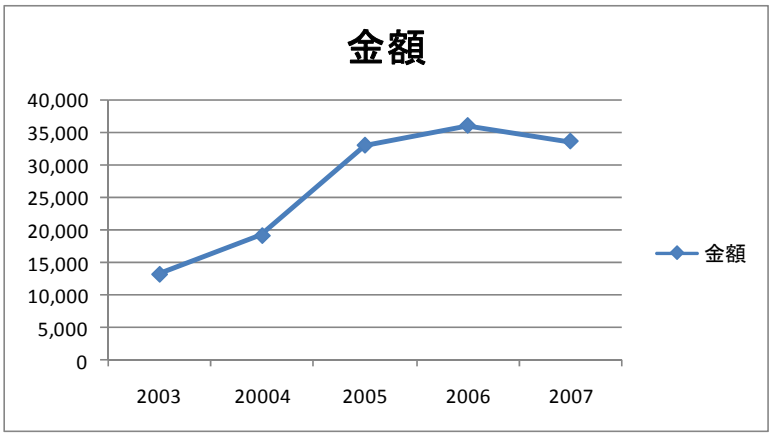
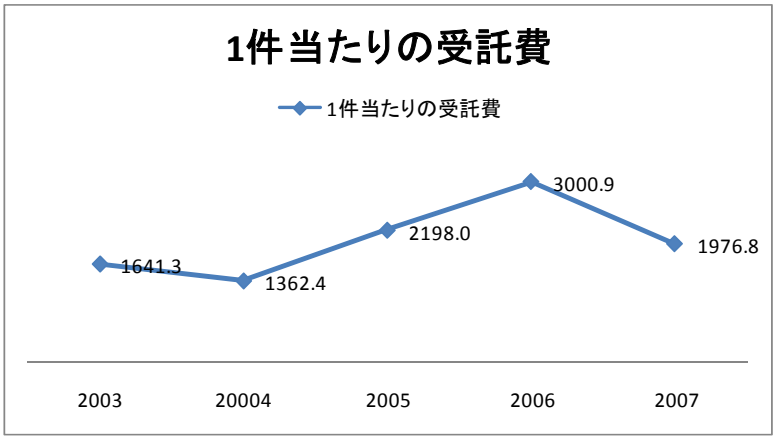


図　全 7-3　受託研究 1 件当たりの研究費の推移（情報科学部）



上記の図（全 7-1、全 7-2）からも明らかなように、情報科学部における受託研究の件数は、直近の 4 年間においては、ほぼ一定の水準を保っており、12 件から 17 件の範囲にある。また、受託研究費で見ると、直近の 3 年間においては、年間 30,000 千円を超えた水準で安定している。ただし、受託研究 1 件当たりの研究費で見ると、年度別にかなりのバラツキが見られる。長期的な傾向を見ると、受託研究 1 件当たりの研究費は、200 万円を中心に分布している。

2007（平成 19）年度の受託研究件数が増加した要因には、7 月に社会連携センターが開設され、受託研究等の組織的な窓口として、機能していることを示している。しかし、長期的な傾向を見ると、直近の 3 年間では、受託研究の研究費は年間 3,000 万円をやや上回る水準に留まっている。

芸術学部においては企業等からの共同研究、受託研究の依頼は極めて件数が少ない状況であるが、2007（平成 19）年度の件については、金額も大きく、芸術分野への可能性と期待が寄せられている。今後も産学官等の複合した助成による受託研究の可能性もある。

表　7-25　共同研究、受託研究の推移（2003 年度以降・芸術学部）

区　　分	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
件　　数	1	1	1	1	1
金額（千円）	1,000	75	50	200	6,500

上記の情報情報科学部及び芸術学部の実績を合計した、本学における共同研究・受託研究は、下表（全 7-26）のとおりである。

表　全 7-26　共同研究・受託研究の推移（2003 年度以降・情報科学部及び芸術学部）

区　　分	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
件　　数	9	15	16	14	19
金額（千円）	14,130	19.148	33,020	36,211	40,105

また、下図（全 7-4・全 7-5）の表に直近 5 年間の受託研究に関する件数と受託研究金額の推移を示す。グラフからも明らかなように、全体として件数、金額とも年々増加している。

図　全 7-4　受託研究件数の推移（情報科学部及び芸術学部）

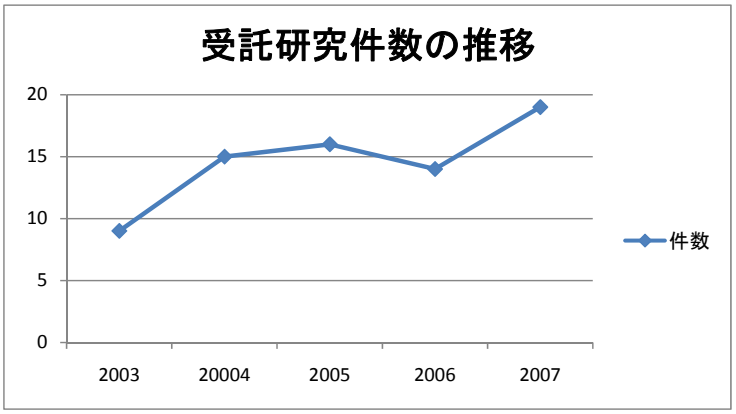
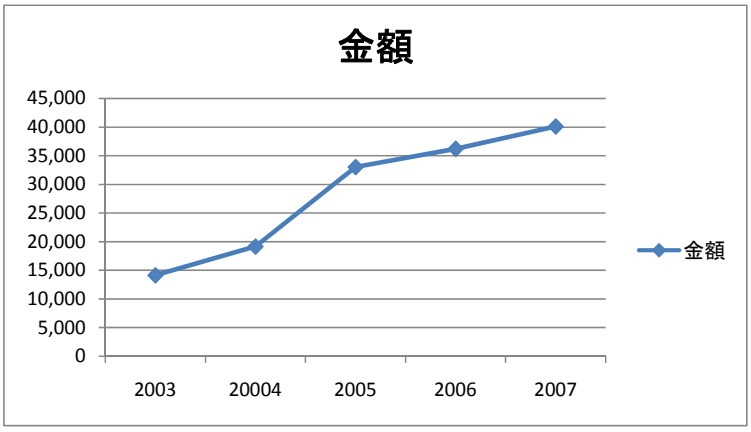


図　全 7-4　受託研究研究費の推移（情報科学部及び芸術学部）



特許・技術移転を促進する体制の整備・推進状況（7-10）

特許等の取得と技術移転を促進するため 2005（平成 17）年度に発明規程を制定し職務発明の機関帰属と発明者への実施補償を制度化した。また、本学の知的財産に関する意思決定機関として 2005（平成 17）年度末に発明委員会を設置した。発明が生まれた場合、発明委員会の決定に基づき、広島市が承継したり、広島 TLO（現　ひろしま技術移転センター）に帰属させたりする。発明委員会は月に 3 回開催する機会があり迅速な意思決定を可能にしている。技術移転について受入候補企業の探索は広島 TLO に委託して行う。実施料収入があれば発明者に 40%を還元することになっており発明者自身が発明を企業に売り込むインセンティブが高い制度設計とした。研究者に対する特許等啓蒙活動は 2002（平成 14）年度ごろから主として特許の書き方に関するセミナーを実施してきている。2006（平成 18）年度までには学内の受講はほぼ一巡しマンネリ化が始まっているのでテーマの見直しを進めている。

本学における 2003（平成 15）年度以降の教員による特許出願は、下表（全 7-26）のとおりである。出願の多くは、広島 TLO を経由して行われているが、下表（全 7-26）には教員個人による出願、企業による出願（発明者は教員）などの出願を含んでいる。これ以前における本学の特許出願は、職務発明規定が整備されておらず、出願に必要な経費は、基本的に教員個人または、共同研究・受託研究の提携先企業であり、教員による特許出願は少なかった。

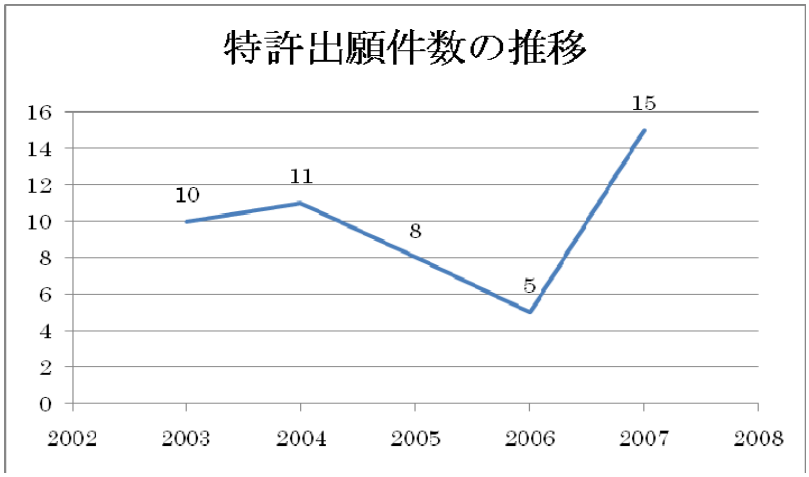
表　全 7-26　教員による特許出願件数の推移

区分	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
件数	10	11	8	5	15

また、下図（全 7-6）に、直近の 5 年間における特許出願件数の推移を示す。2008（平成 20）年度に入り、広島 TLO は組織変更となり、国立大学法人広島大学との連携によって、ひろしま技術移転センターとして再出発することとなった。この再編成に伴って、従来は広島 TLO によって負担されていた特許出願経費は、本学とひろしま技術移転センターが共

同で負担することとなった。この制度改革の影響で、本学からの特許出願は、財政的にも困難になりつつある。

図　全 7-6　特許出願件数の推移



「産学官連携に伴う利害関係の衝突」に備えた産学連携にかかるルールの明確化の状況（7-11）

企業等からの共同研究の要請や、受託研究の要請を受けるに当たって、秘密保持契約、情報セキュリティポリシーの明文化・公表と情報セキュリティ管理手順マニュアルの整備・監査実施等が重要となる。また、産学官連携にかかる利害衝突の事例として、成果に対する権利の共有や独占に関する見解の違いがある。そのような場合には、企業と大学研究者との間に立ち、中立的な立場から利害の衝突を調停する組織と基本的なルールを設置する必要がある。

本学においては、企業との共同研究実施等に係り必要性の高い、秘密保持契約の雛形を整備している。しかし、情報セキュリティポリシーの明文化と公表、情報セキュリティ管理手順マニュアルの整備、産学官連携における利害衝突への対応ポリシーの明文化・公表等については、未着手である。このため契約毎の個別対応のみで措置するため、情報管理や利益相反管理の基本が不徹底となっている。

発明取扱い規程、著作権規程等、知的資産に関わる権利規程の明文化の状況（7-12）

本学においては、2002（平成 14）年に発明取扱い規程である職務発明規程を制定した。しかし、著作権規程は、現在、独立の規程はなく知的財産ポリシーに著作権の考え方が述べられているが、ソフトウェア・アーカイブ教材等の承継、利用許諾等について取り扱いが明文化されていない。

本学教員による著作物の、企業等の社員研修目的等による利用においては、対象企業等との個別協議を通して締結することとしている。

【社会貢献に関わる点検・評価】

まず、市民向けの学習支援の取組みについて評価できる点として、国際学部が独自に開発したネットワーク型集中英語学習プログラムの地域への提供、そして各学部・研究科等で行っている公開講座等がある。教員の個人研究からはじまったネットワーク型集中英語学習プログラムは、2002（平成 14）年の開始以来、多くの市民の支持を得ている。

また、各学部による公開講座についても、毎年、講座終了時に実施するアンケートにおいて、「満足した」との回答が多く、市民からおおむね高い評価を得ている。例えば、情報科学部で実施したアンケートにおいても、「大変満足」「満足」の回答の割合が年々増加しており、その実施が改善されている。

また、情報科学部で実施した高校生による自由研究においては、2007（平成 19）年度は 7 グループ 20 人もの応募があり、「大変満足」「満足」の回答の割合も 9 割程度と非常に高くなっている。

平和研究所は、1998（平成 10）年度の発足以来、毎年定期的に国際シンポジウムと研究フォーラムを実施し、2002（平成 14）年度からは市民講座も定期的に実施してきているが、こうした事業には毎回、一定の参加者があり、研究機関による市民向けの企画としてほぼ定着したと言える。

一方、芸術学部において実施している中高生向けのサマースクールは、定員を下回っている。美術体験、美術教育を主旨とするコースと、受験生を対象とした受験対策のコースとがあるが、同じ講座タイトルにあって対象、趣旨が異なっている点は、受講者側から見たときに分かりにくい要素となっているため、講座の体系化に向けて整理する必要がある。

なお、平和研究所においては、広島平和文化センターや広島平和記念資料館など関連組織が実施する平和をテーマにしたプログラムのほぼ全てに対し、研究所の研究員が関与しており連携は定着してきている。しかしながら、平和研究所の研究員は所長も含め 12 名で内訳は日本国籍が 6 名、外国籍が 6 名、しかも外国人研究員の日本語能力には、個人差はあるが一定の限界があることから、通訳なしでは、講演や報告の機会が得られにくく、日本人研究員に比べて地域社会への貢献の機会が限定されがちという現状がある。また、研究員の専門分野が多様で対象領域も異なっている一方で、広島という地域性から、研究所に求められるテーマは「平和」に関しても特に原爆や核兵器、日本の戦争などに偏りがちで、必ずしも全ての研究員に均等に機会が与えられにくいといった問題点がある。

続いて、地域行政課題に対する施策立案等への貢献については、地域の行政機関（地方公共団体と国の機関）が実施する調査・研究事業等に委員長、委員等、として参画する延教員数が、2007 年度までの実績で、毎年 80 名を上回る実績を記録している。

次に、地域社会や地域産業への研究成果の移転についてであるが、2007（平成 19）年 6 月まで、本学にはそれを組織的に展開するための組織は存在しなかった。したがって、これまでの研究成果の移転は、特に情報科学部の個々の教員の長年にわたる個人的な努力の結果に負うところが大きい。このことが、特許出願された教員による職務発明のライセンス化成功率が、約 0.02 と低い実績になって現れている。2007（平成 19）年 7 月に社会連携センターが設立され、情報科学部においても今後は、より組織的な技術移転推進が可能になり、長期的にはライセンス化成功率が大幅に改善されると期待される。

受託研究に関しては、社会連携センターが組織的な窓口として機能してはじめたこともあり、その件数が増加しはじめている。ただ、長期的な傾向を見ると、直近の 3 年間では、受託研究の研究費は年間 3,000 万円をやや上回る水準に留まっている。受託研究 1 件当たりの研究費が、おおむね 200 万円であることを考えると、件数を増加させる戦略的な対応が必要である。また、地域内企業からの受託研究費が全体に占める割合は小さく、今後は、地域内企業に対して、大学研究者の専門分野や経験等に関する情報を提供するとともに、

外部の公的団体との連携によって、大学研究者のもつ技術シーズを、広く地域社会に発信してゆくことが重要になっている。

【社会貢献に関わる改善方策】

公開講座については、各学部及び平和研究所においてより魅力ある講座を提供するため、受講者アンケートのみならず、他の生涯学習施設や市民グループへの聞き取り調査などを行い、企画の参考としている。今後、市民の声、外部機関の声を聞き、変化する地域社会のニーズに対応した貢献を企画、調整していくことが、一層重要となると考えている。

また、公開講座の満足度及び難易度のアンケート結果からは、おおむね市民の学習ニーズに合った公開講座を提供できていると考えるが、「難しい」と感じる受講生や、逆に「易しい」と感じる受講生をできるかぎり減らしていく方策として、各講座内容を適切にわかりやすく伝える広報のあり方や、講座の内容を検討する必要がある。そのような検討をして、さらに市民のニーズに合った公開講座を展開していくため調査･検討を続ける。

続いて、行政課題解決のための取組みや市民などとの協働事業の推進等、いわゆる地域連携については、地域の NPO など非営利団体及び行政機関と連携して、地域の活性化につながる活動・行事・制度等の企画・立案に取り組み、その実施を主導することを目的として、以下の 2 点について戦略的に対応する。

① 社会連携センターにおいて、地域連携活動の基本姿勢を定める「地域連携ポリシー」を明文化する。

② 大学間連携を必要とする大規模な地域連携を可能する近隣の大学との大学間包括協定を締結する。

特に地域連携ポリシーにおいては、大学の教員や学生が関わる地域社会貢献活動における成果物の知的財産権の帰属や、活動に必要な資金の分担等に関する明確な方針の記述が重要となる。また、大学として「何を、どこまで」社会貢献と見なすかの対象と範囲の明確化も課題である。そのような地域連携ポリシーを 2010（平成 22）年度中に策定し公表する。

また、本学の隣に位置する広島修道大学及び広島大学との間で、それぞれ 2008（平成 20）年度中に包括協定を締結した。

地域社会や地域産業への研究成果の移転については、社会連携センターの設立以後、情報科学部では、学部・研究科予算の一部である教員研究費から、600 万円を自主的にプールし、社会連携を目的とした学部内プロジェクトを 3 プロジェクト、3 年間の予定で開始するなど、社会貢献型研究プロジェクトを組織的に企画・実施する体制を整えつつある。今後は、情報科学部だけでなく、国際学部及び芸術学部とも社会連携センターが連携をとり、協力しながら、社会のニーズに適合した研究を企画し推進する。

また、企業のニーズに合わせた共同研究を提案し、その共同研究の成果を基礎に特許出願やさらなる受託研究に結びつけるような活動が重要になるが、そのためには、企業のニーズを確実につかむための情報収集等が鍵となる。社会連携センターにおいては、大学に蓄積されている既存の技術シーズを核に、企業との共同研究契約を締結するためのプッシュ型情報提供を 2008（平成 20）年度中に拡充し、30 社程度を従来型技術移転先候補として選定、産学連携コーディネーターを中心として選定した地域内企業等への情報提供を開始する。また、事業化のための一貫した支援体制を整えるために、外部機関（例えば、広島市経済局や広島県商工労働局など）との連携体制も確立するための検討を、2009（平成 21）年度中に関係各機関との連携で開始する。

第８章　教員組織

全　学

到達目標

本学の教育課程及び学生数に応じた教員組織と教員を配置し、本学の教育理念を達成すること、そして明文化された基準・手続きに従い、教員の採用・任免・昇任を適切に行うとともに、男女を問わず広く国内外に人格・研究能力・教育能力に優れた人材を求め確保することを目標とする。

全　学（学部等）

１　学部等の教員組織

【現状説明】

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性（8-1）

各学部の第１章「学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性（評価項目 1-1)」に、それぞれの教育・研究理念が詳細に書かれており、その教育理念に沿った教育課程については、各学部第３章「教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（評価項目 3-1)」、「専攻に係る専門の学芸を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 83 条との適合性（評価項目 3-6)」等に記載されている。

各学部はこれらの教育課程に合致した教育課程を編成し、それぞれの教育課程の種類･性格･学生数に応じて、専任教員、非常勤講師を適切に配置し、教育を行っている（詳細は各学部第８章 評価項目 8-1 参照のこと。)。

大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか）（8-2）

本学における教育の質の充実を図るため、本学教員が他大学の非常勤講師に就任する場合や、本学の非常勤講師を任用する場合に、各学部でそれぞれ事情は異なるが、基準を設けて運用している。

例えば、情報科学部では以下のような申し合わせが決められている。

（１）本学部教員が他大学の非常勤講師へ就任する場合

他大学から本学の教員に対して非常勤講師の就任依頼があることは、地域に貢献する大学を目指す本学としては喜ばしいことであるが、本学教育の一層の充実を図るために本学部教員が他大学の非常勤講師へ就任する場合の基準を示す。

ア　本学における教育研究にできるだけ支障が生じないよう､他大学における講義の日、曜日、時間に配慮する。

イ　本学の休業期間中に他大学において講義する場合は、年１科目以内とする。

ウ　本学の講義期間中に他大学において講義する場合は、前期・後期の各期において、

週１科目以内とする。

すなわち、原則、1 教員について、前期 1 科目、後期 1 科目、休業期間中 1 科目、計 3 科目を上限とする。

（2）本学の非常勤講師として学外者を任用する場合

本学の教育はできるだけ専任教員が行うよう努力することが望ましいが、専門性の点で専任教員が担当することが困難な場合や担当可能な専任教員が既に多くの科目を担当しており、新たな科目担当が教育の質の低下を引き起こしかねないような場合は学外者を非常勤講師で採用することはやむを得ない。この場合の基準を示す。

ア　専門性の点で専任教員が担当することが困難である場合

イ　担当可能な専任教員がいるが、既に大学院の講義も含めて著しく多くの科目を担当している場合。ただし、当該教員が担当可能と判断した場合は、この限りではない。

ウ　担当可能な専任教員がいるが，学外者の任用が教育上非常に有用な場合

主要な授業科目への専任教員の配置状況（8-3）

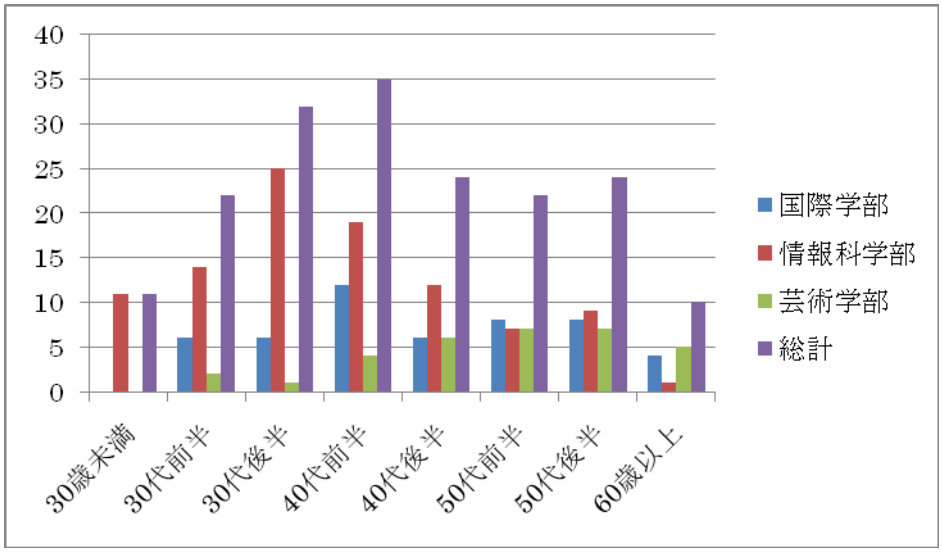
本学における教育課程は、全学部の学生を対象とした全学共通系科目、外国語系科目、各学部における専門基礎・専門科目から構成され、各科目は卒業要件となる必修科目と、必ずしも卒業要件とはならない選択科目に分類される。

全学共通系科目、外国語系科目等では、科目の性格上、非常勤講師が担当することが多いが、専門の授業科目は、原則として専任教員が担当することとされている。特に、卒業要件となる授業科目は、各学部によって事情は若干異なるが、主要な授業科目と考えられている科目であり、専任教員が担当している。それ以外の授業科目では、最近のトピックスに関する授業科目などで外部の非常勤講師が担当する場合もあるが、基本的には専任教員が担当している。

担当や専兼比率の詳細については、各学部の第 8 章を参照されたい。

教員組織の年齢構成の適切性（8-4）

2007（平成 19）年 10 月現在での本学専任教員全体の年齢構成及び各学部別の年齢構成を以下のグラフに示す。



グラフから明らかなように、本学全体の専任教員人口構成は、30 歳代後半から 40 歳代前半の世代が、全体の約 3 分の 1 を占めるという構成になっている。

本学専任教員の人口構成が平坦な分布でないことは、将来、高齢化問題を起こすリスクを内包していることを示している。本学の専任教員は、10 年後から著しく高齢化し始め、20 年後にピークを迎える。現在、30 代後半から 40 代前半の専任教員で構成される団塊の世代において、流動化を促進しない限り、本学における専任教員の高齢化は、深刻な問題に発展する可能性が高い。

これは、本学が開学から 15 年という新しい大学であることに起因している。開学時に就任した第一世代のうち、比較的高齢の教員が最長 5 年間の定年延長を行ってきたが、3、4 年前に大量退職し、それ以外の 30 歳から 40 歳代の本学にとっての団塊の世代といえる年代での教員が残った結果、この年代の比率が高くなっている。これは新しく作られた大学で見られる傾向であり、やむを得ない面もある。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性（8-5）

本学の教育課程の編成はその教育科目の性質によって、学科・専攻、学部あるいは大学によって行われる。さらに専門的に教育課程編成の作業をする組織として、学部に学部教務委員会、全学に全学教務委員会が作られている。全学教務委員会は学部教務委員長と学部選出の委員によって組織され、委員長は教務学生担当の副学長が務める。学科、専攻内部の作業組織については、学科、専攻ごとにいろいろな形態があるが、学部教務委員が中心になって作業を行う場合が多い。

全学にわたる教育課程の改編が行われる場合、学部教務委員会と全学教務委員会での連絡調整によって適正に行われ、大きな問題は生じていない。例えば、外国語教育では、全学生を対象として、英語教育に CALL(Computer-Assisted Language Learning)を導入し、TOEIC（英語検定試験）を成績評価に用いるなどの大きな改革も、学部･研究科と全学教務委員会との連絡調整の結果として実現されている。

教員組織における社会人の受入状況（8-6）

2001（平成 13）年度の教員業績一覧によると教員 181 人のうち教育以外の職についた経験のある人は 35 人であり、19.3%を占めていた。現在では、教員 197 人のうち、67 人となっており、34%を占めている。本学では教員を採用する場合に、教育関係者とその他の一般社会人との区別をしていない。教員の募集・任免・昇格に関しては、学部によって事情が異なるので、詳細な状況については、各学部第 8 章「教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性（評価項目 8-12)」を参照されたい。

教員組織における外国人の受入状況（8-7）

2007（平成 19）年 10 月 1 日現在、本学の教員 195 人のうち外国人は 17 人であり、8.7%を占める。この値は全国平均 3.5%と比較して高い。本学では教員を採用する場合に、特に日本人外国人の区別をしていない。国際関係、地域研究などの教育研究分野を持つ国際学部があることから、必要上外国人教員比率が高くなっている。

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性（8-9）

本学では、技術職員職という職制を有していないため正規職員としての教育研究支援職員は存在していない。しかし、実験・実習に対する支援や実験設備、実習機器の使用法の指導、安全管理などの支援業務を行うために、芸術学部では非常勤嘱託を雇用し、実習用機器の使用方法の説明や制作支援などの業務を行っている。また、語学センター、情報処理センターでは、常勤嘱託職員が、授業支援や情報機器の正常運転のための保守・点検業務などを行っている。

教員が行う情報処理関連教育（一般情報処理 A、B）の授業や物理化学実験、数学演習などの実験・実習・演習科目では、必要に応じて大学院学生をティーチング・アシスタントとして採用し、学生の理解促進のための教育補助体制を充実している。

事務職員による間接的な教育研究支援としては、教務学生支援担当を置いて、初年次におけるオリエンテーションの企画・運営から成績表配布、各種の連絡・掲示などの教務事務、学部運営担当職員による教育研究資料の整理保管、学外機関との連絡・調整事務、競争的資金への申請支援業務、研究費管理などがある。これらの教育研究支援業務のため、正規事務職員に加えて、各学部に嘱託職員や臨時雇用の非正規職員などを採用し、日常業務に支障の無いよう配慮している。また、図書館職員による図書・情報サービス、文献検索支援なども行っている。

教育研究支援職員としての教務学生支援担当事務職員と教員は、各学部に置かれた教務委員会、学生委員会の担当として、議論に加わり、これらを通じて両者の密接な連携のもとに、あるときは企画立案、運営までを幅広くこなしている。非常勤助教を含めた非正規雇用職員は正規職員の指示のもとに、教室事務や就職支援などの業務を行っている。

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性（8-10）

上記 評価項目8-9でのとおり。

ティーチング・アシスタント（ＴＡ）の制度化の状況とその活用の適切性（8-11）

上記 評価項目8-9のとおり。

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性（8-12）

教員の募集・任免・昇格に関しては、学部によって微細な点での違いはあるが（具体的な基準・手続については各学部・研究科の第８章の該当箇所を参照されたい。）、教授会のもとに将来構想委員会、人事委員会、選考委員会などを置いて進めている。各学科、専攻または将来構想委員会や人事委員会は、募集しようとする職位、研究分野について、審議し、必要と認めたときは、教授会に諮る。教授会も必要と認めたときは、2007（平成 19）年４月から大学に設置された部局長から構成される企画運営会議に対し、教員採用計画とともに、上記、募集予定の教育研究分野と職位を提示し、承認を得る。企画運営会議は、大学全体の立場から、採用予定の研究分野・職位が適当かどうかを判断する。企画運営会議の承認が得られたら、各学科・専攻の教授会は具体的な教員募集案を作成し、教授会に諮る。人事委員会の委員長は学部長（研究科長）が兼ねている。教授会は、教員募集案について審議し､公募するかどうかなど採用方法に関して決定し､教育研究分野を勘案して、選考委員会を構成する。選考委員は教授会構成員の中で、所属予定の学科・専攻の教授を含む５名以上の教授で構成している。また、公募による選考を原則としている。選考委員会は、教育研究業績等が、募集する職位に対応する資格基準（定められている）を満たしているか、人格、適性などについて審査し、必要があれば面接を行って、選考を行う。選考結果を選考報告書にまとめ、教授会に報告する。教授会は選考結果に基づいて、投票を行い、採用を決定する。任免に関しても、基本的な手続きは、同じであるが、免職に関しては、事由に応じて、調査委員会等を設け、その調査結果に基づいて、教授会でその可否、処分内容等を審議している。各学部教授会の結果より評議会において承認を得ることが必要である。昇格に関しては､採用と異なり､その職位についてからの実績を考慮するなど、採用とは異なった基準を設けている。

2007（平成 19）年３月までは、空きポストが出てきたときには、教員採用に関しては、各学部・専攻の教授会の自由な裁量によることとされていたが、企画運営会議の承認を必要とすることに改められた。これにより､全学的な視点での適正な教員配置を行うことが、できるようになった。限られた人的リソースを効率的に使うためには、大変有効な制度変更であったと考えている。

任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況（8-13）

本学は、1997（平成９）年に施行された「大学の教員等の任期に関する法律」の規定に基づき、1998（平成 10）年６月「広島市立大学における教員の任期に関する規程」を制定した。社会連携センターの知的財産管理担当教授については、任期３年とし、再任を妨げないとしている。また、平和研究所の講師以下の教員については、任期３年とし、再任

を妨げないが、再任は1回限りで、再任の場合の任期は3年としている。芸術学部の助教については、最初は美術学科彫刻専攻のみが、任期制を導入していたが、2006（平成18）年全専攻に拡大し、任期3年とし、再任を妨げないが、再任の場合の任期は1年としている。任期制を導入している芸術学部及び平和研究所の職、任期、再任の詳細については、芸術学部及び平和研究所の第8章の該当箇所を参照されたい。

教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性（8-14）

学内限定の「教員データベース」に教員の教育研究活動を記載することが求められている。このデータベースには、単に研究業績だけではなく、教育実績、公開講座等による地域貢献活動実績なども記載できるようになっている。評価は学部・研究科ごとに異なっているが、研究業績などに応じて各学部ともに研究費の傾斜配分を行っている（詳細については、各学部・研究科及び平和研究所の第8章の該当箇所を参照されたい。）。

また、教育活動の評価については、各学部・研究科の第3章「教育上の効果を測定するための方法の有効性（評価項目 3-28)」及び「学生による授業評価の活用状況（評価項目3-27)」に記載している。

教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性（8-15）

教員選考に当たっては、いずれの学部・研究科においても、研究論文数等による研究能力・業績の判定のみではなく、講義、実験、実習等の教育能力・業績を考慮した選考基準としている（詳細については、各学部・研究科及び平和研究所の第8章の該当箇所を参照されたい。）。

【教員組織（学部等）に関わる点検・評価】

本学の教員組織については、それぞれの教育課程に沿った適切な編成となっているだけでなく、学生数に比してかなり恵まれた教員配置となっていることが指摘できる。例えば、専任教員比率についても、専門基礎・専門科目における本学専任教員の占有率は、約95%である。全学共通系科目、外国語系科目は、それぞれ約72%、約24%となっており、外国語系科目の専任比率が低いが、これは授業科目の性質上、ネイティブの外国人による教育が適当とすることによるなど、授業科目の特殊性によるものと考えられる。全学共通系科目、専門科目における主要な授業科目の多くが、専任教員によって行われていることに関しては、現状で問題は無いと考えている。

ただ、本学専任教員の年齢構成が平坦な分布でないことは、将来、高齢化問題を起こす可能性を示しており、時間と共に適正な年齢構成に近づけていく必要がある。

教員の教育研究活動の評価については、これまではどちらかと言えば、教員の研究活動が重点的に評価の対象とされてきたが、教育活動についても、重み付けを従来より高くし評価すべき必要があると考える。

【教員組織（学部等）に関わる改善方策】

教員の年齢構成については、教育・研究において中心的な役割を担う30代後半から40代前半をピークに、20代後半及び60代前半へかけて緩やかに減少する分布となることが理想であり、今後、各学部・研究科及び部局長で構成される企画運営会議での綿密な人事

計画に基づいて教員採用を行っていく。
教育活動の評価については、授業コマ数、学生による授業評価などをいかに利用し行っていくかということについて、他大学の例なども参考にしながら検討する。その際、「ベスト・ティーチャー賞」を授与するなど、ネガティブな評価ではなくポジティブな面を捉えて評価していくことなどを検討する。

全　学（大学院研究科）

2　大学院研究科の教員組織

【現状説明】

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性（8-16）

各学部の第1章「研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性（評価項目 1-1)」に、それぞれの教育・研究理念が詳細に書かれており、その教育理念に沿った教育課程については、各学部第3章「大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法 99 条、大学院設置基準第3条1項、同第4条1項との関連（評価項目 3-36)」等に記載されている。
各研究科はこれらの教育課程に合致した教育課程を編成し､それぞれの教育課程の種類･性格･学生数に応じて、専任教員、非常勤講師を適切に配置し、教育を行っている（詳細は各学部第8章の評価項目 8-16 を参照されたい。)。

大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況（8-17）

大学院教育については、各研究科の担当教員で構成される研究科委員会、それぞれの研究科に設置された教学委員会あるいは教務委員会、また各部局長を含めて構成される全学の大学院委員会等で、その教育課程編成が審議・決定される。
例えば、セミナーなどの複数教員で担当するオムニバス講義などについては、教学委員会等が調整を行っている。

大学院研究科における研究支援職員の充実度（8-18）

事務局の学部運営担当に研究支援ラインを置き、教員研究費、学生実習費の管理、執行、競争的研究費の申請援助等の業務に関する援助体制を強化した。
本学におけるティーチング・アシスタントは、前述のように学部の実験・実習・演習科目の教育補助としての役割を担っている。また、リサーチ･アシスタント制度に関しては、経済的な問題もあり、現在は取り入れていない。

大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性（8-19）

上記 評価項目 8-18 のとおり。

大学院研究科におけるティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）の制度化の状況とその活用の適切性（8-20）

上記 評価項目 8-18 のとおり。

大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性（8-21）

上記の学部における手続きと同様である。ただし、大学院の担当に関しては、別途、資格基準を設けている（詳細については、各学部第 8 章の該当箇所を参照されたい。）。

任期制等を含む、大学院研究科の教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況（8-22）

本学では、大学の教員等の任期に関する法律第 3 条第 1 項の規程に基づき、1998（平成 10）年 6 月に広島市立大学における教員の任期に関する規程を制定した。大学院研究科の教員に限定されているわけではないが、この規程に基づき、芸術学部、広島平和研究所、社会連携センターの教員には、教員の流動性を促進する目的で、任期制が既に採用されている。

大学院研究科における教員の教育活動および研究活動の評価の実施状況とその有効性（8-23）

教員の教育活動、研究活動は研究科により多岐にわたるが、その評価については、基本的に学部での評価に含まれて行われている。例えば、教員研究費の配分時期に、学部・研究科ごとに学部長・評議員などから構成される評価委員により、定量的に相対評価がなされ、その結果に基づいて、傾斜的に配分額が決定される仕組みとしている。

大学院研究科における教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況（8-24）

上記 評価項目 8-23 のとおり。

学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性（8-25）

大学院レベルでの交流に関しては、計画段階である。二つ以上の研究科が協力して、複数の学位取得を可能にするダブルデグリー制度の導入が、他の大学院では試みられている

が、本学では計画はあるが、具体化されていない。本学では、平和研究所の教員は従来、国際学部の平和・国際関係の授業科目を中心に学部レベルでの教育参画を行ってきた。

【教員組織（大学院研究科）に関わる点検・評価】

研究科の教員組織についても学部同様、それぞれの教育課程に沿った適切な編成となっているだけでなく、学生数に比してかなり恵まれた教員配置となっていることが指摘できる。

しかし、研究所等の教育研究組織間の人的交流等については、現在の学部科目、研究科科目の部分的担当を越えてさらに進めていく必要があると考える。

【教員組織（大学院研究科）に関わる改善方策】

附置研究機関である平和研究所の教員が、今後、大学院レベルの授業を担当するだけでなく、特に博士後期課程において研究指導も行うことができるように検討を進める。

第９章　事務組織

全　学

到達目標

事務組織と教育研究組織とが適切な連携協力を図り、教育研究を円滑かつ効率的に行う。

また、大学広報、国際交流など、事務局のそれぞれの課（総務課、学部運営課及び教務学生支援課）が相互に関わる業務については、緊密な協力体制で、戦略的に進めるとともに、外部資金のより一層の獲得を図るために、事務局としてサポートする体制を強化する。

さらに、事務効率の向上を図るため、事務局共有情報のデジタル・アーカイブ化を推進する。

【現状説明】

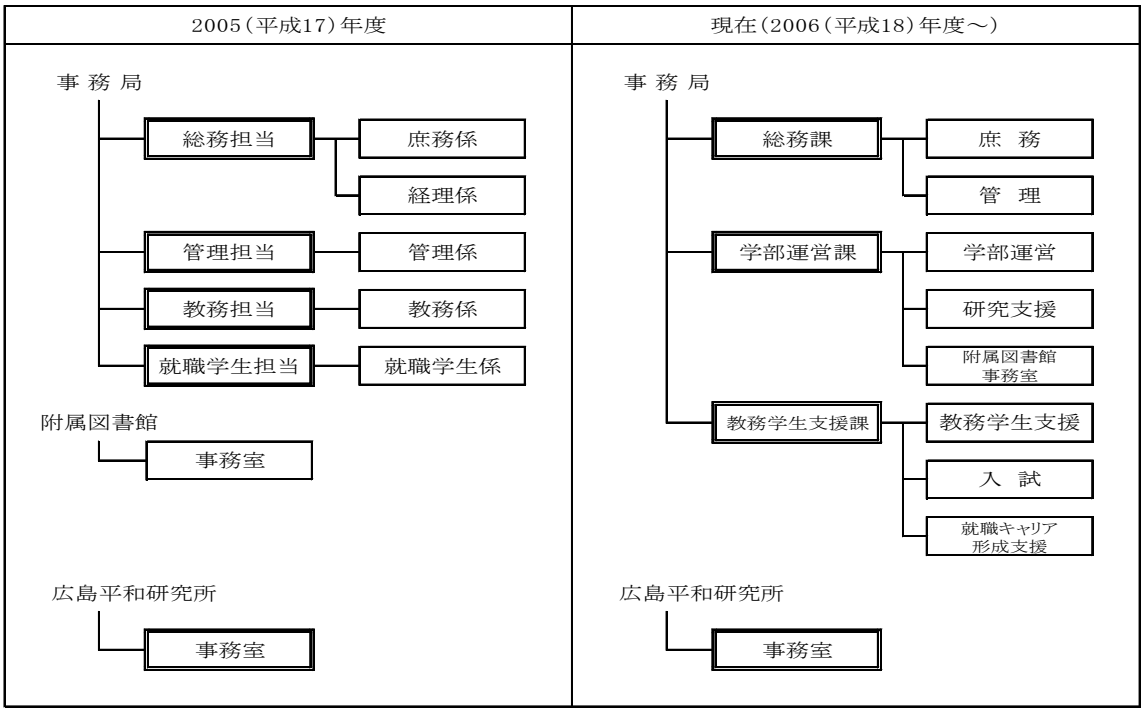
事務組織の構成と人員配置（9-1）

事務組織体制は、近年では平成 2006（平成 18）年度に組織改正し、現在に至っている（図　全 9-1 参照）。

これは、大学を取り巻く環境の変化に対応し、教育・研究活動などをより効果的に支援していくために、再編したものである。

こうした体制によって、学生のキャリア形成支援や入試制度の改善、さらには研究支援などに積極的に取り組んでいる。

図　全 9-1　事務組織体制（2005（平成 17）年度と現在の比較）



※　事務局の課相当（二重枠の組織）の名称について、2006（平成18）年度及び2007（平成19）年度は「担当」であったが、2008（平成20）年度は「課」に変更した。

図　全 9-1 に示したとおり、事務局の内部体制は、総務課（庶務、管理）、学部運営課（学部運営、研究支援、附属図書館事務室）及び教務学生支援課（教務学生支援、入試、就職キャリア形成支援）となっている。支払や給与計算などに関わる業務は、市役所の各担当課が行っている。

また、附置研究所である広島平和研究所は、大学構内とは別の場所に所在しており、平和研究所事務室が置かれている。

なお、学部運営課内に、各学部の事務局分室（学部事務室）が設けられており、そこでは学部・研究科の事務補助を行っている。

それぞれの課・事務室の分掌事務は、広島市事務組織規則で以下のとおり定めている。

＜事務局総務課＞

(1)　大学の事務の基本方針及び基本計画並びに大学の所掌事務についての総合調整に関すること。
(2)　大学の諸規程の制定及び改廃に関すること。
(3)　大学の人事に関すること。
(4)　大学の事務改善に関すること。
(5)　評議会及び大学院委員会に関すること。
(6)　大学の自己評価等に関すること。
(7)　文部科学省の設置認可に関すること。
(8)　大学の将来構想に関すること。
(9)　大学の広報の企画及び総合調整に関すること。
(10)　教職員の福利厚生に関すること。
(11)　入学式及び卒業式に関すること。
(12)　大学の予算及び決算の総括並びに予算執行の調整に関すること。
(13)　大学の建物及び設備の整備に関すること。
(14)　大学の建物及び構内の管理に関すること。
(15)　広島市立大学駐車場の維持管理に関すること。
(16)　職員住宅の設置及び管理等に関すること。
(17)　物品の購入(振替物品等の購入を除く。)、借入れ及び修繕の契約、製造の請負契約並びに委託契約に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。
(18)　不用物品の売払いに関すること。
(19)　その他大学の庶務に関すること。
(20)　課の庶務に関すること。

＜事務局学部運営課＞

(1)　教授会及び研究科委員会に関すること。
(2)　国際交流に関すること。
(3)　広報誌等の作成に関すること。
(4)　知的財産の管理に関すること。
(5)　教育研究費に関すること。
(6)　外部から受け入れる研究費に関すること。
(7)　図書館資料の収集、整理及び保存並びに利用に関すること。
(8)　語学センター、情報処理センター、芸術資料館及び社会連携センターに関すること。
(9)　学部及び研究科の庶務に関すること。
(10)　課の庶務に関すること。

＜事務局教務学生支援課＞
(1)　入学者の募集及び選考に関すること。
(2)　学生の試験及び成績に関すること。
(3)　学芸員資格の取得及び教育職員免許に関すること。
(4)　学生の身分に関すること。
(5)　研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び留学生に関すること。
(6)　入学検定料及び学位論文審査手数料の徴収及び減免並びに入学料及び授業料の徴収、減免及び徴収の猶予に関すること。
(7)　教務に関すること。
(8)　公開講座に関すること。
(9)　学生の各種証明に関すること。
(10)　学生の厚生補導に関すること。
(11)　学生の健康管理に関すること。
(12)　学生の就職に関すること。
(13)　奨学金に関すること。
(14)　医務室に関すること。
(15)　学生寮に関すること。
(16)　課の庶務に関すること。

＜平和研究所事務室＞
(1)　教授会に関すること。
(2)　平和研究所の情報資料の収集、整理及び保存に関すること。
(3)　平和研究所の国際交流に関すること。
(4)　平和研究所の庶務に関すること。

職制については、事務局に事務局長、事務局次長及び教務学生支援担当部長（教務学生支援課長を兼務）を置いている。

そして、各課に課長及び主任を置き、平和研究所事務室に事務長及び主任を置き、必要に応じて主査、主幹、課長補佐を置いている。

職員数は、事務局に一般職員 36 名及び非常勤嘱託職員 25 名が、平和研究所事務室に一般職員 3 名及び非常勤嘱託職員 7 名が配置されている。その他に臨時職員が配置されている（2008（平成 20）年 5 月 1 日現在）。

このように職員は、一般職員、非常勤嘱託職員及び臨時職員がおり、一般職員は大学事務という特殊性から在職期間が通常より長期化する傾向にあるものの、通常 3 年から 5 年程度で定期的異動がある。

そうした中、非常勤嘱託職員及び臨時職員は、基本的には 1 年ごと又は数ヶ月ごとの更新となるが、継続して更新されることが多く、長年にわたり業務に携わることから、その業務に精通しており、重要な役割を担っている。

事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況（9-2）

本学において、開学時の事務組織としては、事務局、教学部及び各学部事務室があり、

全学的な教学組織（全学教務委員会、全学学生委員会など）は教学部が事務を担当し、各学部の教学組織（学部教務委員会等）は各学部の事務室が事務を担当していた。
その後、2001（平成 13）年度に事務組織の改正が行われ、教学部及び各学部事務室は事務局に一本化された。そして、現在、教学に関わる事務は、教学に関わる全学・各学部委員会の開催、議案の作成、議事録の作成等を含めて、事務局教務学生支援課が行っている。

教学に関わる全学委員会や各学部委員会の開催に当たっては、学部の各委員会委員の教員と教務学生支援課の事務職員とが緊密に連絡を取りながら運営されており、概ね良好に運営されていると評価できる。
また、情報科学部・研究科においては、2008（平成 20）年 5 月から会議の電子化（資料のペーパレス化）を行うことによって、事務局職員の会議資料作成の負担軽減が図られ、多大の効果が得られている。

大学運営における、事務組織と教学組織との有機的一体性を確保させる方途の適切性（9-3）

大学運営に関わる全学的な教学関係の事項については、教務・学生担当の副学長を中心に、学部教員と教務学生支援課職員とが緊密な連絡調整や協議を行うなどして進めており、有機的一体性は確保されている。

また、事務局長は、全学の入学試験委員会の委員に就任し、事務局次長は、全学の公開講座委員会、教務委員会、教育実習委員会、学生委員会の委員に就任し、事務的な観点だけでなく、教学的な観点からも、忌憚の無い意見を交わし、意思決定に携わっている。

加えて、2008（平成 20）年度においては、入試広報や FD など重点的な検討事項について、以下のとおりワーキンググループを設置し、事務局職員もその構成員となって、それぞれ検討を行っている。

＜入試広報 WG＞

入試広報の強化を図るため、事務局からは事務局次長が構成員となり、広報の企画・立案に関わる研修会に参加したり、オープンキャンパスの際、アンケートを実施したりして、今後の入試戦略の検討を進めている。

＜FD（Faculty Development）WG＞

FD の活性化を図るため、事務局からは教務学生支援担当部長が構成員となり、授業アンケートのあり方を検討したり、教職員がそれぞれアイデアを持ち寄って教職員参加型のイベントの企画などを行っている。

教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性（9-4）

評価項目 9-2 で述べたように、教学に関わる事務は、教学に関わる全学・各学部委員会の開催、議案の作成、議事録の作成等を含めて、事務局教務学生支援課が行っている。
また、分掌事務にあるように、評議会及び大学院委員会については総務課が、教授会及び研究科委員会については学部運営課が、開催通知の送付を含めた準備、議案の作成、議

事録の作成等を含めて行っている。加えて、その他すべての全学委員会開催に当たっても、事務局の各担当が開催通知の送付を含めた準備、議案の作成、議事録の作成等を含めて行っている。

学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性（9-5）

上記評価項目 9-4 で述べた委員会に加えて、事務局長は、評議会、企画運営会議、全学の大学院委員会、自己評価委員会、広報委員会、国際交流委員会、予算委員会、将来構想検討委員会、ハラスメント防止委員会、発明委員会、情報セキュリティモラル委員会の委員に就任し、また、事務局次長は、各附属施設の運営委員会等の委員に就任している。

このように、事務局長又は事務局次長は、全学の会議の構成員となっていることから、事務的な観点だけでなく、全学的、教務的な観点からも、忌憚の無い意見を交わし、意思決定に携わっている。

また、毎週１回、事務局長は、学長及び副学長とミーティングを行い、大学全般の問題点、改善点について、闊達に意見交換を行っている。

さらに、事務局担当職員は、これらの会議開催の際に、配付資料のとりまとめから議事録等の作成までを行い、その会議において必要な連絡事項があれば、適宜関係部署に連絡している。

国際交流等の専門業務への事務組織の関与の状況（9-6）

事務組織においては、事務局学部運営課職員が国際交流に関する業務を行っている。国際交流をより推進していくためには、専門職員の配置の必要性は認められるものの、前述したとおり、人員増は困難な状況であるため、事務職員が他の業務と合わせて行わざるを得ない状況である。

しかしながら、経験豊かな事務局職員が国際交流事業に携わって事業を進めていることから、外国からの本学へ留学した学生のケアや本学から外国への留学を希望する学生の支援などを支障なく行っているところである。

大学運営を経営面から支えうるような事務機能の確立状況（9-7）

事務組織としては、外部資金のより一層の獲得を目指して、2006（平成 18）年度の組織再編の際、事務局学部運営課に研究支援ラインを設け、外部資金に関わる情報を常に収集するなど、経営感覚を持った運営に努めている。

また、事務局としては、本市行政改革計画にも記載しているように、漫然と予算執行することなく、常にコスト意識をもって効率的な事業・予算の執行を行っている。

大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性（9-8）

本学大学院の企画、運営等に関する事項については、全学の大学院委員会において審議している。

前述したとおり、大学院委員会に事務局からは事務局長が委員として審議に加わっており、必要に応じて企画・立案に関する提案も行っている。

事務職員の研修機会の確保の状況とその有効性（9-10）

事務職員のうち、一般職員は人事異動によって、配属先が決まり、ほとんどの職員が初めて大学事務に携わることから、大学に関わる基本的な知識さえもないことが多い状況である。

そうしたことから、SD（Staff Development）研修の一環として、2007（平成 19）年度から事務局長自らが、年度当初に、大学に配属となった新規職員や転入職員に対して、大学の概要説明や学内施設の案内などを実施している。

こうした研修を実施することによって、新たに大学に配属となった職員は早く大学事務に慣れることができ、大いに役立っている。

事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の適切性（9-11）

事務職員を対象とする初任者研修、中堅研修、管理職研修など、市研修センターが実施する様々な研修はあるが、大学職員の専門性を向上させるような研修プログラムは用意されていない。

そうしたことから、現在のところ、大学職員としての専門性を向上させるような研修は特段行っていない。

また、業務の効率化を図るために、事務局内に共有サーバーを設置し、各職員が事務に関わる情報を電子データによって共有化している。このことは、情報共有が図られるだけでなく、各課に関連する照会に対する回答も同一のファイルにそれぞれの担当が入力することができ、とりまとめに省力化が図られるなど、効率的な事務処理が行われている。

さらに、2008（平成 20）年 7 月には、グループウェアを試験運用して、事務局職員だけでなく、学長、副学長のスケジュールの管理を含めて情報をオープン化し、コミュニケーションの迅速化を推進している。各職員がこうした情報を共有することにより、協議時間の調整、委員会の日程調整など、連絡、作業の省力化が図られている。

【事務組織に関わる点検・評価】

本学において、課ごとの分掌事務は事務組織規則において規定されているが、国際交流や広報活動に関わる業務など、複数の課に関連する事務も多々ある。

こうした事務を課ごとの分掌事務として定めることは縦割りの弊害を生む恐れがあり、将来に禍根を残す恐れがある。

そのため、これまでも事務組織規則には「2 以上の組織（課）に関連する事務は、最も関係の深い組織において分掌する」と規定していたが、2008（平成 20）年 4 月には、連携協力を強調し、「2 以上の組織（課）に関連する事務は、最も関係の深い組織において分掌の上、関係組織が連携して処理する」とし、緊密な連携協力体制を明記した。

また、これまで広報に関わる業務の所掌は、広報誌・大学案内の作成を担当している学部運営課が所掌していたが、2008（平成 20）年度からは総合調整を図りながら、戦略的、効果的に取組みができるよう事務局総務課にその所掌を移した。

【事務組織に関わる改善方策】

国際交流や広報活動などについて、より戦略的に進めていくためには、将来的には専門職員を配置することや広報室、国際交流室の設置も視野に入れた検討を行っていく。

また、今後は、在職職員のより一層の資質の向上、専門性の向上のため、さらには事務効率の向上を図るために、担当課ごとに業務マニュアルを作成したり、在職職員に対するSD 研修を実施することなどを検討していく。

第１０章　施設・設備

全　学

到達目標

本学の教育・研究目標を実現するため、講義室、実験室、教員研究室、工房、図書館、自習室、事務室、厚生施設等、教育研究に必要不可欠な施設・設備等を整備し、安全で快適な教育研究環境を確保することを目標とする。

【現状説明】

大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性（10-1）

（１）大学施設の概要

本学は、広島市の中心地から北西約 7km に位置する西風新都大塚学研地区（アカデミック・リサーチパーク）内に位置している。

開発総面積 93.5ha のうち、大学用地として 30.2ha を民間から取得し、敷地の持つ緑豊かな自然に建物が融合するよう計画されており、教育・研究活動にふさわしい環境を維持している。

施設の最大の特徴として、敷地の持つデメリット（丘陵地で高低差　最大 50m）を有効かつ効率的に利用するため、各学部棟（国際学部・情報科学部・芸術学部）を斜面に直行するよう配置し、各学部棟の間をコリドール（回廊）で繋ぎ水平動線を確保するとともに、あらゆる方向からの人のアクセスを自然に誘引するため、高い天井をもつピロティとし、開放性を高めた。

建築は、「広島市立大学（仮称）施設整備計画」（1991（平成 3）年 7 月）に基づいて 1992（平成 4）年度から学年進行にあわせて着手し、1994（平成 6）年度に開学、1998（平成 12）年度の情報科学部棟別館の完成をもって「国際研究交流施設」を除くすべての施設の建設を完了した。

総事業費は、用地取得費・建築費・教育研究備品費等合計約 562 億円（未取得地の費用約 50 億円を含む。）である。

なお、開学当初は、市中心部からのアクセスは公共交通機関の利用としては新交通システムである広島新高速交通 1 号線（アストラムライン）を利用するしかなく市中心部から約 35 分かかっていたが、2001（平成 13）年に高速道路「広島高速 4 号線」が開通し、ここを走るバスを利用することにより、JR 広島駅からの所要時間が約 17 分、広島バスセンターからが約 12 分と、市中心部からのアクセスが大幅に改善された。

（２）校地

校地面積は 226,038 ㎡で、校地基準面積 15,500 ㎡に対し、約 14.6 倍の規模を確保しており、開かれたゆとりのあるキャンパス配置となっている。

キャンパスは、校舎ゾーン・研究交流ゾーン・運動施設ゾーン・福利厚生ゾーンに区分され、法面を活用した効率的な土地利用が図られている。将来の教育研究活動の発展用地として、国際研究交流施設用地 40,570 ㎡、多目的広場 35,818 ㎡の合計 76,388 ㎡があり、現在、所有者である広島市土地開発公社から無償貸与を受けている。屋外施設としては、

運動施設ゾーンに 400mトラック＆フィールド、10,000 ㎡の運動場やテニスコート 4 面、アーチェリー場等を整備している。

また、駐車場は敷地内 6 か所に約 700 区画を整備し、2006（平成 18）年 10 月から有料化している。

植樹については、周辺の植生に溶け込んでいくような計画のもとに実施し、管理（剪定、施肥、刈り込み、防虫駆除等）については、業者に委託している。

（3）校舎・建物

① 校舎（国際学部棟・講義棟・情報科学部棟・情報科学部棟別館・芸術学部棟）

校舎の延べ床面積は 74,979 ㎡で、このうち大学設置基準対象施設（本部棟・学部棟・図書館棟・学生会館・エネルギーセンターほか）は 62,190 ㎡であり、設置基準面積 17,039 ㎡に対し、約 3 倍を確保している。

建物の配置計画に当たっては、各施設の独立性を高めながらも、コリドール（回廊）を設けることによって、学部棟間及び各施設間の機能・関連性を保つよう配慮し、また、身体障害者の対策として、「広島市公共施設福祉環境整備要綱」に基づいた工事を実施しているところであり、個人個人の障害の実態に応じて適宜改修も行っている。

こうした、丘陵地の立地条件を生かし、大規模な建築群を有機的に配置し、周辺の自然環境と調和したまとまりのある本学の設計及び建築に対し、1997（平成 9）年 10 月「ひろしま街づくりデザイン大賞」が贈られた。

教室等は、講義棟及び国際学部棟 4 階に全学共用の講義室 33 室を、また、各学部棟には特色ある教育に対応できるゼミ室、演習室、実習室、アトリエ等をそれぞれ整備している。講義棟には、大講義室（288 ㎡・収容人員 319 人）をはじめとする 23 室の講義室が集中しており、国際学部棟 4 階にも 10 室の講義室がある。これらの講義室は、受講人数に応じた利用を考慮し、大講義室・中講義室・小講義室の 3 タイプを整備している。大講義室、中講義室については、講義での視聴覚教材の使用を考え、ビデオデッキ等の AV 機器を整備しており、なかでも大講義室にはハイビジョンにも対応できる 200 インチの大型スクリーンを設置している。

国際学部棟には、個人研究室間にゼミ室を 26 室設け、また、図書館・語学センター棟 4 階には、LL 講義室、自習室等を整備し、CALL 機器や各種マルチメディア教材を利用した効果的な語学学習が可能となる環境を整備している。

情報科学部棟には、ワークステーションやパーソナルコンピュータを完備した学生実験室を 2 室、コンピュータ演習室を 3 室、その他各研究室（講座）毎に教員研究室、ゼミ室、実験室、資料室を整備している。

芸術学部棟には、各学科・専攻の教育に必要な各種実習室やアトリエを整えており、付属の第 1 ～第 4 工房棟には版画、染、織、漆、メディア造形等工房、及び木彫、石彫、金属、彫金、鍛金等の実習室を整備している。

個人研究室・実験室・ゼミ室等のドアには電気錠を設け、登録された者の身分証でしか開閉が行えないようにしており、セキュリティにも万全を期している。

② 本部棟

施設群の顔ともいえる本部棟は、敷地南側道路沿いに位置し、アプローチ動線からの導入もスムーズで、外来者に対するサービス及び VIP の対応にも適している。延床面積は 1,814 ㎡で、学生利用の高い教務学生支援課を 1 階に、学長室・事務局（総務課・学部運営課）を 2 階に配置し、機能を明確に分離することで事務スペースの有効かつ効率的な利用を行っている。

③　講堂

1996（平成 8）年に建設された講堂は、延べ床面積 2,543 ㎡で、841 席（固定席）を設けた大ホールは、250 インチのスクリーンやハイビジョン対応の AV 機器、国際会議も可能な同時通訳設備を整備し、式典、学会、講演会、大学祭、クラブ活動の発表等に利用している。

また、多目的に利用できる空間として、244 席（電動収納席）を設けた小ホールも整備している。

④　附属図書館・語学センター棟

鉄筋コンクリート造、地上 4 階建ての附属図書館・語学センター棟には大学の知の集積となる附属図書館と本学の語学教育の拠点となる語学センターが配置されている。

１階から 3 階までを占める附属図書館は延べ床面積 4,757 ㎡に 264 席の閲覧座席を配置し、ゆったりとした空間設計となっている。また、グループでの学習活動を支援するため大小五つのグループ閲覧室を設置している。

また、4 階は語学センターとなっているが、同センターは本学の附属施設でもあることから、施設概要も含めて（５）附属施設の項目にて記載する。

⑤　体育館

施設機能の中でも、特にアクティビティの高い体育館は、クラブハウスとともに敷地内でも高い位置に配し、他の静的な環境を求める施設群との位置を考慮している。

延べ床面積は 3,100 ㎡で、メインアリーナは、バスケットボール・バレーボール 2 面、バドミントン 6 面、テニス･ハンドボール 1 面を整備し、体育授業やクラブ活動に利用している。また、館内に筋力づくりのためのトレーニング・ルームも整備し、学生・教職員に開放している。

⑥　工房棟

様々な表現手法の実技経験によって、自己表現の可能性を広げる実習の場として、四つの工房棟を整備している。

第 1 工房棟は 2,094 ㎡で、芸術学部棟に併設し、3D・版画・染・印刷・空間造形・漆・織の各工房を設け、1996（平成 8）年 3 月に完成した。第 2 工房から第 4 工房は別棟とし、3 棟合計 2,794 ㎡を 1996（平成 8）年 5 月に整備した。第 2 工房棟には木彫・石彫実習室を、第 3 工房棟には木工・金属・金工実習室を、第 4 工房棟にはプラスチック塗装・彫金・鍛造・鍛金の実習室及び機械室等を設置している。

⑦　エネルギーセンター棟

本学の電力、熱源、空調衛生、搬送機器設備等の集中化を図るため、構内にエネルギーセンター（1,002 ㎡）を整備し、各種の機器を設置するとともに、センター内に中央監視室を設け、委託職員（昼間 3 名、夜間 1 名）が機器の運転及び保守（故障）等に 24 時間対応している。

また、監視室にはコンピュータを導入し、自動制御運転やデータ集積等を行うことにより、効率的な運用（環境整備づくり）を行っている。

⑧　福利厚生施設

福利厚生施設として、学生会館（2,542 ㎡）・クラブハウス（505 ㎡）・学生寮（2,874 ㎡）を整備している。

学生会館は 1 階に食堂、喫茶を、2 階に学生ホール、売店、書店、文化系クラブ部室、学生集会室及び ATM を整備し、午前 7 時から午後 10 時まで学生･教職員が利用している。また、学生間のコミュニケーションの場として学生ホールだけでは狭隘なため、食堂を営業時間外に開放している。

クラブハウスは、体育系のクラブハウス（部室 15 室）を体育館に隣接して整備してい

るが、クラブ数の増加に伴い部室が不足したため、1998（平成 10）年度には文科系クラブの部室をリース借上げしている。

学生寮は、大学敷地内に 96 室（男子 48 室、女子 48 室）を整備している。入居者は原則学部生 1 年生とし、1 室あたり 11 ㎡で、机・椅子・ベッド・冷暖房を完備し、共同施設としては、集会室・浴室・トイレ・洗面所・補食室を整備している。

表　全 10-1　校舎・建物等の概要

建　物　区　分	建築年度	延べ床面積	施設内容等
本　部　棟	1992.9～1994.2	1,814 ㎡	RC 造 2 階
国 際 学 部 棟	1992.9～1995.3	6,841 ㎡	SRC 一部 S 造 7 階（講義棟含む）
講　義　棟	1992.9～1995.3	5,244 ㎡	SRC 造 7 階
情 報 科 学 部 棟	1992.9～1996.3	16,536 ㎡	SRC 一部 S 造 8 階（情報処理ｾﾝﾀｰ含む）
情報科学部別館	1998.10～2000.3	5,892 ㎡	SRC 一部 S 造 6 階
芸 術 学 部 棟	1992.9～1996.3	10,079 ㎡	SRC 一部 S 造 6 階（資料館含む）
第 1 工 房 棟	1995.9～1996.5	2,094 ㎡	RC 造 2 階
第２－４工房棟	1995.9～1996.5	3,164 ㎡	S 造一部 RC 造地下 1～2 階
図　書　館　棟	1992.9～1994.2	6,354 ㎡	RC 造 4 階（語学ｾﾝﾀｰ含む）
広島平和研究所		1,318 ㎡	広島平和ビル（一部民間から借上げ）
学　生　会　館	1993.7～1994.8	2,542 ㎡	RC 造 2 階　1 階食堂（500 席）、2 階（学生プラザ、部室 12、売店）
体　育　館	1993.7～1994.8	3,100 ㎡	
クラブハウス	1994.3～1994.8	400 ㎡	SRC 一部 S 造 2 階　ﾊﾞｽｹｯﾄ・ﾊﾞﾚｰ外ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ・ﾙｰﾑ
第二クラブハウス		105 ㎡	RC 造 2 階（部室 15）
学　生　寮	1992.9～1995.3	2,873 ㎡	軽量鉄骨造 1 階　プレハブ借上げ（部室 4）
講　堂	1995.3～1996.8	2,543 ㎡	RC 造 3 階　4 棟（96 室）
エネルギーセンター	1992.9～1994.2	1,002 ㎡	RC 一部 S 造 2 階　大ホール、小ホール
排 水 処 理 施 設	1993.7～1994.8	106 ㎡	RC 造 1 階　熱源等集中管理・運転操作
			RC 造 1 階　芸術関係特殊排水処理
計		74,979 ㎡	

（4）教員研究室

教員研究室は、専任教員用に個人研究室 227 室と共同研究室 11 室を整備している。教員研究室の面積は 1 室当たり平均 31.1 ㎡である。全研究室に備えられたパソコンは、学（構）内 LAN と接続されており、教育研究活動はもとより教職員、学生の学園生活における情報交換手段として活用されている。

（5）附属施設

①　附属図書館

附属図書館については、第 11 章「図書館及び図書・電子媒体等」を参照されたい。

②　語学センター

語学センターは、CALL 講義室 4 室、自習室 1 室、スタジオ 1 室、調整編集室 1 室、共同研究室 1 室を整備している。語学センター内にある全てのパソコンからはインターネットアクセス、プリンタの利用が可能で、効果的な外国語学習ができる環境を整えている。

CALL 講義室 4 室には、CALL（コンピュータ支援による語学学習）機能が標準で整備

され、更に教室によって、教室録画、通訳訓練、学習観察記録、音読訓練、の機能が追加されている。また、教室録画機能のある教室からはリアルタイムの授業映像と音声を、自習室を含む語学センター内の他のすべての教室に配信することが可能な遠隔授業機能がある。

CALL 講義室としても利用可能な自習室には、学生自習室用ブースが 80 席あり、コンピュータや MD デッキを自由に利用できる。また、室内で語学学習教材の利用、海外衛星放送の視聴ができ、学生の自習を支援する設備を整えている。語学学習教材は、87 か国語に対応し、3000 点以上の DVD・CD などの視聴覚教材に加え、28 種類の語学学習誌やソフトウェアが整備されている。

事務室では、多様な視聴覚メディアに加え、様々なコンピュータファイル形式のデジタル教材作成・編集が可能な機材があり、Web ページ作成やメディアサーバからの教材配信も行われている。

語学センターでは、本学教員が独自にシステム及び教材を開発した集中英語学習プログラム（「CALL 英語集中」として単位化されている。）や、また教員それぞれが独自にウェブを使った授業など、語学センターの機能を十分に活用した授業が行われている。

そうした中、語学センター（4 教室）は、時間割表上の使用教室としての稼働率は、2008（平成 20）年度前期で 50%弱程度となっているが、これは外国語授業、特に第二外国語の授業が同じ曜日の同じ時間に開講されているという本学のカリキュラムに起因しているものである。

しかし、ほぼ毎日、ゼミ仕様の共同研究室やスタジオ・編集室も含め、語学センター全体は広く開かれており、学生や教員は教室の空き時間に予約を入れて使用できるため、教室稼働率で言えば、2008（平成 20）年度前期で 70%に達する見込である。

また、2007（平成 19）年度から全学で必修化された集中英語プログラムの実施場所でもある語学センター自習室は、その稼働率が極めて高く、年間の延べ利用者数は 28,000 人余りであり、2007（平成 19）年度の利用率（年間利用者数／利用可能日数×座席数（80 席）×100）は一日平均 160%と頻繁に満席になる状況である。

加えて、学生に対しては、語学センター学生用 HP から語学センターや外国語学習に関する様々な情報を毎日提供するとともに、学生の留学・学習相談にも応じている。

さらに、TOEIC 団体受験や社会人のための学び直し講座の実施もされており、学内者だけではなく、学外者の利用も増えつつある。

③　情報処理センター

情報処理センターは、情報化社会の進展に伴い、学生に対するコンピュータリテラシー教育及び教員の研究活動に不可欠である情報環境の提供を行うために情報科学部棟の 3 階から 6 階に配置したもので、本学の情報ネットワーク管理・運営の中枢であるネットワーク管理室をはじめ、情報処理実習室 3 室を整備した全学共用施設である。

本センターには、パーソナルコンピュータ約 190 台とこれに附属する多様な機器が備えられ、情報処理教育に大きな効果をあげるとともに、授業時間以外は学生の自習などに利用されている（なお、2009（平成 21）年 10 月より情報システムをリプレースしている。）。

また、キャンパス情報ネットワーク（HUNET）及びインターネットに関連する通信情報機器を備え、これによって学内・学外のコンピュータを結び、電子メール、各種の情報発信／検索、仮想私用ネットワーク（VPN）によるセキュリティ的に安全なコンピュータの遠隔利用など、高速で高品質の各種通信情報サービス（多彩なネットワークサービス）を提供すると同時に、情報セキュリティの確保を図っている。また、各学部棟と学生会館、附属図書館及び講堂に囲まれた構内芝生広場においては無線 LAN の設備も敷設されている。

さらに、毎年、学生及び教員の利用者アンケートを実施し、各種の要望事項を吸い上げ迅速な対応を心がけている。

④　芸術資料館

芸術の教育研究の進展を目的とし、国内外の作品を芸術参考品としての収集、保管及び展示のための資料館を芸術学部棟の 3 階から 5 階に配置している。

資料館には収蔵庫と展示室を設け、平山郁夫、宮崎進、淀井敏夫、喜多俊之、イサム・ノグチなどの日本画・油絵・彫刻・デザイン工芸等 949 点、卒業制作 66 点の計 1015 点（2008（平成 20）年 3 月末現在）を収蔵し、学生の創作活動及び企画展やオープンキャンパス等で広く市民に公開している。

芸術学部は、デザイン工芸科立体造形分野の椅子制作課題の際、収蔵された各国の代表的デザイナーによる椅子に実際に触れ、油絵専攻では、収蔵作品のコンディションチェックなどの実習を通じて文化財保存の基礎を学ぶなど、展示室、収蔵庫での授業を実施している。また、大学院日本画専攻では、仏画、風俗画など収蔵古美術絵画の模写を行っている。いずれも通常の美術館では困難な原本への直接的調査体験を通して、美術作品に対する深い理解を促進するものとなっている。

展覧会企画の公開や、共同研究費による有力作家の招聘、地域展開プロジェクトも活発である。

以下、最近の企画（抜粋）を示す。これらはすべて市民にも公開されている。

表　全 10-2　企画一覧

企　画　名	期　　間	備　　考
「Endless Line ハノーバー専科大学教授によるワークショップ」	2006 年 6 月 28 日～7 月 4 日	協定校交流授業
「THIS HAS A FAICE　ドイツハノーバー専科大学、ハワイ大学マノア校　交換留学生による芸術作品展示」	2006 年 7 月 12 日～7 月 20 日	協定校交換留学生企画
第 2 回「光の肖像」展－被爆者たち、それを受け継ぐ者たちの眼差し－	2006 年 7 月 31 日～8 月 9 日	共同研究採択
「時を越えて－受け継ぐ心と技－模写による県内文化財の保存継承」	2006 年 10 月 9 日～10 月 14 日	共同研究発表
「銅版画　夢･人･愛　瑛九展　市民講座　展覧会をつくる 2006」	2006 年 10 月 16 日～10 月 22 日	共同研究採択
「海老洋 展」	2006 年 11 月 14 日～11 月 25 日	共同研究採択
「卒展 10 周年記念卒業生選抜展－活躍する卒業生－日本画 油絵 彫刻」	2007 年 8 月 1 日～8 月 12 日	芸術資料館企画
第 2 回市大イベント「広島市立大学名誉教授作品展」	2007 年 10 月 3 日～10 月 14 日	芸術資料館企画
「図解・大伴昌司の脳世界 大伴万博 EXPO'07 －怪奇と調和－」市民講座　展覧会をつくる 2007	2007 年 11 月 4 日～11 月 11 日	共同研究費採択
「宮いつき展」	2007 年 11 月 15 日～11 月 24 日	共同研究費採択

「磯江毅展」	2007年 11月25日～12月7日	油画研究室企画
「新生加奈　平成19年度市立大芸術学研究科博士後期課程研究発表展」	2008年 1月8日～1月13日	
「山浦めぐみ　平成19年度市立大芸術学研究科博士後期課程審査展」	2008年 1月14日～1月18日	

芸術資料館の持つ教育機能の側面から、展覧会企画に関連したアーティスト・トーク、講演などの教育プログラムも多く実施されている。いずれも市民、学生に公開され、作品に親しみながら専門知識、教養を学習する機会となっている。

以下に最近の展覧会関連の教育プログラム（抜粋）を示す。

表　全10-3　教育プログラム一覧

教育プログラム名	期　　間	備　　考
講演会「私の考える芸術」	2007年10月6日	広島市立大学名誉教授作品展関連事業
公開授業「ビジュアルジャーナリスト大伴昌司」	2007年11月4日	市民講座「展覧会をつくる2007」図解・大伴昌司の脳世界　大伴万博 EXPO'07　－怪奇と調和－関連事業
ギャラリートーク（対談）	2007年11月15日	「宮いつき展」関連事業
研究発表「湿潤の風土に培われた日本絵画の空間性－日本の生活文化と「雲」が描かれた障子絵からの考察－山浦めぐみ　博士後期課程審査展」	2007年1月16日	
ギャラリートーク	2007年8月8日	「卒業生選抜展　活躍する卒業生　－日本画　油絵　彫刻－」関連事業
公開授業「瑛九とその銅版画の世界」	2006年10月21日	「市民講座「展覧会をつくる2006」銅版画　夢・人・愛　瑛九展」関連事業
ギャラリートーク	2006年11月14日	「海老洋展」関連事業

芸術資料館は、学生の身近に本物の美術品があり、多様な企画によって多くの作品、作家に触れることは教育上、効果が極めて大きい。

また、小規模な施設ではあるが、収蔵品は今後も充実が期待され、特に卒業生の優秀作品買い上げ、退任教員の寄贈などによって上質の収蔵品が安定的に増加することが見込まれ、地域にとって存在感のある美術施設となる可能性は大きい。さらに、大学の発信装置として、地域に開かれた施設としての役割に注目した市民連携活動、プロジェクト、研究が活発である。

しかしながら、芸術資料館の購入予算は限られており、より効果的で、特色ある収集を推進する必要がある。他方、収蔵品の充実とともに、施設の狭隘化は時間の問題である。

収蔵品の確実な保存を図るためには、人的、技術的、財政的な問題が発生する可能性がある。

また、市民の財産でもある美術品を、いかに多くの市民と共有するか、広報、教育普及にもさらに創意工夫が必要とされる。

そうしたことから、教育、研究に欠かせない施設として、また市民をはじめより多くの人に収蔵品を享受してもらうための施設のあり方に関して、大学としての構想について議論を急ぐ必要がある。また、提供する教育プログラム開発、広報活動の充実も図るべきである。

さらに、収蔵品の保存については、作品状態の把握と閲覧制限の適正な運用、修復計画の策定を行い、修復等のコスト発生も視野に入れた財源活用を図る必要がある。

⑤　社会連携センター

本学の教育・研究成果、人材、施設等を活用して、産学連携及び地域貢献をより効果的に推進するため、従前の産学官連携推進室の機能を拡充改組し、新たに社会連携センターを 2007（平成 19）年 7 月に設置し、2008（平成 20）年 4 月には学内において附属施設とした。

（6）広島平和研究所

大学の附置研究所として、平和に関する学術研究を通じて、核兵器の廃絶に向けての役割を担うとともに、世界平和の創造・維持と地域社会の発展に貢献することを目的に 1998（平成 10）年 4 月 1 日に開設し、現在、市内中心部の大手町平和ビルの 9 階及び 10 階（延床面積 1,318 ㎡うち 776 ㎡は民間から借上げ）に事務所を設置している。

なお、広島平和研究所については、別途、項目（広島平和研究所）を設けて記載しているので、参照されたい。

教育の用に供する情報処理機器などの配備状況（10-2）

（1）情報処理センター（再掲）

上記 評価項目 10-1 を参照されたい。

（2）語学センター（再掲）

上記 評価項目 10-1 を参照されたい

（3）講義室

講義棟には大小合わせて 33 の講義室があり、そのうち 11 の講義室には PC が接続可能な常設型プロジェクターを配備し、映像やパワーポイントを使用しての講義を可能としている。その他、資料提示装置を配置している講義室が 11 室、DVD を配置している講義室が 19 室となっている。

また、164 人収容可能な中講義室 1 室には、他大学とインターネットを介して遠隔講義が可能となるシステムを導入している。

（4）情報科学部実験室・演習室

情報科学部棟には、パーソナルコンピュータを完備した学生実験室を 2 室、コンピュータ演習室を 3 室、その他研究室（講座）ごとに教員研究室、ゼミ室、実験室、資料室を整備している。

（5）芸術学部演習室等

芸術学部においては、高度な画像処理を可能にする情報処理機器の整備が充実したものになっている。VR スタジオ、CG ラボラトリー、メディア造形工房等先端機器を含め整備が進んでいる。また芸術学部棟の各階の共同研究室、教員研究室及び工房等の各準備室には、全て必要に応じた情報処理端末が敷設されている。

キャンパスアメニティの形成・支援のための体制の確立状況（10-3）

本学は、広島市の中心地から北西約 7km に位置する西風新都大塚学研地区（アカデミック・リサーチパーク）内に位置している。大学周辺では、豊かな緑の中で四季折々に美しい花々が咲き、キャンパスに彩りを添えている。

すべての校舎の外壁は、その大部分を自然に溶け込むレンガで覆われ、周りの環境とよく調和し、快適な学習環境を作り出している。また、校舎に取り囲まれる形で大学敷地中央に芝生広場を配置し、その中に植樹された銀杏の木陰や随所に置かれたベンチは、学生の憩いの場を提供している。

校舎は、全館冷暖房完備である。授業は、真夏でも真冬でも快適な温度の中で行われる。清掃も業者と契約し、毎日、建物内外の清掃が行われ、キャンパスの美観が保たれている。

また、2007（平成 19）年度から、学内の分煙化を進めており、校舎内においては全面禁煙としている。

キャンパスには門や塀はなく開放的ではあるが、警備面においては常駐警備員の配置と巡回警備を組み合わせ、キャンパスの安全と防犯に努めている。また、建物内は電気錠による入退出管理システムにより制御され、教職員及び学生はそれぞれ入室を許可された場所のみ施錠・開錠できるようになっている。

本学の電力、熱源、空調衛生、搬送機器設備等の集中化を図るため、構内にエネルギーセンター（1,002 ㎡）を整備し、各種の機器を設置するとともに、センター内に中央監視室を設け、委託職員（昼間 3 名、夜間 1 名）が機器の運転及び故障等に 24 時間対応している。

また、監視室にはコンピュータを導入し、自動制御運転やデータ集積等を行うことにより、効率的な運用を行っている。

「学生のための生活の場」の整備状況（10-4）

学生のための生活の場として、施設面では、学生会館（食堂、売店、文化系クラブハウス）、体育会系クラブハウスを整備している。また、学生寮を大学敷地内に整備し、自宅からの通学が困難な学生にとって名実とも生活の場となっている。

その他、特別な施設ではないが、情報科学部学生は実験室が、芸術学部の学生にとっては工房が、学部生同士が集い学習や討論を自由に行う空間となっている。

国際学部では、学部生を中心に学生同士が、講義の合間の休憩や課外活動のミーティングなどに利用することのできる談話室、グループでの討議や授業の準備を行うためのミーティングルームや自習ルームを講義棟内に設けている。学生ルームの設置場所は、国際学部棟 510 号室が談話室、511 号室がミーティングルーム、512 号室が自習室と 3 つの部屋から構成されている。

談話室は、広さ 46 ㎡で、16 人が利用可能な机と椅子、ホワイト・ボードが設置されている。自習室およびミーティングルームは、それぞれの広さが 23 ㎡で、これに 10 人が利

用可能な机と椅子、ホワイト・ボードが設備されている。学生ルームの使用時間は、原則的には午前 8 時から午後 8 時までとなっているが、予め国際学部学生委員会を通じて、国際学部長の許可を得た場合は、他の時間も利用が可能となっている。

学生ルームは、前期、後期とも、通常学期中には多くの学生によって利用されている。談話室は、講義棟に最も近い配置となっており、さらに広さも充分にあることから、講義の合間には多くの学生によって休憩時に利用されている。また、その広さに加え、ホワイト・ボードが設置されているため、サークルのミーティングに利用されることもしばしばである。同様に、ミーティングルーム及び自習室も、授業や専門演習のための準備の利用を中心として、多くの学生によって利用されている。

大学周辺の「環境」への配慮の状況（10-5）

本学は、キャンパスを門や塀で厳重に取り囲むことなく、自然の中に開かれたものになっている。また、大学周辺は「大塚学研地区（アカデミックリサーチパーク）」という都市計画区域となっているため、近隣に民家は少なく、都市部にありがちな近隣住民とのトラブルは皆無の環境である。

そうした中、年に一度は学生と教職員によって、大学周辺と近隣のバス停等からの通学路のゴミ拾いを行う「クリーンキャンペーン」を行っている。

また、芸術学部においては 2006（平成 18）年度より大学近くの竹藪を地域住民と共同で伐採し、美しい竹林作りを行うなど、竹林を活用したアート作品を制作する「大塚かぐや姫プロジェクト」に取り組んでいる。

施設・設備面における障害者への配慮の状況（10-6）

肢体不自由の障害のある学生への配慮として、全ての建物にスロープやエレベーターを整備しており、主要な建物間の移動は可能としている。しかしながら、体育館、テニスコート、トラックフィールド等のエリアへの車椅子での移動は勾配のある外周道路を数百メートル移動しなければならず、肢体不自由の障害のある学生にとっては大きなハンディとなっている。

また、視覚障害のある学生への配慮としては、各棟のエレベーター乗降口前に各フロアに配置されている室名を点字で表示をしている。

キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況（10-7）

本学のキャンパスは附置研究施設である広島平和研究所を除き、同一敷地に集約されており、特別には交通動線・交通手段の整備は必要ない。

施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立（10-8）

開学 15 年の新しい大学であり、施設・設備は美観、機能とも概ね良好であるが、空調機器など一部には劣化や老朽化が指摘されている。このため、日常的な点検を行い、適宜、

補修、更新を行い施設・設備の適切な維持・管理に努めている。

維持・管理の体制は、「広島市立大学管理規程」を制定し、これによりそれぞれの施設・設備に施設管理者を置き、責任体制を明確化している。全学の施設・設備の維持・管理の総括には事務局総務課管理担当が当たり、清掃、警備、エネルギーセンター等の委託業務を指揮監督している。個々の施設については、管理規定において、各学部長、施設長等を管理責任者として定め、問題があれば総務課管理担当に伝え改善を図る体制がとられている。

施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況（10-9）

共通科目の物理・化学実験を始め、情報科学部専門科目の実験、芸術学部の実習の際には、担当教員が衛生・安全の確保に努めている。特に大型機器を使用する木工、金工などは、専門の技術職員を配置して安全管理の指導を徹底している。しかし、芸術学部の一部の工房では複数の化学薬品を使用しているが、それらを安全に使用・管理する上で必要な知識を十分有していないため、薬品の気化やそれに対応するための換気が十分でないなどの衛生上の問題が散見される。このため、衛生管理者、産業医を含む衛生委員会を設置し、衛生教育の企画立案及び実施に取り組むとともに、定期的な学内巡視により、整理・整頓、安全・防火管理のチェック、改善指導を行っている。

芸術学部からは水銀等の重金属を含む排水があるため特殊排水処理施設を設け、環境被害防止に努めている。

【施設・設備に関わる点検・評価】

「長所」

本学は開学 15 年目の比較的新しい大学でもあり、施設・設備については比較的良好な状態を保っている。オープンキャンパス等におけるアンケートにおいても「きれいな大学である」「施設設備が充実している」等の回答が多くあり、本学への受験を目指す受験生にとって、一つの誘因になっていると考えられる。

また、各学部の教育研究を支援する施設・設備についても少人数教育を進めていく上で必要なものを鋭意整備しており、質の高い教育研究に大きく貢献している。

特に、語学センターの CALL 設備や、芸術学部の工房棟は中国地方の中では他の大学にない規模・設備を誇っている。

また、環境に対する配慮として、現在、広島市全体で地球温暖化防止に積極的に取り組む中で、本学としても太陽光発電システムを新たに設置しており、設置完了後は、電気使用量の削減による温室効果ガスの削減が期待できる。

「問題点」

1　施設設備の老朽化に対する対応

長所の部分で、施設・設備については全体では比較的良好な状態を保っていると述べたが、一方で、部分的には老朽化が進んでいる部分がある。大きなものとしては、各教員の研究室の冷暖房機器はガス・ヒート・ポンプパッケージ・エアコンを導入しているが（以下「GHP エアコン」という。）設置後 15 年が経過し、これらの老朽化が進み、その更新時期を迎えている。また、教職員・学生に対して諸室の入退室データを入力した磁気ストライプを印刷した身分証明カードを交付し、その磁気情報を利用したカード操作により、入退室を管理するシステムを導入しているが、メーカーの交換部品の製造打ち切りにより、

システム全体の更新が必要となっている。
　しかしながら、こうした大規模修繕に対しては、広島市の厳しい財政状況から、すべてを迅速に対応できる状況になく、優先状況を見ながら必要最低限の部分を少しずつ対応しているところではあるが、近い将来、これも難しい状況になってくる。

２　薬品管理等

　学内において、「衛生委員会」を組織し、施設・設備の衛生・安全の確保を図る活動を推進しているところではあるが、芸術学部においては、実習等で使用する有機溶剤の管理が適切さを欠いている部分がある。

【施設・設備に関わる改善方策】

１　施設設備の老朽化に対する対応

　現下の厳しい財政状況の中では、すべてを同時に施工することは困難であるため、年次計画を立てての計画的な施工やリースによる機器導入を図り単年度での支出額を押さえるなどの工夫を行う。

２　薬品管理等

　外部の労働衛生安全コンサルタントに委託し、問題点の洗い出しを行い、その改善策についてアドバイスを受けたところである。今後は、これに基づき衛生委員会を含め関係教職員協力の下、適正な薬品管理体制を築いていく。

第１１章　図書館及び図書・電子媒体等

全　学

到達目標

図書・学術情報及び視聴覚資料その他教育及び研究に必要な資料を収集、整理、保存し、利用に供することにより、教職員及び学生の学習、調査、研究の支援を行う。

また、所蔵資料に関する情報の処理、提供システムの整備を行い、学内外への円滑な情報提供を行うとともに、機関リポジトリの構築等、学内学術情報の蓄積及び発信を行う。

【現状説明】

図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性（11-1）

本学図書館では、学生及び教職員の学習や研究に必要な資料の体系的な収集・提供を行うことを目指しており、教員と協力してきめ細かな選書を行うなど適切な蔵書構築に努めている。また、開学当初から、資料の共用と有効活用を図るため、教員研究費購入図書についても図書館でデータを作成し、目録に加え集中管理する方法を採用している。

開学した 1994（平成 6）年度末は蔵書冊数 86,696 冊、雑誌 345 タイトルであったが、1998（平成 10）・1999（平成 11）年度で、大学院認可申請分として図書 23,167 冊、雑誌 245 タイトルを追加整備するなど、計画的に資料の整備に努めてきた。これにより、2007（平成 19）年度末の蔵書冊数は開学時の 3 倍を上回る 286,534 冊まで整備された。しかし、学生 1 人当たりに換算すると 136.8 冊であり、同規模の公立大学の平均 165.2 冊と比べるとやや少ない。

表　全 11-1　資料の整備状況

区 分		2002年度末	2003年度末	2004年度末	2005年度末	2006年度末	2007年度末
図書	和 書	168,656	177,079	183,055	189,049	195,051	202,354
	洋 書	78,021	79,896	81,277	82,266	83,140	84,180
	計	246,677	256,975	264,332	271,315	278,191	286,534
雑誌	和雑誌	385	359	287	237	290	291
	洋雑誌	455	451	300	244	222	207
	計	840	810	587	481	512	498
視聴覚資料		9,024	9,155	9,224	9,310	9,393	9,538

表　全 11-2　視聴覚資料所蔵点数内訳

区　分	ビデオテープ	LD、CD	DVD	CD-ROM DVD-ROM（静止画）	マイクロフィルム	
					ロール	フィッシュ
タイトル数	451	202	50	182	9	4
数　量	2,446	330	214	351	1,223	4,974

2008（平成 20）年度の図書館資料予算額は 30,782 千円で、主な内訳は、図書 12,481 千円（40.5 %）、雑誌 18,091 千円（58.8%）となっている。また、2008（平成 20）年度から電子ジャーナルやデータベース等電子情報を提供するために別に 1,859 千円を予算措置した。総額としての資料費予算額は 2007（平成 19）年度とほぼ同水準で、図書に対する資料費はやや減少している。

表　全 11-3　図書館資料費（予算額）の推移　　単位：千円

区　分	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
図　書	14,938	12,628	11,017	9,192	17,014	12,481
雑　誌	41,220	30,702	26,859	23,143	15,447	18,091
視聴覚資料	915	556	305	331	205	210
資料費小計	57,073	43,886	38,181	32,666	32,666	30,782
EJ･DB	0	0	0	0	0	1,859
計	57,073	43,886	38,181	32,666	32,666	32,641

※EJ・DB は、定額利用契約の電子ジャーナル等の経費

図書の購入状況については、2007（平成 19）年度の購入冊数は増加しているものの、学生一人当たりの購入冊数でみると 2007（平成 19）年度は 1.67 冊で、同規模公立大学の平均 3.48 冊を大きく下回っている。雑誌については、洋雑誌高騰の影響も加わり、特に洋雑誌タイトル数の減少傾向が続いている。

表　全 11-4　図書資料・雑誌購入状況の推移

区　分	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
和　書	3,183	2,460	2,609	2,381	3,137
洋　書	247	248	328	214	357
計	3,430	2,708	2,937	2,595	3,494
和雑誌	305	225	183	239	239
洋雑誌	445	305	238	216	202
計	750	530	421	455	441

データベース、電子ジャーナル等の電子情報については、導入が大きく遅れていたが、2008（平成 20）年度から、定額利用契約のデータベース CiNii、朝日新聞データベース「聞蔵Ⅱビジュアル」、洋雑誌 3,000 タイトルを収録する電子ジャーナル ProQuest（Academic Research Library）を導入し、学生・教員に学内 LAN 経由で提供している。このほかに、職員が代行検索する Web 版の従量制データベースとして、日経テレコン 21、DIALOG を契約しており、求めに応じて検索・情報提供を行っている。

図書館の規模、開館時間、閲覧室の座席数、情報検索設備や視聴覚機器の配備等、利用環境の整備状況とその適切性（11-2）

（1）施設・設備等の整備状況

図書館は、鉄筋コンクリート造、地上 4 階建の図書館・語学センター棟の 1 階から 3 階部分にあたり、1 階に事務部門、1 階から 2 階が開架書庫、3 階が閲覧室となっている。メ

インエントランスは 3 階にあり、学部棟に通じる廊下から入ることができる。

3 階には、カウンター、新聞 23 紙（国内 10 紙、国外 13 紙）が利用できるブラウジングコーナー、雑誌コーナー、視聴覚資料コーナーを配置し、利用の多い学生の学習用資料、授業参考書、参考図書等を置いている。2 階以下には大学院生、教員研究用の資料、雑誌のバックナンバー等を置いており、それぞれのフロアに閲覧用の机を設けている。閲覧席数は学生収容定員数の 13.6%となっており、定期試験時期等、一時的に不足することはあるものの、通常は充足している。

各フロアには所蔵資料が検索できる OPAC 検索専用パソコンを設置しているほか、3 階にはインターネットに接続して他大学や図書館の蔵書が検索できる情報検索用パソコン（2 台）や、雑誌や新聞記事索引等の CD-ROM 用のパソコン（2 台）も設置している。

表　全 11-5　施設の現況・設備

区　分	階	数　量	設　備　等
閲覧スペース	1～3 階	1,271 ㎡	OPAC 検索用端末 4 台、情報検索用端末 2 台、CD-ROM 用端末 2 台、プリンタ 2 台、マイクロリーダープリンタ 1 台、ノートパソコン 5 台
視聴覚スペース	3 階	168 ㎡	AV 機器ブース 18 台（ビデオ 18 台、LD16 台、DVD2 台、カセット 16 台） インターネット端末用ブース 6 台（デスクトップパソコン 5 台、プリンタ 1 台）
書庫スペース	1～3 階	1,478 ㎡	
事務スペース	1 階	335 ㎡	
総　面　積	1～3 階	4,757 ㎡	
総閲覧席数	2・3 階	264 席	学生収容定員の 13.6%

（2）利用環境の整備状況

ア　利用方法

3 階閲覧室のカウンターで貸出・返却・レファレンス等学生・教職員への対応を行っている。また、館内で使用できる無線 LAN 対応のノートパソコン、インターネット対応のデスクトップパソコンを備え、学生に貸出しており、インターネットを利用した情報収集ができる環境を整備している。

視聴覚資料は、館内閲覧とし、カウンターで手続きを行い、備え付けの機器で視聴する方式を採っている。

表　全 11-6　館外貸出

区　　分	貸出冊数			貸出期間	
	図 書	雑 誌	計	図 書	雑 誌
学部学生	10 冊以内	5 冊以内	10 冊以内	2 週間	5 日
大学院生	10 冊以内	5 冊以内	10 冊以内	30 日	5 日
教 職 員	50 冊以内	10 冊以内	50 冊以内	3 ヶ月	10 日
学 外 者	5 冊以内	－	5 冊以内	2 週間	－

イ　開館時間・休館日

開館日は平日で、開館時間は学業期が 8 時 45 分から 19 時、休業期が 8 時 45 分から 17 時までである。利用が集中する定期試験の前 8 日と定期試験最終日までの間は、開館時間を 1 時間延長し、20 時まで開館している。

ウ　利用上の配慮

図書館の蔵書情報は、図書館ホームページの OPAC で検索できるため、24 時間検索可能である。また、学生や教職員については、ホームページから予約や貸出状況を確認できるシステムも導入している。

利用者教育としては、学生が図書館を十分活用できるよう、毎年新入生全員を対象に、図書館の概要、利用方法等についてのオリエンテーションを行っている。

2007（平成 19）年度からは、学部の教員と連携し、1 年生を対象に、図書検索実習や図書館の資料についての説明を盛り込んだ基礎的なガイダンスを開始した。2008（平成 20）年度は文献検索に重点を置いた 2 年生対象のガイダンスも開始した。また、希望者を対象とするテーマごとのミニガイダンスも毎月定期的に実施している。

特徴的な取り組みとして、参加できなかった学生の学習や自習用として、ガイダンスの授業内容の動画コンテンツ化を進めている。この一部は、2007（平成 19）年度から大学のホームページ（学内限定）で公開している。

表　全 11-7　ガイダンス実施状況

種　類	対　象	時　期
新入生ガイダンス	学部・大学院新入学生	4 月
図書館ガイダンス（基礎編）	国際学部・情報科学部 1 年生	5 月・10 月
図書館ガイダンス（発展編）	国際学部 2 年生	10 月
図書館ガイダンス（総合編）	芸術学研究科大学院生	7 月
ミニガイダンス	学生・教職員ほか	通年

エ　利用状況

本学の館外貸出冊数は開学以来順調に伸びてきたが、2002（平成 14）年度を境に減少に転じている。学生 1 人当たりに換算すると 9.93 冊である。

表　全 11-8　利用状況

区　分		2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
利用対象者数		2,437	2,402	2,437	2,473	2,510
（うち学生）		2,055	2,019	2,024	2,056	2,095
開館日数		245	237	240	241	240
入館者数		104,590	95,172	93,451	83,921	75,020
館外貸出	貸出者数	15,138	12,567	11,808	11,269	11,550
	（うち学生）	13,678	11,150	10,003	9,255	9,372
	（うち学外者）	0	0	170	308	297
	貸出冊数	33,547	29,510	27,180	26,477	27,082
	（うち学生）	29,827	25,214	22,288	20,967	20,801
	（うち学外者）	0	0	450	874	721
	学生１人当り貸出冊数	14.5	12.5	11.0	10.2	9.9
視聴覚資料利用件数		541	411	333	290	227
文献複写	件数	2,568	1,358	1,162	1,638	1,913
	枚数	17,053	12,584	12,939	9,086	10,367

オ　地域へ向けたサービスの状況

本学では開学時から、学外者に対して閲覧・複写サービスを行っていたが、2005（平成 17）年 10 月からサービスを拡大し、広島市内に居住、または通勤・通学している 15 歳以上の市民に対して館外貸出を開始した。貸出冊数・期間には一定の制限があるものの、開館時には市民がいつでも利用できる環境を整備している。

また、本学学生・教職員や市民の利便性の一層の向上に向けた取り組みとして、2008（平成 20）年 9 月からは、市立図書館と相互貸借の拡充を図るとともに、大学の持つ情報を地域へ公開する試みとして、市立図書館との共催による展示会・講演会も開催している。

学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況（11-3）

（1）学術情報の処理・提供システムの整備状況

図書館システムはパッケージシステムを使用しており、5 年に 1 度リプレイスを行っている。このシステムでは、貸出、返却、予約等の閲覧業務や、国立情報学研究所への接続、及び所蔵資料のデータベース作成の目録業務等、図書館業務全般を行っている。本学では、開学時から国立情報学研究所に接続し、データの提供を行っており、これらの資料データは、NACSIS Webcat により、他大学資料と合わせて検索可能となっている。本学独自の OPAC も作成し、学内 LAN 接続のパソコンや、インターネットに接続したパソコンから検索が可能となっている。

これらの情報を利用できる環境整備として、図書館 3 階に無線 LAN のルータを設置し、持ち込みパソコンや館内の貸出用ノートパソコンにより、インターネットを利用した情報収集が可能となっている。また、2008（平成 20）年度から導入したデータベース・電子ジャーナルは IP アドレス認証方式をとっており、学内 LAN に接続するパソコンから 24 時間利用できる体制を整えている。

（2）国内外の他大学との協力の状況

国立情報学研究所の ILL システムを利用した相互協力業務を 1994（平成 6）年の開学時から実施している。当初は資料が整備途中であったため、依頼のみ開始し、受付業務については、複写を 1997（平成 9）年、資料貸借を 1998（平成 10）年に開始している。

表　全 11-9　相互協力実績

区分	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
文献複写依頼件数	1,273	895	856	787	909
文献複写受付件数	210	128	72	12	35
図書貸借依頼件数	92	107	103	71	117
図書貸借受付件数	145	84	50	33	29

（3）機関リポジトリへの取り組み

学術研究の分野では、冊子の論文集の発行に加え、論文等を電子化して蓄積し、大学から発信する「機関リポジトリ」の構築が進められている。本学においては、2006（平成 18）年 11 月に発足した広島県大学共同リポジトリ構築事業に当初から参画し、データ収集等の準備を行ってきた。同リポジトリは、2008（平成 20）年 4 月に公開を開始した。

学術資料の記録・保管のための配慮の適切性（11-4）

資料保管スペースとして、設立当初は、1 階及び 2 階に集密書架を設置し、3 階と合わせ 40 万冊を収納する構想であったが、2 階の全フロアと 1 階の一部に固定書架を設置した状態で整備が中断されている。このため設置済みの書架だけでは、収納が困難な状況が生じ始めており、早急に対策が必要な状態となっている。

【図書館及び図書・電子媒体等に関わる点検・評価】

到達目標を実現するための方策として、附属図書館では 2006（平成 18）年度から改革の検討を行い、①教育支援機能の強化、②研究支援機能の強化、③情報発信機能の強化、を柱に改善に取り組んできた。

教育支援機能の面では、学生の利用を促進するための試みを積極的に行っている。

本学においては、ここ数年、学生の図書館利用が大幅に減少していることが問題となっている。この減少の原因には、新規資料や購入雑誌数が減少したことや、学生の図書館離れ、情報収集手段にインターネット検索を利用する傾向が高まったことがあると考えられ、図書館の努力だけで解決できないものがあるが、予算措置を伴うことなく対応できる改善策として、2007（平成 19）年度から図書館ガイダンス、レファレンス専用窓口の設置、就職関係図書コーナーの設置など、学生支援に重点を置いた新たな試みを開始した。この結果、ガイダンス受講者を中心に図書館を積極的に利用し、窓口の職員に質問をする学生の数が増加する傾向が見え始めている。

このほか、教員研究室保管資料を図書館が仲介して学生に貸し出す制度の改善（2007（平成 19）年 4 月）、開館時間を 15 分早める改善（2008（平成 20）年 1 月）等の利用環境の整備も随時行っている。

また、資料検索の手がかりとなるパスファインダーの作成、館の広報紙「知恵の樹」（年 4 回発行）や館内展示コーナー（年 5 回程度展示替え）でのタイムリーな図書・資料紹介

等の広報普及活動も行っている。

一方、学習の場の提供という面では、基準を上回る座席数を確保しているものの、最近の図書資料と電子情報を合わせて使用するグループ学習、調査と発表（プレゼンテーション）を一連で行う学習へという学習形態の変化に対応する設備が用意されていないことが課題となっている。同様に、パソコンの貸出等、電子情報が提供できる体制はとっているが、無線 LAN に対応できるエリアが限定されているなどの課題もあり、環境整備に課題がある。

研究支援機能の面では、2008（平成 20）年度から NII 文献複写等料金相殺サービスに加入したことにより、教員の経費負担の軽減、迅速な資料提供が可能となった。電子ジャーナル・データベースの導入にも着手したが、初年度である 2008（平成 20）年度は全学部に関係するものを中心に選択したため、今後は専門分野に特化したものの導入を進める必要がある。

情報発信機能の面では、2008（平成 20）年 4 月、広島県大学共同リポジトリ（HARP）での学内情報の公開を開始した。現時点では情報提供の許諾が得られたものはまだ一部であり、今後継続して教員に働きかけることが必要となっている。

また、昨今インターネット社会の中で、附属図書館の顔ともなりつつある図書館ホームページについては、2008（平成 20）年 4 月に一部見直しを行ったものの、携帯電話によるアクセス、英語版の作成等への対応が不十分であり、こうしたニーズに対応していくことが今後の課題と言える。

【図書館及び図書・電子媒体等に関わる改善方策】

教育支援機能の強化策としては、利用者教育の充実を中心に改善に取り組む。具体的には、現在国際学部・情報科学部の 1 年生のみ実施している図書館ガイダンスを 2009（平成 21）年度には全学部で実施するほか、対応する職員の技術を高めるため外部研修への参加を促進する。このほかに、図書館のホームページを活用し、ガイダンス内容、パスファインダー等のコンテンツを発信し、図書館の利用情報がいつでもどこからでもアクセスできる体制を強化する。

また、「学習の場」の整備では、2009（平成 21）年秋に図書館システムのリプレイスを行うことを契機に、図書館資料と電子情報、情報機器を利用するグループ学習機能を持ったスペースを整備する。同時に、情報検索用機器、パソコン等の機器の増設、無線 LAN 環境の整備、セキュリティ確保等の改善を図る。

研究支援機能の面では、2009（平成 21）年度からは、専門分野に特化したデータベース・電子ジャーナルの導入ができるよう、引き続き学内の意見を調整した上で、予算化を図る。

情報発信機能の面では、機関リポジトリの充実がまず必要である。2008（平成 20）・2009（平成 21）年度の 2 か年、NII の CSI 事業の一環として広島県大学共同リポジトリの遡及入力事業に係る補助金を得ることができたため、この 2 か年に集中してコンテンツを集めることで、リポジトリ公開論文を飛躍的に拡大することができる。この機会を活かし、全学部の教授会等で継続して説明・依頼するなど、教職員の協力を得て機関リポジトリのコンテンツ収集に努める。さらに、将来的には本学独自のリポジトリを構築することも念頭に入れ、本学のリポジトリのあり方を検討する。

ホームページについては、2009（平成 21）年秋のリプレイスを目処に英語版の整備、携帯電話対応等の改善を行い、より便利に情報が入手できる体制を整える。

以上 3 項目の強化策は、図書館が自力で実現できるものであるが、資料収集予算は大変厳しい状況に置かれており、現状では、学生や教員の学習・研究機能を支援するという目

的が十分に達成できているとは言い難く、可能な改善策の着実な実施と並行して予算確保に向けた継続的な取り組みが必要である。

図書館の改善には、個別の事業展開はもとより、図書館の将来のビジョンを描くことが必要である。この点に着目し、図書館及び大学を取り巻く社会の変化に対応できる図書館とはどうあるべきか、2007（平成 19）年度・2008（平成 20）年度の 2 か年で附属図書館長・情報処理センター長・語学センター長の 3 附属施設の長が中心となり、学内競争的研究費を活用して図書館と学術・情報のあるべき機能の最適化にむけた研究を行っている。先行する他大学の視察等により、本学の今後の方向性、新たな課題も見え始めており、今後はこれらの研究成果を踏まえ、図書館の諸機能の見直しと改善を行う予定である。

第１２章　管理運営

全　学

到達目標

本学の教育研究目標を達成するため､教員の研究教育活動､事務局の教育研究支援など、大学の管理運営について、明文化した規定を整備するとともに、その規定に従って民主的かつ効果的に運営すること、また、評議会、教授会、研究科委員会などの審議機関の間の連携、学長、副学長、学部長、研究科長、事務局長等の管理運営権限が適正に行われることを目標とする。

【現状説明】

学部教授会の役割とその活動の適切性（12-1）

学部教授会及び研究所教授会の役割については、広島市立大学学則第 18 条（規程集参照）において、人事、予算、講座及び授業科目の種類及び編成、学生の入学、休学、転学、留学、退学及び卒業、学生の厚生補導等に関する事項について規定されている。

また、各学部及び研究所においては、広島市立大学国際学部教授会規程、情報科学部教授会規程、芸術学部教授会規程及び平和研究所教授会規程を整備し、その規定に従い、民主的かつ効果的に学部運営がなされている。

（１）国際学部

教授会は、国際学部教授会規程に従って、学部運営、将来計画、教育など、学部に関わる包括的な議案を審議する意思決定機関であり、定例教授会、臨時教授会、それに人事教授会からなる。定例教授会は毎月１回（第３水曜日）の開催を原則とし、後の二つは必要に応じて開催される。

教授会構成員は、学部所属の専任教員全員であるが、人事教授会は、教授のみが出席する。教授会の議長は国際学部長が務め、教授会は出席対象教員の３分の２（教授会で承認された海外出張者を除く）をもって成立する。

教授会の議題は報告事項と審議事項からなる。前者は、学部や全学に設置された各種委員会（教務、将来構想、学生、国際交流、広報、図書、紀要編集、研究交流など）で協議された事項の報告である。後者は教授会の承認を要するすべての議案が含まれ、過半数の賛成をもって議決する。ただし、人事教授会で扱う人事案件は、審議の後、無記名投票を行い、有効投票の３分の２の以上の賛成をもって決議する。

以下に「国際学部教授会規程」を例として記載する。情報科学部、芸術学部及び平和研究所においても同様の規程を整備している。

広島市立大学国際学部教授会規程

（設置）

第１条 国際学部に、広島市立大学学則（平成６年広島市規則第６２号）第１８条第３項第２号から第８号までに掲げる事項を審議するため専任の教員で構成する教授会を、同項第１号に掲げる事項を審議するため教授で構成する人事教授会を置

く。
（会議）
第２条 教授会及び人事教授会（以下「学部教授会」と総称する。）は、学部長が招集する。
２ 学部長は、構成員の３分の１以上の者から請求があるときは、学部教授会を招集しなければならない。
３ 学部長に事故があるとき又は学部長が欠けたときは、学部長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。
（議長）
第３条 学部教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。
（定足数及び表決）
第４条 学部教授会は、構成員（ 海外渡航中の者、育児休業中の者及び休職中の者を除く。）の３分の２以上の者が出席しなければ開くことができない。
２ 教授会の議事は出席構成員の過半数で、人事教授会の議事は出席構成員の３分の２以上でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は議決に加わる権利を有しない。
（委員会）
第５ 条 教授会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、委員会を設けることができる。
２ 前項の委員会について必要な事項は、教授会が定める。
（議事録）
第６条 学部教授会の議事については、議事録を作成し、議事の経過及び結果並びに出席構成員の氏名を明らかにしておかなければならない。
２ 議事録には、議長及び出席構成員２名が署名しなければならない。
（庶務）
第７条 学部教授会に関する事務は、事務局学部運営課において処理する。
（改正）
第８条 この規程の改正については、出席構成員の３分の２以上の多数による議決を必要とする。
（委任規定）
第９条 この規程の施行に関し必要な事項は、教授会がこれを定める。

（２）情報科学部

教授会は、情報科学部教授会規程に従い、適切に運営されている。教授会は、学部専任の教授によって構成されるが、研究室長である准教授はオブザーバーとして出席できる。教授会は、学部長の招集により、原則として月１回（第３木曜日）開催される。また、必要に応じて臨時教授会が開催されるほか、教授数の３分の２の請求があるときにも開催され、教授の３分の２の出席をもって成立する。

教授会での審議事項は、学部内に常設の人事委員会、将来構想検討委員会、教務委員会、学生委員会などや各学科・専攻で、教授会に先立ち審議され、これらの議論を学部運営委員会会議・研究科運営委員会（同時開催）で集約した後に、教授会の議事に付される。教授会での審議では、過半数の賛成をもって議決としている。ただし、教員の採用・昇進については、教員の教育・研究実績に加え、学会・社会活動に関する調書をもとに審議し、無記名投票により３分の２以上の同意を得なければならない。

（３）芸術学部

芸術学部教授会も芸術学部教授会規程に従い、適切に管理運営が行われている。学部、学科、専攻の教育課程に関わる主要事項はすべて審議確認の上遂行されており、その事項の事前検討は学部教務委員会をはじめ各種委員会において充分な検討の上、教授会の討議を経て決定する手続きを取っている。本年度からは教授会は専任の全教員をもって組織している。教員人事に関しては専任の教授をもって人事教授会を組織し教員人事等を審議している。

（４）平和研究所

平和研究所教授会も、平和研究所教授会規程に従い、適切に管理運営されている。教授会構成員は、所長、教授、准教授、講師、助教である。なお、「人事に関する事項」については、本研究所の体制上、これを審議する教授会を組織することが困難であるため、当分の間、所長の決定をもって、教授会で表決されたものとみなすものとしている。

学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性（12-2）

学部教授会は、審議決定機関であり、学部長はその決定を受けて、教員、事務職員を指揮し、決定事項の履行にあたっている。また、学部長は学部教授会を招集し、審議事項を整理、調整し、教授会の議長を務めている。

人事に関しては、別途設置される人事委員会の委員長として、教員の人事に関する事項を掌り、予算に関しては、部局長で構成される企画運営会議の審議に参加し、その決定を教授会に通達するとともに、教員研究費の配分に関する研究計画書の査定や学生実習費の配分調整などを、学部の自己評価委員会や教務委員会などとの連携の下で処理している。

（１）国際学部

教授会の議長を務める学部長は、学部評議員（2名）、事務局学部運営担当（2名）を交え、教授会の事前協議を行い、教授会議案の確認を入念に行っている。各種委員会からの報告事項、審議事項は、この事前協議に先行して学部運営担当事務が集約することになっており、その結果がこの事前協議で学部長に報告される。なお、学部長は、学部の人事、将来構想、自己評価、入試に関わる委員会の委員長も兼ねており、学部運営に関わるこれらの重要な議案は事前に十分把握している。

（２）情報科学部

学部長は、教授会を招集して、その議長としての役割を担い、学部運営や全学の各種委員会から提出された案件を審議している。学部長は、教授会に先立ち開催される学部運営委員会会議・研究科運営委員会で、審議事項に関わる学科間の意見の調整を行うほか、その論点や問題点を明確化した上で、教授会での議事に付し、適切な判断・結論を得るように配慮している。学部長は各学科の意向を尊重し、教授会を進行させており、学部長と教授会の連携協力関係は良好であり、その機能分担も適切に行われている。

（３）芸術学部

芸術学部教授会の開催に備えて、学部長、学科長で構成された事前協議の場を設置し、教授会の準備としている。学部長は事前協議の場で検討された事項を教授会で討議し学部運営に連携協力している。

学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性（12-3）

評議会は、広島市立大学評議会規程（規程集参照）に則り、大学全体の事項に関する審議決定を適切に行っている。評議会には、学長、副学長 2 名、研究所所長、附属図書館長、事務局長、そして各学部からは学部長と評議員（2 名）がこれに出席しており、学部教授会と評議会の連携については、各学部で審議する必要な事案が生じた場合、評議会から各学部へ審議付託され、各学部教授会で審議され、その結果が持ち寄られて、再度審議されている。

評議会で決定された事項に関しては、全学的に履行されるものに関しては、事務局を中心として実行されるが、各学部での履行が必要なものは、各学部の責任で実行される。この場合には、評議会は審議機関、各学部は実行機関としての役割を果たしていることになる。

また、本学には2006（平成18）年度より、主として予算、人事について全学的視点に立った迅速な意思決定を行うため、企画運営会議が設置されている。企画運営会議は学長、副学長、各学部長、研究所長、附属図書館長及び事務局長で構成され、広島市立大学企画運営会議規程（規程集参照）に則り、適切に審議決定が行われている。

本学では、大学協議会に相当する組織として、市長の指名する外部有識者で構成される「大学運営協議会」を設置している。これに関しては、「管理運営に対する学外有識者の関与の状況とその有効性」の項目で詳述する。

大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性（12-4）

大学院研究科委員会の役割については、広島市立大学大学院学則第 7 条（規程集参照）に規定されている。

各大学院における研究科委員会は、それぞれの研究科委員会規程に従って、適切に審議運営が行われている。研究科委員会の構成員は、大学院担当の専任教員（情報科学研究科においては専任の教授）である。研究科委員会の主な審議事項は、人事、教務、入試、将来構想からなり、博士後期課程については、これとは別途、学位審査研究科委員会を実施している。

研究科委員会､及び学位審査研究科委員会の委員長は研究科長が担当する｡研究科長は、評議員及び研究科担当事務員を交え、事前に委員会の準備調整を行い、委員会の迅速、かつ円滑な進行に努めている。

例として、国際学研究科委員会規程を下に示す。情報科学研究科及び芸術学研究科においても、同様の規程を整備している。

広島市立大学大学院国際学研究科委員会規程

（設置）

第１条 国際学研究科に、広島市立大学大学院学則（平成１０年広島市規則第５６号）第７条第３項第２号から第８号までに掲げる事項を審議するため授業を担当する教授、准教授及び講師で構成する研究科委員会を、同項第１ 号に掲げる事項を審議するため教授で構成する人事研究科委員会を置く。

（研究科長）

第２条 国際学研究科に研究科長を置き、国際学部長をもって充てる。
（会議）
第３条 研究科長は、研究科委員会及び人事研究科委員会（以下「大学院研究科委員会」と総称する。）の会議を招集し、その議長となる。
２ 研究科長は、委員の３分の１以上の者から請求があるときは、大学院研究科委員会を招集しなければならない。
３ 研究科長に事故があるとき又は研究科長が欠けたときは、研究科長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。
（大学院研究科委員会の成立及び議決）
第４条 大学院研究科委員会は、委員（ 海外渡航中の者、育児休業中の者及び休職中の者を除く。）の３分の２以上の者が出席しなければ開くことができない。
２ 研究科委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３ 人事研究科委員会の議事は、出席委員の３分の２以上をもって決する。
（委員会）
第５条 研究科委員会に、専門の事項を調査、検討するため必要があるときは、委員会を設けることができる。
２ 前項の委員会について必要な事項は、研究科委員会が別に定める。
（議事録）
第６条 大学院研究科委員会の議事については、議事録を作成し、議事の経過及び結果並びに出席委員の氏名を明らかにしておかなければならない。
２ 議事録には、議長及び出席委員２名が署名しなければならない。
（庶務）
第７条 大学院研究科委員会に関する事務は、事務局学部運営課において処理する。
（改正）
第８条 この規程の改正については、研究科委員会において、出席委員の３分の２以上の同意を必要とする。
（委任規定）
第９条 この規程の施行に関し必要な事項は、研究科委員会がこれを定める。

大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性（12-5）

大学院研究科委員会は大学院学則第 7 条、学部教授会は大学学則第 18 条と、前述した規定に則り、教育及び研究に関する事項を審議決定している。各学部長は研究科長を兼任しており、また研究科委員会の構成員は全員学部教授会に所属していることから、両方に関係する事項に関しては、国際学部、芸術学部では学部教授会で審議し、情報科学部では、教授会･研究科委員会の合同会議で審議している。

管理運営に対する学外有識者の関与の状況とその有効性（12-6）

本学には開学時より、広島市立大学条例第８条（規程集参照）に基づき、大学の運営に関する重要な事項を審議する機関として、市長の指名する学外有識者によって構成される大学運営協議会を設けている。

大学運営協議会は､大学の運営に関する重要事項について､学長の諮問に応じて審議し、及び学長に対して助言又は提言を行う。大学運営協議会は、広島市立大学運営協議会規則（規程集参照）にしたがって適切に運営されている。

平和研究所については、学外有識者による広島平和研究所顧問会議がさらに設けられている。1998（平成 10）年 4 月に開設した平和研究所は、開設当時は体制面、運営面、研究面のいずれにおいても、外部有識者や設置者（広島市）関係者等の支援・協力が不可欠との認識から、同年 6 月、研究所の運営に関する重要事項について助言・提言を行う所長の諮問機関として「広島平和研究所顧問会議」を設置し、「広島平和研究所（仮称）設置準備委員会」の委員が引き続き顧問として就任した。

評議会、大学協議会などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性（12-7）

上述のように、全学的審議機関として内部に評議会、予算及び人事を主として調整協議する企画運営会議を設置しており、外部としては市長指名の有識者から構成される運営協議会を設けている。

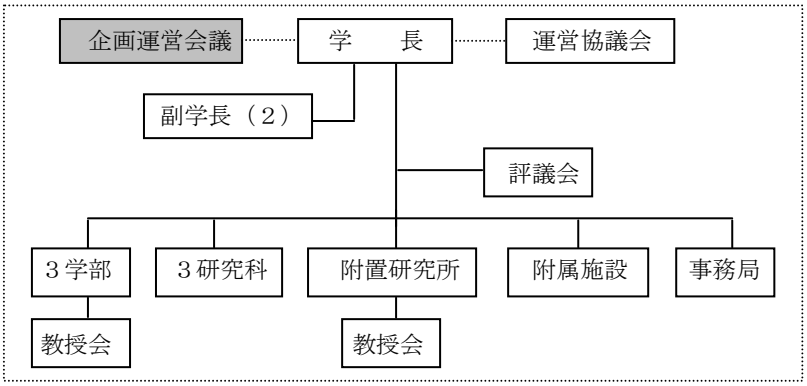
その設置根拠及び審議内容に関しては、評議会については広島市立大学学則第 17 条及び評議会規程、企画運営会議については広島市立大学企画運営会議規程、運営協議会については広島市立大学条例第 8 条及び広島市立大学運営協議会規則において、それぞれ定めている。

そのほか、本学大学院に関する予算に関する事項、学則、その他規定の制定改廃に関する事項、研究科、専攻及び課程の設置改廃に関する事項、学生定員に関する事項、企画、運営及び連絡調整に関する事項、その他大学院の運営に関する重要事項を審議するため、大学院委員会を設けている。大学院委員会は、学長、副学長、各研究科長、各研究科の研究科委員会から選出された各研究科の教授（以下「選出委員」という。）1 名、事務局長としている（広島市立大学大学院学則第 8 条）。

大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性（12-8）

本学の意思決定プロセスは、下図（全 12-1）のとおり、各教授会及び研究所、附属施設、事務局の上に設置された評議会において、全学的な審議決定を行っている。そして、それに加えて、2006（平成 18）年度から、特に人事及び予算について、全学的視点に立った迅速な意思決定システムを確立するため、広島市立大学企画運営会議を設置している（その組織、所掌事務については、前述の企画運営会議規程を参照されたい。）。

図　全 12-1　企画運営会議の位置付け



教学組織と学校法人理事会との間の連携協力および機能分担、権限委譲の適切性（12-9）

本学は現時点において公立大学法人とはなっておらず、したがって法人理事会等の組織を設置していない。

【教授会、研究科委員会等に関わる点検･評価】

学部教授会、研究科委員会、評議会、企画運営会議のいずれにおいても、その役割が条例、学則、規程等に定められており、適切に機能分担が行われ、円滑に運営されている。また、連携協力関係についても、学部長を中心として、学部内、全学との調整が機能的に行われている。しかし、学部長を中心とした現在の制度は機能的である一方で、その分、学部長に過度に負担がかかっている点が指摘されている。

2006（平成 18）年度より学内の人的、財政的な資源の効率的な活用と緊急性の高い重要事項を審議するため設置された企画運営会議については、ほぼ月 2 回の頻度で開催されてきており､評議会が月 1 回であることを考えると迅速な意思決定に大きく寄与している。2007（平成 19）年度になって、自己評価委員会がこれまで所掌してきた FD セミナーや授業アンケートなどの FD に関する業務も、組織評価などの活動を強化する目的からこの会議の担当とした。

また､外部有識者で構成される運営協議会についても､定められた条例及び規則に則り、円滑に連携協力関係が築けている。例えば、本学の公立大学法人化についても、運営協議会メンバーで構成される法人化検討専門委員会において、より良い大学法人像が検討され、本学学長に運営協議会から答申されたことなど、良好な連携関係の一例として挙げることができる。

一方で、平和研究所に対する学外有識者組織である広島平和研究所顧問会議については、複数の顧問の辞任、研究員体制の整備に伴う運営の自立性の増進などから、その役割についての疑問も呈されてきた。そこで、2006（平成18）年度に、助言・提言の対象を研究所の「運営」から「研究活動」に関する重要事項に、また、これに伴い、メンバーを学外の学識経験者のみとする変更を行い、併せて、同年度から、毎年度1回は会議を開催し、顧問の意見を求めることにするとの見直しを行った。

【教授会、研究科委員会等に関わる改善方策】

人事の基本方針決定や教員研究費の配分方針の決定など、企画運営会議の設置により、全学的な見地から迅速に審議決定されるようになったことは大きな進歩であった。今後、本学が公立大学法人となった場合にも、さらに大学全体の戦略的かつ迅速な方針決定や、企画立案機能を強化することとしたい。

評議員や各種委員会委員長を交えた負担の分散化や、学部長の教務負担の軽減などについては、今後、公立大学法人化による新しい組織編成と役割分担の可能性も含めて検討する予定である。

また、広島平和研究所顧問会議については、2006（平成 18）年度に行った見直しについて検証することとしている。

学長、学部長、研究科委員長の選任手続の適切性、妥当性（12-10）

① 学長の選任手続等

広島市立大学長（以下「学長」という。）の選考及び任期については、学長選考規程及び学長選考規程実施細則（規程集参照）に定め、適切に運用している。

② 学部長・研究科長の選任手続

学部長及び研究科長の選任手続についても、学部長選考規程（規程集参照）を定め、適切に運用している。

ただし、情報科学部については、教員を大学院所属としていることから、研究科長選考規程（規程集参照）により、研究科長を選考し、申し合わせにより、研究科長が学部長となることとしている。

③ 平和研究所長の選任手続

平和研究所の所長の選任については、以下のように、学外から適任者を招請するという独自の方法をとっている。

1 本研究所教授会にて、候補者の素案を検討
2 「広島平和研究所長候補者推薦委員会」（学内委員会。委員長は学長。本研究所から所長と教授 1 名が参画）において複数の候補者を選定し、折衝
3 「広島平和研究所研究員選考委員会」において内諾のあった候補者の資格審査
4 「広島平和研究所顧問会議」から意見を聴取
5 本学評議会において候補者（1 名）を承認
6 学長が所長を選考

なお、2 代目所長の選任の際は、初代所長の辞任の経緯等に鑑み、上記２の前に、広島の被爆者団体の代表者や核問題に関する有識者から成る「広島平和研究所長候補者に関する市民懇話会」から意見を聴取した。

このほか、当時の本研究所は、所長不在で、しかも極めて小人数であり、教授会としても、また、学内の「所長候補者推薦委員会」としても実質的に候補者の検討を行う機能がなかったことから、学長、広島市助役（現 副市長）、（財）広島平和文化センター理事長及び本学教学部長からなる「広島平和研究所長候補者に関する諮問委員会」において複数の候補者を選定、という手続を踏んでいる。

内部構成員の互選による選任と異なり、学外の学識経験者の中から著名で適任の人物を

招請する方法を採っていることから、学内外の複数の機関による審査・検討のステップを踏み、慎重に時間をかけて行っている。

本研究所は、本学にとってのみならず、世界初の核兵器による被爆都市という歴史を背景に、設置者の広島市及び広島市民にとって、平和の創造に向けた研究・発信が大きく期待されている存在である。

このため、その代表者である所長は、平和研究の専門家であって研究所の運営に力を発揮できる人物であると同時に、広島の平和研究所の「顔」として、人格高潔で、国内外に向けて大きな発言力、発信力を有する人物であることが求められるため、学外からの招請及び慎重な選任手続は適切である。

学長権限の内容とその行使の適切性（12-11）

学長の基本的な職務権限について、「広島市職務権限規程」第 17 条に次のように規定されている。

「学長は、市長及び副市長の命を受け、広島市立大学の重要施策（重要施策の実施を含む。）を決定し、及び推進するとともに、広島平和研究所長、副学長、事務局長、学部長、大学院の研究科長及び附属施設（附属図書館、語学センター及び芸術資料館をいう。以下同じ。）の長を指揮監督し、及び調整する。」

また、学校教育法第 58 条第 3 項に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と規定されている。

学部長や研究科委員長の権限の内容とその行使の適切性（12-12）

学部長の基本的な職務権限について、「広島市職務権限規程」第 22 条（準用規定）に基づき職名を読み替えると、第 7 条第 1 項及び第 5 条第 2 項から第 4 項までに次のように規定されている。

（第 7 条第 1 項）

学部長は、学長の命を受け、直属の課長その他の職位を指揮監督し、学長が決定した大学又は研究所の所管事務の方針及び基本計画に基づき、所管事務の方針及び基本計画を立案し、学長の承認を得て、これを所属職員に周知徹底させ、事務の遂行に当たるとともに、大学又は研究所の所管事務の方針及び基本計画の立案について学長を補佐する。

（第 5 条第 2 項）

学部長等は、所管事務の遂行について、常に意を用い、方針及び基本計画の変更を要するもの又は異例に属するものについては、そのつど、学長に報告し、その指示を受けなければならない。

（第 5 条第 3 項）

学部長等は、直属の部課長等が事務の遂行について最善の努力を払い、かつ、有効な方法で執務するよう指導教育しなければならない。

（第 5 条第 4 項）

学部長等は、所管事務の執行状況について、整理要約の上、適時に学長に報告しなければならない。

また、学校教育法第 58 条第 5 項に「学部長は、学部に関する校務をつかさどる。」と規定されている。

平和研究所所長の権限については、以下のとおりとなっている。
・本研究所の運営全般に責任を負う。
・教授会の招集、議長として議事進行
・人事に関する事項は、当分の間、所長の決定をもって教授会で表決したものとみなす、との権限あり。

ただし、所長個人が一人ですべて決定するのではなく、研究員の新規採用にあっては、広島平和研究所研究員公募審査委員会の、研究員の再任・昇任選考にあっては、広島平和研究所研究員選考委員会の意見・助言を聞いた上で決定するシステムを築いている。

学長補佐体制の構成と活動の適切性（12-13）

本学においては、2003（平成 15）年 4 月に広島市立大学長補佐を廃止し、広島市立大学副学長（以下「副学長」という。）を設置した。

副学長については、広島市立大学副学長に関する規程及び広島市立大学副学長に関する申合せ（規程集参照）に定めている。

関連法令等および学内規定の遵守（12-14）

上で述べてきたように、本学では学内の条例、学則、規程に加えて、設置者である広島市の条例等も遵守し、大学の運営を行っている。

個人情報の保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度、審査体制の整備状況（12-15）

広島市が設置した公立大学として、本学も広島市の個人情報保護条例に従い、業務の遂行等を行っている。広島市個人情報保護条例については、条文が多いため、下に目次だけを記すこととする。

第 1 章　総則（第 1 条～第 3 条）
第 2 章　実施機関における個人情報の取扱い（第 4 条～第 8 条）
第 3 章　開示、訂正及び利用停止
　第 1 節　開示（第 9 条～第 21 条）
　第 2 節　訂正（第 22 条～第 27 条）
　第 3 節　利用停止（第 28 条～第 31 条）
　第 4 節　異議申立ての処理（第 32 条・第 33 条）
第 4 章　広島市個人情報保護審議会（第 34 条～第 38 条）
第 5 章　雑則（第 39 条～第 44 条）
第 6 章　罰則（第 45 条～第 49 条）

【その他管理運営に関わる点検･評価】

学長、学部長、研究科長の専任手続き及び権限内容については、本学の選考規程、広島

市職務権限規程に明確に定められ、適切に運用されている。

例えば、学長選考規程に基づいて行われる学長選考の手続きについては、学部、研究所からの推薦と 10 名以上の教員の連署による推薦の二つの推薦が可能である。選挙は専任講師以上の教員に学長、事務局長を加えた有権者による無記名投票による。本学は 2008（平成 20）年 3 月現在、広島市の直営の公立大学であり、法人化された大学とは違って、教員による選挙により学長を選考し、評議会で最終的に決定している。これまでの学長選挙では、学部推薦によるものと教員有志による推薦の両方の推薦があり、二つの推薦方式をとっている規程の趣旨が、形骸化していないことを示している。

また、学長補佐体制については、二人の副学長による体制に移行し、5 年が経過しているが、この間、副学長による役割分担が、適正に行われるようになってきている。すなわち、従来の単なる学長補佐という位置付けではなく、副学長が所掌する職務に関しては、学長に諮ることなく、独自の視点や方針のもとに執行するようになってきている。特に、所掌の全学委員会では､強力なイニシャティブのもとに活発な活動を行っている｡一方で、他大学では多くの副学長がいて、日常的な業務を細かく分掌しているところが多い。それに比べて、本学では二人の副学長制で学長補佐体制を構成している。副学長の分掌する業務が、かなり多岐にわたっていることから、現状ではかなりの負担になっている。近い将来、財政的な措置が可能であれば副学長の数を増やすことを考える時期にきている。

【その他管理運営に関わる改善方策】

学部長、研究科長の権限とその行使に関しては、適切に行われており、特に問題は生じていないので、改善の必要はない。

副学長を増やすなど、学長補佐体制については、公立大学法人化による組織編成の可能性も含めて今後検討する予定である。

第１３章　財務

全　学

到達目標

本学の教育研究目標を達成するために、経常的な大学運営に関わる予算を確保するとともに、文部科学省科学研究費補助金や外部資金の獲得件数及び獲得額の向上を図る。

【現状説明】

本学は、市が設置している公立大学であり、法人化されていない。したがって、本学予算は、市の予算の「一般会計」に属し、公会計による予算編成及び予算執行を行っている。

本学の管理運営に関わる予算は、2008（平成 20）年度当初予算（土地開発公社先行取得用地に係る貸付金 50 億 2,767 万 3 千円を除く。）において、47 億 2,681 万 4 千円となっている（表　全 13-1、図　全 13-1 参照）。

財源の内訳としては、広島市一般財源が 31 億 3,350 万円（66%）で、特定財源が 15 億 9,331 万円（34%）となっている。特定財源のうち、授業料・入学料等の使用料は、12 億 9,026 万円を占めている。

この特定財源の中には、設置団体に対して交付される受託研究費（4,074 万 9 千円）及び文部科学省からの受託費（1,850 万 7 千円）、文部科学省科学研究費に係る間接経費（2,323 万 5 千円）等は含まれているが、個人（研究機関）に対して交付等される文部科学省科学研究費補助金（7,368 万円）及び奨学寄附金（1,797 万円）等は含まれていない。

事業費としては、人件費が 27 億 2,742 万円（58%）で、大学運営費が 19 億 9,939 万 4 千円（42%）となっている。

大学運営費の内訳としては、大学施設等管理費が 14 億 2,556 万 2 千円、学生実習費その他に関わる経費が 2 億 9,548 万 8 千円、教員研究費が 2 億 162 万 4 千円、平和研究所運営費が 7,672 万円となっている。

なお、地方公共団体の予算については、その執行の便宜や経費の効率的に使用に供するために、一定の区分を行うこととされ、地方自治法第 216 条において、「歳入歳出予算は、歳入にあっては、その性質に従って款に大別し、かつ、各款中においては、これを項に区分し、歳出にあってはその目的に従ってこれを款項に区分しなければならない。」と規定され、この款項は議会の議決の対象となっている。

本学に関わる歳出予算としては、「款」が教育費、「項」が大学費、「目」が大学管理費、教育研究費及び大学整備費となっている。

大学管理費（2008（平成 20）年度当初予算額：31 億 9,378 万 9 千円）は教職員の人件費や施設の運営・整備に要する経費で、教育研究費（2008（平成 20）年度当初予算額：14 億 3,202 万 5 千円）は大学の教育研究に要する経費で、大学整備費（2008（平成 20）年度当初予算額：1 億 100 万円）は大規模の整備などに要する経費である。

表　全 13-1

広島市立大学に関わる予算

①財源内訳及び事業費

※　2007（平成19）年度予算額は6月補正後の額である。

2008（平成20）年度・2007（平成19）年度予算の比較

財　源　内　訳			
	2008年度当初予算額	2007年度予算額	対前年度増減割合
1　特定財源	15億9,331万1千円	14億7,550万6千円	8.0%
(1)　使用料	12億9,026万4千円	12億9,079万4千円	0.0%
(2)　手数料	3,425万4千円	3,548万3千円	-3.5%
(3)　財産貸付収入	5,904万1千円	6,094万5千円	-3.1%
(4)　受託事業収入	6,860万円	5,500万円	24.7%
(5)　雑入	8,085万2千円	3,328万4千円	142.9%
(6)　市債	6,030万円		
2　一般財源	31億3,350万3千円	29億3,929万4千円	6.6%
合計	47億2,681万4千円	44億1,480万円	7.1%

事　業　費			
	2008年度当初予算額	2007年度予算額	対前年度増減割合
1　人件費	27億2,742万円	25億205万5千円	9.0%
2　大学運営費	19億9,939万4千円	19億1,050万1千円	4.5%
(1) 社会連携センター運営（産学官連携推進事業）	325万5千円	229万7千円	41.7%
(2)　国際交流事業	76万6千円	84万3千円	-9.1%
(3)　公開講座の開催	465万9千円	492万円	-5.3%
(4)　学生の就職支援	346万6千円	426万4千円	-18.7%
(5)　教員研究費	2億162万4千円	2億415万3千円	-1.2%
国際学部	2,499万4千円	2,499万4千円	0.0%
情報科学部・処理ｾﾝﾀｰ	4,538万9千円	4,538万9千円	0.0%
芸術学部	1,858万2千円	1,858万2千円	0.0%
海外旅費・特定研究費	5,765万9千円	6,018万8千円	-4.2%
受託研究費	5,500万円	5,500万円	0.0%
(6)　学生実習費その他	2億8,334万2千円	2億6,193万9千円	8.2%
(7)　大学施設等管理	14億2,556万2千円	13億4,669万1千円	5.9%
(8)　広島平和研究所の運営	7,672万円	8,763万8千円	-12.5%
合計	47億2,681万4千円	44億1,480万円	7.1%

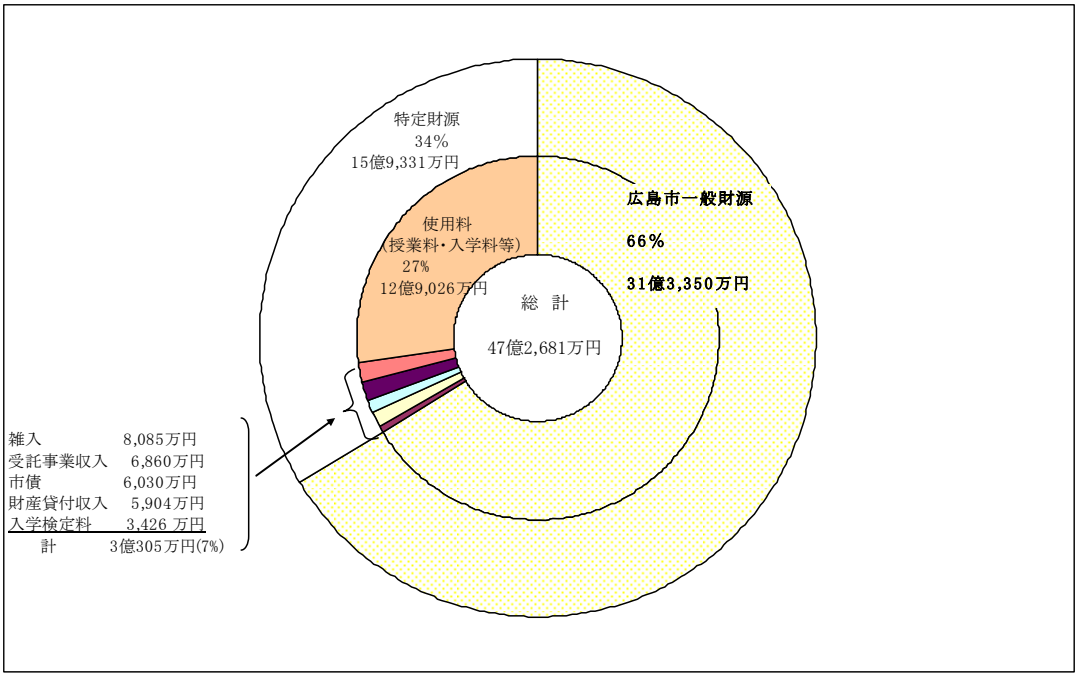
※土地開発公社先行取得用地に係る貸付金を除く。

図　全 13-1

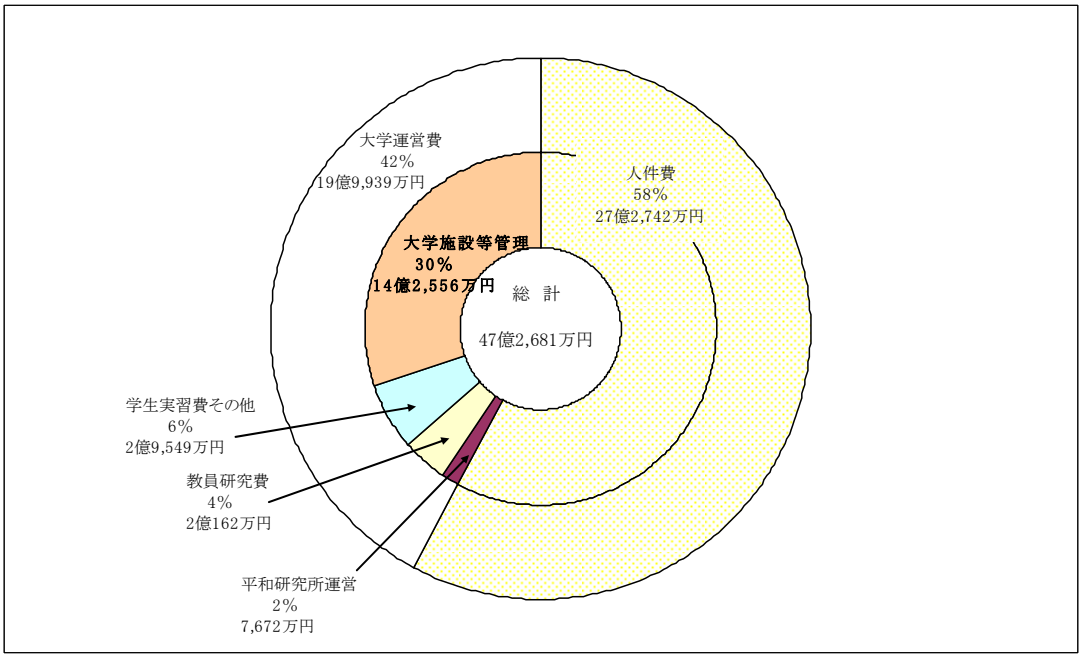
予算の内訳（2008（平成20）年度予算）

※土地開発公社先行取得用地に係る貸付金を除く。

・財源内訳



・事業費



中・長期的な財政計画の策定及びその内容（13-1）

中・長期的な財政計画について、本学として財政計画を策定したものはないが、本市財政に関わるものとしては、広島市行政改革計画（2004（平成 16）年度～2009（平成 21）年度)、「今後の財政運営方針」2008（平成 20）年度～2011（平成 23）年度等の策定が挙げられ、本学は、こうした財政計画、財政運営方針等に沿って、財政の健全化のための取組を進めている。

教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の確立状況（13-2）

本市の財政状況は依然として厳しい状況にあり、予算編成においても、10 年以上マイナスシーリングが続いている（表　全 13-2　参照)。

そのため、教育研究に関わる予算も、同様に現状を維持することが大変厳しい状況である。

しかしながら、教育研究目標を達成するためには、少なくとも学生実習費及び教員研究費の確保が必要であり、市財政当局にその必要性を訴え続けている。

その結果、2007（平成 19）年度予算編成においては、各学部の学生実習費並びに国際学部及び芸術学部の教員研究費は前年度予算額を維持することができた。また、情報科学部の教員研究費はその必要性が認められ、予算が増額された。

また、2008（平成 20）年度予算編成においては、教員海外旅費などは予算要求基準に従った削減をせざるを得ない状況であったが、各学部の学生実習費及び教員研究費については前年度同額の予算措置が行われた。

今後とも教育研究目標を達成するために、本学の存在意義や役割をより一層明確にし、予算を確保していく。

表　全 13-2　予算要求基準

区　　分	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
普通建設事業	△16%	△16%	△20%	△20%
施設の管理運営経費	△4%	△3%	△5%	0%
補助金	0%	△3%	△3%	△3%
上記を除く一般行政経費	△13%	△16%	△20%	△20%

※表中、数値は「前年度」に対する削減率である。

文部科学省科学研究費、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など)、資産運用益等の受入状況（13-3）

文部科学省科学研究費補助金及び外部資金（以下、これらを総称して「外部資金」という。）をより一層獲得するために、事務局学部運営課に研究支援ラインを設置し、以下のような取組を行っている。

① 企画運営会議において、公募情報を各学部・研究科に周知するとともに、全学的に外部資金申請を奨励すること。
② 学内の競争的研究費である特定研究費の公募において、外部資金の獲得又は外部資金への応募等を必須条件とすること。
③ 外部資金獲得のための研究戦略とノウハウ、研究計画書作成時の留意点等を習得し、採択率の向上を図るための「外部資金獲得研修会」を開催すること（2008（平成 20）年 10 月実施）。

2007（平成 19）年度の実績としては、文部科学省科学研究費補助金 54 件、受託研究費 13 件、助成金 1 件、奨学寄附金 20 件となっており、外部資金の受入件数は、着実に増加しており、今後もこうした取組を進めて更なる外部資金の獲得を図る。

表　全 13-3　外部資金獲得の変遷　　単位 : 千円

区分	科学研究費補助金		受託研究費		助成金		奨学寄附金	
年度	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2003 年度	38	71,900	5	14,130	2	1,900	10	11,780
2004 年度	49	78,500	8	19,148	4	9,150	15	11,270
2005 年度	51	86,030	12	33,020	4	13,650	18	14,700
2006 年度	54	77,700	9	36,211	2	11,500	20	14,070
2007 年度	54	73,680	13	40,749	1	3,900	20	14,070

※　表記載以外に、2004（平成 16）年度から 2007（平成 19）年度まで大学改革推進等補助金（47,751 千円）及び社会人の学び直しニーズ対応教育推進事業委託費（18,507 千円）を受けている。

予算編成の適切性と執行ルールの明確性（13-4）

（1）予算編成の適切性について

学内での予算編成については、より広く学内の要望を聴くため、平和研究所長、各学部長、附属施設長などで構成する予算委員会で協議している。

予算委員会では、各学部・研究科、附属施設等からの予算要望を踏まえ、市財政当局へ予算要求を行っている。

しかしながら、市財政当局の示す予算要求基準があるため、大規模な施設修繕の要望などについては必ずしも各学部等の要望に応えられていない状況である。

（2）執行のルールの明確性について

各学部研究費及び特定研究費の配分方法は、企画運営会議において承認の上、明確に行っている。

研究費の執行は、研究者の要請を受け、事務局において、本市財務会計システムや本市契約システムによって適切に事務処理を行い、各研究者や専攻単位で執行履歴を整理している。

しかしながら、現行システムは、研究者ごとの執行状況の把握ができないことから、手作業で管理（集計）する必要があり、各研究者への通知も時間を要していた。

そこで、2007（平成 19）年度末に各研究者が各自のパソコンで現在の執行状況の把握ができるよう新たにシステムを構築した。

現在、その改良を進めているが、この研究者ごとの執行管理を把握するためのシステムも財務会計システムや契約システムとは連動していないことから、将来の法人化時には、総合的な財務・契約・執行管理システムを構築していく必要がある。

予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの導入状況（13-5）

本市においては、予算編成の際に、事務事業の見直し（点検・再構築）やスクラップ＆ビルド及びサンセット方式（支出が経常化するものについては、法令等で義務付けられるもの等を除き、事業の終期を設定し、終期において、原則事業を廃止すること。）を徹底するように行っている。加えて、本市議会においても、2007（平成 19）年度から決算特別委員会を約１か月繰り上げて開催され、その要望事項、指摘、意見を、迅速に翌年度の予算執行及び予算編成に反映できるように考慮されている。

今後、本学が公立大学法人となれば、当然、会計制度は企業会計（地方独立行政法人会計基準）となり、マネジメント（組織の効率的運営）やアカウンタビリティ（説明責任）をより一層果たしていくこととする。

監事監査、会計監査、内部監査機能の確立と連携（13-6）

地方自治法第 199 条第１項の規定により、監査委員会は、市の財務に関する事務の執行について定期的に監査（以下「定期監査」という。）を行うこととなっている。

具体的には、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等に関わる事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかといった観点から監査を行うものである。

本学においては、2008（平成 20）年度に、この定期監査が行われ、おおむね適正に処理されているとの報告を得ている。

【財務に関わる点検・評価】

本学は「大学改革実施計画」に沿って様々な事業を進めているが、予算を伴う事業については、事業により具体性を持たせるとともに、その事業の有効性を十分検討し、事業費が確保できるように進めている。

一方、大学施設の整備については、現在、限られた経費の中で修繕や改修を行っているが、開学後十数年を経て、多額の経費がかかる大規模な修繕や改修にも着手せざるを得ない状況にあり、今後はより計画的に修繕や改修を進めていけるよう要求していく。

予算の執行について言えば､歳出予算は､議会が執行機関に支出権限を許容するもので、予算計上額を超えた支出はできない。

したがって、年度中途において、当初見込み以上の文部科学省補助事業などの採択があれば、補正予算として、議会の議決を経て成立することとなる。

しかしながら、採択の決定時期と議会のタイミングが合わない場合、迅速な予算執行ができないなど、問題が生じる場合もある。

また、会計年度独立の原則（地方自治法第 208 条）があり、複数年に及ぶ契約を締結するなど、前年度からの繰越財源を充当して支出することが困難な状況である。

さらに、予算区分の「目」「節」については、市長（執行機関）で決定し、執行できるものであるが、歳出予算の「目」間の予算流用（既に予算において使途が決定している経費

を他の支出費目に充当使用すること。）や「節（節の内訳）」のうち、普通旅費、食糧費並びに負担金、補助及び交付金などへの予算流用は、本学事務局内においては決定できず、市財政当局の判断によっている。

このように、本学における予算の執行に当たっては、一部制限があり、法人化している大学と比べると柔軟性を欠き、迅速な対応ができない場合がある。

【財務に関わる改善方策】

上記で述べた予算執行上の問題等については、今後、法人化され公立大学法人となれば、現在よりは柔軟に対応でき、解決されるものと考えられる。

第１４章　自己点検・評価

全　学

到達目標

本学の理念・目的及び教育研究目標を達成するために、教職員が不断に自ら点検・評価するとともに、Plan-Do-Check-Action サイクルを構築し、改善を図っていく。

【現状説明】

自己点検評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性（14-1）

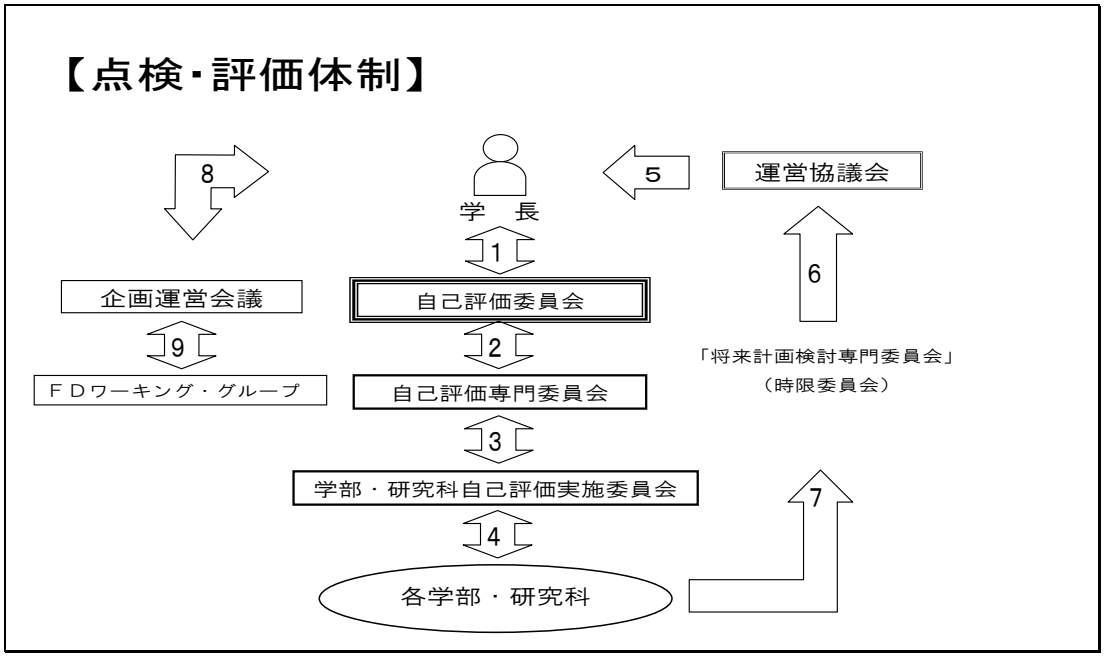
自己点検・評価については、本学学則第 2 条に、「教育研究水準の向上を図るとともに、本学の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、全学及び学部ごとに自ら点検及び評価を行う」ものとし、開学時（1994（平成 6）年度）に全学自己評価委員会を設置した。

そして、学則第 2 条第 3 項の規定に基づき自己評価委員会規程を設け、同委員会の組織及び運営に関して必要な事項を定めている。

自己評価委員会は、学長を委員長とした部局長等の委員で組織している。そして、同委員会の下に副学長（企画・研究担当）を委員長とした専門委員会を置き、各学部・研究科等からの委員を配置している。また、学部・研究科ごとの自己点検及び評価を行うため、学部・研究科ごとに自己評価実施委員会を置いている。また、ＦＤについては部局長で構成される企画運営会議及びその下に設定されているＦＤワーキンググループが取り扱い、学長の諮問機関として有識者で構成される運営協議会が設置されている。

これらを図式化すると、以下のようになる。

図　全 14-1　点検・評価体制



例えば、自己点検及び評価に関する報告書、つまり本書の編集については自己評価専門委員会が所掌し、１から４までの流れで行っている。外部の有識者による本学のあり方を検討した「広島市立大学あり方検討報告書」については、５、６、７のルート、「広島市立大学将来計画」及び「広島市立大学改革実施計画」については１、２、４及び５のルート、ＦＤセミナーの企画・実施については、１、８、９のルートで行っている。このように本学では自己点検評価を恒常的に行うためのシステムが制度化されており、自己評価委員会、同専門委員会及び各学部・研究科ごとの自己評価実施委員会を中心に、自己点検及び評価を行うとともに、改善を図っている。

自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性（14-2）

本学においては、1999（平成 11）年に自己点検及び評価を行った際に、大学基準協会から受けた助言について、伸長すべき長所はより充実を図るとともに、改善すべき問題点（評価項目 14-5 参照）は改善を行ってきた。

また、2006（平成 18）年度に策定した「大学改革実施計画」においても、自己点検及び評価を勘案しながら、項目を定め、達成時期ごとに「短期（3 年）」「中期（5 年）」「長期（10 年）」「継続」に分けて取組を進めている。

自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性（14-3）

上述したように、本学においては、1999（平成 11）年に、自己点検及び評価を行い、大学基準協会による外部評価を受け、同協会の会員として認められている。こうした外部評価により、自己点検・評価の客観性・妥当性を確保してきた。

また、学長の諮問機関として設置されている大学運営協議会において、本学の現状や取組を報告し、委員である有識者による長所と問題点、また将来の改善・改革に向けた方策に対する意見を聴取し、大学運営に反映している。

自大学の特色や「活力」の検証状況（14-4）

本市は、世界初の核兵器による被爆を体験した都市としての歴史を背景に、恒久平和を推進するとともに、本市の都市像である「国際平和文化都市」の建設を推進している。

そうした中、本学は、1994（平成 6）年に「科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学」を建学の基本理念に、国際学部、情報科学部及び芸術学部といった特長ある学部編成で開学し、「国際平和文化都市の「知」の拠点として、地域と共生し、市民の誇りとなる大学」を目指している。

また、本学の附置機関として設置されている広島平和研究所は、世界初の核兵器による被爆を体験した都市としての歴史を背景に、学術研究活動を通じて、核兵器の廃絶に向けての役割を担うとともに、地域社会が直面する諸問題の解決にも寄与し、世界平和の創造、維持と地域社会の発展に貢献する国際的な平和研究機関を目指している。

具体的な本学の特色及び取り組み等については、特に第 3 章の「点検・評価」の長所の箇所を参照されたい。

文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応（14-5）

本学は、文部科学省からの指摘事項は無いが、1999（平成 11）年の大学基準協会加盟判定審査結果において、次の 8 項目の助言（改善報告）が求められた。

（1）学生の受け入れについて

推薦入学制、外国人留学生、帰国生徒、社会人等の受入方法等に関して、検討し、改善が望まれる。特に、国際学部においては、国際性を標榜する割には、外国人学生の数が少ないので検討されたい。

（2）教育課程について

生涯学習への対応として、公開講座の開催時間の工夫、あるいは市中心部での開催等を検討し、より参加しやすい環境づくりが望まれる。

（3）教員組織について

国際学部・芸術学部では、やや高齢化が見受けられるので、若手教員の充実を含め、その適正化が望まれる。

（4）施設・整備について

国際学部では講義室・演習室がやや狭隘なので、改善に努力されたい。

（5）図書館の資料及び図書館について

図書館に関して開館時間の延長など、よりよい利便性を求めて改善に努められたい。

（6）学生生活への配慮について

独自の奨学金制度の充実に努められたい。

（7）管理運営について

国際学部では、専任教員の手続きに関する規程が未整備であり、明文化された規程を整備されたい。

（8）大学が独自に設定した項目（国際交流、附置研究所・附属施設の運営）

ア　国際交流において、提携している外国の大学の数も少なく、今後一層の充実が望まれる。

イ　附置研究所である「広島平和研究所」は、学内の協力体制が不明確で、かつ国際性と地域性、学術性と日常性の両立をいかにして実現していくのかがあいまいであるので、改善に向けて努力されたい。

そこで、本学においては、これらのことに対してそれぞれ改善を行い、大学基準協会から「助言を前向きに受け止め、積極的かつ計画的に改善しようとする姿勢が明確に看取され、指摘された問題点の是正や改善がみとめられる」という概評とともに、「今後の改善経過について再度報告を求める事項はない」という返答があった。

【「自己点検・評価」に関わる点検・評価】

本学においては、1999（平成 11）年に大学基準協会への加盟するため、自己点検・評価を行い、審査結果として助言のあったことについては、改善を行っている。

しかしながら、自己点検・評価に対する改善サイクルが、1 年から 3 年といった短期スパンでの改善サイクルが構築されていない。

【「自己点検・評価」に関わる改善方策】

今後は、この度の自己点検・評価を基に、各学部・研究科や関係の全学委員会からその進捗状況（点検・評価／改善方策）の報告を、年度ごとに受けることにより、短期の Plan-Do-Check-Action サイクルの構築を図ることとしたい。

第１５章　情報公開・説明責任

全　学

到達目標

本学の自己点検・評価結果を含め、教育研究活動、社会貢献活動等について、広く学内外へ情報を公開するとともに、より一層の情報発信に努める。

【現状説明】

財政公開の状況とその内容方法の適切性（15-1）

本学は広島市の設置する公立大学であり、法人化がされていないことから、大学の予算は、広島市の一部局として、また、一般会計の一部として構成されており、市長（執行機関）が予算案を市議会（議決機関）に提案し、その審議を受け、議決を経た後、執行している。

また、同様に決算についても市議会の議決事項であり、その内容を審議した上で承認される。こうしたことについては、市民をはじめ広く公表されている。

また、公立大学協会の「公立大学実態調査・大学経費調」においても、本学を含めた各公立大学の財務状況が公表されている。

情報公開請求への対応状況とその適切性（15-2）

本学は広島市の設置する公立大学であることから、情報公開請求（開示請求の手続など）は、広島市の情報公開制度（広島市情報公開条例）に基づき行われている。

また、本学のホームページに教職員及び学生がアクセスできる「学内限定情報」を設け、法人化に関する情報提供や自己点検・評価に関する資料などを掲載し、幅広く情報提供を行っている。

加えて、学部生の保証人（父母等）との連携を密にして、学習・生活等の指導・支援が行えるようにするために、学生の同意の上で、成績を通知している。

自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性（15-3）

本学において 1999（平成 11）年に行った自己点検及び評価については、2001（平成 13）年に情報を更新、追記した上で、冊子としてとりまとめて配布するとともに、本学のホームページ上において、その内容をすべて公開している。

また、2006（平成 18）年 3 月に提言のあった「広島市立大学のあり方検討報告書」や 2007（平成 19）年 5 月にとりまとめた「広島市立大学改革実施計画」についても、ホームページ上において、公開している。

外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性（15-4）

1999（平成 11）年に大学基準協会で評価を受け、同協会からの加盟判定審査結果については学内に発信（公表）し、その共有化を図っている。

この度の外部評価（大学評価）結果については、大学基準協会においても公表されることとなるが、本学においてもホームページなどで公表することとしたい。

【情報公開・説明責任に関する点検・評価】

上述したように、公会計における財政状況、自己点検・評価結果などは公開しているものの、近年求められるアカウンタビリティを勘案すると、その内容は十分ではない。

【情報公開・説明責任に関する改善施策】

今後、法人化となれば、中期目標・中期計画の下、財政状況のみならず、大学評価全般において効果分析・検証などを行っていくこととなることから、学内外へより一層の説明責任を果たしていけるものと考える。

※　その他、必須の「評価の視点（評価項目）」のうち、以下の項目について本学は該当しない。

（医・歯・薬学系のカリキュラムにおける臨床実習）

・　医・歯・薬学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適切性

（通信制大学等）

・　通信制の大学・学部における、実施している教育の内容、方法、単位認定、学位授与の適切性とそのための条件整備の適切性

（大学院研究科の教育課程）

・　博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性
・　専門職学位課程の教育課程と、専門職学位課程制度の目的並びに専門職大学院固有の教育目標との適合性

（連合大学院の教育課程）

・　連合大学院における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性

（「連携大学院」の教育課程）

・　研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性

（成績評価法）

・　専門職学位課程における履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

（医学系大学院の教育・研究指導）

・　医学系大学院における臨床系専攻の学生に対し、病院内外でなされる教育・研究指導とこれを支える人的、物的体制の充実度
・　医学系大学院における臨床系専攻の学生について、臨床研修と研究の両立を確保させるための配慮の状況とその適切性

（専門職大学院の修了要件等）

・　法令上の規定や当該専門職大学院の教育目標と、修了認定に必要な在学期間および修得単位数との適合性

（通信制大学院）

・　通信制大学院における、教育研究指導方法・単位認定・学位授与の適切性とそのための条件整備の適切性

（大学と併設短期大学(部)との関係）

・　大学と併設短期大学（部）における各々固有の人員配置の適切性

（私立大学財政の財務比率）

・　消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性

各学部・研究科等

国際学部・国際学研究科

第１章　理念・目的

国際学部

【現状説明】

国際学部は 1994（平成 6）年の本学設置と同時にスタートし、2008（平成 20）年の現在、15 年目を迎えている。学部理念は学部の求める根幹であり、開学以来これを一貫して求め続けている。理念につながる、学部の目的・教育目標については、開学から既に 15 年を経ていることから、2007（平成 19）年度にスタートさせた新教育課程の改編に合わせて、その分かりやすさ等について見直し点検を学部将来構想委員会や教授会を通じて行い、その刷新に努めた。現在では、学部授業要項や大学案内パンフレット等で、分かりやすくした学部の目的・教育目標を統一して使用しているほか、教員、学生間でもこれが共有されるよう努めている。加えて、2007（平成 19）年からは、以下に述べる「求める人物像」を明文化して『大学案内』等に掲載している。これは、受験生などに対して、学部がどのような教育や研究を目指しているのかを分かり易く説明する責務が学部にあるからである。

１　学部の理念・目的等（適切性）

学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性（1-1）

（１）国際学部の理念

本報告書の全学第 1 章のはじめに示されているように、本学は「科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学」を設置理念とする大学である。この理念の主旨に沿って、国際学部は「豊かな学識と広い視野に基づいて、国際社会や地域社会に貢献できる真の国際人の育成」を理念としている。

（２）国際学部の目的・教育目標

上記の学部理念の実現に向け､国際学部では学部の目的･目標を次のように決めている。

「21 世紀の国際社会は、グローバル化を一つのキーワードに、大きな変容を遂げようとしている。現在の社会で求められているのは、異質で多様な文化、言語、政治、経済、経営（ビジネス）などについての知識を、単なる情報としてだけではなく、問題の解決に役立つべく統合された新しい知として身に付けることである。国際学部は、学部で行う教育や研究を通じて、世界各地域の違いのあり方を尊重し、共生の必要を理解できる国際的な感覚を備えた真の国際人を育成することを目的とする。」

こうした理念を追求し、学部の目的・教育目標を達成するためには、教育課程や指導体制に本学部ならではの特色を持たせる必要があると同時に、これらに相応しい学生の確保が重要であると学部は考えている。そこで学部では以下に述べる「学部の教育・研究の特色」と「求める人物像」も明文化し、学内外に公開している。

（３）国際学部の教育研究の特色

国際学部は、進化する“手づくりの教育”をキャッチフレーズに、次の四つの特色を持つ教育・研究を行う。

ア　「学際性」の実現
　政治・文化・経済といった既存の枠だけにとらわれず、私たちの周りや世界各地域の異質で多様なものを、多面的、複眼的に関連づけて理解する学際的なカリキュラムにもとづいて教育を行う。
イ　５つのプログラムの可能性
　学生の関心や将来目標に応じ、学部教育課程の５つのプログラム（「国際政治・平和」、「公共政策・NPO」、「多文化共生」、「言語・コミュニケーション」、「国際ビジネス」）を組み合わせ、多様な履修形態を可能にしている。
ウ　少人数クラス・ゼミ
　学生同士、また教員としっかりとした議論ができるように、少人数による演習科目を重視し、各授業クラスでも可能なかぎり少人数編成で行う。
エ　丁寧で、適切なサポート体制
　豊かな大学生活と学生一人ひとりの将来目標の実現に向け、正課の授業だけでなく課外活動を含め、教職員はきめ細やかなサポートをする。

　これらをさらに具体化させたものが、第 3 章で後述する学部の教育課程を基盤とする教育内容、方法である。（具体的な到達目標や学部の教育課程の詳細については、第 3 章参照。）

（４）国際学部の「求める人物像」
　国際学部は、次のような姿勢を持つ人物を求めている。
ア　21 世紀の国際社会に関する学習意欲
　国際社会がかかえているグローバルな問題、地域社会で生じているローカルな問題に関心をもち、それらの解決を真摯に考える姿勢。
イ　境界を越える共生の思考の追求
　学問分野、国・地域などの境界を越えて、様々な問題を考え、その解決を探求し、寛容な精神を身に付けようとする姿勢。
ウ　地域社会への貢献と国際的な活動の展開
　地域社会に貢献し、さらには国際的な活動を展開していくための、しっかりとした基盤を築こうとする姿勢。

国際学研究科

【現状説明】
　国際学研究科は 1998（平成 10）年に博士前期課程が、2000（平成 12）年に博士後期課程が順次設置されてきた。大学院も博士前期課程の設置から既に 10 年以上が経過し、教育課程や教育・研究の目的についても、時代のニーズに合わせて見直す時期に来ている。そこで、研究科では 2007（平成 19）年度に大学院改革に着手し、2008（平成 20）年の現在、将来構想委員会等を通じて大学院改革を進めているところである。この改革については継続審議中なので、以下では大学院開設時からのそれらについて記載し、評価点検を行うこととする。

１　研究科の理念・目的等（適切性）

研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性（1-1）

（1）国際学研究科の理念

国際学部研究科は「高度な学識と広い視野に基づいて、より専門的な立場から国際社会や地域社会に貢献できる真の国際人の育成」を理念とする教育・研究を行っている。

（2）国際学研究科の目的・教育目標

国際学研究科の目的・教育目標は、次のとおりである。

博士前期課程の目的・教育目標

「国際化の潮流が加速し、またこの潮流に対応すべき社会的要請が一段と高まる中、国際研究の高度化と真の国際人の養成が国内外から強く求められている。本研究科は、国際研究の先導的な役割を担うとともに、国際社会の問題点や課題を自ら発見し、解決できる実践的な真の国際人の養成と、高度で先端的な国際研究に携わることのできる教育・研究者の育成を目指す。」

博士後期課程の目的・教育目標

「今日、人類の歴史は物質的繁栄の極に達した感があるが、一方、今日ほど地球の荒廃と人類存亡の危機を人類共通の問題として真剣に考えねばならない時期はない。そこで、広範な国際的視野と判断力、また柔軟な学際的学術知識と見識をもってこのようなグローバルな難問の解明と解決に挑み、危機に直面した地球社会の救済と安寧に貢献する真の国際人の育成が今や急務である。

本研究科は、新しい時代のこのような逼迫した要請に応えて、国際社会の文化、政治、経済、教育、科学、産業等、様々な分野において指導的役割を果たしうる高度な専門職業人、及び高度で先端的な学際的研究に携わる能力を備えた教育・研究者の育成を目指す。」

（3）国際学研究科の教育・研究の特色

国際学研究科の教育研究の特色は、次のようにまとめることができる。

博士前期課程の教育・研究の特色

ア　学際的教育・研究に適した授業科目の編成

今日の国際社会の多様化したニーズに応え、グローバルな課題に対応するために、より柔軟で学際的教育・研究に適した授業科目の編成を目指している。

イ　国際性、学際性、実際性の重視

国際研究に必須な国際性、学際性、実際性を重視して教育・研究を行う。本研究科が授与する修士学位の種類は、修士論文の内容により、「修士（国際学）」又は「修士（学術）」のいずれかである。

ウ　社会人や外国からの帰国者及び留学生の受け入れ

授業科目の履修期間は、社会人や外国からの帰国者及び留学生の受け入れに対する便宜等を考慮して、半年単位のセメスター制を導入している。

エ　昼夜開講制の実施

昼夜開講制を実施しているので、社会人が在職のまま本大学院へ進学することも可能である。また、学生募集においては社会人選抜も行い、生涯学習を支援している。

博士後期課程（博士課程）の教育・研究の特色

ア　国際性・学際性の観点からの教育研究

国際性・学際性という観点から、博士後期課程の研究科目は国境や国家という単位を超えてグローバルな視点から人類益や地球益に立脚した地球規模のトランスナショナルな発想を基本とする。また、文化、政治、経済や人文、社会、自然といった既存の学問分野や研究領域の枠にとらわれることなく、高度な専門性を維持しながら、より広範な学問的視野から教育研究が行われるよう配慮する。

イ　社会人のための昼夜開講制の導入

高度な学際的関心と旺盛な知的好奇心を持ち、専門的学術研究を目指そうとする学究的な社会人のために、より高度で専門的な教育研究を実現する。そのために、博士後期課程では昼夜開講制を導入して昼夜を問わず教育研究を可能とし、社会人が在職のまま大学院へ進学し得るよう積極的に配慮している。

ウ　留学生の積極的な受け入れ

わが国の国際化の進展に伴い、今後教育面での国際交流のさらなる促進が期待されている。本研究科では諸外国からの留学生を積極的に受け入れ、教育研究面での国際社会への貢献を目指している。

エ　徹底的な個別的研究指導

博士後期課程では、専攻する研究分野の演習を通して主・副指導教員による徹底した個別的研究指導を行う。

本研究科が授与する博士学位の種類は、博士論文の内容により、「博士（国際学)」又は「博士（学術)」のいずれかである。

国際学部・研究科

【現状説明】

２　学部・研究科の理念・目的等（有効性）

大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性（1-2）

学部の理念・目的・教育目標等に関しては、既に『大学案内』においては教授会承認を経た「教育方針」、「求める人物像」等を、『講義概要』においては「国際学部の特色とねらい」として明記し、周知を図ってきたが、2008（平成 20）年 2 月 20 日の教授会において、「人材育成に関する目的その他教育研究上の目的についての申し合わせ」としてあらためて明文化するとともに学部内の合意を図った。また、それをふまえて、2008（平成 20）年 3 月 26 日の大学評議会において承認された「人材育成の目的に関する申合わせ」にも国際学部の「人材育成の目的」と「教育・研究の特色」として反映されている。規定上の整備は 2008（平成 20）年 2 月になされたが、これまでも学部を構成する教員に教授会において年度当初をはじめ逐次、学部の意義等を周知するとともに、教務、学生・進路支援、FD などの各委員会においても、各委員会活動を通じて理念等の具現化に務めているところである。

次に大学院の理念・目的・教育目標については、上述のとおり、2008（平成 20）年の

現在、大学院改革を進めており、将来構想委員会等でそれらの見直しを行っている。したがって、現段階で大学院生や受験生に提示している理念や目的については開学以来のものを使っている。それらの周知方法については、学部の方法と基本的に違いはないので、以下、学部、大学院の区別なく記載することとする。

（1）全般的な周知

学内外への全般的な周知において、今日的には HP（大学ホームページ）の役割に大きいものがある。この充実度合いによって、大学の社会的評価が決まるとまで、言われることもある。受験生及びオープンキャンパスへの参加者等の増減に影響がある。あるいは、人材を求める企業等の印象も左右する。さらには、生涯教育など様々な形で大学とのかかわりを求めている人にも好感度を与えるかどうか等､影響するだろう｡こうした意味では、HP のあり方によって、周知がプラスの効果であったり、マイナスの効果であったりするので、極めて重要なものと考えている。

（2）受験生への周知

紙媒体としての『大学案内』､『入試要項』等がある。入学前に「求める学生像」､「教育・研究の特色」等を他の情報とともに、一覧的に確認できる。また、年 3 回刊行される『West Breeze』も大学広報誌として役目を果たしている。

さらには、学部の場合は、オープンキャンパス、高大連携講義、高校への出張講義などで将来の学部生に直接語りかけている。なお、オープンキャンパスでは、高校生だけではなく、保護者の視点からの声を聞くことができる。年 1 回開催している進路担当高校教員向け説明会では高校現場からの視点から、それぞれ率直な意見を聞くことができ、見直しあるいは学部の方向性を確認するための良い機会となっている。

大学院の場合、本学研究科受験希望者は事前に主指導教員希望者に事前連絡をとって、希望どおりの教育が受けられる、あるいは研究が行えるか、また受講上時間的問題はないか（特に夜間の受講を希望する場合）などについて相談するよう『入試要項』に明記している。

（3）在学生への周知

入学後においては、入学式、オリエンテーション、さらには 1 年次前期の必修科目「国際研究入門」の初回に学部長が「国際学部へようこそ」､2 回目に教務委員長が「大学で学ぶ」というイントロダクションを設け、理念・目的等の周知とともに「国際研究」への導入の役割をもたせている。さらには、メンター機能やカウンセリング機能を併せもつ、1 年次の「基礎演習」､2 年次の「発展演習」､3 年次の「専門演習」､4 年次の「卒論演習」と、各学年での「演習」において各担当教員が適時伝えている。なお、これまでは 2 年次での「演習」がなかったことによるメンター機能やカウンセリング機能の不充分さを懸念していたが、2008（平成 20）年 4 月より 2 年次に「発展演習」を配置し、充分なる周知に近づけようとしている。

大学院においては、入学式当初にガイダンスを行うほか、入学が決定し次第速やかに指導教員と連絡をとるよう指導しており、それらを通じて、研究科の理念や教育・研究の目的を伝えることを周知徹底している。また、在籍中は、院生会、また教員等も通じて、周知を図っているところである。

（4）企業・地域等への周知

企業・地域向けとしては、大学ＨＰが最初にあげられる。次いで､「企業向けの大学説明会」を全体としては年 1 回開催し、大学が何を考え、どのような教育研究を学生に提供しているのか等を伝えている。さらに、個別企業ごとの説明会等も随時開催し、周知とともに企業側の意見等も収集している。学生の進路先でもある企業からの視点から、それぞれ

率直な意見を聞くことができ、見直しあるいは学部の方向性を確認するための良い機会となっている。

地域への周知としては、公開講座が代表的なものであろう。定期的に国際学部公開講座を開催し、国際学部の教員が言葉で研究の一端を伝えている。また、随時、市大イベントの一環として国際学部特別講演会などを開催している。こうした話す、聞くなどによる方法だけでなく、読む方法としては、さきの『大学案内』等以外にも『国際学部叢書』も刊行している。様々な方法で、国際学部の趣旨と活動を伝えたいと考えている。

さらに、同窓会を通じての周知も含まれるだろう。卒業生に OB・OG アドバイザーとして登録してもらい、メールで就職相談に乗ってもらったり、本学部生による OB・OG 訪問を受け入れてもらう、あるいは学内での相談会やセミナに出席して学部生に話をしてもらうなど、理念等の周知に関わっている。

3　学部・研究科の理念・目的等の検証

大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入 (1-3)

（1）規定等での明示化による検証

1994（平成 6）年の国際学部創設に当たっての基本理念、2001（平成 13）年の大学基準協会加盟に際しての自己点検・評価報告書と、定期的に検証を行ってきたが、2006（平成 18）年には本学運営協議会の「広島市立大学のあり方検討報告書」を受け、大学改革計画を策定した。これまで国際学部が培ってきた理念、目的等のさらなる精緻化を図るべく、求める人物及び教育・研究の特色を明確にした。

さらに、目的を実現すべく、教育課程の改編を行った。これまでは、国際文化、国際政治、国際経済という３系列を主としたカリキュラムであったが、国際政治・平和、公共政策・NPO、多文化共生、言語・コミュニケーション、国際ビジネスという５つのプログラムを主としたカリキュラムに改編した。

これまでにおいても言語教育をベースにしながら、国際文化、国際政治、国際経済それぞれの系列の教育を発展させてきたが、この教育成果は卒業生においてみられるとともに、社会的評価も上がってきていると自負している。だが、将来長きにわたる学部のさらなる発展においては、系列の壁を超えた「学際性の実現」という視点で、さらに教育課程を充実させる必要も感じていた。そうした議論の結果として、2007（平成 19）年度から教育課程の改編を行った（詳細は第 3 章等で後述）。

規定等での明示化過程は検証に当たって、極めて有効であるとともに、最終的な形であると考えている。明示化への積み上げへのプロセスが国際学部に所属する、とりわけ教員の共通認識を深めるとともに、理念・目的等の共有に極めて有効であると考えている。

（2）教授会・委員会等による検証

明示化による検証に当たっては、教授会、あるいは各学部委員会等の活動が基礎になっていることは言うまでもない。中長期的な視点においては、学部将来構想委員会を通じて、検証を行い、改善・修正に取り組んでいる。また、短期的、ルーチン的な視点では学部教務委員会等において、検証をしているが、こうした実務的な委員会では、とりわけ目的の具現化に向けての修正、改善等はないかどうかの視点で運営が進められている。

（3）在学生・卒業生等による検証

妥当性等の検証においては、言うまでもないが在学生の声も大切にしている。学期ごとに実施される授業アンケートの結果も教育目的の達成度を検証する仕組みとして有効であ

り、また国際学部自治会「More」を通じて集約された幅広い意見もその一つとして有効であると考えている。

また、卒業時の謝恩会などを通じての声も理念等を会得できたかを検証するための一つの有効な手段として大切にしている。

さらに、卒業生からは、卒業生の集い等で在学時あるいは卒業後、外から見た国際学部についての声を聞く機会をもっている。2007（平成 19）年までは 1 年に 1 回程度の同窓会の集いであったが、2008（平成 20）年度には年 2 回行われた。

入学前の高校生等において、国際学部の使命等が認識され、浸透しているのかについては、オープンキャンパスでのアンケートや、相談会等での反応を一つの判断材料としている。

研究科においては、院生と院生会等を通じながら、検証を図っているところである。いずれも、対話によるものであるが、直接のコミュニケーションができる環境にあることは幸いなことである。また、演習は除くなど限定的ではあるが、授業アンケートを実施し、その結果を授業改善に資している。

【理念・目的に関わる点検・評価】

「長所」

国際学部の理念、人材育成の目的等は、時代とともにその有用性はますます増していると思われる。ただ、その実現に向けての方策においては、たえず確認することは大切であり、必要に応じた改善が求められるであろう。2007（平成 19）年度からの教育課程の改編は、その一環である。教員の視点だけでなく、在学生、卒業生、さらには外部の様々な声を聴き、それを教育課程等にも反映させながら、学部を進化させた点は長所であろう。

研究科は、前期課程、後期課程ともに、定員の確保、学位の授与において一定の成果をあげたことは、結果として長所にあげられる。

「問題点」

学部、研究科ともに、周知において、教職員を含む全般的な視点、受験生への視点、在学生への視点、企業・地域への視点などと、さらに細やかに点検あるいは精緻化をしていくことが必要であろう。そうしていかなければ、社会的要請等を見過ごす可能性がある。

研究科においては、前期課程が、2008（平成 20）年で、創設され 11 年（完成後 9 年）、後期課程が創設され 9 年（完成後 6 年）となり、2007（平成 19）年以降、理念等のいっそうの具現化を図るために、大学院改編について議論を進め、その論点の中心は重要な役割を果たす教育課程に置いている（第 2 章及び第 8 章参照）。

【理念・目的に関わる改善方策】

学部構成員は、年々少しずつ変わっていく。教授会、各学部委員会等で活発な議論をしながら、理念・目的を浸透させ、その共有ができているかどうかをたえず細やかな目で確認しておく必要がある。フォーマルに、あるいはインフォーマルに浸透、共有化を図っていく組織文化を忘れず､成長させていく仕組みに常に留意しながら学部運営を進めていく。

また、研究科においては、さらなる理念等の具現化と浸透のために教育課程の見直しを現在進めている。改編に当たっては、学部将来構想委員会を中心に論点等の整理を行い、それをもとに研究科委員会あるいは全体的な意見交換会等を通じて議論を進め、さらに学部将来構想委員会において議論を集約し、研究科委員会に諮るプロセスを採っている。国際学研究科で学ぶ教育課程を、本研究科で学ぼうとする人々のニーズと、入学者の将来進路に、あるいは生涯教育の視点において、ともに対応でき、魅力的なものとするべく議論を進めている。

第３章　教育内容・方法

国際学部

１　学士課程の教育内容・方法

到達目標

国際学部の目的・教育目標は国際学部の第１章で既に示したが、繰り返すと次のとおりである。

「21 世紀の国際社会は、グローバル化を一つのキーワードに、大きな変容を遂げようとしている。現在の社会で求められているのは、異質で多様な文化、言語、政治、経済、経営（ビジネス）などについての知識を、単なる情報としてだけではなく、問題の解決に役立つべく統合された新しい知として身に付けることである。国際学部は、学部で行う教育や研究を通じて、世界各地域の違いのあり方を尊重し、共生の必要を理解できる国際的な感覚を備えた真の国際人を育成することを目的とする。」

この目的・教育目標に沿って、学部では、次の六つを 4 年間の教育課程の到達目標としている。

ア　国際社会や地域社会の諸問題への関心を高めるのに必要な幅広い教養を、4 年間の学部教育全体を通じて、段階的に身に付けること（**幅広い教養の涵養**）。
イ　全学共通科目、専門基礎科目、そして専門科目に連携性を持たせ、文化、言語、政治、経済、経営、公共政策・NPO などについての知識を学際的に学べること（**教養科目と専門科目の連携性を重視した知識の修得**）。
ウ　様々な価値観を認め合える国際的な視野を持ち、専門科目間の学際性によって諸問題の解決を探求する姿勢を身に付けること（**学際的問題解決能力の向上**）。
エ　高い外国語能力を身に付け、国際社会や地域社会の諸問題を、外国語を通じても学び、研究できる資質を高めること（**高い外国語能力の習得**）。
オ　国際的な感覚を備え、問題解決のための行動力を身に付けること（**行動力の会得**）。
カ　学部教育の集大成として、学部生一人ひとりの関心、興味、ニーズに応じて、専門的な研究に発展させられること（**少人数教育による専門研究への発展**）。

以上のアからカの到達目標を念頭に、国際学部の教育課程は、「全学共通系科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」の三つを柱として編成されている（それぞれについては、以下で詳述）。到達目標アとイについては、これらの三つの教育課程全般を通じたマクロ的目標であり、教育課程全体を通じて達成することを目指している。ウは学部の専門基礎科目と専門科目に関する到達目標で、５プログラムと呼ばれる専門課程内の各プログラムを有機的に連動させることで達成させることに主眼が置かれている。エは、全学共通系科目内に設置された外国語科目と、学部専門科目に設置された英語関連科目を通じて、目標の達成が意図されている。オは後述するインターンシップ、学部が主催する海外の学生を交えたプログラム、あるいはゼミの課外活動などによって達成を目指している。最後のカについては、各学年に設置されている学部のゼミ（基礎演習、発展演習、専門演習、卒論演習）によってその実現に努めている。

学部では、2007（平成 19）年度新入生から、現行の新教育課程を導入したため、2008（平成 20）年現在は旧教育課程から移行段階にある。以下では、この新教育課程に基づ

いて、学部到達目標と教育課程の関係を詳しく述べ、評価点検を行う。なお記載に際しては、次の評価項目 3-1 で、上記アからエの到達目標の概要を説明し、それ以降の評価項目の箇所でそれぞれについて詳述することとする。

① 教育課程等

【現状説明】

Ⅰ 学部・学科の教育課程について

教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第 19 条第 1 項）(3-1)

国際学部の教育課程のマクロ基盤は「全学共通系科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」である。本評価項目では、まず上記到達目標アからウについて言及することとする。

国際学部の教育課程は、これら三つの教育課程を段階的に経ていくことで、またこの三つを有機的に繋げることで到達させることに主眼が置かれている。到達目標「ア 幅広い教養の涵養」は教養教育、専門教育のいずれをないがしろにしても成り立たないし、到達目標「イ 教養科目と専門科目の連携性を重視した知識の修得」が表しているように、学部教育の基本コンセプトとしてこれらを融合した知識の修得に力を入れている。さらに、到達目標のアやイが達成できなければ、国際的な視野や国際社会や地域社会が抱える問題に対する関心も高まらないし、それの解決を考えることも儘ならない。以下では、三つの科目群の体系的繋がりについてまず述べることとする。

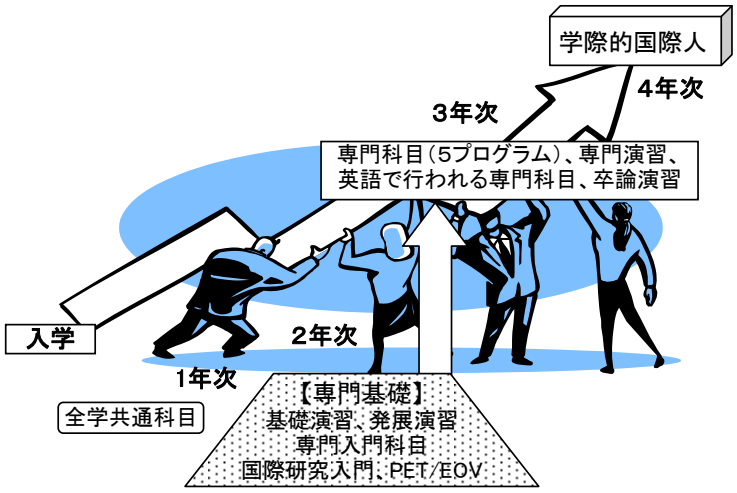
学部の教育目的・目標は 4 年間の学部教育全体を通じて長期的に育成することが肝要である。そのため学部教育全体を通じて持続可能で一貫した教育課程を編成し、学部教育を段階的に積み上げていくことで学部の目的・目標を達成しようというコンセプトである。下表（国 3-1）は学部教育課程の必要単位数を、そしてそれに続く図（国 3-1）は学部の段階的な教育課程を視覚的に表したものである。

表 国 3-1 国際学部の教育課程と卒業必要単位数

<table>
<tr><td rowspan="6">全学
共通系
科目</td><td rowspan="4">総合
共通
科目</td><td>総合科目</td><td>2 単位以上</td><td rowspan="4">16 単位</td><td rowspan="5">21 単位</td></tr>
<tr><td>共通科目 A</td><td>6 単位以上</td></tr>
<tr><td>共通科目 B</td><td>2 単位以上</td></tr>
<tr><td>共通科目 C</td><td>2 単位以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">一般情報処理教育科目</td><td>3 単位</td></tr>
<tr><td colspan="3">保健体育科目</td><td>2 単位</td></tr>
<tr><td colspan="4">外国語系科目</td><td>12 単位以上</td><td>12 単位以上</td></tr>
<tr><td rowspan="4">専門教育
科目</td><td colspan="3">専門基礎科目</td><td>6 単位</td><td rowspan="4">94 単位以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">専門
科目</td><td></td><td></td><td rowspan="3">88 単位以上</td></tr>
<tr><td>プログラム専門科目（「国際研究特講」を含む）</td><td>同一プログラムから 36 単位以上履修した場合は、当該プログラム「領域」を専門に履修したことを認定</td></tr>
<tr><td>英語特講</td><td>4 単位以上</td></tr>
</table>

		専門演習	2 単位以上 （専門演習Ⅰ及びⅡを各 1 単位以上）		
		卒論演習	2 単位		
		卒業論文	4 単位		
計					131 単位以上

図　国 3-1　国際学部の積み上げ型カリキュラムの概念図



ではこの積み上げ型のコンセプトを、どのように学年ごとの教育課程に反映させているかについて、以下説明する。

（1）1 年次

図（国 3-1）のように、まず 1 年次の教育課程は主に「全学共通系科目」と「専門基礎科目」から構成される。前者には受講生の一般教養を高める科目、外国語系科目、コンピュータリテラシーを高める科目、それに保健体育科目が含まれる。後者の「専門基礎科目」は 1 年次、2 年次に提供されるものである。このうち、1 年次の開設科目には「国際研究入門」（必修、前期 2 単位）、「基礎演習（基礎ゼミ）」（必修、前・後期、各 1 単位）、それに「専門入門科目」（選択科目、半期又は前後期で 1 科目当たり 2 単位）が該当する。

1 年次に「全学共通系科目」と「専門基礎科目」をこのように配置する主な理由は、1）高校時とは異なる幅広い科目を受講することで教養を深めること（全学共通系科目）、2）国際学部の専門課程の勉強に不可欠な外国語の基礎能力を高めること（全学共通系科目の外国語系科目）、3）共通科目、専門科目を問わず、大学で勉強するために不可欠な「読む、書く、調べる、発表する、議論する」の基礎技能を身に付けること（専門基礎科目のうちの「基礎演習」科目）、そして 4）2 年次以降で本格的に学部専門科目を受講開始する前に、国際学部で提供されている専門科目の特徴を広く理解できるようにすること（専門基礎科目）である。

（2）2 年次

2 年次の教育課程は、「全学共通系科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」から編成され

る。「全学共通系科目」については1年次と特に大きな違いはない。「専門基礎科目」に該当するのは次の二つである：1）「発展演習」（必修、前・後期）、2）英語で行われる科目「HIROSHIMA and PEACE」に向けた英語研修〔Preliminary English Training (PET) program と英語漬けを体験する研修 English Only Village (EOV)（いずれも「HIROSHIMA and PEACE」受講生必修、1単位相当）〕。

次に「学部専門科目」についてであるが、これは5プログラムという名称で提供されている。国際学部専門教育課程の特色は、卒業必要単位数 88 単位（専門基礎科目は除く）のうち、必修としているのが 3 年次の「専門演習科目」（前・後期、各 1 単位）と 4 年次の「卒業論文演習」（前・後期、各 1 単位）と「卒業論文」（4 単位）の計 8 単位だけとしている点である。すなわち、残りの 80 単位分は、5プログラムのどの科目を受講してもよく、加えてプログラムによる必要単位数の縛りもない。

2 年次の教育課程をこのように編成している理由は、1）1 年次の教養教育、基礎教育から少しずつ専門科目を加え、専門課程にスムーズに移行できるようにすること、2）従来のように、1 年次の「基礎演習」だけでは十分な基礎学力が養成できないとの反省から、これを発展させて、2 年次は「書くことを意識した批判的な読む力」、「リサーチの方法」「プレゼンテーション技能」、「レポート作成」などの基礎学力を少人数で徹底して鍛え上げること、3）学生の自主的に学ぶ意欲を尊重し、個人のニーズや関心に応じ、アラカルト形式で多様な専門科目の選択ができるようにすること、4）学習意欲を 3 年次、4 年次の専門課程に繋げ、学術的かつ人間的成長を促すこと、である。

なお、1 年次、2 年次の取得単位数の上限についてであるが、5プログラム移行前の旧教育課程実施時には、1、2 年次の取得単位数が 70 単位に及ぶ学生も散見されたため、5プログラム移行後は上限を 52 単位（教職科目と集中講義は除く）に制限した（上限を 50 単位とせず 52 単位とした理由は評価項目 3-22 で詳述）。3 年次以降は、過去においてそのような問題がなかったことと、3 年次にも制限を加えると、1、2 年次の取得単位数が少ない学生の場合、4 年次終了までに卒業必要単位数を満たすことのできない学生が出ることが懸念されるため、この制限は行わないこととした。

（3）3 年次、4 年次

3 年次の教育課程は、2 年次の専門課程へのトランジット（移行）期間を過ぎ、専門教育に集中して行われる。専門科目は基本的には2年次、3 年次の学年指定はなく、2 年生以降であれば基本的にはどの科目も受講できる制度である。ただし、一部の科目は他の関連科目を受講していることが望ましく、3 年次以降の開講となっている（詳しくは『学生便覧』の「国際学部専門教育科目」pp. 23-28 参照）。

3 年次の専門教育課程が 2 年次のそれと大きく異なるのは、「専門演習科目」である。これはいわゆる専門ゼミで、これも少人数教育が特徴である。さらに、学生ひとり当たり一つのゼミに限定せず、複数ゼミの受講を許可している点も特徴的である。ちなみに、2008（平成 20）年度前期の各ゼミの平均受講生は 4 人で、学部全体で 42 のゼミが開講されている。全体では、68 名の学生がゼミを一つ受講、以下、二つのゼミ受講生 46 名、三つのゼミ受講生が 3 名である。

一連の教育課程は 4 年次の「卒論演習」で集大成を迎える。専門課程を通じた教育研究の成果に基づいて卒業研究に取り組み、卒業論文が執筆されるものであるが、全学共通系科目によって培われた教養や語学力を発揮し、かつ専門基礎科目を通じて鍛えられた、調べる、書くなどの技能を実践する場でもある。卒論指導も少人数で行われるが、ちなみに 2008（平成 20）年度は全部で 30 の卒論ゼミが開講されており、学部全体の平均受講生は 3.6 人である。

このように専門科目を提供しているのは、学生の関心を限られた特定の専門分野のみに閉じ込めることのないよう、また、世界や地域で起こる今日的問題の理解や解決方法の探求には、様々な角度からの問題分析や原因追及が必要であることを理解させるためである。なお、5プログラムの詳細については、項を改め、以下の各評価項目（3-6、3-7、3-8）で述べることとする。

次に、4番目の到達目標「エ　高い外国語能力の習得」については、評価項目3-4で詳しく触れるが、国際学部にとって高い外国語能力は必要不可欠であり、英語はもちろんのこと、それ以外の外国語についても、開学以来様々な工夫を凝らしてきた。

到達目標オの「行動力の会得」についてであるが、国際学部では現在三つのことを実践している。一つは、1 年次から 4 年次の各学年で行われる少人数ゼミの特性を最大限に活かすことである。具体的には、ゼミでの討論、学内外で行うリサーチ、フィールドワーク、それに発表の機会を多くもつことである。特に 3 年生の専門演習では、海外に出向いてのボランティア活動（例、フィリピンでの植林活動）、研修旅行（例、東南アジアへの企業訪問）なども盛んに行われている。二つ目は、2003（平成 15）年に開始した学部専門科目の国際研究特講「HIROSHIMA and PEACE」（詳細は本章　③国内外との教育研究交流 評価項目 3-34 参照）である。これは、海外からの学生と国際学部生が一緒に受講する夏季集中講義で、平和や戦争に関するグローバルな問題についての講義を受講し、参加者同士で討論を行う授業である。授業や討論はすべて英語で行われるため、国際学部生にとっては学部教育で培った英語力を実践的に使う絶好の機会でもある。三つ目は、インターンシップを単位化した学校インターンシップと企業インターンシップである（各 2 単位）。前者は小･中学校での教育補助活動（英語指導補助、クラブ活動補助など）に参加するものである。いずれも、学校や企業での活動を体験するだけで単位が得られるわけではなく、学部教員による事前、事後の指導、それにインターンシップ参加後にはレポート課題の提出が課せられ評価される。

最後に到達目標「カ　少人数教育による専門研究への発展」については、上述のとおりであるが、1、2 年次は学部生の基礎学力を高めるためのゼミ、3、4 年次では専門的な研究、卒業論文へと繋がる指導体制がとられている。詳細については、以下の評価項目3-4 及び 3-7 で述べることとする。

以上を「大学設置基準第 19 条〔教育課程の編成方針〕」に照らし合わせて判断すると、国際学部教育課程は 1 年次から 4 年次の各学年のどの段階でどのような学力や能力を重点的に育成するかを考え、段階を経て学部の教育目標を達成できるよう編成されており、この設置基準の主旨に沿って考案されている。

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ（3-2）

前項のとおり、国際学部は三つの教育課程を基盤とし、学部全体の教育課程を体系的に連動させている。これらのうち、本項では「全学共通系科目」に触れ、学部がこれを通じてどのように基礎教育、倫理性を培う教育を位置付けているかについて述べる。

本学の全学共通系科目は上表（国 3-1）に示しているように、「総合科目」、「総合共通科目（共通科目Ａ、共通科目Ｂ、共通科目Ｃ）」それに「一般情報処理教育科目」、「保健体育科目」、「外国語語科目」から成る（「一般情報処理教育科目」以降の三つについては以下の細項目参照）。本学では、3 学部で構成される特性を活かし、「総合科目」の多くは

3 学部教員によるオムニバス形式で、「共通科目Ａ」は主に国際学部教員、「共通科目Ｂ」は情報科学部教員、そして「共通科目Ｃ」は芸術学部教員が担当することとしている。

これらの全学共通系科目は、学部生の基礎教育を行い、幅広い教養を高めることを主眼としている。そのため、学部では学部生が「総合科目」と「共通科目Ａ、Ｂ、Ｃ」の領域すべてにわたって満遍なく受講するよう最低の受講単位数を決めている（必修単位数の詳細は上表（国 3-1）に示したとおり。）。下表は 2007（平成 19）年度前後期と 2008（平成 20）年前期の受講者数を、それぞれの科目群ごとにまとめたものである。

表　国 3-2　全学共系通科目の国際学部受講生数（2007 年度と 2008 年前期）

全学共通系科目区分	2007 前期			2007 後期			2008 前期		
	科目数	受講者数	平均	科目数	受講者数	平均	科目数	受講者数	平均
総合科目	6	179	29.8	4	159	39.8	6	208	34.7
共通科目Ａ	7	217	31.0	7	248	35.4	8	173	21.6
共通科目Ｂ	2	95	47.5	4	57	14.3	2	64	32.0
共通科目Ｃ	2	102	51.0	4	12	3.0	2	112	56.0

※科目数は、開講科目の総数ではなく、国際学部生が受講した科目総数

次に全学共通系科目を通じ「倫理性」を涵養することについてであるが、これについては全学共通系科目内の、とりわけ総合科目に「倫理性」を重視した科目を数多く取り入れることで実現している。例えば、環境問題を考える「地球環境論」、学生の健康な心身、体の問題を扱う「心の健康・身体の健康」、広島の地域性と平和や人権について考える「ひろしま論」「平和と人権」などの科目や「NPO 論」などがこれに該当する。

一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性（3-3）

上述の全学共通系科目（一般教養的授業科目）の編成に際して、開学以来、本学では学部の希望が全学教務委員会（委員長は教務担当副学長、各学部から 2 名の教員、事務局からは次長）に伝えられ、3 学部で協議することで、開設科目の決定や科目の追加、廃止が検討されてきた。総合共通科目が目指す基礎教育や倫理性については前項で述べたとおりであるが、総合共通科目は学部の専門教育課程に繋がる教養、判断力、豊かな人間性を涵養することも重要な目的である。

こうした目的に配慮し、共通科目Ａでは学部専門課程の５プログラムのどの科目を受講するにしても必要と考えられる、「哲学」、「歴史」、「心理学」、「文学」、「経済学」、「文化人類学」などの科目が配置されており、幅広い教養が強調されている。次に、共通科目Ｂは主に理数系の科目が配置されており、これらは論理的思考や科学的な立場からの判断力を養うことが重視されている。そして、共通科目Ｃは主に芸術関係の科目が配置されている。この科目群に含まれる科目は、人間としての感性を高めることが目的とされており、豊かな人間性を涵養することがねらいである。

このように、開学以来、国際学部では、全学共通系科目を通じて「知性、理性、感性」の涵養を重視してきた。このようにしてきたのは、幅広い教養を身に付けることを蔑ろにして専門教育はありえないと学部が考えてきたからである。この方針はこれまで一貫してきたし、今後もこの方針は不変である。

外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性（3-4）

国際学部は外国語能力の育成のみを目的とする「外国語」学部ではないので、外国語科目の編成に当たっては時間的制約や人的制約が多いのも事実である。一方で、国際社会や地域社会の問題への意識の高揚と学際性を協調する学部にあって、高い外国語能力を育成することは不可欠である（到達目標「エ　高い外国語能力の習得」）。なぜならば、母語のみに依存した教育や研究では得られる情報や行える交流は自ずと制限されざるを得ないからである。従って、高い外国語能力の育成は、学部にとっては自明の到達目標とも言える。そのため、時間的制約や人的制約があるからと諦めるのではなく、以下に述べる様々な工夫を学部は行ってきた。

国際学部の外国語科目は「英語科目」と「第二外国語科目」からなる。1、2 年次の教育課程ではこれらは全学共通系科目として提供されているが、それに加えて「英語科目」については 2 年次以降も継続して受講できるよう専門科目として英語科目が配置されている。さらに、「第二外国語科目」については、1、2 年次の全学共通系科目の一貫としての基礎語学力を身に付けた上で、3 年次のゼミを通じて、目標言語の使われている国や文化について継続して勉強できるようにしている。以下、英語と第二外国語に分けて、詳しく説明を加えておきたい。

（1）英語

全学共通系科目としての英語は、語学センターのコンピュータ機器（CALL）や独自に開発されたシステム及び教材を使って、リーディング、リスニング、文法などの集中英語訓練（詳細は評価項目 全 3-4 参照）を行っている。CALL のメリットは、これの授業運営に多くの担当教員を要しないことである。CALL 担当教員の割り当てを最小限にする代わりに、対話形式の授業（英語応用演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）にはより多くの英語教員を充て、スピーキングやライティングに特化した能力別の手厚い少人数教育を実現している。対話形式の授業は原則として英語のみで行っている。これらの開講科目数及び受講者数は以下のとおりである。

表　国 3-3　2008 年度前期　国際学部の共通英語科目担当教員数と受講者数

科目名	担当教員数	各クラスの受講者数
1 年次		
CALL 英語集中 Ⅰ	1	国際学部 1 年生全員（H20 年度は 112 名）
CALL 英語集中 Ⅱ	1	国際学部 1 年生全員（H20 年度は 112 名）
英語応用演習Ⅰ	11	平均受講者数約 10.2 名
英語応用演習Ⅱ	11	平均受講者数（後期まで開講なし）
2 年次		
CALL 英語集中 Ⅲ	1	国際学部 2 年生全員（H20 年度は 119 名）
CALL 英語集中 Ⅳ	1	国際学部 2 年生全員（H20 年度は 119 名）
英語応用演習Ⅲ	6	平均受講者数約 19.7 名
英語応用演習Ⅳ	6	平均受講者数約 21.0 名

こうした英語開講科目の工夫によって、学部は学生の英語力の底上げを着実に行ってきた。これを TOEIC の得点に換算すると、国際学部生全体の TOEIC 英語平均点は、下表（国 3-4）に示しているように、1 年間でおよそ 75～100 点程度上昇している（カッコ内は標準偏差)。

表　国 3-4　国際学部 1 年生の英語力の変化

年　　度	1 年入学時	1 年終了時	平均の増加
2005 年度	472.6 (86.3)	572.3 (109.2)	99.7
2006 年度	480.0 (85.6)	568.3 (106.0)	88.3
2007 年度	469.7 (89.2)	545.3 (102.4)	75.6

次に 2 年次以降の学部専門課程の英語教育であるが、これには次の三つが該当する。

（ア）2 年の前後期に開設している英語特講科目（4 単位選択必修）で「英語読解法Ⅰ・Ⅱ」、「英語討論技法Ⅰ・Ⅱ」、「英文作法Ⅰ・Ⅱ」の 6 科目が該当（いずれも専門の講義科目と同じ 2 単位数の扱い)。

（イ）5 プログラムのうち、「言語・コミュニケーション」プログラムに組み込まれている次の科目：「英文構成法Ⅰ・Ⅱ」、「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」、「英語聴解法」、「時事英語」。すべて 3 年次の開講科目で、教職科目、専門科目のいずれとしても認められる（アと同様、すべて 2 単位)。

（ウ）「HIROSHIMA and PEACE」事前研修として行われている Preliminary English Training program 及びその一貫として行われる Enlgish Only Village（「HIROSHIMA and PEACE」参加者必修で 1 単位相当)。

上記の 2 年次以降の専門科目は、すべて英語運用能力の強化を念頭において開設されているものである。したがって、これらの多くは英語で直接行われており、「英語討論技法」、「英文構成法」、「英語コミュニケーション」、Preliminary English Traning program はすべて英語で教えられている。

さらに、本格的に英語運用能力を育成する目的も兼ねて、5 プログラム導入と平行して、英語で行われる専門講義科目が複数追加された。「HIROSHMA and PEACE」以外に、次が該当する。

（ア）「HIROSHIMA and PEACE」を発展させた、「Advanced HIROSHIMA and PEACE」（2 年次以上が対象。国際研究特講として 1 学期間開講され 2 単位）

（イ）Cross-cultural Language and Communication Ⅰ・Ⅱ。言語やコミュニケーションに関わるグローバルな問題に関わる講義科目（「言語コミュニケーション」プログラムの専門科目として開講。各 2 単位)。

（ウ）紛争解決論 Ⅰ・Ⅱ（「国際政治・平和プログラム」の科目として開講、各 2 単位)。

上記の 2 年次の専門英語科目を含め、2008（平成 20）年度前期の受講者数は以下のとおりである。

表　国 3-5　専門科目として英語科目受講者数

科目名	受講者数
英語読解法Ⅰ	40
英語討論技法Ⅰ	53

英文作法Ⅰ	31
英文構成法Ⅰ	29
英語コミュニケーションⅠ	32
HIROSHIMA and PEACE	28
Cross-cultural Language and Communication I	49

※「HIROSHIMA and PEACE」の受講生数は海外参加者（32名）を含まない。「Advanced HIROSHIMA and PEACE」は2008 年後期からの開講。「紛争解決論」は 3 年次開講のため、2009 年から開講。

（2）第二外国語

全学共通系科目として提供されている第二外国語は、「ドイツ語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「フランス語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「中国語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「ハングルⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「アラビア語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「ロシア語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「スペイン語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「イタリア語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「日本語Ⅰ・Ⅱ」の計 9 言語科目である。ただし、「日本語」は外国人学生のみを対象としており、一般の学生は受講できない。また、「イタリア語」は本学芸術学部の要望によって開設された科目であり、国際学部生がこれを受講できるのは、担当教員が受講生数などから判断して、芸術学部生の受講に支障がなく、国際学部生の受け入れを認めた場合のみである（2006（平成 18）年度からこの制度に変更)。このように変更したもう一つの理由は、他の外国語と異なり、国際学部にはイタリア語関係の専任教員がおらず、専門課程のゼミ等でこれを指導できないためである。国際学部では、第二外国語は専門課程への導入と位置づけており、この措置は学習言語が関係する政治、経済、文化などの問題を専門課程で継続して勉強できることを学部が重視しているからに他ならない。

これらの第二外国語科目は、週 2 コマ開講され（現在は毎週火、木曜日)、前・後期でそれぞれ 2 単位分が開講されている。1 年次と 2 年次に継続して受講できる体制で、2 年次終了まで受講すると総単位数は 8 単位である。それぞれの科目の受講生数は下表（国3-6）のとおりである。

表　国 3-6　第二外国語科目の受講生数

前期

1 年前期

科目	2006	2007	2008
ドイツ語Ⅰ	19	26	29
フランス語Ⅰ	28	30	24
中国語Ⅰ	21	27	31
ハングルⅠ	20	17	19
アラビア語Ⅰ	9	5	9
ロシア語Ⅰ	1	3	2
スペイン語Ⅰ	27	31	17
イタリア語Ⅰ	-	-	2
日本語Ⅰ	-	-	4
合計	125	139	131

後期

1 年後期

科目	2005	2006	2007
ドイツ語Ⅱ	7	18	24
フランス語Ⅱ	25	30	26
中国語Ⅱ	29	19	26
ハングルⅡ	7	21	15
アラビア語Ⅱ	3	8	6
ロシア語Ⅱ	3	1	3
スペイン語Ⅱ	9	26	29
イタリア語Ⅱ	16	1	1
日本語Ⅱ	-	-	-
合計	83	123	129

※合計欄はイタリア語と日本語は除く。

2 年前期

科目	2006	2007	2008
ドイツ語Ⅲ	5	12	30
フランス語Ⅲ	18	12	13
中国語Ⅲ	17	17	15
ハングルⅢ	14	10	10
アラビア語Ⅲ	-	3	3
ロシア語Ⅲ	2	1	3
スペイン語Ⅲ	2	13	15
イタリア語Ⅲ	10	-	1
合計	58	68	89

2 年後期

科目	2005	2006	2007
ドイツ語Ⅳ	2	5	2
フランス語Ⅳ	3	11	8
中国語Ⅳ	10	12	5
ハングルⅣ	5	10	8
アラビア語Ⅳ	4	-	2
ロシア語Ⅳ	1	-	-
スペイン語Ⅳ		1	11
イタリア語Ⅳ	8	4	-
合計	25	39	36

授業としての第二外国語科目の開講は以上のとおりであるが、国際学部では、第二外国語の運用能力を高める目的と、その言語が使われている国や文化に関心を高めてもらう目的から、海外での語学研修の奨励や提携先大学との学生交換プログラムの充実に努めている（詳細は本章　③　国内外との教育研究交流　評価項目 3-34 参照）。中国、韓国、ロシアについては、海外の大学での語学研修結果を本学の語学単位として認定した実績がある。また、ドイツ、韓国、フランス（英語圏では米国）とは学生交換の実績があり、継続して学生派遣を行っている。学部では、さらに専門科目としてそれぞれの地域を対象とした地域研究科目を持っており、５つのプログラム専門と関連して第二外国語を応用できる科目編成にしている。

外国語能力育成は、単に理念的な目標のみで達成できるわけではないし、かつ目標の達成には様々な人的資源（担当教員）、財政的支援が必要であることは紛れもない事実である。国際学部を含め、本学には外国語のみを教える専任教員はおらず、外国語担当教員はすべて学部の専門科目を担当している。そうした人的資源の制約は、CALL システムの活用や、1 年次から継続して外国語能力を育成する体制を整えることで克服している。設置基準に求められている「国際化等の進展に適切に対応するための外国語能力」の育成に向け、学部として成し得る最大限の努力を行っている。

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況（3-5）

本学の全学共通系科目（一般教養的科目）の実施・運営は、全学教務委員会が担当している。全学教務委員会委員長は副学長（教学担当）であり、各学部からの 2 名の委員と事務局次長の合計 10 名で構成されている。この全学委員会に、国際学部からは学部教務委員長ともう 1 名の学部教務委員の計 2 名が出席している。

この全学教務委員会に対応して、各学部には学部教務委員会（国際学部では委員長を含め、委員数は全部で 8 名）が設置されており、基礎教育、教養教育に関する学部内の必要事項はこの委員会で検討することとしている（専門教育についても、その実施や運営については同教務委員会の担当である）。全学共通系科目について、国際学部には「総合共通科目」「共通科目 A」「外国語系科目」「教育職員免許状受領資格取得関係科目」の担当教員が多いため、これらの実質的な担当、運営は国際学部教務委員会が掌握してい

る。

基礎教育、教養教育でカリキュラムの変更（追加、削除など）が生じた場合、これは全学教務委員会でまず審議される。審議の結果は、各学部教務委員会に下ろされ、担当教員等について具体的な検討が必要な場合には、関係する学部教務委員会や教授会で検討され、その結果が全学教務委員会に報告される仕組みである。

また、学部内で基礎教育、教養教育の変更希望が生じた場合、国際学部では学部教務委員会がこれを発議するのではなく、学部将来構想委員会でまず検討する体制をとっている（専門科目についても同じ扱いである）。このようにしているのは、多くの業務を伴う学部教務委員会は、あくまでも教育課程の円滑な実施、運営を主な業務として専念できるようにし、学部の将来構想に関わる教育課程の評価点検とは一線を画すことで、その機能化を図るためである。

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 83 条との適合性（3-6）

上述のように（評価項目 3-1 参照）、国際学部の学部専門科目は、専門基礎科目（1、2 年次）と専門科目（主に 2 年次以降）から成る。全学共通系科目にこれらを有機的に繋げ、世界や地域で起こる問題に対する意識を高め、学際的視点を育成することが重要な学部専門教育の目的・教育目標である（到達目標「イ　教養科目と専門科目の連携性を重視した知識の修得」）。

これらを達成するためには、カリキュラム編成には様々な「仕掛け」を組み入れる必要がある。その「仕掛け」の一つが、学部が重視している「専門基礎科目」と「専門科目」であることは既に述べたとおりである。もう一つの「仕掛け」が５プログラム導入と平行して充実を図ってきた「国際研究特講科目」（「HIROSHIMA and PEACE」やインターンシップ関係科目の単位化で、これらの詳細は後述）である。

専門科目は、ある程度の人数の学生が受講する講義科目と、少人数で徹底的に討論できるゼミ形式の授業からなる。以下では、専門基礎科目と専門科目に分けて、学部が専門授業科目をどのように体系化させているか、またその理由について述べることとする。

（１）専門基礎科目、及び専門科目中の入門科目

学部の専門基礎科目には次が該当する。

（ア）「国際研究入門」（1 年前期必修、2 単位）

（イ）「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」（1 年必修、各 1 単位）

（ウ）「発展演習Ⅰ・Ⅱ」（2 年必修、各 1 単位）

（エ）５プログラムそれぞれの入門科目（すべて 1 年次開講で、各 2 単位）

- 多文化共生プログラム「多文化共生入門」（前期）、「地域研究入門」（後期）
- 言語・コミュニケーションプログラム「言語・コミュニケーション研究入門」（後期）
- 国際政治・平和プログラム「国際関係論」（前期）、「国際関係史入門Ⅰ」（前期）、「国際関係史入門Ⅱ」（後期）
- 公共政策・NPO プログラム「国際経済学入門」（前期）、「公共政策・NPO 入門」（後期）、
- 国際ビジネスプログラム「国際ビジネス入門Ⅰ」（前期）、「国際ビジネス入門Ⅱ（後期）

それぞれの科目の特徴については、次のとおりである。

・「国際研究入門」

この科目は、1 年前期必修で、国際学部の５つのプログラムで提供される多角的視点を組み合わせ、学際的に学ぶための学部入門科目である。講義概要は、高等学校までとは異なる大学での「学び」についてのイントロダクションの後、毎年新たに設定される共通テーマについて複数教員がそれぞれの専門性を活かし、かつ分かりやすく講義し、学期終了時にまとめのシンポジウムとグループディスカッションを行う。

・「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」

この科目は、「読む、書く、調べる、発表する、議論する」といった、大学での勉学や研究に必要な基礎的能力やスキルを、繰り返し実践して身に付けようとする少人数演習（2008（平成 20）年度の場合、「基礎演習」は全部で 11 ゼミを開講。1 ゼミ当たりの平均受講生は 10 名）である。1 年次前期では、目的に応じた文献の読み方、情報収集・検索の仕方、発表やプレゼンテーションの仕方、レジュメの書き方、レポート・論文の書き方、議論の仕方など、専門領域に関わらず必要となる基本的スキルについて幅広く学び、経験する。後期には、基礎的スキルの中でも、ディスカッション、プレゼンテーション（発表を含む）、ディベートなどのコミュニケーション能力を集中的に訓練する。学期前半で意見の作り方や議論の仕方について詳しく学び、学期後半にディベート法について学んだ後、各クラスを 2 グループに分け、すべてのグループが参加するディベート大会を行う。

・「発展演習Ⅰ・Ⅱ」

「発展演習」は、基礎演習で学んだ基礎的スキル全般の復習を行うとともに、それにさらに磨きをかけるための少人数演習（2008（平成 20）年度の開講ゼミ数 11 ゼミ、平均受講生 11 人）である。前期は、基礎演習で学んだ文献読解スキルを確認しながら、そこから一歩進めて「書くことを意識して読む」スキルを修得する。すなわち、深い問題意識を持って批判的に読書することに慣れつつ、レポート執筆につなげていく。学部教員から推薦のあった「学生に読ませたい本」のリストから文献を読み、演習時間内で議論し、その本について 1,000～2,000 字程度のレポートを書く作業を、繰り返す。後期は、ゼミごとに異なる調査を実施し、収集データの分析、分析結果の発表、それに基づいた議論などを行うリサーチ実践入門を目的とする。学生は、担当教員が提示したリサーチ・テーマのリストの中からゼミを選択する（一部のゼミに学生が偏った場合は、学部教務委員会で調整）。このようにしてデータ収集からプレゼンテーション、レポート作成（2,000～3,000 字程度）にいたる一連の作業が繰り返される。

・「専門入門科目」

上記（ア）～（エ）の専門入門科目は、すべてオムニバス形式で開講される。いずれも各プログラムで扱われる問題や研究テーマを紹介し、受講生の学部専門科目に対する問題意識を喚起することを目的する。学際性を強調する目的から、学生によるこれらの科目の受講選択数に制限はない。下表（国 3-7）に 2007（平成 19）年前後期と 2008（平成 20）年前期のそれぞれの科目の受講者数をまとめた。

表　国 3-7　専門入門科目の受講生数（2007 年度前・後期、2008 年度前期）

プログラム名	科目名	2007 前	2007 後	2008 前
多文化共生	多文化共生入門	87		67
	地域研究入門		49	
言語・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ	言語・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ研究入門		101	
国際政治・平和	国際関係史入門Ⅰ	40		45
	国際関係史入門Ⅱ		52	
公共政策・NPO	国際経済学入門	112		72
	公共政策・ＮＰＯ入門			
国際ビジネス	国際ビジネス入門Ⅰ	49		61
	国際ビジネス入門Ⅱ		76	

（2）学部専門科目（5プログラム）

国際学部で行われる教育、研究は、異質で多様な文化、言語、政治、経済、経営（ビジネス）などについての知識を、単なる情報としてだけでなく、問題解決に役立つべく統合された新しい知となるようにすることを目指している。この目的に沿って重視しているのが、受講生の関心やニーズを、5プログラムによって様々な履修の組み合わせで実現することである。そのため、授業担当専任教員を、5プログラムのどれかに所属させるのではなく、担当科目をそれぞれのプログラムに配置するという位置づけを行っている。これは、学部生のみならず、教員も特定プログラムへの帰属意識を持たず、5プログラム全体の学際性を意識してもらうための措置であり、プログラム間の融合なしに、学部教育目標の達成は困難であるという学部の総意を反映させたものである。各プログラムに配置された科目の詳細は学生便覧に示されている（『学生便覧』pp. 23-28）。これらを、それぞれのプログラムで開講されている科目数と総単位数ごとに集計してみると、下表（国 3-8）のようになる。

表　国 3-8　各プログラムの開講科目数と総単位数（入門科目は除く）

科目名	開講科目数	総単位数
多文化共生	43	86
言語・コミュニケーション	33	64
国際政治・平和	43	86
公共政策・NPO	31	62
国際ビジネス	23	46
合　　計	173	34

※学部では、専門科目は卒論以外すべて半期科目としており、表中の科目数は半期単位の科目総数を示している。

次に、各プログラムの特性は以下のとおりである。

（ア）多文化共生プログラム

国家、地域、民族、文化の垣根を乗り越え、多様な考え方をもつ人々と「共に生きる」を合言葉に、文化的対話の方法や可能性について理論と実践の両面から学ぶためのプログラム。プログラムの入門科目として「多文化共生入門」「地域研究入門」（以上 1 年配置）「テキスト分析法」「フィールドワーク技法」（以上 2 年配置）などを学び、2

年次から専門科目を選択履修する。専門科目としては、比較文化論、比較民族学、エスニシティ論、ジェンダー論、異文化間交渉論、社会文化思想史、共生の哲学、マスメディア論などのほか、日本、中国、東アジア、欧米、アラブ、アフリカなどの地域研究や文化論が配置されている。

（イ）言語・コミュニケーションプログラム

言語を基本とするコミュニケーション上の諸問題（社会問題、外国語教育・政策、言語比較、異文化理解など）について学び、同時に外国語の実践能力の養成を重点的に行うためのプログラム。プログラム入門科目として「言語・コミュニケーション研究入門」（1年配置）を設置し、2年次から専門科目を選択履修する。専門科目としては、社会言語論、応用言語論、日本語学・日本語教育学、翻訳論、比較言語論、通訳技法論、コミュニケーション技法論などのほか、欧米文学の専門科目、英文構成法や英語コミュニケーション、英語読解法、時事英語などが配置されている。

（ウ）国際政治・平和プログラム

紛争、テロ、難民、開発、環境など、地球規模の問題を理解し、その解決方法への鍵となる国際関係の理論と歴史、そして平和研究の方法や実践について学ぶためのプログラム。プログラム入門科目として、国際関係論と国際関係史入門（以上 1 年配置）、平和研究入門（2 年配置）を学び、2 年次から専門科目を選択履修する。専門科目としては、国際法、国際人権法、国際機構論、国際政治学、国際社会論、国際協力論、国際安全保障論、比較政治体制論、紛争解決論などの理論系関連科目のほか、日本、中国、朝鮮半島、アメリカ、ロシア各地の国際関係史や、とくに政治的側面に着目した地域研究科目群を配置している。また、広島平和研究所教員との共同運営科目として、日本語及び英語で講義する平和研究Ⅰ・Ⅱが配置されている。

（エ）公共政策・NPO プログラム

望ましい社会を創造するために、人々の生活の基礎である経済や社会のあり方について学び、市民、NPO、政府などの果たす役割や協力しあう仕組みを考えるためのプログラム。プログラム入門科目として、国際経済学入門と公共政策・NPO 入門（1 年配置）のほか、ミクロ経済学とマクロ経済学（以上、1 年及び 2 年配置）が設置されている。2 年次からは、専門科目として、経済統計学、財政学、金融論、経済政策論、現代日本経済論、組織の経済学など理論系関係科目のほか、具体的な社会問題を扱う非営利組織論、開発と環境、現代社会と法、政治と経済、地域政策論、交通論、教育経営学、比較教育論、スポーツ文化経営論などが配置されている。

（オ）国際ビジネスプログラム

これまでの経営学や経済学の領域で捉えられてきた問題を、国内的・国際的な幅広い視野と、文化的・社会的・政治的環境との相互関係で捉え、問題発生の予防にもつながる総合的な問題解決型の思考を育むためのプログラム。プログラム入門科目として国際ビジネス入門（1 年配置）で学び、2 年から専門科目を選択履修する。専門科目としては、国際経営論、マーケティング論、経営史、多国籍企業論、財務管理論、簿記論、会計学、公会計論、国際会計論、経営組織論、企業行動論、国際金融論、国際貿易論、国際ビジネス法務などが配置されている。

次に5プログラムごとの 2007（平成 19）年度と 2008（平成 20）年度前期の受講者数については、下表（国 3-9）にまとめたとおりである。

表　国 3-9　5プログラム別受講者数（2007 年度・2008 年度）

科目名	2007 年度前・後期		2008 年度前期	
	受講生総数	受講生/クラス	受講生総数	受講生/クラス
多文化共生	1,386	33.0	676	31.7
言語・コミュニケーション	906	32.4	586	36.6
国際政治・平和	1,157	33.1	506	31.6
公共政策・NPO	790	29.3	325	19.1
国際ビジネス	620	32.6	350	35.0
全　　体	4,859	32.1	2,443	30.8

※各プログラムの入門科目は含まない。

国際学部の専門教育課程については、以上のとおりであるが、次にこれを学校教育法第 83 条に照らし合わせて評価する。同教育法は「大学は学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を発展させることを目的とする」ことを求めている。この点からすると、国際学部の専門教育課程は学際性が重視され、偏狭な知識の修得のみを目標としてはいないこと、専門基礎科目から発展させてより専門性の高い科目に繋がる教育体系としていること、さらに世界や地域の問題に目を向けることで知的能力、道徳意識を高め、かつ学際的プログラムを通じて、応用能力を高めようとしており、教育法で求められているすべての条件を満たしている。さらに、同教育法は教育成果を「広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」ことを求めているが、学部の専門課程を通じた教育研究は、教室内のみの教育、研究に終始するのではなく、各種のフィールドワークやインターンシップへの参加などが積極的に取り入れられており（詳細は後述）、これらも同教育法の条件を十分に満たしていると考えられる。

教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性（3-7）

上表（国 3-1）で示しているように、国際学部の卒業所要総単位は 131 単位で、内訳は全学共通系科目（一般教養的授業科目）21 単位、外国語科目 12 単位以上、専門教育的授業科目 94 単位以上を設定している。これらを教育課程別に百分率で表すと、次のとおりである。

（ア）外国語科目を除く全学共通系科目	15%
（イ）外国語科目（英語、第二外国語）	10%
（ウ）専門基礎科目	8%
（エ）学部専門科目	60%
（オ）専門演習（卒業論文を含む合計 8 単位）	6%
合計	100%

すなわち、学部では教育課程全体の 4 分の 1（25%）を、外国語を含む教養教育にあて、残りの 4 分の 3 を、専門基礎を含む専門教育にあてていることになる。全学共通教育が主に 1 年次に行われていることから判断すると、この 4 分の 1 の占める割合は妥当

だと言えよう。

次に専門科目の割合であるが、専門基礎科目と専門演習のいわゆる少人数ゼミ形式の授業が国際学部教育課程全体の 14%、専門課程のみで計算すると約 20%ということになる。5 科目に一つがゼミ形式で行われていることを考えると、かなり恵まれた条件と言えるだろう。

最後に、専門基礎科目を除く専門科目については、80 単位（全体の約 60%）を 2 年次以降に受講する体制であるが、単純に計算すると 40 単位を 2 年次、3 年次に受講すればよいことになる。学部では 2 年次にも上限 52 単位の制約を設けており（上限 52 単位の理由については評価項目 3-22 参照)、例え教職科目などを追加して受講しても、これは半期 20 単位程度受講すればよいことになり、無理なく受講し終えることのできる単位数である。以上から、教育課程のそれぞれの単位配分、学年配当のいずれの視点から判断しても、国際学部のそれは妥当であると考えられる。

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性（3-8）

学際性を重視する国際学部にあって、必修の制約は、必要最低限に留め、受講生の関心とニーズをできるだけ広範に満たすことができるように配慮している。学部教育課程の必要単位数については既に述べたが、科目として必修、あるいは選択必修と定めているのは次の科目のみである（全学共通の外国語科目については既に述べたので省略)。

（ア）「国際研究入門」（1 年次、2 単位）
（イ）「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」、「発展演習Ⅰ・Ⅱ」（各 1 単位、合計 4 単位必修）
（ウ）英語特講科目の「英語読解法Ⅰ・Ⅱ」「英語討論技法Ⅰ・Ⅱ」「英文作法Ⅰ・Ⅱ」のいずれか一つを選択必修（各 2 単位以上、合計 4 単位以上選択必修）
（エ）「専門演習Ⅰ・Ⅱ」（各 1 単位以上、ただし、どの教員による専門演習を選択するかは受講者の希望による。）
（オ）「卒論演習Ⅰ・Ⅱ」（各 1 単位）及び「卒業論文」（4 単位）

以上が国際学部専門教育課程のすべての必修科目で、合計単位数は 18 単位である。すなわち、卒業に必要な 88 単位のうち、70 単位は学部生が自由に選択できる制度である。５プログラム移行以前は、学部教育課程は「政治」、「経済」、「文化」の 3 系列から構成され、それぞれの専修系列を学生が事前に登録し、専修系列から 40 単位以上、それ以外の２系列から各 8 単位以上（合計 16 単位以上）を受講する制度であった。しかし、この制約そのものが、一方で学部が学際性を標榜しながら、実態は旧来の学問体系に拘束されざるを得ない状況を招いていた。５プログラム導入でもっとも留意されたのがこの弊害を取り除くことであり、学部が目指す学際性をより実行可能にするための手段として、現行制度は旧制度よりも遥かに適切、かつ妥当であると考えている。

表　国 3-10　国際学部専門教育科目の開設科目数(単位数）、必修科目数（単位数）、必修割合

	開設科目数			単位合計数		
	全科目数	必修科目数	必修割合	全単位数	必修単位数	必修割合
1 年次	15	3	20%	28	4	14%
2 年次	113	2	2%	224	2	1%

3 年次	68	2	3%	132	2	2%
4 年次	3	3	100%	6	6	100%
合計	199	10	5%	390	14	4%
卒業必要数	96 科目以上	10	10%	94 単位以上	14	15%

※国際研究特講Ⅰ・Ⅱ（全学年対象）、「HIROSHIMA and PEACE」(2・3・4 年次対象）、「Advanced HIROSHIMA and PEACE」（2・3・4 年次対象）、「学校インターンシップ」（2・3・4 年次対象）、「企業インターンシップ」（2・3・4 年次対象）を除く。

Ⅱ　カリキュラムにおける高・大の接続について

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況（3-9）

国際学部では、高校で行われる教科・科目の復習、強化を行う、いわゆるリメディアル教育は実施していない。その理由は、高校科目の未履修や学習不足が原因で、本学部入学者が学部教育についていけないということが、開学以来、特に学部で問題になったことがないからである。

その一方で、大学教育に十分な効果をあげるために、学部生の基礎学力を向上させることの必要性は学部教員が共通に認識している。2007（平成 19）年度の５プログラム導入に向けて、前項 評価項目 3-1 及び 3-6 で述べた専門基礎科目を全面的に見直し、強化したのはその理由からである。2006（平成 18）年度以前の専門基礎科目は、1 年前・後期に行われていた「国際研究入門Ⅰ・Ⅱ」と 1 年次の「基礎演習」のみであった。しかし、これらには次のような問題があった。

（ア）年間を通した「国際研究入門」は、講義で扱われるテーマに一貫性がなく、学部専門教育の目的が学生に十分伝わったとは言えず、学生にも不評であった。
（イ）基礎演習は担当教員間に指導内容上の一貫性がなく、何をもって基礎学力とするかが不明確、かつ１年間では十分な成果が得られなかった。
（ウ）専門課程に入る前に、入門科目を設置し、学部生に国際学部で開講されている専門科目の特徴や繋がりをもっと分かりやすく示す必要がある。

これらの問題を緩和、あるいは解決する策として「専門基礎科目」はリニューアルされた（詳細は前項 評価項目 3-1 及び 3-6 参照)。新教育課程が導入されたのは 2007（平成 19）年度であり現在は導入後の状況把握に努めるべき段階であり、具体的な成果の測定や評価は今後の課題である。

もう一つ、国際学部では後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するための措置として、情報機器の使用や情報収集に必要な技能の指導が挙げられる。前者については、全学共通系科目の一つとして行われている「一般情報処理」（1 年前期、3 単位）がある。これは、本学情報科学部専任教員の担当する科目であるが、国際学部生の必要とする情報機器の使用能力について国際学部から要望を出し、それを授業に反映してもらう体制をとっている。従来、例えばパソコンのプログラミングやホームページ作成に必要な HTML を記述するような授業が行われていた時期があるが、国際学部生にはそのような技能は特に必要とはされず、学部教務委員会がとりまとめ役となって、国際学部生が必要とする技能を検討し、それを授業に採り入れてもらえるよう担当教員に依頼した。

情報収集に必要な技能について、学部が最も必要としているのが図書館と語学センタ

ーの効果的な利用である。これらについては、図書館、語学センター職員に協力してもらい、1 年次の「基礎演習」でガイダンスや実習を採り入れている。ガイダンスの状況はビデオ撮影してアーカイブ化し、学生は必要時にいつでも観られるようにする工夫もしている。

社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮（3-10）

社会人学生については、科目等履修生として受け入れる制度が本学にはあるが、入試での社会人選抜は特に行っていない。そのため、社会人学生（科目等履修生）ということで特に教育上の配慮は行っていない。（科目等履修生の実態については、本章②の評価項目 3-20 で詳述。）

次に外国人留学生、帰国学生についてであるが、後者については国際学部には特別枠で帰国学生を選抜する入試は特に実施しておらず、教育上の配慮を要する状況がこれまで発生したことはない。外国人留学生については、外国人特別選抜を実施している。最近 5 年間の外国人学生数は次の表のとおりである。

表　国 3-11　外国人学生数の推移（最近の 5 年間）

年度	2004	2005	2006	2007	2008
人数	2	2	1	1	5
出身国	中国 2	中国 1 韓国 1	韓国 1	韓国 1	中国 2 韓国 3

外国人留学生に対する教育上の配慮としては、日本語指導を行う専任教員によるアドバイザー制度がある。本学には全学共通系科目として日本語Ⅰ・Ⅱが開設されているが、2007（平成 19）年度まではこれを非常勤講師が担当していた。しかし、国際交流活性化に向け、2008（平成 20）年度には国際学部に日本語教育の専任教員が採用され、これらの日本語クラスはすべて専任教員が担当することとなった。日本語指導はもちろんであるが、生活面を含む留学生アドバイザーもこの専任教員が行っている。

外国人留学生確保は、前回の自己評価点検でも指摘された学部の重要課題である。財政的制約により、専任教員の採用を含む留学生受け入れの環境整備が遅れていたが、上述の 5 プログラム導入に向けてこれの改善にも努めてきた。その結果、2008（平成 20）年度は外国人留学生特別選抜によって 9 名が志願し、4 名が入学した。今後もこの傾向が続くことを学部としては期待している。

インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性（3-11）

5 プログラム導入に伴い、国際学部では「企業インターンシップ」と「学校インターンシップ」を専門科目として単位認定（それぞれ 2 年次以上の学生が対象、選択、2 単位）することとした。これらの科目は「国際研究特講科目」として、「HIROSHIMA and PEACE」などと同じ科目群に区分されている。ちなみに、2007（平成 19）年度に導入

したこれらのインターンシップで単位を修得したのは、「企業インターンシップ」14 名、「学校インターンシップ」5 名である。

まず「企業インターンシップ」についてであるが、一般企業へのインターンシップに参加する学生は従来も見られたが、これを体系化し、かつ事前事後の指導を学部専任教員が担当することで、単位化を行うこととしたのがこの科目である。インターンシップ先は、官公庁のほか、各種企業や NPO などがある。事前研修としてマナー修得と派遣企業に関する事前調査を国際学部専任教員の指導のもとに行う。またインターンシップ研修は夏季休暇中の 1〜2 週間程度で、全員が業務日誌を提出するほか、受入先による学生の評価と学生のインターンシップ報告書の提出が義務付けられている。また、事後報告会として、インターンシップ参加者全員による報告会が実施されている。

次に、「学校インターンシップ」は広島市立小・中・高等学校等の教育現場で児童生徒への教育活動の補助を行う学校支援活動である。参加学生には、学部専任教員によって事前指導が行われ、教育委員会 HP や大学の閲覧ファイルを参照しながら活動計画書を作成し、学校に出向くときの注意事項や守秘義務について学ぶ。実際のインターンシップはトータル 60 時間以上の学校での活動が求められる。国際学部学生の主な活動は、総合的学習における国際理解教育や英語教育、授業補助や教材作成補助、などである。インターンシップ参加後には、活動報告と活動記録簿の提出が義務付けられており、受入学校からの活動報告も併せて総合的に成績評価が行われる。

このように、国際学部で行っている「企業インターンシップ」も「学校インターンシップ」のいずれも、学生が単に企業や学校に出向いて研修を受けるだけの制度ではなく、事前事後指導も学部専任教員をあてて実施しており、実施体制は適切であると考えている。

ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性（3-12）

国際学部ではボランティア活動の単位認定は実施していない。

国家試験につながりのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、カリキュラム編成の適切性（3-13）

国家試験とは言えないが、国際学部では、学部の卒業単位条件を満たし、かつ教育職員免許法によって定められている所定の単位を修得した学生に「中学校教諭一種免許状（英語）」と「高等校教諭一種免許状（英語）」が与えられる。さらに、主に本学芸術学部学生を対象としているため、実態としては国際学部生による取得は少ないが、博物館法によって定められた所定の単位を修得すれば「学芸員資格」が取得できる。

教員免許状取得に必要な科目は「教職に関する科目」と「教科に関する科目」から構成されるが、前者（科目一覧の詳細は『学生便覧』p. 53 参照）については、教育職員免許法によって定められた科目をすべて充足している。後者については、既に前節で述べたように、国際学部では 2 年次、3 年次も継続して英語関連科目が受講できるようになっている。教科に関しては中学校、高等学校ともに 20 単位以上の単位修得が求められており、学部では 28 科目、計 54 単位が提供されている（このうち必修科目は 10 科目 18 単位）。科目数、単位数とも教育職員免許法に求められている倍以上の科目が提供されて

おり、教職に関するカリキュラム編成は適切であると考えている。
学芸員資格に関しては、教職関係の 2 科目（教育原理、教育方法・技術論）以外に、芸術学部の教育課程に含められている科目を追加で 20 単位（実習 3 単位を含む）受講しなければならず、国際学部生によるこれの取得者は実態としてはほとんどない。

Ⅲ　単位について

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性（3-14）

各授業科目は、授業形態によって単位数が決められ、『学生便覧』（pp. 5-6）にもこれが明記されている。1 単位の履修時間は、原則として教室内及び教室外をあわせて 45 時間とし、おおむね次の基準により計算している。

（ア）講義については、教室内における 1 時間の講義に対して教室外における 2 時間の準備のための学修を必要とするものとし、15 時間の講義をもって 1 単位とする。
（イ）演習について、教室内における 2 時間の演習に対して教室外における 1 時間の準備のための学修を必要とするものとし、30 時間の演習をもって 1 単位とする。
（ウ）実験及び実技の授業については、原則として学修は実験室及び体育館等で行われ、30 時間の実験及び実技をもって 1 単位とする。
（エ）実習の授業については、学修はすべて実習等で行われ、30～45 時間の実習をもって 1 単位とする。

これらの基準にそって、講義は週 1 回 2 時間換算で半期 2 単位、演習は週 1 回 2 時間換算で半期 1 単位と設定している。国際学部教育課程で提供されている科目の多くはアの「講義」科目であるが、これに該当しないイ「演習」科目及びウ「実技」科目は以下のとおりである（ウの「実験」科目及びエ「実習」科目に該当するものは国際学部にはない)。

（イ）全学共通系科目として提供されているすべての外国語科目（英語、第二外国語)。全学共通系科目の「一般情報処理」。ゼミ形式で行われる専門基礎及び専門科目（「基礎演習」、「発展演習」、「専門演習」及び「卒論演習」)。言語・コミュニケーションプログラムの「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」。
（ウ）「体育実技Ⅰ・Ⅱ」

国際学部教育課程のすべての科目は、全学で決められた上記の単位数の規程によって単位設定がされており、その方法は妥当であると判断される。学部で新規の科目が追加される場合も、例外なくこれらの基準が適用され、学部教務委員会での検討を経て、学部教授会で最終決定が行われる仕組みである。

国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第 28 条第 2 項、第 29 条）（3-15）

本学では、2003（平成 15）年度より教育ネットワーク中国（前「広島県高等教育機関連絡協議会」）に加盟し、加盟大学で提供される科目を履修した場合には、いわゆる単位互換による単位認定を行っている。単位認定にあたって国際学部では、他大学提供科目

を本学の総合共通科目、専門科目、自由科目の 3 通りに分類し、それぞれに応じた単位認定を行っている。

互換科目のうち、総合共通科目に該当する科目と判断された場合は、国際学部総合共通科目として認定する。卒業に必要な総合共通科目単位数は国際学部では 16 単位であるが、このうち 4 単位を互換科目で満たすことが可能である。専門科目についても 4 単位を互換科目（専門）の上限としている。さらに、総合共通科目あるいは専門科目の単位として認定されない互換科目を履修した場合には、自由科目として単位を認定する。この自由科目には、履修単位数の上限はない。

次に、海外提携大学に派遣された学生が派遣先大学で単位を取得した場合は、当該学生が本学での読み替えによる単位認定を希望すれば、次の手順で合否判定が行われる。まず、当事者から単位認定に必要な書類が学部教務委員会に提出され、教務委員会は当該科目を専門とする、あるいは専門にもっとも近い学部内の専任教員に合格に相応しいかどうかの判断を仰ぐ。その結果を基に、教授会で科目内容を審議し、最終決定される。この制度で認定される単位数の合計は学則（「広島市立大学派遣学生及び特別聴講学生に関する規程」『学生便覧』pp. 194-197）で定められており、上限は 30 単位である。これまで第二外国語などの総合共通科目、あるいは学部専門科目で単位認定が行われてきたが、実際にはこの上限に届いたケースはない。

このように、国際学部における単位互換による認定は、国内外を問わず、学部の教育課程に照らし合わせて当該科目が有益と認められるものについてのみ教授会の議を経て認めており、大学設置基準 28 条第 1 項の条件を満たしている。また互換単位数も同 28 条第 2 項に定められた上限 60 単位以内で行われており、この条件も満たしている。

本学入学前の既取得単位認定については、高等学校教育課程で取得済みの単位と、他大学退学ののち本学を受験しなおした学生が前の大学で取得した単位の認定の２つが国際学部には該当する（国際学部には編入制度はなく、これに伴う単位認定は該当しない）。

前者については、2006（平成 18）年度に学部専任の外国語担当者から、高校時に取得した外国語単位の読み替えを検討してほしいという要望があり、学部将来構想委員会で外国語を含め、高校時までに修得した単位を認めることの是非が検討された。その結果、大学入学前の教育課程で取得した単位の認定はその必要性が認められないため、審議を打ち切った。その理由は、単位認定に該当する科目が実際にはほとんどないことと、既習の第二外国語科目（例えば高校でフランス語を学習したような場合）であっても、高校時までに受講した外国語科目は大学のそれと同等とは見なせないこと、さらに国際学部は多言語の学習を奨励しており、高校時までの外国語と同じ科目を必ずしも履修しなくてもよいこと、である。

本学を再受験した学生の他大学受講科目の単位認定については学則「広島市立大学既修単位認定」（『学生便覧』p. 182）に定められており、これを基に教授会の議を経て決定される。ただし、認定される科目は、「全学共通系科目」及び「外国語系科目」に限定されており、専門科目については適用されたことはない。また、単位認定が行われた場合の代替措置として、認定された科目の代替科目を受講するように指導するなど教育的措置をとることが、この規程には求められている。したがって、単位認定が認められたとしても、学部の求める卒業単位数そのものが変わるものではない。

以上のとおり、本学入学前の既修単位に関しても、大学設置基準第 29 条の条件をすべて満たしており、設置基準を充足している。

国際学部の国内外の大学等での学修の単位認定については以上のとおりであるが、実

態としては単位認定や読み替えを希望する学生は年間を通してもそれほど多いわけではない〔本学の単位互換協定に基づく単位認定状況については大学基礎データの表４（単位互換協定に基づく単位認定の状況）参照〕。加えて、近年の傾向として、単位互換による学生の動向は、本学への受入数が他大学への派遣数よりも多いのが実態である。単位互換による単位認定は、本学部で提供されていない科目を学生が履修できる点が長所である。しかし、その一方で、他大学で提供されている科目が本学部提供科目の内容と重複している、あるいは移動時間がかかり実効性に乏しいなどの問題点がある。国際学部の場合は、毎年の単位互換を維持する際の事務作業コストに比して、実際に国際学部学生が得られるベネフィットが小さいことも問題である。

全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合（3-16）

国際学部教育課程の開設授業科目における専兼比率は基礎データの表 3 に示すとおりである。表中の数字を集計して分析すると、前期開設科目については教養教育 75 科目中、48 科目（64%）が、専門科目については 216 科目中、203 科目（94%）が専任教員によって行われている。同じく、後期は、前者が 81 科目中、47 科目（58%）、後者が 215 科目中、203 科目（94.4%）を専任教員が担当している。

2008（平成 20）年度開設科目（英語科目のように、一つの科目が複数教員によって開講されている場合には、個々にカウント）を参考に、専兼比率をもう少し細かく分析してみると、下表（国 3-12）のようになる。

表　国 3-12　国際学部教育課程科目の専任教員担当比率

科目群名称	前後期開設科目数	専任担当者数	非常勤	専兼比率(%)
全学共通系科目				
総合科目（３学部教員連携）	10	10	0	100.0
共通科目Ａ（国際学部教員担当）	14	12	2	85.7
共通科目Ｂ（情報科学部教員担当）	10	10	0	100.0
共通科目Ｃ（芸術学部教員担当）	7	7	0	100.0
一般情報処理（情報科学部教員担当）	2	2	0	100.0
保健体育科目（国際学部教員担当）	7	3	4	42.9
外国語科目				
ＣＡＬＬ英語集中 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	4	4	0	100.0
英語応用演習 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	34	6	28	17.6
第二外国語 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	34	16	18	47.1
教職関係の科目	19	9	10	47.4
専門科目				
専門基礎科目（入門科目は除く）	44	44	0	100.0
５プログラム科目（入門科目を含む）				
多文化共生	31	26	5	83.9
言語･コミュニケーション	19	19	0	100.0
国際政治･平和	18	18	0	100.0

公共政策・NPO	27	25	2	92.6
国際ビジネス	15	15	0	100.0
英語特講	6	6	0	100.0
英語特論	13	6	7	46.2
国際研究特講	3	3	0	100.0
専門演習 Ⅰ・Ⅱ	学部全教員	学部全教員	0	100.0
卒業論文	学部全教員	学部全教員	0	100.0

上表のとおり、多くのカテゴリーで 80%以上の科目を学部専任教員が担当しているが、専兼比率が極端に低い科目群が１）保健体育科目、２）英語関係科目（英語応用演習と英語特講)、３）第二外国語科目、４）教職関係科目であることが分かる。1～3 が低い事由は、開学以来、本学が教養教育専任の担当者を置かない方針であることにある。併せて、国際学部専任教員は他学部の保健体育関係、英語科目、第二外国語科目も担当しており、専任教員で充足できない科目は非常勤講師をあてているからである。ただし、これらの科目に関しては、少人数クラス運営の必要性から、非常勤講師への依存度が高いが、専任教員も当該科目の一部を必ず担当しており、カリキュラム設定や学生対応など科目運営においては国際学部専任教員が責任をもつ体制をとっている。

次に４の教職科目の専任教員の割合が低いのは、本学部が教員養成を専門とする学部ではないため、教育職員免許法によって求められている科目の多くを学部専任教員だけでは充足できないからである。

さらに英語について少し付言しておきたい。本学では CALL 導入で少人数の専任教員で 3 学部の学生をまとめて教育できるようにすることと併せて、「英語応用演習」は少人数クラスで英語を直接用いた会話や作文などの指導ができる体制とした。これには多くの英語母語話者教員（ネイティブスピーカー）やそれに匹敵する教員をあてる必要があり、そのことも非常勤講師に依存する割合を高くしている。一方で、国際学部専門科目として提供している英語（英語特講科目、英語特論科目）はそれらの多くを学部専任教員で行っている。ただし、英語特論科目で専任教員の比率が若干低いのは、上記４の教職関係科目のそれが低いのと同じ理由で、教科に関する教職専門科目を専任だけで充足できないからである。

兼任教員等の教育課程への関与の状況（3-17）

前記 評価項目 3-16 を参照されたい。

【①　教育課程等（学士課程）に関わる点検・評価】

「長所」

国際学部教育課程の主な長所として挙げられるのは次の 3 点である。

（ア）教育課程内の役割分担の明確化

学部では、５プログラム導入に伴い、教養教育、専門基礎科目、専門科目の位置付けを明確にした。それは、これらの科目を有機的に繋げ（到達目標イ)、学部が目指す幅広い教養教育と学際性（到達目標アとウ）を実現し、行動力ある学生を育てる目的（到達目標オ）からである。学際性については、本学開学以来、理念としては謳われていたものの、「政治」、「経済」、「文化」の 3 系列による縦割りの教育課程では、具体性に乏しか

ったと言わざるを得ない。また教養教育の重要性が主張されながらも、国際学部の専門教育とどのように繋がるのかも今一つ不明確であった。これらを立体的に関連付けることで、教育課程内のサブカテゴリーの役割が分かりやすくなった。

（イ）専門基礎科目の充実

専門基礎科目の見直しは、学部将来構想委員会、その下部に設置された専門委員会、学部教務委員会、そして教授会を通じて、学部の総意として行った改革である。まず、従来、学部生に不評であった「国際研究入門」科目は過去の授業担当者の意見をコーディネータが集約するなどして、問題点を挙げ改善に努めてきた。その結果、前、後期の開講を前期のみとし、さらに国際学部で学ぶことについての講義や、５プログラムそれぞれの担当者によるオムニバス講義とすることで、学部の入門科目としての位置付けをより明確にするなどの工夫をした。一方でこの科目の講義回数を減らすかわりに、５プログラムの入門科目を充実させることとした。次に「基礎演習」については、専門委員会を立ち上げ、過去にこの科目を担当した教員や受講生の意見を聴取したり、授業で使うのに相応しい教科書や参考資料の候補を学部全教員に対してアンケート調査するなどして、徹底した改革に努めてきた。このように学部では専門基礎科目の体系化と充実を学部改革の目玉と位置付けてきた。具体的な成果は、新課程で学んでいる学生が 3 年次、4 年次に進級するまで待たなければならないが、少なくとも従来の問題の多くは解消できつつある。

（ウ）行動力を育成する科目の設置

国際学部の理念、目的は講義科目を受身的に受講するだけで成し得るものではない。そこで、学部の５プログラム改革と平行して、学部では学生の実践的能力を育成することを念頭に、新規科目の設置や既存科目の内容変更を検討してきた。これには二つのことを行うこととした。一つは、「HIROSHIMA and PEACE」やこれに続く「Advanced HIROSHIMA and PEACE」の新規科目追加、「企業インターンシップ」、「学校インターンシップ」の単位化、英語で行われる専門科目の追加、などが該当し、こうした科目の追加は今後も必要に応じて検討される。もう一つが、開学以来、学部が重視してきたゼミ形式による少人数教育の徹底である。すべての授業を少人数化することは困難であるが、学部では 1 年次～4 年次まですべての学年で継続してゼミを開講し、ゼミ担当者は学生のアドバイザーの役割も果たすことで、より手厚い指導ができる体制とした。

「問題点」

国際学部では、次のような問題があったことから、2004（平成 16）年から 3 年間を費やして学部の教育改革を手がけてきた。

（ア）開学以来、学部は「政治」、「経済」、「文化」の 3 系列で構成され、学部生はそのいずれかを専修系列と称して事前登録し、履修単位条件を満たす必要があった。しかし、この制度には柔軟性がなく、学部教育理念である「学際性」に十分即していなかった。

（イ）さらに、「国際学部」という名称から受ける印象は様々で、これらの既存の学問体系に基づいた 3 系列の名称では具体的に何を目標とする学部であるのか、内外に十分伝わらなかった。

（ウ）学部専門科目の「基礎演習」は開学以来、学部に設置された科目ではあったものの、担当教員間によって指導内容のバラツキが目立つこと、またそうしたことが原因で一部のゼミ受講生からは不満が出ていた。

（エ）1 年次の「基礎演習」だけでは、学部が必要とする基礎学力の養成が十分できていない。かつ 2 年次にゼミがないことから、学生指導（例えばアドバイザー）に空白ができてしまっていた。
（オ）学生の行動力を引き出す授業科目が少なかった。

2007（平成 19）年度に導入した学部の新教育課程ではこれらを極力改善してきた。しかし、次の点ではまだ検討が十分だとは言えない。

（ア）新教育課程が肝心の学部生にどのように評価されているのかについて調査が行われていない。
（イ）学際性を意識して５プログラムの導入に踏み切ったが、学部生がその意図を十分に理解し、一つのプログラムに極度に偏重することなく、受講を行っているかどうかについて調査が必要である。
（ウ）行動力を身に付ける科目（「HIORSHIMA and PEACE」や「企業インターンシップ」、「学校インターンシップ」など）をすべて学部生が受講しているわけではない。学生のニーズを幅広く取り入れて、さらにこれらに類似する科目の導入を図る必要はないか検討を要する。
（エ）５プログラム導入に伴い、学部教員の授業負担が相対的に増え、かつ大学全体や学部内の業務負担もかなり増えている。教員の本来の任務である教育、研究に十分な時間が確保されているかどうかを調査する必要があると同時に、学内業務の見直しやさらなる効率化を図る必要がある。
（オ）成績基準については大学全体で決められているものの、現在全学教務委員会で検討が進められている GPA の導入や成績基準の厳格化などを学部として検討する必要がある。
（カ）国際学部が外国語教育を重視している割には、2 年次の第二外国語受講生数は決して多いとは言えない。これは過去に再三にわたって議論されてきたことで、解決は容易ではないが、学部教育にとって語学教育が重要であることを学部生に理解させるための更なる努力が必要である。

【①　教育課程等（学士課程）に関わる改善方策】

学部の新教育課程はまだ開始から２年しか経っていないため、これを伸ばすためにも、そしてその問題点を解決するにも、次の改善方策は不可欠である。

（ア）新教育課程を、同課程内の各プログラム内やプログラム間で具体的に評価する制度や委員会を設ける必要がある。これについては、学部自己評価委員会で問題を取りまとめ、既に学部将来構想委員会に議題として提出している（2008（平成 20）年 6 月）。新教育課程で学んだ学生が３年次になる 2009（平成 21）年度には、教育効果や実態を評価できる段階に達するので、その時期を目処に、学部評価委員会の立ち上げや評価制度を検討することにしている。
（イ）新教育課程導入に伴い、学部生にはその特徴や旧教育課程との違いなどを年度始めの学生ガイダンスを通じて伝えてきた。しかし、これから受験してくる高校生や、高校進路指導教員にこうした情報が十分伝わっているとは限らない。今後は、学内外の広報活動をいっそう強化し、学部の特徴について説明していく必要がある。大学全体や学部では既に広報にこれまで以上に時間と労力を費やしており、今後もこの方向を維持、発展させていく。

（ウ）教員の学内業務負担については、その実態を調査し、教育や研究に支障が出ていないか調査する必要がある。教員間の負担量にもかなりばらつきがあるのが実態であり、今後はこうした学内業務の均等化をどのように進めるかについても、学部将来構想委員会を通じて議論する。

② 教育方法等

【現状説明】

Ⅰ 履修指導

学生に対する履修指導の適切性（3-18）

国際学部では、入学時及び進級時などにおいて、履修指導を組織的に行っている。履修指導は、（1）学部教務委員会を中心とした学年別履修ガイダンスの実施、（2）教員による個別指導、（3）事務局教務学生支援課による随時の履修相談受付の 3 本立てである。

（1）学部教務委員会による学年別履修ガイダンスの実施

新入生ガイダンスは 4 月上旬に実施している（例年、入学式の翌日からの 2 日間)。同ガイダンスでは、履修に関する基本的な情報を学部教務委員会が提供し、学生生活全般については学部学生委員会、進路に関しては事務局教務学生支援課就職キャリア形成支援の担当者が説明するほか、先輩の在学生が国際学部でのキャンパスライフについてプレゼンテーションを行う。

新入生ガイダンスに続き、学部では 2 年次と 3 年次学生に対しても新学期ガイダンスを行っている。2 年次生向けガイダンスでは、それぞれの専門分野での履修に関する注意事項や、必修科目の履修指導を行うほか、専門演習登録までの情報を学部教務委員会が提供、支援する。3 年次生向けガイダンスでは、卒業論文執筆までの履修確認とともに、事務局教務学生支援課就職キャリア形成支援担当者による進路指導ガイダンスが重要なトピックとなっている。なお、それぞれのガイダンス時に、学生は自分の成績表を受け取り、履修状況や単位数について自ら確認する。

上述のとおり、国際学部生は 4 年間を通じて演習（少人数ゼミ）に所属するため、後期には、学部教務委員会が次年度演習の履修登録ガイダンスを実施している。10 月には 2 年次生向けの「専門演習」登録ガイダンス、1 月には 1 年次生向け「発展演習」登録ガイダンスを実施し、それぞれの演習のねらいやシラバスの説明が行われる。学生はガイダンス内容を踏まえて次年度の登録演習を希望し、学部教務委員会が必要に応じて調整して登録演習を決定する体制となっている。

（2）個別履修指導

（ア）履修相談日の設定

学生別の履修指導は、学部教務委員会が個別相談に応じる履修相談日を学部で設定している。前期は、4 月の履修登録期間中に学部教務委員会が履修相談日を 2 日間設け、個々の学生の履修相談に教務委員がマンツーマンで応じる。後期は、10 月の履修登録期間中に履修相談日を 1 日設けて個別の履修相談を教務委員が受けるほか、2 年次生を対象とした専門演習登録手続ガイダンスを行い、学生の履修がスムーズに進むよう支援している。こうした個別指導は有効に機能しており、履修相談の不備や不十分さを指摘する意見や不満は、これまでのところ、教員、学生のいずれからも特に聞かれない。

（イ）演習指導教員による個別履修指導
国際学部では、上記ガイダンス以外の機会でも、オフィスアワーなどを利用し、学生の履修、その他の相談に対して、教員がひとりひとりの学生に対応するチューター制度を導入している。1 年次生は基礎演習担当教員、2 年次生は発展演習担当教員、3 年次生は専門演習指導教員、4 年次生は卒業論文指導教員がそれぞれの学生から個別相談を受け、履修指導を行うとともに、関連委員会との情報共有に努めている。

（3）事務局教務学生支援課による履修相談受付
事務局教務学生支援課は、教員による履修指導と並行して、随時、学生の履修相談を受けている。

以上のように、国際学部では、学年別のガイダンスや学期毎の履修相談日設置などのほか、少人数教育の特性を活かし、学生へのきめ細やかな指導に留意している。とりわけ学生の入学時及び進級時には、次項目で述べるような点に注意して履修指導を組織的に行っている。

留年者に対する教育上の措置の適切性（3-19）

国際学部には留年制度がなく、基本的に学生は 4 年次まで進級する。しかし、履修単位数の少ない学生や、留学や経済上の理由など様々な理由で休学して復学する学生は、事実上休学時の学年のカリキュラムを履修することになるので、実情は留年に近い状況であり、こうしたケースの履修指導に関しては、学部教務委員会及び演習指導教員が個別に対応している。

（1）低単位修得者に対する教育上の配慮
学部教務委員会では、学期ごとに各学生の履修単位数を確認し、それぞれの学年において平均的な修得単位数を大幅に下回る単位数しか修得できていない学生に対しては、学部教務委員会及び学部学生委員会と演習指導教員が情報を共有しつつ、個別学生の状況に応じた履修指導を行っている。必要な場合には、指導教員、またはいずれかの委員会委員が、直接本人に連絡を取る、あるいはそれが難しい場合には保護者に連絡をとるなどの措置を適宜行っている。

（2）休学及び復学に伴う教育上の配慮
留学等の理由で休学する学生に対しては、まず休学前に、当該学生のチューターにあたる演習指導教員が、休学の理由を含め学生の状況について個別に確認した上で、教授会が休学を審議する体制となっている。当該学生の復学時には事務局教務学生支援課が個別相談を受けるほか、復学前に学部教務委員会や学部学生委員会などの担当教員の連絡先を合わせて伝え、復学後の履修がスムーズにいくような支援体制をとっている。復学後は、学部教務委員会が当該学生の履修状況を確認し、必要な場合には演習指導教員との情報共有と履修指導を行っている。

科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性　（3-20）

国際学部は、主として外国語系科目や資格取得関連科目、そして国際学部専門教育科目に科目等履修生として社会人を毎年数名ずつ受け入れている。下表（国 3-13）は最近5年間の実績である。受け入れに際しての合否判断は、広島市立大学科目等履修生規定に基づいて学部教務委員会が履歴等必要書類を確認し、国際学部教授会が認めることとなっている。これらを通じて、当該科目を受講する能力を備えているかどうかを事前に判断しているため、受入後に特に教育指導上の配慮が必要と思われる事態は、過去に発生していない。国際学部の科目等履修生受入制度は、社会人の再教育や生涯教育の一環として、一定の役割を果たしている。

表　国 3-13　科目等履修生の受入実績（最近の 5 年間）

年　度	2004	2005	2006	2007	2008
人数	9	14	16	15	9
科目数（延べ）	21	30	57	49	39

※2008 年度は前期のみ。

Ⅱ　成績評価法

厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性　（3-21）

（1）成績評価基準の明示

2007（平成 19）年度大学設置基準の一部改正に伴う教育研究上の目的の明確化に従い、国際学部教授会では、各講義科目のシラバス作成時に、成績評価方法を各教員が明記して学生に周知することを徹底した。4 月初旬に学生に配布される『講義概要』には、科目名、単位数、担当者名、履修時期、履修対象、講義の概要、講義のねらい、受講要件、受講生への要望、講義内容、評価方法、教科書等、担当者のプロフィールなど、統一された 13 項目について記載されている。このうち、評価方法に関しては、科目ごとの講義内容に応じて、平常点（出席）、レポート、定期試験のいずれか、あるいはそれらの組み合わせでなされていることが『講義概要』に明示されている。

なお、全学生に配布している『学生便覧』に収録されている広島市立大学履修規定第 10 条第 3 項では、定期試験を受けるためには授業実施回数の 3 分の 2 以上の出席が原則として必要である旨が明記されている。

（2）厳格な成績評価の仕組み導入の試み

2008（平成 20）年 6 月、国際学部教授会は、学修の到達度をより明確に示すことを目的として、成績評価基準を従来の四段階評価（優、良、可、不可）から五段階評価（秀、優、良、可、不可）に変更することを承認した。今後、全学での学則等の変更及び成績管理システム更新などの必要手続を経て、順調に行けば 2010（平成 22）年度入学生から五段階評価に移行する予定である。

同時に、GPA（Grade Point Average）制度導入及び導入時の具体的な運用方法に関して、2008（平成 20）年度末を目処に学部で検討することが同教授会で承認された。

履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性（3-22）

（1）履修科目登録の上限設定

国際学部では、1 年次生及び 2 年次生が 1 学期に登録できる履修登録上限単位数を 26 単位に設定している（1 年間換算で 52 単位)。ただし、集中講義（「CALL 英語集中」Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳを除く。）及び国際学部教育課程に含まれていない教職等に関する科目は、履修登録上限の対象とはしていない。なお、52 単位に設定した理由は以下に述べる。

（2）運用の適切性

2008（平成 20）年度評価水準の目安である年間 50 単位を 2 単位超過している理由は、国際学部 1 年次生が 1 学期に履修する必修単位の比率が高いからである。具体的には、1 年次生は前期に必修として、外国語系科目 4 単位（第二外国語を含む。)、一般情報処理 3 単位、保健体育科目 2 単位（実技の場合は 1 単位)、専門基礎科目 3 単位の計 12 単位を履修する。また、卒業要件となっている全学共通系科目 16 単位のうち約半分を 1 年次の 1 学期で履修すると想定され、1 年次生は 1 学期に 20 単位前後を卒業要件に必要不可欠な単位として履修することになる。1 年次生は、それらに加えて国際学部専門科目の中から、5 つのプログラムの入門科目（1 年次配当科目）を選択で履修する。1 学期の履修上限 26 単位とは、必修科目及び 1 年次履修を推奨される全学共通系科目の履修を除いた、国際学部専門科目の選択履修を 3 科目 6 単位程度に設定したものである。これらの事情から判断し、1 学期 25 単位ではなく、26 単位とした履修科目登録の上限設定は妥当であると学部教授会で判断した。

各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性（3-23）

各年次及び卒業時の学生の質を検証するために、国際学部では、出席、試験、レポートなどによる単位認定が基本となっている。また、国際学部では学部教務委員会が以下の方法により、各年次及び卒業時の学生の質を検証する体制をとっている。

（1）各年次における学生の質の検証

前述のとおり国際学部に留年制度はないが、国際学部教務委員会が、学期毎に各学生の履修単位数を確認し、履修単位数の少ない学生については、個別に状況を把握し、必要に応じて演習指導教員と連携しつつ、履修指導を行っている。

（2）卒業時の学生の質を確保する方途

卒業時の学生の質を確保するための方途の一つとして、3 年次終了段階で国際学部教授会が、卒業論文着手判定を行う体制をとっている。国際学部の卒業論文 4 単位は必修単位であるが、卒業論文に着手するためには、3 年次終了段階で卒業必要単位数 131 単位のうち、80 単位以上を取得済みであることを目安としている。

（3）卒業時の学生の質を検証するための方途

卒論演習ごとに卒業論文報告会を実施するほか、卒業論文指導教員の推薦する論文を国際学部教員が審査して、優秀な卒業論文に対して卒業式当日に表彰する制度を導入している。「卒論グランプリ」と呼ばれるこの制度は 2005（平成 17）年度に導入され、最優秀賞 1 編、優秀賞 2 編、佳作数本が毎年選ばれる。

Ⅲ　授業形態と授業方法

授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性（3-25）

国際学部の専門科目において、プログラム専門科目は基本的に講義形態をとる。1 年次に配当されているプログラム入門科目の受講生は 40 名から 100 名程度、2 年次以降の専門科目 1 科目当たりの受講生数は、平均 32 名程度となっている（詳細は前項の国　表 3-7 と表 3-9 参照）。そのほかに、1 年次から 4 年次まで必修科目として設定している演習は、10 名前後の履修を目安としている。演習については、少人数で実施することにより、指導がより効果的となるよう配慮している。

本学部の専門プログラム科目を横断する国際研究特講科目は、基本的に、講義と演習、あるいは講義と実習を組み合わせた授業形態をとっている。例えば、国際学部の特性を活かした科目である夏季集中講座「HIROSHIMA and PEACE」は、3 ヶ月の事前英語研修と夏季 2 週間 30 時間以上の英語による集中講義及び演習や実習を組み合わせて 4 単位を設定している。事前英語研修は、ティームティーチングによる徹底した指導で、英語討論能力と表現力、広島や平和問題について英語で発信できる能力などを高めることを目的とし、共通語として英語のみを使用する研修である。海外からの受講学生に対しては、事前英語研修分の 1 単位を除く 3 単位の単位認定をしているが、本学部では他の講義科目と比しても高密度の講義、演習、実習の組み合わせとなっている実態から、妥当な単位設定といえる。

多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性（3-26）

国際学部が提供する科目のうち、多様なメディアの活用が最も進んでいるのは CALL を利用した英語教育である。2003（平成 15）年度文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」に採択され、全学部を対象とした CALL を中心とした英語教育の整備が行われ、現在に至っている（CALL についての詳細は評価項目 全 3-4 参照）。

さらに、学部では学内の情報処理センターの協力により、授業映像のアーカイブ化に努め、これを教材として利用している。これまでにアーカイブ化された教材は、図書館ガイダンス映像、教職ガイダンス映像、「HIROSHIMA and PEACE」講義、共通科目ビデオ、学部の一部の専門科目ビデオなどがある。図書館関係のものは 1、2 年次の「基礎演習」、「発展演習」などで利用されている他、教職科目、「HIROSHIMA and PEACE」の事前英語研修など、学部専門科目や教職関係などで必要に応じて適宜利用されている。

これらのメディアが教育利用されている反面、本学の語学センター内の教室と、一部の講義用教室を除くと、本学の教室設備は多用なメディアを活用した授業を行いたくても、教室整備が十分行われていない実態がある。学内 LAN への接続を容易にしてインターネット情報を授業で活用することや、ビデオ、DVD などの教材をあまり複雑な提示装置の操作をしなくてもできるよう教室整備に努める必要がある。

Ⅳ　教育改善への組織的な取り組み

教育上の効果を測定するための方法の有効性（3-28）

（1）試験方法

国際学部では、平常点、レポート、定期試験などを用いて、学習上の教育効果を測定している。平常点としては、出席点が基本であるが、加えて、毎回の講義の内容について理解度を問う形式の受講票提出を導入している講義もある。定期試験は、原則として、出席 3 分の 2 以上で受験資格があり、試験開始時間から 20 分以上の遅刻を基本的には認めていない。

（2）授業アンケート

国際学部では、少人数ゼミ及びオムニバス講義を除くすべての授業科目で、統一した項目による授業アンケートを行っている。質問項目は、講義内容に応じて、講義科目、外国語系科目、CALL 英語集中、保健体育科目（体育実技科目）ごとに統一されており、授業の進め方、授業の内容、学生自身の授業に対する取り組み、総合評価の 4 分野にわたり、5 段階評価である。少人数ゼミはアンケート回答者が特定されやすいため、またオムニバス講義は講義担当回ごとに学生からのフィードバックを受ける体制となっているため、統一項目による授業アンケートからは除外している。ただし、オムニバス講義の場合でも、講義担当者が希望する場合には統一項目による授業アンケートを実施することとしている。

授業アンケートの結果は、①各授業担当教員へ送付（各授業別集計及び自由記述一覧表）、②学長、副学長及び各学部長へ集計結果を報告、③企画運営会議委員へ実施結果を報告、④学内限定ホームページで公開（全学集計、学部別集計、学科別集計、研究科別集計、科目区分別集計）して、教員に結果をフィードバックするとともに、学生に公表している。

統一項目による授業アンケートの結果が教員及び学生にフィードバックされることで、教員の教育指導方法改善及び学生の学習の活性化を促す一手段として有効に機能している。例えば、国際学部が提供している外国語科目に関しては、2007（平成 19）年度前期の授業アンケート集計結果によれば、授業の進め方に関しては、5 段階評価（5 がもっとも高い評価）で 3.8 から 4.1、授業の内容に関しては、3.6 から 4.1、授業に対する取り組みについては 3.3 から 4.6、総合評価は 3.5 から 4.0 という結果が出ている。また、全学共通系科目を含む講義科目については、授業の進め方に関して 3.4 から 3.7、授業の内容は 3.4 から 4.0、授業に対する取り組みは 2.1 から 4.6、総合評価は 3.5 となっている。

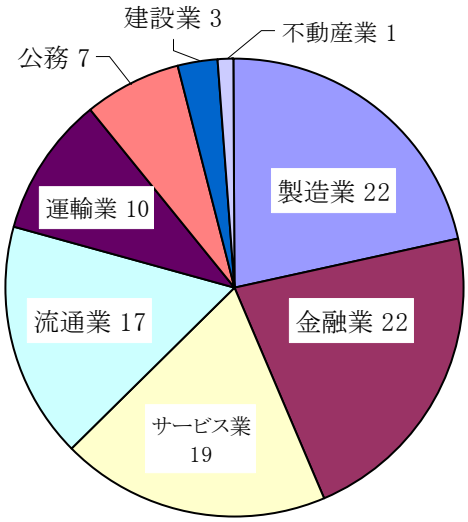
授業アンケートのこれまでの結果によると、国際学部教員による講義の進め方や授業内容については全学の平均以上の評価が出ているのに対し、学生自身の取り組みにおいて、出席率の高さに比して、授業時間以外での自習（予習や復習）時間が相対的に低いことがうかがえる。

卒業生の進路状況（3-29）

（1）就職率及び就職先の業種

大学基礎データの表 8（就職・大学院進学状況）に見られるように、国際学部では、2007（平成 19）年度卒業生 104 名のうち、民間企業に 82 名、官公庁に 5 名、教員採用 1 名が求職し、求職率は 84.6%である。このうち、就職（決定）率は 97.8%にのぼり、文部科学省・厚生労働省調査による全国平均及び中国･四国地区の大学平均と比べても、高い水準を維持している。2006（平成 18）年度の就職率と 10 月段階で比較すると、男子学生の内定率が 20.3%も増加し、国際学部全体の内定率を押し上げた。学生の就職先

図　国3-2 就職先業種



は約 4 割が広島県内（40%）で、これに続き関東地域（32%）、関西地域（15%）、その他の地域（13%）となっており、前年度と比較すると県外への就職が約 1 割強増加している。

業種・職種では、上図に示しているとおり、製造業（22%）、金融業（22%）、サービス業（19%）、流通業（17%）、運輸業（10%）、公務（7%）、建設業（3%）、不動産業（1%）となっている。幅広い業種・職種への就職は、多様な関心をもつ国際学部生の特性を反映したものである。また、2007（平成 19）年度は高校英語教員に 1 名が現役で合格した。

（2）進学率

大学基礎データの表 8（就職・大学院進学状況）によれば、国際学部卒業生の進学率は、2007（平成 19）年度では大学院進学 2 名で 2%、2006（平成 18）年度では大学院進学 5 名、その他 2 名で計 6.9%、2005（平成 17）年度では大学院進学 7 名、その他 6 名で計 12.4%である。

学生の学習の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロプメント）及びその有効性（3-30）

（1）授業アンケートの実施

全学統一項目により実施されている授業アンケートに関しては、評価項目 全 3-30 及び全 3-32 並びに前記 評価項目 3-28 を参照されたい。

（2）教員アンケートの実施

各授業担当者へ授業アンケートを返却する際に、教員アンケートへの記入も同時に依頼している。教員アンケートに記載された「学生に対するメッセージ」は、学内限定ホームページで公開されている。また、「授業アンケートや授業環境に対する意見・要望」については、企画運営会議及び FD ワーキンググループにおいて検討し、必要に応じて、

関係部署や委員会に対応を依頼し、要望等を行った教員に対しては対応結果をフィードバックしている。
教員アンケートは、授業アンケートを踏まえた教員から学生へのフィードバックの一環として、有効に機能している。

（3）FD セミナーの実施
2007（平成 19）年度には、①4 月及び 12 月に新任・転任教員 FD 研修会、②7 月及び 3 月に全学教職員を対象とした FD セミナーがそれぞれ実施された。
新任・転任教員 FD 研修会は、建学の基本理念と大学教員の職務、及び授業アンケートの分析結果などがテーマであった。FD セミナーは、各学部の教育活動の実践例を共有するもので、国際学部からは、専門基礎科目でありかつ学部の少人数教育の軸となっている基礎演習改善について報告を行った。
2008（平成 20）年度からは、企画運営会議の直属として新設された FD ワーキンググループが FD セミナーについての発案などを行い、企画運営会議が全学で実施する体制となっている。

（4）国際学部教員によるカリキュラム自己点検のシステム
国際学部では、学部の教育目的をより効果的に達成するために、５つのプログラムの教員がそれぞれのプログラムのカリキュラムを自己点検し、必要に応じた改善を毎年行える体制をとっている。具体的な提案は、各プログラムの教員によるプログラム教育検討会議が行う。プログラム教育検討会議は、新設科目の提案、プログラム入門科目の改善、専門科目の再構成などを、実際の学生の受講動向なども勘案しながら議論し、各プログラムの代表が、国際学部将来構想委員会に提案内容を報告する。学部将来構想委員会は、学部の中・長期的視点及び学部全体のカリキュラムのバランスその他を勘案してこれを審議し、カリキュラム改善の方向性を決定する。学部将来構想委員会の決定を受けて、国際学部教務委員会がカリキュラム変更に関わる実務上の作業等を確認し、国際学部教授会が、カリキュラム改善を決定する。教授会が決定したカリキュラム改善は、全学教務委員会による学則変更等を経て、次年度より実施される。

（5）国際学部研究交流の推進
国際学部では、教員間の教育・研究活動の交流を国際学部研究交流委員会が中心となって推進している。研究懇話会では、毎年数名の国際学部専任教員が、専門研究あるいは海外調査研究の成果を学部内教員に公開し、議論を行う。毎年 3 回程度開催される外部講師を招聘するコロキアムは、学部専任教員がコーディネータとなって実施する、国内外の研究者による研究報告会である。国際学部コロキアムは、国際学部教員研究費の学部共通予算によって運営されている。
また、2007（平成 19）年度には、国際学部研究叢書第一号として、『現代アジアの変化と連続性』（彩流社）を上梓した。これは、2002（平成 14）年に本学専任教員 9 名により専門分野横断的に結成されたアジア問題についての定期的な勉強会が、広島市立大学特定研究費（2002（平成 14）年から 2007（平成 19）年）や広島市立大学指定研究費（2007（平成 19）年）などの予算を獲得して、その成果を結実させたものである。国際学部では、学際性を教員が体現するこのような専門分野横断的な研究活動が、オムニバス講義である専門基礎科目「国際研究入門」などの担当を通じても継続して実施されており、国際学部研究叢書は 2008（平成 20）年度以後も継続的に発行される予定である。
その他にも、国際学部専任教員が共同研究員として関わる、他大学との研究交流活動

が積極的に展開されている。2008（平成 20）年 12 月には、大学共同利用機関法人・人間文化研究機構プログラム「イスラーム地域研究」活動の一環として、東京大学及び京都大学と、広島市立大学が共催で行う国際シンポジウム「Nakba Revisited: From Comparative Perspective」が実施された。

シラバスの作成と活用状況（3-31）

（1）シラバス作成の書式統一

本学では、シラバスは全学で統一された書式により、各教員が Web 上で入力する。シラバス入力項目は、科目名、単位数、担当者名、履修時期、履修対象、講義の概要、講義のねらい、受講要件、受講生への要望、講義内容、評価方法、教科書等、担当者のプロフィールなどの 13 項目である。各項目への記述量は、各教員に任されているが、科目名、単位数、担当者名、履修時期、履修対象、講義の内容、評価方法などは入力必須項目であり、全学生に配布する印刷された『講義概要』で 1 科目につき 1 ページ相当の量が平均的である。

（2）シラバスの活用

Web 入力されたシラバスは、印刷されて『講義概要』として 4 月上旬のガイダンスにおいて全学生に配布されるほか、本学ホームページ上でも公開されている。

学生による授業評価の活用状況（3-32）

学生による授業アンケートでは、全学で統一された質問項目のほか、自由記述として、当該授業の良かった点と改善すべき点をそれぞれ具体的に書くことになっている。この自由記述欄に記載された内容は、担当教員にすべてフィードバックされ、担当教員による授業改善に役立てられている。

なお、授業アンケートについては、評価項目 全 3-30 及び全 3-32 も参照されたい。

【② 教育方法等（学士課程）に関わる点検・評価】

「長所」

国際学部における教育方法の長所は、次の 2 点が挙げられる。

（ア）学生が 1 年次から 4 年次まで継続して少人数演習（ゼミ）に所属することで個別の学生の状況にきめ細やかに対応することが可能となり、学生に対する履修指導を学部教務委員会と各教員が協働して行う体制が可能となっている。これは、国際学部が過去数年にわたって検討してきた国際学部専門基礎教育の見直しによる成果の一つとして特筆すべき点である。

（イ）講義科目に関して、統一された項目による授業アンケートの実施とその結果の教員へのフィードバック及び学生への公表を通じて、教員と学生の双方が国際学部の教育方法改善に寄与する体制となっている。

「問題点」

（ア）国際学部専門基礎科目の全般的な見直しを経て現行カリキュラムが導入されたの

は 2007（平成 19）年度からである。とくに、国際学部が長年懸案としていた 2 年次生を対象とした発展演習を導入したのは 2008（平成 20）年度からであるため、その成果と問題点については、演習担当教員及び国際学部教務委員会の現状評価を踏まえて、学部として今後も継続的に検証していかなければならない。

（イ）全学統一項目による授業アンケートは、国際学部では、オムニバス講義と少人数で実施される演習では原則として実施していない。オムニバス講義は講義担当回ごとに受講票などを通じて学生からのフィードバックを受ける体制となっているため、少人数演習（ゼミ）はアンケート回答者が特定されやすいためであるが、これらの科目でも有効な授業アンケートの方法と実施について、今後検討する余地がある。

（ウ）国際学部内では、FD としてカリキュラム改善を教員全員で実施する体制となっているが、FD のもつその他の側面を体系的に実施する検討が遅れている。

【②　教育方法等（学士課程）に関わる改善方策】

（ア）FD の一環としての国際学部専門基礎科目の一層の充実

国際学部は 2007（平成 19）年度からの５プログラム導入に伴い、学部将来構想委員会を中心に専門教育課程の見直しを行った。このうち、専門基礎科目については、学部全体に関わる「国際研究入門」（1 年前期 2 単位）のシラバス組み換えのほか、各プログラムの入門科目を新規開設、1 年次必修の「基礎演習」の講義内容見直し、2 年次必修の「発展演習」の新規開設などが成果として挙げられる。これらの講義内容見直しと新規開設科目は、これまで講義実施に際して個々の教員の裁量に任されていた専門基礎科目を国際学部全体で見直すという意味で、FD に直結している。したがって、今後数年間は継続して、一方で国際学部教務委員会を中心に教員及び学生の反応を見ながら、他方で前項目の改善策としても提起された、各プログラム内やプログラム間で具体的に評価する制度や委員会の設置等を通じて、シラバスやクラス運営に関して必要に応じた見直しと改善を行い、専門基礎科目の一層の充実を図る。

（イ）オムニバス講義における授業アンケート導入の促進

現在、オムニバス講義での授業アンケート実施は、オムニバス代表者の意向により、実施するかどうかの対応が分かれている。国際学部は新教育課程によるプログラム入門科目の大半がオムニバス講義であるため、学生の反応を教員にフィードバックするには、これらオムニバス講義における授業アンケートの実施方法や、教員へのフィードバック方法に関して、検討する必要がある。具体的な検討はこれからであるが、今回の自己評価点検を受けて、できるだけ早急に学部将来構想委員会にこの問題を提起する。

（ウ）国際学部内 FD の体系化

国際学部の FD 委員会は、2007（平成 19）年度に学部自己評価点検委員会と併設された。しかし、2008（平成 20）年度は自己評価関係業務が多忙を極め、学部 FD 委員会としての活動が十分に行われたとは言い難い。さらに、現在は大学全体で行われる FD 活動が全学のワーキンググループを通じて検討されているところであり、2008（平成 20）年度、国際学部はこれにならい制度化した。しかしながら、FD が中・長期的視点からだけではなく、短期的なカリキュラム改善や教員相互の交流なども含む以上、国際学部としての独自の FD 戦略を検討し、FD 活動を体系化する必要がある。これについては、学部 FD 委員会兼自己評価点検委員会が中心になって整理し、学部将来構想委員会を通じ

て、具体案を提案することにしている。

③　国内外との教育研究交流

【現状説明】

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性（3-33）

国際平和文化都市の「知」の拠点、平和を愛する「広島の心」の発信地を目指している国際学部にとって、国際交流は自らが発展してゆくための重要な要素の一つである。国際交流は、次世代の若者を育むための教育研究の質的向上、活性化、多様化、充実化を図る上で、重要かつ不可欠である。国際学部では、学部国際交流委員会が学術交流協定に基づいて国際交流を推進する一方、学生の海外派遣や海外語学研修を制度的にサポートし、留学生受け入れの体制を整備する方針をとっている。

開学以来、本学の国際交流については関係教職員の個人的な貢献による部分が大きかったが、2007（平成 19）年度国際学部将来構想委員会は、国際交流推進を国際学部の重要課題の一つとして位置づけ、継続的かつ組織的に対応するという方針を出した。以後、職員配置による国際交流室の設置等を含む大学レベルのサポート体制充実の可能性を学部国際交流委員会から全学国際交流委員会に検討を依頼するなどして、学部の国際化を検討している。

以上の方針に基づく国際学部による具体的な施策については、次項で詳述する。

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性（3-34）

（1）学術交流協定大学間の学生交換留学の充実化

広島市立大学が学術交流協定を締結している海外の大学は、ハノーバー専科大学（ドイツ)、アラヌス大学（ドイツ)、ベルリン・バイセンゼー芸術大学（ドイツ)、ハワイ大学マノア校（アメリカ)、オルレアン大学（フランス)、西京大学校（韓国)、西南大学（中国)、国際関係学院（中国)、モハメド五世大学、(モロッコ)、アルマナール大学（チュニス）の 10 大学であり、5 年前の 2 倍となっている。

国際学部は、これらの大学と交わした学術交流協定に基づいて学生交換事業を行っている。学生交換事業による学生派遣は、本学に在籍したまま協定校へ半年、あるいは 1 年間派遣するもので、派遣期間を卒業要件である 4 年間の修業年限に加える。学生派遣による語学力の向上のみならず、派遣先の大学で取得した単位が一定の条件下で卒業必要単位として教授会で認定される体制となっているため、計画的な履修により、卒業年限を延ばさずに卒業が可能である。一方、国際学部による交換留学生の受け入れは、韓国・西京大学校との間で軌道に乗っており、西京大学校で選抜された学生を毎年 3 名受け入れている。

表　国 3-14　学術協定に基づく学部生の派遣、受入学生数

国 / 年度	韓国		フランス		アメリカ		合計	
	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入
2004								
2005					2		2	

2006	4	6					4	6
2007	4	1	1				5	1
2008	3	3	2		2		7	3
計	11	10	3		4		18	10

さらに一層の学術交流協定の締結による国際的な教育研究交流を促進するため、2008（平成 20）年度には、梨花女子大学（韓国）との学術交流協定締結が全学で承認される見込みである。

本学部からの派遣学生を決定するに当たっては、大学間協定であるという点に鑑み、学生の質的水準の確保と選抜の公平を図るために、試験を実施し一定の水準に達した者のみを派遣の対象としているだけでなく、派遣を希望する学生の志望理由や指導教員からの所見を精査し、本学の代表として相応しい学生の派遣に努めている。

（2）海外語学研修補助事業

国際学部の学生は、語学力を向上させることに対して非常に高い関心を持っており、毎年多くの学生が私費を投じて海外に語学研修に出かけている。こうした学生による海外語学研修に対して、本学独自の支援制度である学生海外語学研修補助事業は、学生の海外語学研修意欲を高める上で、非常に有効に機能している。同事業は、必要経費（旅費及び授業料）の半額を支援するもので、研修先や研修語学の選択は学生に自主性にまかされている。

同事業の対象人数は 2007（平成 19）年度より、補助額を以前の全額補助から半額補助に変更する事で、従来の全学 4 名から 7 名に拡大された（補助総額は変更なし）。2007（平成 19）年度は国際学部からは 15 名の申請者のうち、5 名がこの事業によって海外に数週間の語学研修に出かけた。行き先は、アメリカ、韓国、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドなどである。2008（平成 20）年度は、国際学部から 20 名の申請者のうち、6 名が採択され、フランス、ドイツ、アメリカ、ニュージーランド、スペインで語学研修を行った。派遣学生の選抜に当たっては、厳正を期するため、申請時までの学業成績と申請理由をもとに学部教務委員会がこれらを点数化し、高得点の者から順から選抜される。

なお、この事業により海外語学研修を実施した学生は、2007（平成 19）年度より、報告書の提出だけでなく、報告会を通じて在学生向けに研修のプレゼンテーションを行ってもらっている。学生海外語学研修補助事業は、国際学部を志望する受験生の多くが関心を持つ事柄の一つであり、国際学部の国際交流を象徴している。

（3）留学生の質の確保と受入体制

国際学部では、協定校を含めた各国からの留学生、特にアジアからの留学生の受入体制の整備に取り組んできた。2007（平成 19）年度より外国人留学生特別選抜入試の出願資格を、外国の国籍を有し、日本留学試験（6 月又は 11 月のいずれかを受験すること。両方を受験した場合、得点の高い方を利用する。）を受験し、その得点が、日本語は 197 点以上、その他の科目の合計点は 215 点以上である者と定めている。従来の規定では TOEIC の得点で 400 点以上を要件としていたが、中国や韓国などアジア諸国の留学生を受け入れる際に高いハードルとなっていたため、これを削除し、代わりに国際学部入学後の学習を求める体制となった。その成果として 2008（平成 20）年度入学試験では、外国人特別選抜枠での 9 名の志願者に対して韓国及び中国からの受験生が 4 名合格し、入学

後は基礎演習指導教員や母語を同じくする教員によるサポートを受けつつ、学習している。

加えて、2008（平成 20）年度からは国際学部専任教員による外国語系科目としての日本語、及び日本語教育の専門科目を設置し、中・長期的な視点からの留学生受入科目の充実を目指している。

（4）海外語学研修の単位認定

国際学部からは、毎年多くの学生が協定校を含めて海外の大学などで行われる短期語学研修に参加している。研修で取得した単位は、学部教務委員会及び教授会の審議を経て、本学で開設されている第二外国語系科目の単位として認定される。過去 5 年間では 17 名がこの制度を利用し、単位を取得している。

また、草の根の国際理解や 21 世紀人類が直面している地球規模の諸問題の所在、実態を探るべく、国際学部では、夏季休暇を利用した授業の一環として、アジアを中心とする国々での実習、調査、スタディ・ツアーなどを教員が引率して実施している。

（5）国際交流を推進するための特別授業

表　国 3-15 「HIROSHIMA and PEACE」参加者推移（2003 年～2008 年）

第1回H&P（2003）	
海外受入者数2カ国	6名
国際学部生	25名

第2回H&P（2004）	
海外受入者数9カ国	29名
国際学部生	21名

第3回H&P（2005）	
海外申請数　17カ国	55名
海外受入者数　13カ国	33名
国際学部生	22名

第4回H&P（2006）		
国名	申請者数	受入
米国	22	10
シンガポール	7	3
アラブ首長国連邦	3	1
イギリス	2	2
台湾	2	1
ガーナ	2	1
ノルウェー	1	1
ポーランド	1	1
オーストラリア	1	1
フランス	1	1
ドイツ	1	1
インド	1	0
マレーシア	1	1
インドネシア	1	1
ベトナム	1	1
タイ	1	0
ケニア	1	0
スーダン	1	0
メキシコ	1	0
日本（国内）	5	2
海外計	56	28

国際学部生	24

全体合計	52

第5回H&P（2007）		
国名	申請者数	受入
米国	23	8
韓国	7	6
中国	7	4
スエーデン	3	3
イギリス	2	2
マレーシア	7	1
シンガポール	3	1
ポーランド	2	1
ネパール	1	1
ハンガリー	1	1
ドイツ	1	1
カナダ	2	0
インド	2	0
ナイジェリア	1	0
オーストリア	1	0
ガーナ	3	0
オーストラリア	2	0
トルコ	2	0
インドネシア	2	0
ケニア	1	0
ウガンダ	1	0
メキシコ	1	0
日本（国内）	5	1
海外計	80	30

国際学部生	24

全体合計	54

第6回H&P（2008）		
国名	申請者数	受入
米国	16	13
韓国	6	6
中国	4	3
ドイツ	3	3
ポーランド	1	1
リトアニア	1	1
マレーシア	8	4
シンガポール	3	2
パキスタン	2	1
ガーナ	12	1
ナイジェリア	4	1
ネパール	1	1
メキシコ	1	1
コロンビア	1	1
東ティモール	1	0
バングラデシュ	4	0
イギリス	1	0
カナダ	1	0
台湾	1	0
インド	1	0
スリランカ	1	0
ケニア	1	0
オマーン	1	0
ブラジル	1	0
日本（国内）	4	3
海外計	80	42

国際学部生	28

全体合計	80	70

国際学部では、国際平和文化都市として平和を愛する「広島の心」を世界に広めることを目標として、「HIROSHIMA and PEACE」を開講している。教育課程の上では、この科目は学部専門科目（国際研究特講）として配置されている。

このプログラムは、既に学術協定が結ばれていたハワイ大学学生を本学に受け入れ、学部学生とともに平和に関係する授業を受け、討論を行うことを目標に、極めて試行錯誤的ではあったが、2003（平成 15）年度に開始した。初回プログラムの参加者は、海外から僅か 6 名（ハワイ大学 5 名、ドイツから 1 名）であったが、本プログラム担当教員

らの尽力により、海外参加者は年々増加し、2008（平成 20）年度は 20 カ国を超える国からの申込みがあった。残念ながら、施設、ホームステイの提供、開講可能な授業数などの制約があり、最終的には参加希望者の半数以下の 30 名程度しか受け入れられない状況である。

国際学部学生の受講希望者も年々増加し、今年度は 58 名（学期はじめの説明会には 100 名以上が参加）を超える申請があった。学部生については、TOEIC の得点や英語関連科目の成績、それに参加志望理由書に記載された内容などを参考に、HIROSHIMA and PEACE 実行委員会委員によって選抜される。参加希望者の増加とともに、年々参加条件が厳しくなる傾向にあり、ちなみに 2008（平成 20）年度の学部参加者の TOEIC の平均得点は約 650 点である。上表（国 3-15）は、海外と学部の過去の参加者数実績を示している。

海外と学部申請者のうち、選考された学生は、7 月下旬から 8 月上旬（2008（平成 20）年度は 7 月 28 日～8 月 7 日）までの約 2 週間、平日は毎日朝から晩までの集中講義を受けるほか、討論、被爆者証言、国連関係機関での講義、平和記念式典への参列など盛りだくさんの内容をこなすことになる。専門科目であり、もちろん期末テストも行われ、試験合格者には 3 単位が与えられる（学部学生は、事前の英語研修と合わせ 4 単位）。一連の授業内容はすべて本プログラムの共通語である英語で行われる。

国内外の大学との組織的教育研究交流の状況（3-35）

（1）大学間単位互換制度

国際学部は、国内の大学との組織的教育研究交流としては、教育ネットワーク中国の枠組みによる大学間単位互換制度を導入している（国内の大学間単位互換制度については、本章①Ⅲ「単位について」の評価項目 3-15 参照。また大学間の単位互換制度による本学学生の他大学での受講実績、及び他大学学生の本学受入実績については、大学基礎データの表 4（単位互換協定に基づく単位認定の状況）参照）。

（2）国外の大学との組織的教育研究交流

前項 評価項目 3-34 の（1）に述べたとおり、国外の大学との組織的教育研究交流としては、海外 10 大学との学術交流協定に基づく学生派遣及び受入実績がある。過去 3 年間の受入実績については、大学基礎データの表（国 3-11）（学生の国別国際交流）及び上表（国 3-12）（教員・研究者の国際学術研究交流）に示している。

（3）国内の大学との組織的な研究交流

国内の大学との組織的な研究交流は、主として各教員が主体となって他大学の研究者との共同研究を推進している。

【③　国内外との教育研究交流（学部）に関わる点検・評価】

国際学部の国際交流事業でもっとも実績をあげたのは、学部教育課程と連動させ、海外からの学生を数多く迎え入れることに成功した「HIROSHIMA and PEACE」である。「広島市」に位置する大学として、単なる国際交流を超えた、極めて教育的価値の高いプログラムであると大学、学部関係者は自負している。一方で、このプログラムの持続には財政面、ホームステイの受け入れ、事務のサポート体制などを巡り、毎年、実施担当者は多くの時間と労力を割いていることも事実である。財政面からこのプログラムを

充実させるため、2007（平成 19）年度には特色 GP に申請し、第 1 次の書類審査は合格した。残念ながらヒアリングを通過することができなかったため、GP の採択には至らず、こうした問題はまだかなり山積したままである。

次に国際学部における国内外との教育研究交流の長所は次の点が挙げられる。学生にとって留学その他の活動を通じた国際交流の機会が豊富かつ多岐にわたっていることである。英語圏のみならずドイツやフランス、韓国などとの交流を盛んに行うことにより、学生の多様なニーズに対応できるということだけでなく、より視野の広い国際的人材の育成を可能にしている。

一方、国際学部の国内外との教育研究交流の問題点として挙げられるのは、本学からの留学者数に比して、留学生の受入数が相対的に少ないことである。現在国際学部に在籍する海外からの留学生は 5 名であり、本学部からの留学生数よりも少ない。学術協定を結んでいる大学との間でも、2008（平成 20）年度は派遣学生 7 名に対し受け入れは 3 名であり、送り出し超過の状態にある。

【③　国内外との教育研究交流（学部）に関わる改善方策】

（ア）「HIROSHIMA and PEACE」への財政支援、運営体制の強化

上にも述べたとおり、「HIROSHIMA and PEACE」は今や学部を代表する国際交流プログラムとなった。海外からの参加者も急増し、既に過去の参加者によるネットワーク作りなども盛んに行われている。学部の特色と、地域に対する貢献、さらにはヒロシマのメッセージを海外の若い人たちを通じて発信することなど、数々の特徴を備えており、今後さらなる充実が望まれる。しかし、そのためには、本プログラムを財政面、運営面から強化する必要がある。また、運営面からも、事務局のサポート体制、臨時職員の採用などを具体的に検討する必要がある。

（イ）海外の大学との連携のさらなる強化

国際学部では、現在学術交流協定を締結している海外の大学との交流をさらに活発にするだけでなく、新規の締結や交流事業にも積極的に取り組んでゆく。さらに、教員個人レベルで現在行われているような、特定の大学との継続的な関係についても、可能な限り学部レベルもしくは全学レベルの交流へと発展させ、国際学部及び全学の国際学術研究交流をさらに活性化してゆく。

他方で海外の大学との連携に向けては、学内の受け入れに向けた体制と人員確保を急ぐ必要がある。具体的には、国際交流室や留学生支援センターのような機関の設置が望まれるし、そのための専任職員を置くことも望まれる。もちろん、大学の置かれた財政状況からするとこれらが一朝一夕にして実現するものではないが、学部として繰り返し要求する努力を惜しんではならないし、既に学部国際交流委員会を通じてその要求を全学国際交流委員会に 2008（平成 20）年 5 月に提出しているところである。

（ウ）学部における留学生増加

大学院と比較して留学生が少ない現状に鑑み、学部における留学生の増加につながるような施策を導入する。国際学部では 2007（平成 19）年度より外国人留学生特別選抜入試の出願資格を変更し、2008（平成 20）年度より専任教員による日本語系の専門科目を設置するなど、留学生の受入数増加を目指し改善を行っている。これに加えて今後は英語等の外国語による講義を充実してゆくなど、海外からの留学生にとって学びやすい環境及びコンテンツを整えてゆくことで、現在派遣超過となっている交換留学について、その改善を図ってゆく。

国際学研究科

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法

到達目標

国際学研究科の第 1 章に提示した研究科理念と目的・教育目標に沿って、国際学研究科（博士前期課程、博士後期課程共通）は、次を到達目標としている。

ア　高度な学術知識を修得した教養人、研究者及び専門職業人の育成（**高度な学術知識の修得**）
イ　21 世紀の地球社会の多種多様な課題を発見し、解明し、解決する能力の育成（**課題発見、解明、解決能力の育成**）
ウ　地域と連携し社会に開かれた教育・研究の推進によって、多様化する国際社会や地域社会の充実と発展に貢献する人材の育成（**社会に貢献できる人材の育成**）

いずれの到達目標も、研究科のすべての教育課程及び指導体制を通じて総合的に到達を目指すものである。また、各授業もそうであるが、研究科では学生に対する個別指導を重視することで、教育、研究者、あるいは社会人に相応しい人材の育成を目指している。

①　教育課程等

【現状説明】

本学の国際学研究科は、1998（平成 10）年 4 月に博士前期課程が、続いて 2000（平成 12）年 4 月には博士後期課程が設置され、現在に至っている。博士前期課程の設置から既に 10 年が経過し、大学院設置を念頭に採用された教授もかなりが退職し、相当数の担当者が入れ替わった。そうした事情から、研究科の理念や目的・教育目標については変更ないものの、教育課程そのものについては、2007（平成 19）年度から見直しに着手し、本報告書執筆（2008（平成 20）年 12 月）現在も研究科の総力をあげてそれを行っているところである。以下では、開学以来の現行教育課程について触れ、その問題点や改善の必要がなぜあるのかについて「点検・評価」の箇所で詳しく述べることとする。

Ⅰ　大学院研究科の教育課程

大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 99 条、大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項との関連（3-36）

国際学研究科の設置理念及び目的・教育目標は既に第 1 章に述べた。繰り返すと、次のとおりである。

（1）国際学研究科の理念

国際学研究科は「高度な学識と広い視野に基づいて、より専門的な立場から国際社会や地域に貢献できる真の国際人の育成」を理念とする教育・研究を行っている。

（2）　国際学研究科の目的・教育目標

上記の研究科理念に沿って、国際学研究科（博士前期課程、博士後期課程共通）は、

次を目的・教育目標としている。

「国際化の潮流が加速し、またこの潮流に対応すべき社会的要請が一段と高まる中、国際研究の高度化と真の国際人の養成が国内外から強く求められている。本研究科は、国際研究の先導的な役割を担うとともに、国際社会の問題点や課題を自ら発見し、解決できる実践的な真の国際人の養成と、高度で先端的な国際研究に携わることのできる教育・研究者の育成を目指す。」

こうした研究科の理念、目的・教育目標を満たす人材の育成には、幅広い教養と見識や総合的な視野と判断力、言い換えれば、高度に磨かれたバランス感覚に立脚した能力を養成する必要がある。1998（平成 10）年に設置された国際学研究科の博士前期課程、及び 2000（平成 12）年に設置された博士後期課程のいずれの教育課程も、研究科設置段階のこれらの理念、人材育成目標に照らし合わせて編成されたものである。下表（国 3-16 と国 3-17）は、それぞれ博士前期課程、博士後期課程の教育課程の概要をまとめたものである（詳細は、博士前期課程については『大学院履修案内』の pp. 7-10 を、博士後期課程については p. 140 参照）。

表　国 3-16　博士前期課程の教育課程の概要

全研究科共通科目群「21 世紀の人間と社会」	10 科目（各 2 単位）
国際社会研究科目群	
政治・社会研究	18 科目（各 2 単位）
経済政策研究	8 科目（各 2 単位）
経営政策研究	12 科目（各 2 単位）
社会文化研究	14 科目（各 2 単位）
言語文化研究	12 科目（各 2 単位）
地域研究科目群	
アジア研究	8 科目（各 2 単位）
アフリカ・中東研究	6 科目（各 2 単位）
ヨーロッパ研究	14 科目（各 2 単位）
アメリカ研究	10 科目（各 2 単位）
日本研究	8 科目（各 2 単位）
総合セミナー	4 科目（各 1 単位）
特別講義	2 科目（各 2 単位）
特別演習	2 科目（各 1 単位）

表　国 3-17　博士後期課程の教育課程の概要

国際社会研究分野	地域研究分野
国際法	東南アジア政治
国際協力論	東南アジア研究
マクロ社会理論	アジア文化
地域統合論	アフリカ音文化
比較政治論	中東社会
経済政策論	東ヨーロッパ研究
国際開発論	ヨーロッパ研究

都市経済学	イギリス文化
国際経営論	アメリカ政治
多国籍企業論	アメリカ文化
国際金融論	アメリカ現代政治
国際会計論	日本政治
マスメディア論	日本社会
教育経営学	日本経済
比較教育論	日本思想
異文化間臨床心理学	日本文化
健康心理学	
社会言語論	
言語教育論	
応用言語論	
言語比較論	
翻訳論	

博士前期課程のそれぞれの研究科目群（表　国 3-16）と大学院の教育課程（表　国 3-17）の特徴については、次のとおりである。

（1）国際社会科目研究科目群

国際社会科目研究科目群は、国際社会を構成し、動かしている、文化、政治、法律、経済、経営、言語の諸側面の様々な機能と役割の分析・研究を通じて、国際社会が直面している問題の分析と解決に資するための教育・研究を行い、学際的な知見の蓄積と国際社会における実践力の習得を目指している。研究群としては、五つで構成され、国際社会の横断的機能研究を目指している。

（2）地域研究科目群

地域研究科目群では、世界の諸地域を 5 地域に大別して、それぞれの地域について様々な学問分野から多面的、多角的に教育・研究を行い、諸地域についての正確な情報や深い知識の修得を目指している。さらに、グローバルな視野で日本と世界各地域を多面的、多角的に比較することによって、一地域に偏ることなく、より広い国際的視野、国際感覚、国際知識が養われるよう教育・研究を行っている。

（3）その他

上記の二つの科目群に加えて、「総合国際社会セミナーA･B」と「総合地域セミナーA･B」を設け、これら 4 科目から必ず 2 単位以上を取ることを義務づけている。A は複数の教員が担当することで学際的感性を養い、B はプレゼンテーション技法、社会調査法等の基礎的方法論を習得することをねらいとしている。

さらに全研究科共通科目群「21 世紀の人間と社会」から 6 単位以上を取得することを義務づけ、本研究科が目指す真の国際人に不可欠と考える高度な教養と豊かな人間性の形成を目指している。

（4）博士後期課程

博士後期課程の特徴は、徹底した個別指導にある。博士後期課程では「国際社会演習

Ⅰ～Ⅳ」及び「地域研究演習Ⅰ～Ⅳ」が開設されており、学生は主指導教員の指導を受けながら、これらの演習から 8 単位以上を選択履修する。博士学位論文の作成にむけては、主・副指導教員が学生の論文テーマに沿って徹底した個別指導を行っている。

博士前期課程と博士後期課程の関係性は、本学からの進学者の場合、指導教員、研究テーマとも一般に連続しており、博士後期課程の演習科目は、博士前期課程の講義科目のより高度な内容になっているといえる。

次に博士前期課程、博士後期課程の修了に必要な単位数についてであるが、それぞれ修士論文、博士論文を提出し、審査及び口述試験に合格することが求められているが、それら以外については、次のとおりである。

（1）博士前期課程の必要単位数　30 単位以上

全研究科共通科目	6 単位		
研究科開設科目	24 単位	主指導教員指定科目	14 単位
		自由選択科目	8 単位
		総合セミナー	2 単位

（2）博士後期課程の必要単位数　8 単位

主指導教員の指導により上表（国 3-17）の教育課程によって提供される演習科目（詳細は『大学院履修案内』 pp. 144-147 参照）の「国際社会研究演習Ⅰ～Ⅳ」または「地域研究演習Ⅰ～Ⅳ」のうちから 4 科目（各科目は 2 単位）以上を選択する。

以上の国際学研究科の教育課程を「学校教育法第 99 条」に照らし合わせて評価してみよう。同法によると、大学院の教育課程は「学術の理論及び応用を教授研究すること」と合わせ、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること」を目的とすることが求められている。国際学研究科の教育課程は、大学院設置時に「歴史」、「理論」、「政策」を念頭に理論的基盤を踏まえて編成されている。加えて、博士前期課程では、応用力を養う目的から、専攻領域に関わらず「総合セミナー」が取り入れられている。

次に「高度の専門性」については、大学院修了生の卒業後の就職先等も考慮に入れて判断する必要があるが、既に博士前期課程、博士後期課程ともに大学関係、中・高等学校教員、報道機関、専門職公務員などを輩出しており、この条件も満たしていると考えられる。

幅広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うという修士課程の目的の適合性　(3-37)

専攻分野について、研究者として自立したして研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基盤となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性 (3-38)

上記第 99 条に加え、大学院設置には「大学院設置基準第 3 条第 1 項」（博士前期課

程）及び「同第 4 条第 1 項」（博士後期課程）でさらに細目の条件整備が求められているが、これらに照らし合わせて、それぞれの課程を検討してみよう。

（1）博士前期課程

まず、博士前期課程についてであるが、国際学研究科で学部教育の一般教養教育に近い「全研究科共通科目群（21 世紀の人間と社会)」を置いているのは、研究科生に広い視野を持たせ、偏狭な研究に片寄らないようにさせるために教育課程に取り入れられたものである。他方で、専攻分野においては、「国際社会研究科目群」と「地域研究科目群」のそれぞれに五つの専門領域を設け、各領域に特化した教育・研究や、それらを組み合わせた学際的な教育・研究の両方が行える制度を整えている。

（2）博士後期課程

次に、博士後期課程については、上表（国 3-17）に示したように、博士前期課程に準じて、博士後期課程の教育課程も「国際社会研究」と「地域研究」には分類されているが、それらを科目群とはせず分野とし、博士前期課程のような関連領域のサブカテゴリーは設けていない。これは、博士後期課程では指導教員（1 名）と副指導教員（2 名以上）の体制によって、より専門領域に特化した指導を直接行う必要があるからである。そうした指導体制によって、学生が研究者として自立できるように、また高度な研究能力や専門知識を指導教員から直接学び博士論文に向けた研究に専念できるようにしている。

学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係（3-39）

国際学部の学士課程の教育課程については、本章「1　学士課程の教育内容・方法」で詳述したが、「世界や地域の諸問題への関心を高める」ことと、「国際的な感覚を備えた人材の育成」に主眼が置かれている。従来の学部教育課程では、「政治」、「経済」、「文化」の 3 領域に学際的に編成してこれら目標を目指すこととしていた。

現行の国際学研究科の教育課程は、学部の旧教育課程を念頭に、これらの 3 領域をさらに絞り、「国際社会科目群」と「地域研究科目群」の二つに組み換えて編成された。これは、1998（平成 10）年の大学院設置当時に次のように考えられたからである。すなわち、「政治」、「経済」、「文化」の 3 本立てで大学院を編成したのでは、既存の学問体系を縦割りした大学院になりかねず、本学独自の大学院として発展することが期待できない。そこで、大学院では、学部教育の中から特に「国際社会」と「地域研究」を鍵語に的を絞り、学部教育に直結した、いわゆる煙突型の教育課程にはしないことを選んだのである。

しかし、後の「点検・評価」で詳述するように、理念的にはこの選択は間違っていなかったのであろうが、二本立ての研究科目群が全部で 10 個に細分化されてしまい、10 年の間にいくつか現実に即していない不具合が生じてきた。具体的には、担当教員退職に伴い、後任の目処が立たず開講できない科目が散見されること、とりわけ地域研究にこの傾向が強く、世界各地の地域に特化した科目群の中には適性を欠くものが出てき始めたこと、などが挙げられる。その一因は、2005（平成 17）年 12 月から、大学で人事凍結の処置がとられたことにもある（教員定員 57 名が 51 名になるまで継続され、2008（平成 20）年 4 月から新規採用ができるようになった。）。人事凍結解除後も直ちにこう

した問題は解消されていないのが実情である。

修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係（3-40）

上表（国 3-16 と国 3-17）に示したように、博士前期課程と博士後期課程の教育内容は連動している。特に博士後期課程の担当教員は、例外なく同時に博士前期課程も担当しており、各教員の博士後期課程の担当科目は博士前期課程のそれをさらに専門化させたものである。ただし、教員によっては第 8 章で詳述する大学院担当者の任免（第 8 章、「２　大学院研究科の教員組織」参照）で博士前期課程のみの担当教員（すなわち、博士後期課程担当条件を満たしていない教員）もおり、この場合には博士後期課程には当該科目はない。

このケースでもっとも問題になるのが、博士前期課程学生の主指導教員が博士後期課程の科目を担当していない場合である。もちろん、博士前期課程や博士後期課程の科目担当者は学生の入学前後に入試要項や講義要項で明示しているので、実際にはこうした問題で博士前期課程の学生が博士後期課程への進学で困まるという事態はほとんど生じていない。仮にこの問題が発生した場合でも、上表（国 3-16）に示したとおり、二つの科目群を構成するそれぞれのサブカテゴリーには複数教員の科目が含まれ、関連の科目を担当する別の教員を博士後期課程の主指導教員として選べるようになっている。

博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性（3-41）

博士後期課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスは以下のとおりである（書類提出の日程等の詳細は『大学院履修案内』p. 143 参照）。

（１）主指導教員と副指導教員の決定

学生は、博士後期課程受験の時点で主指導教員を選択し、主指導教員の了承を得ておく必要がある。入学後はこの主指導教員（1 名）と相談し、副指導教員（2 名以上）を決める。

（２）「博士学位論文執筆計画書」と「研究報告書」の提出

学生は、主指導教員の指導に基づき、1 年次の終わりまでに所定の様式の「博士学位論文執筆計画書」を提出する。

2 年目の後期（第 4 学期）には、それまでの研究結果と博士論文作成計画を「研究報告書」として提出し、その内容の口頭発表をしなければならない。これに合格した者は博士候補者となり、学位論文の執筆段階に進むこととなる。

研究報告書の審査は、主・副指導教員３名に加え、博士後期課程担当専任教員 2 名の計 5 名で行われる。審査は、「研究テーマの適切性」、「先行研究」、「研究方法」、「研究の独創性」、「準備状況」などが ABCD の 4 段階（D は不合格）で評価される。また各教員から博士論文執筆に向けて必要と思われる様々なコメント、アドバイスが学生に与えられる。審査結果は、主・副指導教員による「研究報告書に関する所見」と、審査員全員の審査結果が研究科委員会に報告され、これらに基づいて博士後期課程研究科委員会で合否の判定が行われる。不合格となった場合には、次学期以降に、再び

報告書の提出と口頭発表を行うことが求められる。
また博士後期課程入学後の第 4 学期（セメスター）に「研究報告書」が提出できない学生は、「理由書」の提出が求められている。「理由書」は研究科教学委員会に提出され、報告書提出延期の理由が正当なものであるかどうかが審議される。その結果が研究科委員会に報告され、報告書の提出と口頭発表の遅延を認めるかどうかが審議・決定される。理由書の提出は、提出延長後、毎学期ごとに行われ、最長で 3 学期（セメスター）までの延期を認め、それ以上の場合は、原則として退学を勧告することとなっている。

（3）博士学位の申請手続について

ア　博士候補者となった者は、主指導教員の指導に基づき博士学位論文を作成し、学位論文等予備審査の申請を行う。

イ　研究科委員会は、申請に基づき、当該博士候補者の主指導教員を含む研究科委員会の委員 3 人以上から成る学位論文等予備審査委員会（以下「予備審査委員会」という。）を設置する。審査委員長は主指導教員が務める。

ウ　予備審査委員会の委員長は、審査の結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会が学位審査に値すると判断した場合、博士候補者が博士学位授与の申請をすることを許可する。許可を受けた者は、学位審査の申請を行う。博士学位論文の予備審査の結果不合格となった者は、次回以降の予備審査に改めて申請することができる。

（4）学位論文等の審査及び最終試験の実施について

ア　研究科委員会は、学位論文の受理を認めた場合は、速やかに学位論文等審査委員会（以下「本審査委員会」という。）を編成する。本審査委員会は、上記の予備審査委員会の委員に、学内外の専門家 1 人以上（これまでの審査はすべて学外専門家）を加えて編成し、予備審査委員会の委員長が本審査委員会の委員長を務める。

イ　本審査委員会は、論文審査と最終試験（口述試験とその他審査委員会が必要とする試験）を実施し、その結果を研究科委員会に報告する。

（5）博士学位授与の可否の決定について

研究科委員会では、本審査委員会の結果報告を受けて審議を行い、博士学位論文の合否を決定する。論文の最終の合否判定は、研究科担当専任教員全員による無記名投票で行い、有効投票の 3 分の 2 以上の賛成をもって合格とする。

以上から、修了必要単位数（8 単位）を満たした上で、博士論文が上記の審査及び最終試験に合格すると、研究科委員会の判定を経て学位が授与される。

（6）学位について

学位は、博士論文の内容によって、「博士（国際学）」か「博士（学術）」のいずれかである。

上記のプロセスは、これまで例外なくすべての博士後期課程の学生に適用され、学位審査は厳正にわれてきた。ただ、実態として、予備審査に合格したにも関わらず、本審査に至る段階で、審査委員のコメント・アドバイスを受けてかなりの加筆修正を求められるケース、あるいは審査員によって合否判定の見解が異なったケースがあり、予備審査合格基準をどのようなレベルとするかはさらに検討が必要である。

博士前期課程における入学から学位授与までの教育システム・プロセスも、後期課程にほぼ準じている。修士論文審査に際しては、修士学位申請論文提出を受けて、主査、副査 2 名の合計 3 名により審査委員会を設置し、その審査報告書にもとづき研究会委員会での審議（判定）を経て学位授与が決定される。

社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮（3-42）

本研究科では、開設当初からアジア地域を中心に多くの留学生を受け入れており、そのため 2000（平成 12）年に学部に開設された「日本語Ⅰ・Ⅱ」を院生にも開放している。英語での指導や論文執筆を希望する学生に関しては、英語での論文作成も可能である。

また社会人学生については、2005（平成 17）年度より大学院入学試験において社会人特別選抜を始めたことに伴い、夜間のみの受講で単位の取得が可能となるように、全研究科共通科目を研究科開設科目に、総合セミナーを主指導教員指定科目に振り替えることができる等の措置を実施している。また主指導教員の調整によって、夜間受講の社会人学生に対する個別の時間割作成を行っている。

Ⅱ　単位計算と単位認定

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性（3-43）

国際学研究科の開設科目はほとんどが講義科目として開講されており、1 学期の開講科目で 2 単位が与えられる。ただし、上表のとおり博士前期課程については 2 科目ほど例外あり、一つが「総合セミナー」、もう一つが「特別演習」である。前者は、複数の専門分野にまたがる研究科教員 3 名によるオムニバス科目で、専門領域間の学際性を取り入れることや、文献資料収集や社会的調査の方法、あるいは学会等を念頭においたプレゼンテーション技能の修得を目的とする。後者は修士論文執筆に向けた指導を目的とするものである。これらは履修形態が「演習」と見なされるため、1 学期の履修で 1 単位が与えられる。いずれも、本学学則に照合して単位数が決められており、その条件を満たしている。

国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学院設置基準第 15 条）（3-44）

本学では「既修得単位認定規定」に関する規定を設け（詳細は『大学院履修案内』pp. 191-192）、本学大学院に入学する前に大学院において修得した単位及び他大学で取得した単位を修了の要件となる単位として 10 単位まで認めている。国外の大学院等で履修した単位の認定もこの「既修得単位認定規定」によって判断されることとなるが、実態としては大学院発足以来、この規程を適用して単位認定を行ったケースはない。

また本研究科博士前期課程では、2003（平成 15）年より始まった広島県内の他大学との単位互換事業に参加した。これにより、他大学大学院において修得した単位を教育上有益と認めるときは主指導教員の事前の了承を得て、最大８単位まで認められることに

なっている。この制度は、学部で行っている大学間単位互換事業（詳しくは、本章 評価項目 3-15 及び 3-35 参照）を大学院に拡大したものであるが、実態としてはほとんど機能しておらず、本研究科として単位互換科目として登録されている科目も年を追って少なくなっている。今後この制度をどのように運用していくかについて、検討が必要である。

【①　教育課程等（修士課程・博士課程）に関わる点検・評価】

大学院発足以来、本学研究科では大学院生定員をほぼ充足してきた。しかし、2008（平成 20）年度博士前期課程の入試では初めて定員を割る事態が生じ、決して安泰とは言えない。また、2005（平成 17）年度より社会人特別選抜入試を開始し、社会人受け入れを積極的に推進してきた。しかし、これについても、実施してみると問題がないというわけではない。以下、大学院の長所と問題点に分けて、現状を分析してみよう。

「長所」

（ア）豊富な教育科目の提供による学際性の実現

研究科全体では、博士前期課程で常時約 120 科目（全研究科共通科目 10 科目、国際社会研究科目群約 70 科目、地域研究科目群約 50 科目、総合セミナー4 科目、その他修士論文関係 2 科目）、博士後期課程で約 144 科目（国際社会研究科目群約 88 科目、地域研究科目群約 56 科目）が開講されており、博士前期課程の定員 15 名、博士後期課程の 7 名からすると、科目提供はかなり潤沢と言えよう。大学院生は、ある程度専門とする科目群から受講しているが、それ以外の科目群からも受講できる体制が整っている。

（イ）指導体制の充実と厳格な学位審査

上記のとおり、国際学研究科では博士前期課程、博士後期課程のいずれにおいても、主指導教員と副指導官（通常 2 名）によって指導を行う体制をとっている。また、博士学位審査においては、外部の専門家を含めた論文審査を行うことにしており、審査は厳格に行われている。そうした体制の下、論文執筆に向けた研究報告書の提出、口頭試問を制度化させ、さらに博士後期課程の場合は最終試験と併せて、公聴会は学内外にオープンにして、誰でも参加できるようにしている。

「問題点」

（ア）教育理念、目標の不徹底

大学院発足以来 10 年以上が経過し、当初の教育理念や目標が研究科全体として十分に共有されているようには思われないし、時代の変化を反映し実際に即しているかどうかについても、再検討を要する。こうした研究科の理念、目標は入学生の指導や広報や入試要項、あるいは『大学院履修案内』への提示などが重要であり、研究科として審議を尽くす必要がある。

（イ）研究科目群の細分化

上表（国 3-16）に提示したように、博士前期課程は「国際社会研究科目群」と「地域研究科目群」の二つから構成され、さらにそれらのサブカテゴリーは五つの専門科目群からなる。全部で 10 の専門科目群があるが、既に専任教員の退職に伴い提供科目が不足している、あるいは科目間のバランスが十分にとられていないなどの科目群が散見される。併せて、極端に細分化した科目群には次の問題がある：①学際性を標榜しながら、区分けが細かくなりすぎ、返ってどのような学際性が成立するのか分かり辛い、②その結果、色合いが多くなりすぎて、研究科の特徴が外部の人たち、とりわけこれから大学院入学を目指す人たちに伝わりにくくなっていることが懸念される。

（ウ）社会人受け入れの問題

社会人受け入れに伴い、博士前期課程では二つの問題が生じている。一つは昼夜開講と時間割作成に関するものである。現状では社会人は若干名で募集しており、毎年 4、5 名程度の学生が入学してくる。実態として多いわけではなく、時間割、とりわけ夜間開講を希望する学生の場合は、主指導教員が仲介役となって、学生の希望を授業担当教員に伝えるなどして、時間割のやり繰りを行っている。この問題は研究科委員会でも取り上げられたが、結果的には当面は現状を維持するに留まっている。将来的な社会人受け入れの方針とも関係するが、今後の状況をみながら、必要に応じた対策が必要である。

もう一つは、社会人学生に求める博士前期課程修了基準である。社会人学生の場合、大学での学業からかなりの年月を経て入学してくるものが多く、授業聴講に対する関心は高くても、必ずしも修士論文作成に向けた準備ができているとは限らない。またそれに着手するまでに多くの時間を要する場合もある。現状では特に一般入試を受けて入学した大学院生と社会人選抜入試によって入学してきた大学院生の修了要件に特に区別は行っていないが、現状に十分即しているかどうか検討を要する。

【①　教育課程等（修士課程・博士課程）に関わる改善方策】

問題点のア、イについては、2007（平成19）年度に学部将来構想委員会で大学院改革に着手した（学部将来構想委員会は、学部教員の大半が大学院担当も兼ねていることと、学部と大学院教育が切り離せないため、学部、大学院の双方を兼ねている）。委員会は2008（平成20）年度4月以降も、毎月2回程行っている。主な改革点は次のとおりである。

（ア）大学院の教育理念、目標の点検、見直し
（イ）「国際社会研究科目群」と「地域研究科目群」の区別をなくすこと。
（ウ）10に細分化された科目群を学部の５プログラム相当の数に減らし、学部との関係を分かりやすくすること。
（エ）「地域研究」と「平和研究」は学部、大学院とも重要との認識にたち、どのような地域研究が研究科として実施できるかを検討すること。
（オ）現在、大学では法人化に向けた準備が進められており、法人化後も研究科の特徴や魅力が学内外に伝わるようにする工夫。

アからエはいずれも現行の教育課程に関するものである。これらと平行して考えなければならないのが、研究科の教育・研究目標と到達目標の見直しである。今回の学部・大学院の評価点検に伴って、学部自己評価専門委員会を中心にこれらの見直しを行ったが、学部に比べ、研究科は十分な議を尽くして今日に至っているとは必ずしも言えない。既にそれは学部将来構想委員会に問題提起され、現在検討中である。

オに関しては、全学の法人化に向けた状況を念頭に入れなければならず、同じく学部将来構想委員会を通じて、適宜検討がされることになっている。

次にウの社会人受け入れについての問題であるが、研究科ではこれから具体的な検討に入ることになっている。学生の受講時間割の設定については、研究科で協議されたものの（2008（平成20）年前期）、社会人受入問題の抜本的な解決とは言えない。一つは、受入後の教育体制の問題であり、これは研究科教学委員会で検討するのが相応しい。一方、社会人受け入れについては、1学期に十分な科目の受講が困難な学生の場合、博士前期課程では2年にこだわらず、3年、4年をかけて修了するような制度の導入も既に意見が出されており、授業料徴収を現行制度のように学期ごととせず、受講科目数に応じてそれを行うなどの柔軟な制度の導入が望まれる。しかし、こうした授業料徴収は全学、あるいは広島市の条例にも関係しており、研究科の意見をとりまとめ、必要手続を経る必要がある。

② 教育方法等

【現状説明】

Ⅰ 研究指導等と成績評価

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性（3-45）

上の研究科教育課程で説明したように、博士前期課程では、修了に必要な研究科取得科目 24 単位のうち 14 単位は主指導教員が指定しする科目を受講することになっている。主指導教員は、院生本人の要望や研究テーマを事前に十分に尋ねた上で、当該学生の博士前期課程における勉学や研究に向けて必要と思われる受講科目を決定する。指定科目制度を導入しているのは、学生に対する個別指導を徹底する目的と、大学院生として充実した勉学、研究に取り組めるようきめ細かく指導するためである。

博士後期課程では、主指導教員の指導がさらに徹底される。上述のとおり、博士後期課程の修了には博士論文以外に演習科目 8 単位以上の受講が必要であるが、現状ではほとんどの学生が主指導教員の担当する演習 4 科目（8 単位）を選択している。従って主指導教員は、この演習科目と、随時の論文作成指導により、学生の学位論文作成を指導しているといってよい。一方、副指導教員は、主指導教員のみではカバーできないより広範な、あるいは研究に関連する分野から、学位論文作成のために必要な情報・参考資料等を教示したり、質問に応じたりすることで、教育・研究指導に参加している。

上表に示したとおり、本研究科の対象領域は極めて広く、学生の研究テーマも広範囲に及ぶ。その分、学生は受講科目の決定に迷いかねない。指導教員による指導を徹底しているのは、こうした事態を極力なくするためである。また、そのため学生が大学院入学試験を受験する段階で、主指導教員を選び、事前に主指導教員予定者と充分話し合って受験することが義務づけられており、研究テーマも主指導教員が指導できる範囲で選ぶことを研究科で徹底している。

学生に対する履修指導の適切性（3-46）

本研究科においては、研究科入学時のオリエンテーションにおいて全入学生を対象に履修指導（ガイダンス）を行っている。主な指導内容は、履修科目の決定と必要手続、副指導教員の決定方法、論文提出に向けた日程と必要手続、院生室の使用方法と使用注意事項、図書館、学内ネットワークの利用方法についてなどである。履修手続に必要な書類や副指導教員の提出届けなどの必要書類はこのときにまとめて配布される。

こうした研究科全体のガイダンスとは別に、大学院では個々の学生の研究テーマに応じた履修指導を行うことが重要であるため、基本的には主指導教員が入学時、進級時、あるいは必要と思われるときに適宜個別に指導を行っている。例えば博士前期課程における学生の履修科目の選択に関しては、学生が主指導教員に相談して決めることになっており、必要に応じ学生に受講科目を指示するなどしている。

博士後期課程では、こうした履修指導と併せ、既に上述した中間報告書の提出と口頭発表を義務付けている。このようにしているのは、学生の博士論文作成に向けた準備状況を指導教員だけで判断するのではなく、副指導教員や研究科の他の教員と共有することで、必要に応じた研究科としての指導が行えるようにするためである。併せて、学生には研究に対する意識を高め、研究がおろそかにならないよう計画性をもたせることも

目的としている。
入学時のガイダンスや博士後期課程の中間報告はいずれも組織的に取り組んでいるものであり、有効に機能している。こうしたガイダンスの不備や不十分さを指摘する意見や不満が特に問題となったことはこれまでない。

指導教員による個別的な研究指導の充実度（3-47）

上記 評価項目 3-45 で述べたように、本研究科の教育・研究指導は主指導教員が中心になり、副指導教員 2 名を加えて行っている。特に博士後期課程は、主指導教員を中心とする徹底した個別研究指導が必要であり、研究報告書の作成から、博士論文の執筆はもちろん、学会での論文発表や学会誌への論文投稿なども積極的に奨励している。
こうした指導体制の下、修士論文や博士論文の審査が厳格に行われていることは、既に上で述べたとおりである（評価項目 3-41 参照)。一連の審査に合格するには、論文は質、量とも条件を満たしている必要があり、指導教員や副指導教員は相当な時間をかけて論文を読み、論文の加筆修正に向けたコメントを行うなどの指導をしている。脱稿された論文は、学位審査研究科委員会に先立って研究科に公開されており、大学院担当教員は事前に目を通せるようになっている。指導教員は副指導教員との連名で、審査に伴う報告書を研究科、ならびに研究科委員会に提出することが義務付けられている。学生の研究内容を熟知していないと報告書に記載する研究内容や研究の長所、問題点などは容易に記載できるものではない。また、研究科委員会は、指導や審査が十分に行われているかどうかについても、自由に質疑応答が行えるように運営されている。

複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化（3-48）

上述のとおり、研究科では主指導教員と副指導教員の複数指導制を採っている。主、副指導教員の役割分担は、主指導教員が受講科目の相談（指導教員指定科目の決定）と論文作成の指導、副指導教員は主に論文作成に必要な助言を主指導教員と連携して行うことである。
さらに、主、副指導教員はそのまま主査、副査として修士論文、博士論文審査を担当するのが慣例である。博士論文の場合は、既に上で述べたとおり、さらに外部審査員が審査に加わる。学内の他研究科からも外部審査員を選ぶことも規程上は可能であるが、本研究科博士後期課程ではこれまでに行った博士論文審査は、例外なくすべて他大学所属の外部審査員に加わってもらっている。

研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策（3-49）

学生の研究分野の変更は主指導教員の指導の下で行われる。その際、主指導教員や副指導教員の変更が必要であれば、学生の申請に基づき、研究科委員会の議を経て決められる。これまでの状況からすると、学生の変更希望は、希望する指導教員の承認が得られている限り、特に問題とされず認められてきた。

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性（3-50）

博士前期課程の科目に関する成績評価は、学部と同様、優（80 点以上）、良（70～79 点）、可（60～69 点）、不可（59 点以下）の４段階で科目担当教員が責任をもって行っている。多くの教員が評価において特に参照しているのはレポートで、これに講義への参加度等の平常点を加味し、教科によっては期末試験も実施されている。

博士後期課程の演習科目の成績評価についても、同様に、優（80 点以上）、良（70～79 点）、可（60～69 点）、不可（59 点以下）の４段階で科目担当教員が責任をもって行っている。次に博士論文に関しては、提出された論文が本審査を実施するに値するかどうかについて、主・副指導教員 3 名の専任教員からなる予備審査委員会を設けて審査が行われる。その結果が研究科委員会に報告され、委員会の承認が得られれば本審査を実施する。

学位授与に関する方針は、博士前期課程、博士後期課程のいずれにおいても『大学院履修案内』に記載されている（博士前期課程については『大学院履修案内』の pp. 3-4、博士後期課程については同 pp. 140-143 参照）。いずれも学生に分かりやすく明示されており、これまで学生からの要望や不満は出ておらず、特に問題があるとは思われない。論文審査は、既に上で触れたが、『大学院履修案内』の規程に従い、すべての必要手続を経ながら厳格に実施されている。

Ⅱ　学位授与・課程修了の認定

修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性（3-51）

博士前期課程に関しては、2008（平成 20）年 4 月 30 日現在で、これまで入学者 167 名、修了者 119 名（学術 96 名、国際学 23 名）、現在の在学者 26 名、休学者 4 名である。このように入学者の大部分が必要単位を取得し修士論文審査・口述試験に合格し、修士の学位を得ている。

博士の学位取得者については、2003（平成 15）年 9 月に「博士」第 1 号を輩出し、以後 2003（平成 15）年度 3 名、2004（平成 16）年度 3 名、2005（平成 17）年度 6 名、2006（平成 18）年度 7 名と、着実に推移し、これまで計 19 名が学位を取得した。その他にも、2 名の論文博士を認定している。

修士論文、及び博士論文の審査方法、指導体制、及び論文の基本的な必要条件は、上述のとおり（評価項目 3-41 参照）『大学院履修案内』に明記しており、特に問題はないと考える。

学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性（3-52）

修士の学位授与は主指導教員と副指導教員 2 名、計 3 名が審査委員会を立ち上げて論文審査と口述試験を実施し、審査委員会の審査報告に基づき研究科委員会で修士の学位授与が適切かどうかを審議決定している。

博士の学位授与は主指導教員と副指導教員 2 名、計 3 名の学内審査委員の他に学外の博士後期課程担当実績のある審査委員 1 名を加えた計 4 名で審査を行っている。学位授与はこの審査報告に基づき研究科委員会で審議決定される。なお研究科委員会で博士授

与の可否が審議される前に公開の場で博士論文要点の発表（公聴会）が義務づけられている。また学外の審査委員の 1 名は、研究、教育実績を基に審査員として相応しいかどうかが研究科委員会の議を経て判断される等、透明性・客観性の確保に努めている。

修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性（3-53）

国際学研究科においては、修士論文の提出が義務付けられており、これの代替は一切認められていない。

標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性（3-54）

研究科の履修年限は原則として、博士前期課程が 2 年、博士後期課程が 3 年とすることが大学院学則に記載されているが、特に短期間で優秀な研究成果が期待できると研究科委員会が判断した場合には、履修年限を短縮することが制度的に可能であることも併記されている。この例外規則が適応されたことがこれまでに、博士前期課程で1件（1 年で修了)、及び博士後期課程で同じく 1 件（2 年で修了）あった。博士前期課程のケースは、他大学の法学系大学院博士前期課程を修了した学生、博士後期課程のケースは既に他大学で教師をしており、本学で学位を取る目的で直接博士後期課程に入学したケースで、いずれの学生も入学段階で既にそれぞれの課程を早期修了するのに必要かつ充分な学力と研究実績があったと判断された。したがって、いずれのケースもその措置は適切であったと考える。今後もこのように充分な学力や研究実績を備えている学生の場合、合格ラインに達する学位論文が完成すれば、標準修業年限未満での修了は特に問題とは思われないし、そのような学生の入学は本研究科としても歓迎したいところである。

Ⅲ　教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性（3-55）

大学院の授業担当教員は期末試験（多くがレポートである）を実施し、これにより成績評価を行うと同時に教育・研究指導上の効果も測定している。他方、専門性の高い大学院で教育・研究指導の効果を客観的に測定する方法の導入は容易ではなく、授業アンケートの実施は、現在では博士前期課程の「全研究科共通科目群（21 世紀の人間と社会)」に限定されている。大学院の専門科目で授業アンケートが行われていない主な理由は、ほとんどの科目で受講生は数名以内であり、個人が特定される危険性が高いからである。大学院の授業アンケートにしては、学部将来構想委員会（研究科と併設）を通じて、現在検討中であるが、複数の科目をまとめて授業アンケートをするなどの方法を模索している。

修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況（3-56）

1998（平成 10）年度の大学院開設以来、博士前期課程の修了者は 119 名で、このうち

51 名（43%）が本学博士後期課程に進学、残りの多くは中学・高校の教員（英語)、民間企業、公務員などとして就職している。一方で、留学生で帰国した学生や、教務学生支援課（就職キャリア形成支援）や指導教員に大学院修了後に連絡を取らなかった修了生もおり、就職先などはすべて把握できているわけではない。過去の修了生のうち教務学生支援課に就職希望・就職先を届け出た者は 31 名で、そのうち 27 名については就職先を把握している。これらの主な就職先として、例えば教職関係 9 名（いずれも英語専修免許状の取得者で、非常勤も含む)、地元新聞社 3 名などが挙げられる。また博士前期課程・博士後期課程とも、留学生の多くが日系企業に就職しており、出身国にある現地法人・工場などで活躍している。なお博士前期課程におけるこれまでの退学者は 12 名、除籍者は6名（授業料未納による理由）である。

他方、博士後期課程については、同課程設置後の修了者は 19 名、単位修得満期退学者 17 名、その他退学者 11 名、除籍者１名である。各年度の修了者の推移については下表（国 3-18）のとおりである。また修了者、単位修得満期退学者のうち就職先が把握できているものを下表（国 3-19）にまとめている。

表　国 3-18　大学院生の修了・進学状況（単位：人数）

年度	1999 年	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	計
博士前期課程										
修了者	8	14	18	17	12	13	12	9	16	119
進学者*	6	7	12	6	5	4	3	5	3	51
進学率	75%	50%	67%	35%	42%	31%	25%	56%	19%	43%
博士後期課程										
修了者					3	3	5	6	2	19

*進学者は本学博士後期課程への進学者数を表している。

表　国 3-19　国際学研究科　博士後期課程修了者・満期退学者の就職把握状況等一覧　(2008.4.30 現在)

番号	修了状態	進　路　先	備　　考
1	修了	中国新聞ヒロシマ平和メディアセンター	
2	修了	非常勤講師→大阪商業大学専任講師	
3	修了	社団法人中国地方総合研究センター	社会人*として同所より入学
4	修了	上海大学国際交流学院講師（教員）	留学生
5	修了	遼寧師範大学体育学院教員	留学生
6	修了	中国での就職（金融関係）	留学生
7	修了	修了後就職活動→専門学校講師	
8	修了	非常勤講師→名古屋芸術大学音楽学部講師	留学生
9	修了	蘇州大学外国語学院准教授	留学生
10	修了	アトム㈱→タイ・アトム社ディレクター	留学生
11	修了	松山大学経営学部専任講師→同准教授	
12	修了	KN 情報システム㈱	留学生
13	修了	マレーシアの大学教員	留学生
14	修了	大連水産学院経営管理学院准教授	留学生

15	修了	中国海南師範大学准教授	留学生
16	修了	㈱リンクスタッフ（大阪）	留学生
17	修了	近畿大学（非常勤講師）→岩手大学講師	
18	修了	本学客員研究員	留学生
19	修了	広島国際大学国際交流センター外国語教育研究室准教授	社会人として同大学より入学
20	満期退学	広島修道大学学習支援センター支援アドバイザー	
21	満期退学	広島国際大学国際交流センター講師	
22	満期退学	ネットビジネス起業	
23	満期退学	日系企業	留学生
24	満期退学	中国にて起業	留学生
25	満期退学	日系企業　タイ・ユーシン社	留学生
26	満期退学	日系企業（ダイキョウニシカワ）	留学生

※１　進路先は博士後期課程修了時のもの→その後。

※２　満期退学者は就職先判明者のみ。

※３　*で示している社会人とは、社会人入学ということではなく、これまでの仕事を続けながら本研究科博士後期課程に在学したという意味である。

大学教員、研究機関の研究員などへの就職状況と高度専門職への就職状況（3-57）

研究科が把握している限りでは、博士前期課程のみの卒業者で高度研究機関等に就職した修了生は 1 名のみである〔重慶電力高等専科学校管理学部教員（中国)〕。博士後期課程修了者に関しては、6 名が国内の大学教員（大阪商業大学、松山大学、名古屋芸術大学、岩手大学、広島国際大学）またはそれに準ずる教職関係職員（広島修道大学）として就職し、6 名の留学生が出身国の大学教員（上海大学国際交流学院、蘇州大学外国語学院、遼寧師範大学体育学院教員、大連水産学院、中国海南師範大学、マレーシアの大学教員）の職を得ている。その他では専門学校講師、中国新聞ヒロシマ平和メディアセンター等にも就職している。本研究科博士後期課程修了生を最初に出したのは 2003（平成 15）年であり、これらの実績が 2007（平成 19）年の昨年度までの 5 年間のものであることを考えると、研究科としては一応の成果を挙げていると自負している。

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）及びその有効性（3-58）

本研究科担当教員は国際学部所属の教員で構成されており、大学院単独でのＦＤ活動は特に行ってはおらず、学部のそれと平行して行われている（学部のＦＤについては前出の評価項目 3-21 参照)。また、既に述べたように大学院の授業については、「全研究科共通科目群」を除き、各科目とも受講生数が少ないことから、授業アンケートは実施していない。現在進めている大学院改革と平行して、大学院の組織的な FD や授業アンケートをどのように実施するかは現在検討中の重要課題である。

シラバスの作成と活用状況（3-59）

学部同様、研究科の博士前期課程、博士後期課程のいずれにおいても、『大学院履修案内』にすべての授業のシラバスを掲載している。シラバスには講義概要、講義のねらい、受講要件、講義内容、評価方法、教科書や参考書情報などが提示され、学生の授業選択に活用されている。ただ、学際的な科目群で構成される本研究科においては、学生の関心や研究テーマが広範囲に及び、ある科目のシラバスの記載内容とその科目の受講を希望する学生のニーズが必ずしも一致しないケースも生じている。そのため受講生が少ないようなクラスでは、履修登録希望学生と教員が相談して、学生の研究テーマ・関心分野に合わせて講義内容を変更することも行っている。こうした措置はあくまでも学生に対する配慮であり、シラバスを頑なに守るより、学生のニーズに合わせて適宜、柔軟な対応をすることは適切だと考えている。

学生による授業評価の活用状況（3-60）

上述のとおり、授業評価の導入は、現在、研究科で検討中であり、それを活用する状況には至っていない。

【②　教育方法等（修士課程・博士課程）に関わる点検・評価】

「長所」

（ア）主指導教員、副指導教員による手厚い指導体制

本研究科は複数教員による指導体制を採用しており、すべての学生に対してこれが適用される。研究の内容や方法を巡っては、必ずしも研究生と主指導教員の意見が一致するとは限らない。こうした場合には副指導教員に相談するなどの柔軟な対応ができるようにしている。

（イ）厳格な論文審査

博士前期課程、博士後期課程のいずれにおいても、論文審査は厳格に行われている。学位授与の決定には、主指導教員、副指導教員すべてが審査結果の報告書の作成に関与し、主指導教員が研究科委員会で報告した後、同委員会での質疑応答、研究科委員会で最終判定を経ることが制度化されている。これまでの学位審査は例外なくすべてこれらのプロセスを経て行われてきた。特に博士後期課程においては、入学後の第 4 学期中に中間報告書の提出と口頭発表が義務化され、さらに博士論文予備審査、それに外部審査員を加えた本審査が行われ、本審査では口頭試問に加えて博士論文の発表（公聴会）を公開の場で行うことが義務付けられている。論文そのものも、研究科委員会の審議に先立って研究科内の教員全員に公開されることになっている。いずれも、不正審査が行われないよう、また可能な限り論文を公開して審査を行うための制度である。

「問題点」

（ア）主指導教員の退職に伴う措置

現在の複数指導教員体制そのものは首尾よく機能しているが、主指導教員が退職等により本研究科を離職する問題が生じかねない。実際、これまでにも何件かこのケースが生じ、学生の研究テーマにより近い専門領域の教員が主指導教員を引き継ぐ等の対応をしてきた。とりわけ、2005（平成 17）年 12 月から 2008（平成 20）年 4 月までに本学の人事凍結措置がとられた時期は後任人事が進められず、この問題がより深刻化した。人事凍結解除後も、直ちに退職教員と同じ専門領域の教員が採用される状況にはなく、研究科学生に誠意ある対応をするためには、研究科としてこの問題をどのように取り扱

えばよいか検討する必要がある。

（イ）主・副指導教員の教育研究上の役割分担の明確化について

上述の複数指導教員の制度はメリットであると同時に、問題点も含んでいる。特に問題なのは、主、副指導教員の教育研究上の役割分担である。特に、副指導教員はどこまで学生の研究や論文作成に関与すればよいのか、あるいは学生指導そのものに関与すればよいのかについて、研究科内で一致した考えや慣例があるわけではない。

（ウ）論文の審査基準について

上述のとおり、本研究は制度的にも内容的にも修士論文や博士論文の審査はこれまで厳格に行ってきた。しかし、学際的に多領域をカバーする本研究科にあっては、領域ごとに審査基準に微妙なずれがないとは言えない。今後は、他大学の同様の分野の審査基準を参考にするなどの工夫もしながら、異なる分野の修士論文、博士論文の審査基準をある程度明確にするための調査が必要である。

（エ）博士論文の予備審査の基準の明確化

既に述べたように、博士後期課程では予備審査と本審査の 2 段階で学位審査が行われる。予備審査結果は研究科委員会に報告され、同委員会の審議を経て、本審査を行うかどうかが決定される。しかし予備審査案と本審査の結論を審議する両研究科委員会の間に最低でも 3 ヶ月程度の期間があり、その間に相当な加筆・修正が行われることを前提に、本審査の実施が認められることがある。この予備審査から本審査まで加筆・修正をどこまで認めるかを巡って、予備審査時の論文審査を合格、不合格とする意見が審査員の間で対立したことが過去にあった。問題は、予備審査基準が不明確なことに起因しており、今後は予備審査の基準の明確化に努める必要がある。

（オ）研究科の FD や授業アンケート

本研究科の FD や授業アンケートについては上で述べたとおりで、現在進めている大学院改革でこれらの制度化に努めているとは言え、まだ具体的な実施にはいたっていない。大学院の授業や研究改善に役立つ評価制度を大学院として持ち合わせていないことは今後の大きな課題である。

（カ）修了生の修了後の進路状況の把握

大学院の学生は学部の学生よりも年齢が高く、大学院修了後の進路は指導教員や本学教務学生支援課に相談、あるいは連絡せずに就職や社会活動などの進路を決める学生が少なくない。また、留学生も多く、大学院修了生の進路状況については、研究科として、あるいは大学として、それを体系体に把握する努力を十分に行ってきたとは言い難い。今後は、こうした状況把握を制度化する工夫が必要である。

【②　教育方法等（修士課程・博士課程）に関わる改善方策】

学部改革と比べ、大学院の改革が遅れていることは否めない。と言うよりも、ここ数年間は学部改革が急務で、それに時間を要するあまり、大学院改革が後手に回さざるを得なかったというのが実際のところである。学部改革そのものは 2007（平成 19）年度をもって主な部分をほぼ完了し、それと前後してやっと大学院の改革に着手するゆとりが学部、研究科に生まれたというところである。

上記の問題点は、いずれも現在学部将来構想委員会で審議しているものであり、これから段階的に研究科教学委員会、研究科委員会などで改善に向けた具体案が策定される予定である。もちろん、問題の改善には優先順位があり、すべてが一同に解決できるわけではない。現在進めている大学院改革でもっとも急がれるのが、前項①の教育課程等の「問題点」「改善方策」で述べた、大学院教育課程の枠組み全体の見直しである。すぐ上で述べたア～カの問題点の改善については、教育課程の見直しという火急の課題を終

えた次の段階で具体的に検討していくことになる。ただし、院生の進路状況の把握のための制度化などは、主指導教員を通じて実態の把握を強化するなどの工夫ですぐに解決できる問題であり、こうした問題の改善は大学院で直ちに実施する。

③　国内外との教育研究交流

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性（3-61）

本学は、国際化への対応と国際交流推進を重視しており、2007（平成 19）年度実績で、外国人留学生として、国費留学生 2 名、私費留学生 42 名の計 44 名を受け入れている。学生総数に対する外国人留学生数の割合は、2.2%を占める。2007（平成 19）年度の外国人留学生割合は、全国公立大学 75 校中 17 位の高水準である。

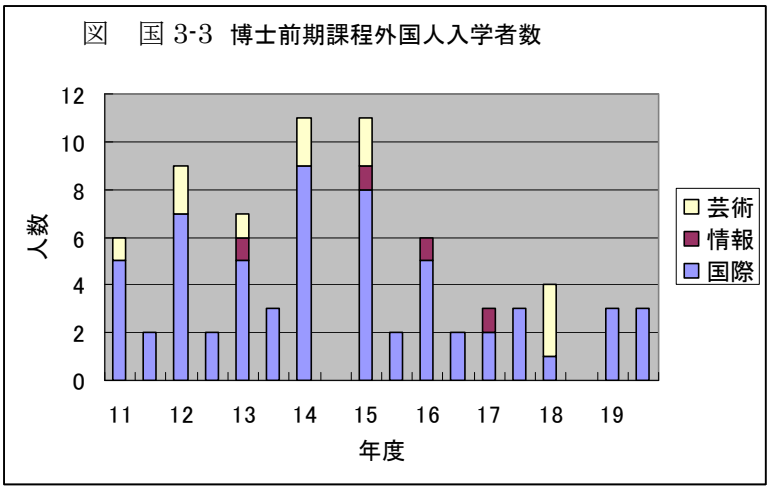
国際学研究科においては、「国際研究の高度化に対応する真の国際人の育成」を研究科の目的・教育目標として教育課程の国際化への対応を掲げ、とりわけ博士後期課程では、より具体的に、外国人留学生の積極的な受け入れを基本方針として掲げている（国際学研究科『大学院履修案内』p. 139 参照）。学部と異なり、国際学研究科は大学院レベルでの海外の大学との学術協定は締結していないが、外国人研究生あるいは研究科院生として諸外国から留学生を多く受け入れることで、教育・研究面での国際社会への貢献を目指しており、上記実績はその証左と言えよう。

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性（3-62）

（1）外国人留学生受け入れの実績

上記基本方針に従い、国際学研究科では、多くの外国人留学生を受け入れている。本学大学院レベルにおける外国人留学生の受け入れは、実質的には国際学研究科が担っていると言える。以下のグラフは、本学の外国人入学者数の推移を 3 研究科別に示したものである。

図　国 3-3 博士前期課程外国人入学者数



大学院開設の 1998（平成 10）年から 2008（平成 20）年春学期までに国際学研究科博士前期課程には、167 名が在籍し、その内 119 名が同課程を修了、現在 29 名が在籍中である。在籍者総数 167 名の内、外国人留学生は 69 名で、うち 57 名が同課程を修了し、

現在 8 名が在籍中（1 名休学中）である。したがって、博士前期課程開設から 10 年間の在籍者総数に占める外国人留学生の割合は、41.3%にのぼり、修士号取得者総数に占める外国人留学生は 47.9%である。外国人留学生は、本研究科の経営政策研究群、言語文化研究群、日本研究群などで修士号を取得している。

図　国 3-4

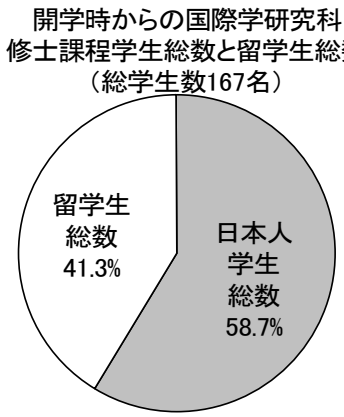
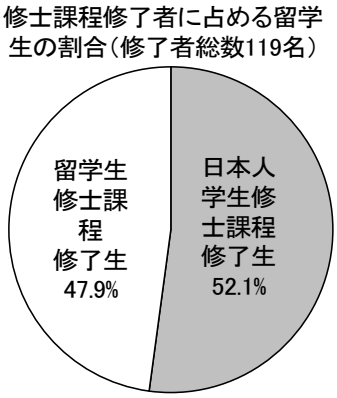


図　国 3-5



博士後期課程は 2000（平成 12）年度に開設され、2008（平成 20）年度春学期までに 80 名が在籍しているが、その内外国人留学生が 43 名で博士後期課程在籍者総数の 53.8%を占めている。2007（平成 19）年 3 月までに 19 名が学位（博士号）を取得しており、このうち外国人留学生は 12 名、学位取得者総数に占める外国人留学生の割合は 63.2%である。外国人留学生は、多国籍企業論、国際金融論、言語比較論、社会言語論、応用言語論、地域統合論、などの分野で博士号を取得している。

（2）外国人研究生の受け入れ

国際学部は、国際学研究科への入学を希望する外国人留学生を中心に、外国人研究生を毎年積極的に受け入れている。国際学部では、広島市立大学外国人研究生規定第 2 条に定める要件をもとに、各留学生がそれまで受けてきた教育の内容・質、それに就学年数を確認した上で外国人研究生として受け入れている。

広島市立大学外国人研究生規定では、①外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者、②外国において、学校教育における 12 年の課程を修了し、日本の大学を卒業した者、③本学において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者、を基本的な要件としている。さらに国際学部では、2006（平成 18）年度に外国人研究生受け入れの学部基準を以下のように定めた。広島市立大学外国人研究生規定第 2 条が定める上記①とは、日本における 4 年制大学修了者と同等以上の学力を有する者を意味すると定め、履修単位数が 4 年制大学の半分程度しかない専科大学卒業者や、学力評価に格差の大きい成人高等教育修了者に関しては、修了後の学習等により上記③の規定を満たすことを必要とした。そのため、国際学部では、受け入れに際して、受入指導教員が志願者の受けてきた教育の内容について確認するとともに、志願者の修了した大学が出身国の教育制度においてどのような位置づけにあるかを現地の教育制度に詳しい教員が確認し、学部教務委員会が志願者の履歴書、研究計画書、最終学歴の成績証明書、学位記などを確認した後で、学部教授会が最終的に受け入れの可否を判断する体制をとっている。

外国人研究生の教育の内容・質を確認した上での受け入れは、外国人研究生の大半が本研究科を受験して入学することを鑑みると、本研究科に占める外国人留学生の質を高める要因として有効に機能している。

国内外の大学院との組織的な教育研究交流の状況（3-63）

本研究科は、国内外の大学院と組織的な学術交流協定を締結していないが（学術交流協定を締結している大学は学部・大学院双方を含んだ交流であるが、学部が主となっている）、上述のとおり、外国人留学生の博士号取得者のうち 6 名が中国などの出身国で大学教員として就職しており、今後は本研究科出身者を通じた国際的な教育研究交流の可能性が見込まれる。

【③　国内外との教育研究交流（大学院研究科）に関する点検・評価】

「長所」

国際学研究科は、外国人留学生の受け入れに実績があり、修士号、及び博士号取得者の約半数が外国人留学生であることは、本研究科が国内外との教育研究交流の面での実績を残している点で、長所として評価できる。

「問題点」

国際学研究科への外国人留学生の入学者数は、2002（平成 14）年度から 2003（平成 15）年度をピークとして、近年減少の傾向にある。減少の理由としては、外国人留学生の都市圏への集中傾向、奨学金取得が困難になったことなどが考えられる。

【③　国内外との教育研究交流（大学院研究科）に関する改善方策】

（ア）国際学研究科への質の高い外国人留学生受け入れをさらに促進するためには、広島市立大学ならではの教育課程を提供する必要があろう。現在までの受入実績は、経営政策や言語文化の分野で顕著であり、これをさらに伸ばしつつ、国際学研究科として魅力ある教育課程の再編について、国際学部将来構想委員会が 2008（平成 20）年度末を目処に検討する。

（イ）外国人留学生の受入促進のためには、受入態勢の整備及び奨学金制度の整備が必要である。受入態勢の整備については、学部国際交流委員会、及び学部学生委員会が継続して検討する。奨学金制度については、広島市立大学、及び同研究科としての対応が必要であるため、評議会などのしかるべき全学委員会に検討を依頼する。

第４章　学生の受け入れ

国際学部

１　学部等における学生の受け入れ

到達目標

国際学部の第１章に学部の理念、目的・教育目標、同第３章の教育内容方法の到達目標で示したように、国際学部は、一分野の専門領域のみに偏らず学際的かつ国際的な視野を持つ人材の育成を心がけている。こうした総合的に伸びる可能性を持つ学生に対し、その学生の志望の熱意や潜在的な能力を正確に測定する入学試験を実施すること、また、その入学試験の実施方法に関し厳正かつ適切な審査が行われることを、学生受け入れの目標としている。また、外国人留学生の受け入れを一段と広げ、国際学部の名にふさわしい様々な文化で育った学生を多く入学させ、より学際的な能力を強化していくことも目標の一つである。

【現状説明】

入学者受入方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係（4-1）

第１章に述べたように、国際学部では、2006（平成 18）年度に、教育理念・目標に則して「求める人物像」（アドミッション・ポリシー）を定め、学生募集要領、大学案内等に明示し、本学部を志望する受験生に対して、国際学部の教育理念・目的を十分に理解してもらうように努めている。この「求める人物像」を繰り返すと次のとおりである。

（ア）21 世紀の国際社会に関する学習意欲
　国際社会がかかえているグローバルな問題、地域社会に生じているローカルな問題に関心をもち、それらの解決を真摯に考える姿勢。
（イ）境界を越える共生の思考の追及
　学問分野、国・地域などの境界を越えて、さまざまな問題を考え、その解決を探求し、寛容な精神を身につけようとする姿勢。
（ウ）地域社会への貢献と国際的な活動の展開
　地域社会に貢献し、さらに国際的な活動を展開していくための、しっかりとした基盤を築こうとする姿勢。

また、2006（平成 18）年度の『大学案内』からは、国際学部の教育・研究の特色を掲載し、受験生にわかりやすく提示している。最新の 2008（平成 20）年度の『大学案内』には、国際学部第１章にも示した次の教育の特色が盛り込まれている。
（ア）「学際性」の実現
（イ）５つのプログラムの可能性
（ウ）少人数クラス・ゼミ
（エ）丁寧で適切なサポート体制

こうした国際学部からの「求める人物像」、「教育・研究の特色」を広くアピールして、当学部への志望動機が強く将来のステップとして学びたいと考えている学生にできるだけ多く入学試験を受けてもらうことができるように学生の受入面の充実に努めてきている。

入学者受入方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係（4-2）

入学者受入方針においても、学際的な人材の育成を教育目標に挙げており、2007（平成19）年度以降の５プログラムへの専門科目のカリキュラム改編に則して、以前にも増してより多面的な能力を厳正に審査しうる入学者選抜方法が求められている。国際学部では、入学試験において、特別選抜として推薦入試を取り入れ、面接試験を通じて、人物の多面的な能力の審査を直接口頭試問により実施しているほか、一般選抜入試においても、①語学力を重視していること、②前期試験における小論文、後期試験における総合問題など記述試験を重視して、単なる暗記力ではなく、文章力、読解力、ものごとを分析して整理する能力、自己表現力など、総合的に問題を解決していく能力を審査で重視している。また、この前段階にある基本的な総合能力を測るセンター試験入試においても、３教科３科目または３教科４科目とし、選択科目の幅を広く確保しているほか、2009（平成 21）年度からは、理科科目についてもセンター試験の選択科目の中に加え、より学際的な能力に結びつく広範な科目審査ができるような入学者選抜方法を講じている。

大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置付けと適切性（4-3）

（１）国際学部の学生募集の方法は、次の五つである（いずれも国際学部入試委員会と事務局教務学生支援課入試担当との協働で実施している）。

（ア）学生募集要項等の配布

事務局教務学生支援課入試担当から、中国地方の全ての高等学校に対して入学者選抜要項、大学案内等を毎年配布し、入学試験の周知を図っている。

（イ）ホームページによる入学案内等の情報提供

大学のホームページに入学案内の項目を設け、タイムリーに入学情報を提供している。情報の内容については、入試選抜試験に関する予告（年間の実施時期、変更点など）、募集要項の発表時期・請求方法の案内、入学者選抜要項・学生募集要項の掲載、入試に関するＱ＆Ａ、オープンキャンパスの告知、過去の一般選抜入学試験の実施状況と成績、各試験の合格発表などである。

（ウ）国際学部のオープンキャンパスの実施

年１回、夏期に国際学部ではオープンキャンパスを実施している。オープンキャンパスの内容は、国際学部で行われている講義のミニ講義を 2 科目ないし 3 科目実施したり、ＣＡＬＬ英語集中システムを体験してもらったり、キャンパス内を在校生が引率して見学させたりしているほか、教員や在校生が受験生やその保護者を対象に個別の相談コーナーを設けるなどの工夫を凝らしている。

表　国 4-1 オープンキャンパスにおける国際学部参加者数

年　　度	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年
参加者数	480 人	430 人	490 人	469 人	500 人	471 人

（エ）模擬授業（出張講義）の実施及びキャンパス見学

広島県内の高等学校からの要請に応じて、依頼のあった高等学校を直接訪問して模擬授業（出張講義）を実施しているほか、他方で、当大学のキャンパスに高校生に来てもらい、CALL 英語集中システムの体験や、国際学部の実際の授業を体験してもらうことに加え、この機会を利用して、様々な入学試験に関する質問などにも答えるようにしている。

表　国 4-2　国際学部における模擬授業等の実績（回数）

年　　度	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年
模擬授業	9	7	11	7	12	10
キャンパス見学	24	19	19	15	16	16

（オ）高等学校等の進路指導教員を対象とした説明会の実施

毎年、9 月に高等学校等の進路指導教員を対象とした大学説明会を実施している。国際学部に関心のある進路指導教員に本学に来校してもらい、意見交換会を実施し、入学試験に関する具体的な質問等に答えている。

（カ）受験情報誌等への情報提供

国際学部では、オープンキャンパスの開催などの情報提供を受験情報誌を通じて行っている。

このほか、大学全体の行事として、進路ガイダンスへの参加がある。

（2）国際学部の入学者選抜方法

国際学部入学定員は 100 名で、その内訳は、一般選抜入試 80 名（うち前期入試 60 名、後期入試 20 名）、推薦入試 20 名（市内枠 10 名、全国枠 10 名）である。もっとも受験生の多い一般選抜では、広く学際的な基礎能力を審査し、志望意欲の高い学生を確保することを目的にしている。他方、推薦入試においては、広島市の公立大学としての役割から地域貢献を果たすべく地元の広島市出身の学生の枠（市内枠 10 名）を設けている。また、全国からも優秀な人材を確保すべく市内枠と同数の募集人員（全国枠 10 名）としている。さらに、国際人養成の観点から外国人留学生特別選抜が行われ、学部定員 100 名のうち若干名をこの特別選抜によって募集している。

（ア）一般選抜

開学以来、一般選抜では前期・後期からなる分離・分割方式を採用している。一般選抜学生定員は 80 名で、このうち前期日程で 60 名を、後期日程で 20 名を募集している。前期日程では、大学入試センター試験と個別学力検査を行っている。大学入試センターで課す科目は、現在は、3 教科 3 科目または 3 教科 4 科目である。内訳は、3 教科 3 科目の場合、外国語（英、独、仏、中、韓）から 1、国語（古文、漢文を含む)、「地歴（世A，世B、日A、日B、地理A、地理B）または公民（現社、倫理、政経)」から 2 である。3 教科 4 科目の場合、外国語（英、独、仏、中、韓）から 1 と、数学で「数Ⅰ、数Ⅰ・数 A」から 1 と「数Ⅱ・数 B、工、簿・会、情報」から 1、国語（古文、漢文を含む)、地歴（世A、世B、日A、日B、地理A、地理B)、公民（現社、倫理、政経）の 3 科目の中から 1 である。また、国際学部独自で行う個別学力試験として小論文を課している。小論文には、日本語と英語による出題がある。後期日程では、大学入試センターで課す科目は、前期日程と同様に 3 教科 3 科目または 3 教科 4 科目であり、個別学力試験で課す科目は、総合問題である。

2009（平成 21）年度の入学試験から、大学センター入試に課す科目に、理科科目を含め

ることに変更した（2007（平成 19）年 11 月第 7 回全学入試委員会において決定)。これは、国際学部では、入試科目の選択範囲を理科科目まで広げることにより、より広範な学際的な潜在能力を持つ学生に国際学部で学ぶ機会を広げることができると判断したことによる。この結果、理科科目では、物理Ⅰ、化学Ⅰ、生物Ⅰ、地学Ⅰ、理科総合A、理科総合Bの 6 科目から 1 科目選択することが可能となり、外国語と国・社・数・理から 2 科目となった。

国際学部の一般選抜入試における特徴ある試験科目として、前期日程における小論文、後期日程における総合問題がある。前期日程における小論文は、日本語及び英語で出題されるもので、国際学部で学ぶ上で必要な読解力、論理的思考力、文章表現力、そして世界及び日本の諸問題についての理解力を審査することを目的にしている。また、後期日程の総合問題では、論文や評論を題材として、現代世界の諸問題を国際学部で学んでいくために必要な読解力、論理的思考力及び文章表現力を審査することを目的としている。こうした国際学部の教育目的に沿った記述式の入学試験を行って、国際学部にふさわしい学生の受け入れに努めている。

一般入試における科目及び配点では、国際学部での素養のベースとなる外国語（特に英語)、国語、地歴、公民、数学を重視したものとなっている。これらに加えて、前期の小論文や後期の総合問題では、単に暗記を得意とする能力よりは、与えられた課題をよく理解し、自分の考えをしっかり持ち、これを整理して論理的に表現できる能力をもつ学生が求められている。こうした点に配慮し、配点の合計 1000 点のうち、センター入学試験課目を 600 点（うち外国語 200 点、その他選択科目 400 点)、個別学力試験を 400 点（前期　小論文、後期　総合問題）としている。

国際学部における過去 6 年間の入学試験実施状況は以下の表にまとめた通りである。実質倍率も比較的安定しており、前期日程では 2.5 倍～4.1 倍、後期日程では約 4.4 倍～6.9 倍となっている。

表　国 4-3　国際学部　一般選抜　前期日程　入学試験の状況

年　度	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年
募集人員	60	60	60	60	60	60
志願者数	281	193	275	229	203	243
受験者数	267	178	245	220	188	225
合格者数	65	68	70	72	76	70
入学者数	61	61	62	63	70	58
実質倍率	4.1	2.6	3.5	3.1	2.5	3.2

表　国 4-4　国際学部　一般選抜　後期日程　入学試験の状況

年　度	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年
募集人員	25	20	20	20	20	20
志願者数	312	210	286	253	244	299
受験者数	180	111	158	149	120	151
合格者数	27	25	23	25	22	29
入学者数	23	21	20	22	22	22
実質倍率	6.7	4.4	6.9	6.0	5.5	5.2

（イ）特別選抜

特別選抜のうち、まず、推薦入学試験については 2001（平成 13）年度まで、募集に際し

広島市内在住者のみを対象とし「市内枠」10 名としていた。2002（平成 14）年度より、学内外からの要請に応え、「全国枠」5 名を新たに設置し 15 名とした。このうち、「全国枠」の志願者は 40 名強もあり、比較的優秀な受験生が多いことから、全国枠を拡大し、2004（平成 16）年度から 10 名の枠に広げた。その結果、現在は学部全体で「市内公募」10 名、「全国公募」10 名の計 20 名の募集人員としている。国際学部における推薦入学試験の実質倍率を示すと、「市内枠」の実質倍率は 1.4～2.2 倍程度、「全国枠」の実質倍率は、2.2～4.6 倍で安定している。広島市内の高等学校等からの志願者は、「全国枠」への応募も可能であり、実質的に広島市内在住者については推薦枠が拡大したことになっている。最近の「全国枠」の合格者は、広島市内や広島県内の高等学校からの志願者が大半を占めつつあるが、中国・四国・九州各県や他の府県からの応募者も徐々に増えつつある。

推薦入試に応募できる人数は、高等学校１校当たり、市内公募・全国公募ごとに１名と決めている（最大　計２名）。推薦要件のなかに、学業成績要件があり、「調査書の学業成績評価が A 段階に属する者又は、調査書の特定の科目の評定平均値が 4.3 以上の者」として、推薦応募者の学業レベルの維持を図っている。推薦入試については、小論文と面接試験の両方を課している。

特別選抜のうち、外国人留学生特別選抜試験については、ここ３年間志願者がいない状況が続いていたが、2008（平成 20）年度に 9 名の応募があり、このうち４名が入学した。これは、外国人留学生の門戸を解放するために、出願資格を変更したことによる。すなわち、それまでは、英語の能力も必要と考え、TOEIC の得点が 450 点以上であることを出願資格としていたが、それを撤廃した結果による受験生増加（復活）だと考えられる。日本留学試験については、その得点が、日本語は 197 点以上、その他の科目の合計点は 215 点以上を出願資格としている。

表　国 4-5　国際学部における推薦入学試験の実質倍率

年　度	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年
市内公募募集人員	10	10	10	10	10	10
志願者数	22	16	18	26	17	15
合格者数	10	10	10	12	12	11
実質倍率	2.2	1.6	1.8	2.2	1.4	1.4
全国公募募集人員	5	10	10	10	10	10
志願者数	41	50	52	48	46	38
合格者数	9	11	14	13	15	17
実質倍率	4.6	4.5	3.7	3.7	3.1	2.2

入学者選抜試験実施体制の適切性（4-4）

入学者選抜試験の実施体制については、全学入試委員会の下に国際学部入試委員会が組織されており（委員長は学部長で現在委員 5 名）毎月１回の頻度で定例的に会合を持っている。会合では、教員のみでなく事務局教務学生支援課入試担当も参加し、学部・大学院の試験スケジュール、試験実施に関する体制（問題作成、試験監督、採点）の企画実施、、入学試験実施後の問題点の洗い出しなどを行っている。また、実際の入試に関わることで改正すべきことがあれば、入学者選抜要項、学生募集要項における変更、改正の議論も行っており、重要な事項で全学レベルでの改善、修正を必要とする事項については、最終的には国際学部入試

委員会から大学の全学入試委員会に提案され審議されることとなる。

さらに、学生受け入れのための様々な戦略を練るのもこの国際学部入試委員会である。具体的には、オープンキャンパスや高等学校の進路指導教員を対象とした説明会で実施されるアンケート調査の結果を参考にして、入試の情報提供の改善策を練ったり、実際の国際学部の入試状況の統計結果を分析したりして、次年度の入学試験の企画立案をし、実行に移している。

また、実際の入学試験の合否判定については、学部長、入試委員、問題作成者を集めた拡大入試委員会（合否決定委員会）を組織し、入試の採点が終わった後、様々な観点を考慮しつつ合否判定の原案をこの入試拡大委員会で議論し、予め合否判定結果を検討している。これを教授会にかけて教員全員の承認により最終的な合否が決まるシステムである。この機を利用して、拡大入試委員会、教授会において、実施された入試問題や実施体制についていろいろな観点から検証を行い、問題点を洗い出した上で、学部の入試委員会で対応策を具体的に検討し、改善点があればこの改善策を講じた上で次の入学試験に備えている。

入学者選抜試験の透明性（4-5）

入学者選抜試験に関しては、次の項目について公表を行っている。

（ア）配点の公表：一般選抜については、募集要項の中で、大学入試センター試験・個別学力検査等の配点を公表している。

（イ）採点・評価基準の公表：一般選抜の募集要項において、個別学力検査等の科目別の採点・評価基準を公表している。

（ウ）試験実施状況の公表：一般選抜、特別選抜の募集人員、志願者数、受験者数、当初合格者数、追加合格者数、入学者数、入学辞退者数をホームページで公表するとともに、試験実施状況をまとめた資料を大学案内に掲載し、ガイダンス等の際に参加者に配布している。

（エ）試験成績等の公表：一般選抜の受験者数、合格者数、受験者及び合格者の大学入試センター試験・個別学力検査等の成績（最高点、最低点、平均点）をホームページで公表するとともに、試験成績の概要をガイダンス等の際の配布資料としている。

本学部では、推薦入試の面接試験においては、公平性確保の観点から、できるだけ、異なった専門分野の教員３名（例えば文化、政治、経済）で面接の１チームを編成するように配慮している。このための面接試験要領（国際学部）を設定し〔2006（平成 18）年度〕、面接時間、評価基準を明確に定めたほか、面接試験後の各チームの得点に偏りがないかをチェックして評価すること等も定め、これに基づいて厳正な面接試験を実施している。また、一般入試における記述問題の採点においても、１つの設問の採点に、異なった専門分野から複数の教員が必ず関わり、その平均点を計算して最終的な採点としている。これは、受験生の学際的な能力を評価する時に、単一の専門領域ではなく複数の専門領域からもチェックをかけることが公平に審査することに繋がると判断しているためである。

入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況（4-6）

一般選抜試験においては、試験問題及び解答例を試験直後に準備し、請求があれば配布することにしている。また、一般選抜で不合格となった者を対象にして、受験生の請求に基づき個人成績（大学入試センター試験の科目別得点、個別学力検査等の科目別得点、総合得点、成績順位など）の開示を行っている。

各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況（4-7）

入学試験の採点直後に行われる拡大入試委員会（執行部、学部入試委員会委員、入試の問題作成委員、事務局入試担当者を含む）において、入試問題作成責任者や直接問題作成に関わった教員から直接報告を受け、入試の採点結果なども考慮しつつ入試問題を検証している。また、問題作成責任者が翌年の問題作成責任者に対して、その年度の問題の傾向や改善点があれば、明確に申し送りをすることとなっている。さらに、入試の準備体制においても不備がなかったかどうかについて、この拡大入試委員会においてチェックしている。実際にこうした問題を再検討し、入試の運営・実施案を作成するのは学部の入試委員会である。

推薦入学における、高等学校との関係の適切性（4-8）

推薦入試においては、年１回開催される高校の進路指導担当者を集めた説明会において、細かい質問にも丁寧に回答するように努めている。特に、応募用紙への記述の方法や受験生の推薦における成績の評価のやり方などについて細かい事項に関する質問が出されるケースがあり、高等学校の進路指導教員に対して丁寧に回答し、納得してもらえるよう心がけている。

また、地元の高等学校については、模擬授業（出張講義）を積極的に行い、高校生に直接、大学の講義の様子を見てもらっている他、推薦入試に関する質問等にも適切に対応している。

高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性（4-9）

国際学部の学生募集の方法は、学生募集要項の配布、大学のホームページによる情報提供、模擬授業（出張講義）の実施、オープンキャンパスでの学部説明会及び個別相談コーナー、高等学校の進路指導教員への大学説明会などである。このうち、国際学部では、近年、模擬授業を強化しているほか、オープンキャンパスの際など、高校生を招待して、CALL 英語集中（ネットワーク型集中英語学習プログラム）を体験見学してもらったり、学内での模擬授業に参加してもらうなどの方策を積極的に実施している。例えば、近年、オープンキャンパスにおけるアンケート調査結果から、高校生の要望として、国際学部の在校生からの生の声を聴きたいとの声があった。国際学部入試委員会ではこれを重視し、2006（平成 18）年度から、個別相談コーナーに在校生を相談員として 15 名程度配置し、高校生の入学試験の勉強方法や国際学部を通して将来の進むべき道など学生自身が親身になって相談に乗る方式を採用した。また、2007（平成 19）年度からは、キャンパス施設の見学にも、国際学部の学生主導で高校生及び保護者を引率して、大学の施設の説明に当たるようにしている。これは大変好評である。

また、広島市内及び県内等の高等学校に対しては、高等学校の要請に応じて出張講義を積極的に行っている。従来は、広島市内に限っていた出張講義の範囲を拡張した。例えば呉市などの広島市圏外の高等学校に対しても出張講義を行うなど出張講義の対象範囲を拡大するよう努めている。これは、広島県内で国際学部に興味のある高等学校に対しては、要請があれば、できるだけ応えていこうという姿勢を取っていることによる。

科目等履修生、聴講生の受入方針・要件の適切性と明確性（4-10）

国際学部における科目等履修生については、豊富な外国語科目を履修する者が多く、特にアラビア語、ロシア語は市中の語学学校などでもほとんど開講されていない科目でもあり、毎年数名の履修者がいる。また、資格取得を目指し、教育職員免許状資格取得科目や学芸員資格取得科目を履修する者も多い。このほか、生涯学習を念頭においた社会人が興味ある特定の科目履修をするなどの履修理由がある。科目履修生や聴講生の専門科目への履修の要望には、広く応えている。現状では、個別の志願者に相談を受けた科目の担当教員が要件等を審査判断し、学部教務委員会で、職歴、要望などをチェックする仕組みとなっている。最終的には、学部教授会において受け入れが決定される（国際学部の科目等履修生の受入実績について第 3 章の表　国 3-13 参照）。なお、国際学部には聴講生の制度はない。

留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生の受け入れ・単位認定の適切性（4-11）

外国人留学生特別選抜の場合、入試要項において、出願資格として次の要件のいずれかを充たされなければならない。①外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者及び入学年度の前に卒業見込みの者、②外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準じるものを含む）に合格した者、③外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了した者でわが国の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了した者、④国際バカロレア資格を有する者、⑤ドイツ連邦共和国の各州におけるアビトゥア資格を有する者、⑥フランス共和国におけるバカロレア資格を有する者〔②～⑥については 2008（平成 20）年 3 月 31 日までに 18 歳に達する者（2008（平成 20）年度募集要項の場合）〕

また、日本留学試験を受験し、その得点が、日本語は 197 点以上、その他科目の合計点が 215 点以上である者として、日本語や、その他の科目も大学の入学に十分なレベルを確保できていることを応募の条件としている。さらに、国際学部独自の試験は、日本語による小論文と面接試験を課しており、国際学部の授業についていけるだけの日本語能力があるかどうかの審査も厳正に対処している。また、志望動機、当学部での勉強内容、現地での高等学校等での勉学の状況なども直接、面接試験の場で審査される。

表　国 4-6　外国人留学生の推移

年　度	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年
志願者	7	4	3	0	1	0	0	0	9
合格者	4	2	3	0	1	0	0	0	4
入学者	1	1	1	0	0	0	0	0	4

学生収容定員と在籍学生数、編入学定員と編入学者数の比率の適切性（4-12）

国際学部では、開学時から、入学定員を 100 名としている。合格者、入学者に若干の増減はみられるが、合格者数の最終決定は、過去の歩留まりやその年の志願者数を基に慎重に判断しており、収容定員を下回ったり、定員の 20%を超過する状況は過去に一度も生じていない。また、現状、入学定員を変更する意向はない。これは、本学の教育・研究の特色としている少人数教育及び丁寧で適切なサポート体制を維持しつつ、これまで比較的安定した入試の実質倍率を維持できていることから、毎年、質の高い学生を確保し、少人数教育にふさわしい適切な研究教育指導を推進するに足る適正な学生の定員は 100 名であると認識しているからである。なお国際学部には、これまで編入学生の受入実績はない。

表　国 4-7　学生の収容定員

学　部	収容定員	入学定員	合格者数	入学者数	超過率
2001 年度	400	100	119	100	1.00
2002 年度	400	100	118	109	1.09
2003 年度	400	100	111	103	1.03
2004 年度	400	100	115	103	1.03
2005 年度	400	100	117	106	1.06
2006 年度	400	100	122	110	1.10
2007 年度	400	100	125	119	1.19
2008 年度	400	100	131	112	1.12

表　国 4-8　2008（平成 20）年の在籍者数

学年	在籍者数
1 年生	112
2 年生	118
3 年生	109
4 年生	120

著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性（4-13）

著しい欠員ないし定員超過の状況にはない。

退学者の状況と退学理由の把握の状況（4-14）

退学者については、これまで、本人の進路変更によるもの、病気によるもの、不況の折、経済的理由による等がみられるが、下表（国 4-9）で示しているように、常に若干名に留まっている。学部教務委員会では、学年毎に個別学生の単位履修の状況を半期毎に把握し、個別に演習担当の教員が学生の相談にあたるなど、退学など深刻な状況にいたる前の段階で適切

な方策をとるように心がけている。また、実際に退学する際には、所定の用紙を使用し、本人と保証人の署名押印が必要であり、その事情を聞いて判断した指導教員がその書類に確認のためのサインをすることとしている。また、最終的には、国際学部教授会において退学を認めるか否かが決定される仕組みとなっている。

表　国 4-9　国際学部の退学者数

年　　度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
退学者数	4	2	2	1	2

表　国 4-10　2007（平成 19）年度進級者数

3 年生		4 年生	
対象者数	進級者数	対象者数	進級者数
109	109	102	102

【学生の受け入れ（学部）に関わる点検・評価】

「長所」

全国的な少子化の流れや国公立大学への応募者の低下の状況が顕著にみられるにもかかわらず、国際学部は、入学者受け入れに関して、安定した入試倍率を維持している。また入学者の質もきちんと確保しており、入試の受け入れに関して深刻な状況にはない。

学生の受け入れに関する長所は次のとおりである。

（ア）国際学部は、開学以来、少人数教育を標榜し、学生一人ひとりを丁寧に教育指導してきており、専門性はもとより人間として魅力ある学生を育ててきた。こうした教育の成果は就職氷河期と言われた 5～6 年前においても、高い就職内定率が維持され、近年においては、海外への留学や公務員、教員をはじめ全国の有名企業や地元の有力企業にも着実に就職を果たす成果に繋がっている。こうした成果と相まって国際学部の学生自身が感じている満足度の高さは、在校生から出身高校へと自然にその評判が伝わり、その結果、比較的優秀な学生が国際学部を多く受ける状況に繋がっている。

（イ）2007（平成 19）年度における専門教育課程の改編による学際性の強化と、１年生次、２年生次における基礎演習、発展演習の充実が、学生の基礎的な人間力の強化へと結びつき、これが諸々の成果に結びつくことで、一段と国際学部の評価が上がることを期待している。

（ウ）月 1 回、定期的に開催している国際学部入試委員会は、入試の問題作成、実施体制、入試情報の伝達手段などを検討している。また、入試直後に行われる拡大入試委員会も、入試直後に、問題があればこれを解決すべく検討するなど機能的に活動してきている。

「問題点」

（ア）少子化による受験者、入学者減の状況も将来的に想定しつつ、適切な人材確保の為の入試方法の変革や選抜方法の多様化など、臨機応変な対応ができるように検討を続ける必要がある。国際学部の知名度は、広島県内及び周辺地域には徐々に定着しつつあるとはいえ、全国的にみるとまだまだ認知度は低いと思われる。一段の広報の拡充が望まれる。

（イ）1学年当たりの構成比でみると、女子学生数に比較し男子学生の割合が低い。

表　国 4-11　国際学部の男女の人数

	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
男子学生	18	20	17	18	16	22
女子学生	85	83	89	92	103	90
合　計	113	103	106	110	119	112

（ウ）特別選抜の中の外国人留学生の受け入れを強化することが必要である。

外国人の留学生の枠について、2003（平成 15）年度から、志願者が減少した。これは、一つには、2003（平成 15）年度から出願資格に TOEIC スコアを課した結果、アジアからの留学生が減った可能性があった。入試委員会で検討を加え、2008（平成 20）年度から、TOEIC スコアを除き、日本留学生試験のみに切り替えることにより、志願者が 9 名あり、4 名が合格した。

【学生の受け入れ（学部）に関わる改善方策】

（ア）入試の広報活動に関しては、広島県内にとどまらず、全国的に国際学部の知名度を広めるためには、日頃から少人数教育の成果を出しつつ、その評判が少しずつ浸透していくような地道な努力が必要である。また、ホームページ、大学案内、出張授業、オープンキャンパスなどでも、現在、育成しつつある国際学部の学生を直接前面に出してアピールすることが効果的であることは、オープンキャンパス時におけるアンケートなどでも判明している。こうした在校生の協力も取りつけつつ積極的な対策を効果的に打っている。

（イ）入学選抜方法に関しては、基本的には、これまでの厳正中立な入学試験選抜方法を大きく変えることはなく、この結果として優秀な女子学生が集まるというのであればそれでよく、自然体でいきたい。しかし、一方で、また、男子学生の構成比を増やしたいとの希望もある。確かに、語学力が強く文系の選択科目を得意とする女子学生に有利な入学試験に映るが、2009（平成 21）年度の入学試験からは、センター試験の選択科目に「理科」科目を加え、理系に強い男子学生で国際学部の専門分野に興味のある学生にもアピールするように受け入れの領域を拡大した。今後、この結果も分析しつつ検討していくことにしている。

（ウ）また、外国人留学生の受け入れを増やすことが必要である。2008（平成 20）年度から英語能力試験の TOEIC を取りやめ、日本留学試験のみに切り替えたことが奏功し、4 名の留学生を受け入れることができた。今後、留学生の成長度合いをみながら、入試受け入れに更なる方策がないか、学部入試委員会で検討する。

（エ）2006（平成 18）年度から国際学部の教員の人員が削減され（57 名から 51 名に減）、入学試験の問題作成、推薦入学試験の問題作成、面接試験、センター入試の監督、前期・後期入学試験の監督、採点にいたる事務作業の教員一人当たりの負担が大きくなっている。特に、英語科目においては、他学部の問題も作成、採点しなければならず、教員の負担が大きい。しかし、厳正中立な入学試験を実施するためには、細心の注意を払いつつ、教員全員が協力し合って克服していかなければならない。国際学部の入試委員会が中心となって現在の入学試験の管理運営体制のレベルを確保しつつ効率的にできるところがあれば随時実施していく。

国際学研究科

２　大学院研究科における学生の受け入れ

到達目標

国際学部・研究科第１章の研究科の理念、目的・教育目標、同第３章の教育内容・方法の到達目標で示したように、国際学研究科は、「高度な学識と広い視野に基づいて、より専門的な立場から国際社会や地域社会に貢献できる真の国際人の育成」を心がけている。総合的・学際的な視点は維持しつつ、より専門的に伸びる可能性を持つ人（社会人も含む）に対し、その志望の熱意や潜在的な能力を正確に測定する入学試験を実施すること、また、その入学試験の実施方法に関し厳正かつ適切な審査が行われることを、学生受け入れの目標としている。また、外国人留学生の受け入れを一段と広げ、国際学研究科の名にふさわしい様々な文化で育った人を多く入学させ、より学際的な能力を強化していくことも目標の一つである。

【現状説明】

大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性（4-16）

（ア）学生募集の目的と募集の方法

国際学研究科の目的・教育目標については、既に国際学部・研究科の第 1 章及び第 3 章の評価項目 3-36 で述べた。こうした目的・教育目標に沿って大学院生募集要領、大学院案内等に明示し、入学試験を実施している。

1998（平成 10）年度から博士前期課程、2000（平成 12）年度から博士後期課程の学生を募集し、入学者の選抜を行っている。募集人員は、博士前期課程 15 名、博士後期課程７名である。また、募集及び入学には２期制を採用しており、春（4 月）入学予定者の選抜は 2 月の中旬、秋（10 月）入学の学生の選抜を 7 月中下旬に実施している。春入学の募集人員に対し秋入学については若干名としている。また、社会人の受け入れについては、2005（平成 17）年度より、博士前期課程に社会人入学を認め、一般選抜に対し若干名としている。また、博士後期課程においても、2007（平成 19）年度から社会人入学を正式に認め、一般選抜に対し、社会人選抜（若干名）としている。

（イ）博士前期課程の入学者選抜方法

博士前期課程の春入学と秋入学の選抜方法は同じである。まず、出願資格を明確に定めている。はじめに一般選抜の出願資格は次のとおりである。①学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学を卒業した者、②学校教育法第 104 条第４項の規定により学士の学位を授与された者、③外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者、④外国の学校が行う通信教育における授業科目をわが国において履修することにより、当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者、⑤我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされる者に限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者、⑥専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者、⑦文部科学大臣の指定した者、⑧大学に３年以上在学し、または外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、本大学院が所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者、⑨本学大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で 2008（平成 20）年 4 月 1 日において 22 歳に

達している者〔例－2008（平成 20）年度募集要項の場合〕、⑩本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者である。

次に社会人選抜の出願資格は次のとおりである。

①学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学を卒業した者、②学校教育法第 104 条第４項の規定により学士の学位を授与された者、③外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者、④外国の学校が行う通信教育における授業科目をわが国において履修することにより、当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者、⑤我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされる者に限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者、⑥専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る）で文部科学大臣が別に指定する者を文部科学大臣が定める日以降に修了した者、⑦文部科学大臣の指定した者、⑧本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者である。

次に、入学試験の内訳は、①「外国語」（母語以外の言語で英語、フランス語、中国語、ロシア語、ドイツ語、ハングル、日本語のうちから 1 言語を選択）、②「専門科目」のうち研究科共通問題として現代社会を理解するために必要と思われる基本的用語に関して 100 字程度で説明を求める設問、③専門問題として志望する研究分野に中心にした問題と志望研究群に関連したやや広い学問領域についての基本知識に関する問題からなる筆記試験、④提出された研究計画書、参考となる資料、志望する研究科目の内容などを中心に問う口述試験からなる。

（ウ）博士後期課程の入学者選抜方法

博士後期課程の出願資格は次のとおりである。①修士の学位を有する者、②外国において修士の学位に相当する学位を授与された者、③外国の学校が行う通信教育における授業科目をわが国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者、④わが国において、外国の大学の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者、⑤文部科学大臣の指定した者、⑥本学の大学院において、個別の入学審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者、⑦その他、本学大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者、である。また、社会人選抜においては、一般選抜の出願資格条件のいずれかに該当し、本研究科入学時において３年以上の職歴またはその他の経験（例えば主婦、ボランティア活動など）を有する者としている。

博士後期課程において、筆記試験では、外国語（母語以外の言語で英語、フランス語、中国語、ロシア語、日本語のうちから１言語）と専門科目（志望する研究分野からの出題）、及び面接試験（特に志望する研究分野と研究計画書、修士論文の内容など）からなる。このうち、2007（平成 19）年度の入学試験から、筆記試験・外国語（英語）の免除制度を設けることとした。これは、TOEFL、TOEIC について入学試験実施日から過去２年以内の成績を基に、実用英語技能検定試験についてはその成績が以下に該当すれば、筆記試験・外国語（英語）が免除されるものである。

2008（平成 20）年度入学試験までは、次のとおりである。①TOEFL-PBT（Paper-

based Test)で 550 点以上の者、②TOEFL-CBT (Computer-based Test)で 213 点以上の者、③TOEIC 公開テスト、または TOEIC-IP (Institutional Program)で 730 点以上の者、④実用英語技能検定 1 級の資格取得者である。

なお、2009（平成 21）年度春入試からは、TOFEL の試験実施方法変更にともない、②を TOEFL-iBT (Internet-based Test)で 90 点以上の者と変更した。

社会人選抜は、2007（平成 19）年度から実施している。募集人員は若干名である。勤務実績などを勘案して、一般選抜から一定の条件の下に筆記試験（外国語）を免除する一方、筆記試験（志望する専門科目を中心に出題）を課し、口頭試問を加えて選抜する形式になっている。

（エ）入学者選抜方法の適切性

博士前期課程、後期課程の募集要項のなかに、「志望する研究分野及び指導教員の選択については、パンフレット等を参照のうえ、本学事務局教務学生支援課入試担当を通じて、必ず出願前に希望する教員まで問い合わせてください」との注意書きを記している。すなわち、応募者の志望動機、研究計画などは希望する主指導教員のところで事前に直接面会するなどして大学院教育に資する能力等を把握するようにしている。

外国人留学生の応募者については、事前に主指導教員が面接し、大学院の講義や文献の読解力等についていく能力があるかどうかをチェックする。能力が今一つ足りないが熱意が十分見られる場合などには、一旦、研究生として入学を勧めるなどして、少人数教育の利点を生かして育成し、大学院教育に資する能力まで育てた上で、大学院の入学試験を受けさせている。

次に、国際学研究科においては、日本人学生については、外国語の文献を多く読み修士論文や博士論文の執筆に繋げることから、選抜方法においても語学を重視している。さらに博士前期課程でも、同後期課程でも、受験生の研究意欲や研究テーマ・関心などを直接確かめるため、特に面接を重視している。面接は受験生の希望する指導教員に加え、少なくとも 3 名以上の教員が行い、公正かつ厳正な審査を行っている。

また、大学院になると、専門性がより細かくなるなかで、博士前期課程では、応募者の基本的な能力を判断するために、筆記試験に共通問題として、15 個程度の現代社会を理解するために必要と思われる基本用語の中から 5 つを選択して一つ 100 字以内で説明する問題を課している。この採点については、複数の教員が採点し、その平均点を提示している。また、研究分野の筆記問題に関しても、主指導教員ばかりでなく必ず 3 名以上の教員で採点することとしており、厳正な試験を心がけている。

大学院の入学試験に関する様々な問題点の洗い出しについては、大学院の入学試験があるごとに、その合否を検討するための研究科拡大入試委員会（委員長：研究科長、問題作成担当者、主指導教員、入試委員会委員、事務局教務学生支援課入試担当）において行われ、具体的な検討、改善のための企画、実施は、毎月実施される研究科入試委員会で行われている。

（オ）出願者と入学者

最近 6 年間の志願者数をみると、毎年の増減の波はみられるが、ほぼ定員を充たす状況は続いている。直近の 2008（平成 20）年度については、学部の就職環境が大変よく大学院への進学に若干の影響を及ぼしたものとみられる。

表　国 4-12　最近の博士前期課程出願者数と入学者数

	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
一般出願（春）	18	25	8	10	13	3
社会人出願（春）	-	-	4	5	3	3
一般出願（秋）	5	3	6	3	8	2
社会人出願（秋）	-	-	4	2	1	2
計（出願者）	23	28	22	20	25	10
一般合格（春）	14	12	6	7	10	3
社会人合格（春）	-	-	4	5	2	3
一般合格（秋）	2	2	6	-	5	1
社会人合格（秋）	-	-	3	1	1	2
計（合格者）	16	14	19	13	18	9

表　国 4-13　最近の博士後期課程出願者数と入学者数

	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
出願者数（春）	8	8	3	4	4	7
うち社会人	—	—	—	—	—	—
出願者数（秋）	5	1	2	2	6	1
うち社会人	—	—	—	—	—	1
計（出願者）	13	9	5	6	10	8
合格者数（春）	7	8	3	3	4	6
うち社会人	—	—	—	—	—	—
合格者数（秋）	2	1	2	2	4	—
うち社会人	—	—	—	—	—	—
計（合格者）	9	9	5	5	8	6

成績優秀者に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性（4-17）

学部における成績優秀者に対する大学院への学内推薦制度を導入してはいない。ただし、少人数教育の長所を生かし、学部３年生のときに選択する専門演習の担当教員が大学院進学の相談にのり、専門的な学習の仕方などを個別にアドバイスしている。

学内推薦制度はないが、大学院を志望する学生には学部の段階から個別の指導を行い、大学院の入学選抜を他の応募者と同様に受けさせ平等な条件で入学試験を行っている。

他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況（4-18）

他大学、他の大学院に対しても、大学院案内を定期的に送付し、募集をアピールしている。この結果、下表（国 4-14）に示したように、他大学を卒業して国際学研究科博士前期課程に入学する者、他の大学院で修士号を取得した後、国際学研究科の博士後期課程に入学してくる者が見られる。また、博士号取得を目指して、他大学現職教員や中国地方総合研究センターからの管理職在職者が博士後期課程で学び、学位を取得、あるいはまた取得をめざし、活

躍している事例がある。さらに、論文博士としての学位取得においては、アジア経済研究所の管理職研究者が取得した事例、日本学術振興会の RONPAKU プログラムを利用して取得をめざしているマレーシアの現職大学教員の事例がある。

表　国 4-14　他大学からの入学者

	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
博士前期課程	12	9	14	8	12	8
博士後期課程	1	4	3	1	3	5

「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性（4-19）

国際学研究科では、これまで、学部における優秀な学生の在学期間を短くし、大学院への入学を認めるという「飛び入学」の実績はない。広島市立大学大学院学則の第 30 条には、博士前期課程は通常 2 年以上の在学期間が必要であるが、「優れた研究業績をあげた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする」。博士後期課程においても、在学期間に関しては、通常 3 年以上必要とされるが、「優れた研究業績をあげた者については、博士前期課程または博士前期課程に 2 年以上在学し当該課程を修了した場合にあっては、博士後期課程に 1 年以上在学すれば足りる」としている。実際に、優れた研究業績を上げた者で、博士前期課程において同制度により在学期間を短縮して卒業した者もいる（詳しくは国際学部・研究科第 3 章 3-54 参照）。

大学院研究科における社会人学生の受入状況（4-20）

2004（平成 16）年度までは、当研究科には、社会人学生の受入枠は特に設けられていなかった。2005（平成 17）年度からは、博士前期課程に社会人の受入枠を設け、現在、募集人員の中に若干名として受け入れている。また、2007（平成 19）年度からは、博士後期課程においても社会人の受け入れを実施している。常に若干名の受け入れとなっているが、なかには、実際に職場で働いている社会人で向学心の高い学生で夜間に講義を受けにくる者、専業主婦や退職後の学生で自己研磨のための勉学、資格取得を目指す者などが入学している。

表　国 4-15　国際学研究科博士前期課程の社会人の受入状況

年　　度	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年
出願者数（春）	8	10	13	3
社会人（春）	4	5	3	3
出願者数（秋）	6	3	8	2
社会人（秋）	4	2	1	2
合格者数（春）	5	7	10	3
社会人（春）	4	5	2	3
合格者数（秋）	6	-	5	1
社会人（秋）	3	1	1	2

表　国 4-16　国際学研究科博士後期課程の社会人の受入状況

年　　度	2007 年	2008 年
出願者数（春）	4	7
うち社会人（春）	－	－
出願者数（秋）	6	1
うち社会人（秋）	－	1
合格者数（春）	4	6
うち社会人（春）	－	－
合格者数（秋）	4	－
うち社会人（秋）	－	－

大学院研究科における科目等履修生、研究生、聴講生等の受入方針・要件の適切性と明確性（4-21）

2003（平成 15）年度から 2007（平成 19）年度までの科目等履修生、研究生、外国人研究生、特別聴講学生の受入状況を示す（学部の科目等履修生の実態については国際学部・研究科第 3 章　評価項目 3-20 参照）。これらに該当する学生は、国際学研究科においては若干名である。また、主に外国人の学生が外国人研究生として入学し、学部の科目を履修して国際学研究科の入学に進むケースもみられる。この他は、特別聴講学生は、学術協定交流大学からの交換留学生である。こうした研究生、聴講学生の受け入れにあたっては、担当の教員が直接面接して、研究計画や日本語で通常の授業についていくことができるかどうかの力量をチェックした上で、学部及び研究科の教務委員会、教授会あるいは研究科委員会において学歴や職歴等を参考にしながら審査している。

上述のように、受入人数が比較的少ないことから、各教員が応募者に関し、研究計画書や直接の事前面接によって、慎重に判断するという体制に特段の問題はないと考えられる。今後、学術協定交流校が増えてくれば、特別聴講学生に関しては、これに応じた受入体制の整備については検討に値する。

表　国 4-17　科目等履修生、研究生、特別聴講学生等の受入状況

年　　度		2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年	合計
科目等履修生	博士前期課程	2	-	-	1	-	3
	博士後期課程	-	-	-	-	-	-
研究生	国際学部	1	-	1	-	-	2
	博士前期課程	-	-	-		-	-
	博士後期課程	-	-	-	-	-	-
外国人研究生	国際学部	9	6	8	7	7	37
	博士前期課程	-	2	1	2	-	5
	博士後期課程	-	-	-	-	-	-
特別聴講学生	国際学部	-	2	6	4	6	18
	博士前期課程	-	-	-	-	-	-
	博士後期課程	-	-	-	-	-	-

大学院研究科における外国人留学生の受入状況（4-22）

外国人の留学生は、特に中国、韓国からの留学生の占有率が高い。外国人の受け入れについては特に規制を設けてはいない。事前段階の指導教員による面接、入学試験における外国語（日本語）の試験、専門科目の試験により厳正な手続きを経て受け入れている。

表　国 4-18　国際学研究科の外国人留学生の人数

年　　度	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年
博士前期課程	10	7	5	1	6	3
博士後期課程	5	4	4	3	4	4

留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った、大学院における学生受け入れ・単位認定の適切性（4-23）

上述のとおり、国際学研究科においてはアジア、特に中国、韓国からの留学生が多い。応募してきた留学生の本国地での大学教育の認定については、出願資格の要件が明確に定められており、まずこの資格要件にあてはまるかどうかが審査される。また、本国地での教育歴などに疑問のある場合には、中国、韓国関係の専門の教員が個別に卒業認定書や出身大学、科目履修の状況をチェックし、その意見を参考にすることとしている。外国人研究生として受け入れる場合も大学院の入学試験に応募する場合でも、事前に指導教員に直接面会して相談することが義務付けられており（この点は応募要項に記載済み)、教育歴をはじめ志望動機、研究計画内容などもこの段階でチェックされる。その上で、入学試験により、日本語の筆記試験はもとより、面接試験によって、語学能力、専門知識などが問われることになる。

大学院研究科における収容定員に対する在籍学生の比率及び学生確保のための措置の適切性（4-24）

国際学研究科において、収容定員（博士前期課程 15 名、博士課 7 名）に対する在籍学生の比率は、充足のレベルを充たしており、極端な不足や、収容限度を超過する状況にはない。定員数に比較して応募者数にはまだ伸びる余地があるが、定員自体が少人数であるため、学生確保の措置としては、博士前期課程、後期課程の募集要項や大学院案内に関して全国の大学（国際学研究科関連を含む）に配布することやホームページにおける修士・後期の入学試験に関する各種情報の掲示が中心となっている。

表　国 4-19　学生の収容定員（博士前期課程）

学　部	収容定員	入学定員	出願者数	入学者数	超過率
１５年度	15	15	23	15	1.00
１６年度	15	15	28	14	0.93
１７年度	15	15	22	18	1.20
１８年度	15	15	20	13	0.87

１９年度	15	15	25	18	1.20
２０年度	15	15	10	9	0.60

表　国 4-20　学生の収容定員（博士後期課程）

学　部	収容定員	入学定員	出願者数	入学者数	超過率
１５年度	7	7	13	9	1.29
１６年度	7	7	9	8	1.14
１７年度	7	7	5	5	0.71
１８年度	7	7	6	5	0.71
１９年度	7	7	10	8	1.14
２０年度	7	7	8	6	0.86

著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性（4-25）

著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている状況にはない。

【学生の受け入れ（大学院研究科）に関わる点検・評価】

「長所」

（ア）国際学研究科における厳正な入試選抜方法の堅持と修正の適切さ

国際学研究科では、博士前期課程発足後 12 年、博士後期課程発足後 10 年であり、まだ比較的日も浅いが、既に修士号取得者 119 名、博士号取得者 21 名（論文博士２名を含む）という実績を挙げている。これも、基本的には、入学選抜試験において厳正な方法を堅持しつつ、大学院レベルの維持を確保できたからであると思われる。これまで、様々な入試の状況を鑑みて、例えば、新たに博士前期課程の筆記試験のなかに共通問題を課したりしたが、結果的にはこうした選抜方法の工夫も受験生の基本的な能力をきちんと測定することに貢献している。

（イ）社会人の受け入れを決め、外国人留学生の受け入れも進展しつつあること

国際学研究科は定員が少人数（博士前期課程 15 名、博士後期課程７名）であることもあり、まだ、大学院教育としては助走段階にあるとも言えよう。そのなかでも、近年、博士前期及び後期課程において社会人を受け入れる方針を打ち出し、また、外国人留学生の受け入れも進めてきている。

「問題点」

（ア）国際学研究科の新しいカリキュラムと連動した受入体制の見直し

国際学研究科のめざす方向がようやく固まりつつあり、これまでの助走段階から巡航速度での発展段階に移るなかでの受け入れの体制については、現在検討中である。ただし、博士後期課程の学習に必要な能力の吟味という点は動かせない。基本的に、日本人学生には外国語（特に英語を）による文献を読みこなす能力、外国人留学生には日本語の能力を重視すること、個別の専門研究分野からの専門知識を具体的に問う筆記試験（共通問題による一般知識のレベル確認を含む）と面接試験を課し、複数の教員により厳正にチェックする基本的な

仕組みに変化はない。

（イ）外国人留学生、社会人、学部卒業生の受け入れに関する問題点
外国人留学生においても、中国、韓国からの留学生が圧倒的に多く、その他の欧米諸国からの留学生の割合は少ない。また、社会人においても、まだ、応募者を増やす余地は十分にある。学部卒業生については、就職環境が良い場合には、大学院への進学が減少する傾向がみられ、こうした時の具体的な対応策も広報戦略なども含めて、現在検討を行っている。

【学生の受け入れ（大学院研究科）に関わる改善方策】
（ア）国際学研究科の教育課程と連動した受入体制の一層の充実
国際学研究科では、現在、教育課程を見直し、2009（平成 18）年度から従来の国際社会研究科目群と社会研究科目群の構成から、国際学部の５プログラムの専門領域を基盤として地域研究、平和研究のグループ群を二次的（横断的）に編成する課程に変更することが決定された。国際学研究科の教育面での将来の方向が決まったので、これに合わせて、入試受入体制も一層充実させていくことが必要である。

（イ）外国人留学生、社会人、学部卒業生の受け入れの充実
大学院の広報活動の効率化と一層の充実が求められる。修士号取得者、博士号取得者も着実に輩出し、それぞれの教育・研究分野、実社会で活躍している者が多く、こうした事例なども広く他の大学や大学院に効果的にアピールすることが必要である。前述したとおり、既に 119 名に上る様々な研究分野における修士論文、また 21 名に上る博士論文があり、こうした論文のタイトルや論文概要などをみても、国際学研究科の専門領域は広く、いろいろな分野の研究ができることがわかる。こうした実績などをホームページや簡単な刊行物として広く社会にアピールするなどして大学院の広報に努めることも広報戦略の一つとして考えていかなければならない。

第６章　研究環境

国際学部・研究科

到達目標

本学の建学理念を踏まえ、国際学部・研究科の教育目標、人材育成目的等を設けているが、それらの達成のためには教員の研究活動成果の還元が基礎になっていることは言うまでもない。

研究活動の成果を大きくしていくために、物的環境、研究費を含む制度面、あるいはまた共同研究をはぐくむ人的関係など、研究環境を総合的に捉え、整え充実していくことが必要であると考えている。

研究と教育（公開講座など地域社会への還元を含む）とが、どちらかに偏ることなく学部としてバランスがとれていることが、大学・学部の目標を達成させ長期的・継続的な発展をするためには肝要である。研究活動を支える環境と制度を整えることには尽力しつつ、他方で教員一人ひとりがそれぞれの状況のなかで研鑽を続け、その集合として学部の研究活動が充実・発展し、教育に適切に還元されている、こうした研究と教育の良い循環がなされている状態の維持・拡充を国際学部は目標としている。

【現状説明】

論文研究成果の発表状況（6-1）

国際学部構成員の直近 4 年半（2004（平成 16）年～2008（平成 20）年 7 月末）の研究成果の発表状況は、別途資料（大学基礎データ表 24 研究業績一覧）のとおりであるが、学部全体で単著が 8 冊、共著が 56 冊と、ここ 4 年半で平均一人 1.8 冊の書籍を刊行していることになる。また、論文は平均 4.9 本、その他も含めると平均 7.5 本と、着実に業績をあげている。

職位別にみれば、教授職で平均 1.7 冊の書籍刊行、論文 5.1 本、その他を含め 6.9 本、准教授職で平均 2.1 冊の書籍刊行、論文 4.2 本、その他を含め 7.8 本、そして講師職で平均 1.7 冊の書籍刊行、論文 7.7 本、その他を含め 9.7 本と、職位の偏りなく、学部全体で順調に成果を上げてきている。

国内外の学会での活動状況（6-2）

国際学部構成員の直近 4 年半（2004（平成 16）年～2008（平成 20）年 7 月末）の学会等での発表の活動状況は、学部平均で、5.3 回である。国内外でいえば、1 割程度が外国での学会報告である。また、職位別では、教授職が 5.3 回、准教授職が 5.2 回、講師職が 5.7 回である。

所属学会運営への国際学部構成員の貢献でいえば、国際学部教員が直近 4 年半で理事・評議員を務めたことのある学会は、21 学会にのぼり、委員、論文レフリー等を含めれば、関係委員はさらに多くなり、国際学部構成員が内外の学会運営においても、大きな貢献をしていると言える。

国際学部・国際学研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況（6-3）

国際学部では「学際性の実現」を一つの目標にしているが、そうした成果を生み出す仕組みとして、全学的には「特定研究費助成」があり、学部内では 2007（平成 19）年度より「国際学部叢書」の刊行を始めた。

国際学部叢書第 1 号は、『現代アジアの変化と連続性』の書名で、広島市立大学国際学部現代アジア研究会編として、2008（平成 20）年に出版された。国際政治・平和プログラム科目を主に担当している教員 6 名、多文化共生プログラム科目を主に担当している教員 1 名、国際ビジネスプログラム科目を担当している教員 1 名、そして他大学教員 1 名の計 9 名で分担執筆した。国際政治、地域研究を専攻する教員を核としながら、文化、経済（経営）からの考察を交え、テーマに接近したもので、学際性の実現が意識されている。

特定研究費助成による研究プロジェクトでも、政治、経済、文化、言語、経営などの学問分野を横断した広領域学際的研究成果や、近接学問分野における狭領域学際的研究成果が、出版あるいはまた報告書として刊行されている。

教員一人ひとりが単独で研究成果を論文、書籍等で発表していくことはもちろんであるが､学部としての特徴である学際性を書籍等で具現化することが大切であると考えている。

研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況（6-4）

科学研究費等の採択状況については、下記 評価項目 6-14 に詳細を述べるとして、ここでは学内の指定研究費あるいは特定研究費等の研究助成を得て行われる研究プログラムについて触れることにする。同研究助成は、学部で年間５～10 件程度採択されるが、これらは単年度、あるいは２年から３年の複数年度にまたがる研究プログラムである。多くは、共同研究であり､成果は報告書あるいは書籍として刊行されている｡また共同研究成果が、学部専門基礎科目である国際研究入門のオムニバス授業として還元される場合もある。

とりわけ学際性の実現を目指している国際学部としては、こうした研究プログラムが共同研究を育み、その成果が単なる印刷物としてだけなく、授業を通じて学生にも還元されていることは望ましいことであり、さらに発展させる必要があると考えている。

国際的な共同研究への参加状況（6-5）

国際学部の教員には、研究テーマを国外ないしは国内外の比較研究といった、国際的広がりを持つ者が多く、研究国内の研究者のみならず国外の研究者との連携による研究を行っている者が少なくない。以下に示すのは、本学部教員によって行われた、ないしは現在も継続中の、学内の共同研究費（特定研究費）及び科学研究費補助金による、国際的な共同研究等の展開を含む研究テーマ及び関連する国名である。

表　国 6-1　共同研究費（2004（平成 16）年～2008（平成 20）年）

研究テーマ	関連国名
現代アジア・太平洋の変化と連続性の再検討	ベトナム、シンガポール、カンボジア、タイ、香港
新たな時空における「女性」の想像・創造	ドイツ
神経症症状の出現様式と文化との関連について　－日中比較を通してー	中国
現われ・想像・記憶　－古代ギリシアの思想分析から現代的課題の探求へー	フランス、ベルギー
発展途上国における水資源の利用管理の制度改革に関する評価	アメリカ、チリ
現代アジア地域の統合と分離のベクトルにおけるトランスナショナルな要因	中国、シンガポール、インドネシア、タイ
教師教育における大学・学校・地域の連携の構築に関する研究	アメリカ
アメリカにおける「原爆物語」の相違　－ヒロシマ・ナガサキはどのように語られているのかー	アメリカ
「地域経営」に関する学際・国際研究的考察　－公共政策・NPO・ビジネス視座の融合－	ドイツ、中国、韓国、イタリア
グローバル化をめぐる日・中・韓の伝統的価値観の位相　－東北アジア地域統合の文化指標への試みー	中国、韓国

表　国 6-2　科学研究費補助金（2004（平成 16）年～2008（平成 20）年）

研究テーマ	関連国名
海洋神話の比較研究	フランス
視覚ﾒﾃﾞｨｱにあらわれた日露相互のイメージと表象　－日露関係の理解のためにー	ロシア
世界神話のコスモロジー －パブリック・ディプロマシーにおけるグローバル・メディアの役割と国家戦略の調査－	フランス アメリカ
同盟と核軍縮　－日本、オーストラリア、ニュージーランドの市民社会と対米同盟－	オーストラリア、ニュージーランド
近代ラテンアメリカ諸国における先住民政策と行政司法領域における地図導入の影響	ペルー、ボリビア
分裂国家のナショナリズム比較研究	韓国
地域活性化に貢献する地域通貨の研究	アメリカ

また、これに関連して、国際学部では国内外からの研究者を、客員研究員として受け入れている。ここ数年間の客員研究員の受入数と、相手先の国名は以下のとおりである。

表　国 6-3　客員研究員の人数と国籍

年　度	人　数	国　　籍
2004 年	2	中国、イラン
2005 年	1	イラン
2006 年	1	日本
2007 年	3	イラン、日本、中国

海外研究拠点の設置状況（6-6）

独自の海外研究拠点は、設置していないが、海外の協定締結大学である西南大学（中国・重慶）での臨床心理学、国際関係学院（中国・北京）での言語学、西京大学校（韓国・ソウル）での経営学などの共同研究がなされており、海外研究拠点的な位置を持ちつつある。

附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学・大学院との関係（6-7）

本学には附置研究所として平和研究所があり、国際学部教員と同研究所所属教員が共同して全学共通系科目や国際学部専門科目を担当したり、研究所所属教員が国際学研究科における講義を担当しており、教育面での大学・大学院と同研究所の連携が進んでいる。今後においても大学院における独立研究科の設置を含め、今後平和研究所との更なる連携が計画されている。

研究面では、同研究所と学部・大学院とが同じ場所になく、離れていることもあり、これまで学部又は大学院所属教員との研究面での連携が限られたものであったことは否めない。また、研究所が人員的制約等から狭義の平和研究を志向し、広島の歴史的な原点を重視しながら研究活動を行う所属研究員と、政治、経済、経営、文化、言語など幅広い学問領域から国際研究を志向し、それぞれの分野から平和の探求につなげようとしている国際学部所属教員との研究面での連携は、学問領域の近接さから主として政治分野の教員との研究交流に限られていた。

現在本学では近い将来の公立大学法人化を睨み、各学部・大学院と平和研究所との協力関係の強化を志向している。平和研究所におけるこれまでのリソースの蓄積は、本学部教員にとっても魅力的なものであることから、今後はそれぞれが研究の幅を広げながら、研究上の協力関係がよりスムーズに行くように現在検討を行っている。

大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係（6-8）

CALL（Computer-Assisted Language Learning）教室やネットワークが整備された語学センターでは、国際学部の教員によって、各種の教材開発や外国語教育に関する研究が行われている。例えば、本学教員が開発したネットワーク型集中英語学習プログラムについては、そのリスニング教材が語学センタースタジオや編集室で開発されており、また、プログラムの学習ログを利用した研究なども進められている。また、その他にも、語学センターのネットワークやサーバーを利用して、外国語教育に関するウェブアンケート調査なども行われている。

個人研究費、研究旅費の額の適切性（6-9）

国際学部における教員研究費については、大学基礎データの表 29 にあるとおり、総額で 24,994,000 円であり、教員一人当たりの研究費は 350,882 円となっている。この金額は平成 19 年度までは減少を続けており、ここ 1 ～2 年は横ばいであるが、広島市の厳しい財政事情を反映し、今後も容易な増額は見込めない状況である。

また、教員に配分される基盤的な研究費のほかに、学内でプロジェクト単位に競争的に配分される、いわゆる特定研究費については、2007（平成 19）年度の予算額が 9,114,000 円となっているが、これについても上記の理由からここ数年減額が続いており、増額の目途は立っていない。なお、研究旅費も含めた教員個人研究費の学部総額のうち一部を学部運用研究費として控除し、残りを基本研究費として教員一人ひとりに按分して配分している。学部運用研究費は、一人当たりの上限を設けた上で必要額の申請を受け、その研究上の必要性等を総合的に勘案して、配分している。この分配方式は教員のモチベーションを高めることに配慮したものである。

研究旅費については、過去数年間にわたり研究費と同様に減額が続けられてきた。地方都市である広島において、国際的な広がりのある研究を実行してゆく上で、研究旅費は非常に重要である。しかしながら研究旅費についても、広島市の厳しい財政事情から増額の目途は立っていない。研究旅費は、各教員に配分される研究費から支出できる分と、申請ベースで、主として海外旅費に充当される分に大別される。前者は教員研究費のうち 156,838 円であり、後者は国際学部総額で 1,447,000 円となっている。

教員個室等の教員研究室の整備状況（6-10）

国際学部では教員1名当たり平均23.6㎡の研究室が､全専任教員に割り当てられている。またほぼ教員 2 名に 1 室の割合で、演習室も割り当てられている。

本学部専任教員の研究室整備状況は、現在のところ大きな問題はない。ただし毎年受け入れている客員研究員用のスペースなど、学内外との研究連携に用いることの出来るスペースは慢性的に不足している。また教育研究用の資料収蔵用スペースについても、開学後年数が経つにつれて、やや不足しつつある。

教員の研究時間を確保させる方途の適切性（6-11）

現在国際学部では、教員の授業負担を可能な限り平準化することを目的とした取り組みを行っている。教員 1 名あたりの年間担当時間数については、大学院担当部分を除き、教員 1 名あたり週 4.5～5 コマ（通年で週約 7.5 時間）を目安として、各教員の授業負担の調整を行っている。特に学部 1 年次の基礎演習、及び 2 年次の発展演習の担当者決定に当たっては、これを参考にして教務委員会が毎年調整の上、担当者を決定している。

授業負担以外にも、学部及び全学委員会や入試業務等の学内運営に関連する負担に関しても、特定の教員に負担が生じないように、学部レベルで調整を行い、その平準化を図っている。

以上の方策を通じて、特定の教員に教務面及び大学運営面での負担が集中しないように配慮することで、各教員がそれぞれ必要な研究時間を確保することが出来るように配慮している。しかしながら現状では学部 3 年次の専門演習や卒論指導、及び大学院の研究指導については、学生数によって各教員の負担に差が生じている。

一方で多くの大学で制度化されている、一年等の長期に学務から離れ研究に専念することが出来る制度、いわゆるサバティカルについて、本学では以前からその必要性が指摘されているが、未だ導入が行われていない。

研究活動に必要な研修機会確保のための方途の適切性（6-12）

研究時間を確保することと同様に、研究活動に必要な研修機会を確保することは重要である。教員の研修機会としては、学会等の参加や学外での調査などが挙げられるが、国際学部としてはこれらの教員の活動については最大限の便宜を図っている。例えば授業期間中の学会参加については、後日に補講等が実施されることを条件に、休講措置を取ることも可能である。

また若手の教員を対象とした、学長指名による海外派遣制度がある。これは毎年各学部1 名ずつ、海外において研修が可能となる仕組みであり、毎年複数の候補者の中から選抜され、海外の研究機関に派遣されている。ただ期間については、予算上の制約から当初の１年から半年へ、そして３ヶ月、さらには２ヶ月へと短縮し続け、研修の意味合いが薄れてきているのも事実である。また以前は、ハワイ、中国、ドイツ等の協定大学への派遣が短期（１ヵ月程度）ではあったが実施されていた。しかし、平成 14 年を最後に予算の見直しを受け廃止された。

ここ数年の国際学部からの海外出張者の人数（延べ）と学長指名による海外派遣者（国際学部）の派遣先は以下の通りである。

表　国 6-4　国際学部からの海外出張者数

年　度	人数
2003 年	48
2004 年	60
2005 年	78
2006 年	70
2007 年	60

表　国 6-5　学長指名による海外派遣者の派遣先

年　度	派遣先
2003 年	ドイツ
2004 年	ドイツ
2005 年	アメリカ
2006 年	エチオピア
2007 年	アイルランド

共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性（6-13）

国際学部における共同研究費は、学部全体の研究補助等にかかる経費、上述の研究プロジェクトに配分される特定研究費に大別される。学部全体の研究補助等に係る経費は、国際学部に配分されている教員研究費のうち、一部を共通経費として共同研究室の運営や研究補助に関わる活動に充てている。特定研究費については、毎年プロジェクト単位で募集が行われ、審査の後交付の可否と交付額が決定されており、2007（平成 19）年度は総額で 10,922,000 円、新規・継続を含め 11 件のプロジェクトが採択されており、学内の競争的資金として位置づけられ、配分されている。

科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況（6-14）

国際学部における科学研究費補助金の採択状況は、大学基礎データの表 33 にあるとおり、採択率は 20%台、毎年 5 件前後の新規研究課題が採択され、2007（平成 19）年度の交付金額は 25,900,000 円となっている。総じて高い推移を示していると思われるが、採択数、補助金額ともほぼ横ばいといってよい状況である。ただし申請数は 2005（平成 17）年度が 25 件、2006（平成 18）年度が 21 件、2007（平成 19）年度が 17 件とここ数年減少を続けていたが、2008（平成 20）年度は 32 件と大きく増加している。

また研究助成財団等、科学研究費補助金以外の研究助成金であるが、2007（平成 19）年度は政府若しくは政府関連法人からの研究助成金が 18,507,000 円、民間からの奨学寄附金が 400,000 円となっている。

基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性（6-15）

国際学部では 2005（平成 17）年度までは、学部所属教員に対し全員一律額の教員個人研究費を配分してきた。しかしながら 2006（平成 18）年度から、評価項目 6-9 でも述べたように、研究費の効率的配分と研究へのモチベーション向上を目指し、学部に配分されている経常研究費から共通経費を除いた教員個人研究費を、基本配分額（基本研究費）と配分加算額（学部運用研究費）に分け、後者については教員から提出される研究計画書をもとに、学部長（及び学部評議員）による研究上の必要性、ユニークさなど総合的な判断による審査を経て最終的な配分加算額が決定される仕組みを導入した。この仕組みにより、2008（平成 20）年度における教員研究費の基礎部分は 15,435,000 円、傾斜配分部分は 2,061,000 円であり、それぞれ経常研究費の 61.8%と 8.2%を占める。

国際学部における学部経常研究費の推移（単位　円）

区　　分	2006 年度		2007 年度		2008 年度	
経常研究費	24,994,000	100.0%	24,994,000	100.0%	24,994,000	100.0%
基本配分額	15,900,000	63.6%	15,500,000	62.0%	15,435,000	61.8%
配分加算額	2,270,000	9.1%	1,774,000	7.1%	2,061,000	8.2%
共通経費等	6,824,000	27.3%	7,720,000	30.9%	7,498,000	30.0%

研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性（6-16）

国際学部では研究紀要「広島国際研究」を毎年一回発行している。この紀要においては、質の高い研究成果の公表を目指し学内外の委員による査読システムを導入しており、掲載に当たっては学内の教員及び学外の研究者による論文審査が行われる。また特定の課題による研究成果をまとめた「国際学部叢書」第 1 号が 2008（平成 20）年に刊行された。国際学部教員の論文執筆の機会だけではなく、国際学部の教員による研究並びに共同研究の成果公表を支援するシステムは徐々に充実しつつある。

しかしながら、若干の課題をあげれば、本学部教員による萌芽的な研究をワーキング・ペーパーとして公表するといった活動は、一部の教員によって行われているものの、学部全体としての取り組みには至っていない。また、叢書関連予算の確保も年 1 冊が限度であり、まだまだ科学研究費をはじめとする外部の資金に頼らざる得ないのが現状である。

研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性（6-17）
研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性（6-18）

学内で行われる研究における、研究倫理の検討については、全学組織として研究倫理委員会が設けられており、研究倫理について審議が必要となる研究内容についてはそこで審議される。当該委員会には国際学部からも教員が委員として参加している。なおこれまで国際学部教員による研究が、この委員会における審議対象となったことはない。

【研究環境に関わる点検・評価】

「長所」

国際学部教員は、個人研究費が削減され続けた中、研究活動、科学研究費獲得状況等において、水準以上の成果をあげていると考える。また国際学部においても、これまで限られたリソースの中で、研究環境が各教員にとって可能な限り望ましいものとなるように、研究環境の整備に努力をしてきた。本学が公立大学であり、広島市からの資源配分に大きく依存する中で、市財政の逼迫による基盤的研究費の減額という逆風に晒されながらも、教員の研究ができるだけスムーズに行えるように、研究条件面での改善につとめてきた。

研究時間の確保については、本学部では教員が一年間に担当する授業時間に目安を設けるだけでなく、教務委員会において各教員の授業時間を把握し、毎年担当者が変わる授業科目（基礎演習、発展演習等）の担当者決定に活用している。また学内委員会委員の割り当てについても、特定の教員に負担が集中しないように配慮している。これらの取り組みにより、より透明な方法で各教員の教務・事務負担を平準化することが可能になっている。ただ、学部の運営にかかわる時間や増加傾向にある諸書類の作成等に費やす時間が増えていることも事実である。授業負担だけでなく、その他の負担等にも留意して、しっかりとした研究時間確保をしていくことが、研究・教育の好循環につながると考え、その揺らぎがないことに留意している。

その他には研究室の充実がある。多くの大学において施設、特に研究用の建物の老朽化、狭隘化が指摘されている中で、本学部は開学から日が浅いということもあり、各専任教員には十分な個人研究用のスペースが割り当てられていることから、スペース面から見た研究環境は整っているといえるだろう。

「問題点」

一方、本学部の研究環境整備における短所としては、以下のものが挙げられる。第一に学内外における研究上の連携を強化する施策が不十分であることが挙げられる。附置研究所である平和研究所との連携は、研究分野が共通する教員が少なからずいるにもかかわらず、相互のリソースを十分に活用しているとはいえない。学術的な背景を持つ本学部教員と、企画立案等に長じた平和研究所教員との協働の事例はまだ少ないと言わざる得ない。また専任教員向けのスペースが充実しているにもかかわらず、学外からの研究員を受け入れるスペースは十分とはいえず、学外との研究上の連携を後押しする上で今後改善をしてゆくべきである。

第二に教員の教務負担や事務負担への配慮が行われている一方で、研究を目的とした長期の研修が可能な制度、いわゆるサバティカルについては、以前より教員からの要望が多いにもかかわらず、未だ制度化されていないのが実情である。国際学部の教員の中には、海外におけるフィールドワークが研究上欠かせない者も多数含まれていることから、研究

専念期間であるサバティカルの制度化は本学部教員の研究条件として、ぜひ実現させるべき懸案事項である。

第三に研究費・研究旅費の問題がある。広島市の財政が逼迫しており、これら研究に必要な費用についても減少している。現在は下げ止まっているとはいえ、個人研究費及び研究旅費がさらに減額されることとなれば、教員のモチベーションを低下させかねないばかりでなく、在籍教員の流出を引き起こしかねない。また今後優秀な人材を確保する上での足かせにもなることから、本学部の教育研究の水準を維持向上させる上で、これ以上の減額を防ぐ必要が認められる。また研究費調達先の多様化がなかなか進まないことも、研究費・研究旅費の逼迫の原因となっている。競争的資金獲得の取り組みについても、学部として外部資金獲得へ向け積極的に動いているとは言い難い状況である。

第四点としては、研究成果の公表への取り組みへの不足が挙げられる。上述のように質の高い研究成果の公表に力を入れている点は十分評価できるが、萌芽的な研究の公表や教員の出版等へのバックアップは依然不十分であると言わざるを得ない。

【研究環境に関わる改善方策】

（ア）学内外との研究上の連携強化とそのための環境整備

学部の特徴であり、目標である学際性の実現については、共同研究を促進するなどの配慮をしつつ、拡充していくことが望まれる。このことが、教育面にも良い還元となって現れ、研究と教育との相乗効果が高まることなり、学部の発展・進化につながる。まず学内における研究上の連携強化のために、国際学部と平和研究所間のコミュニケーションの強化を図ってゆき､教育上の連携だけに留めず､研究上の連携を強化するものとなるように、両者間でさらなる検討を重ねてゆく。

また学外との連携強化においては、客員研究員や共同研究者のためのスペースを確保することが必要である。そのために現在空室となっている教員研究室やその他の部屋を研究用に活用することによって、海外をはじめとする学外からの研究者の研究環境を整備してゆく。

（イ）サバティカル制度の導入

本学教員は現在、広島市職員（教員）であることから、人事制度面での調整が必要なサバティカル制度の実現には、単に国際学部の努力だけでなく、全学を挙げて設置者たる市との交渉を進める必要がある。その実現のために、評議会や企画運営会議などで検討を進めてゆく。現在検討中の公立大学法人化に当たっては、人事制度の見直しの際にサバティカルの制度化を盛り込むべく、積極的な提案を行っていく。

（ウ）研究費・研究旅費

研究費・研究旅費については、広島市の財政が厳しいこともあり、今後単純な増額要求が認められるとは考えられない。大学の持つ付加価値や広範な研究成果をアピールすることにより、引き続き市からの財政面でのバックアップを求めてゆく必要がある。さらに、現状では、研究費枠の厳しい制約があり、旅費への流用ができないことや、市の指定業者からしか物品､書籍などの購入ができず､より安価なインターネット購入ができないなど、必ずしも研究費執行上の利便性が図られていないなどの問題がある。これらは今後の公立大学法人化に向けて改善を検討していく。

一方で、学部は内部資金に依存しているだけでは不十分で、自助努力も肝要である。例えば、外部資金の積極的な導入による研究資金調達先の多様化である。科学研究費補助金の申請件数を増やし、学部レベルで科学研究費の重要性を認識し、申請の後押しをしてゆ

くことが重要となろう。他の研究資金、例えば助成財団や企業からの研究資金についても、全学・学部レベルでその申請を推奨し、情報提供などのバックアップを行っていく。

（エ）研究成果公表

研究成果の公表については、ワーキングペーパーの発行や、国際学部叢書の制度を利用した教員図書出版の後押しを、学部レベルで行ってゆく。また、資金面でのバックアップについては、共同研究費となっている費用の一部を用い、出版助成にあてることも検討してゆく。

第８章　教員組織

国際学部・研究科

到達目標

国際学部、国際学研究科では学部及び研究科理念、目的・教育目標（第１章参照）に照らし合わせ、それらの教育・研究の充実、発展に寄与できる人材の確保と意識の共有に努める。学部、研究科の教員は、学生の教育に資する事はもちろんであるが、それに加えて高度な専門の研究に誠心誠意取り組み、教員自らが学生のよき手本となるよう、また本学専任教員としての誇りと研究者として真理の追求に真摯に取り組み、国際社会や地域社会への学術的、教育的、社会的貢献をするよう努めることを目標とする。

こうした目標を念頭に、学部では人事に関わる審査は可能な限り透明化を図っている。そのため、採用人事は公募で行うこととし、学部内の専任教員の昇任人事、大学院担当資格審査についてはそれらの条件を文書化してすべての教員に申し合わせ事項として提示し、公平な人事の実施に最大限の努力を行っている。また、国際学部将来構想委員会、人事委員会、審査委員会、人事教授会を別組織とすることで、チェック体制の厳格化にも努めている。

国際学部の教員組織は、学部専任教員から構成されるが、そのうち学部内の審査によって大学院担当資格が認められた専任教員のみが大学院の科目、学生指導を担当することができる。大学院任用基準は、博士前期課程と博士後期課程でも明確に区別しており、博士前期課程担当になれば、すぐに博士後期課程を担当できるというわけではない（具体的な任用基準については、以下で詳述する。）。こうした事情から、学部と研究科の教員組織の違いは、研究科任用基準を満たし、研究科委員会で研究科学生の指導が認められているかどうかである。以下では、学部教員組織を中心に自己評価を行うが、研究科については特に任用基準を中心にそれを行うこととする。

国際学部

１　学部の教員組織

【現状説明】

（１）教員組織

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性（8-1）

国際学部第１章及び第３章で述べたように、本学国際学部は学際性を重視し、国内外で起こる諸問題に関心を寄せ、広く社会に貢献できる人材を育成することを目的とする学部である。そのために、全学共通系科目、専門科目を有機的に連動させ、同時に少人数クラスの演習により学生個人の力を可能な限り引き出し、育成するよう努力している。

こうした目標は単に理念や目標を掲げるだけでは不十分で、それらに見合う適材適所の教員配置と目的を達成するための指導体制が不可欠である。国際学部の教員職階は「講師」、「准教授」（2007（平成 19）年度に「助教授」から改称）、「教授」で構成され、学部ではそれまで申し合わせ事項としていた学部の任用基準を 2005（平成 17）年度に明文化し、

2006（平成 18）年度からはこの基準によって学部人事を行うこととしている。任用基準は、博士学位の取得状況、学術論文数、教育・研究年数に加え、教育貢献、社会貢献、学内運営貢献及び人物評価が考慮されることと定められている。

学部教員組織の人数については専任教員数が現在（2008（平成 20）年 8 月時点）教授 26 名、准教授 21 名、講師 4 名の合計 51 名である。

この専任教員の数を大学設置基準で定められている必要専任教員数に照らし合わせて評価してみよう。国際学部の学生定員は 100 名であるが、過去 3 年間の実績からすると、実際の入学者は 1 学年平均 113 名である。この実態からすると、専任教員 1 人に対する学生数は、1 学年あたり 2.2 人、4 学年全体からすると 8.9 人である。設置基準では人文・社会系では 60 名以内、卒業論文を課している学部では 40 名以内と定められているが、本学部の教員－学生比率はこれを大幅に下回っており、その基準を十分に満たしていると判断される。

教員組織の妥当性は数字だけの問題ではなく、教育課程の視点から質的にもその妥当性を検証する必要がある。これについては既に国際学部第 3 章で詳述（評価項目 3-16 参照）したが、以下に第 3 章の表を再度提示し、要点を繰り返しておきたい。

＜再掲＞第 3 章－表 12　国際学部教育課程科目の専任教員担当比率

科目群名称	前後期開設科目数	専任担当者数	非常勤	専兼比率(%)
総合共通科目				
総合科目（３学部教員連携）	10	10	0	100.0
共通科目Ａ（国際学部教員担当）	14	12	2	85.7
共通科目Ｂ（情報科学部教員担当）	10	10	0	100.0
共通科目Ｃ（芸術学部教員担当）	7	7	0	100.0
一般情報処理（情報科学部教員担当）	2	2	0	100.0
保健体育科目（国際学部教員担当）	7	3	4	42.9
外国語科目				
CALL 英語集中 I, II, III, IV	4	4	0	100.0
英語応用演習 I, II, III, IV	34	6	28	17.6
第二外国語 I, II, III, IV	34	16	18	47.1
教職関係の科目	19	9	10	47.4
専門科目				
専門基礎科目（入門科目は除く）	44	44	0	100.0
５プロ科目（入門科目を含む）				
多文化共生	31	26	5	83.9
言語･コミュニケーション	19	19	0	100.0
国際政治･平和	18	18	0	100.0
公共政策・NPO	27	25	2	92.6
国際ビジネス	15	15	0	100.0
英語特講	6	6	0	100.0
英語特論	13	6	7	46.2
国際研究特講	3	3	0	100.0

専門演習 I, II	学部全教員 学部全教員	0	100.0
卒業論文	学部全教員 学部全教員	0	100.0

上表の網掛け部分は学部専任教員が教育に直接携わっている部分を示している。本学には一般教養担当教員と専門教育担当教員の区別は行われていない。したがって、各教員はそのいずれにも関わることが原則とされており、外国語や保健体育科目を含む全学共通系科目の担当割合が他学部より高い国際学部教員にあっては、とりわけ全学共通系科目と学部専門科目の両方を担当する傾向が高い。

この傾向を、上表を使って解説しよう。全学共通系科目を担当する国際学部教員数は、「総合科目（10 名）」「共通科目 A（12 名）」「保健体育科目（3 名）」「外国語科目（26 名）」を合計すると学部専任教員数と同じ 51 名である。これは、すなわち、専任教員 1 名が何らかの形で全学共通系科目に平均 1 科目程度関与していることを表している。次に学部の専門科目についてであるが、上表の専門科目（専門基礎科目と 5 プログラム科目）の専任教員担当科目の合計（147 科目）を専任教員数で割ると 2.9 である。すなわち、約 3 科目分を専門教育にあてていることになる。実際にはこれに表下部の英語関係科目、専門演習、卒論演習などが加わり、各教員ともこれらに加えて 2 科目程度を担当しており、実質の担当科目数の合計はおよそ 6 科目である。

専門演習や卒論演習を除いて合計すると、学部のすべての教員は、全学共通系科目として 1 科目程度を、3 科目程度の学部専門科目を担当している計算である。百分率に換算すると、25%程度を全学共通に、75%程度を専門科目に携わっていることになる。国際学部の卒業必要単位数は全学共通系科目 33 単位以上、専門科目 94 単位以上と定められているが、学部教員の担当割合は、ほぼこれらの単位数の割合と一致している。第 3 章で国際学部の教育課程は全学共通系科目と学部専門科目を有機的に連動させて設置されていることを述べたが、このことは学部専任教員がほぼ均等に 1 対 3 の割合でその両方に関与していることからも分かるように、国際学部教員組織の適切性はこうした役割分担の整合性からも裏付けられる。

大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか）(8-2)

本評価項目については、前項で既に詳述したので、詳細は省略するが、大学設置基準第 12 条に関連して検証しておきたい。まず第 12 条の 1 と 2 についてであるが、国際学部の教員は、例外なくすべて本学のみの専任教員であり、本学の教育研究に従事しており、大学設置基準第 12 条に抵触する教員はない。

次に、第 12 条の 3 についてであるが、これには本学以外の教育研究以外の業務に従事できるのは、本学の教育研究の遂行に支障がないと認められる場合のみ、と定められている。そのためには具体的な基準が必要である。そこで学部では次のようにその基準を定め、例外は認めない措置をとっている。

本学以外の教育研究機関の業務に従事する場合の基準

前期　週当たりの最大授業コマ数（90 分授業を 1 コマとして）・・2 コマ以内（2 科目相当）

後期　同
集中講義は、前・後期各 30 コマ以内

以上の基準にしたがって、学部教員は事前に他大学からの委嘱願いを添えて学部教授会に報告し、学部教授会で審議の後、承認された場合のみ、本学以外の教育研究業務に携われることとしている。

主要な授業科目への専任教員の配置状況（8-3）

これについては、評価項目 8-1 で述べたので、参照されたい。

教員組織の年齢構成の適切性（8-4）

学部専任教員の年齢構成については下表のとおりである。

表　国 8-1　国際学部専任教員の年齢構成

職位	61～65 歳	56～60 歳	51～55 歳	46～50 歳	41～45 歳	36～40 歳	31～35 歳	26～30 歳	計
教授	5	6	6	6	3	0	0	0	26
	19%	23%	23%	23%	12%	0%	0%	0%	100%
准教授	1	0	1	5	4	8	2	0	21
	5%	0%	5%	24%	19%	38%	10%	0%	100%
専任講師	0	0	0	0	0	2	2	0	4
	0%	0%	0%	0%	0%	50%	50%	0%	100%
計	(6)	(6)	(7)	(11)	(7)	(10)	(4)		51
	12%	12%	14%	22%	14%	20%	8%	0%	100%

上表によると学部教員の年齢構成は、60 歳以上 12%、50 歳代 26%、40 歳代 36%、30 歳代以下 28%である。前回の外部審査（大学基準協会「広島市立大学に関する加盟判定審査結果」2000（平成 12）年 3 月 7 日付け）では、学部教員の高齢化が指摘され、学部として低年齢化に努めるよう助言があった。その当時の年齢構成は、60 歳以上 32%、50 歳代 21%、40 歳代 25%、30 歳代以下 25%であった。この当時は、丁度大学院の博士後期課程が設置された時期でもある。

その後、学部の採用人事に際してはこの助言を真摯に受け止め、改善に努めてきた。その結果、前回と今回を比較すると 60 歳代以上が 20%減少した反面、40 歳代は 11%増加した。30 代、50 代についてはバランスがとれているが、35 歳以下は 8%と決して多いとは言えない。

40 代、とりわけ 46 歳から 50 歳までの教員が多い一つの理由は大学院設置にある。本章のはじめにも記載したが、15 年前の本学設立時には大学院設置が想定されており、教員採用に際しては多くの大学院担当可能な、いわゆる「マル合」教授が採用された。その後博士後期課程が完成年度（2003（平成 15）年度）を迎え、そうした「マル合」教員の多

くが退職することとなった。したがって、後任人事に際しては、外部審査（大学基準協会加盟審査）によって助言された若返りを図ると同時に、「マル合」教授退職に伴って生じる大学院担当教員の不足を補充するという二つの条件を同時に満たす必要があったわけである。ところが、30 代前半の若手教員では大学院担当任用基準を満たすまでかなりの年数を必要とするため、30 代後半から 40 代前半の教員が多く採用される結果となった。それから 5 年前後の年月を経て現在に至っているが、結果として 40 代後半の教員数が他の年齢層に比べて多くなってしまったわけである。（なお、補足しておくと、2009（平成 21）年度時点では、40 歳代が 31%に下がりバランスのとれた状態に近づく。）

とは言え、国際学部教員組織の多くの教員が同時に研究科教員組織を兼ねている現状からすると、大学院担当には教育、研究の両面において相当な経験を積んでいることが求められており、40 歳代以上が多くなるのは必然的と言えるだろう。したがって、年齢構成からすると、極端な高年齢化は改善され、数年間は現状で大きな支障はないように思われる。しかし、歳月とともに年齢構成の変動は避けられず、特に 30 代前半以下の教員が少ない現状からすると、今後の新任採用に際してはこの点に十分留意しておく必要がある。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性（8-5）

国際学部では教育編成に関わる連絡調整を、学部内に設置された教務委員会、将来構想委員会、そして 5 プログラム発足に伴ってスタートさせたプログラム教育検討会議の三つの組織を通じて行っている。それぞれの組織の役割は次の通りである。位置づけとしては、将来構想委員会は学部全体の現状を把握し、必要に応じた学部の将来構想案を作成し、教務委員会は学部の教務内容に関する実務的な作業を行う委員会、そしてプログラム教育検討委員会は、専門科目の設置科目や具体的な教務内容について自由に意見を交換する場である。以下、それぞれについて詳述する。

（ア）将来構想委員会

プログラム教育検討会議及び教務委員会から依頼のあった案件を、学部全体のニーズ、実情を加味して検討を行う。個別プログラムの利益だけで判断するのではなく、学部全体にとっての有益性を優先することになっている。構成メンバーは、学部長、学部評議員、教務委員会、入試委員長など一部の委員会の委員長、各プログラムの代表世話役 2 名で、合計 12 名程度である。

（イ）教務委員会

学部将来構想委員会の審議を経て、教授会決定した内容に従って、各授業の実施に必要な教員間の連絡、調整を行う。時間割編成、授業担当者の調整など、学部に関わるすべての授業実施に支障のないようにしている。学部で行っている 1 年次～4 年次の演習科目についても、教員割当、学生の希望調査割当などをすべて教務委員会が担当している。

（ウ）プログラム教育検討会議

それぞれのプログラムで授業を担当している教員で構成され、プログラム内で開講す

る科目の妥当性、適切性、学年配当、科目名、など教育に関することのみに的を絞って検討している。新たな教員の補充等が必要になった場合や科目名、科目の追加・廃止に関する案件は、将来構想委員会に意見を提出する。

アからウのように異なる三つの連絡・調整組織を学部内に置いている背景には、学部内にチェック機能を持たせることや、人事面で特定の研究教育領域に偏らないようにし、学部の本命である学際性が崩れないようにしようとするためである。まず、人事や科目の追加・廃止に伴う検討を、各プログラムとは切り離して将来構想委員会で検討する制度にしたことでチェック体制が強化され、学部全体の将来構想を視野に入れた調整が行えるようになった。こうした体制に加え、教務委員会に連絡調整役を完全に委ねることで教員間の連絡調整も、従来よりもはるかにスムーズに行えるようになった。

これら以外にも学部には、教員間の連絡調整を行う組織的な対応を必要に応じて行っている。例えば、1、2 年次の基礎演習、発展演習にはアドホック的な専門委員会を 2006（平成 18）年に設置し、これらの教務内容を専門委員で協議し、授業担当者を交えた説明会を何度も開催して、授業内容の充実、徹底に努めてきた。この専門委員会は、現在もまだ設置されたままで、学部重要科目としてこれらが安定して行われるようになるまでは継続されることになっている。その他にも、学部特講科目「HIROSHIMA and PEACE」については実施委員会が授業担当者に説明会を行う、教職科目関係者間で連絡協議を行うなど、担当科目に応じて、教員間の意思疎通がスムーズに行われるように努めている。

教員組織における社会人の受入状況（8-6）

国際学部の教員人事に際しては、特に社会人を優先して採用を行ったという事例は過去にない。学部の専任教員採用はすべて公募で行っており、社会経験の有無が採用時の審査で検討されることはあったとしても、社会人であることを優先して採用が決められたことはない。実際には、大学・研究機関以外の社会経験を経て採用された教員がいないわけではないが、そうした教員の場合も、例外なく研究経歴（論文業績）を有しており、特に「社会人」だからという事由で受け入れられたわけではない。

教員組織における外国人の受入状況（8-7）

学部の外国人専任教員数は、学部全体で教授 6 名、准教授 3 名である。学部全体では 18%である。出身国は、中国 3 名、韓国 2 名、マレーシア 1 名、ドイツ 1 名、フランス 1 名、米国 1 名、ロシア 1 名である。

学部の性質上、外国人専任教員の存在は不可欠である。学部全体の総数は、前回の外部審査（2000（平成 12）年 3 月　大学基準協会加盟審査）の折が 7 名（13%）であり、増加している。

教員組織における女性教員の占める割合（8-8）

専任教員のうち女性の占める割合は、教授 7 名（全体の 28%）、准教授 11 名（50%）、専任講師 0 名である。学部全体では、35%が女性教員である。前回の外部審査（大学基準協会加盟審査）の際は、この割合が 23%で、女性教員の割合が 10%強増加したことになる。

（2）教育研究支援職員

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性（8-9）

国際学部で専任教員以外の人的補助が行われているのは、学部事務室（分室）に配備された嘱託職員1名と、語学センターの運営に携わる2名の嘱託職員（教務員）である。

分室の嘱託職員は、英語能力を有することを条件に採用されている。主な業務は、学部教員の授業資料の作成補助、「HIROSHIMA and PEACE」の補助業務（海外参加学生への事務連絡、英文の通知文書の作成など）、教務関係の補助業務、教員の研究費執行に伴う補助業務などであり、学部事務の補助業務も兼ねている。分室には、嘱託職員以外に、学部の教員個人研究費によって3名の臨時職員が学部の教育研究に関わる補助業務をサポートしている。

次に語学センター嘱託職員についてであるが、英語の高い運用能力（英語検定準1級以上）を要することが条件で、専門嘱託職員として採用されている。主な業務は、語学センター運営に関わる諸業務及び外国語科目の授業資料の作成補助と語学センター教室で行われる授業の補助業務である。さらに語学センターにはパソコンやLL機器のある個人学習ブースを100個程度備えた自習室があり、語学センター開館時は常時開放されている。この自習室の運営、管理もこれらの嘱託職員によって行われ、学生による学習のサポートを行っている。また、適宜、語学センター施設を利用した映画会、留学相談、外国語学習の個人相談なども行っている。

以上が国際学部の補助体制であるが、大学予算の極めて厳しい状況にあって人的補助は最小限に抑えられているのが実情である。以下で述べるように、国際学部にはティーチング・アシスタントの制度はなく、さらに留学生を援助する補助職員や、学部長職や学部運営業務を直接サポートする補助職員（秘書業務）なども配置されていない。そのため学部運営や教育・研究に伴って生じる業務負担はそのほとんどを教員個人が行わなければならないのが実情である。

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性（8-10）

前評価項目で述べたように、国際学部には嘱託以外の教育研究支援職員は配置されていない。さらに、助手の制度もないので、本項目については点検評価に該当しない。

ティーチング・アシスタント（ＴＡ）の制度化の状況とその活用の適切性（8-11）

上述のとおり、国際学部はティーチング・アシスタント制度を有していない。そのためアシスタントが必要と思われる授業についても、教務補助が行われることはない。教員から、その必要性が議論されることはあっても、厳しい財政状況にあって、教務補助要員を要求することが現実的とは認識されていないのが実態である。

（3）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性（8-12）

国際学部は、教員の募集、任免、昇任の人事案件については、可能な限り学部教員間で情報共有を行い、さらに公正さを堅持することで、学部内に不満が生じないよう努めている。またこれらの人事案件を行う際には不正防止の目的から、以下に述べる二重、三重のチェック機能を持たせている。学部の人事案件には、教員の新規募集（後任人事を含む)、昇任人事、大学院担当資格審査、さらに懲戒に関わる人事案件の四つがある。これらのうち、大学院担当資格審査は、次節の大学院の箇所で述べることとし、以下では残りの三つに触れる。

（ア）教員の新規募集

学部の新規採用は「国際学部教員任用基準の運用のための申し合わせ事項」（2006（平成 18）年 4 月に更新）に沿って行われる。従来、学部教員の新規募集は、特定教員の退職に伴う後任人事として行われることがほとんどであった。しかし、この章のはじめに述べたように、単純な後任人事では、時代に即した学部ニーズに対応しきれないという反省のもと、現在の新教育課程導入に合わせ、教員の新規募集は、まず学部のその時点で必要とされる重点項目を点検する制度に改められた。

この点検作業は、次の手順で行うこととなっている。１）5 プログラムのそれぞれに設けられたプログラム教育検討会議（詳細は上記 評価項目 8-5 参照）で必要とする人事を検討。２）学部将来構想委員会にプログラム教育検討会議で検討された結果が報告され、学部全体の意見を基に、将来構想委員会案をまとめる。３）将来構想委員会案が人事委員会に報告され､これを参考に人事委員会は新規募集に伴う公募条件をまとめて教授会に提案。４）教授会で人事委員会案を審議。５）教授会で変更や修正の必要性が生じた場合には、人事委員会に差し戻しの上、修正案を再度教授会で審議。

以上の過程を経て、公募条件が教授会で承認され、全学の企画運営会議で決定後公募が開始される。公募要項は、大学ホームページや独立行政法人科学技術振興機構の求人公募情報のサイトでも公開されている。

公募締め切り後には、採用人事に伴う審査委員会が学部内に設置される。審査委員の人選は人事委員会で行われ､原則として教授 5 名以上をもって構成されることとなっている。審査結果は教授会に報告書としてまとめて提出され、審査委員長が口頭説明を行う。それを経て、人事教授会が招集され、最終的に有効投票の 3 分の 2 以上の賛成をもって、採用が決定する。

（イ）昇任人事

学部の昇任人事には、講師から准教授への昇任と准教授から教授への昇任がある（国際学部には助教はいないため、助教からの昇任人事は該当しない)。昇任条件も上述の「国際

学部教員任用基準の運用のための申し合わせ事項」に明示されており、自薦、他薦のいずれかによって決められた期日までに所定の用紙に必要事項を記入して、人事委員会に申請、あるいは推薦することとなっている。

昇任の申請、または推薦書類が提出されると、人事委員会委員長（学部長）は直ちに学部人事委員会を招集し、当該教員が任用基準に照らし合わせて条件を満たしているかどうかを審議する。条件を満たしていると認められれば、昇任人事に伴う審査委員会が編成される。審査委員は、当該教員を退室させた後、教授会で報告される。

審査委員会編成後は、同委員会が当該教員の研究業績、教育実績などを評価し、昇任の適不適を判断して、報告書を添えて教授会に報告する。これを受けて、人事教授会が招集され、上記のアと同じように、有効投票の 3 分の 2 を持って、昇任の最終決定が行われる。

（ウ）懲戒に関わる人事案件

懲戒に関わる人事案件は、国際学部独自の規定はない。人事案件はすべて大学全体で行われることが大学で決まっており、現行では評議会の決定に従って、学部教授会での審議が求められればそれに従って必要な審議や調査が行われる制度である。

以上のように、教員の任用、昇任については、学部で決められた任用基準に従って粛々と行われる。特に、特定教員の思惑、あるいは、いわゆるコネや教員間の癒着が生じないよう、学部将来構想委員会、人事委員会、教授会、審査委員会、人事教授会を通じて、十分なチェック機能が働く体制としており、これらが健全に機能していると言える。

任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況（8-13）

現在のところ任期制等の措置の導入は行われていない。また、本章の①教員組織で述べたように、前回の外部審査（大学基準協会加盟審査）後、教員の年齢構成の改善に努め、また学部の必要とする外国人専任教員や男女差のバランスにも注意を払い、現在は健全と思われる教員構成となっており、特に任期制度の必要性が学部で検討されたこともこれまでにない。むしろ、東京など都市部の大学と比較して、地方大学は人材確保の面で不利な要素があり、任期制導入等による雇用の不安定化が優秀な人材確保を促進するかどうか不透明であること、さらには学部が重視する教員の連携による学際性や少人数教育にとって任期制や過度な教員の流動化が本学部にとって有益であるかどうかは慎重に考える必要があると思われる。

（4）教育研究活動の評価

教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性（8-14）

教員個人個人の研究教育活動については、教員データベース（教員プロフィール）が本学のウェブサイトに設けられており、教員は定期的にこれを更新することが求められている。更新に伴う依頼は、全学自己評価委員会を通じて学部自己評価委員会が行っている。

このサイトには、教員履歴、研究業績、教育業績、社会貢献、学会活動が主に含まれる。公開情報は個人が選択できるようになっており、さらに研究開発支援総合ディレクトリ（ReaD）を通じた情報の開示も選択できるようになっている。

さらに、学部では研究計画の評価にもとづく、研究費の傾斜配分を行っている。その目的から、学部ではこれを希望する教員には、毎年年度初めに研究計画書の提出を求めている。研究費の傾斜配分は、この研究計画、当該教員の研究実績や研究費の必要性に照らし合わせて、学部執行部（学部長、評議員）が総合的に判断して決定することにしている。

ただ、実態としては、国際学部は多彩な専門分野を持つ教員から構成されており、一律の基準で評価するのが難しい。教員による教育研究活動を公平に評価する方法や研究費の傾斜配分ついては、今後更なる検討が必要である。

教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性（8-15）

学部教員の任用基準には、教員の研究能力・実績、そして学部が重視する教育能力、さらには社会貢献、学内運営貢献及び人物評価をもって総合的に判断することが明記されている。一方で、教育研究能力・実績については、厳格な任用審査ができるよう、学部にある「講師」、「准教授」、「教授」職の別に、学位の有無、学術論文の本数、などが教育・研究歴（年数）と合わせて明記されている。任用に際しては人事委員会で事前チェックを行い、これらの条件を満たしているかどうかが問われる。その後、学部内に教授をメンバーとする審査委員会が立ち上げられるが、その際には、提出された論文を精査し、単に本数や年数の条件を満たしていることではなく、研究能力や実績がそれぞれの職階に相応しいかどうか、また大学院担当を審査する場合には、担当能力があるかどうかが問われる。

【教員組織（学部）に関わる点検・評価】

上述のように、学部では「国際学部任用基準」を定め、教員間に不公平感が生じないよう、また誰もが納得できるよう人事の透明化に努めてきた。こうした努力が功を奏し、現状は極めて公平､かつ誰もが学部の任用には納得していると言っても過言ではないだろう。

さらに学部では、前回の外部審査（大学基準協会加盟審査）によって助言された高年齢化の問題の改善にも努めてきた。結果として、40 代後半の教員が他の年齢層に比べ多くなる結果を招いたが、その原因が学部教員組織が大学院の教員組織を兼ねなくてならない学部の実情を反映していることは既に述べたとおりである。年齢層に限らず、学部人事に際しては、外国人の採用などにいつも留意している上、昇任人事は日本人、外国人の区別なく、すべて任用基準に照らし合わせて平等に行っている。

このように制度的には問題があるようには思われないが、学部（研究科も含め）には、ＴＡ制度や外国語や体育のような実習を伴う科目の人的補助体制は決して十分とは言えず、授業の課題のチェックや採点、それに授業準備を教員個人がすべて行わなければならないのが実情である。大学予算の厳しい現実にあって、これらが直ちに改善されるものではないが、検討を要する課題ではあるだろう。

また、大学では 2010（平成 22）年を目処に、法人化することが検討されている。法人化後の教員組織がどうなるかは未定の部分が多く、今後は学部としてもその動向に注意しながら、迅速に対応できるようにする。

【教員組織（学部）に関わる改善方策】

現状説明で述べたように、学部（研究科を含む）では、任用基準を教授会で再三にわたって審議し、明文化した。これによって、人事は公平かつ平等に、さらに新任の採用に際しては学部が求めるベストな人材を採用することに努めてきた。また、高質の教員組織維持のため、学部では採用や昇任に関わる人事案件は、複数の委員会を通し、さらには人事教授会での投票をもって最終決定をするように二重､三重のチェック機能を持たせている。こうした制度を堅持することで、学部教員組織は健全に機能しており、直ちに改善の必要があるとは思われない。ただ、年齢構成などは数年の内には変動するわけで、とりわけ人事委員会においては、教員組織の健全さが維持されているかどうか、定期的にチェックする必要がある。

国際学研究科

２　大学院研究科の教員組織

【現状説明】

（１）教員組織

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性（8-16）

本学国際学研究科の理念は既に第 1 章及び第 3 章に詳述したが、高度な学術知識と広い視野に基づいて、より専門的な立場から国際社会や地域に貢献できる真の国際人を育成しようとするものである。この理念に沿って、研究科博士前期の教育課程は第 3 章に表を沿えて提示したように（国際学部・研究科第 3 章　大学院研究科　「２　博士前期課程・博士後期課程の教育内容･方法」の項参照)「国際社会研究科目群」には五つの下部科目群を、同じく「地域研究科目群」にも五つの科目群を配置している。さらに博士後期課程には「国際社会研究分野」と「地域研究分野」の二つを設置している。

国際学研究科の教員組織については、上述のとおり、国際学部の教員組織をベースにしている。研究科の担当については、後述する「国際学研究科任用基準」（2002（平成 14）年施行）によって決定される。この任用基準は、博士前期課程と博士後期課程で異なる基準が提示されている。

現状からすると、この任用基準を満たし、大学院を担当している教員は、博士前期課程が教授 24 名（学部教授総数は 26 名、うち 2 名は芸術学研究科担当)、准教授 20 名の合計 44 名、博士後期課程が教授 23 名、准教授 12 名の合計 35 名である。

大学院設置基準第 8 条に沿って､研究科教員組織を点検評価してみよう｡これによると、大学院では、研究教育の目的を達成し、学位の種類や分野に応じて、必要な教員を置くことが求められている。研究科担当教員は第 3 章の教育課程表（表　国 3-15・国 3-16）に照らし合わせて任用基準を満たす教員の必要数が充足されており、本研究科が該当する修士（学術、国際）及び博士（学術、国際）の学位審査やそれに向けた教育・研究を行う教員を質・数の両面で満たしている。

さらに、同第 8 条では、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育を行うことが求められているが、博士前期課程、博士後期課程で研究科目群や研究分野を決めているのは、まさにこの理由からである。修士や博士の論文審査に際しては、主指導教

員１名、副指導教員をあてることが原則として決まっているが、教員間の連携を強め、論文審査のみならず、論文作成に向けた指導や助言が複数の教員によって行われる体制をとっている。

加えて､同第８条では学部と大学院の兼任について支障のないことが求められているが、大学院担当教員の大学院担当授業数は１科目を原則としており、特に学部と大学院の両方の担当に支障が生じる事態は発生していない。

大学院教員の年齢構成であるが、これは学部教員の年齢構成の箇所で上表（国 8-1）を添えて述べたように、40 代後半の年齢層に該当する教員の割合が高い。これは、事実上、40 代以上の准教授以上が博士前期課程を担当し、さらに任用基準を満たす 40 代後半以上の教員が博士後期課程を担当しているからである｡大学院の健全な維持､運営を考えると、こうした年齢構成は必ずしも歪んでいるとは言えないだろう。

最後に、同第８条で大学院を二以上の校地において行っている場合の条件が記されているが本研究科はすべて大学本地で行われており、これに該当しない。

大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担及び連携体制確保の状況（8-17）

この評価項目については、上記 評価項目 8-16 で述べたので省略する。

（２）教育研究支援職員

大学院研究科における研究支援職員の充実度（8-18）

上記「学部教育研究支援職員」と同じで、本研究科には大学院専任の研究支援職員は特に配置されていない。

大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性（8-19）

上記 評価項目 8-18 のとおり、特に国際学研究科には研究支援職員が配置されていないため、点検評価に該当しない。

大学院研究科におけるティーチング・アシスタント（ＴＡ)、リサーチ・アシスタント（ＲＡ）の制度化の状況とその活用の適切性（8-20）

上記同様、国際学研究科には TA、RA の再度はないため、点検評価に該当しない。

（３）教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性（8-21）

研究科の教員組織は学部の教員組織を基盤にしているが、大学院の担当については、「国際学研究科教員任用基準」を明文化し（2002（平成14）年から施行）、資格審査を厳格、かつ公平に行っている。任用基準は、准教授、教授に分けて、博士前期課程を担当する場合と、博士後期課程を担当する場合で明確に区分している。

博士前期課程については、博士号の有無に関わらず、2年以上の教育・研究歴があることと合わせ、研究科生を専門的な立場から指導できるかどうかを判断するため、学術論文や著書の数をレフリー付き論文の数も明記して、規準を定めている。

博士後期課程については、博士前期課程の担当歴が2年以上あることが求められ、博士前期課程よりもさらに学術論文や著書を発表していることが条件として定められている。

博士前期課程、及び博士後期課程の担当を新たに希望する教員は、自薦または他薦によって人事委員会に申し出ることができる。いずれの場合も、所定の用紙に必要事項を記入し、決められた日時までに人事委員会に提出することが求められている。その日時は、学部教授会で発表され、すべての教員に公平にその機会が与えられている。

なお、大学院については、学部と併設されているため、大学院独自で専任教員の募集や昇任は行われていない。これらは、すべて学部人事の一貫として行われている。

任期制等を含む、大学院研究科の教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況（8-22）

本研究科には任期制は導入されていない。

（4）教育・研究活動の評価

大学院研究科における教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性（8-23）

本研究科が学部教員組織を基盤としているため、研究科独自の教員の教育活動及び研究活動の評価は行われておらず、学部のそれらに含めて行われている（上記 評価項目 8-14 参照）。

大学院研究科における教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況（8-24）

上記 評価項目 8-23 と同じで、特に研究科としてここに記載を求められているような評価は行われていない。

（5）大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性（8-25）

まず学内については、本学に「平和研究所」が附置されていることから、同研究所研究員との教育、研究上の交流が本研究科（学部）担当教員との間で行われている。教育面では、同研究所教授による授業が博士前期課程に 2 科目開設されている（「国際関係論Ａ」及び「国際関係論Ｂ」）。

同じく学内協力としては、3 研究科共通の「全研究科共通科目群」で開設されている科目が挙げられる。これらの科目は、国際学研究科、情報科学研究科、それに芸術学研究科がそれぞれ分担して責任を持つことになっており、3 研究科で協力し合っている。

学外に目をやると、他大学設置の研究科との単位互換制度が挙げられる。これは学部で行っている単位互換制度の大学院版である。ただ、実態としては受け入れ、送り出し双方とも決して交流が盛んとはいえない状況で、この制度によって本研究科で互換科目として提供している科目は例年減少している。その他の、国内外を含む大学院、学部、あるいは研究所等との人的交流は、本研究科として特に組織的に行ってはいない。

【教員組織（大学院研究科）に関わる点検・評価】

学部の教員組織同様、本研究科の任用に際しては、上述のとおり、研究科で任用基準を設け、公平、かつ厳格に審査を行っており、研究科ではこの制度がすっかり定着した感がある。組織的対応、あるいは運用上特に問題があるようには思われないし、大学院設置基準第8条に照らし合わせても、その条件を十分満たしていると判断される。

一方で、大学院の教員組織が学部のそれを兼ねているため、上に記したように、大学院独自の活動評価や活性度合いを評価するような制度を研究科は持ち合わせていない。これらが厳密にどの程度大学院に求められているのかは、他大学の事例なども参考にしながら、今後調査し、必要に応じて本研究科にも導入を検討することが必要である。

【教員組織（大学院研究科）に関わる改善方策】

大学院の教員組織の改善については、上で学部に記載した内容と重複する。現状では任用に関して特に問題となる事態が発生しているようには思われず、改善の必要は感じられない。一方で、研究科の場合も、本学法人化移行に伴い、教員組織面がどのように変わるのか、現状では不明な点が多い。今後は、学部の教員組織と合わせ、大学院のそれについても、今後の動向に十分留意し、柔軟な組織対応をしていく必要がある。

情報科学部・情報科学研究科

第１章　　理念・目的

情報科学部

【現状説明】

１　学部の理念・目的等

大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性（1-1）

広島市立大学情報科学部は 1994（平成 6）年 4 月に、「高度技術と社会との関連において今後最も急速に進展する情報科学の分野において、独創的な課題創造の上で、問題発見の手法を自主的に見いだす能力とともに、国際的視野を身に付けた、感性と人間性豊かな創造的人材を養成する。」として、理学と工学を統合した情報科学の基礎から応用までを対象とし、情報数理学科（後に情報メディア工学科に名称変更）、情報工学科、知能情報システム工学科、情報機械システム工学科の 4 学科構成で設置された。

2007（平成 19）年度に、それまでの 4 学科の教育研究を整理し、理念・目的、人材養成の目的を明確にした 3 学科 6 コースの履修コース、すなわち情報工学科（コンピュータコース、ネットワークコース）、知能工学科（知能ソフトウェアコース、知能メディアコース）、システム工学科（制御・メカトロニクスコース、通信・インタフェースコース）を設けることにより、社会的要請に対応し受験生にも分かりやすい構成となるよう学部を再編した。

再編に伴い、新学科の理念・目的を以下のように定めた。なお、再編は情報科学部のなかの組織再編成であり、情報科学部設置時の理念・目的は変わっていない。

- 情報工学科は、次世代を見据えた情報環境の創造をソフトウェアとハードウェアの両側面から追求する。また、コンピュータとネットワークに関するハードウェア技術及びソフトウェア技術を広範囲に教育する。
- 知能工学科は人間性豊かな知識基盤社会の各領域において、人間の知的なコミュニケーション及び情報行動を支援するために要請される、多様かつ高度な知的情報システムを総合的に計画･設計し､具体的な学理や技術上の課題を設定してその解決を与え、独創的かつ先駆的な主張を行う。
- システム工学科は、高度な情報技術を応用した製品やサービスの開発とその開発プロセスの設計において、高度な創造性を発揮することが必要となる現代社会の複雑な問題を対象として、多様なシステム工学的知識を有機的に結合した創造的解決策を生み出すプロセス、及び効率・環境・安全などの多様な価値観のもとで、 全体との調和と協調も視野に入れたシステム的な視点で解決策を評価する方法を研究・開発し、その成果に基づいて教育プログラムを開発・実践する。

学部、学科の人材養成等の目的は以下のとおりである。

- 情報科学部は、高度情報通信社会を支える「情報技術」に関する研究開発を担う研究者及び専門技術者を養成する。
- 情報工学科は、コンピュータとネットワークに関するハードウェア技術及びソフトウェア技術をベースに、コンピュータとネットワークの融合技術、情報環境を創造する人材を育成する。
- 知能工学科は、情報科学に関する知識をもち、知識基盤社会の各領域において人間の

知的コミュニケーション及び情報行動を支援する知的情報システムを開発・研究できる技術者及び研究者を育成する。

- システム工学科は、情報科学やシステム工学の基礎的な知識を適切に応用し、高度な創造性が要請される現代社会の複雑な問題解決に挑戦し、効率・環境・安全などの多様な価値観のもとでも、システム全体の調和と協調を図った創造的な解決策を提案できる技術者、研究者を育成する。

大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性（1-2）

学部・学科の理念・目的・教育目標は、大学のホームページで広く学内外に公表している。また、『大学案内』にも学部、各学科の教育目標が記載され、受験生への周知徹底を図っている。例年８月に開催するオープンキャンパスにおいても、学科の理念・目的・教育目標を説明している。また、出前（出張）講義や、入試ガイダンスなど、高校から要請があれば、積極的に高校に出向き、広く広報に努めている。

在校生に対しては、入学時のオリエンテーション、そして毎年、年度初めの学科ガイダンスにおいて、学部・学科の理念・目的・教育目標を周知している。

企業に対しては、就職活動が本格化する 10 月から 1 月にかけて、企業向けの大学説明会を設けている。この説明会で学部・学科の理念・目的・教育目標等を広報している。

２　学部の理念・目的等の検証

大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況（1-3）

情報科学研究科の評価項目 1-3 において、学部・研究科をまとめて記述する。

情報科学研究科

【現状説明】

１　研究科の理念・目的等

大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性（1-1）

広島市立大学大学院情報科学研究科博士前期課程は、「高度情報通信社会を支える情報技術に関する先端的専門分野並びに情報科学と諸学問分野との学際分野において、わが国のみならず、世界に貢献するためには、この分野を先導する学術研究と高度な専門知識･技術と創造力を備えた人材の育成が急務である。（中略）こうしたことから、情報科学に関する学理の探求と科学技術の発展を推進するとともに、情報科学の分野における高度な専門学識･技術と創造力を身に付けた人材の育成という社会的要請に応えるため、情報科学研究科を設置する。」として、1998（平成10）年4月に、理学と工学を統合した情報科学の基礎から応用までを対象とし、情報数理学専攻、情報工学専攻、知能情報システム工学専攻、情報機械システム工学専攻の4専攻構成で設置した。

2000（平成 12）年度に、博士前期課程に引き続き、情報科学研究科博士後期課程とし

て情報科学専攻を設置した。博士後期課程は、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識をもつ人材の育成を目的としている。

学部と同様に、研究科も 2007（平成 19）年度に再編を行った。従来の博士前期課程 4 専攻の教育研究を整理し、「情報科学」を中心に教育研究を行う 3 専攻（情報工学専攻、知能工学専攻、システム工学専攻）と「情報科学、電子工学、物理、化学、生物の学際・融合領域」の人材育成を行う専攻（創造科学専攻）を設けることにより、学生や社会人にも魅力ある構成とした。同時に、学部は教育組織、研究科は研究組織として機能を明確にし、教員を研究科所属とすることにより学術研究及び研究指導による教育を本務とし、学部に対して教育義務を負うこととした。さらに、従前の小講座制から研究室制への移行や、内部昇格制度の導入と活用によって、能力と意欲のある若手教員が活躍できる体制を整備し、学部・研究科全体の活性化を図った。

再編に伴い、新専攻の理念・目的を以下のように定めた。なお、再編は情報科学研究科博士前期課程のなかの組織再編成であり、情報科学部・研究科設置時の理念・目的は変わっていない。

- **情報工学専攻**

次世代を見据えた情報環境の創造をソフトウェアとハードウェアの両側面から追求：コンピュータとネットワークに関するハードウェア技術及びソフトウェア技術を広範囲に教育・研究する。

情報工学専攻は二つの教育・研究分野から構成される。

（1）コンピュータ分野では、設計、テスト、自動化に関するコンピュータハードウェア・システム技術及びコンピュータソフトウェア技術の教育・研究を行う。

（2）ネットワーク分野では、情報通信技術、情報ネットワークシステム技術、情報ネットワークソフトウェア・アプリケーション技術の教育・研究を行う。

- **知能工学専攻**

人間性豊かな知識基盤社会の各領域において、人間の知的なコミュニケーション及び情報行動を支援するために要請される、多様かつ高度な知的情報システムを総合的に計画・設計し、具体的な学理や技術上の課題を設定してその解決を与え、独創的かつ先駆的な主張を行うことを使命・目的とする。

知能工学専攻の教育・研究の対象とする分野は、情報処理や情報工学の基礎技術の上に、人間の知能に限りなく近い高度な知能情報システムの構築に必要な要素技術の階層、そしてこれらの要素技術を組み合わせた知識処理応用やマルチメディア処理応用という階層構造を成している。このような階層構造をもとに、

（1）人間の知的なコミュニケーション行為や情報行為を解明し、それらの行為を支援するために各要素技術を組み合わせた高度な知能情報システムの構築に向けた知能ソフトウェア分野、

（2）要素技術の階層において、人間機能のコンピュータによる実現をはじめとして人間とコンピュータとのコミュニケーションの実現に向けた知能メディア分野、

の二つの分野に分けられる。

- **システム工学専攻**

様々な情報技術を有機的に結合し、より高度な機能を発揮させるシステム化技術を教育・研究する。

システム工学専攻は三つの教育・研究分野から構成される。

（1）制御・メカトロニクス分野では、システム設計法及び制御方式の複雑かつ高度なシステムへの新たな展開を図るとともに、センサ、アクチュエータなど、システムを構

成する様々な要素や制御機器、各種ロボットなどについて教育・研究を行う。
（2）通信インタフェース分野では通信システム、システムインタフェース、人間工学、ソフトウェア工学などに関する基礎知識を応用し、複雑かつ高度なシステムへの新たな展開を図る。
（3）情報数理分野では、数理システム、システム最適化、確率過程などの情報数理の基礎事項を習得させ、数学と工学の立場からの複眼的視点で現象を捉え、解析する能力を養成し、高度なシステム開発に必要な数理的能力を身に付けさせる教育を行う。

- **創造科学専攻**

「ものづくり」の視点から情報科学、電子工学、物理学、化学、生物学の学際・融合領域について教育・研究する。
創造科学専攻は、「ものづくり」の視点に立ち、従来の情報科学の学問体系を尊重しつつも、従来の情報科学の学問体系にとらわれない新世代の情報科学を創造するための学際・融合領域の研究教育を行うことを特色としている。

情報科学研究科博士前期課程の人材養成等の目的は以下のとおりである。

- 情報科学研究科博士前期課程は、高度情報通信社会を支える「情報技術」に関する研究開発を担う研究者及び高度専門技術者を養成することを目的とする。
- 情報工学専攻は、高度情報通信社会の進展、将来予測を鑑み、コンピュータ及びネットワークについて深く、広い知識を身に付けた人材を育成することはもとより、コンピュータとネットワークの両者が融合した新たな情報環境の創出を担える人材を育成する。
- 知能工学専攻は、知能ソフトウェアや知能メディアに基づいた高度な知的情報システムの研究開発能力を持った人材を育成する。
- システム工学専攻は、広範な価値観のもとでシステム全体の高機能化と協調を図る広い視野をもった研究開発能力を身に付けた人材を育成する。
- 創造科学専攻は、分野間研究に横断的に取り組み、柔軟に境界領域、応用領域を開拓する問題発見・解決型能力を持った人材を育成する。

博士後期課程情報科学専攻

博士後期課程情報科学専攻は、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識をもつ人材の育成を目的としている。なお、情報科学専攻は現在、コンピュータ科学系、知能情報科学系、システム科学系の 3 系で構成しているが、学部・研究科の再編に伴い、2009（平成 21）年度からは博士前期課程の 4 専攻に対応する新 4 系に再編する予定である。新 4 系の名称、教育・研究内容は以下のとおりである。

- 情報工学系：次世代の情報科学の技術的基礎となるハードウェア・ソフトウェア開発やネットワーク工学の教育・研究を行う。
- 知能情報科学系：人間の知的活動の原理を解明し、情報処理の高度知能化や人間とコンピュータの協調を目指した教育・研究を行う。
- システム科学系：複雑化・巨大化するコンピュータシステムの統合技術や計測・制御技術の専門的分野の教育・研究を行う。
- 創造科学系：情報科学と物理学、化学、生物学、電子工学、脳科学等との融合・学際領域における応用技術開発についての教育・研究を行う。

大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性（1-2）

研究科・専攻の理念・目的・教育目標は、大学のホームページで広く学内外に公表している。在校生に配付する『履修案内』（講義概要）にも同様の記述がある。また、『大学院案内』にも研究科・専攻の理念・目的・教育目標が記載され、受験生への周知徹底を図っている。

大学院設置基準が改正されたことに伴い、大学院研究科、各専攻の使命・目的・教育目標を研究科として定め、『履修案内』（講義概要）に記述し、学生への周知を図っている。

2　研究科の理念・目的等の検証

大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況（1-3）

定期的に自己評価委員会が自己点検評価を行っている。

広島市立大学は、1999（平成 11）年 8 月に、大学基準協会のメンバーとしての賛助会員から維持会員校への移行を目指して、大学基準協会が定める調書（様式）を基本とし、本学独自の評価項目を加えた『自己点検・評価報告書』及び『教員業績一覧』を作成した。そして本学は、2000（平成 12）年 4 月に大学基準協会の維持会員への加盟が承認された。

大学基準協会維持会員への加盟申請において作成した『自己点検・評価報告書』に、後発事象として大学院博士後期課程の開設、大学基準協会会員への加盟に関する事項を追記し、2001（平成 13）年 3 月に『自己点検・評価報告書』としてまとめた。また、『教員業績一覧』についても、2000（平成 12）年 12 月末日現在の情報に更新し、2001（平成 13）年 3 月末日在籍教員について掲載したものを別冊として作成した。

大学院情報科学研究科博士後期課程が 2003（平成 15）年 3 月に完成したことから、この時期に合わせ自己点検・評価を行い、学部・研究科の状況を正確に把握することを行った。2002（平成 14）年 10 月から点検評価を進め、2003（平成 15）年 3 月時点での、大学院設置以降 5 年間の学部・研究科の『自己点検・評価報告書』としてまとめた。

2004（平成 16）年に『広島市立大学将来計画』（以下『将来計画』という。）を策定し、自ら考える本学改革の取組を示した。また、2005（平成 17）年度には、学外の有識者による運営協議会とそのもとに設置された将来計画検討専門委員会において、本学の現況評価と課題整理がなされ、本学のあり方に関する提言が『広島市立大学のあり方検討報告書』（以下『あり方検討報告書』という。）としてまとめられた。これら『将来計画』の検討内容、『あり方検討報告書』の提言に基づいて、2007（平成 19）年 3 月、本学として今後 10 年間に実施すべき新たな項目を加えて、『広島市立大学改革実施計画』を策定した。情報科学部の主な取り組みは、3 学科 6 コースに再編、新カリキュラムの実施、基礎科目共同教育体制、学部一括募集である。情報科学研究科の主な取り組みは、博士前期課程を 3 学科に対応する 3 専攻と新分野 1 専攻との 4 専攻への再編である。

なお、学部・学科、研究科・専攻の理念・目的・教育目標等については、これまで、大学ホームページでの記述、『大学案内』での記述に表現上の差異があったが、学部・研究科再編 1 年後の 2008（平成 20）年に、理念・目的・教育目標の確認を行い、記述を統一した。

第２章　　教育研究組織

情報科学部・研究科

【現状説明】

1　教育研究組織

当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織構成と理念・目的等との関連（2-1）

2007（平成 19）年度から学部を 3 学科 6 コース、研究科博士前期課程を「情報科学」を中心に教育研究する 3 専攻と「情報科学の学際・融合領域」の教育研究を行う 1 専攻の計 4 専攻に再編し、教育研究組織を研究室構成に変更し、研究科委員会で認められた場合には准教授以上は研究室を運営できるようにした。

教員は大学院に所属するものとし、学部教育は学部教育組織を設け教育に当たる。学部一括で入学した学生（定員 210 人）を、2 年次前期まで共通のカリキュラムで教育する。2 年次前期終了時に、本人希望及び成績順により学科配属を決定する。学科の定員は情報工学科 70 人、知能工学科 70 人、システム工学科 70 人である。

2年次前期までの共通カリキュラムは情報科学研究科の4専攻すべての教員が担当する。学科配属後、2 年次後期から教えられる情報工学科、知能工学科、システム工学科の学科専門科目は、それぞれ情報工学専攻、知能工学専攻、システム工学専攻が担当する。また、情報科学に関連する分野や応用分野に関する分野の幅広い教育を行う学部総合科目については、創造科学専攻が担当する。

2007（平成 19）年度からの研究科各専攻の教員定員及び具体的な研究室編成は次のとおりである。

- 情報工学専攻
  - 教員定員　29 人
  - 研究室編成（コンピュータ分野）
    - コンピュータデザイン、論理回路システム、コンピュータシステム、
    - コンピュータアーキテクチャ
  - 研究室編成（ネットワーク分野）
    - ネットワークソフトウェア、情報ネットワーク、環境メディア、
    - インターネット工学
- 知能工学専攻
  - 教員定員　29 人
  - 研究室編成（知能ソフトウェア分野）
    - 知識工学、データ工学、知能システム、機械学習
  - 研究室編成（知能メディア分野）
    - 画像メディア工学、コンピュータグラフィックス、言語音声メディア工学、
    - 知的メディア工学、パターン認識、数理情報
- システム工学専攻
  - 教員定員　29 人(＋研究科枠 1 人)
  - 研究室編成（制御・メカトロニクス分野）
    - 機械制御、知的制御システム

研究室編成（通信・インタフェース分野）
通信・信号処理、サービス指向ソフトウェア、人間工学、ロボティクス、
システムインタフェース
研究室編成（数理科学分野）
計画数学、数理科学

- 創造科学専攻

教員定員　18 人
研究室編成
集積回路デバイス、情報物性工学、生体理工学、光システム計測、
バイオシステム工学

（参考）再編前の教育研究組織：開設当初より 2006（平成 18）年度まで、4 学科 28 講座からなる教育研究体制をとってきた。教育研究組織は小講座制を基本組織として編成し、1 講座の構成は、教授 1 人、助教授または講師 1 人、助手 1 人または 2 人の体制をとり運営してきた。2006（平成 18）年度までの各学科の学生入学定員、教育研究の目的及び具体的な講座編成は次のとおりである。

- 情報数理学科（2003（平成 15）年 4 月 1 日から情報メディア工学科に名称変更）

学生入学定員　50 人　　3 年次編入学定員　5 人
教育研究の目的　メディア処理、メディア表現技術を活用し、新しい情報社会を実現するための教育・研究を行っている。
講座編成　情報数理学、計算機構学、情報論理学、ソフトウェア工学、システム工学、認知機構学　（6 講座）
教員定員　21 人（教授 6、助教授・講師 6、助手 9）
情報数理学講座、計算機構学講座、情報論理学講座が助手定員 1 人であり、他講座は助手定員 2 人である。

- 情報工学科

学生入学定員　50 人　　3 年次編入学定員　5 人
教育研究の目的　次世代コンピュータの開発を目指して、ソフトウェアとハードウェアの両方から、LSI 技術、ソフトウェア技術、ネットワーク技術などのコンピュータ技術の教育・研究を行っている。
講座編成　機能デバイス学、論理回路学、コンピュータシステム、プログラム工学、コンピュータアーキテクチャ、情報ネットワーク、情報物性　（7 講座）
教員定員　28 人（教授 7、助教授・講師 7、助手 14）
すべての講座が助手定員 2 人である。

- 知能情報システム工学科

学生入学定員　50 人　　3 年次編入学定員　5 人
教育研究の目的　知的で高度な情報処理システムを構築するため、人間の優れた知的能力の解明と、コンピュータによるその実現を通した教育・研究を行っている。
講座編成　知識工学、推論機構学、情報認識学、データベースシステム、
自然言語処理学、知識システム、知能数理　（7 講座）
教員定員　26 人（教授 7、助教授・講師 7、助手 12）
知識工学講座、推論機構学講座が助手定員 1 人であり、他講座は助手定員 2 人である。

- 情報機械システム工学科

学生入学定員　50 人　　3 年次編入学定員　5 人
教育研究の目的　電気・電子工学の視点から、人・コンピュータ、機械が融合した新たなシステムつくりに関する教育・研究を行っている。
講座編成　情報機械素子、知的制御理論、知能ロボット、設計工学、生体情報処理学、システムインタフェース、情報材料 1、情報材料 2　（8 講座）
教員定員　32 人（教授 8、助教授・講師 8、助手 16）
すべての講座が助手定員 2 人である。

2　教育研究組織の検証

当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況（2-2）

情報科学研究科の評価項目 1-3 を参照されたい。

第３章　　教育内容・方法

情報科学部

１　学士課程の教育内容・方法

到達目標

情報科学部は六つの到達目標を掲げている。それらの到達目標のうち、（1）は教育課程全体の編成に関わる到達目標であり、（2）、（3）、（4）は主として教育内容に関連した到達目標である。また、（5）、（6）は主として教育方法に関連した到達目標である。

（1）**学生が興味関心、適性に基づいて専門分野を選択できる仕組みの提供**：入学後、情報科学の基礎知識を修得した後に、学生一人一人の興味関心、適性に基づいて専門分野を適切に選択できる仕組みを提供する。

（2）**情報科学に必要な基礎学力の育成**：情報科学を専門的に学ぶ上で基礎となる数学、プログラミング、英語などの学力を十分付けさせる。

（3）**情報通信技術を活用できる技能の養成**：先端的な情報通信技術（ICT）を知的生産の道具として活用できる能力を身に付けさせる。

（4）**専門分野に関する体系的な知識の修得**：教育内容を厳選、体系化した上で、効果的な専門教育を行い、専門分野に関する体系的な知識を修得させる。

（5）**体験的・総合的学習を重視した教育プログラムの実施**：21世紀の知識基盤社会で問題解決ができる人材を育成するため、実験、実習、演習、口頭発表など体験的・総合的学習を重視した教育プログラムを実施する。

（6）**知識や学力の多様化した学生への効果的な教育の実施**：知識や学力の多様化した学生への効果的な教育を実施する。少人数教育を推進するとともに、学力別クラス編成、グループ学習などを検討する。

①　教育課程等

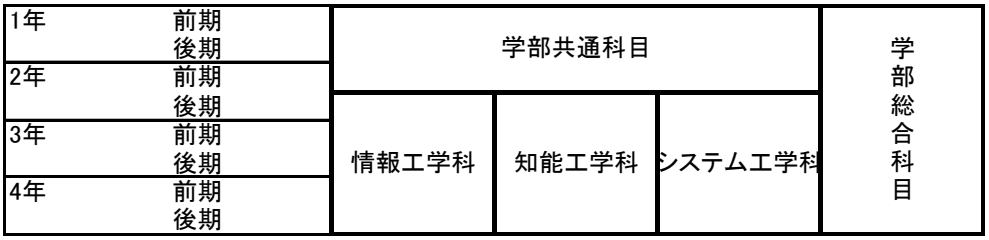
【現状説明】

2007（平成 19）年度に学部の再編を実施し、それに伴い教育課程にも大きな変更を実施した。2006（平成 18）年度までの入学生には旧教育課程を適用し、2007（平成 19）年度入学生から新教育課程を適用している。旧教育課程は図（情 3-1）に示すように入学当初から 4 学科にわかれて各学科個別の教育課程を行うのに対し、新教育課程では図（情 3-2）に示すように、入学から 2 年次前期までは情報科学部共通の教育課程を提供し、2 年次後期からは 3 学科にわかれ、学科ごとの教育課程の適用を受ける。

図　情 3-1　旧教育課程の概要

1年	前期 後期	情報メディア 工学科	情報 工学科	知能情報システム 工学科	情報機械システム 工学科
2年	前期 後期				
3年	前期 後期				
4年	前期 後期				

図　情 3-2　新教育課程の概要



現状説明では主として新教育課程（新カリキュラム）について説明するが、評価の視点によっては、旧教育課程（旧カリキュラム）についても説明を行い、必要に応じて比較を行う。

Ⅰ　学部・学科の教育課程について

教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第 19 条第 1 項）(3-1)

教育課程は、大別して（1）全学共通系科目、(2）外国語系科目及び（3）専門教育科目で構成している。全学共通系科目は、人文科学、社会科学、自然科学の幅広い教養・知識を授け、また、人間と文化・社会、科学、創造・表現との関わりを中心に展開した総合共通科目（総合科目、共通科目Ａ、共通科目Ｂ、共通科目Ｃで構成)、一般情報処理教育科目及び保健体育科目で編成している。外国語系科目は、少人数制教育を実践している英語とその他の外国語で編成している。専門教育科目は、情報科学を構成する基礎的な分野を学部共通で教育する学部共通科目と各学科の専門科目及び情報科学との関連する分野や応用分野の幅広い教育を行う学部総合科目から構成される。

卒業に必要な単位は 131 単位であり、その内訳は下表（情 3-1）のとおりである。新教育課程ではすべての学科において卒業単位 131 単位の内、専門教育科目に関する単位数を 98 単位とした。ただし、所属する学科以外の学科で開設されている授業科目及び学部総合科目として開設されている授業科目を修得した場合には、選択科目として 12 単位まで卒業に必要な単位数に含めることができる。下表（情 3-2 及び情 3-3）に学部共通科目・学部総合科目及び学科別科目の開設科目数、単位数合計を示す。

表　情３-1　（新教育課程）卒業要件一覧

（新教育課程）卒業要件一覧

区　分			情報科学部		
			情報工学科	知能工学科	ｼｽﾃﾑ工学科
全学共通系科目	総合科目		2単位以上	2単位以上	2単位以上
	共通科目A		6単位以上	6単位以上	6単位以上
	共通科目B		4単位以上	4単位以上	4単位以上
	共通科目C		2単位以上	2単位以上	2単位以上
	総合共通科目小計		18単位以上	18単位以上	18単位以上
	一般情報処理教育科目		3単位	3単位	3単位
	保健体育科目		2単位	2単位	2単位
外国語系科目			8単位以上	8単位以上	8単位以上
全学共通系科目等　計			33単位	33単位	33単位
専育	専門基礎科目				
門科	専門科目		98単位	98単位	98単位
教目	計		98単位	98単位	98単位
卒業必要単位数			131単位	131単位	131単位

表　情 3-2 新教育課程における専門基礎科目・専門科目の開設科目数並びに単位数

(新教育課程)

区分	学部共通科目･学部総合科目		学科別科目	
	開設科目数	単位数合計	開設科目数	単位数合計
情報工学科	49	93	47	94
知能工学科			41	90
システム工学科			42	90

表　情 3-3　新教育課程における年次別専門基礎科目・専門科目の開設科目数並びに単位数

		1年次		2年次		3年次		4年次		全体	
		科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数
情報工学科	学部共通科目	16	28	18	35	0	0	0	0	34	63
	学部総合科目	0	0	6	12	9	18	0	0	15	30
	学科開設科目	0	0	12	22	29	54	6	18	47	94
	全体	16	28	36	69	38	72	6	18	96	187
知能工学科	学部共通科目	16	28	18	35	0	0	0	0	34	63
	学部総合科目	0	0	6	12	9	18	0	0	15	30
	学科開設科目	0	0	11	22	23	48	7	20	41	90
	全体	16	28	35	69	32	66	7	20	90	183
システム工学科	学部共通科目	16	28	18	35	0	0	0	0	34	63
	学部総合科目	0	0	6	12	9	18	0	0	15	30
	学科開設科目	0	0	10	20	26	52	6	18	42	90
	全体	16	28	34	67	35	70	6	18	91	183
＊学科配属は2年後期											

各年次への科目配置について説明する。

全学共通系科目を主として 1 年次に、外国語系科目を 1 年次、2 年次に配置している。情報科学と特に関係の深い外国語である英語の教育に関しては、連続的そして段階的に学力を高めるため、1、2 年次に「CALL 英語集中 I、II、III、IV」、「英語応用演習 I、II」を配置しているだけでなく、さらに 3、4 年次に各学科専門科目として、「外書講読演習 I、II」、あるいは「技術英語 I、II」を配置し、4 年次の「卒業研究 I、II」に備えている。

専門教育科目については、およそ 2 年次前期までを 3 学科共通に情報科学の基礎を学ぶ期間、2 年次後期及び 3 年次を学科専門科目を学ぶ期間、4 年次を学部教育の集大成として卒業研究を行う期間としている。

まず、科学、工学を学ぶ上で基礎となる数学、理科に関連した科目を 1 年次に配置した。また、情報科学を学ぶ上で基礎となる「プログラミング I、II、III」「プログラミング演習 I、II、III」を 1 年次前期から 2 年次前期まで 3 学期連続で配置し、さらに情報科学の理論的基礎をあたえる「データ構造とアルゴリズム I、II」を 1 年次後期、2 年次前期に、「オートマトンと形式言語」を 2 年前期に配置した。これら情報科学の基礎を 2 年次前期までに学ぶことで、2 年次前期末までに学科選択を行うために十分な知識を身に付けるとともに、2 年次後期から始まる学科専門科目の履修に備えることができる。

個々の専門基礎科目、専門科目については、各科目の先修科目、後修科目を明らかにしたカリキュラム・シーケンス（科目系統樹）を考えた上で、各年次に配置を行なっている。この際に、大学の理工系学部情報学科のためのコンピュータサイエンス教育カリキュラム J97 や J07 を参考にした。

なお、情報科学部では、実験系の科目を重視しており、1 年次には「物理・化学実験」、2 年次には「情報科学基礎実験 I、II、III、IV」、さらに、3 年次には「情報工学実験 I、II」、「知能工学実験 I、II」、「システム工学実験 I、II」を配置し、4 年次の「卒業研究 I、II」につなげている。

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ（3-2）

基礎教育のうち、いわゆる一般教養教育については、次の評価項目 3-3 で記述する。ここでは、専門教育を受ける上で基礎となる教育について記述する。

情報科学部において基礎教育、倫理性を培う教育は主に 2 年次前期までに学科とは独立に開設されている学部共通科目によって行われる。学部共通科目では特に情報科学分野における基礎教育として重要なプログラミング、数学、情報科学分野の基礎実験を必修科目として設定することでいずれの学科でも必要な基礎教育を重点的に行う。

情報科学部における倫理性を培う教育については、情報科学部を対象とする全学共通系科目の必修科目である「一般情報処理 B」においてコンピュータやネットワークを利用する上での最低限の倫理性を確実に教育するとともに、学部共通科目の中で「技術者倫理」を選択科目として開設し、倫理性を培う教育を行っている。

一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性（3-3）

本学の教育では知的活動の基盤となる理解力、判断力、表現力を養い、情報化・国際化などの時代の新しい潮流にも対応できる情報処理能力、外国語能力などを身に付け、学問や文化を創造するための基礎的能力を養うとともに、幅広い知識の修得と豊かな人間性の涵養を目指している。このためのカリキュラムとして、「総合共通科目」「一般情報処理教育科目」「保健体育科目」の三つの科目群からなる「全学共通系科目」と「外国語系科目」を 3 学部共通の科目として開設している。

このうち「総合共通科目」は、さらに「総合科目」「共通科目Ａ・Ｂ・Ｃ」の四つの科目群に分かれており、その主な狙いと対象領域は次のとおりである。

・総合科目　：国際、情報科学、芸術の 3 学部の教員が連携し、それぞれの専門分野による複合領域を、いわば教養教育として修得するための授業科目群
・共通科目Ａ：主として人間と文化・社会との関わりを中心とした授業科目群
・共通科目Ｂ：主として人間と科学との関わりを中心とした授業科目群
・共通科目Ｃ：主として人間の創造と表現を中心とする授業科目群

一般教養としての情報処理教育は、情報化社会の基礎教育的なコンピュータリテラシーを中心とする科目と、コンピュータサイエンスや応用を中心とした科目に分けて実施しており、一般情報処理教育科目は前者である。具体的には、電子メールをはじめ、情報検索、文書作成や知的財産のルールなどを中心に教え、さらにはネットワーク環境、計算機利用規定、e-ラーニングシステム WebCT の利用法についても教育を行っている。

外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性（3-4）

情報科学部では語学の中で特に英語教育を重視しており、取得する必要のある 8 単位以上の外国語系科目のうち、6 単位は「英語応用演習Ⅰ、Ⅱ」、「CALL 英語集中Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」の必修科目の履修で修得するようになっている。これは、情報科学分野における国際的な情報交換が主に英語で行われている実情を踏まえ、基礎的な英語能力を習得するためである。さらに、卒業に必要な 8 単位以上の外国語系科目単位を修得するため、必修単位の他に発展的により深く英語を学習できるように、選択科目として「英語応用演習Ⅲ、Ⅳ」

を用意することでさらに一般教養英語能力を強化している。また、「科学英語演習Ⅰ、Ⅱ」により科学技術英語の強化を可能としている。

本英語教育は 2007（平成 19）年度に上記の内容に変更した。旧教育課程の英語教育では教員 1 人当たりの担当学生数が 30 名前後と多かった。これを改善するため、自習形式の e-ラーニングで実施する「CALL 英語集中」科目を増やすことで英語教育の質を保ちながら、旧カリキュラムの英語科目に従事していた教員を「英語応用演習」科目の担当とすることで、教員一人当たりの学生数 15 名程度からなる少人数教育を実現した。このことにより、「CALL 英語集中」科目では不十分となる会話力やライティング能力の教育を強化することができた（「CALL 英語集中」及び「英語応用演習」を中心とした英語教育カリキュラムについては、評価項目 全 3-4 を参照されたい。）。

情報科学部の各学科ではさらに外国語系科目として専門基礎科目・専門科目において、情報科学の専門分野における技術英語に関する教育を行う講義を必修科目として開講している。

また、第二外国語として、「ドイツ語」「フランス語」「中国語」「ハングル」「アラビア語」「ロシア語」「イタリア語」「スペイン語」が選択可能となっており、国際化等の進展に対応している。

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況（3-5）

学科配属前の 2 年次前期までの学部共通教育の実施・運営は情報科学研究科を構成する 4 専攻から選任された委員から構成される学部・研究科教務委員会（以下、教務委員会という）が担当している。教務委員会の所管事項として、(1) 教育課程及び授業科目の履修に関すること、(2) 授業計画及びその実施に関すること、(3) 学生の入学、休学、転学、留学、退学及び卒業等に関すること、(4) その他教務に関すること、という 4 項目がある。教務委員会の委員長、副委員長は、全学の教務委員会の構成員となっており、3 学部間の調整が必要な教務事項を担当する。

なお、教務に関する所管事項は、学生生活多岐にわたっており、各クラスのチューターと連携しながら実施・運営を行っている。2007（平成 19）年度の教育課程の再編に伴い、副委員長を学部基礎教育に関する実施･運営を担当する責任者とすることとし､副委員長は委員長と連携して、学部共通で実施する基礎教育の実施･運営に当っている。

基礎教育、教養教育については、専門教育と違って、責任体制が曖昧になりがちであるが、本学では、3 学部の協力体制の下で、基礎教育、教養教育を行うこととしているので、全学共通系科目として開設されているこれらの授業科目に関しては、それぞれの担当学部が責任を負っている。これらの授業科目の変更、内容に関する調整は、全学教務委員会が行っており、3 学部の協力体制が機能している。なお英語教育に関しては、各学部から選出された委員から構成される第一外国語運営委員会が、調整機能を担っている。

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 83 条との適合性（3-6）

情報科学部は、高度情報通信社会を支える情報技術に関する研究開発を担う研究者及び専門技術者を養成することを目指している。

情報工学科は、コンピュータとネットワークに関するハードウェア技術及びソフトウェア技術をベースに、コンピュータとネットワークの融合技術、情報環境を創造する人材の育成を進める。人材養成の目的を達成するため、情報工学科では、コンピュータコースとネットワークコースの2コースを設置して、コンピュータとネットワークに関するハードウェア技術及びソフトウェア技術の基礎となる論理回路やアルゴリズム、プログラミングの知識を習得した上で、コンピュータとネットワークの融合技術といった発展した技術を習得するために、コンピュータシステムや情報ネットワークなどの科目を配置している。

知能工学科は、情報科学に関する知識を持ち、知識基盤社会の各領域において人間の知的コミュニケーション及び情報行動を支援する知的情報システムを開発・研究できる技術者及び研究者を育成する。人材養成の目的を達成するため、知能工学科では、知能ソフトウェアコースと知能メディアコースの2コースを設置して、数理科学、コンピュータサイエンス、情報処理技術、プログラミングを基礎とし、知識基盤社会に対応する知的情報システムの開発及び研究のための知能ソフトウェアや知能メディアの技術を教育する。

システム工学科は、情報科学やシステム工学の基礎的な知識を適切に応用し、高度な創造性が要請される現代社会の複雑な問題解決に挑戦し、効率・環境・安全などの多様な価値観のもとでも、システム全体の調和と協調を図った創造的な解決策を提案できる技術者、研究者を育成する。人材養成の目的を達成するため、システム工学科では、制御・メカトロニクスコースと通信・インタフェースコースの2コースを設け、数学、コンピュータサイエンスの基礎、情報処理関連技術、プログラミングを基礎として、効率・環境・安全などの多様な価値観のもとで、システム的視点から問題を分析し、調和と協調を図る工学的解決策を設計・評価する技術・知識を教育する。

新教育課程の専門教育科目は、学部の教育理念･目的、学問の体系性並びに学校教育法第83条に規定する「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」に合致するように構成されている。今回の教育課程改訂に当たって、各学科の教育を全面的に見直し、時代の要請も考慮して、学科内にそれぞれ二つのコースを設け、学生の希望、適性にきめ細かく応えることができるように配慮した。

教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性（3-7）

上表（情 3-1）新教育課程卒業要件一覧に示したように、情報科学部の卒業必要単位は131単位で、内訳は外国語系科目を除く全学共通系科目（いわゆる一般教養的授業科目）23単位以上、外国語系科目8単位以上、全学共通系科目33単位、専門教育科目98単位である。これらを百分率で表すと次のようになる。

外国語系科目を除く全学共通系科目		18%以上
外国語系科目		6%以上
全学共通系科目等	合計	25%
専門教育科目		75%
	合計	100%

すなわち、情報科学部では、卒業必要総単位数の 4 分の 1（25%）を外国語系科目を含む教養教育科目にあて､残りの 4 分の 3 を学部共通科目を含む専門教育科目にあてている。語学教育を含む全学共通教育が主として 1 年次に行われていることから判断すると、この 4 分の 1 の割合は妥当である。

情報科学部の新教育課程での卒業必要単位 131 単位は、大学設置基準第 32 条に定める最低卒業要件の 124 単位より 7 単位多い。その分、学生の負担は大きい。しかしながら、旧教育課程の卒業必要単位 135 単位を 4 単位削減したものであり、数字上は学生の負担を軽減する方向に改善している。

開設授業科目、卒業必要単位に占める専門教育授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目の割合については､学部･研究科再編に伴う教育課程の再編の過程においても議論された。今回、専門教育科目については開設科目数の増加があったにもかかわらず、卒業必要単位を 102 単位から 98 単位へと、わずかではあるが減らした。このことは、急速な経済のグローバル化や国際化の進展に伴い、大学教育における一般教養科目、外国語科目の重要性に配慮したことと､ある程度の余裕を持った履修ができるようにとの配慮からである。

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性（3-8）

各学科の専門教育科目は、3 学科に共通な学部共通科目、学部総合科目及び各学科独自の専門基礎科目／専門科目から構成される。下表（情 3-4）に各学科の開設科目数に対する必修科目数及び割合（百分率)、総単位数に対する必修科目単位数及び割合（百分率）を示す。

表　情 3-4　各学科の開設科目数（単位数)、必修科目数（単位数)、必修割合

		開設科目数			単位合計数		
		全科目数	必修科目数	必修割合	全単位数	必修単位数	必修割合
情報工学科	学部共通科目	34	16	47%	63	28	44%
	学部総合科目	15	0	0%	30	0	0%
	専門基礎･専門科目	47	7	15%	94	20	21%
	合計	96	23	24%	187	48	26%
知能工学科	学部共通科目	34	16	47%	63	28	44%
	学部総合科目	15	0	0%	30	0	0%
	専門基礎･専門科目	41	7	17%	90	22	24%
	合計	90	23	26%	183	50	27%
システム工学科	学部共通科目	34	16	47%	63	28	44%
	学部総合科目	15	0	0%	30	0	0%
	専門基礎･専門科目	42	7	17%	90	20	22%
	合計	91	23	25%	183	48	26%

学部共通科目は開設 34 科目（63 単位）中、16 科目（28 単位）が必修科目である。具体的には、数学系科目として､「解析学Ⅰ、Ⅱ」､「線形代数学Ⅰ、Ⅱ」､「数学演習Ⅰ、Ⅱ」､「離散数学」､プログラミング科目として､「プログラミングⅠ、Ⅱ」､「同演習Ⅰ、Ⅱ」､オリエンテーション科目として「情報科学序説」､2 年次実験科目として「情報科学基礎実験Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」の 16 科目である。ほぼ半分の科目（単位数）が必修となっているが、

これらは情報科学の基礎科目であり、どの学科に進学しても必要となるので、必修指定は妥当である。

学部総合科目は情報科学に関連する分野や応用分野に関する科目であり、開設 15 科目（30 単位）すべてが選択科目である。

専門基礎科目・専門科目は 3 年次の「情報工学実験Ⅰ、Ⅱ」（情報工学科）「知能工学実験Ⅰ、Ⅱ」（知能工学科)、「情報システム工学実験Ⅰ、Ⅱ」（システム工学科)、「外書講読演習Ⅰ、Ⅱ」（知能工学科では「技術英語Ⅰ、Ⅱ」)、「技術文書作成法」、「卒業研究Ⅰ、Ⅱ」の 7 科目（20 単位）が必修であり、残りは選択科目である。

専門科目の卒業要件単位数は 98 単位である。そのうち約半分の 48～50 単位（23 科目）が必修科目となる。一方、選択科目は学科により若干異なるが 131～137 単位（66～72 科目）が配当されており、選択の自由度は大きい。基本的な専門教育に問題が起こらないよう多くの必修科目を置くと同時に、多様な学習ニーズにこたえるべき、幅広い選択科目を用意しているカリキュラムであると言える。なお、各学科及び学科内の各コースで履修を推奨する科目を示し、学生が適切な履修ができるように努めている。

Ⅱ　カリキュラムにおける高・大の接続等について

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況（3-9）

学生が1年次及び2年次において基礎学力を身に付けることが重要と考えており、特に数学、理科、英語、情報の基礎科目の強化に重点をおいている。数学については、「解析学Ⅰ、Ⅱ」、「線形代数学Ⅰ、Ⅱ」、「数学演習Ⅰ、Ⅱ」、「確率統計」を学部共通科目として1年次、2年次に開講し、授業や演習では高校の数学から大学の数学への移行がスムーズに行えるように、高校数学の復習から始めている。一方、コンピュータサイエンスにおいて重要な役割をもつ「離散数学」、「情報代数」、「情報基礎数学」、「常微分方程式」も学部共通科目として1年次、2年次に開講している。これらの科目は入学生が後期中等教育では学習していない場合が多いため、できるだけ早い時期に開講することで入学生のコンピュータサイエンスへの円滑な導入を行っている。また、理科については高等学校での理科科目の履修の多様性に配慮して、情報科学を学習する際に重要となる物理、化学を全学共通系科目や学部共通科目として1年次、2年次に開講している。英語については、英語系科目を外国語系科目として1年次、2年次に開講することにより、高等学校の数学、理科、英語との接続と移行が円滑に行われている。情報関係科目については、「一般情報処理Ｂ」を1年次、「プログラミングI、II」、「コンピュータ基礎」等を学部共通科目群として1年次に開講し、情報リテラシーの修得・向上や情報科学の専門教育への導入を行っている。

インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性（3-11）

3 年次選択科目として「インターンシップ」（2 単位）を導入している。実習先は広島県内外の情報技術関連企業や官公庁等であり、時期、期間は夏季長期休暇時の約 2 週間程度である。6 月に応募、8 月から 9 月に実習を行い、その後、本学部チューター担当教員のチェックを受けた実習報告書を提出し、12 月に報告会を実施している。報告会には、教員や学部 2 年生、3 年生が出席し、インターンシップ報告者一人当たり発表 10 分、質疑応答

5 分で報告を行っている。インターンシップを通して、本学で学習した専門的知識の社会へのつながりや自分の興味や適正を確認することができ、有意義なものとなっている。

2003（平成 15）年度から 2007（平成 19）年度における本学部における実績は下表（情 3-5）のとおりである。

表　情 3 -5　情報科学部インターンシップ実績　（単位：人）

学科・年度	2003	2004	2005	2006	2007	計
情報メディア工学科	2	4	4	5	2	17
情報工学科	0	3	0	0	4	7
知能情報システム工学科	0	3	2	1	5	11
情報機械システム工学科	2	0	2	1	0	5
計	4	10	8	7	11	40

国家試験につながりのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、カリキュラム編成の適切性（3-13）

国家試験ではないが、教育職員免許について説明する。

本学部では、中学校と高等学校の教育職員免許状を取得することができる。学士課程においては、入学年度が 1995（平成 7）年度から 2000（平成 12）年度までは中学校・高等学校教諭一種免許状「数学」、2001（平成 13）年度から 2006（平成 18）年度までは高等学校教諭一種免許状「情報」、2007（平成 19）年度の再編では高等学校教諭一種免許状「数学」と高等学校教諭一種免許状「情報」が取得できるようにカリキュラムを編成している。さらに、大学院博士前期課程においても、1998（平成 10）年度から 2004（平成 16）年度まで中学校・高等学校教諭専修免許状「数学」、2005（平成 17）年度から中学校・高等学校教諭専修免許状「数学」と高等学校教諭専修免許状「情報」が取得できる。

2007（平成 19）年度以降入学生対象の新カリキュラムにおいて、教科に関する科目に関しては、「数学」の免許状取得に必要な科目を主に 1 年次から 2 年次に学部共通科目群、専門基礎・専門科目群に開設し、「情報」については 2 年次から 3 年次に専門基礎・専門科目群に開設している。

なお、本学部では特に、教員採用試験の受験対策の講座開設等は行っていない。

Ⅲ　単位について

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性（3-14）

単位の計算の基準については、大学設置基準第 21 条の単位数の計算基準に従って、学則第 34 条に次のとおり定めている。

講義・演習　　：15～30 時間までの範囲内の授業時間で 1 単位

実験・実習・実技：30～45 時間までの範囲内の授業時間で 1 単位

この学則の規定に基づき、以下のとおり運用している。

講義　　：15 時間の講義をもって 1 単位

演習　　：30 時間の演習をもって 1 単位
実験　　：30 時間の演習をもって 1 単位

国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第 28 条第 2 項、第 29 条）(3-15)

本学では、2003（平成 15）年度から中国地方の大学・短期大学・教育団体などで構成する連携組織である教育ネットワーク中国の加盟大学間で行う単位互換制度に加入し、単位互換を実施している。この制度を利用し他大学にて修得した単位は、情報科学部では 6 単位を上限として卒業要件として認めている。

留学中に修得した単位についての認定については、学則第 38 条により 30 単位を超えない範囲で卒業要件として認定できることとしており、認定方法としては、

（1）本学と学術交流協定を結んでいる大学への派遣留学中に修得した単位を本学で修得したものと同じであると読替えて単位認定する場合、

（2）協定を結んでいない海外の大学等に語学研修のために留学し、一定期間、一定の水準以上の評価を受けた場合に本学の外国語科目に読替える場合、

がある。

学則第 39 条及び「広島市立大学既修得単位認定規程」に基づき、入学前に大学又は短期大学において履修した授業科目について取得した単位（科目等履修生として取得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により取得したものとみなし、卒業の要件となる単位として認めることができる。

なお、情報科学部では編入学制度（3 年次）がある。編入学時に認定される単位は明確な基準に基づき決められる。単位認定は、全学共通系科目、外国語系科目、専門教育科目ごとに行なわれ、全学共通系科目、外国語系科目は、高専・短大卒か、大学に 2 年以上在学か、あるいは大学卒業かにより、決められた単位数を一括認定している。また、専門教育科目については、本学の専門教育科目に対応する科目については、既修得科目のシラバスの内容を検討の上、決められた単位数までを認定している。

これらの単位認定は、大学設置基準第 28 条第 2 項、第 29 条に準じたものである。

Ⅳ　専任・兼任教員と開設授業について

全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合（3-16）

2008（平成 20）年度において、専任教員が担当する授業科目の割合は、大学基礎データの表 3（開設授業科目における専兼比率）のとおりである。表 3 のデータは学科ごと、前期後期別にまとめたものである。教養教育科目の専任比率は前期 49.5%、後期 51.1%である。専門教育科目の専任比率は 96.80%～100%、必修科目に限れば 100%となっており、ほぼ情報科学部の専任教員で授業を担当している。これにより、第 1 章(1) 理念・目的に示した各学科の理念・目標に基づいた質の高い教育が可能になっている。

兼任教員等の教育課程への関与の状況（3-17）

評価項目 3-16 を参照されたい。

【①　教育課程等（学士課程）に関わる点検・評価】

学部の到達目標（1）～（4）に関して、新教育課程でどのように実現しているかについて点検する。なお、到達目標（5）、（6）については、教育方法等に関わる点検・評価で点検する。

（1）**学生が興味関心、適性に基づいて専門分野を選択できる仕組みの提供**：入学後、情報科学の基礎知識を修得した後に、学生一人一人の興味関心、適性に基づいて専門分野を適切に選択できる仕組みを提供する。

情報科学部は 2006（平成 18）年度入試まで学科別募集を行っていたが、受験生は各学科のカリキュラムや研究体制を十分に理解する前に学科を選択する必要があるため、学科選択が難しいという問題が生じていた。学生の視点に立った教育課程の導入のためには、入学後の一定の教育を経た後に学科やコースを選択できるようにすることが望ましい。そこで、2007（平成 19）年度の学部再編に合わせ、入試においては学部一括で募集し、1 年次及び 2 年次前期の学部共通科目を履修する過程で学生が興味、適性、能力に応じて学科を選択し、学科配属後に履修コースを選択できるようにした。2 年次前期までの学部共通教育を学科に代わって推進するために、学部共通科目を数学系科目グループ、プログラミング系科目グループ、情報基礎科目系グループ、基礎実験委員会、一般情報処理の 5 グループにわけ、それぞれのグループに属する科目の担当教員からなる担当グループごとに代表者を決めるとともに、そのグループごとに講義改善案の検討、取りまとめをすることとした。また、2 年次前期末の学科配属までに適切な学科選択ができるように、3 学科の紹介をするオリエンテーション科目として、1 年後期に「情報科学序論」、2 年次前期に「情報工学概論」、「知能工学概論」、「システム工学概論」の 4 科目を開設した。

（2）**情報科学に必要な基礎学力の育成**：情報科学を専門的に学ぶ上で基礎となる数学、プログラミング、英語などの学力を十分付けさせる。

すべての情報科学部学生を対象に、情報科学の基礎である数学、プログラミング、英語を重点的に教育している。数学系科目のうち、「解析学Ⅰ、Ⅱ」、「線形代数学Ⅰ、Ⅱ」、「離散数学」の 5 科目は情報科学の基礎として重要であり、必修となっている。学生の理解を助けるため、半分のクラス規模（35 人）で行う「数学演習Ⅰ、Ⅱ」を開設している。また、プログラミングも「プログラミングⅠ、Ⅱ」、「同演習Ⅰ、Ⅱ」が必修となっている。英語については、「英語応用演習Ⅰ、Ⅱ」、「ＣＡＬＬ英語集中Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」の 6 単位が必修であるだけでなく、選択科目として、2 年次前期後期に「科学英語演習Ⅰ、Ⅱ」も開設している。さらに、各学科とも、3 年次から 4 年次にかけて専門教育科目のなかに「外書講読演習Ⅰ、Ⅱ」（あるいは「科学英語Ⅰ、Ⅱ」）を必修科目として開講している。

（3）**情報通信技術を活用できる技能の養成**：先端的な情報通信技術（ICT）を知的生産の道具として活用できる能力を身に付けさせる。

本学では 1994（平成 6）年の開学以来、学生 1 人に 1 台の割合で整備したコンピュータを講義、演習及び実験で使用できる環境を構築し、学生に実際に講義、演習及び実験で日常的に活用させることで先端的な ＩＣＴ 環境を道具として活用できる能力を身に付けさせ

ている。また、コンピュータも単に機材を用意して開放するだけでなく、道具としてコンピュータを学生が使えるように 1 年次前期に情報科学部学生向けの演習である「一般情報処理 B」（全学共通系科目）を必修科目として受講させてきた。「一般情報処理 B」では特に本学の先端的な ICT 環境に関する理解と活用方法及び、ネット犯罪や著作権侵害などの、ICT 環境の活用時に配慮が必要な倫理的な問題について教育を行い、講義、演習及び実験におけるより高度な活用を学習する上での基礎を修得する。

（4）**専門分野に関する体系的な知識の修得**：教育内容を厳選、体系化した上で、効果的な専門教育を行い、専門分野に関する体系的な知識を修得させる。

旧教育課程では、情報科学部の各学科において、各学科の専門分野だけでなく、情報科学の基礎、さらには情報科学の関連分野、応用分野までをカバーするような教育課程を構築していた。また、学科の授業科目は基礎科目、専門科目ともに、基本的にはその学科に所属する教員が教えていた。その結果、学科が目指す専門性を持った教員構成とすることが困難であり、学科間の専門分野の独自性が曖昧になるという問題点があった。

それに対し、新教育課程では情報科学の基礎を教える科目を学部共通科目として、学科単位での専門科目から分離した。その結果、学部共通科目で情報科学の基礎的な分野を幅広く教育しながらも、学科間の専門性の違いをより明確にする教育課程を実現することができた。さらに、新教育課程では、情報科学の専門分野の教育科目から情報科学に関連する分野や応用分野の教育科目を分離し、これらをまとめてどの学科からも履修できる学部総合科目とした。この結果、幅広い学びの機会を提供しつつ、より厳選、体系化された専門分野の教育を可能にした。

【①　教育課程等（学士課程）に関わる改善方策】

新教育課程は 2007（平成 19）年度に始まったばかりである。定期的にこれを評価し、改善していく。

学部教務委員会の指示のもと、学部共通教育の点検・評価を 2007（平成 19）年度前期から始めている。科目グループごとに、その期の学部共通教育の課題や問題点を整理し、後期学部共通教育の授業改善に反映させる趣旨である。

さて、2 年次前期末の学科配属方法であるが、学生全員を学生の希望と成績に基づいて学科配属を行うこととした。2008（平成 20）年度から 2010（平成 22）年度まではこの配属方法で学科配属を行うこととし、2010（平成 22）年度の学科配属終了後、3 年間の学科配属に対する評価を学部教務委員会及び教授会において行い、必要があれば配属方法の見直し変更を行うこととしている。また、各年度において学科配属終了後、学生と教員にアンケート調査を行い、学科配属方法の評価を行う。

②　教育方法等

【現状説明】

Ⅰ　履修指導

学生に対する履修指導の適切性（3-18）

入学時のオリエンテーションにおける履修指導では、各学科の特色、カリキュラム、進級要件、卒業要件などを丁寧に説明している。また、2007（平成 19）年度入学生からは 2 年次に学科配属があるので、3 学科の紹介及び学科配属のルールの説明なども行なってい

る。入学後も、学科によって多少異なるものの毎期始めに成績配付と合わせて履修指導を行っている。

個々の学生に関する情報を、主にチューターが中心となり、教務委員、学生委員、卒業研究を指導する教員たちが共有し、一致協力して学生の指導に当る仕組みは概ね良好に機能しており、履修指導において好ましい仕組みであると考える。

留年者に対する教育上の措置の適切性（3-19）

入学者のうち、4 年間で（編入生の場合は 2 年間で）卒業する者は約 70～80%である。決められた期間で卒業できない理由には、(1)勉強が難しくて、決められた期間に必要な単位を取得することが困難である(3 年次と 4 年次に進級要件がある)、(2)アルバイトが忙しくて、学業時間が十分確保できない、(3) 情報科学分野の学習に興味が持てなくなった、などがある。また、編入学者の場合、2 年間という短期間で必要な単位数を取得しなければならないという特殊な要因もある。

このような事情を考慮して、毎期始めに教務委員が成績配付と合わせて履修指導を実施している。取得単位の少ない者については、チューター、教務委員による個別指導が行われ、学生個人の問題点の抽出と解決策を本人と話し合っている。また、「解析学Ⅰ、Ⅱ」、「線形代数Ⅰ、Ⅱ」においては、単位未取得の学生を対象に、次期に同一科目を開講して単位修得の遅れを取り戻す機会を制度として設けている。同時に、チューターと科目担当者を中心として、出席や課題提出状況の芳しくない者を発見し、該当者に注意を促している。また、情報の共有や保護者の協力を得る目的で、2008（平成 20）年 4 月から、学生の成績を保護者へ送付することを開始した。

科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性（3-20）

情報科学部には 2003（平成 15）年度に 2 名の履修生がいたが、その後は該当者がいない。2003（平成 15）年度の 2 名の履修生は教員免許取得関連の科目を受講しており、受講生の要望を満たした科目を提供できている。

Ⅱ　成績評価法

厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性（3-21）

成績評価については「広島市立大学履修規程」第 11 条に定めており、成績は、試験、実技、実習の成績及び出席状況等を総合して評価するものとし、成績の表示は下表のとおり優（80 点～100 点)、良（70 点～79 点)、可（60 点～69 点)、不可（59 点以下）の 4 段階としている。授業科目毎の評価方法は、『講義概要』（シラバス）に担当教員が記載することによって学生に明示している。

優・良・可・不可の 4 段階評価については、評価の基準は教員の裁量に任されており、教員により評価基準に多少のバラツキがあるのは否めないが、これらのバラツキを極力なくし、統一した基準で評価するよう様々な努力をしている。例えば、2007（平成 19）年度に導入した新カリキュラムでは、学部共通科目など同一科目で複数クラスある授業について、教員間で授業内容、評価方法及び基準を統一している。また、学習意欲を高めるた

め、評価を 4 段階から 5 段階にし、より精密な評価法の導入を決めている。さらに、単位総数だけでなく、GPA (= Grade Point Average)などを導入することにより、学習意欲を高める試みも検討中である。

定期試験受験資格については、広島市立大学履修規程で原則として出席回数が授業実施回数の 3 分の 2 以上なければならないと定めている。

専門基礎科目・専門科目に関する学科毎の成績評価分布状況は、下表（情 3-6）のとおりである。

表　情 3-6　2006（平成 18）年度成績評価分布（旧カリキュラム）

専門基礎科目・専門科目	優	良	可	不可
情報メディア工学科	36.1%	21.9%	19.6%	22.4%
情報工学科	36.6%	18.9%	17.2%	27.3%
知能情報システム工学科	41.7%	17.6%	18.6%	22.1%
情報機械システム工学科	43.0%	20.8%	15.7%	20.6%
情報科学部（全体）	39.3%	19.7%	17.7%	23.3%

※「不可」は、欠席も含む。

履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性 (3-22)

1 学期に履修科目として登録できる単位数は 30 単位を上限としている。ただし集中講義や教職に関する科目及び「インターンシップ」は除外している。情報科学部では専門基礎科目・専門科目として多くの実験、演習科目を必修科目として学ぶカリキュラムになっており、30 単位が上限であるのは一定の合理性がある。

なお、大学設置基準では単位の上限は年間合計では 50 単位になっているが、多くの科目を必修としていること、1 学期ごとに 30 単位を上限としていること、さらに 3 年次進級時並びに 4 年次進級時に進級要件を設定していることにより、学習の質は確保されていると考えている。

各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性（3-23）

各年次及び卒業時の学生の質を確保するため、3 年次進級時並びに 4 年次進級時に進級要件を設定している。下表（情 3-7）に進級要件を卒業要件とともに示す。この他に、学生実験の単位を取得済みであること、必修科目の取得単位数の条件などを設定し、基本的には低学年のカリキュラムから順次取得するよう考慮している。

また、卒業論文については、それぞれの研究分野の専門的な立場から、複数の教員が卒業論文の内容を精査している。卒業研究発表会は公開であり、他学科の教員や 3 年次以下の学生も参加できる。研究発表は、一人が 15 分程度で、質疑応答を課している。発表会後に所属学科の全教員により、学生の単位認定が審査され、研究内容の学術的な価値、プレゼンテーション技能とコミュニケーション能力などについて評価し質の確保を行っている。

優れた研究内容は学会での発表を奨励し、さらなる学生の資質向上を目指している。これらの方途により学生の卒業時における質を適切に確保していると考えている。

表　情 3-7 進級要件及び卒業要件

（旧カリキュラム　2006（平成 18）年度以前の入学生）

学科	3 年次進級要件	4 年次進級要件	卒業要件
情報メディア工学科	60 単位以上	113 単位以上	135 単位以上
情報工学科	60 単位以上	115 単位以上	135 単位以上
知能情報システム工学科	60 単位以上	113 単位以上	135 単位以上
情報機械システム工学科	68 単位以上	115 単位以上	135 単位以上

（新カリキュラム　2007（平成 19）年度以後の入学生）

学科	3 年次進級要件	4 年次進級要件	卒業要件
情報工学科	60 単位以上	110 単位以上	131 単位以上
知能工学科	60 単位以上	110 単位以上	131 単位以上
システム工学科	60 単位以上	110 単位以上	131 単位以上

4 年未満で卒業もしくは大学院への進学を認めている大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性（3-24）

2002（平成 14）年度に本学部において早期卒業の制度について検討を行った。創造性のある技術者を育てるためには卒業研究は必要であり、卒業研究を組み込んで早期卒業を可能にするためには、3 年で卒業することは現実的ではなく、実質的には 3 年半で卒業できる制度を開設することが妥当である。そのため、まず、10 単位の卒業研究を 5 単位ずつに分割して学期毎に取得可能とする早期卒業に関する規程を作成し、早期卒業制度を開設した。

学則第 46 条の 2 の規定に基づき、情報科学部早期卒業に関する内規を定め、2004（平成 16）年度入学生から適用した。早期卒業の対象学生は、本学に 3 年以上在学し、卒業の要件として学部の定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者（以下「早期卒業候補者」という。）とした。また、早期卒業候補者は、2 年次末又は 3 年次前期末において、(1) 卒業の要件として必要な単位のうち、2 年次末又は 3 年次前期末においては 100 単位以上を修得している者であり、(2) 所属学科において成績順位が上位 5 位以内の者とした。なお、早期卒業の時期は、3 年次の 3 月又は 4 年次の 9 月とした。

学則第 33 条の 2 の規定に基づき、情報科学部履修科目登録単位数の上限に関する内規を定め、2004 年（平成 16）度入学生から適用した。1 学期に履修科目として登録できる単位数は 30 単位を上限とした。学則第 34 条の 2 に規定する所定の単位を優れた成績をもって修得した学生（以下「成績優秀者」という。）を定めた。成績優秀者とは、(1) 卒業の要件として必要な単位のうち 1 年次末においては 40 単位以上、2 年次末においては 100 単位以上を修得した者、(2) 1 年次末においては、学部における成績順位が上位 20 位以内の者で、履修科目登録単位数の上限解除を希望する者のうち、成績順位が上位 10 位以内の者。2 年次末においては、所属学科における成績順位が上位 5 位以内の者、の要件を満たす者である。この要件を満たし、成績優秀者として認定された学生は、所属する学年より上の学年に配当された授業科目を所属学科の承認を得た上で履修登録することができるとともに、履修登録単位数の上限として定めた 30 単位を超えて履修することができる。履修登録単位数の上限解除の対象となる成績優秀者と認定される学生に対し、教務委員がこ

れら早期卒業に関する制度の内容を個別に説明し、申請の判断を促している。

下表（情 3-8）に早期卒業者の学科別学生数を示している。現状では早期卒業者は僅かで、成績優秀者であっても、履修負担が過多になるため、早期卒業申請を敬遠していると思われる。

表　情 3-8　　早期卒業者数

	入学年度		
	2004	2005	2006
情報メディア工学科	0	1	2
情報工学科	0	1	0
知能情報システム工学科	1（半年短縮卒業）	1	0
情報機械システム工学科	1（1 年短縮卒業）	0	2

なお、大学院への飛び入学の制度もあるが、これまでに 1 例（2001（平成 13）年 4 月本学情報科学部入学、2004（平成 16）年 3 月学部退学、2004（平成 16）年 4 月本学大学院博士前期課程入学）だけである。早期卒業の制度ができた今、本学情報科学部の優秀な学生には早期卒業の方を勧めている。なお、他大学の学部 3 年から本学大学院に飛び入学した例はない。

Ⅲ　授業形態と授業方法

授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性（3-25）

下表（情 3-9）に各学科の専門教育科目の授業形態別科目数を示す。なお、卒業研究等には「卒業研究Ⅰ、Ⅱ」、「技術文書作成法」、「インターンシップ」の 4 科目を含めた。開設科目数に対する演習、実験、卒業研究等、すなわち非講義科目の合計は情報工学科 96 科目中 23 科目、知能工学科 90 科目中 15 科目、システム工学科 91 科目中 17 科目である。非講義科目の比率は高くないが、その多くが必修科目であり、専門教育カリキュラムで演習・実験科目を重視している。

表　情 3-9　新カリキュラムの授業形態別科目数（専門教育科目）

	科目数				
	講義	演習	実験	卒業研究等	合計
情報工学科	73	13	6	4	96
知能工学科	75	5	6	4	90
システム工学科	74	7	6	4	91

実験科目は 2 年次前期、後期、3 年次前期、後期に設定しており、すべて必修である。3 年次の実験テーマは、情報工学科ではハードウェア記述言語を用いたハードウェア設計、及び IP 技術の基礎、知能情報システム工学科では AI・ネットワーク実験及び CG・コンパイラ実験、情報機械システム工学科では遠隔操作ロボットの製作及び自律走行型ロボットへの発展である。各学科とも学科の特色を反映し、かつ学生が興味を持ち教育効果の高い実験プログラムを準備している。なお、これらの実験は新しい 3 学科（情報工学科、知能工学科、システム工学科）に引き継がれる予定である。

「解析学Ⅰ」・「線形代数学Ⅰ」には「数学演習Ⅰ」、「解析学Ⅱ」・「線形代数学Ⅱ」には「数学演習Ⅱ」、「プログラミングⅠ、Ⅱ、Ⅲ」には「プログラミング演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」と、重要な講義科目には対応する演習科目を設定しており、学生の理解を助けている。また、「数学演習Ⅰ、Ⅱ」は個別指導が可能なように、講義クラスの半分のサイズの少人数で実施している。「プログラミング演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」は講義クラスと同じサイズであるが、多数のティーチング・アシスタントを配している。

なお、講義、数学演習、プログラミング演習、学生実験での１クラスの学生数は以下のようにしている。

表　情 3-10 情報科学部授業形態別クラス当たり学生数

授業形態	クラス数	クラス当たり学生数
一般講義科目	3	70
数学演習	6	35
プログラミング演習	4	55
情報科学基礎実験	4	55

多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性（3-26）

情報科学部では、板書による講義だけでなく、PC を活用したプレゼンテーション資料の提示や映像資料の提示など、マルチメディアを利用した教育を積極的に行っている。そのために、スクリーン、プロジェクターを常設するなど、講義室の整備を毎年継続的に行っている。2008（平成 20）年度からは、定員が 40 名以上のすべての講義室にスクリーン、プロジェクターを常設した。

また、授業に関するホームページを開設して、授業資料の提供、成績の表示、さらには、質問の受付、講義内容の討論を実施している教員も多い。

これらの比較的新しい教育形態の有効性については種々の議論があるが、情報科学部では授業アンケートにマルチメディアを利用した教育やe-ラーニングなどに関する設問を設けて、学生の声を聞いている。

「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性（3-27）

2005（平成 17）年度から全学共通系科目「情報と企業」を遠隔講義環境を利用して、慶応義塾大学、京都大学と本学を接続し開講している。

Ⅳ　教育改善への組織的な取り組み

教育上の効果を測定するための方法の適切性（3-28）

科目ごとの教育上の効果を測定するための資料としては、まず、試験及び授業アンケートがある。情報科学部の専門教育科目の多くで期末試験を実施している。期末試験の他に中間試験、さらには、毎週小テストを実施している教員も少なくない。通常これらの資料

を使っての判断は、個々の教員に任されており、これらの資料が教員間で共有されることはない場合が多かった。

しかし、新カリキュラムで導入された同一科目を複数クラスで行っている学部共通科目については、シラバス、試験問題を共通とし、これらの科目担当者間において、学生の出席状況、理解度などに関する情報交換を常日頃から行っている。学部共通科目は、数学系科目、プログラミング系科目、情報基礎科目、基礎実験、一般情報処理科目の 5 種類に分けられる。共通科目担当教員はそれぞれの科目グループごとに組織化し、それら科目グループの教育上の効果について議論し、グループごとに講義の改善案の検討を行い、教務委員会に提案を行うこととしている。

学部 3 年次までの教育の効果を教員が総合的に判断できるものとして､卒業研究がある。各研究室では、配属された 4 年生に対して行うゼミを通じて、3 年次までの教育がどの程度効果的であったかを知る事ができる。

卒業生の進路状況（3-29）

2004（平成 16）年度から 2007（平成 19）年度までの情報科学部卒業生の進路状況を下表（情 3-11）に示す。卒業者数、進学者数、進学率、就職希望者数、就職者数、就職決定率及び進学・就職以外の人数について男女別の数値とその合計を示した。

表　情 3-11 情報科学部卒業生の進路状況

区　　分		卒業者	進学者		就職希望者			進学・就職以外の者
			進学者	進学率	希望者（A）	就職者（B）	就職決定率 (B/A×100)	
2004 年度	男子	171	71	41.5	81	80	98.8	19
	女子	31	4	12.9	25	25	100.0	2
	計	202	75	37.1	106	105	99.1	21
2005 年度	男子	143	74	51.7	63	63	100.0	6
	女子	28	6	21.4	21	21	100.0	1
	計	171	80	46.8	84	84	100.0	7
2006 年度	男子	150	68	45.3	79	79	100.0	3
	女子	25	3	12.0	21	21	100.0	1
	計	175	71	40.6	100	100	100.0	4
2007 年度	男子	190	80	42.1	102	102	100.0	8
	女子	29	7	24.1	20	20	100.0	2
	計	219	87	39.7	122	122	100.0	10

進学状況については、卒業生の大学院への進学率はおおむね 40%前後であり、半数に近い学生が進学を希望している。就職状況については、いずれの年度においても就職決定率は 98.8%以上であり、就職希望者のほぼ全員が就職できている。なお、進学・就職以外の者とは、卒業と同時に進学・就職することを希望しなかった者であり、進路が未定のため卒業後就職活動を行う者（9 名）、翌年度に公務員試験を受ける者（5 名）、専門学校など

における資格取得を行う者（4 名）などが含まれている。

情報科学部卒業生の業種別就職先を下表（情 3-12）に示す。情報科学部の専門分野である情報・通信関係の企業あるいは電子・情報・通信機器の製造業への就職が大部分を占めている。

表　情 3-12 情報科学部卒業生の業種別就職先

区分	サービス業		製造業	卸売・小売業	金融・保険業	運輸・通信業	建設業	公務	計
	情報	その他							
2004 年度	72	7	7	13		4	1	1	105
2005 年度	55	3	10	10	4	1	0	1	84
2006 年度	60	6	18	8	5	1	0	2	100
2007 年度	71	10	19	4	7	4	3	2	122

卒業生の進学率が、40%前後を維持していることから、学部教育を通じて情報科学分野に対する興味を深め、博士前期課程へ進学することにより、さらに高度な専門知識を身に付けたいと希望する卒業生が多いといえる。高度情報化社会を迎えている現在、情報科学における高度な知識やスキルを身に付けた人材への必要性が高まっているため、今後もこの傾向が続くと考えられる。また、進学者のほとんどが、本学情報科学研究科への進学を希望していることから、卒業生が本学情報科学部における教育を評価し、継続して学ぶ意欲を持っているといえる。

さらに進学率を向上させるためには、学生に対する大学院進学の必要性・有効性に関する指導を継続して行うとともに、学生の進学意欲がさらに向上するように学部教育を改善してゆくことが必要である。また、進学率を男女別に見ると、女子の進学率は 10～20%程度であり、男子に比べてかなり低くなっている。これについては、今後さらに女性の社会進出が進むと考えられるため、高度な教育を受けたいという向学意欲が高まり、将来的には進学率が向上してゆくと期待している。

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ））及びその有効性（3-30）

全学で取り組みを行っているものについては､評価項目 全 3-30 及び全 3-32 を参照されたい。

情報科学部独自の取り組みとしては、学部の各委員会の委員長と学部長らをメンバーとした学部・研究科 FD 委員会を立ち上げている。学部・研究科 FD 委員会では、単に授業内容・方法を改善するのみでなく、大学制度の理念・目的・役割を実現するために必要な「教授団の資質改善」を目的とし、問題点、改善法などの議論を進めている。

この議論の中で、学生からの評価が高い教員を表彰するとともに、そのノウハウを他の教員に公開することにより教育改善を図ることが提案された。具体的には、学生アンケートを基に創意工夫された講義や指導熱心な教員を対象に Teaching Excellence Award (TEA) を贈与し、教員の意識改革を促している。TEA 受賞教員はその教授方法や講義資料を公開することとした｡これにより､今までお互い閉鎖状態にあった講義手法に対して、活発な情報交換ができ、教育方法の改善に繋がっている。

シラバスの作成と活用状況（3-31）

シラバスに、授業のねらい、授業をうけるための前提条件、教員からの希望事項、授業方法、授業計画、成績評価基準、評価方法を記載している。シラバスについては、学部単独としてではなく全学で取り組みを行っているため、評価項目 全 3-31 を参照されたい。

学生による授業評価の活用状況（3-32）

本学では全学的な授業アンケートを 2005（平成 17）年度より行っており、2007（平成 19）年度で 3 年目になる。情報科学部では、「外書講読演習Ⅱ」（4 年生対象）、「技術文書作成法」、「卒業研究Ⅰ、Ⅱ」など講座（研究室）単位で実施の科目や「インターンシップ」を除いたすべての科目について授業アンケートを行っている。

情報科学部で用いている授業アンケートの形式には、全学共通系科目用、情報科学部講義科目用、情報科学部実験演習用の 3 とおりがある。全学共通系科目用のものは標準的な設問を用意しているが、情報科学部講義科目用では、コンピュータを用いた視聴覚教材（プレゼンテーション・ソフトウェア）などに関する設問、e-ラーニングに関する設問、板書に関する設問などを追加している。また情報科学部実験演習用では、実験演習室の広さ、実験演習時間、レポートなどに関する設問を追加している。学生からのフィードバックを増やし、授業改善に利用するのが目的である。

各質問項目の回答は 5 段階でつけられる。質問項目の他に、「この授業の良かった点」、「この授業の改善すべき点」の二つの自由記入欄を設けている。アンケートの集計結果は、担当教員にすべてフィードバックされる。フィードバック結果には、評価点の全学、学部、学科等の平均もあわせて示している。教員は、アンケート結果に基づいて学生へのメッセージを作成し、学内限定 Web ページを通じて公開する。

なお、授業アンケートについては、学部単独としてではなく全学で取り組みを行っているため、評価項目 全 3-30、全 3-32 を参照されたい。

【②　教育方法等（学士課程）に関わる点検・評価】

学部の到達目標（5）、（6）に関して、新教育課程でどのように実現しているかについて点検する。

（5）**体験的・総合的学習を重視した教育プログラムの実施**：21世紀の知識基盤社会で問題解決ができる人材を育成するため、実験、実習、演習、口頭発表などの体験的・総合的学習を重視した教育プログラムを実施する。

（5）の目的については、評価項目 3-25 で説明したように、情報科学部では、実験、演習、インターンシップ、卒業研究などの非講義授業科目群を活用して、実験、実習、演習、口頭発表などの体験的・総合的学習を重視した教育プログラムを実施している。

（6）**知識や学力の多様化した学生への効果的な教育の実施**：知識や学力の多様化した学生への効果的な教育を実施する。少人数教育を推進するとともに、学力別クラス編成、グループ学習などを検討する。

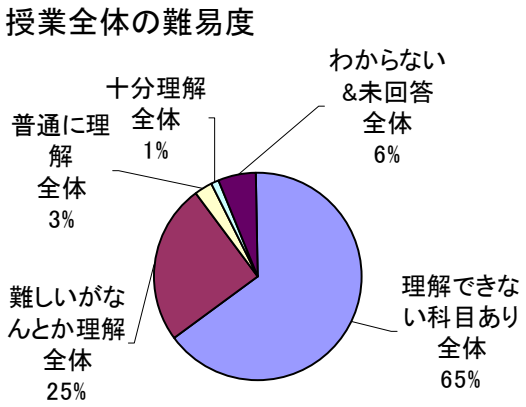
（6）の目的については、まず少人数教育のクラス規模について説明したい。再編前の旧カリキュラムでは、専門教育科目は基本的には学科単位で教えていた。従ってこれらの科目の受講者はほぼ「旧学科定員数（55名）＋再履修者数」である。しかし、専門教育科目の中には2学科合同で教えている科目が、「解析学Ⅰ」、「線形代数学Ⅰ」など、1年次6科目、2年次7科目、3年次8科目もあった。特に、1年次前期の「解析学Ⅰ」、「線形代数学Ⅰ」はいずれも必修科目であり、受講者は学科定員数の2倍以上になる。

この点は、学部再編後の新カリキュラムでは、大きく改善されている。2 年前期までに教える学部共通科目では、「情報科学序説」などのオリエンテーション科目を除き、講義科目は同時に 3 クラス開講しており、講義科目の受講者はほぼ学部定員（210 名）の 3 分の 1 の 70 名である。また、演習科目は 6 クラス開講を基本としており、講義科目のさらに半分の 35 名の規模である。また、プログラミング科目、実験科目は 4 クラスとし、受講者はほぼ学部定員数(210 名)の 4 分の 1 に応じた数である。さらに、2 年次後期から各学科で教える専門教育科目では、旧カリキュラムと異なり、複数学科の合同科目がほとんどない。従ってこれらの科目の受講者はほぼ「新学科定員数（70 名）＋再履修者数」である。このように、学部再編後の新カリキュラムでは、再編前と比較して少人数教育がおおむね実現されていると考えられる。ただし、新カリキュラムの 2 年次後期から始まる学科単位の科目、特に実験、演習や演習を必要とする講義科目では、学科定員数が 55 名から 70 名に増加しているので、指導が手薄にならないよう複数教員が担当するなどの配慮が必要である。

次に、学部共通教育を対象にして、点検・評価を行う。入学生全員に共通教育を行ってから約1年が経過し、いくつかの課題が顕在化してきている。一つは高等学校までのゆとり教育が十分に機能していない結果、大学での学習に必要な基礎学力が不足している学生が存在することである。講義だけでは内容が理解できず、演習や十分な復習を必要とする学生が少なからず存在することは、どの大学にも当てはまる今日的課題である。また、入学後、共通教育が進行していく中で、学生の習熟度の差が大きくなる傾向が生じている。このようなことから、学力差のある学生を対象として、学力不足を補完する効果的な教育方法を導入し、共通教育を改善する必要が生じている。

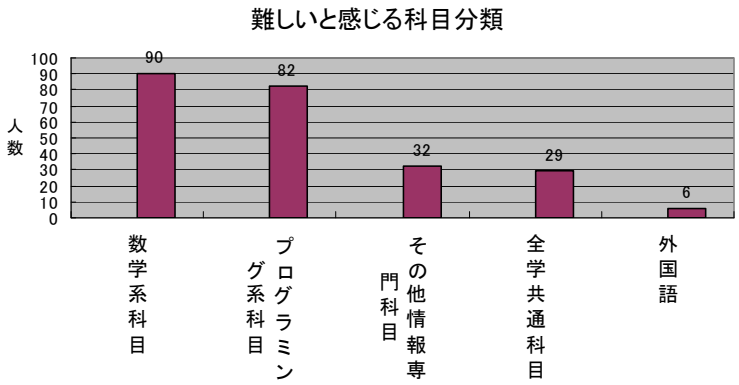
上記のことは、共通教育を経験した学生への授業に関するアンケート調査の結果からも明らかとなってきている。新カリキュラムにおける 1 期生である、2008（平成 20）年 4 月の履修ガイダンス時に、本学部 2 年生を対象にして、入学後の学習状況等についてアンケート調査を行った（回答数 166 名、回答率 73%）。図（情 3-3、情 3-4）に、1 年生の共通教育における授業全体の難易度に対する回答を集計した結果を示す。この結果から、難しくて理解できない科目があると回答した学生は全体の 65%にも達し、現状では、学力不足を補えていないことが分かる。現在の講義及び演習に加えて、より講義内容を理解させる方法を確立する必要がある。

図　情 3-3　　授業全体の難易度



1 年生の共通教育科目の中で、難しいと感じる科目を集計した結果を示す。数学系科目は、「解析学Ⅰ・Ⅱ」、「線形代数学Ⅰ・Ⅱ」、「離散数学」、「情報代数」を含み含み、プログラミング系科目は、「プログラミングⅠ・Ⅱ」、「データ構造とアルゴリズム」を含む。また、その他情報専門科目は、「コンピュータ基礎」、「一般情報処理 B」を含み、全学共通系科目は、「物理学」、「基礎化学」、「基礎物理学」を含む。集計結果から、主に数学系及びプログラミング系科目を難しいと感じる学生が多いことがわかる。重点的にこれらの科目に対して教育方法の改善を行うことで、内容の理解促進及び学習意欲の向上が期待できる。

図　情 3-4　難しいと感じる科目分類



【②　教育方法等（学士課程）に関わる改善方策】

2007（平成19）年度からの学部全体での共通教育導入以降、共通教育を担当する複数の教員は定期的にミーティングを行い、シラバスに基づく教育内容に関する情報の共有や演習課題、試験問題の共通化、教育方法改善や教育効果向上のための議論を行っている。これらの活動はそれ自体がＦＤになっている。今後もこの活動を継続し、特に知識や学力の多様化した学生への効果的な教育方法について、点検評価、改善の方策のPDCAのサイクルをまわしていく。

具体的な教育方法として学力別クラス編成やグループ学習の導入を検討する。学力別クラス編成は、本学の共通教育体制の特長である「同一科目を、同一時間に複数クラス編成で教える」ことに学力別クラス編成を加えることで、学力差のある学生に対して学生の習

熟度に応じた適切なレベルの教育を行うことができ、きめ細かくかつ質の高い教育の実現が期待できる。しかし、現在は学生の志望と学部共通教育の成績に基づいて学科配属を行っており、学部共通教育に学力別クラスを導入するには、まず異なるクラス間の成績評価法をどう正規化するかという問題を解決しなければならない。

また、学生同士で教えあうグループ学習では、情報系の基礎である数学、プログラミング、英語を対象とし、それぞれの学力別クラスの、上位、中位、下位間で、違った組合せのグループを構成する。例えば、数学は上位だが、英語は上位ではない学生といった組合せのグループを作り、互いに教え合う。このように、学力や知識、教養及び個性等の異なる学生が、互いに教えあうことで学力不足の改善とコミュニケーション能力等の向上を同時に目指すことを期待している。

2007（平成 19）年度からの学部一括入試を実施し、希望や適性に応じて学科を選択できるようにしたため、学科の教育内容とのミスマッチは減少した。反面、学科配属前の学生が学部定員の 210 名になったため、学生同士の交流が希薄になった。学生に対するアンケート結果によると、いわゆる親友と呼べる友人がいない学生が多くなった。このため、2009（平成 21）年度以降の入学生に対して、入学後しばらくして、宿泊つきの新入生オリエンテーションセミナーを実施することとした。学生相互や教員との交流を通じて、お互いを知り合うことを大きな目的としており、グループ学習や学生実験での学習効果の向上を目指している。また、この新入生オリエンテーションセミナーでは、大学の教務関係のしくみや手続き、規則などについても周知する機会になることも期待している。

③　国内外との教育研究交流

【現状説明】

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性（3-33）

まず、評価項目 全 3-33 の記述を参照されたい。ここでは情報科学部に関連したことのみを記述する。

情報科学部における国際交流実績は少ない。その理由として、(1) 情報科学の最先端研究は米国の大学で行われることが多く、交流相手として在米の大学を希望しているが、在米の本学協定校はハワイ大学のみであること、(2) ハワイ大学が学生に求める英語力の水準が高く、交流可能な学生が少ないことがあげられる。そのため、ハワイ大学以外の協定校に留学した従前のケースは、情報科学の勉強と研究のためというよりも、国際的視野を広げることを目的としている。一方、教員の個人的なつながりを利用して、協定校以外の米国の大学に留学して、情報科学の勉強や研究をする場合が数件あった。ただ、これらの留学は、大学に休学届を出して個人的になされているため、全学では把握できていない。最近になって、全学の国際交流委員会からそのような留学も届け出るよう依頼があり、把握を始めたところである。

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性（3-34）

評価項目 全 3-34 で述べているので、参照されたい。

【③　国内外との教育研究交流（学部）に関わる点検・評価】

情報科学部における国際交流実績は留学生受け入れ、留学生派遣ともに少ない。

留学生受入実績が少ない理由として、そもそも留学生受け入れのための特別選抜である外国人留学生特別選抜の受験者がほとんどいないことがあげられる。これは、特別選抜では日本語（日本留学試験で日本語 197 点以上）及び英語（TOEIC で 400 点以上）の 2 外国語能力を出願条件としているため、アジアからの留学生が出願しにくい状況になっているためであると考えられる。現に、出願条件から TOEIC を外した国際学部では外国人留学生特別選抜の受験生が大幅に増加している。

また、情報科学部カリキュラムを考えれば、留学生派遣実績が少ないことは、容易に説明できる。必修科目が多く、3 年次、4 年次には進級要件がある学部カリキュラムを考えると、たとえ前期か、後期の半年間だけ留学するとしても、情報科学部の学生が留年せずに 4 年間で卒業することは困難である。したがって、これまでの留学生派遣は、2004（平成 16）年度の 1 名、2008（平成 20）年度後期の 2 名と、ともに大学院博士前期課程の学生である。博士前期課程のカリキュラムでは講義科目の単位をほぼ 1 年間で修得できるので、修士論文の目処さえつけば、留年することなく留学できるからであると考えられる。

【③　国内外との教育研究交流（学部）に関わる改善の方策】

情報科学部では、より多くの外国人留学生を受け入れるため、外国人留学生特別選抜の出願条件から TOEIC を外すこととした。情報科学の基礎として英語は重要であるが、入学後十分学習する機会を設けることによって、その対策を講じる。入試に関する変更は 2 年間の予告期間が必要なので、この変更は 2010（平成 22）年度入学生を対象とする特別選抜から実施する。

留学生派遣については､カリキュラムとの整合性の良い大学院生を中心に考える｡特に、2008（平成 20）年度後期に留学している 2 名について、彼らの状況を十分把握するとともに、問題点があれば解決を図り、彼らのあとに続く学生が多く出てくるよう努力する。また、留学について、大学院生及び研究科教員にこれまで以上に PR する。

情報科学研究科

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法

到達目標

情報科学研究科では以下の二つの到達目標を掲げている。

（1）**学識、技術の体系の修得**：科学技術の高度化と多様化に対応できるように、基礎から応用までの学識、技術の体系を修得させる。

（2）**創造性、自立性を培う教育の実施**：研究者、技術者としての重要な資質である創造性、自立性を培う教育を行う。

①　教育課程等

【現状説明】

Ⅰ　大学院研究科の教育課程

大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 99 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連（3-36）

博士前期課程には、2006（平成 18）年度までは、情報メディア工学専攻、情報工学専攻、知能情報システム工学専攻、情報機械システム工学専攻の 4 専攻があったが、2007（平

成 19）年度から情報工学専攻、知能工学専攻、システム工学専攻、創造科学専攻の新 4 専攻に再編した。この 4 専攻では、情報科学におけるコンピュータ分野、ネットワーク分野、知能科学分野、人間機能科学分野、制御・メカトロニクス分野、通信・インタフェース分野、情報数理分野、更に、異なる学問分野との境界領域、応用領域に至るまで幅広い分野における教育研究を行っている。

博士後期課程は情報科学専攻のみである。情報科学専攻においては、コンピュータ情報科学系、知能情報科学系、システム科学系の 3 系を設置し、博士前期課程の各種分野を連携かつ進展させた、ハードウェア工学分野、ソフトウェア科学分野、情報ネットワーク工学分野、知能科学分野、ソフトウェア科学分野、情報システム分野、計測制御システム分野における高度な教育研究を行っている。

なお、博士前期課程における新 4 専攻と博士後期課程の情報科学専攻の中の 3 系の関係を明確化するため、博士後期課程については 2009（平成 21）年度から、新 4 専攻で扱う教育研究をそれぞれ進展させ、高度化させた 4 系に再編する予定である。

このように情報科学における幅広い分野の教育研究を行っており、情報科学分野だけでなく情報科学に関連する分野の教育研究指導を受けたい学生にとっても魅力的な構成となっている。

博士前期課程の 4 専攻の教育内容は下記のとおりである。

• 情報工学専攻

情報工学専攻では、コンピュータ系とネットワーク系の教育・研究コースを設置し、コンピュータのハードウェア（デバイス、LSI、計算機アーキテクチャ等）、ソフトウェア（オペレーティングシステム、コンパイラ）、そしてネットワーク（インターネット、モバイル通信、ディジタル放送等）に関する教育研究を行うとともに、これらの技術をベースに、コンピュータとネットワークの融合技術、情報環境の創出を担う人材を育成するための教育・研究を行う。

（1）コンピュータ分野

情報科学、情報工学の基盤となる、コンピュータのハードウェア、ソフトウェア等に関する最新の知識を習得させるとともに、システムソフトウェア、システム LSI、組込みシステム等の、半導体技術とハードウェア技術を基盤とし、高度情報社会を支える情報システムの研究開発、及び新しいコンピューティング環境の創出を担う人材を育成する。

この分野においては、大規模集積回路、論理回路、ディペンダブルシステム、再構成可能システム、組込みシステム、マイクロプロセッサ、システムアーキテクチャなどの設計、テスト、自動化に関するコンピュータハードウェア・システム技術、高性能計算のための並列コンパイラ、オブジェクト指向プログラミング、システム、言語などのコンピュータソフトウェア技術の教育・研究を行う。

（2）ネットワーク分野

情報ネットワークの基盤となる、インターネット、モバイル通信、ディジタル放送等に関する最新の知識を習得させるとともに、いつでもどこでも誰でも何でも利用可能なユビキタスネットワーク等の、情報ネットワーク技術に関して最先端の研究開発、及び次世代の情報ネットワーク社会の創出を担う人材を育成する。

この分野においては、電波科学、無線通信、衛星通信、モバイル通信などの情報通信技術、これらの技術を活用し、次世代インターネットやユビキタスネットワークを設計・解析する情報ネットワークシステム技術、通信プロトコル、通信サービス、ネットワークソフトウェアの高度化と高信頼化、遠隔教育などのマルチメディア応用を実現する情報ネットワークソフトウェア・アプリケーション技術の教育・研究を行う。

• **知能工学専攻**

知能工学専攻が教育・研究の対象とする分野は、下から順に（1）情報処理や情報工学の基礎技術の層、(2）人間の知能に限りなく近い高度な知能情報システムの構築に必要な要素技術の層、(3）これらの要素技術を組み合わせた知識処理応用やマルチメディア処理応用という層からなる 3 層構造を成している。本専攻における教育・研究は、このような階層構造をもとに、人間の知的なコミュニケーション行為や情報行為を解明し、それらの行為を支援するために各要素技術を組み合わせた高度な知能情報システムの構築に向けた知能科学分野と、要素技術の階層において人間機能のコンピュータによる実現を初めとして人間とコンピュータとのコミュニケーションの実現に向けた人間機能科学分野の二つの分野で教育・研究を行う。

（1）知能科学分野

人間の知的なコミュニケーション行為や情報行為を理解した上で、知識情報処理における要素技術を組み合わせ、人間の知能に限りなく近い高度な知能情報システムを構築することを目指した教育・研究を行う。

この分野においては、VR メディアを用いた先進的学習支援システム、感性情報処理システム、オントロジと設計タスクにおける知識再利用システム、データマイニングを支援する知識データベースシステム、マルチメディア及び時空間データを扱う知的データベースシステム、グリッドコンピューティングや生物指向コンピューティングなどの環境における並列分散型知識処理システム、進化的計算や群知能などのナチュラル・コンピューティングの機能を有する知識処理システム、学習モデルの構造学習や多目的最適化などの機械学習の機能を有する知識処理システム、Web データマイニングシステム、グラフデータマイニングシステム、知的情報検索システムなどの教育・研究を行う。

（2）人間機能科学分野

本専攻が教育・研究の対象とする要素技術層において、人間機能のコンピュータによる実現を初めとして、人間とコンピュータとのコミュニケーションの実現に向け、メディアの知的処理であるパターン認識、言語音声理解及びマンマシンインタフェースにおいて重要なコンピュータグラフィックス、知能ロボットに関する教育・研究を行う。

この分野においては、画像列からの 3 次元形状復元と高精度コンピュータグラフィックス技術の開発、コンピュータ支援診断のための医用画像処理技術の開発、映像メディア情報の理解と構造化の手法の開発、電子申請システムのための文書構造化手法の開発、時空間データ構造技術の開発、手術シミュレーション技術の開発、情報統計力学の概念を有する知識情報システムなどの教育・研究を行う。

• **システム工学専攻**

システム工学専攻では、コンピュータや機械などを個別に開発するだけでなく、利用する人間も含めた人間、コンピュータ、機械全体を一つのシステムと捉え、各要素が有機的に結合した高度で柔軟性の高いシステムを開発し、人類が快適で理想的な社会を作るためのシステムの実現を目指す。そのため、次の三つの教育・研究分野により、人間、コンピュータ、機械が有機的に結合した高度で複雑なシステムに関する情報技術及びシステム理論とその応用に関する教育・研究を行う。

（1）制御・メカトロニクス分野

本分野では、システム設計法及び制御方式の複雑かつ高度なシステムへの新たな展開を図る。まず、制御系の安定性解析、制御システムの設計、エネルギー変換システムの解析とその最適化など、システムの解析、設計問題について教育・研究を行う。次に、非線形

系、時変系、分布定数系などの多様なシステムを対象として、システム同定及びそれに基づく適応制御系の構成並びに最適制御について教育・研究を行う。これらの手法を開発するために、確率論的推定論、非線形最適化手法、ニューラルネットワークとその応用などについても教育・研究を行う。

また、メカトロニクス、センサ、アクチュエータなど、システムを構成する様々な要素技術の教育・研究を行い、産業界や福祉分野で用いられている制御機器、各種ロボット、福祉機器などの開発について教育・研究を行う。さらに、様々な個別システムが結合された大規模で複雑なシステムを設計、解析、運用するためのシステム論に関する基礎学力と展開能力を養成するための教育・研究を行う。

（2）通信・インタフェース分野

本分野では、通信システム、システムインタフェース、人間工学、ソフトウェア工学などに関する基礎知識を応用し、複雑かつ高度なシステムへの新たな展開を図る。まず、人間、機械、コンピュータを有機的かつユビキタスに結合するための通信技術とインタフェースの解析や設計、フォトニックデバイスのような回路素子からディジタル通信・放送システムのような大規模なシステムに至る様々な階層におけるハードウェア構成法に関する教育・研究を行う。

次に、複雑なシステムを効果的に利用するための人間とコンピュータとのヒューマン・コンピュータ・インタフェースを対象として、人間工学や認知心理学的な手法を応用し、より良い人間-機械系の解析や設計について教育・研究を行う。また、機械系とそれを効率的に制御するコンピュータとのインタフェースの設計について教育･研究も行う。さらに、ソフトウェア工学の基礎的な知識を応用し、通信、機械、コンピュータを統合的に協調させる実時間システムのための組み込みソフトウェアの設計と開発に関する基礎学力と展開能力を養成するための教育・研究を行う。

（3）情報数理分野

この分野では、数理システム、システム最適化、確率過程などの情報数理の基礎事項を習得させ、数学と工学の立場からの複眼的視点で現象を捉え、解析する能力を養成し、高度なシステム開発に必要な数理的能力を身に付けさせる教育を行う。また数学と情報科学に関係する学際的な領域の諸問題に対し、数学の単なる応用という立場を超えて、定式化までさかのぼって数理的に問題を捉え直し考察するための能力を養成する教育・研究を行う。

• 創造科学専攻

情報科学、電子工学、物理学、化学、生物学など、異なる学問分野の立場からの「ものづくり」を修得するために、情報専門技術に加え、分野間研究に横断的に取り組み、柔軟に境界領域、応用領域を開拓できる問題開発・解決型人材を養成するための教育・研究を行う。

「ものづくり」に対する哲学や設計思想と並び重要な要素の一つである材料について、様々な角度からの考え方や学識を修得し、「ものづくり」に活用する能力を養う。さらに、情報科学の「ものづくり」において重要な位置を占める集積回路を通して「ものづくり」を理解し、活用する能力を養うための教育・研究を行う。また、今後、益々の発展が期待される、情報科学から人間の脳や心へのアプローチを通した「ものづくり」を試みる人材の育成を行うための教育・研究を行う。

創造科学専攻独自の開設科目に加え、他専攻に開設される科目も学習することにより、情報科学の基礎素養を十分に習得し、併せて理工学分野の専門素養も備えた、情報技術に強い理工学専門技術者を養成する。

このように、創造科学専攻は、「ものづくり」を通して、従来の情報科学の学問体系を尊重しつつも、従来の情報科学の学問体系にとらわれない新世代の情報科学を創造するための学際・融合領域の研究教育を行う。

博士後期課程情報科学専攻

博士後期課程情報科学専攻の 3 系の教育内容は下記のとおりである。

• コンピュータ情報科学系

（1）ハードウェア工学分野

ハードウェア工学分野は論理回路とその先端的設計技術を研究する「情報回路工学」、最近の高性能ワークステーションの高速化を実現しているスーパスカラ及びマルチプロセッサアーキテクチャの「並列処理アーキテクチャ」、計算機回路素子を構成する基本素子を研究する「半導体デバイス」、ハードウェア技術の基礎となる半導体微細構造物質の研究と応用の研究指導を担当する「情報物性学」からなる。

（2）ソフトウェア科学分野

ソフトウェア科学分野は目覚しい発達を遂げてきたスーパーコンピュータなど高性能科学技術計算用コンピュータの基本ソフトウェアを研究開発する「システムソフトウェア」、Ｃ＋＋などによるオブジェクト指向設計手法を用いて各種応用開発のフレームワーク構築の研究を行う「オブジェクト指向プログラミング言語」からなる。

（3）情報ネットワーク工学分野

情報ネットワーク工学分野は近年高度に発達を遂げ、大きな社会的影響を持つに至った新しい研究分野で、これは多様かつ複雑な通信サービスを実現するネットワークソフトウェアの設計研究を担当する「ネットワークソフトウェア」、遠隔講義など教育利用の高度化の実現・研究を行う「マルチメディア情報通信」、通信・放送協調型ネットワークを研究する「電波メディア」、通信サービスの高度化に直接関わる諸技術を研究する「通信ソフトウェア」の各専門分野からなる。

• 知能情報科学系

（1）知能科学分野

人間の知能を解明し、知的システムを構成することを目指した教育研究を行う。情報処理の高度化・知能化を目指した研究を行う「知能システム」、コンピュータが自ら学習して処理能力を高めていくシステムの研究を行う「学習理論」、知能科学の根底を数理的に研究する「情報数理構造」、データベースシステムをより高度化するための研究を行う「知識創成と発見」の四つの専門分野からなる。

（2）ソフトウェア科学分野

人間機能のコンピュータによる実現及び人間とコンピュータの高度協調の実現に向けた教育研究を行う。人間の知能は外界とのインタラクションによって発現し、構成され、機能するという考えに基づき、実世界で機能する知能コンピュータの実現を目指す「機能知能学」と「知能ロボット」、人間とコンピュータ間の高次コミュニケーションの実現を目指す「ビジュアルコンピューティング」と「自然言語コミュニケーション」の四つの専門分野からなる。

• システム科学系

（1）情報システム分野

コンピュータのハードウェア及びソフトウェア技術の向上は目覚しいものがある。それに伴い工業や社会の多様な分野で、コンピュータ応用技術とそれに基づく新たな統合化シ

ステム技術が求められている。このようなシステムの情報の送受及び処理の情報通信技術に関して「信号処理ハードウェアの構成とディジタル放送システムへの応用」の専門分野を設置する。また、コンピュータ等のシステム間及び人間とのインタフェースが不可欠であり、前者は、「システムインタフェース」、後者は「ヒューマンインタフェース」の専門分野を設置する。これら情報システムの高機能非線形回路の研究は「非線形演算回路」の専門分野が担当する。

(2) 計測制御システム

高度かつ多様化したシステムを設計・運用していくためには、計測技術と制御技術及びその融合技術が必要とされる。このため制御関連分野の研究はその基礎的技術に関する「制御工学」とそれをシステム化して制御する「システム制御」の専門分野が担当する。さらに環境システムやバイオシステム等を含めた大規模化、複雑化、多様化したシステムの計測は「応用計測システム」の専門分野が担当する。

「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性（3-37）

修士課程の修了要件は、4 専攻とも同じであり、単位に関しては、全研究科共通科目 2 単位、研究科開設科目 28 単位、そのうち、講義科目 18 単位以上（専攻ごとに定められたコア科目から 8 単位以上）、演習 8 単位以上となっている。下表（情 3-13）に専攻ごとの開設科目数を示す。

表　情 3-13　博士前期課程開設科目数

専攻名	全研究科 共通科目数	講義科目数 （コア科目数）	演習科目数	インターンシップ科目数
情報工学	10	23　（8）	5	2
知能工学	10	24　（8）	5	2
システム工学	10	26　（8）	7	2
創造科学	10	26　（7）	5	2

全研究科共通科目は学部における一般教養科目に対応する授業科目であり、本学大学院では国際学研究科、芸術学研究科と共通で開講している。これらの科目群は別名「21 世紀の人間と社会」とも呼ばれ、専門分野の既成の枠組みを超えて、より広範な学際的な視野から、明日の地球社会を見つめる目的でもうけられている。例えば、「科学史」は村上陽一郎先生、「道具論」は栄久庵憲司先生といったように著名な非常勤講師が講義している。全研究科共通科目を 10 科目設け、1 科目以上を履修させるように 1 科目 2 単位を選択必修としている。

各専攻では講義科目の中にコア科目を設定し、コア科目を中心とした幅広い専門知識を修得させるため、4 専攻の教員が協力した教育を実施している。例えば他専攻の教員が担当する授業科目であってもそれが専攻の教育目的を達成するために必要な場合には、その科目を取り込んで自専攻科目として開設している。また、情報科学の最先端の事項を、第一線の研究者を招き集中講義する特別講義科目が 2 科目（うち 1 科目は 4 専攻共通）ある。なお、授業科目はセメスター制とし、おおむね 1 年次で修了に必要な単位を修得できるよう履修時期を設定している。

演習科目には「特別演習 I、II、III、IV」と「自主プロジェクト演習」がある。「特別演習 I、II、III、IV」は、修士論文の執筆に向けた演習科目で、所属する研究室で指導教授から直接指導をうけるものである。

「自主プロジェクト演習」は、研究者、技術者としての重要な資質である創造性、自主性を養うことを目的とした研究プロジェクトで、情報科学研究科の学生が専攻研究科の枠を越えてプロジェクトを編成し、自ら選定した課題や学内の他学部・他研究科教員などから提案された学際的テーマについて調査・研究を行うものとして設けられた。また、研究費や時間管理などのプロジェクトマネージメント、公開の場での研究成果発表を体験することで、実践能力の養成を図ることとしている。「自主プロジェクト演習」は他学部・他研究科教員等による公募テーマ形のプロジェクトを 2006（平成 18）年度から開始するなど、必要な改良を行いながら適切なものとなるような努力が行われている。

また、博士前期課程学生が企業等で行うインターンシップを単位として認定するために「インターンシップⅠ、Ⅱ」を設置している。これにより、単に修士論文の作成のための研究指導に限らない、幅広い業務や将来自立して研究等を行う上で必要となるコミュニケーション能力や企画能力の養成につながるように配慮している。

下表（情 3-14）に「自主プロジェクト演習」及び「インターンシップⅠ、Ⅱ」の過去 5 年間の単位修得履修者を示す。

表　情 3-14　自主プロジェクト演習、インターンシップの履修者

	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
自主プロジェクト演習	17	17	18	19	18
インターンシップⅠ	3	8	10	18	17
インターンシップⅡ	2	2	2	6	6

「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性（3-38）

博士後期課程における授業科目は、「情報科学講究Ⅰ～Ⅵ」の基幹 6 科目と情報科学に関連した三つの講究科目、さらに「情報科学特別実習」、「自主プロジェクト研究Ⅰ・Ⅱ」からなっている。これら講究科目は担当教員によって、それぞれ異なった指導内容に対応するようになっている。2008（平成 20）年度から、博士後期課程の授業科目についても、授業内容の明確化を計るため、個々の科目、指導内容に対して、シラバスを記述している。

博士後期課程においては、学位論文作成のための指導が中心となる。これに対応する授業科目が「情報科学講究Ⅰ～Ⅵ」である。本研究科では複数指導制をとっており、主として研究指導を担当する主指導教員と関連した研究分野の教員である副指導教員が指導にあたることとしている。なお、研究分野に対応する「系」の中で、学位論文に関連して幅広い知識を身に付けるため、主指導教員、副指導教員以外の教員の講究科目も重複して履修できるように配慮している。

「自主プロジェクト研究」は、研究者、技術者としての重要な資質である創造性、自主性を養うことを目的として、自ら選定した課題について調査・研究を行うために、個々の研究課題毎に決定されるアドバイザの助言・指導のもとに実施する科目である。これは、後期課程開設当初から設置された授業科目で、本研究科の特色ある授業科目となっている。

また、「情報科学特別実習」は博士後期課程学生が企業等で行うインターンシップを単位として認定するために設置された科目である。これにより、単に博士論文の作成のための研究指導に限らない、幅広い業務や将来自立して研究等を行う上で必要となるコミュニケーション能力や企画能力の養成につながるように配慮している。

博士後期課程の修了必要単位数は、主指導教員による「情報科学講究Ⅰ」及び副指導教員による「情報科学講究Ⅱ」を含む 10 単位である。

学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係（3-39）

情報工学専攻、知能工学専攻、システム工学専攻の 3 専攻が、情報科学部の情報工学科、知能工学科、システム工学科に基礎を置いており、これらの 3 専攻への進学者の多くが同じ名前の学科出身となると考えられる。3 専攻では、学部と大学院の連続性を配慮してカリキュラムを設計しており、各専攻のカリキュラムシーケンスは大学院の『履修案内』に掲載している。

なお、学部再編と研究科再編を 2007（平成 19）年度に同時に行なったため、2008（平成 20）年では、博士前期課程は 1 年生、2 年生とも新専攻、学部 3 年生、4 年生はまだ旧 4 学科所属になっている。進学する際のカリキュラムの連続性が懸念されるが、これまでのところ特に問題は発生していない。これは現在移行期間中であることを考慮して、教員が大学院講義を工夫していることによるものと思われる。

修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係（3-40）

修士課程（本学では「博士前期課程」という。以下同じ。）と博士後期課程では人材養成の目的が異なっており、それに応じて教育内容も異なっている。

博士前期課程では、具体的なイメージとしては、企業等の研究開発部門でエンジニアとして活躍できるような人材を養成することを目的としている。その目的を果たすために、研究室における研究指導と所属する専攻で開設している授業科目の履修からなるカリキュラムがある。学生は、修士論文テーマとして与えられた課題（あるいは自ら設定した課題）に対して、文献調査を行い、解決方法を提案し、実験により提案手法の妥当性を検証するというプロセスを経験するが、この経験が実社会で新たな課題を与えられたときの問題解決に役立つことを期待している。さらに、研究室、専攻、あるいは学会における研究発表を通じて、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を向上させることもできる。また、実社会で与えられる課題はあらかじめ予想できるわけでないので、学生は修士論文のテーマに限らず、専門知識を広く身に付けておく必要がある。学生は自専攻で開設されている講義科目、特にコア科目の履修によりこのような専門性を身に付けることができる。

一方、博士後期課程では、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを人材養成の目的としている。学生が研究者として自立して研究活動が行なえる力を身に付けるためには、博士論文作成に至るまでの過程における研究指導が非常に重要であり、したがって博士後期課程のカリキュラムは適切であると考えている。

ところで、博士前期課程と博士後期課程は、一貫性のある博士課程でもある。修士課程における授業で身に付ける専門性は、将来自立して研究活動を行うための必須条件である。授業では専門知識を身に付けるだけでなく、新しい研究テーマの発見もするであろう。また、修士論文のテーマを発展させることにより、博士学位論文テーマが見つかることも多い。当研究科では、博士前期課程は情報工学、知能工学、システム工学、創造科学の 4 専攻、博士後期課程は情報科学 1 専攻であり、前期課程と後期課程で所属としては分かれているが、情報科学専攻内の系という形で、教育研究指導では繋がっている。2009（平成 21）年度から博士前期課程の 4 専攻と博士後期課程の 4 系を対応させた、前期後期一貫したより明解な体制へ移行しようとしている。

博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性（3-41）

大学院の教育は、単位制度に基づく授業科目（講義及び演習）の履修指導の外、学位論文のための研究指導からなっている。

博士前期課程の入学から学位授与までの教育システム･プロセスは下記のとおりである。専攻長は、入学時に各学生に対して主指導教員を定め、主指導教員の研究室に配属させる。また、研究分野及び研究対象を勘案し、研究分野に対応した講義及び演習の授業科目について履修指導を行う。学生は主指導教員の指導を受けて、毎年 4 月又は 10 月の所定の期日までに、履修しようとする科目等について履修届を提出する。社会人等、情報科学分野以外の入学者について、研究対象が明確でない場合には、専攻長が、研究対象を明確にするための助言と指導を行い、これに即して講義科目の履修方法についても助言と指導を行う。学生は、主指導教員の指導を経て、研究題目（修士学位論文テーマ）を、入学当初に専攻長に提出する。これに基づいて、主指導教員は、個々の学生に対し、修士学位論文作成のための研究指導を行う。大学院に原則として 2 年以上在学し、全研究科共通科目及び研究科開設科目と合わせて 30 単位を修得し、必要な研究指導を受けた上で、修士論文を提出し、その審査と最終学力試験に合格すれば修了となる。30 単位の内訳は、全研究科共通科目 2 単位、講義 18 単位以上、演習 8 単位以上であり、他専攻の講義は 10 単位まで受講可能である。履修授業科目が専攻内の狭い専門領域に偏らないように、選択必修科目として「＊」印の付いた授業科目（コア科目、「広島市立大学大学院学則」別表第 1（第 18 条関係）参照）が用意されていて、専攻内の広い専門領域の授業科目を履修するようにしてある。

博士後期課程の進学又は入学から学位授与までの教育システム・プロセスは下記のとおりである。後期課程の学生は、主指導教員の指導を経て、研究題目（学位論文テーマ）を提出する。後期課程の学生は主指導教員の所属する研究指導単位に所属するが、副指導教員が所属する研究指導単位でのセミナーやプロジェクト研究に自由に参加できる。学生は、指導教員と他研究科の許可を受けて、研究科を超えてプロジェクト研究やセミナーに参加したり、又は研究科教授の指導のもとで、他研究科と共同のプロジェクト研究を主宰できる。修了必要単位数は、主指導教員による「情報科学講究Ⅰ」及び副指導教員による「情報科学講究Ⅱ」を含む 10 単位である。学術交流協定等により、あらかじめ相互に合意を得ている他大学大学院で習得した単位は、6 単位を越えない範囲で認定できる。学位取得のためには大学院に原則として 5 年（博士前期課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における 2 年の在学期間を含む）以上在学し、所定の 10 単位

を修得し、必要な研究指導を受けた上で、博士学位論文を提出し、その審査と最終学力試験に合格する必要がある。博士後期課程の修了条件を満たす見込みのあるものは、広島市立大学学位規程に基づき、学位の審査を受けることができる。研究科委員会は、所定の期日までに審査願とともに論文を提出受理されたものについては、審査委員会を構成し、審査委員会の最終試験の結果に基づき、学位審査を行う。なお、課程博士については、上述した学位審査（本審査）の前に予備審査を行っている。

博士前期及び後期の両課程とも、優れた研究業績をあげ、規定の単位を修得した者に修了に必要な在学期間を短縮できる、早期修了制度を設けている。

社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮（3-42）

高度情報通信社会を支える人材を養成するため、優秀な学生を国内外から広く受け入れる事が重要である。本大学院では、社会人や外国人留学生を広く受け入れるため、出願資格を弾力化し、通常の 4 月入学に加え、10 月入学できる秋季季入学制度を設けている。また一般選抜試験に加えて社会人特別選抜を実施して､広く社会人の受け入れに努めている。

教育課程の編成や指導において、4 月入学、10 月入学のいずれの入学時期にも対応できるよう、カリキュラムを編成している。具体的には全研究科共通科目、及び各研究科開設科目を前期と後期にバランスよく配置して開講しており、いずれの期から開始しても適切に履修が行えるようになっている。また、博士後期課程の社会人修学生に対する配慮として、「広島市立大学大学院情報科学研究科細則」第 8 条に示すように、研究科委員会が認めたときに限り、夜間やその他の特定の時間、時期において、授業や研究指導を行っている。

Ⅱ　単位計算と単位認定

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性（3-43）

講義科目については、30 時間で 2 単位、演習科目では 30 時間で 1 単位としている。なお、インターンシップについてはおおむね 2 週間以上で 2 単位としている。

国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学院設置基準第 15 条）（3-44）

他の研究科又は他の大学の大学院における授業科目の履修については､「広島市立大学大学院学則」第 21 条に定めており、当該大学院との協議に基づき、10 単位まで認めることができる。入学前の既修得単位等の認定については、同第 22 条に定めており、10 単位まで認めることができる。他の大学の大学院等において必要な研究指導を受けることも、同 23 条に基づき可能にしている。これらの規則は、教員の異動に伴う場合において、これまでに数回適用されている。

【①　教育課程等（修士課程・博士課程）に関わる点検・評価】
修士課程・博士課程の到達目標に関して、新教育課程でどのように実現しているかについて点検する。

（1）科学技術の高度化と多様化に対応できるように、基礎から応用までの学識、技術の体系を修得させる。

各専攻で講義科目の中にコア科目を設定し、コア科目を中心とした幅広い専門知識を修得させるため、4 専攻の教員が協力した教育を実施している。また、他専攻の教員が担当する授業科目であってもそれが専攻の教育目的を達成するために必要な場合には、その科目を取り込んで自専攻科目として開設している。これらのことにより、各専攻の専門分野のみならず幅広い分野における基礎から応用までの学識、技術体系の修得できるような教育を行っている。さらに、第一線の研究者を招き、情報科学の最先端の事項を集中講義する特別講義科目を 2 科目開設することにより、最新の科学技術に触れる機会を作り、科学技術の高度化と多様化に対応できるような教育を行っている。

（2）研究者、技術者としての重要な資質である創造性、自立性を培う教育を行う。
これについては、「(2) 教育方法等」の点検・評価にて記述する。

【①　教育課程等（修士課程・博士課程）に関わる改善の方策】
到達目標「科学技術の高度化と多様化に対応できるように、基礎から応用までの学識、技術の体系を修得させる。」については現在の方策が機能していると考えられるため、今後も専攻間のミーティングの場を頻繁に持つなどの方法を通じて、これらの方策を続けていく。また、より一層の改善のため博士前期・後期課程の学生を対象としたインターンシップの拡大を検討する。
また、もう一つの目標「研究者、技術者としての重要な資質である創造性、自立性を培う教育を行う。」については、「②教育方法等」の点検・評価にて記述する。

② 教育方法等
【現状説明】
Ⅰ　研究指導と成績評価

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性（3-45）

学生が博士前期課程に入学時点で希望する研究分野に応じて、所属する研究室を選ぶ。所属した研究室の教員の指導の下、研究テーマを決定するが、主指導教員が行っている研究に関連するテーマから選んでも良いし、あるいは、自主的に提案・希望したテーマであっても良い。関連分野の先行文献調査、研究目標設定、研究計画立案、研究実施、研究成果のまとめ（修士学位論文）の各項目に対して、十分なディスカッションを行いながら研究指導を行う。博士前期課程修了までに学会発表、論文投稿ができることを目標にする。
博士前期課程においては、全研究科共通科目及び研究科開設科目と合わせて 30 単位を修得する必要がある。30 単位の内訳は、全研究科共通科目 2 単位、講義 18 単位以上、演習 8 単位以上であり、他専攻の講義は 10 単位まで受講可能である。これらの科目の中には、「インターンシップⅠ、Ⅱ」、「自主プロジェクト演習」のユニークな科目がある。「イ

ンターンシップⅠ、Ⅱ」では、実社会に直接かかわるプロジェクトに参加し、具体的な現実の問題への取組みを経験できるように企業、公共団体が提供するインターンシップに参加する。また、「自主プロジェクト演習」では、専攻及び研究科の枠を越えてプロジェクトを編成し、自ら選定した課題及び公募された課題について調査・研究・研究成果の発表を行うものである。

博士後期課程においては、主指導教員による「情報科学講究Ⅰ」及び副指導教員による「情報科学講究Ⅱ」を含む 10 単位を修了する必要がある。学術交流協定等により、あらかじめ相互に合意を得ている他大学院で習得した単位は、6 単位を越えない範囲で認定できる。「自主プロジェクト研究」については、年度はじめにプロジェクトを募集し、教員による選考を行い、実施プロジェクトを決める。その成果については、機会を設け発表を行い、講評する。

博士後期課程修了までには、論文が査読付きの国際会議プロシーディング、学術ジャーナルに採録されることを目標にする。学位論文の作成においては、テーマに関連する論文を読んで理解する、学会で発表するための原稿を作成する、学会で発表し討論を行う等の経験を通して、新規性、有効性、信頼性、理解性等が高い学位論文となるように、教育・研究指導を行う。

博士前期課程では、学会講演など外部での発表を奨励している。博士後期課程においても、筆頭著者ジャーナル論文、国際会議などでの発表を課しており、それぞれが適切に運営されている。

学生に対する履修指導の適切性（3-46）

入学時及び進級時に研究科及び専攻においてオリエンテーションを行い、履修登録の方法、履修すべき科目の選択方法など共通事項の指導を行う。履修指導、研究指導、成績の配付などは研究室単位で行われる。とくに履修指導においては、研究テーマと関連した専門科目、そのテーマと関係をもつ広い専門領域の科目をバランスよく履修できるように、指導教員と相談して履修科目を決めるようにしている。

所属する研究室の指導教員は、学生にとって最も身近な存在で、適切な指導が行われている。

指導教員による個別的な研究指導の充実度（3-47）

研究指導に関しては、『履修案内』に詳しく記載している。以下にその抜粋を記載する。概ねこれらの順序に従って個別の研究指導を行っている。

（1）研究テーマの決定

主指導教員の指導のもと、下記のように研究テーマを決定する。

(ア) 主指導教員が行っている研究に関連するテーマ

(イ) 自主的提案・希望に基づくテーマ

（2）研究の実施

次の項目について十分なディスカッションを行いながら研究を進める。博士前期課程では課程修了までに学会発表、論文投稿ができることを目標とする。

(ア) 関連分野の先行文献調査

(イ) 目標設定

（ウ）研究計画立案
（エ）研究実施
（オ）研究成果のまとめ（論文）

個々の学生が教員の研究室にいることで、主指導教員のみならず絶えず研究室所属の教員と、研究室のゼミ、個々の学生毎の個別ゼミ、などを通じて能力を高めていけるように図られている。また、研究の進展度合によっては、研究会、学会、国際会議などで研究成果を発表することもある。このような場合には、発表前のプレゼンテーション練習や発表態度に至るまできめの細かい指導がなされる。下表（情 3-15）に大学院学生の学会発表、論文発表数を示す。論文は学生が学術雑誌（紀要、論文集等も含む）に発表したものであり、印刷済及び採録決定済のものに限り、査読中・投稿中のものは含まない。

表　情 3-15　　大学院学生の学会発表、論文発表数

区分	2005年度	2006年度	2007年度
学会発表数(回)	104	108	157
論文発表数(件)	45	71	55

複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化（3-48）

博士前期課程では、学生は希望の研究室に所属し、研究室内の複数の教員のアドバイスを受けるが、研究室の一人の指導教員が最終的な責任を持って指導している。

博士後期課程では、主指導教員と複数の副指導教員の複数教員によって学生の指導を行っている。教育研究指導の責任は、学生の学位論文の作成の直接の指導を担当する「主指導教員」にある。本研究科では、募集要項の中に主指導教員となれる教員をあらかじめ明示している。

また、主指導教員の指導のもとに、研究題目（学位論文テーマ）を決め、専攻長に提出させている。これに基づいて、主指導教員は個々の学生に対して、研究計画書を提出させ、学位論文作成のための指導を行う。特に必要がある場合や境界領域のテーマの場合には、主指導教員は副指導教員の助言、指導を求めることとしている。

博士前期課程では研究室単位での教育研究指導が通常であるので、本研究科でも研究室に所属する教員が一体となって指導に当たっている。ただし、個々の学生毎に主指導教員が決まっていて、最終的な指導責任はこの主指導教員が担うことになる。前期課程では、審査により准教授でも指導教員となることを認めている。後期課程においては、教授の中で主指導教員となれる教員を明示しており、研究業績等の審査により、主指導教員となれる教員を増やしている。教員資格審査に関しては別途規定を定めて大学院設置審議会の審査に準じた運用しており、学生の責任体制を明確に定めている。

研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策（3-49）

本大学院においては入学試験の際に指導可能な研究テーマを具体的に示し、その上で希望の指導教員や研究室を選択させ試験を実施している。学生本人の希望を十分考慮した入試及び入学後の指導体制をとっている。また入学後、何らかの事情により学生から変更希望があった場合は、広島市立大学大学院情報科学研究科細則第 4 条に示されているように、

指導教員ならびに専攻長の指導を得た上で研究科長に願い出て承認を受ける手続を経て、指導教員の変更が可能としている。

上記の方策は適切なものであると考えている。入学試験の際に本人の希望を十分に確認しているので、学生の入学時点での希望研究分野や希望指導教員に関して不整合はほとんどない。一方、入学後、指導教員の他大学や他機関への転出等で、指導教員の変更を余儀なくされるケースがあった。その際は、本人の希望を尊重しながら、上記手続を経て、変更を実施した。本大学院では小講座（再編前）、あるいは研究室（再編後）による複数教員の共同指導体制を採っているので、指導教員の転出の際にも同じ講座や同じ研究室の教員に指導を引き継ぐ事が可能であり、研究分野を変更せず研究を続ける事ができるようになっている。また本人が希望すれば、上記手続きにより、他分野の指導教員へ変更希望する事によって研究分野を変更する事も可能である。

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性（3-50）

大学院の成績評価については「広島市立大学大学院情報科学研究科細則」第 14 条に定めており、成績は、試験の成績等を総合して評価するものとし、成績の表示は下表（情 3-16）のとおり優・良・可・不可の 4 段階としている。

表　情 3-16　　成績の表示

評価	評点
優	80 点～100 点
良	70 点～79 点
可	60 点～69 点
不可	59 点以下

授業科目毎の評価方法は、『履修案内』（講義概要）に担当教員が記載することによって学生に明示している。

また、博士後期課程においては、博士論文の執筆に取り掛かるだけの業績等があるかの予備審査を博士後期課程で行って、資質の向上に努めている。

Ⅱ　学位授与・課程修了の認定

修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性（3-51）

大学基礎データの表 7 にあるように、2003（平成 15）年度から 2007（平成 19）年度までの過去 5 年間に情報メディア工学専攻は 71 名、情報工学専攻は 105 名、知能情報システム工学専攻は 84 名、情報機械システム工学は 107 名の修士の学位を授与している。博士前期課程の 4 専攻合計では 367 名の修士の学位を授与している。また、博士後期課程情報科学専攻は、17 名の博士の学位 （15 名は課程博士、2 名は論文博士）を授与している。

大学院に 2 年以上在学し、修了に必要な 30 単位を修得し、必要な研究指導を受けた上で、修士論文を提出し、その審査と最終学力試験に合格すれば修了となり、修士の学位が授与される。ただし、在学期間について、優れた業績を上げた学生は、大学院に 1 年以上

の在学をもって、修了を認めることがある。学位は、学生の所属する専攻及び学位請求論文の研究内容により、修士（情報科学）又は修士（情報工学）が授与される。最終試験は、修士の学位論文を中心に筆記または口頭により行う。

博士の学位取得のためには、大学院に 5 年（修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における 2 年の在学期間を含む）以上在学し、修了に必要な 10 単位を修得し、必要な研究指導を受けた上で、博士論文を提出し、その審査と最終学力試験に合格する必要がある。なお、学術交流協定等により、6 単位を超えない範囲で認定することがある。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を挙げた者については、大学院に 3 年（修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における 2 年の在学期間を含む）以上の在学をもって修了を認めることがある。学位は、学位請求論文の研究内容により、博士（情報科学）又は博士（情報工学）が授与される。試験は、博士の学位論文等を中心として、これに関係ある科目について行う。

博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を経ない者であっても、本学大学院に学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了したものと同等以上の学力があると確認される者にも授与される。学力の確認は、口頭試験及びその他審査委員会が必要とする試験により行う。

なお、博士の学位審査の合格基準については、「学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性」（評価項目 3-52）で述べている。

大学基礎データの表 18-3 にあるように、2003（平成 15）年度から 2007（平成 19）年度までの過去 5 年間に大学院博士前期課程に入学した学生数はそれぞれ 90 名、75 名、79 名、67 名、83 名、合計 394 名である。これに対して、2003（平成 15）年度から 2007（平成 19）年度までの過去 5 年間に授与した修士号は、大学基礎データの表 7 にあるように、それぞれ 68 名、68 名、84 名、73 名、74 名、合計 367 名である。また、過去 5 年間に博士後期課程に入学した学生数はそれぞれ 4 名、9 名、6 名、5 名、4 名、合計 28 名、これに対して、過去 5 年間に授与した博士の学位はそれぞれ 6 名、 2 名、4 名（1 名は論文博士）、4 名、1 名（論文博士）、合計 17 名である。過去 5 年間の合計では、博士前期課程に入学した学生は 394 名、修士号を授与された学生は 367 名、入学年度と修了年度にずれがあるものの、93%の学生に修士号を授与している。また、博士後期課程では入学した学生は 28 名、博士号を授与された学生は 15 名（論文博士 2 名を除く）、入学年度と修了年度にずれがあるものの、54%の学生に博士号を授与している。情報科学研究科では、修士及び博士の学位にふさわしい学生を適正に育てているが、これらのことから、入学者に対する教育的責任を果たしていると考えている。

学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性（3-52）

修士の学位審査は､各専攻において主査､副査を担当する 2 名以上の教員が審査した後、修士学位論文発表会においてその専攻のすべての教員が審査結果を検証している。博士の学位審査は、情報科学専攻において主査、副査を担当する 3 名以上の教員で構成する審査委員会で審査した後、誰でも出席できる博士学位論文発表会（公聴会）において審査結果を確認している。なお、必要な場合には他の大学院、研究所等の教員等が審査委員として

加わることができることになっている。

課程博士及び論文博士の学位審査において合格と判定するための基準を、課程博士にあっては 2007（平成 19）年度入学者から適用し、論文博士にあっては 2007（平成 19）年度申請者より適用している。合格基準は下記のとおりである。

最終的には、審査委員会が合格と判定し、更に、情報科学専攻委員会の投票の結果、合格と判定されることを必要とする。なお、下記（2－2）については、審査委員会及び試問委員会で合格と判定し、更に、情報科学専攻委員会の投票の結果、合格と判定されることを必要とする。

（1）課程博士の場合

予備審査申請時に、博士課程在学期間にジャーナルに投稿し博士後期課程在学期間に採録が決定された、博士学位申請者が筆頭著者のフルペーパが 1 編以上存在し、その内容が博士学位論文に記載されていること。更に、掲載時期は問わないもののジャーナルに採録が決定されたフルペーパがもう 1 編以上、あるいは、査読付国際会議の論文集に採録が決定されたフルペーパが 2 編以上存在し、その内容が博士学位論文に記載されていることとする。

（2）論文博士の場合

（2－1）博士後期課程を満期退学後、3 年以内に博士学位論文を提出した場合

本審査申請時に、博士課程在学期間あるいは満期退学から 3 年以内にジャーナルに投稿し、博士後期課程在学期間あるいは満期退学から 3 年以内に採録が決定され、博士学位申請者が筆頭著者のフルペーパが 1 編以上存在し、その内容が博士学位論文に記載されていること。更に、ジャーナルに採録が決定されたフルペーパがもう 1 編以上、あるいは、査読付国際会議の論文集に採録が決定されたフルペーパが 2 編以上存在し、その内容が博士学位論文に記載されていることとする。

（2－2）（2－1）以外の場合

本審査申請時に、ジャーナルに採録が決定されたフルペーパが 4 編以上存在し、その内容が博士学位論文に記載されていることとする。ただし、これらのフルペーパには博士学位申請者が筆頭著者のフルペーパが少なくとも 2 編含まれ、かつそのうちの少なくとも 1 編は 5 年以内に公表したものとする。

修士の学位審査は、主査、副査の教員による審査の後、修士学位論文発表会において専攻の全ての教員により審査結果を確認しており、一定水準の透明性・客観性を確保している。また、博士の学位の審査は、主査、副査の教員で構成される審査委員会における審査の後、誰でも出席できる公聴会において審査結果を確認している。更に、情報科学専攻委員会の投票の結果、合格と判定することを必要としているため、修士より相当高い透明性・客観性を確保している。博士の学位審査に伴う審査委員会の審査については、2006（平成 18）年度以前までは、審査委員会の主査、副査に委ねていたが、2007（平成 19）年度から上記のような明確な合格基準を導入している。ジャーナル及び査読付国際会議の論文集に採録された内容が博士学位論文に掲載されるという条件を課すことにより、間接的ながら博士学位論文の質が外部の専門家により認められていることを保証している。従って、博士の学位審査の透明性・客観性は従来よりも高まっていると言える。

標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性（3-54）

大学院博士前期課程における標準修業年限未満での修了者はこれまで2名であり、在籍期間はそれぞれ1年、1年半である。大学院博士後期課程における標準修業年限未満での修了者は、8名であり、在籍期間1年半が5名、2年が2名、2年半が1名である。

大学院博士前期課程における早期修了者は多くないが、学術専門誌への原著論文が1編以上などの研究成果基準などをおき、各専攻において厳格な審査が行われている。大学院博士後期課程においても評価項目 3-52 で説明した厳格な審査が行われている。これまでに８名という比較的多くの早期修了者を出しているが、これら早期修了者の入学時の所属は企業が５名、大学が2名であり、内部進学の学生は１名に過ぎない。また、入学時の年齢は 30 歳台 4 名、40 歳代 3 名であり、既に企業研究所や大学などで長い研究歴を持っている学生が早期修了していることがわかる。

優秀な院生が早期修了の制度を活用して早期修了することは、院生にとって学費が軽減されることや、早く社会へ出て貢献できるなどの利点がある。更に、高度な学問を学びたい学生にとっては、早く大学院博士後期課程に進学できるという利点もある。

Ⅲ　教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性（3-55）

博士前期課程においては、学部と同様に学生アンケートを行い、教育研究指導内容を評価し、その向上に努めている。また、所属する研究室で、研究中間発表を随時行い、研究の指導の効果を見ながら、指導に役立てている。さらに、修了時までの教育効果を最終的に評価するため、公開で修士論文発表会を行っている。これらは、教育研究効果を測定し、改善するために有効に機能している。

修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況（3-56）

2004（平成 16）年度から 2006（平成 18）年度までの情報科学研究科修了生の進路状況を下表（情 3-17）に示す。修了者数、進学者数、進学率、就職希望者数、就職者数、就職決定率及び進学・就職以外の人数について男女別の数値とその合計を示した。

表　情 3-17　　修了生の進路状況

区　　分		修了者	進学者		就職希望者			進学・就職以外の者
			進学者	進学率	希望者（A）	就職者（B）	就職決定率（B/A×100）	
2004 年度	男子	55	2	3.6	51	51	100	2
	女子	10	0	0.0	10	10	100	0
	計	65	2	3.1	61	61	100	2
2005 年度	男子	78	4	5.1	71	71	100	3
	女子	8	1	12.5	7	7	100	0
	計	86	5	5.8	78	78	100	3

2006 年度	男子	69	3	4.3	65	65	100	1
	女子	5	0	0.0	5	5	100	0
	計	74	3	4.1	70	70	100	1
2007 年度	男子	68	3	4.4	65	65	100	2
	女子	6	0	0.0	5	5	100	0
	計	74	3	4.1	70	70	100	2

進学状況については、博士後期課程への進学率は年度によって差はあるが 5%程度に止まっている。就職状況については、いずれの年度においても就職決定率は 100%であり、就職希望者の全員が就職できている。なお、進学・就職以外の者とは、修了と同時に進学・就職を希望しなかった者である、翌年度に公務員試験を受ける者（2 名）などが含まれている。

次に、就職先の業種についてまとめた下表（情 3-18）を以下に示す。

表　情 3-18　　修了生の就職先の業種

区分	サービス業		製造業	卸売・小売業	金融・保険業	運輸・通信業	建設業	公務員	計
	情報	その他							
2004 年度	40	2	16	1	0	1	1	0	61
2005 年度	38	4	30	1	0	5	0	0	78
2006 年度	28	3	33	1	0	4	0	1	70
2007 年度	37	6	23	0	0	3	0	0	69

学部と同様に、情報科学研究科の専門分野である情報・通信関係の企業あるいは電子・情報・通信機器の製造業への就職が大部分を占めている。

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント及びその有効性（3-58）

全学で取り組みを行っているものについては､評価項目 全 3-30 及び全 3-32 に述べている｡情報科学研究科で取り組みを行っているものについては､評価項目 3-30 に述べている。

シラバスの作成と活用状況（3-59）

『履修案内』に示すように、博士前期課程に開設しているすべての科目において、科目の概要、ねらい、受講要件、受講生への要望、講義内容、評価方法、教科書等を適切に記述している。大学院生の的確な科目選択に、各科目のシラバスは役立っており、また、記載に沿った内容の講義がなされているか等の講義評価にも役立っている。

博士後期課程に開設している情報科学講究のシラバスは、以前は『履修案内』には明記されていなかったが、2008（平成 20）年度から教員毎に講究の内容、評価方法、評価の観点などを記述するようになった。

学生による授業評価の活用状況（3-60）

学部の学生に対する授業アンケートにあわせて、2006（平成 18）年度より、博士前期課程の大学院講義においてもアンケートを集計している。集計状況は下表（情 3-19）のとおりである。

表　情 3-19　　授業アンケートの集計状況

	受講登録者数	回答者数
2006 年度前期	425	345
2006 年度後期	453	242
2007 年度前期	703	555

下表（情 3-20）に 2007（平成 19）年度前期の授業アンケートの質問項目を示す。各質問項目はその評価を 1 から 5 の数値で評価される。各項目の右側の数値は、大学院全体での平均点を示している。なお、数字が大きいほど高い評価である。

表　情 3-20　　授業アンケートの質問項目と評価値

2007 年度　前期　授業アンケート　質問項目	平均点
《授業の進め方》	
①教員の話し方は明瞭で、聞き取りやすかったですか。	3.9
②授業の時間配分は適切でしたか。	4.0
③学生の質問には適切に回答していましたか。	4.1
《授業の内容》	
①シラバス（講義概要）はわかりやすく書かれていましたか。	3.8
②シラバス（講義概要）の内容と、講義の内容は一致していましたか。	3.8
③授業の目標・ねらいが、授業中に説明されていましたか。	4.1
④授業は学習目的に沿ってわかりやすく進められましたか。	3.8
⑤授業の内容が整理され、よく準備されていましたか。	4.1
⑥授業の内容は理解できましたか。	3.5
《あなた自身の授業に対する取り組み》	
①授業にどの程度出席しましたか。	4.7
②積極的に授業に取り組みましたか。	3.7
《総合評価》	
①総合的に見てこの授業は自分にとって満足できるものでしたか。	3.7

上記の質問項目の他に、「この授業の良かった点」、「この授業の改善すべき点」の二つの自由記入欄を設けている。

アンケートの集計結果は、担当教員にすべてフィードバックする。評価点の全学、学部、学科等の平均もあわせて示している。教員は、アンケート結果に基づいて学生へのメッセージ作成し、学内限定 Web ページを通じて公開する。

【② 教育方法等（修士課程・博士課程）に関する点検・評価】

情報科学研究科博士前期課程における特徴的な科目の一つに「自主プロジェクト演習」がある。この演習は、学生が自らの専門領域に関連した課題を設定し、専攻の枠を越えて複数の学生でプロジェクトグループを構成し、問題解決能力を高めることを目的として設置された選択科目である。学生はこの演習を通じて、研究費や時間管理などのプロジェクト管理も併せて学ぶなど、実践的な研究遂行能力を涵養することを目的として、研究科設置時から開講している。

2006（平成 18）年度からはこれを発展させ、学内の他学部・他研究科の教員等からテーマ （ニーズ） を公募し、学際的な幅広いニーズにも対応する「ニーズ対応型自主プロジェクト演習」を従来型の演習と並行して実施している。2006（平成 18）年度及び平成 2007（平成 19）年度の 2 年間では延べ 4 件のニーズ対応型の演習が実施され一定の成果を得ている。2008（平成 20）年度も国際学部教員からの提案を含む計 13 件のテーマが提案されており、現在は履修希望学生の申請受付期間である。

ニーズ対応型自主プロジェクト演習には次のような課題が残されている。

・ 単なる企業の「下請け」となることをおそれ、学外からの公募は避け、学内他学部他研究科からの公募にとどめていたため、十分な質と量のテーマの確保が難しく、また、テーマの提供にも偏りがあり、実践的能力の育成に必ずしもつながらないこともあった。

・ 学生の自主性を重要視するあまり、ニーズに対するテーマ設定には教員は関わらず、結果として十分にニーズに答えるテーマ設定が難しい。また、修士研究テーマや将来の進路と関連性や連続性の低いテーマ設定や演習計画になりがちである。

【② 教育方法等（修士課程・博士課程）に関する改善の方策】

これまで、教育内容・方法はそれぞれ有効に機能し、おおむね妥当と考えられるが、学生が自ら問題を解決する能力を養成することが考えられる。そのためには、学生の興味や好奇心を引き出し、主体的に研究に取り組む仕組みを構築することが考えられる。

そのためには、前述の「ニーズ対応型」の自主プロジェクト演習を発展させ、テーマ （ニーズ） の公募を広く学外 （特に中国・広島地区の地元企業） からも公募することにより、実社会の問題を直に解決する機会を作ることが考えられる。これについては、学外の企業の協力が必要であり、今後も引き続き検討する。

③ 国内外との教育研究交流

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性（3-61）

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針は全学レベルで作られている。学部の項でも述べたとおり、情報科学部、同研究科における国際交流実績は少ない。そのように少ないものの、情報科学の勉強や研究を目的とした交流が、大学院レベルで行われている。学部レベルでは、主に国際的視野を広げることを目的としていた交流であることに比べ、大学院レベルでは実質的な研究交流を進めている。この具体例としては、2008（平成 20）年度においては全学の国際交流委員会の承認を受け、1 名の大学院博士前期課程の学生を 2008（平成 20）年の後期にハノーバー専科大学へ交換留学生として派遣した。この

学生は日本学生支援機構（JASSO)が実施する短期留学推進制度（派遣）の奨学金の受給を受けて留学を行った。またこの件とは別に、教員の個人的な研究交流をもとにハノーバー専科大学へ 1 名の大学院博士前期課程の学生を 2008（平成 20）年の後期に派遣した事例がある。

情報科学の勉強や研究を目的とした交流には語学力の裏付けが必要であり、さらに、情報科学分野で交流を進めたいアメリカの大学は高い語学力を要求する。そのため国際交流を大きく増やすことは難しいが、教員の努力によって、能力のある学生の海外への派遣、海外からの学生の受け入れを進め、数は少ないが国際交流を推進している。

2008（平成 20）年度から教員の個人的努力によって進められた国際交流も、全学の国際交流委員会で把握するようにして、サポート体制の整備を始めた。さらに、公的補助等の改善が必要と考えられる。

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性（3-62）

情報科学研究科においては、研究成果をよりタイムリーに報告し、かつ国際レベルでの研究交流を緊密化させるため、国際学会での発表を積極的に奨励している。その一つの措置として､大学独自に海外出張を支援する制度を設けている｡この制度により海外出張し、国際学会での発表、研究交流をした件数は、過去 10 年間において各年度 15 件から 36 件となっている。多くの大学において、教員の海外旅費が削減され、国際レベルでの教育研究交流が困難になりつつある今日において、本学独自の海外出張支援制度は、研究業績をよりタイムリーに、かつ国際レベルでの研究交流を緊密化させる措置として適切かつ有効に機能している。

また、本学独自の制度として研究業績の高い若手教員に対して、数ヶ月程度、海外の著名な研究機関において研修できる制度を設けており、情報科学研究科からもほぼ毎年 1 名の派遣を行っている。この制度も本学独自の制度であり、モチベーションの高い若手教員に対して教育研究のインセンティブ向上を図るとともに、研修で得た国際交流を通じて、帰国後も多くの優れた研究成果をもたらす結果に繋がっている。

【③　国内外との教育研究交流（大学院研究科）に関わる点検・評価】

これについては、学部と修士課程・博士課程を合わせて考える必要があるため、評価項目 情 3-34 の「③　国内外との教育研究交流（学部）に関わる点検・評価」に学部と修士課程・博士課程についてまとめて記述している。

【③　国内外との教育研究交流（大学院研究科）に関わる改善の方策】

これについては、学部と修士課程・博士課程を合わせて考える必要があるため、評価項目 情 3-34 の「③　国内外との教育研究交流（学部）に関わる改善の方策」に学部と修士課程・博士課程についてまとめて記述している。

第４章　　学生の受け入れ

情報科学部

１　学部における学生の受け入れ

到達目標

情報科学部は「情報科学の分野で自分の適性を見つけ、十分な学力や技術力を身に付けて、科学技術の進歩に貢献することを目指す気概がある人」をアドミッションポリシーとしている。具体的には、以下のような学生を求めている。

- 情報科学に興味があり、学びたいと考えている人
- 情報科学の基礎である数学・理科・語学が得意な人
- 困難な問題に挑戦し、解決しようとする意欲と熱意を持つ人
- 知的好奇心に富み、探究心が旺盛な人

情報科学部における学生の受け入れでは、このアドミッションポリシーに基づき、学部教育を通じて社会で活躍できる能力を身に付けて卒業することが可能な入学者の選抜を到達目標としている。到達目標を達成するため、以下の具体的目標を置いている。

- 学部教育の質を確保するために定員に近い適切な数の受験者を入学させる。
- 学部教育を通じて本学部の卒業生として十分な学力や能力を身に付けることが期待できる基礎学力を有するものを合格者とするために適切な入試問題を作成する。
- 多様な志願者を受け入れるために複数の受験機会を提供する。
- 十分な受験者を確保するために広報活動を充実する。
- 公正でミスのない入試を実施するために入試に関する情報の透明性及びセキュリティに配慮した入試実施体制を整える。

【現状説明】

入学者受入方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係（4-1）

到達目標に示したように、情報科学部の入学者受入方針（アドミッションポリシー）では次のような学生を求めている。

(1) 情報科学に興味があり、学びたいと考えている人
(2) 情報科学の基礎である数学・理科・語学が得意な人
(3) 困難な問題に挑戦し、解決しようとする意欲と熱意を持つ人
(4) 知的好奇心に富み、探究心が旺盛な人

このアドミッションポリシーは、情報科学部の理念である「高度技術と社会との関連において今後最も急速に進展する情報科学の分野において、独創的な課題創造の上で、問題発見の手法を自主的に見出す能力とともに、国際的視野を身に付けた、感性と人間性豊かな創造的人材を養成する。」（第 3 章参照）に基づいて決められている。「情報科学の分野において」活躍するためには、アドミッションポリシー（1）に適合した人材が望ましい。また、「問題発見の手法を自主的」に見出したり、「国際的視野」を持つためには、アドミッションポリシー（2）を満たす人材が適している。また、「独創的な課題創造」のためには、アドミッションポリシーの（3）に相当することが望ましい。更に、「感性と人間性豊

かな創造的人材を養成する」ためには、アドミッションポリシーの（3）や（4）に示した人物であることが望まれる。

入学者受入方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係（4-2）

一般入試では、情報科学を学ぶための基礎学力を筆記試験により検査している。一般入試の前期日程の試験科目は、センター試験は数学、理科、外国語に国語を加えた 4 教科 5 科目、個別学力検査では数学、理科、外国語の 3 科目であり、後期日程の試験科目は、センター試験は数学、理科、外国語の 3 教科 4 科目、個別学力検査では数学である。

推薦入試では、出願資格の学業成績の要件を、「情報科学に興味を持ち、その基礎となる教科の数学、理科に優れている者」としている。また、推薦書、志願理由書を出願書類に含めている。試験は小論文と面接からなり、小論文では英語を含めた一般的な教養に関する問題を出題し、面接では、科学的思考力を問う内容を含むとしている。

本学部のカリキュラムは、全学共通系科目、外国語系科目、専門教育科目から構成されている。全学共通系科目、外国語系科目の履修に堪え得る基礎学力の検査に、主にセンター試験を用いている。また、個別学力検査では、専門教育科目を履修可能な基礎学力の有無を判定している。

大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性（4-3）

（入学者選抜方法）

情報科学部では、学生の能力と意欲に応じた教育を行うために、情報科学の基礎学力を確実に習得できる効果的な教育カリキュラムの整備、及びそれを実施するための学部・研究科の再編を、2007（平成 19）年度に行った。

本章の最初に示したアドミッションポリシーを満たす学生を獲得するため、情報科学部では、一般選抜、特別選抜を採用し、また、3 年次への編入学試験を行っている。2007（平成 19）年度以降では情報科学部学生定員のうち、170 名を一般選抜で、40 名を特別選抜、若干名を編入学試験により募集している。

ア　一般選抜

一般選抜では、開学以来、前期・後期からなる分離分割方式を採用している。一般選抜では、2006（平成 18）年度までは 4 学科（情報メディア学科、情報工学科、知能情報システム工学科、情報機械システム工学科）共通で、大学入試センター試験と個別学力試験を行ってきた。志願者には、第 4 志望まで認め、センター試験と個別学力試験をあわせた結果により上位から志望順に合否を決定していた。学部再編以後の 2007（平成 19）年度からは情報科学部として一括で学生を募集し、入学後 2 年次前期末に情報工学科、知能工学科、システム工学科の 3 学科に配属する。一般入試では、一般選抜学生定員 170 名のうち、前期日程で 130 名を、後期日程で 40 名を募集している。

前期日程では、大学入試センター試験と個別学力検査を行っている。大学入試センターで課す科目は、4 教科 5 科目（国語、数学（数Ⅰ・数Ａと「数Ⅱ・数Ｂ、工、簿・会、情報から 1」）、理科（物Ⅰ、化Ⅰ、生Ⅰから 1）、外国語）であり、個別学力試験で課す科目は、3 科目（数学、理科、外国語）である。後期日程では、大学入試センターで課す科目

は、3 教科 4 科目（数学（数Ⅰ・数 A と「数Ⅱ・数 B、工、簿・会、情報から 1」）、理科（物Ⅰ）、外国語（英））であり、個別学力試験で課す科目は、1 教科（数学）である。

一般入試における科目及び配点では、情報科学を学ぶ上で基礎となる数学、理科、外国語を重視したものとなっている。前期日程では、大学入試センター試験で課す 4 教科 5 科目のうち、理科は物理、化学、生物からの選択として門戸を広くし、一方、個別学力試験の理科では、入学後履修が必要となる物理、化学からの選択としている。後期日程では、大学入試センター試験の理科を物理に限定して、個別学力試験を数学のみとし、より数学、理科（物理）を重視したものとなっている。

下表（情 4-1）に情報科学部における試験実施状況を示す。受験学生数の減少に伴い、実質倍率はわずかながら減少傾向であるが、前期日程では 2 倍程度、後期日程では 3 倍程度で安定している。下表（情 4-2）に過去 5 年間の入学者の男女別、出身地別のデータを示す。男女別では、情報科学部では、約 8 割が男子学生となっている。ただし、大学全体では、2003（平成 15）年度は約 6 割が男子学生であったが、2007（平成 19）年度には男女がほぼ同じ割合になっている。出身地は、広島県内だけでなく、広島県外からも一定の入学者がいることがわかる。

表 情 4-1　情報科学部における試験実施状況

区分＼入学年度		2004	2005	2006	2007	2008
一般選抜（前期日程）	受験者数	346	278	318	310	307
	合格者数	145	157	154	157	150
	実質倍率	2.4	1.8	2.1	2	2
一般選抜（後期日程）	受験者数	125	141	175	161	146
	合格者数	41	46	48	54	49
	実質倍率	3	3.1	3.6	3	3

表 情 4-2　男女比及び出身地

学　部	区　　分	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
情報科学部	男	185	176	175	198	185
	女	28	34	37	28	33
	広島市内	97	110	111	112	88
	広島県内（広島市内を除く）	50	44	46	50	61
	広島県外	66	56	55	64	69

イ　特別選抜

推薦入学試験については、2001（平成 13）年度までの募集では、広島市内在住者を対象とした「市内枠」が、各学科募集人員 5 名、学部全体で 20 名であったが、2002（平成 14）年度から学内外からの要請を受けて市外者も対象とした「全国枠」を新たに設置した。こちらも、各学科 5 名、学部全体で 20 名の募集人員であった。2007（平成 19）年度からは、学部一括募集となり、「市内枠」、「全国枠」での募集人員がそれぞれ 20 名となっている。推薦入学試験により、情報科学分野に興味をもち、情報科学部に適性をもつ学生を選

抜することを目的とし、試験科目は、英語を含む小論文と科学的思考力を問う内容を含む面接である。

下表（情 4-3）に情報科学部における推薦入学試験の実質倍率の推移を示す。「市内枠」の実質倍率は大体 1.5 倍程度で安定している。一方、「全国枠」の実質倍率は、1.5～2.5 倍の範囲で上下している。「全国枠」には広島市内の高等学校等からの志願者も応募が可能であり、実質的に広島市内在住者については推薦枠が拡大したことになっている。「全国枠」の合格者は、広島県内の高等学校からの志願者が 60～80%を、中国・四国地方の高等学校からの志願者が 90%程度を占める。広島市内の大学として、広島市近隣の学生の受験機会を増加したものとして、高等学校等から歓迎されている。

表　情 4-3　情報科学部における推薦入学試験の実質倍率

年度	2004	2005	2006	2007	2008
市内公募	1.7	2.0	1.7	1.5	1.5
全国公募	2.5	2.5	2.1	1.5	2.3

外国人留学生試験については、2004（平成 16）年度に 1 名の志願者があったが入学しなかった。その後は志願者がいない（大学基礎データ表 13 参照）。

ウ　編入学試験

異なった環境で育った多様な学生が一緒に学ぶことで学部学生の活性化を図るため、高等専門学校または短期大学や大学を卒業したもの、大学に 2 年以上在学し所定の単位を修得したものを対象に 3 年次への編入学試験を実施している。2002（平成 14）年度までは、学科ごとに推薦入試 2 名、学力試験での選抜 3 名、合計 5 名の募集であったが、2003（平成 15）年度に学力試験での選抜に一本化し、各学科 5 名、学部全体で 20 名の募集とした。その後、多数の大学が編入学試験を実施するようになり、志願者数が減少しはじめた。そこで、2006（平成 18）年度から定員 10 名を一般選抜入試に振りかえ、編入学試験の募集を若干名とした。

選抜方法は、2007（平成 19）年度までは学力試験だけの学科と学力試験に加え面接を採用している学科があった。学力試験においては、英語・数学を学部共通として 4 学科ともに実施する。それに加えて、学科が課す専門科目の学力試験を実施する学科、専門科目の学力試験を行わず面接だけを実施する学科に分かれていた。2008（平成 20）年度以降の学力試験では、英語・数学を学部共通として実施する。面接は学科ごとに行い、プログラミングなどの基本的な内容の口頭試問を含む面接を行う。2008（平成 20）年度の試験科目を、下表（情 4-4）に示す。

表 情 4-4　情報科学部編入学試験科目

学科	筆記試験	面接
情報メディア工学科	英語 数学（大学初年度レベルの微積分、線形代数を含む）	実施
情報工学科		実施（情報工学に関する口頭試問を含む）
知能情報システム工学科		実施（プログラミングに関する口頭試問を含む）
情報機械システム工学科		実施

情報科学部全体の編入学試験状況の推移を下表（情 4-5）に示す。受験者数が 2004（平

成 16）年度以降増減しながらも 10～15 名あるにもかかわらず入学者数が年々減少していることがわかる。なお、これまで学科間の志願者数に差がある年度もあった。2008（平成 20）年度においては、合格者 9 名のうち 2 名が入学している。ただし、大学創設時の編入学定員は一般選抜定員に振りかえられているため、学生数に及ぼす影響は小さい。

表 情 4-5　情報科学部編入学試験状況

編入学年度	2004	2005	2006	2007	2008
受験者数	10	15	9	15	15
合格者数	6	9	5	6	9
入学者数	4	6	5	4	2

（学生募集）

情報科学部の学生募集の方法は、大学全体で実施される学生募集の方法に含まれており、特に情報科学部独自の学生募集方法を行っているわけではない。学生募集要項の配布（表情 4-6 参照）、ホームページによる情報提供、進学ガイダンスへの参加、キャンパス見学の受け入れ、模擬授業（出前授業）の実施、オープンキャンパスでの学部説明会及び研究紹介、高等学校の進路指導教員を対象とした大学説明会など、全学の部分で記述されているとおりである。

情報科学部でも高等学校からのキャンパス見学の受け入れを積極的に受け入れ、情報科学部の施設紹介や模擬授業を行っている。下表（情 4-7）に情報科学部での模擬授業等の受入実績を示す。高等学校の依頼（業者仲介を含む）により本学教員が高等学校に出向き模擬授業を行う出前授業の実施も積極的に受け入れている。

表 情 4-6　高等学校等への募集要項等の配布

募集要項等	主な配布先
入学者選抜要項	中四国地方のすべての高等学校
一般選抜	中四国地方のすべての高等学校
推薦入学	中四国地方のすべての高等学校
情報科学部編入学	全国のすべての国立高等専門学校
外国人留学生特別選抜	西日本の主な日本語学校、日本学生支援機構各支部
『大学案内』	広島県内のすべての高等学校

表 情 4-7　情報科学部における模擬授業等の実績

年度	2003	2004	2005	2006	2007
模擬授業	9 回	9 回	9 回	7 回	11 回
キャンパス見学	24 回	19 回	19 回	15 回	16 回

大学全体の行事であるオープンキャンパスにおいても、情報科学部の実験科目や研究室の研究内容を紹介している。施設や研究室の見学内容を各研究室 1 ページにまとめたカラーの小冊子を作成し、参加者全員に配布することで、情報科学部の研究内容の理解が進み、本学部を志願する場合の参考となるよう配慮している。オープンキャンパスにおける情報科学部の参加者数の実績は、下表（情 4-8）のとおりであり、おおむね増加傾向にある。

表 情 4-8　オープンキャンパスにおける情報科学部参加者数

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008
参加者数	370	360	410	358	460	477

下表（情 4-9）に示されるように、平均的に入学者数に対する 3 年次進級者数の割合は 90%程度であり、入学者数に対する卒業者数の割合は 80%以上である。このことから、情報科学部における入学者選抜方法により、情報科学部が受け入れる学生の人物像に適した選抜方法をとっていると評価できる。

表 情 4-9　情報科学部における入学者数と卒業者数の状況

年度	2003	2004	2005	2006	2007
入学者数	215	213	210	212	226
3 年次進級者数	184	192	199	198	196
卒業者数	216	202	170	175	218

入学者選抜試験実施体制の適切性（4-4）

入学者選抜試験の実施体制としては、学内に学長、副学長、各学部長及び教員、事務局長の 10 名で構成する「広島市立大学入学試験委員会」（以下「全学入試委員会」という。）を設置し、次の事項について審議をしている。

・入試広報計画
・入学者選抜要項、学生募集要項（編入学、推薦入学、一般選抜）
・試験日程・試験実施体制
・合否判定の最終確認
・入試成績開示
・将来の入学者選抜

情報科学部には、学部・研究科入学試験委員会（以下「学部・研究科入試委員会」という。）が設置されており毎月 1 回の頻度で定例会議を行っている。学部入試委員会の委員長は教授が務めており現在委員数は 8 名である。学部・研究科入試委員会の会議には、教員のみでなく事務局の教務学生支援課入試ライン担当者も参加し、入学者選抜要項作成、学生募集要項作成、試験実施要領、選抜方法の変更・事前公表などの選抜要項等作成業務や試験実施に関する体制（問題作成、試験監督、採点）の企画や実施、入学試験実施後に問題がないか等の検討を行っている。学部・研究科入試委員会の委員長は、全学入試委員会の委員となっている。全学入試委員会と学部・研究科入試委員会及び学部教授会は、密接に連携しながら、入学試験を実施している。

入学試験の当日は、学長（編入学試験は除く。）、副学長、関係学部の「全学入試委員会」の委員及び事務局長で構成する「入学試験実施本部」を設置し、入学試験の運営に当たっている。試験問題作成では、複数の問題作成者で問題を作成し責任者をおいている。また、問題作成者が互いにチェックして、出題ミスを防ぐ体制をとっている。また、試験問題の作成者全員は、試験時間中、本部で待機し、いつでも受験生からの質問等に回答できるようにしている。

実際の入学試験の合否判定については、入試判定会議を教授会構成員で開催し、予め合否判定結果案を検討している。これを教授会にかけて審議し最終的な合否が決まるシステ

ムである。
以上のように、入学者選抜試験実施の適切性を高める態勢をとっている。

入学者選抜基準の透明性（4-5）

評価項目 全 4-5 を参照されたい。

入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況（4-6）

入学試験の公平性・妥当性を確保するため、以下のような方策により、入学者選抜基準の透明性を高めている。

- 配点の公表：一般選抜については、募集要項の中で、大学入試センター試験・個別学力検査等の配点を公表している。
- 採点・評価基準の公表：一般選抜の募集要項において、個別学力検査等の科目別の採点・評価基準を公表している。
- 試験実施状況の公表：一般選抜、特別選抜の募集人員、志願者数、受験者数、当初合格者数、追加合格者数、入学者数、入学辞退者数をホームページで公表するとともに、試験実施状況をまとめた資料を『大学案内』に掲載し、その『大学案内』をガイダンス等の際に参加者に配布している。
- 試験成績等の公表：一般選抜の受験者数、合格者数、受験者及び合格者の大学入試センター試験・個別学力検査等の成績（最高点、最低点、平均点）をホームページで公表するとともに、試験成績をまとめた資料を『大学案内』に掲載し、その『大学案内』をガイダンス等の際に参加者に配布している。
- 個人成績の開示：一般選抜で不合格となった者を対象に、請求に基づき個人成績（大学入試センター試験の科目別得点、個別学力検査等の科目別得点、総合得点、成績順位、高等学校等の調査書）の開示を行っている。

加えて、次のようなシステムを導入して、入学者選抜とその結果の公平性・妥当性の確保に努めている。

- 受験年齢の子を持つ教員を入試業務に従事させない。
- 面接試験は、必ず、複数の面接委員で行い、採点基準を明確にするとともに、いくつかの面接グループに分かれる場合には、必要に応じて、面接点の標準化を行う。
- 公平な合否判定を行うため、合否判定資料には受験生の氏名を記載しない。
- 合否判定資料は入試判定会議後に回収しており、判定資料の厳格な管理に努めている。
- 受験生から個別に試験に関する照会があった場合の情報提供は、他の受験生と不公平にならないように配慮して行う。具体的には、推薦入試関係の照会が、ある推薦入試候補者やその候補者が所属する高校などからあった場合、当該照会事項及び回答一式を他の推薦入試候補者にも連絡している。また、入試関係の典型的な照会事項と回答一式を、大学ホームページ内の「入学試験 Q&A」に掲載して周知している。また、試験時の照会および回答に関しては、他の受験生の不利になることが無いように、内容を判断して必要なものは、試験時間中に板書などで受験生に連絡している。

各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況（4-7）

一般入試における入学試験問題の作成は、評価項目 全 4-7 で記述してあるとおりである。

特別選抜における推薦入試では、小論文と面接を行っている。小論文の問題作成者の人選にあたっては、次年度へ問題作成の経験と反省点を継承するため、問題作成者全員を入れ替えることがないよう配慮している。面接試験においても同様に、面接終了後、面接内容に関する打ち合わせを行っており、次年度への反省点の検証を行っている。

編入学試験においては、英語及び数学を共通試験とし、面接を加えて評価している。共通試験問題作成に当たっては、全学の問題作成者と同様、経験者を加えて問題作成委員としている。

高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性（4-9）

学生募集要項の配布、ホームページによる情報提供、進学ガイダンスへの参加、キャンパス見学の受け入れ、模擬授業（出前授業）の実施、オープンキャンパスでの学部説明会及び研究紹介、高等学校の進路指導教員を対象とした大学説明会などを通じて、高校生の進路相談・指導を行っている。詳細は評価項目 4-3 学生募集に示した。

留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性（4-11）

外国人留学生特別選抜を一般入試の前期日程と同じ日程で行っている。出願要件は、外国の国籍を有し、日本語留学試験及び TOEIC を受験し、日本語留学試験の得点が、日本語は 197 点以上、その他の科目（数学コース 2、物理、化学）の合計点が 221 点以上であり、かつ TOEIC の得点が 400 点以上である。また、出願書類（成績証明書等）、日本留学試験の成績、TOEIC の成績、学力検査（一般選抜の前期日程の数学と同一試験）及び面接の結果を総合して選考している。以上のように、外国人留学生の受け入れにあたっては、留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の公正な認定に努めている。2007（平成 19）年度からの学部一括募集に伴い、外国人留学生特別選抜試験も、一括募集に移行した。過去 5 年間においては、受験生はいない（大学基礎データ表 13 参照）。

学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性（4-12）

下表（情 4-10）に、情報科学部の収容定員、入学定員(A)、合格者数、入学者数(B)、及び入学定員に対する入学者数の比(B／A)を、下表（情 4-11）に編入学の入学定員、合格者数、入学者数を示す。情報科学部では、1994（平成 6）年度の開学時から、1 年次の入学定員 200 名、3 年次への編入定員を 20 名とした総収容定員 840 名を 2005（平成 17）年度まで維持した。その間、編入学希望者の減少やその合格者の辞退率の増加により、編入学定員の充足率が減少した。これに伴い、2006（平成 18）年度より編入生の募集定員を若干名に変更し、編入生の定員を学部 1 年次の入学定員に振り分けて 210 名とする措置を実施した。2008（平成 20）年度には開学時の総収容定員 840 名に復帰している。

表 情 4-10　情報科学部の収容定員、入学定員、合格者数、及び合格者数

学部	収容定員	入学定員(A)	合格者数	入学者数(B)	B/A
2004 年度	840	200	225	213	1.07
2005 年度	840	200	233	210	1.05
2006 年度	830	210	240	212	1.01
2007 年度	820	210	251	226	1.08
2008 年度	840	210	241	218	1.04

表 情 4-11　編入学の入学定員、合格者数、入学者数

編入生	入学定員	合格者数	入学者数
2004 年度	20	6	4
2005 年度	20	9	6
2006 年度	若干名	5	5
2007 年度	若干名	6	4
2008 年度	若干名	9	2

2006（平成 18）年度までは、4 学科ごとに 1 年次の入学選抜を実施していたが、2007（平成 19）年度には学部組織の変更に伴い、学部一括の選抜を実施した。この間、1 学年の定員に対して、辞退率を考慮して合格者の発表を行っているが、1 年次では、ほぼ定員どおりの在籍者数がおり、上表（情 4-10）に示したように入学定員と入学者数の比率は 1.01～1.08 であり、適切な選抜が行われていることがわかる。また上表（情 4-11）からわかるように、2007（平成 19）年度の編入学定員に対する入学者数は、若干名という募集に対して 2 名となっている。

大学基礎データの表 14 に示すように、2008（平成 20）年度の総在籍者数は 919 名であり、総収容定員数 840 名に対して約 1.1 倍となっており許容できる範囲内であると考えられる。1 年生から 4 年生までの在籍者数を見ると、2 年生と 3 年生が他の年次より若干多いことがわかる。これは、本学部では 2 年次から 3 年次へ、また 3 年次から 4 年次への進級に基準を設けているため、2 年次と 3 年次に留年生が生じるためである。この基準は、4 年次への進級時に対しては、卒業着手要件として、卒業研究に打ち込むために卒業単位の取り残し数を制限したものである。また、3 年次の進級時に対しては、先の卒業着手要件を満たすために、2 年次までに最低限習得すべき単位数を定めている。下表（情 4-12）にまとめた 2006（平成 18）年度の進級者数を見ると、3 年次への進級は対象者の 83%、4 年次の進級は対象者の 85%となっている。これらのことから、適切な定員管理が行われていると思われる。

表 情 4-12　2006 年度進級者数

3 年生		4 年生	
対象者数	進級者数	対象者数	進級者数
240	198	253	214

著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性 (4-13)

当該評価項目は必須項目となっているが、本学部においては該当が無い。

編入学者、退学者の状況と退学理由の把握状況（4-14）

下表（情 4-13）に情報科学部編入学生の編入学後の状況を示す。編入学生数は 2003（平成 15）年度以降増減しながらも 4～9 名である。大部分の編入学生は、2 年間で卒業している。また、2004（平成 16）年度以降は、約半数が大学院に進学している。

下表（情 4-14）は学部生の退学者数と退学理由である。入学年度によって多少異なるが、入学者数の約 5～10%が退学している。退学の理由として「進路不適・変更」が多い。退学の理由として進路の不適が多い理由は、大学受験時に各学科における教育内容を十分調査せず、偏差値を重視して大学、学部、学科を選んでいることが原因だと考えられる。また、在学中のアルバイトといった就労体験から、大学で学ぶことの意義よりも就労することに意味を見出す学生もいる。また、受験生に対して本学部の教育内容が十分説明されていないことも原因だと考えられる。

対策として、入試委員会を中心に、受験生向けの PR 活動のあり方を再検討する必要がある。また、高校や予備校等の進路指導の先生方へも内容を的確に伝える努力を続けることが必要である。

表 情 4-13　編入学後の状況

編入学年度	編入学生数	卒業生数	うち在籍年数			うち大学院進学者	退学・除籍者数	在学中学生数
			2 年	3 年	4 年			
2003	9	9	5	3	1	2	0	0
2004	4	4	4	0	0	2	0	0
2005	6	4	4	0	0	3	1	1
2006	5	5	5	0	0	3	0	0
2007	4	0	0	0	0	0	0	4

表 情 4-14　理由別退学者数

理由 ＼ 入学年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	合計
一身上の理由	1	3	1	1	0	0	0	0	6
進路不適・変更	5	8	12	7	7	4	3	5	51
家事都合（経済的理由含）	1	1	1	2	3	0	0	0	8
病気療養	0	0	1	0	0	0	0	0	1
その他	3	1	2	2	1	0	0	0	9

【学生の受け入れ（学部）に関わる点検・評価】

まず、最初に述べた到達目標それぞれに対する、点検・評価を以下に述べる。

・「学部教育の質を確保するために定員に近い適切な数の受験者を入学させる。」:
評価項目 4-12（定員管理）のところに述べたように、入学定員に対する入学者数は過去5年で平均 1.05 と問題ない水準にある。

・「学部教育を通じて本学部の卒業生として十分な学力や能力を身に付けることが期待できる基礎学力を有するものを合格者とするために適切な入試問題を作成する。」:
評価項目 4-3 の上表（情 4-9）に示されるように、平均的に入学者数に対する 3 年次進級者数の割合は 90%程度であり、入学者数に対する卒業者数の割合は 80%以上である。このことから、情報科学部における入学者選抜方法により、情報科学部が受け入れる学生の人物像に適した選抜方法をとっていると評価できる。引続き適切な入試問題が作成できるように、一般入試では 2011（平成 23）年度入試を目標に試験科目や配点などの再検討を、推薦入試に関しては面接試験方法の改善に関する検討を予定している。また、外国人留学生試験に関しては受験者が少ないため、2010（平成 22）年度の入試より受験要件の緩和を行う。

・「多様な志願者を受け入れるために複数の受験機会を提供する。」:
現在のところ 1 年間に、一般入試が前期と後期で 2 回、特別選抜として外国人留学生試験が 1 回、推薦入試が 1 回、そして編入学試験が 1 回と多様な受験機会を提供している。

・「十分な受験者を確保するために広報活動を充実する。」:
評価項目 4-3（学生募集）などに示したように、学生募集要項の配布、ホームページによる情報提供、進学ガイダンスへの参加、キャンパス見学の受け入れ、模擬授業（出前授業）の実施、オープンキャンパスでの学部説明会及び研究紹介、高等学校の進路指導教員を対象とした大学説明会などを行い、広報に努めている。特にオープンキャンパスは重要なイベントと考えており、より多くの受験生に興味を持ってもらえるよう絶えず工夫を行っている。例えば 2008（平成 20） 年度は、研究内容のポスター展示、大学生による相談コーナー、保護者を対象とした説明会、女性教員による相談員の設置などを新たに行った。

・「公正でミスのない入試を実施するために入試に関する情報の透明性及びセキュリティに配慮した入試実施体制を整える。」:
（入学者選抜方法の検証）のところに述べたように、全学における入学者選抜方法の検証の項目で記述してあるとおり、入学試験実施において過去に重大な問題は発生しておらず、現行の全学入試委員会を頂点とする入学試験実施体制は、適切に機能している。また、入学者選抜基準や試験実施状況、試験成績等を積極的に公開しており、本学の入学者選抜は十分に透明性を確保している。受験生への入試情報の提供や入学試験の実施・合否判定に当たっては、全学の部分で記述されているとおり、公平性・妥当性を確保している。

到達目標以外の点検・評価すべきポイントとして、留学生受け入れのための特別選抜である外国人留学生特別選抜の受験者がほとんどいない点が挙げられる。これは、特別選抜では日本語（日本留学試験で日本語 197 点以上）、及び英語（TOEIC で 400 点以上）の 2 外国語能力を出願条件としているため、アジアからの留学生が出願しにくい状況になっているためであると考えられる。

【学生の受け入れ（学部）に関わる改善方策】

情報科学部では、より多くの外国人留学生を受け入れるため、外国人留学生特別選抜の出願条件から TOEIC を外すこととした。情報科学の基礎として英語は重要であるが、入学後十分学習する機会を設けている。入試に関する変更は予告期間が必要なので、この変更は 2010（平成 22）年度入学生を対象とする特別選抜から実施する。

情報科学研究科

2　大学院研究科における学生の受け入れ

到達目標

大学院情報科学研究科（博士前期課程）のアドミッションポリシーを以下に示す。

- 情報科学に関する学理の探究と、科学技術の発展に関心がある人
- 自ら進んで問題に取り組み、その成果を社会に還元する意欲がある人
- 情報科学の探求に必要な数理的・科学的思考ができる人

また、大学院入試では、情報科学研究科のアドミッションポリシーに基づき、研究科における教育研究を通じて社会に貢献できる専門知識を身に付けて修了できる入学者の選抜を到達目標としている。到達目標を達成するため、以下の具体的目標を置いている。

- 大学院教育の質を確保するために定員に近い適切な数の受験者を入学させる。
- 大学院での教育研究を通じて本研究科の修了生として十分な専門知識を身に付けることができるものを合格者とするために適切な選抜方法を採用する。
- 学部教育を通じて基礎知識を有している志願者及び当該専攻の専門知識を身に付けることのできる可能性の高い志願者の両者を受入可能な複数の受験機会を提供する。
- 十分な受験者を確保するために広報活動を充実する。
- 公正でミスのない入試を実施するために入試に関する情報の透明性及びセキュリティに配慮した入試実施体制を整える

【現状説明】

大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性（4-16）

1998（平成 10）年度から博士前期課程、2000（平成 12）年度から博士後期課程の学生を募集し、入学者の選抜を行っている。選抜の実施時期は前年の 8 月末から 9 月の初めで、春季（4 月）入学予定者を選抜する。また、秋季（10 月）入学の学生も募集し、翌年の春季入学予定者と同時期に選抜試験を実施している。春季入学の募集人員は下表（情 4-15、情 4-16）のとおりで、秋季入学の募集人員は若干名である。2007（平成 19）年度に大学院博士前期課程の組織再編があり、春季入学の募集人員を下表（情 4-17）のように変更した。ただ、8 月末から 9 月の初めの学生募集では定員に満たないことが多く、2 月末から 3 月初めに若干名あるいは不足人数分の募集人員で 2 次募集を行っている。

表 情 4-15 募集人員

博士前期課程	84
博士後期課程	28

表 情 4-16 博士前期課程募集人員内訳

情報数理学専攻（2004 年度に情報メディア専攻と改名）	18
情報工学専攻	21
知能情報システム工学専攻	21
情報機械システム工学専攻	24

表 情 4-17 再編後の前期課程募集人員内訳

情報工学専攻	23
知能工学専攻	23
システム工学専攻	23
創造科学専攻	15

前期課程春季及び秋季入学の選抜方法は同じで、2006（平成 18）年度まで、「外国語」、「専門基礎科目」、「専門科目」の 3 科目の筆記試験と志望する専攻に関する事項を中心とした「面接」からなっていた。その内容は専攻ごとに異なり、年により少しの変更はあったもののほぼ同じ内容であった。2 次募集の選抜方法は、上記の筆記試験を除き、「面接」に専門に関する口頭試問を加える形式で行った。2007（平成 19）年度に大学院の組織再編があり、選抜方法も変更した。内容は専攻ごとに異なるが、主に「外国語」、「専門基礎科目」と専門に関する口頭試問を加えた「面接」からなる。2007（平成 19）年度に実施した博士前期課程の学力検査（2008（平成 20）年度春季入学一次募集、2007（平成 19）年度秋季入学）の内容を下表（情 4-18）に示す。

後期課程の選抜も前期課程と同時期に行い、その方法は「専門科目」の筆記試験と「口述試験」からなる。

表 情 4-18　2007 年度に実施した博士前期課程の学力検査

外国語	全専攻	英語（ただし、外国人留学生は英語と日本語）
専門基礎科目	情報工学専攻	線形代数学 解析学 C 言語プログラミング（データ構造とアルゴリズムを含む）
	知能工学専攻	
面接	全専攻	志望する専攻に関する事項を中心に行う。（専攻に関する専門知識を問う内容を含む）

大学基礎データから抜粋した最近 5 年間の志願者数と入学者数の推移を下表（情 4-19）に示す。博士前期課程の場合、志願者数は定員 84 人を越えており、入学者がほぼ定員を満たす状況が続いている。博士後期課程の場合、定員 28 人に対して志願者は大幅に少なく、入学者は 3 分の 1 以下という状況が続いている。

表 情 4-19　最近 5 年間の志願者数と入学者数

入学年度	2004	2005	2006	2007	2008
博士前期課程 志願者	108	93	92	86	92
入学者	90	75	79	67	83

博士後期課程 志願者	5	9	7	5	6
入学者	4	9	6	5	5

博士後期課程社会人特別選抜を、2006（平成 18）年度から実施している。募集人員は若干名である。選抜方法は、勤務実績などを勘案して、一般選抜から筆記試験を免除し、面接に口頭試問を加える形式になっている。

成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性（4-17）

2009（平成 21）年度入試から推薦入学制度を導入することに決めた。募集人員は、専攻により少し異なるが、定員の半分程度である。選抜方法は、専攻毎に少し異なるが、推薦書や成績証明書などの書類審査と、志望する専攻に関する口述試験を含む「面接」である。被推薦者は、推薦希望者で、かつ、大学院進学に堪えうると考えられる学部成績優秀者から選考している。ただし、他大学からも推薦可能なので厳密には学内推薦に限定するものではない。

他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況（4-18）

下表（情 4-20）は情報科学研究科における博士前期課程の入学者状況である。海外及び国内の他大学から毎年 1～3 名程度ではあるが常に入学者がいる状態であり、この「門戸開放」の仕組みが必要とされており、かつ、毎年有効に機能していることがわかる。

表 情 4-20　情報科学研究科における博士前期課程の入学者状況

入学年度	2004	2005	2006	2007	2008
本学	89	71	76	65	80
留学生	1	1	0	0	1
他大学	0	3	3	2	2
入学者総数	90	75	79	70	83

飛び入学を実施している大学・学部における、そうした制度の適用の適切性（4-19）

大学に 3 年以上在学した学生に対し、飛び入学制度の利用を認めている。なお、当該出願資格の認定のため、事前審査を行うこととしている。過去、情報工学科において、2001（平成 13）年 4 月に入学した学生 1 名が 2004（平成 16）年 3 月に学部を退学し、この飛び入学制度を用いて本学大学院情報工学専攻に進学した後、修了している。他大学出身者による本制度の利用は現在までない。また、本学では 2004（平成 16）年度入学生より、早期卒業制度を設けている。そのため、最近は本学からの大学院進学者については、この飛び入学制度は利用されていない。

大学院研究科における社会人学生の受入状況（4-20）

下表（情 4-21）は情報科学研究科における博士後期課程の入学者状況である。

表 情 4-21　情報科学研究科における博士後期課程の入学者状況

年　度	2004	2005	2006	2007	2008
本　学	4	3	5	4	3
留学生	0	0	0	0	0
他大学	0	3	0	1	1
社会人	0	3	1	0	1
入学者総数	4	9	6	5	5

入学者総数の多くは本学からの学生であり、社会人学生の入学は過去 5 年間に 5 人と、入学者総数に占める割合は低い状況となっている。受け入れた社会人学生は、受入先の指導教授と、これまで共同研究や、学会などを通じて研究交流を経験しているケースが多く、入学後も比較的順調に研究業績を上げ、学位を取得している。学位取得後の社会人学生は、そのまま職場に復帰する人、大学に転進する人など、それぞれに活躍の場を広げている。

入学して来る社会人学生は、既に企業などで実務経験を積んでおり、そのような社会人学生を受け入れることは、情報科学研究科にとって、新たな研究テーマや手法、発想の転換、良き企業カルチャの導入に繋がり、情報科学研究科の教育研究を、より活性化する観点からも望ましいことである。

大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率及び学生確保のための措置の適切性（4-24）

大学基礎データの表18に示すように、博士前期課程の場合、収容定員に対する在籍学生数は1倍前後が続いており特に問題はない。しかし、創造科学専攻は定員30名に対して、2008（平成20）年度の学生数が8名と27%の定員充足率である。2007（平成19）年度の新専攻発足から2年も経過していないため、恒常的とは言えないものの、欠員が生じている。ただし、既に決まった2009（平成21）年度の入学予定者は募集人員15名（専攻定員の1/2）に対して9名（60%）と改善している。

さて、創造科学専攻で欠員が生じている理由は、発足後間もないこと、及び大学院創造科学専攻につながる学科が学部にないことと考えられる。学生確保のための措置として、2009（平成21）年度入試から推薦入試を始めた。広島市立大学情報科学部出身者だけでなく、他大学出身者も出願できるし、創造科学専攻では、自己推薦も認めている。また、本学外からの進学者を集めるために積極的な宣伝広報活動も行なわれている。具体的には、関連する高専専攻科や近隣の工学系大学へ案内を送付しており、教員が国際会議に出席した機会を利用して、東南アジアの大学の先生方へのＰＲもしている。宣伝が行き渡るには時間がかかる。今しばらく推移を見守りたい。また、本学内からの進学者を増やすために、創造科学専攻につながる教科などの充実を図るように努力している。

大学基礎データの表 18 にあるように、本研究科博士後期課程（情報科学専攻）は恒常

的に定員を大きく割っている現状にある。これについては以降の評価項目 4-25 で説明する。

著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性（4-25）

本研究科博士後期課程（情報科学専攻）では、恒常的な欠員が生じており、毎年のように 2 次募集を行なっている。対応策として、社会人学生を積極的に受け入れるべく、2006（平成 18）年度から社会人特別選抜を実施している。また、開講する科目を必要に応じて夜間に実施するなど、社会人が在職のまま大学院へ進学し得るよう配慮している。しかし、これらの対応策によって事態が改善されているとは言いがたく、更なる点検・評価、及び改善の方策が必要である。これについては、以下の大学院研究科における学生受け入れの点検・評価、改善の方策にて記述する。

【学生の受け入れ（大学院研究科）に関わる点検・評価】

到達目標それぞれに対する、点検・評価・改善方策を述べる。

「大学院教育の質を確保するために定員に近い適切な数の受験者を入学させる」ことについて

大学院博士前期課程の募集人員は 3～4 人の教員で構成される講座当たり 3 人程度としている。この割合は、講座制が研究室制に移行した 2007（平成 19）年度以降も同じである。この人員は、研究指導体制としてはおおむね適当であり、問題は生じていない。大学基礎データの表 18 に示すように、創造科学専攻以外の専攻は、収容定員に対する在籍学生数は 1 倍前後が続いており特に問題はない。ただし、創造科学専攻は定員 30 名に対して、2008（平成 20）年度の学生数が 8 名と 27%の定員充足率である。しかしながら、2009（平成 21）年度の入学予定者は募集人員 15 名（専攻定員の 1/2）に対して 9 名（60%）と改善している。創造科学専攻に対する改善の方策は、（定員管理　評価項目 4-24）で述べたとおりである。

博士後期課程の場合、定員を大きく割っている現状にある。博士後期課程学生実習費等の教育費に関してはすべて実員ベースでの配分としているものの、恒常的な欠員が生じている現状は大きな問題である。研究科としては、優秀な教員の新規採用や昇格により、博士後期課程担当教授陣の質量ともの充実を図っている。また、博士後期課程学生のいる研究室を支援するために、以下のような方策を実施している。

- 学生の国際会議発表などの旅費を支援する。
- 情報科学部棟別館の研究室を、博士後期課程学生のいる研究室に優先的に割り当てている。

しかし、上記の方策だけでは十分ではない。これについては、改善の方策にて記述する。

「大学院での教育研究を通じて本研究科の修了生として十分な専門知識を身に付けることができるものを合格者とするために適切な選抜方法を採用する」ことについて

博士前期課程では、選抜試験は優秀な学生を選抜するというよりも、入学後の教育研究に対する適性を調べることに重点を置くようになっている。そのため、筆記試験による学力検査よりも面接による意欲や適性の検査の方が重要と考えられる。ただ、一般選抜の場合には志願者が多く、面接に十分な時間が取れないため、筆記試験との併用によって選抜を行ってきた。その方法は効果をあげており、それなりに適切な選抜が行うことができて

いる。一方、2 次募集は、志願者が少なく面接に十分に時間が取れることから、的確な人物評価を行っており問題はない。2007（平成 19）年度に大学院博士前期課程の組織再編があり、選抜方法も変更され、面接に十分な時間を取ることとした。さらに、2009（平成 21）年度生からは推薦入試を導入することによって、志願者数が多くて面接に十分な時間が取れない問題を解決する方向にある。

「学部教育を通じて基礎知識を有している志願者及び当該専攻の専門知識を身に付けることのできる可能性の高い志願者の両者を受入可能な複数の受験機会を提供する」ことについて

現在、博士前期・後期課程のそれぞれで年に 2 回の受験機会を設けている。さらに、博士前期課程の場合、2009（平成 21）年度入試から推薦入試を実施した。本大学院の入学者の 90%以上の学生が本大学卒業生であるため、その学力を大学時代の成績によって調べることができる。そのため、筆記試験よりも面接に注力した選抜方法を取ることによって、より適切な選抜が可能になっている。

「十分な受験者を確保するために広報活動を充実する」ことについて

博士後期課程では十分な広報活動ができておらず、受験者が十分確保できていない状況にある。この対策は、1 番目の到達目標に対する改善方策のところで述べる。

「公正でミスのない入試を実施するために入試に関する情報の透明性及びセキュリティに配慮した入試実施体制を整える」ことについて

入学試験実施において過去に重大な問題は発生しておらず、現行の全学入試委員会を頂点とする入学試験実施体制は、適切に機能している。また、入学者選抜基準や試験実施状況、試験成績等を積極的に公開しており、本学の入学者選抜は十分に透明性を確保している。また、受験生への入試情報の提供や入学試験の実施・合否判定にあたっては、全学の部分で記述されているとおり、公平性・妥当性を確保している。

【学生の受け入れ（大学院研究科）に関わる改善の方策】

博士後期課程の定員割れの対策として、大きく分けて三つの方策を実行する。

（1）定員確保のために、大学院学生募集のための広報活動を活発に行う。博士前期課程の学生や社会人を積極的に受け入れるよう、戦略的な広報活動を行うことが必要である。また、外国人留学生も積極的に受け入れるよう、努力が必要である。具体的には、以下のような事項を実施する。

- 博士前期課程学生向け進路説明会で、後期課程学生による体験発表を行い、博士後期課程への進学を勧誘する。
- 社会人学生のための案内パンフレットを作成する。
- 外国人留学生を獲得するために、本学や各研究室のホームページの英語版をより充実させる、あるいは英文パンフレットを作成する。

（2）博士後期課程学生の経済支援、就職支援を行う。

- 検討中である法人化後には、留学生向けの大学独自の奨学金制度を創設することを検討する。
- 文部科学省大学院教育改革 GP に申請した内容であるが、企業人を短期で大学院博士後期課程へ受け入れ、特定の課題について博士後期課程学生と一緒に企業での知識を活かして PBL （Project Based Learning）などを行う「逆インターンシップ」を実施する。このプログラムにより、企業人に本研究科博士後期課程の現状を知ってもらい、博士後期課程学生の修了後の就職につなげる。

（3)「医工連携」を推進する。本研究科は、広島大学大学院医歯薬学総合研究科との医工連携を進めている。当面は、3 カ月に 1 回程度開催する学術交流会で、両大学院の研究者が連携できる分野を探り、共同研究に着手する予定であるが、将来的には共同での大学院博士後期課程設置をも視野に入れている。既に、2008（平成 20）年 8 月に第 1 回目、12 月に第 2 回目の学術交流会を行い、医用画像の解析、医療エキスパートシステムなどについて意見交換を行っている。

第６章　研究環境

情報科学部・研究科

到達目標

研究活動の目標は、学外に多くの研究成果を発表することで、教育の質を向上させ社会に貢献することである。このためには、研究上必要な設備等の計画的な整備あるいは更新が必要である。また、学会誌等に研究成果を積極的に公表し、科研費などの競争的外部資金を獲得できるように積極的に活動する。

研究環境では、所属する研究室で専門分野の研究を行うとともに、研究室や専攻・学部あるいは大学の枠を超えた共同研究も可能な柔軟な運営を目標とする。また、学部・研究科などの運営に係わる負担が増加しつつあり、これら学内業務の効率化と負担の分散を図り、研究時間を確保することを目標とする。

【現状説明】

論文等研究成果の発表状況（6-1）

2008（平成 20）年 8 月に情報科学部に在籍している教員の研究成果の出版状況を以下に示す。出版物の区分については研究開発支援総合ディレクトリ ReaD の研究業績の区分に基づいている。なお、区分「その他」には種別欄が空白のものを含む。件数については、教員ごとに著者として関与した出版点数を合計したものであり、のべ件数を示す。

表　情 6-1　研究業績一覧

年度	合計	著書（単行本）	学術雑誌	紀要	その他
2003	380	17	240	6	117
2004	415	20	275	6	114
2005	450	22	283	4	141
2006	428	9	259	2	158
2007	496	8	304	2	182

情報科学部に在籍する教員は約 100 名であるから、最近 5 年間についていえば年間平均 4 ないし 5 件の出版に参画している。

国内外の学会での活動状況（6-2）

教員の加入する学協会数は国内 86 団体、国外 28 団体である。これらのうち代表的な学協会は、国内では電子情報通信学会、情報処理学会、人工知能学会であり、国外では IEEE、ACM である。これら学協会の中から、教員は平均すると、国内 3.1 団体、国外 1.6 団体に所属して活動している。活動のうち論文発表等については（評価項目 6-1）で述べたとおりであり、例えば最近 5 年間で教員は平均 3、4 回の海外開催学会に参加した。それ以外にも学会理事や評議員として、あるいは国際会議の Program Co-Chair として活動する教

員もいる。また、論文誌や国内外で開催される会議録の編集委員や査読委員として教員が活動することも日常的である。以上から、学会活動に対する教員の貢献は十分であるといえる。

当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況（6-3）

本学部･研究科で特筆すべき研究活動としては、学部･研究科共同プロジェクトがある。学部・研究科共同プロジェクトとは、教員が中心メンバーとなり、ニーズ提供者や学内外の研究協力者と構成するグループで複数年にわたって実施する研究である。2008（平成20）年度においては、継続テーマが 6 件、新規テーマが 1 件からなる合計 7 件のプロジェクトを実施中である。下表（情 6-2）に共同研究プロジェクトの概略を示した。なお、人数欄のカッコ内は本研究科教員の数であり、内数を示す。これらの共同研究を通して、情報科学研究科は本学を支える地域社会に貢献している。

表　情 6-2 共同研究プロジェクトの概略

研究題目と概要		研究開始	人数
題目	モバイルアドホックネットワーク技術とその応用に関する研究	2005	19(16)
概要	スケーラビリティがあり､端末の移動速度の変化に適応できる、モバイルアドホックネットワークの基礎技術を開発し、広島市児童見守りシステムに応用して動作テストする。		
題目	脳機能解析装置の開発とそれを用いた脳機能の計測・解析	2005	6(6)
概要	詳細な構造モデルを使用した脳活動部位推定法を開発し、それに基づいた脳機能解析装置を開発した。体性感覚誘発脳磁界データから脳活動部位を推定する実験を行い､有効性を確認する。		
題目	画像映像情報の高度利用に関する研究　－3 次元画像処理と産業・医療・教育分野への応用	2005	10(10)
概要	画像処理・認識技術を用いて、3 次元形状復元と表面の光沢・質感･重量感提示、交差点監視支援システムの技術を開発する。		
題目	IPv6 メッシュネット無線通信による広島市の次世代情報通信基盤構築に関する研究	2007	6(4)
概要	IPv6 メッシュネットによる広帯域無線通信環境を構築し､移動透過通信実験により、プロトコルを評価する。		
題目	モーションメディアコンテンツ流通サービスモデルの研究	2007	8(4)
概要	実体の動きを表すメディアをモーションメディアという。モーションメディアを用いたサービスとして「空気枕による触感通信システム」を開発し、ビジネスモデルを確立する。		
題目	電子自治体構築と運用のための IT ガバナンス教育コースの開発と実証	2007	5(3)
概要	電子自治体の適切かつ効果的な構築や運用に必要となる専門知識を伝える教育プログラムと教材を開発し､有効性を実証する。		
題目	聴覚印象の客観的評価手法の開発	2008	5(1)
概要	音響機器の“動的特性”の違いを楽音から検出する方法を開発する。楽音由来の聴覚印象を、視覚表現された“動的特性”解析結果と結びつけることで、聴覚印象の客観評価を目指す。		

研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況（6-4）

学外からの助成金としては科学研究費補助金が代表的である。これについては大学基礎データ（表 33、表 34）及び「科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況（評価項目 6-14)」を参照されたい。

本学教員のみを対象とする学内研究費としては、研究の種類に応じて 6 種類に区分される特定研究費がある。特定研究費を受けて展開されている情報科学部の研究プログラムに関するデータを下表（情 6-3、情 6-4）に示す。

表　情 6-3　特定研究費を得て行われた研究プログラム（件数）

年度	指定	一般	国際学術	継続(一般)	国際学術(継続)	研究成果公表
2003	2	13	0	9	0	0
2004	0	13	1	12	0	0
2005	0	10	0	11	1	0
2006	1	12	1	9	0	0
2007	2	11	0	9	1	1

表　情 6-4　特定研究費を得て行われた研究プログラム（金額、単位千円)

年度	指定	一般	国際学術	継続(一般)	国際学術(継続)	研究成果公表
2003	3100	25100	0	11000	0	0
2004	0	18950	998	12400	0	0
2005	0	10580	0	10570	1198	0
2006	1082	13250	940	7170	0	0
2007	1892	9420	0	7130	1000	50

国際的な共同研究への参加状況（6-5）

学内研究費である特定研究費を用いて、海外研究機関との共同研究を 2 件行った。1 件は特定研究費（国際学術研究費）を用いてドイツの研究機関と行ったモバイルアドホックネットワークに関する共同研究であり、もう 1 件は特定研究費（指定研究費）を用いてアフリカの研究機関と行ったアラビア語書字学習支援システムに関する共同研究である。

附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学・大学院との関係（6-7）

当該評価項目は必須項目となっているが、本学部・研究科においては該当が無い。

大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係（6-8）

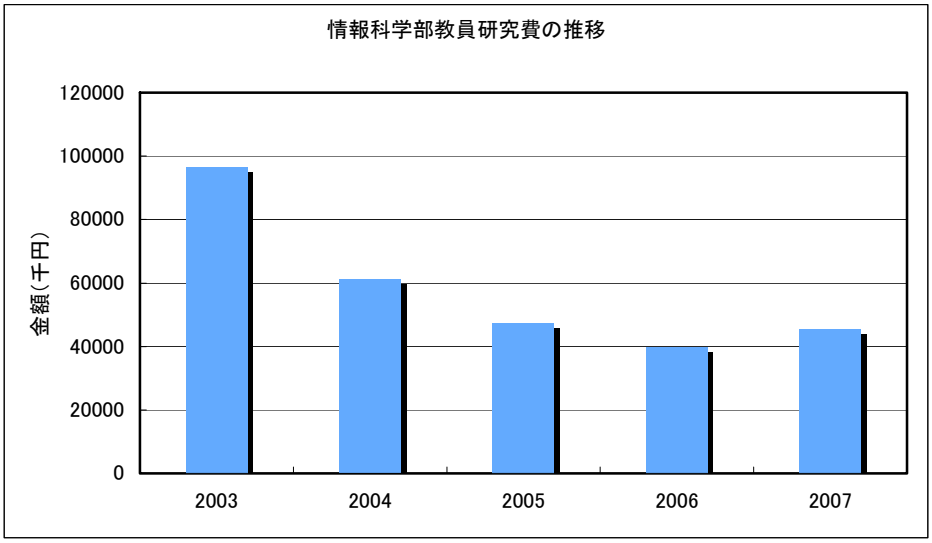
情報科学部においては、2006（平成 18）年度まで情報処理センターとの共同研究や教育を行ってきた。情報処理センターに教員が 2 名配属されており、この 2 名が情報科学部教員と共同研究を行い、学部・大学院の講義をしてきたためである。2007（平成 19）年度の情報科学部組織再編に伴い、情報処理センター配属の教員は情報科学研究科に異動したため、現在では教育研究上の連携はなくなった。

一方、2007（平成 19）年度に設立された社会連携センターと情報科学研究科の間で研究上の連携が始まった。社会連携センターは知財の管理、地場企業や自治体と本学の研究活動のマッチング、連携を推進する組織であり、情報科学部教員の研究成果の特許申請、地場企業との共同研究の開始などの取り組みが始まったところである。また、社会連携センター配属の教員が情報科学部の講義「知的財産権」を行うなど教育活動も行われている。

個人研究費、研究旅費の額の適切性（6-9）

専任教員の個人研究費、研究旅費の額については、大学基礎データの（表 29）、（表 30）、（表 31）、（表 32）に示すとおりである。設置者である広島市の財政事情の悪化に伴い、情報科学部の教員研究費は減少し現在に至っている。過去 5 年間の広島市から配分された教育研究費（総額）の推移を下図（情 6-1）に示す。広島市からの配分予算は 2006（平成 18）年度まで減少しており、2007（平成 19）年度で下げ止まっている。2007（平成 19）年度で、教員一人当たり 44 万円／年となっている。この額には、教員一人あたり 16 万円／年の研究旅費が含まれている。

図　情 6-1　情報科学部教員研究費の推移



教員研究費から、共通経費（研究補助職員の賃金）及び共同プロジェクト経費（評価項目 6-13 で説明する）を除くと、各研究室に直接配分される予算は、2007（平成 19）年度で教員一人当たり約 34 万円である。教員研究費とは別に、研究用情報処理機器リースの

予算があり、これにより教育研究環境が維持されている。旅費を除いた研究費については、教員業績に基づいた傾斜配分を 2007（平成 19）年度から始めたが、絶対額が少ないこと、及び業績評価に関する合意に至っていないため、緩やかな傾斜配分としている。

学内の競争的資金としては、全学の特定研究費（「研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況（6-4)」参照）がある。2007（平成 19）年度では、情報科学部で合計 24 件の研究課題が、平均すると一件あたり約 80 万円の研究助成を受けている。情報科学部の専任教員の約 4 分の 1 が助成を受けていることになり、重要な資金源である。また特定研究費には国外の学会での研究発表を行うための海外旅費助成もある。2007（平成 19）年度には情報科学部で 13 人の教員がこの助成を受けている。

教員個室等の教員研究室の整備状況（6-10）

2006（平成 18）年度までは講座制であり、28 講座があった。教員数は理論系の講座は 3 名、実験系の講座は 4 名である。情報科学部の建物は情報科学部棟と別棟の 2 つから構成されている。各講座に対して情報科学部棟に 6 スパン、別棟に 2 スパン、合計 8 スパンが割り当てられていた。なお、1 スパンは約 50 平方メートルの区画である。

2007（平成 19）年度には、別棟については、各講座に 1 スパン、社会連携センターに 12 スパン、残りを研究科共通分として割り当てた。社会連携センター分には共同研究プロジェクトに割り当てられた 6 スパンが含まれている。研究科共通分については、博士後期課程の学生指導実績、部屋の形態（特殊仕様）に基づき再配分した。

2008（平成 20）年度から配分スパン数の均等化を図るため各教員に対して 2 スパン以上を割り当てることとした。その結果、情報工学専攻（教員数 29 名）に 60 スパン、知能工学専攻（教員数 29 名）に 60 スパン、システム工学専攻（教員数 30 名）に 62 スパン、創造科学専攻（教員数 18 名）に 38 スパンを割り当てた。その他は、研究科共通分として、共通実験室、博士後期課程の講義室、ゼミ室等として使用する。専攻間で教員数当たりのスパン数に多少の差があるが、223 スパンを 104 名の教員が使用しており、教員一人当たり平均で 2 スパン（約 100 平方メートル）以上は割り当てられており、教育研究を実施するために十分なスペースを確保している。共同研究プロジェクトを推進している教員グループには更に合計 6 スパンが割り当てられており、先端的研究の重点化を図っている。

以上は 2008（平成 20）年度から 2 年間の暫定的配分として決めたものである。そもそも別棟は博士後期課程の設置に対応するために建設されたものであり、博士後期課程の教育研究の充実を図ることを目的とする基準に基づき、主に研究科共通分を対象に 2010（平成 22）年度に見直す予定である。

教員の研究時間を確保させる方途の適切性（6-11）

情報科学研究科教員の勤務時間は大別すると、(1) 自己の研究及び学会での活動、(2) 講義・実験・演習等に係る教育活動、(3) 公開講座やオープンキャンパス等の地域貢献活動、(4) 大学運営のための学内活動である。教員の研究に係る時間を確保するためには(2)、(3)、(4)の負担が特定の個人に集中しないようにすることが必要である。

そのため、情報科学部では(a) 教員の担当する科目の時間数の平準化、(b) 公開講座の輪番制や参加促進、(c) 委員会など、学内業務負担の平準化を配慮して運営している。その

意味で、研究以外の時間的負担を特定の教員に強いる状況にはなっていない。

2007（平成 19）年度の情報科学部組織再編とともに、職位制度の改正(教授・助教授・講師・助手から教授・准教授・講師・助教へ)を実施し、さらに、内部昇格の制度を発足したことにより数名の教員が助手から講師に昇格した。その結果、講義担当教員数が増加し、教員の担当科目数の平準化に効果があった。また、情報科学部の場合、学生数と教員数の比(Student/Faculty Ratio)は 8 から 9 であり、各教員が多数の学生を抱えて教育に忙殺される状況にはなっていない。8 章教員組織の評価項目 8-1 及び 8-16 も参照されたい。

一方、教員の教育活動、地域貢献活動へのさらなる献身が求められており、それらに費やす時間が増加傾向にある。したがって、教育活動、地域貢献活動に係る作業の効率化が課題となっている。

研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性（6-12）

大学にあっては教育と研究が車の両輪で、このため教育、研究の両面において優れた資質と能力が求められる。従って、新しい教員人事にあっては、高い資質と能力を備えた人材を登用していくことが肝要である。

組織の構成員として迎え入れたうえは、教員個々の能力と資質を向上すべく、自己研鑽を促すと同時に、組織として可能な限り高い能力を身に付けてもらうよう配慮することが必要で、教員の自己研鑽に資する諸制度を設けている。特定研究費による研究助成制度、学長指名教員派遣研修制度を開学より実施している。

共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性（6-13）

情報科学研究科では教育研究費の一部（旅費を除いた後の 25%程度）を学部・研究科共同研究費として設け、公募により選ばれた共同研究プロジェクト（うち、新規プロジェクトは毎年 2～3 件程度）に予算配分を行なっている。公募研究課題は社会連携センターの目的・趣旨・内容に沿ったものであり、具体的には（1）大学の有する知的財産の社会への還元・実用化を積極的に推進する研究、（2）広島市情報システムの高度化の推進など、広島市との連携事業を推進・強化する研究、（3）広島市行政課題の解決による地域貢献や地域人材の育成機能などを推進する研究、（4）その他、地域のシンクタンクとしての役割を果たす研究、以上の四つの要件のうち、いずれかを満たさなければならない。

情報処理機器のリース予算をもとに 2005（平成 17）年度にスタートした三つの共同研究プロジェクトを含め、現在合計七つの共同研究プロジェクトが走っており、これらに関係する情報科学部・情報科学研究科教員は 44 名となっている。

限られた予算で、毎年新規プロジェクトを募集するのは非常に困難である。そのために、学外の競争的資金獲得の引き金になるようなプロジェクトを選択して予算配分を行い、研究の進展とともに随時外部資金の獲得を目指すこととしている。これにより、外部資金の獲得と同時に新規プロジェクトの募集が可能になる。なお、共同研究プロジェクトについては、毎年研究報告書の提出を義務づけ、それに基づいて 2 年目以降の予算を配分している。

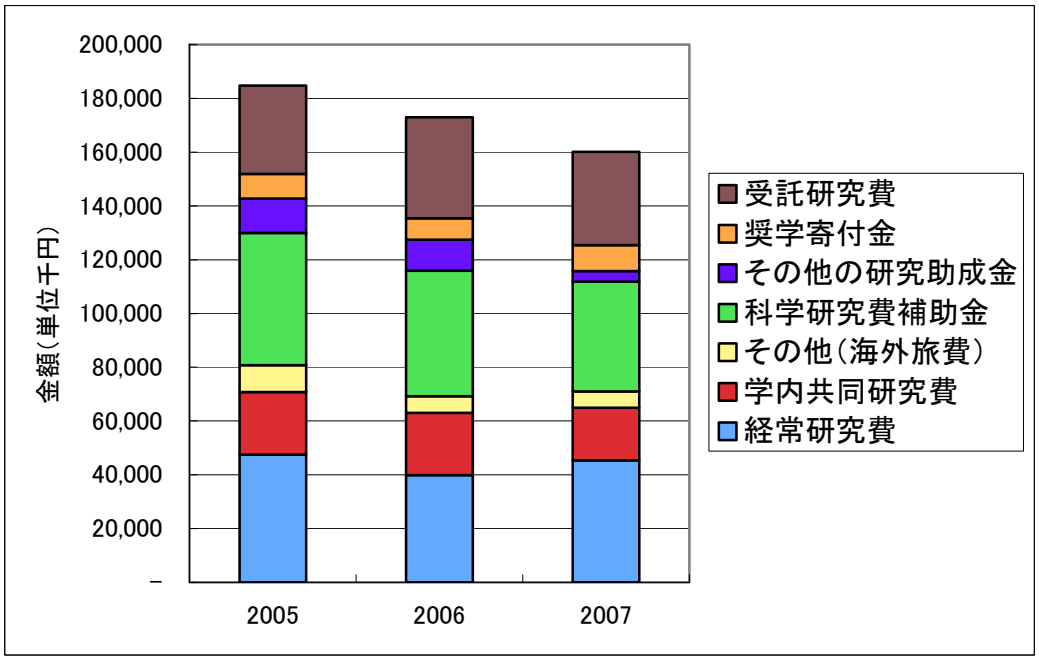
科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況（6-14）

科学研究費補助金の採択状況は、大学基礎データの（表 33）に示されている。情報科学研究科では、過去 3 年間、申請件数、採択件数、採択率ともほとんど変わっていない。2007（平成 19）年度の新規分の申請件数は 66 件、採択件数は 14 件、採択率は 21.2%である。これに前年度からの継続分 19 件を含めると、申請件数は 85 件（採択件数は 33 件）となり、情報科学部教員のほとんどが申請していることがわかる。これは全学の特定研究費や、学部内の共同プロジェクト研究への応募に外部資金への応募実績を条件としているためでもあるが、基盤的研究費が不足しがちな現状を考えて、外部競争的資金獲得のための努力をしなければならないと情報科学研究科教員が考えていることを表している。

科学研究費補助金以外では、2007（平成 19）年度、戦略的情報通信研究開発推進制度（総務省）、産業技術研究助成事業（新エネルギー・産業技術総合開発機構）、産学連携製造中核人材育成事業（経済産業省）、地球環境研究総合推進事業（環境省）で計 4 件の研究助成を受けている。

過去 3 年間の情報科学部教員研究費の内訳を下図（情 6-2）に示す。経常研究費、学内共同研究費（特定研究費）、その他（海外旅費）が学内分であり、それ以外が学外分である。比率に注目すれば、2007（平成 19）年度では、経常研究費（28.3%）、科学研究費補助金（25.5%）、受託研究費（21.6%）の 3 つで、全体の 75.4%を占めている。学内共同研究費は 12.2%である。産学連携による企業との共同研究も教員各自が積極的に進めており、相手企業との相談、打ち合わせに関しては社会連携センターが窓口となり、仲介する制度を確立している。奨学寄付金（6.0%）、その他の研究助成金（2.4%）は少ない。

図　情 6-2　教員研究費の内訳



基般的研究資金と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性（6-15）

学内研究費に関する基盤的研究費と競争的研究費を総額で比較する。2007（平成 19）年度の情報科学部教員研究費（45,389 千円）を基盤的研究資金、全学の特定研究費のうち、情報科学部教員が研究代表者となっている分（19,492 千円）を競争的研究資金とすれば、全体の約 70%が基盤的研究資金である。しかし、情報科学部教員研究費のうち、共同研究プロジェクト予算（6,247 千円）を競争的研究資金と考えれば、基盤的研究資金の割合は 60%に低下する。これは、もともと絶対額の少ない教員研究費から更に共同研究プロジェク助成のための予算を出しているためである。

研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性（6-16）

情報科学部の研究活動の成果公表・発信を支援する仕組みとしては、(1)別刷購入費用の研究費(図書費等)による支払い、(2)研究成果出版費用の特定研究費による支払い、(3)リポジトリの利用がある。雑誌掲載料等を大学で負担することや、研究成果をまとめた冊子の出版を学内研究費である特定研究費（研究成果公表経費）を使って支出することにより研究活動を経済的な面で支援すると同時に、本学付属図書館のリポジトリや、広島県共同大学リポジトリ HARP に論文を登録することによりインターネットを利用した研究成果の発信を支援している。

研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性（6-17）
研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性（6-18）

全学研究倫理委員会を設置し、研究倫理について審議が必要となる研究内容についてはそこで審議することにしている。

【研究環境に関わる点検・評価】

最初に述べた到達目標それぞれに対する、点検・評価を以下に述べる。

情報科学部教員の出版件数はおおむね増加傾向にあることから、研究を進めて成果を公表し、社会に貢献するという部分では活発な活動をしているといえる。

教育や社会貢献、学内運営に係る役割分担と負担の平準化により、教員の研究時間を確保している。

科学研究費補助金の採択件数は良好であると考えられる。しかし、科学研究費補助金以外の政府関係機関からの研究助成の件数は少ない。また、最近 2 年間については研究資金の総額は減少傾向（図　情 6-2）にある。これは重要な問題点である。

【研究環境に関わる改善方策】

まず、基盤的研究費である教員研究費を確保することが、是非とも必要である。設置者

や予算査定に当たる財政当局に対して、基盤的研究費の重要性、必要性等について十分な説明を継続していく。

科学研究費の採択率は科研費全体の採択率の平均値 22.3%を若干下回る値となっており、今後は採択率の高い教員によるセミナーを開くなど､採択率を向上させる措置を実施する。また、文部科学省の科学研究費補助金だけでなく、経済産業省、国土交通省、総務省、農林水産省等の競争的研究資金の確保にも努める。産業界との連携研究や奨学寄附金、助成金等の外部資金の獲得もこれまで以上に努力する。

社会連携プロジェクトに対して研究費を助成する制度が全学で 2008（平成 20）年度に発足した。この制度と研究科内の共同研究プロジェクトとの予算の役割分担等について検討する。

第８章　教員組織

情報科学部・研究科

到達目標

教員組織の目標は、情報科学部及び大学院情報科学研究科の理念・目的・教育目標に基づき、学部及び大学院での教育の内容を教授し、卒業、修了時点で社会から評価される質の高い学生を送り出すとともに、高度な研究を実施し社会に還元することである。そのため、学生の学習意欲、研究意欲を養成するために、高度の専門的学識と研究遂行能力及び優れた人格を備えた専任教員を確保し、公正な教員選考基準による募集・昇任を実施するほか、時代や社会の要請に対応した人員配置を行い、教員の教育・研究活動が安定的に、かつ円滑に遂行されるような教員組織を実現する。

情報科学部

１　学部の教員組織

【現状説明】

情報科学部の教員は、全員が大学院の 4 専攻（情報工学専攻、知能工学専攻、システム工学専攻、創造工学専攻）に所属し、情報工学専攻、知能工学専攻、システム工学専攻に所属する教員が基本的に対応する学科（情報工学科、知能工学科、システム工学科）の専門教育を担当している。創造工学専攻に所属する教員は、基礎的な分野である電気電子関連科目などの学部総合科目を担当している。さらに、3 学科共通の専門基礎科目については、4 専攻すべての教員が担当している。

これにより、学科単位で教員を固定化することなく、最も適した分野の教員を弾力的に配置するように体系化している。また、学科配属される 2 年前期までの学部共通科目については、少人数教育を実践するため、講義科目は 3 クラス、演習科目は 6 クラス、プログラミング科目は 4 クラスの複数のクラスを編成している。

複数クラスの科目では、教育目標、シラバス、評価方法などを統一し、教育内容を共通化する必要があるため、各科目で科目責任者を選任し、学生アンケート結果なども反映させながら、教育内容、方法の効果や妥当性を随時検討している。

（１）教員組織

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性（8-1）

「高度技術と社会との関連において今後最も急速に進展する情報科学の分野において、独創的な課題創造の上で、問題発見の手法を自主的に見いだす能力とともに、国際的視野を身に付けた、感性と人間性豊かな創造的人材を養成する。」として、1994（平成6）年に理学と工学を統合した情報科学部を設置した。

その後、2007（平成 19）年度に専門教育における学科、コース選択の柔軟性を確保するなどの社会的要請に対応するため、次の 3 学科 6 コースに再編した。

情報科学部は、コンピュータコース、ネットワークコースの「情報工学科」、知的ソフトウェアコース、知能メディアコースの「知能工学科」、制御・メカトロニクスコース、

通信・インタフェースコースの「システム工学科」の 3 学科で構成した。

情報科学部の入学定員は 210 名（収容定員 840 名）で、情報工学科、知能工学科、システム工学科が各 70 名の入学定員であり、専任教員は情報工学科 29 名、知能工学科 28 名、システム工学科 30 名の計 87 名である。さらに、情報科学部での学部総合科目を分担している創造工学専攻に所属する教員 17 名を含め、104 名の専任教員が情報科学部の教育にあたっている。これは、大学設置基準上必要な専任教員を十分満たしており、教授 27、准教授 26、講師 14、助教 27 名の職位配置についても、妥当と考えられる。学生との比率で考えても、学部収容定員で学生約 8 名につき 1 人の専任教員が指導にあたっており、きめ細やかな指導をしている。

大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか）(8-2)

本学が国内でも希な公立大学における情報科学部を有しているため、広島県においても情報科学の分野では中核となっている。このため、学外機関から本学専任教員へ非常勤講師などの依頼は多い。2008（平成 20）年度においては、14 名の教員（専任教員の 13%）が学外非常勤講師を務めている。なお、本務への影響が限られた範囲にとどめるため、非常勤講師へ就任する際の基準を以下のように設けている。

(1) 本学における教育研究にできるだけ支障が生じないよう、他大学における講義の日、曜日、時間に配慮する。
(2) 本学の休業期間中に他大学において講義する場合は、年 1 科目以内とする。
(3) 本学の講義期間中に他大学において講義する場合は、前期・後期の各期において、週 1 科目以内とする。

すなわち、原則、1 教員について、前期 1 科目、後期 1 科目、休業期間中 1 科目、計 3 科目を上限とする。この基準を満足し、本務に支障がないかを情報科学研究科委員会において個別に確認のうえ承認している。

また、公共団体、学会などによる外部委員就任や研修会実施などの要望もあり、これについても公共性や必要性などを情報科学研究科委員会において個別に確認のうえ承認している。

主要な授業科目への専任教員の配置状況（8-3）

大学基礎データの表 3 に示すように、学科の再編に伴う新しいカリキュラムにおいては専門科目の専兼比率は 100%であり、情報科学の中核をなす授業科目はもちろん、それを発展応用させた分野の授業科目に至るまですべてを専任教員により実施している。

教員組織の年齢構成の適切性（8-4）

情報科学部の年齢構成は、大学基礎データ表21に示したとおりである。60歳以上の教員はおらず、40歳以上と40歳未満が全体のそれぞれ約半数を占めている。これらのことから、比較的若い教員組織であり、バランスのとれた構成割合が確保されているものと考えられる。ただし、56歳から60歳に教授の37%（情報科学研究科教員の10%）が在籍しているた

め、5～10年後に集中して定年を迎えることが予想される。そのため、学部・研究科各種委員会をそれぞれの専攻の教授職1名及び准教授・講師職1名の計2名で担当し（各種委員会を8名体制）、現時点から大学運営などの情報を自然に引き継げるように対策を講じている。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性（8-5）

学部・研究科における教育課程に関して、学部・研究科教務委員会が連絡調整の機能を果たしている。2006（平成 18）年度までは、学部の教育課程については学部教務委員会の所轄、大学院については研究科の運営委員会がその機能を果たしてきたが、2007（平成19）年度の学部・研究科再編以後は、学部・研究科教務委員会が学部と大学院博士前期課程の両方の連絡調整を行うよう一本化された。さらに、大学院博士後期課程の教育課程編成に関しては、博士後期課程運営委員会が担当している。

学部・研究科教務委員会は、各学科（専攻）2 名の委員と委員長から構成される。さらに、2007（平成 19）年度からは、カリュラム改訂に伴い、2 年次前期までは入学生に同じ学部共通教育をすることとなったため、学部の共通教育を担当するための副委員長を置くこととした。教務委員は各学科・専攻に関する教務関係のすべての仕事を行い、学部・研究科全体の連絡調整をも行っている。教務委員が各専攻へ持ち帰った検討事項に関しては、各専攻に所属する教員で協議している。

このように教務関係の連絡調整は、学部・研究科に所属するすべての学生の教務関係事項に関係しているため職務負担も多いが、各学科（専攻）当たり 2 名の教務委員を配置することにより、教員や事務関係の連絡調整の役割を果たしている。

教員組織における社会人の受入状況（8-6）

本研究科では民間企業から 28 名、財団・国立研究所から 4 名、合計 32 名の社会人を受け入れている。これは研究科全教員 104 名のうちの 30%と非常に高い比率となっている。

これらの教員は、企業での経験などを「技術者倫理」という講義で生かしたり、各教員の専門科目において実際の開発経験を話したり、学生が就職後の仕事をイメージしやすい指導を行っている。評価項目 3-30 で述べた Teaching Excellence Award を受賞した教員は企業出身者も多く、実践的な経験に基づく教育指導が学生の興味を惹いている。情報科学が実学であるため、社会人の受け入れが研究教育活動において効果を上げているといえる。

なお、本学部・研究科では寄付講座の規程はない。

（2）教育研究支援職員

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性（8-9）

情報科学部における学生実験は、各実験科目のテーマごとに教員やティーチング・アシスタントが担当し、テーマごとに少人数教育を実践している。数学演習などは、1クラス

35人程度に教員とTAが担当するほか、情報処理関連の演習科目は、3～5名の教員で1クラスを同時に担当している。

さらに、評価項目8-11で述べるように、実験・演習・情報処理の演習科目には、TAを有効に配置し、実質的に少人数教育を実践している。

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性（8-10）

情報科学部・研究科における教育研究活動は、事務局本部の学部運営担当、研究支援担当、教務支援担当などに加え、情報科学部棟の情報科学部・研究科分室、情報科学部研究科専攻事務室により支援されている。情報科学部には特に学部専任の教育研究支援職員はいない。情報科学部・研究科分室には、嘱託職員 1 名、臨時職員 3 名が配置されており、学部・研究科事務としての事務処理を主として行っている。情報科学研究科専攻事務室には、臨時職員 3 名が配置されており、講義資料の準備、実験レポートや卒業論文、修士論文の受け取り、卒業論文・修士論文発表会の発表会プログラムの作成など、学部・研究科の教育研究支援や就職支援を行っている。昨今の人員削減の傾向のため、教育研究支援職員の数が少なくなっており、教員と教育研究支援職員との間で、作業事項について合意を形成して連携・協力を行っている。

ティーチング・アシスタント（ＴＡ）の制度化の状況とその活用の適切性（8-11）

情報科学部における学生実験、あるいは演習科目には、担当教員のほかに、ティーチング・アシスタントを配置し、少人数教育を実践しきめ細かい教育を行っている。

情報科学部では、1 年次から一般情報処理科目やプログラミングなどの専門科目が始まり、2 年次の基礎実験、3 年次における専門実験などの実験・実習科目を教育している。

専門性の要求される実験・実習科目については、学部専任教員が実施している。実験・実習科目の教育補助として、情報科学研究科の大学院生をティーチング・アシスタントとして雇用している。平均的に半期の 1 実験当たり、教員のほかに、ティーチング・アシスタント 2 名を配置し、学生の理解を助けるきめ細かい教育を行っている。また、プログラミング演習にティーチング・アシスタント 1 名をつけている。

実験・実習科目ではないが、情報科学の基礎科目である数学の演習科目において、ティーチングアシスタント 2 名を配置している。

情報処理教育は、国際・芸術学部学生向けの情報処理科目及び情報科学部学生向けの一般情報処理科目があり、情報科学部専任教員が担当している。同科目は、初めてコンピュータに触れる大学 1 年生向けの演習を伴う重要な基礎科目であり、学生の理解を充分にするため、ティーチング・アシスタント 2 名を配置している。

情報科学部では、1995（平成 7）年度より、ティーチング・アシスタントの予算化を行い、実験・実習科目における補助要員として配置している。下表（情 8-1）に、2007（平成 19）年度の情報科学部におけるティーチング・アシスタントの配置状況を示す。

表　情 8-1 情報科学部におけるティーチング・アシスタントの配置状況

2007 年度情報科学部 TA

	前期							後期						
	科目名	単位コマ	人数	単位時間	週	総コマ数	総時間数	科目名	単位コマ	人数	単位時間	週	総コマ数	総時間数
全学共通系科目	一般情報処理A（国際・1）	2	2	3	14	56	84	物理・化学実験	2	2	3	14	56	84
	一般情報処理A（国際・2）	2	2	3	14	56	84	情報と企業（遠隔講義）	1	2	1.5	14	28	42
	一般情報処理A（芸術・美）	2	2	3	14	56	84							
	一般情報処理A（芸術・デ）	2	2	3	14	56	84							
	一般情報処理B（メディア）	2	2	3	14	56	84							
	一般情報処理B（工学）	2	2	3	14	56	84							
	一般情報処理B（知能）	2	2	3	14	56	84							
	一般情報処理B（機械）	2	2	3	14	56	84							
	小計		16			448	672	小計		4			84	126

		前期							後期						
		科目名	単位コマ	人数	単位時間	週	総コマ数	総時間数	科目名	単位コマ	人数	単位時間	週	総コマ数	総時間数
専門科目演習	学部共通	数学演習Ⅰ（6クラス）	1	12	1.5	14	168	252	数学演習Ⅱ（6クラス）	1	12	1.5	14	168	252
		プログラミングⅠ演習（4クラス）	1	8	1.5	14	112	168	プログラミングⅡ演習（4クラス）	1	8	1.5	14	112	168
	メディア	プログラミング演習Ⅱ	1	2	1.5	14	28	42	プログラミング演習Ⅲ	1	2	1.5	14	28	42
									コンピュータグラフィックスⅡ	1	1	1.5	14	14	21

	工学	論理回路演習	1	2	1.5	14	28	42	プログラミングⅡ演習	1	1	1.5	14	14	21
		プログラミング演習ⅠA,B	2	1	3	14	28	42	電気回路演習	1	1	1.5	14	14	21
		外書講読演習Ⅰ	1	1	1.5	14	14	21	ソフトウェア工学演習	1	1	1.5	14	14	21
	知能	ﾃﾞｰﾀ構造とｱﾙｺﾞﾘｽﾞﾑⅡ演習	1	2	1.5	14	28	42							
		記号処理プログラミング	1	1	1.5	14	14	21							
	機械	プログラミング入門Ⅱ演習	1	2	1.5	14	28	42							
小計				31			448	672	小計		26			364	546

専門科目実験		前期							後期						
		科目名	単位コマ	人数	単位時間	週	総コマ数	総時間数	科目名	単位コマ	人数	単位時間	週	総コマ数	総時間数
	メディア	情報メディア基礎実験	3	2	4.5	14	84	126	情報メディア基礎実験	3	2	4.5	14	84	126
	工学	情報工学基礎実験	3	2	4.5	14	84	126	情報工学基礎実験	3	2	4.5	14	84	126
		情報工学実験Ⅰ	3	1	4.5	14	42	63	情報工学実験Ⅱ	3	2	4.5	14	84	126
	知能	知能情報基礎実験	3	1	4.5	14	42	63	知能情報基礎実験	3	1	4.5	14	42	63
		計算機実験Ⅰ	3	1	4.5	14	42	63	計算機実験Ⅱ	3	1	4.5	14	42	63
	機械	情報機械基礎実験	3	1	4.5	14	42	63	情報機械基礎実験	3	1	4.5	14	42	63
		情報機械システム実験Ⅰ	3	1	4.5	14	42	63	情報機械システム実験Ⅱ	3	1	4.5	14	42	63
小計				9			378	567	小計		10			420	630

合計		56			1,274	1,911	合計		40			868	1,302

（3）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性（8-12）

2007（平成 19）年度からは、教員は大学院情報科学研究科の所属となり、教員の募集・任免・昇格等の教員人事は研究科の所轄となった。

(1)　教員の採用

教員に採用については、2007（平成 19）年 4 月から大学に設置された部局長から構成される企画運営会議の承認が必要になった。企画運営会議の承認を得るまでの手続きは以下のとおりである。

① 専攻は教員採用の方針を検討し、募集すべき教育研究分野・職位に関して、研究科長、評議員、専攻長などから構成される学部・研究科人事委員会（以下「人事委員会」という。）に提案する。
② 人事委員会は募集予定の教育研究分野・職位を審議して、教授会・研究科委員会（以下「教授会」という。）に提案する。
③ 教授会は募集予定の教育研究分野・職位を審議して、必要と認めたときは、企画運営会議に募集予定の教育研究分野・職位を提示し、承認を得る。
④ 企画運営会議は、大学全体の立場から募集予定の教育研究分野・職位が適当かどうかを判断する。

企画運営会議の承認が得られた後は、「情報科学部・研究科教員選考細則」に定める以下の手続きに従う。

⑤ 専攻は補完すべき職、担当分野、担当授業科目、任用時期及び推薦方法について、人事委員会に提案する。
⑥ 人事委員会は、補完すべき職、担当分野、担当授業科目、任用時期及び推薦方法を審議して教授会に提案する。
⑦ 教授会は補完すべき職、担当分野、担当授業科目、任用時期及び推薦方法を定める。教授会は同時に選考委員会を設置する。選考委員会は研究科長並びに選考しようとする教員が属する専門分野及び関連分野の教授若干名によって構成する。選考委員は、人事委員会の推薦により教授会が委嘱する。
⑧ 選考委員会は、教員の募集要項に従って候補者の選考を行う。具体的には、専攻等からの内部昇任候補、推薦依頼先からの推薦をもとに選考した候補者、公募による応募者の中からの選考による候補者などが考えられ、いずれかの方法により、通常、適格者複数の中から適任者を選考する。
⑨ 選考委員会は候補者の選考結果を教授会に報告し、教授会で審議する。議決は出席教授全員による投票による。投票総数の 3 分の 2 以上の賛成（任用を可とするもの）を得た議決の結果を学長に上申し、それに基づき市長が任命する。

教員選考の基準については「情報科学部・研究科教員選考細則」で定めている。教授は、原則として担当分野に関連した博士の学位をもち、学位取得後相当の研究業績を持つものでなければならない。また、准教授は、担当分野に関連した学位を持つもの等としている。さらに、講師職については、准教授となることのできる者または特殊な専門分野で教育上の能力があるとみられる者としている。助教については修士以上の学位を持つ者を候補対象として、講師以上の教員選考に準じて行われる。

(2)　教員の昇任

教員の昇任に関する手続きについては、「情報科学部・研究科教員昇任審査細則」で定める以下の手順に従う。

① 人事委員会は、昇任審査の実施時期・方法等（以下「実施方法等」という。）を審議して、教授会に提案する。
② 教授会は実施方法を定める。
③ 昇任を希望する教員は、昇任人事申請書により人事委員会に申し出る。
④ 教授会は昇任審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会は研究科長並びに昇任候補教員が属する専門分野及び関連専門分野の教授若干名によって構成する。審査委員は、人事委員会の推薦により教授会が委嘱する。
⑤ 審査委員会は昇任候補教員を審査し、その結果を教授会に報告する。
⑥ 教授会は、審査委員会で審査された昇任候補者について審議する。議決は出席教授全員による投票による。投票総数の 3 分の 2 以上の賛成（任用を可とするもの）を得た議決の結果を学長に上申し、それに基づき市長が任命する。

教員の昇任に関する基準については、「情報科学部・研究科昇任資格基準」によって定めている。

なお、「情報科学部・研究科教員採用・昇任に伴う申し合わせ」で、人事委員会は、教員の採用・昇任にあたって、適正な学部・研究科の運営が遂行できる職位構成となるよう努めるものとすることを申し合わせている。

任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況（8-13）

任期制は導入していない。しかし、すべての教員の採用に当たっては公募制を活用し、学内外の区別無く広く優秀な教員を任用している。また、2007（平成 19）年の再編の際に、従来の講座制から、よりフレキシブルな研究室制に改めた。これにより、教授だけでなく准教授も研究室長になることや研究室に複数の教授が所属することも可能とした。このため、一定基準を満たす教員は昇任もできるよう内部昇任の制度を整備し弾力的な組織運用に努めている。

（4）教育研究活動の評価

教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性（8-14）

教員は教育研究活動について全学で運営する「教員データベース」にそれらの実績を入力することになっている。また、年度初めには各研究室単位の教員グループで研究計画書を出し、その年度に力を入れる分野を宣言する。その実績と研究計画書の方向性に沿って評価され、研究費を傾斜配分するしくみとなっている。

傾斜配分は全体の研究費の 4 分の 1 であり、個人評価と研究室評価で分けて評価される。評価は教育活動、研究活動、社会貢献、大学運営への貢献という観点で評価される。社会貢献は、高校などへの模擬授業、公開講座だけでなく、審議会委員、学会委員などの社会活動、講演実績、技術相談などについても評価される。

なお、職位により、その役割が異なることから、下表（情 8-2）に示す職位別に求める

最小の重み付けを決めており、これとは別に各教員の申告に基づき、自由加算 5 点を割り振り、職位別持ち点と自由加算点の合計点で重み付けされて、評価される。

表　情 8-2 教員個人実績評価のための職位別持ち点基礎配分表

職位	評価項目			
	研究	教育	社会貢献	学内運営
教授	2	2	0	1
准教授・講師	3	2	0	0
助教	4	1	0	0

研究室の方向性を各年度で見直しつつ、教育研究活動が推進できることから、本方法は有効であると言える。また、各自の研究教育活動について、自分自身で重みを定義でき、これに沿った評価ともなっているので、各教員の持ち味も生かせると考えられる。

教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性（8-15）

教員の選考に際して、教育研究能力・実績を評価することは、学生へ良質な教育を行うために重要である。このため、教員選考基準に基づき、厳格な審査を行いつつ、候補者の人格、教育能力なども評価する必要がある。このため、教員の採用に当たっては、研究業績だけでなく、教育実績などの資料の提出を求め、総合的に評価している。また、採用の面接時には、研究に関するプレゼンテーションを実施して、教員としての発表能力等を評価するとともに、質疑応答の態度等の観察を通して、人物等の評価も行っている。

【教員組織（学部）に関する点検・評価】

教員組織は学部収容定員の学生約 8 名につき 1 人の専任教員が指導に当たっており、きめ細やかな指導を可能としている。また、専門科目の専兼比率はほぼ 100%であり、情報科学の中核をなす授業科目はもちろん、それを発展応用させた分野の授業科目に至るまですべてを専任教員により実施している。さらに、その教育研究活動を活発化するため、教員データベースや研究計画書により評価され、研究費が傾斜配分されるしくみにもなっている。

【教員組織（学部）に関する改善方策】

2007（平成 19）年度からは、教員は大学院情報科学研究科の所属となり、人事は研究科の所轄となった。このため、教員組織の改善方法については、大学院研究科の箇所で述べる。

情報科学研究科

２　大学院研究科の教員組織

【現状説明】

（１）教員組織

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性（8-16）

広島市立大学大学院情報科学研究科博士前期課程は、理学と工学を統合した情報科学の基礎から応用までを対象とし、情報数理学専攻、情報工学専攻、知能情報システム工学専攻、情報機械システム工学専攻の 4 専攻構成で設置された。

その後、2007（平成 19）年度に、情報科学の発展や社会情勢の変化に対応するため、情報処理の中心的ツールであるコンピュータに関して、教育研究する「情報工学専攻」、高度な知能情報システムの実現を目指す「知能工学専攻」、様々な情報技術を有機的に結合し、より高度な機能を発揮させるシステム化技術を教育研究する「システム工学専攻」と、「ものづくり」の視点から、情報科学、電子工学、物理、化学、生物の学際・融合領域に精通した人材を育成する「創造科学専攻」の 4 専攻に再編した。

情報科学研究科の教員は、研究科の 4 専攻（情報工学専攻、知能工学専攻、システム工学専攻、創造科学専攻）のいずれかに所属し、各専攻における教育研究を担当している。

専任教員は情報工学専攻 29 名、知能工学専攻 28 名、システム工学専攻 30 名、創造科学専攻に所属する教員 17 名の合計 104 名の専任教員が情報科学研究科の教育研究にあたっている。

これは、大学院設置基準に定められた必要な専任教員を十分満たしており、教授 27 名、准教授 26 名、講師 24 名、助教 27 名の配置についても、妥当と考えられる。

学生との比率で考えると博士前期課程の収容定員が 168 名、博士後期課程が 84 名であり、前期・後期課程全体の収容定員学生 2 名程度につき 1 人の専任教員が指導に当たる計算になり、きめ細やかな指導を可能としている。ただし、専攻毎にばらつきがあり、時代とニーズに即した専任教員配置が必要である。

大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担及び連携体制確保の状況（8-17）

大学院の研究は専門性が強い反面、一つの専門分野だけでは問題の解決が出来ないこともある。このような場合は、学生が所属する研究室の教員ばかりでなく、研究室以外の教員や他専攻に所属する教員の専門分野の科目履修をすることが重要である。

このため、博士前期課程の指導教員は、学生の研究テーマに関連した複数の講義科目の履修を指導し、必要な分野の専門知識を習得するよう配慮している。また、学生が所属する研究室では、指導教員以外の教員も学生の教育研究を共同で行っている。大学院博士前期課程の修士論文発表会なども、専攻が組織として運営し、全教員が質疑応答などにも参加している。

博士後期課程においては、主指導教員以外に複数の副指導教員が研究の指導を担当している。主指導教員は、学生の最終的な責任を負っており、副指導教員と連携して効果的な教育研究指導を行っている。

大学院教育においてはその専門性が重要になるため、個々の講義においては教員それぞれの資質に負うところが大きい。しかし、実社会では協調作業が必要であるし、専門性を持つ研究はその分野以外の人にも理解させなければいけない。そこで、「自主プロジェクト演習」という科目では教員が連携し、学生や教員から提案された学術的テーマについて、

学生が調査研究し、その評価は報告会形式で教員が連携して行っている。また、修士論文発表会などの開催も教員の連携によるものである。教育に関係する連携については、各専攻に所属する教務委員(各専攻2名)による教務委員会で具体的な連絡調整を行っている。また、連携の体制整備などについては、情報科学研究科委員会で検討している。

（2）教育研究支援職員

大学院研究科における研究支援職員の充実度（8-18）

情報科学部及び情報科学研究科に共通の教育研究支援職員については、学部の評価項目8-10で説明した。情報科学研究科には特に大学院専任の研究支援職員はいない。

昨今の人員削減の傾向のため、教育研究支援職員の数が少なくなっている。以前は学科・専攻担当の臨時職員が4名いたが、現在は、4専攻あるものの専攻事務室には3名しかいない。しかもこれらの職員は教員研究費により雇用している臨時職員である。少人数であっても支障がないように、研究支援職員に依頼する作業項目を見直す、事務手続きを3学科、4専攻間でできるだけ統一するなど、作業事項についてよく検討し、教員と教育研究支援職員との間で合意を形成して連携・協力を行っている。

大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性（8-19）

評価項目8-18で述べているので、参照されたい。

（3）教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性（8-21）

2007（平成19）年度からは、教員は大学院情報科学研究科の所属となり、人事は研究科の所轄となった。具体的な教員募集、任免、昇格などの実施内容に関しては、評価項目8-12の2007（平成19）年度以降の部分に述べたとおりである。

情報科学部の人事に関する事項以外に、特に、大学院については、博士前期課程、博士後期課程別に、教員の担当資格を設けている。大学院博士前期課程の担当資格審査は情報科学研究科委員会で、博士後期課程の資格審査は情報科学専攻委員会で審議する。議決は出席教授全員による投票により、投票総数の3分の2以上の賛成（担当を可とするもの）を得たものを認めている。

教授の博士論文主査及び博士後期課程研究指導基準は以下のようにしている。(1)博士の学位、(2) 当該分野における査読つきジャーナル論文が20編、(3) 当該分野における最近5カ年の論文が5編、(4) 上記 (2) (3) の基準にかかわらず、当該分野における研究開発経歴、教育経歴を勘案することができる。

講師､准教授での博士論文副査及び博士後期課程研究指導基準は以下のようにしている。(1)博士の学位、(2) 当該分野における査読つきジャーナル論文が10編、(3) 当該分野における最近5カ年の論文が2編。

教員の人事は、研究、教育、その他の実績・能力を総合判断して行うことを原則とし、

実際上、研究業績が判断基準の重要な要素となっている。活発で独創的な研究とそれを基にした教育を重視するという立場から、この研究業績を主体に人事を行うことは妥当といえる。

（4）教育・研究活動の評価

大学院研究科における教員の教育研究活動及び研究活動評価の実施状況とその有効性（8-23）

評価項目 8-21 で述べた大学院での指導資格を有するものは研究室のミッションに基づいた講義を少なくとも一つは担当し、教育を行うこととなっている。また、准教授・講師が担当となる「自主プロジェクト演習」、「自主プロジェクト研究」では自主性や問題解決能力を高める目的において、指導研究室以外の学生とも研究指導する形態を取り、学生に知的刺激をあたえている。

教員は教育研究活動については「教員データベース」にそれらの実績を入力している。また、各研究室単位で研究室計画書を作成している。研究室計画書を以下の観点から評価している。

(1)「研究室のビジョン、研究・教育目標又は長期計画」と各「評価分野別の活動計画（研究、教育、社会貢献、大学運営（学内運営））」との整合性が担保されているか。

(2)「評価分野別の活動計画（研究、教育、社会貢献、大学運営（学内運営））」の中の各項目「研究」、「教育」、「社会貢献」、「大学運営（学内運営）」ごとに、「前年度の目標」に対して、「前年度の達成状況（自己評価）」が満足のいくものとなっているか。

(3) 上記の達成状況から見て、今年度の目標設定が適当なものとなっているかどうか。

教員業績及び研究室計画書の評価に基づき、研究費を傾斜配分するしくみとなっている。これについては評価項目 8-14 に詳述している。

以上のように、大学院研究科における教員の活動においては、教育と研究のその両面で、各教員の持ち味が十分に生かせるしくみとなっている。

（5）大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性（8-25）

情報科学研究科においては、教員研究費から予算を確保し、「共同研究プロジェクト」として教育研究組織間の人的交流を計っている。このプロジェクトに採択された場合、プロジェクト代表者となる研究科教員は「社会連携センター」教員を兼任し、地域との社会連携を活発に行っている。このプロジェクトには学内の横断的な交流はもちろん広島大学をはじめとする学外の大学、NTT 等の企業の研究者も参加している。2008（平成 20）年度は 4 件が採択され、学外の大学としては広島大学、広島国際大学、広島修道大学、岡山県立大学がプロジェクトに参加している。産学連携を視野に入れた人的交流は研究の活性化に繋がっている。

【教員組織（大学院研究科）に関わる点検・評価】

教員組織は、学生との比率で考えると博士前期及び後期課程全体の収容定員で学生約 2

名につき１人の専任教員が指導に当たっており、きめ細やかな指導を可能としている。

学生が主体的に問題解決を目指す「自主プロジェクト演習」では、学生が複数の教員の指導・アドバイスを受けながら調査研究している。この研究成果を学会と同様な講演会で発表し、これを学外の委員と連携した評価委員会で評価している。さらに、「共同研究プロジェクト」では、他の教育研究機関や地域社会との人的交流も行っている。これらは研究教育の活性化に繋がっており、質の高い学生を送り出すことに寄与している。

また、大学院の専門科目については、各分野を専門とする専任教員が担当しており（特別講義を除く。）、教員の年齢構成でも比較的若い教員組織であり、バランスのとれた構成割合が確保されていると評価できる。

【教員組織（大学院研究科）に関わる改善方策】

情報科学の分野は技術革新が進んでおり、これに伴って社会的要請も急速に変化している。このような社会的な要請に応えることは、公立の大学としての責務であり、教育研究に携わる教員組織を常に活性化する必要がある。このため、欠員となった分野を単に補充するのでなく、情報科学研究科、情報科学部の使命、機能、社会からの要請などを考慮し、組織の将来ビジョンを明確にした上で人事を行っている。このための具体的な規則などは、評価項目 8-12 に述べている。

また、高度の専門的学識と研究遂行能力及び優れた人格を備えた専任教員を確保するためには、選考時の人選も重要であるが、組織を維持するために現在の人員のモチベーションをいかに高めるかも重要である。教員評価については、2006（平成 18）年度に教員業績及び研究室計画書評価に基づく教員研究費の傾斜配分を始めたばかりである。今後、教員のモチベーションを高め、教員組織を活性化することのできる「より良い教員評価システム」を目指して、点検・評価、改善のサイクルを回していく。

芸術学部・芸術学研究科

第１章　理念・目的

芸術学部

【現状説明】

１　学部の理念・目的等（適切性）

学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性（1-1）

（１）　芸術学部の理念・目的

芸術学部は、本学の建学の理念である「科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学」を踏まえて、学部の理念・目的を以下のように定めている。

芸術学部は、文化芸術の創造・発展に貢献することを理念とし、美術、デザイン、工芸に関する創造、表現及びその応用の技術と理論を教育・研究し、地域連携と国際交流を視野に入れ、先見性・創造性・独創性に富む卓越した人材を育成することを目的とする。

（２）　芸術学部の人材育成の目的

この理念と目的を実現するために、芸術学部は、人材育成の目的を以下のように定めている。

芸術学部は、美術、デザイン、工芸に関する創造、表現及びその応用の技術と理論を教育し、感性の鍛錬と育成を図る。創作活動に必要な基礎的な技術と理論を修得し、広範な領域における総合的な能力を身につけると同時に、実践的・体験的な教育を通して、芸術に対する社会的要請に応えることのできる人材を育成する。芸術の先見性・創造性・独創性を活かして、文化芸術の創造・発展に貢献することを人材育成の目的とする。

（３）　芸術学部の教育・研究の特色

こうした理念・目的を実現し、学部の人材育成の目的を達成するためには、教育・研究の体制に特色を持たせる必要があると考えている。芸術学部は、以下のような「教育・研究の特色」を掲げている。

ア　持続的な創作活動を行うのに必要な基礎実技を重視した教育・研究を行う。

イ　多様な技術を修得できるよう、過去から現在に至る様々な分野における素材や技術に対応し得る、学部共通の工房を通して、多角的・総合的な教育・研究を行う。

ウ　地域社会との連携や海外との学術交流等を通して、芸術の社会的役割を深く認識し、実践する教育・研究を行う。

これらをさらに具体化させたものが、第３章で後述する学部の教育課程を基盤とする教育内容、方法である。

芸術学研究科

【現状説明】

1　研究科の理念・目的等（適切性）

研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性（1-1）

（1）　芸術学研究科の理念・目的

芸術学研究科は、理念・目的を以下のように定めている。

芸術学研究科は、高度な文化芸術の創造･発展に貢献することを理念とし、美術、デザイン、工芸に関する卓越した創作・研究能力を培い、地域文化振興と国際文化交流において指導的な役割を果たす、理論を踏まえた高度の専門性を有する人材を育成することを目的とする。

（2）　芸術学研究科の人材育成の目的

芸術学研究科は、人材育成の目的を以下のように定めている。

芸術学研究科は、美術、デザイン、工芸に関する創造、表現及びその応用の高度な技術と理論を教育し、卓越した創作・研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う。自立した創作活動・研究活動を行い、地域文化振興と国際文化交流において指導的な役割を果たすことのできる人材を育成する。芸術の先見性・創造性・独創性を追究して、高度な文化芸術の創造・発展に貢献することを人材育成の目的とする。

（3）　芸術学研究科の教育・研究の特色

芸術学研究科の教育・研究の特色は、以下のとおりである。

ア　古典研究を重視しつつ現代の視点に立って、伝統的な文化芸術を継承・発展・創造する専門的人材を育成する教育・研究を行う。

イ　新しい素材や技法への研鑽を深め、電子メディア社会に即した先端表現を推進する教育・研究を行う。

ウ　理論の習熟を基にした創作を探究し、創造、表現及びその応用に必要な高度な技術と理論の教育・研究を行う。

エ　地域文化振興と国際文化交流等、社会における文化芸術の振興において指導的な役割を果たすことのできる人材を育成する教育・研究を行う。

芸術学部・研究科

【現状説明】

2　学部・研究科の理念・目的等（有効性）

大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性（1-2）

学部・大学院研究科の理念・目的・人材育成の目的は、大学ホームページにある芸術学部の「教育方針」において、全般的な周知を行っている。受験生には、オープン・キャンパス、『大学案内』や『大学院案内』等の刊行物において知らせている。受験生の読みやすさを考慮して、理念・目的・教育目標等は案内の文章の中で説明している。在校生には、学部生を対象とした『講義概要』、大学院生を対象とした『履修案内』等において周知を図っている。講義概要においては、2008（平成 20）年度より巻頭に「人材養成の目的」と「教育・研究の特色」を明記している。『履修案内』においては、理念・目的・教育目標等を「芸術学研究科博士前期課程の概要」「芸術学研究科博士後期課程の概要」において説明し、「教育・研究の特色」「養成する人材」の項目を設けて、具体的に明記している。教職員には、教授会や各委員会において周知を行っている。

3　学部・研究科の理念・目的等の検証

大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入（1-3）

芸術学部教授会、芸術学研究科委員会、学部将来構想検討委員会において、理念・目的・教育目標の妥当性を検証している。社会状況の変化に加えて、2007（平成 19）年の「大学設置基準等の改正」を受けて、2008（平成 20）年に、学部と研究科の理念・目的、教育目標（「人材養成の目的」「教育・研究の特色」）を抜本的に見直した。将来構想検討委員会で検討した文案を、芸術学部教授会及び芸術学研究科委員会（大学院における教授会）で審議し承認した。

【理念・目的に関わる点検・評価】

『大学案内』と『大学院案内』においては、読みやすさを考慮して、理念・目的・教育目標等を案内の文章の中で説明しているが、文章に異同があるため受験生に混乱が生じる可能性がある。『講義概要』には、教育目標として「人材養成の目的」と「教育・研究の特色」を掲載しているが、「理念・目的」は掲載されていない。『履修案内』には、教育目標として「教育・研究の特色」と「養成する人材」を掲載しているが、「理念・目的」は掲載されていない。

【理念・目的に関わる改善方策】

広報委員会が中心となって、『大学案内』と『大学院案内』、『講義概要』と『履修案内』における「理念・目的・教育目標」に関する記述を統一する作業を行っている。そして、2009（平成 21）年度の『講義概要』と『履修案内』から、「人材養成の目的」と「教育・研究の特色」に加えて「理念・目的」を掲載する予定である。

第３章　教育内容・方法

芸術学部・研究科

到達目標

本学の建学の理念である「科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学」と併せて、芸術学部では、「文化芸術の創造・発展に貢献することを理念とし、美術、デザイン、工芸に関する創造、表現及びその応用の技術と理論を教育・研究し、地域連携と国際交流を視野に入れ、先見性・創造性・独創性に富む卓越した人材を育成することを目的とする」ことを教育の理念として定めている。

美術、デザイン、工芸の各分野における基礎的な技術と理論の双方を修得し、芸術に対する社会的な要請に柔軟に答えることができるよう、多角的・総合的な教育を行い、「国際平和文化都市」広島市の立地を充分に活かし、地域社会との連携、国際的な連携を通して、知識基盤社会の発展において重要な役割を果たすことができる人材を育成することを目指し、以下に挙げる特色ある教育を到達目標としている。

１　持続的な創作活動を行うのに必要な基礎実技を重視した教育・研究を行う。
２　多様な技術を修得できるよう、過去から現在に至る様々な分野における素材や技術に対応し得る、学部共通の工房を通して、多角的･総合的な教育･研究を行う。
３　地域社会との連携や海外との学術交流等を通して、芸術の社会的役割を深く認識し、実践する教育･研究を行う。

芸術学部

１　学士課程の教育内容・方法

①　教育課程等

【現状説明】

Ⅰ　学部・学科等の教育課程について

教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第 19 条第 1 項）（3-1）

本学の建学の理念である「科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学」及び芸術学部の理念である「文化芸術の創造・発展に貢献する」を実現すべく教育目標として、一貫して学術研究を中心に深く専門の学芸を教授研究し、次代を担う感性と創造力豊かな人材を育成するとともに、優れた教育研究の成果を地域に還元することにより、文化の向上と社会の発展に寄与することを掲げている。

この目標を具現化させるため本学部の教育課程は、大別して①全学共通系科目、②外国語系科目及び③専門教育科目で構成されている。

芸術学部内の美術学科、デザイン工芸学科の専門科目（実習科目）の特色の違いによって、卒業要件の単位設定が異なっているが、このことについては後ほど評価項目 3-6 で詳しく説明している。

表　芸 3-1　芸術学部の教育課程と卒業必要単位数

学科		美術学科	デザイン工芸学科
全学共通系科目	総合科目	2 単位以上	2 単位以上
	共通科目 A	4 単位以上	4 単位以上
	共通科目 B	4 単位以上	4 単位以上
	共通科目 C	0 単位以上	0 単位以上
	総合共通科目小計	18 単位	18 単位
	一般情報処理教育科目	3 単位	3 単位
	保健体育科目	2 単位	2 単位
外国語系科目		6 単位	6 単位
全学共通系科目等計		29 単位	29 単位
専門教育科目	専門基礎科目	20 単位	20 単位
	専門科目（実習科目）	82 単位	84 単位
	計	102 単位	104 単位
卒業必要単位数		131 単位	133 単位

（1）1、2 年次

1、2 年次は「全学共通系科目」「専門科目」「専門基礎科目」から構成されている。

「全学共通系科目」は一般教養を高めるための科目と、外国語系の科目、コンピュータリテラシーを高めるための科目、それと心身の健康を維持するための科目が含まれている。

「専門基礎科目」は、芸術を学ぶ上での教養系科目として、芸術リテラシーに関する科目、芸術の歴史に関する科目、技術や素材に関する科目等で構成されていて、これから芸術を学ぶ学生にとって必要不可欠な知識を学ぶための科目である。

「専門科目」は、学科・専攻・領域・分野など、それぞれの表現を行う上で必要な、技能や発想の方法などを、実習教育を通して学ぶための科目である。主に 1、2 年次には表現の基礎となるベーシックな技能の習得と、広範な表現に必要な考え方を、様々な体験を通して学ぶための科目である。

到達目標で掲げている特色ある教育の 1「持続的な創作活動を行うのに必要な基礎実技を重視した教育・研究を行う」ことを実現している。

（2）3、4 年次

3、4 年次には、1、2 年次で身に着けた教養や技能や考え方を基に、より実践的に作品を制作するための能力を身につけさせる。

到達目標で掲げている特色ある教育の「多様な技術を修得できるよう、過去から現在に至る様々な分野における素材や技術に対応し得る、学部共通の工房を通して、多角的･総合的な教育･研究を行う」ことと同時に、同じく 3 で掲げている「地域社会との連携や海外との学術交流等を通して、芸術の社会的役割を深く認識し、実践する教育･研究を行う」ことにより、作家を目指す者、就職などによって社会的な活動を目指す者に必要な能力を養成している。

殊に 4 年次に設定されている卒業制作は、学外の美術館や学内の芸術資料館展示室において発表することを義務付けていて、作家を目指す者にとっては初めての発表の機会となり、また、就職などの社会活動を目指す者にとっては貴重な実体験として記録に残る、芸

術学部の「専門教育科目」の集大成と位置付けられている（科目の詳細については評価項目 3-6 を参照のこと。）。

また、本学の特徴として、3 学部の教員を複合的に配した、総合共通科目と呼ばれている科目の設定は、芸術学部にとっても非常に有意義に機能している。

芸術系の学部を置く大学の殆どは芸術系学部だけによって構成される単科大学が多い中、近年益々重要性を増してきた情報･通信を教育･研究する情報科学研究科と、主に外国語を中心とした政治･経済を幅広く教育･研究する国際学部と、芸術学部との 3 学部の構成は、間接的に本芸術学部の特徴を際立たせている。

特に 3 学部の教員によるオムニバス授業による情報社会のリテラシー教育は、本学の学部構成抜きには存在しなかった授業である。

芸術の表現の方法は、技術革新に伴って変化している。特に先端的な作品制作のための科学技術的な側面や、海外の学術交流協定校との交換留学などに関し、他の学部との協力を、より深めて行くことを目指している。

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ（3-2）

教育課程における基礎教育を養うため、全学共通系科目は人文科学、社会科学、自然科学の幅広い教養・知識を授け、また、人間と文化・社会、科学、創造・表現との関わりを中心に展開した総合共通科目（総合科目、共通科目Ａ、共通科目Ｂ、共通科目Ｃで構成)、一般情報処理教育科目及び保健体育科目で編成されている。

倫理性を培うため、総合共通科目として「平和と人権Ａ（ヒロシマと国際平和)」「平和と人権Ｂ（現代世界と人権)」、共通科目Ａの「法学（日本国憲法)」を設けている。

また、芸術学部においては、美学や美術史の科目により芸術学部の学部生としての基礎教育を行い、倫理面においても、他学部所属の理論系教員によって培われて来た。

2007（平成 19）年度芸術学部に理論系教員を初めて採用した。また、2009（平成 21）年度からは、理論系教員による芸術学環を設けることが決定し、これまで他の学部所属の教員に委ねられていた美学美術史を初めとする倫理性を養う論理面における教育を、芸術学部単体で、構築する可能性が出てきた。

今後は 2009（平成 21）年度からスタートする芸術学環に所属する教員を増員強化してゆく方向で、学部の「将来構想検討委員会」「教務委員会」が連携して、組織的に検討をしてゆく。

一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性（3-3）

全学部共通部分で記載

外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性（3-4）

国際的に芸術活動を行っていく上での世界共通語ともいえる英語力を、学部の早い時期

から重点的に身に付けるため、学部生のための海外語学研修の補助事業として、約1ヶ月の語学研修期間中の旅費、授業料等の経済的支援を行う制度を設けている。

外国語系科目は､少人数制教育を実践している英語とその他の外国語で編成されている。

英語科目については、英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、2007（平成 19）年度入学生から新しい英語カリキュラムを導入した。これは 1・2 年次に学生に「CALL 英語集中」を全学部必修化し、同時に平均 16 名程度の能力別少人数クラスで行う「英語応用演習」を開設するという 2 本の柱からなるカリキュラムである。また、この取り組みは 2003（平成 15）年度文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」に採択されている。

「CALL 英語集中」は、学生が自分の空時間を利用し、ネットワーク環境の整備された語学センターにおいて本学が開発しコンピュータネットワークに配信された教材コンピュータの指示により学習し、リスニング、リーディング、文法、語彙を集中的に訓練するという科目であり､通常の授業のように教員が講義室に来て講義するという形態をとらない。評価については、教材の消化率と入学と同時に受験を義務付けてその後数回受験することとしている TOEIC の伸びを勘案して行う。

「英語応用演習」は、前述した TOEIC の成績を基にほぼ 3 段階の能力別に、1 クラス平均 16 人程度の少人数になるようクラス分けを行い、徹底したスピーキングとライティングの指導を行うものである。

英語以外の外国語、いわゆる第二外国語については、現在、ドイツ、フランス、中国、ハングル、ロシア、アラビア、イタリア、スペインの各言語及び外国人留学生を対象とした日本語の 9 カ国語を開設しており、外国語学部を除いては、西日本でも有数の第二言語学習環境を提供している。

外国語科目群の狙いは、国際人を養成するための基礎として外国語を実践的に習得する点にある。このため、語学センターの最新鋭設備機器や多様な教材を有効に活用し、ネイティブの外国人教員による直接指導などの教育環境を整えている。

今後は、海外の学術交流協定締結校との、共同プロジェクトや、共同の作品展などを積極的に行い、学生の海外での活動をさらに活発化させ、国際化に対応できるよう充実させてゆく。

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況（3-5）

全学における一般教養的科目として設定されている、3 学部共通の科目である「総合共通科目」「一般情報処理教育科目」「保健体育科目」の三つの科目群からなる「全学共通系科目」と、「外国語系科目」の実施・運営は、全学の教務委員会が担当している。

また、全学教務委員会に対応して、各学部内における基礎教育と教養教育の実施・運営は、各学部に設置された教務委員会がその任に当たっている。

学部の自主性を尊重しながら、3 学部共通の問題については、全学の教務委員会で検討すると言う、縦列と並列の二重の構造を持たせることによって、教務委員会委員全員に、実施・運営の責任を自覚させるように構成されていて、その責任体制は確立されている。

基礎教育､教養教育については､専門教育と違って､責任体制が曖昧になりがちである。本学では、3 学部の協力体制の下で、一般教養教育を行うこととしているので、全学共通科目として開設されているこれらの授業科目に関しては､担当の学部が責任を負っている。

「総合共通科目」は、複数の学部の教員によって構成されるメンバーが提供する「総合科目」と、各学部教員が学部の特色を活かして提供する「共通科目Ａ」「共通科目Ｂ」「共

通科目C」に分けられる。これらの授業科目の変更、内容に関する調整や実施･運営の責任は、全学教務委員会が負っている。また、英語教育に関しては、各学部から選出された委員から構成される第一外国語運営委員会が、調整機能を担っている。

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第８３条との適合性（3-6）

人材育成の目的に定められている「美術、デザイン、工芸に関する創造、表現及びその応用の技術と理論を教育し、感性の鍛錬と育成を図る。創作活動に必要な基礎的な技術と理論を修得し、広範な領域における総合的な能力を身に付けると同時に、実践的・体験的な教育を通して、芸術に対する社会的要請に応えることのできる人材を育成する。芸術の先見性・創造性・独創性を活かして、文化芸術の創造・発展に貢献すること」を達成するため、芸術学部では「専門基礎科目」及び「専門科目」を設けて学問の体系化を計り、「専攻に係る専門の学芸」を教授している。「専門基礎科目」の科目の設定や運営の関しては芸術学部教務委員会が担当し、「専門科目」についてはそれぞれの学科・専攻が責任を負っている。しかし単位設定の変更など、学科・専攻を超えた運営の関しては芸術学部教務委員会が当たる。

卒業要件の単位設定の中でも、実習科目である「専門科目」の単位が半分を上回っており、また、大学設置基準第 32 条に定める最低卒業要件の 124 単位より 7～9 単位多く修得しなければならず、その分、学生の負担は大きいと言える。

開学当初最低卒業要件は 135 単位であったが、実習科目の単位当たりの時間数の見直しと併せて、教育内容を確保しつつもその水準を維持、向上することを前提としながら、学生の負担を軽減してゆくという視点から、美術学科 133 単位、デザイン工芸学科 131 単位とした。

科目の見直し

2004（平成 16）～2005（平成 17）年、芸術学部教務委員会において「専門基礎科目」についても検討が行われた。その結果、開学以来主にデザイン工芸学科教員と国際学部所属の美学・美術史を専門とする教員によって行われてきた「専門基礎科目」では「幅広く深い教育及び総合的な判断力を養い､豊かな人間性を涵養」することが難しいと判断した。芸術学部卒業生として、芸術のリテラシー教養を身に付けて社会に送り出すことを目的として、美術学科所属の各専攻の教員からも授業を提供するよう求めた。

併せて科目数を増やすために細分化されていたデザイン工芸学科教員担当科目も見直しと統廃合を行い、芸術学部教員の単位の負担の偏りを是正すべく科目の再編成を行った。

その結果、それまで 20 科目に留まっていた「専門基礎科目」が 29 科目となり、選択の幅が広がったと同時にデザイン工芸学科教員の負担も一部改善された。

再編成の詳細は以下のとおりである。

ア　美術学科提供科目の新設

油彩画材料論、絵画論、文化財学研究、彫刻論

イ　デザイン工芸学科統廃合科目

染織概論、漆工制作論、金工概論、金属材料論は工芸材料概説に統合

塗装法演習、木工演習は材料技法演習に統合

2006（平成 18）年には、デザイン工芸学科を二つの領域（現代表現領域とデザイン工芸領域）に別け、従来の「空間造形分野」が博士後期課程における理論系教員の増員と併せ、「現代表現領域」へと進化した。これに伴い新設された科目は以下の科目である。

ウ　現代表現領域提供新設科目

現代美術演習Ⅰ及びⅡ、現代美術史、現代美術論

（1）専門基礎科目

芸術学部における一般教育的な性格を持つ科目で「芸術における幅広く深い教育及び総合的な判断力を養い、豊かな人間性を涵養」するために配慮された、主に講義形式の科目で構成されていて､学生はこれにより純粋美術に属する科目､デザイン工芸に属する科目、及び美術史を中心とした理論系の科目等、専門性の高い授業を幅広く受講することができる。

芸術学部では専門基礎科目の選択により、学科、専攻を越えた総合的な能力の向上に努めており、科目の選択に当たっては専攻・領域・分野の各担当教員が履修の指導に当たっている。

芸術学部におけるリテラシー教育と位置付けられている「美術解剖学」「日本美術史」「東洋美術史」「西洋美術史」「西洋美術史特論」「芸術工学」「デザインと文化」のほか、美術学科日本画専攻は「文化財学研究」を、また油絵専攻は「油彩画材料論」「油絵入門」「版画制作演習」「絵画論」を、彫刻専攻は「彫刻論」を担当し、制作者（作家）の視点から美術学科各分野の技術、現状、可能性等を解説し、その魅力について教授して、専門に係る幅広い教養教育を行っている。

また、デザイン工芸学科におけるデザイン工芸領域は「デザイン概論」「工芸概論」「図法及び製図」「工芸制作Ⅰ、Ⅱ」「工芸材料概説」「材料技法演習」「写真（映像）概論」を、現代表現領域は「現代美術演習Ⅰ、Ⅱ」「現代美術史」「現代美術論」「マネージメント概論」をそれぞれ担当している。

そのほか､それぞれの専攻及び学科の教員がオムニバス形式で行っている「総合演習Ｃ」や、インターン・シップ等を含む地域との連携活動に対応した「造形応用研究」を開設している。

（2）専門科目

専門科目においては、以下のように各学科、専攻の特色を活かし、教育目標に照らした独自の教育を行っている。

【科目の詳細は『学生便覧』pp. 37~41 を参照】

美術学科

日本画専攻

日本画専攻では実技入学試験に課している的確なデッサン力と色彩感覚を養う学習から、伝統的な素材を生かした現代の表現に自然に移行できるよう、1 年次から 4 年次まで段階的な指導を行っている。各学年とも課題では、芸術表現者としての基礎を身に付けるためにデッサンや写生を中心とした制作を行う一方、日本画の材料や培われてきた文化を研究するために古典摸写にも力を入れ、専門的な裏打ち技法や金銀箔を使う砂子、截金等伝統的な技法も修得する。3 年次に行われる古美術研究は、学内の講義と奈良京都への研究旅行により日本の伝統文化を体感し、現代の創作を考える上で必要不可欠な研究である。

日本画専攻での実習は、学年担当教員 1 人に対し学生定員 10 人と少人数制であり、学生の個性を伸ばすべく個人指導を体系的に行っている。教員自らも創作者としての感性を生かし、担当学年を超えて指導にあたっている。

1 年次では制作実習を通して基礎的な日本画材料技法の理解や技術を学び、2 年次、3 年次へと段階的に独自性や精神性を学習し、4 年次の卒業制作では基礎や独自性を身につけた学部での研究の集大成として、また、作家としての出発点としての成果が現れている。

しかし、基礎の修得から個々の独自性のある芸術表現への発展は成長の個人差が著しく、中には卒業制作の構想がなかなか定まらず、準備が遅れる場合がある。

卒業制作の準備期には、学生の表現者としての成長に応じて良い面を引き出せるよう個別指導をより重視して行っている。

油絵専攻

油絵専攻では創作に必要な基礎実技を重視して学部の 4 年間のカリキュラムを編成している。1、2 年次に人物コスチュームや人体モデルを主な教材としたデッサンを実技指導の中心に据えて、ヨーロッパ伝統の油彩画の受容を重視しつつ、創作に必要なメソッドを学生全員に次第に身につけさせるように指導にあたっている。表現に必要な個性の涵養について 3 年次以降は、指導陣が各自分担して少人数制のマンツーマンな指導に移行することで、油絵材料・技法演習（古典技法）や古美術研究（演習）を契機とさせながら、4 年次の卒業制作に向けての取り組みに向けて、学生各自が最大の成果をあげられるように綿密な指導体制が組まれている。油絵専攻では創作に必要なメソッドの一つとして版式を使った表現（銅版画・リトグラフ・シルクスクリーン）の習得にも力を入れている。教育システムでは、創作の基礎としての内面性を重視したデッサンを中心としたアカデミックな教育法と同時に、学生それぞれの個性を尊重した表現の幅に広がりを持たせるような指導も重視して教授及び指導を行うこととしている。

彫刻専攻

彫刻専攻の専門科目は、学部 4 年間を通じ、将来に亘る持続的な創作活動に必要な知識と技術を段階的に修得する授業科目の設定がなされ、そのすべてを必修としている。授業では制作の課程を重視し、彫刻の基礎的知識と技術を確実に身に付けるよう指導していく。また学生の資質や理解の進度を考慮しながら個々の能力を引き出し、独自性を見出すよう個別指導する。4 年間の実習科目を通して、彫刻の基礎となる塑造を中心に制作を重ねる。人体をモデルとして、自然から彫刻芸術の基礎を学び、併せて東洋・西洋の古典を学習しながら、自らの創造基盤を作り上げる。また 1・2 年次には木・石・金属などの実材彫刻の基礎を学習し、3 年次以降は自由な制作活動の中から自己表現の方法を学ぶ。

また 3 年次には「彫刻論演習」と「古美術研究（演習）」が必修科目となっており、「彫刻論演習」では専攻内の教員と学外からの講師により、古典から現代までの彫刻芸術を理論面から学び、将来作家として活動していくための幅広い知識を得る。また「古美術研究（演習）」では奈良・京都で実地古美術研究を行うとともに、学内・現地で理論面からの講義を受け、日本・東洋の美意識と造形を学ぶ。

デザイン工芸学科

デザイン工芸学科においては、生活に関わる造形芸術としてのデザイン及び工芸の総合的な教育を目的とし、基礎的な表現力と技術力を重視するとともに、既成の分野にとらわれることなく、多様な素材を体感し、広範囲な活動領域のなかで十分に対応できる創造性

のある、幅広い表現法の展開を可能とする教育を行っている。年次ごとにそれぞれ、1 年次、「知覚と観察」、2 年次「素材と表現」、3 年次「応用と展開」のテーマを設け、そのテーマに準じた課題を設定している。1 年次においては学科共通の基礎実技教育を行い、2 年次以降、各領域、分野（デザイン工芸領域、視覚・メディア・立体・金属・漆・染織の各分野と、現代表現領域）に分かれ、専門分野・領域での基礎を養う。3 年次には学科共通のテーマによる作品展（プレ卒制）を開催し、作品制作から展示に至るプロセスを体験させる。4 年次はその集大成として卒業制作へ展開させ、さらに幅の広い表現を実現している。また「古美術研究（演習）」では奈良・京都で実地古美術研究を行うとともに、学内・現地で理論面からの講義を受け、日本・東洋の美意識と造形を学ぶ。

全学部共通教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性（3-7）

一般教養的授業科目である全学共通系科目は 3 学部で構成されている本学の特色を生かしたもので、量、質、バランスともにその構成は、長所となっている。

また、芸術学部において総合共通科目は合計 18 単位以上と定め、2004（平成 16）年度以降その内訳は以下のようとなっており、学生の主体性によって柔軟に授業科目を選択できるよう配慮されている。

総合科目　：2 単位以上
共通科目 A：4 単位以上
共通科目 B：4 単位以上
共通科目 C：0 単位以上

共通科目C（芸術学部教員担当科目）は 0 単位以上とし、専門基礎科目との重複的な履修を起こさせないよう、主体性を強調している。

また、単位互換制度を利用した他大学での取得単位はすべていずれかの共通科目で修得できることとして、単位互換他大学での履修を促している。

卒業所要総単位に占める専門教育科目と一般教養的科目・外国語系科目等の配分を百分率で表すと以下のとおりである。

1　全学共通系科目（一般教養的科目）	17．6%（美術学科）
	17．3%（デザイン工芸学科）
2　外国語系科目	4．6%（美術学科）
	4．5%（デザイン工芸学科）
全学共通系科目等の合計	22．2%（美術学科）
	21．8%（デザイン工芸学科）
3　専門基礎科目	15．2%（美術学科）
	15．0%（デザイン工芸学科）
4　専門科目（実習科目）	62．6%（美術学科）
	63．2%（デザイン工芸学科）
合計	100%

すなわち、芸術学部ではおよそ 4 分の 1（22%程度）を外国語系科目を含む教養教育科目に当て、残りの 4 分の 3 を専門基礎科目を含む専門教育科目に当てていることになる。

語学教育を含む全学共通教育が主として 1 年次に行われていることから判断すると、この 4 分の 1 程度の割合は妥当であろう。

また、卒業要件の単位設定の中で、実習科目である「専門科目」の単位が半分を上回っている。実習科目の単位設定が座学の 3 倍（美術学科）、2 倍（デザイン工芸学科）のため、芸術学部の学生の就学時間は週のうちの殆どと言って良い。また、大学設置基準第 32 条に定める最低卒業要件の 124 単位より 7～9 単位多く修得しなければないことと考え合わせると、学生の負担は相当大きいと言える。

2003（平成 15）年度～2005（平成 17）年度に掛けて単位設定の見直しと科目の見直しを行ってから、まだそれほど年数が経っていないので、授業アンケートなどによる学生の意見の分析を行いながら、最善のバランスを、芸術学部教務委員会で引き続き検討してゆく。

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性（3-8）

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性については、以下のように履修基準を設けて対応している。

一般情報処理教育課目、保健体育科目、外国語系科目は一般教養的科目の中でも、すべての学生に共通した、必要な教養と言うことから必修科目となっている。

また、専門教育科目うち実習科目である芸術学部「専門科目」はすべて必修科目となっている。

総合共通科目は、できるだけ幅広い教養を、学生一人ひとりの主体性や個性に合せて修得できるよう、選択の幅の広い選択科目で構成されている。

また、芸術学部における専門教育科目のうち「専門基礎科目」は、芸術における幅広い教養を、学生一人ひとりの主体性や個性に合せて幅広く修得できるよう、30 科目開講されている中から 20 単位を修得する選択科目で構成されている。

その他、資格関連の科目である「教育職員免許状受領資格取得関係科目」及び「学芸員資格取得関係科目」については、自由科目と設定され、卒業要件とならないから、注意が必要である。しかし、資格関連の科目の大部分は、総合共通科目や芸術学部「専門基礎科目」が多く含まれている。

芸術学部の専門教育科目は、卒業に必要な単位の約 4 分の 3 を占めていて、美術学科では 102 単位、デザイン工芸学科では 104 単位となっている。そのうちの実習科目である「専門科目」は全て必修となっていて、残る 20 単位（美術学科、デザイン工芸学科とも）の「専門基礎科目」が選択科目となっている。

実習を中心とした実技教育が行われる「専門科目」は、専攻･分野における基礎から応用までの、段階的な絶え間ない学習によらなければ修得できない、という判断から必修科目に設定されている。しかし、必修科目の量的な配分は、他の学部と比べても圧倒的に多くを占めていることがわかる。

今後、多様化する学習ニーズに対する対応や、海外の大学との交流を積極的に進めてゆく芸術学部の理念と照らして、必修科目の割合が多いことが支障になる可能性も否定できない。芸術学部教務委員会で量的配分の適切性について検討してゆく。

表　芸　3-2　各学科の開設科目数（単位数）、必修科目数（単位数）、必修割合

区　　分		開設科目数			単位合計数		
		全科目数	必修科目数	必修割合	全単位数	必修単位数	必修割合
美術学科 日本画専攻	専門基礎科目	29	0	0%	78	0	0%
	専門科目	19	19	100%	82	82	100%
	合計	48	19	40%	160	82	51%
美術学科 油絵専攻	専門基礎科目	29	0	0%	78	0	0%
	専門科目	22	22	100%	82	82	100%
	合計	51	22	43%	160	82	51%
美術学科 彫刻専攻	専門基礎科目	28	0	0%	76	0	0%
	専門科目	16	16	100%	82	82	100%
	合計	44	16	36%	158	82	52%
デザイン工芸 学科	専門基礎科目	29	0	0%	78	0	0%
	専門科目	15	15	100%	84	84	100%
	合計	44	15	34%	162	84	52%

Ⅱ　カリキュラムにおける高･大の接続等について

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況（3-9）

後期中等教育から高等教育への移行を円滑にするため、1 年次における一般教養的科目としての「総合共通科目」を設定している。また、後期中等教育でも実践されている情報関連科目を円滑に発展させるための「一般情報処理教育科目」、心と身体のバランスを図ることを目的とした「保健体育科目」を適切に配分、設定している。

芸術学部の１年次のカリキュラムについて、各学科・専攻においては、実習授業である「専門科目」において、基礎的な教育に重きを置くことで対応している。

近年、中等教育における美術教育の選択科目化における弊害を解決するため、芸術教育におけるリテラシー教育として設定されている「専門基礎科目」の中で、1 年次設定の「美術解剖学」「デザイン概論」「現代美術演習Ⅰ」「油絵材料論」「油絵入門」「日本画入門」などの入門的要素の強い科目で対応している。

芸術学部においては、現状の評価と対応は「芸術学部教務委員会」において検討を進めている。また、「芸術学部将来構想委員会」において、1 年次の実技を中心とした実習科目である専門科目について、学科・専攻を超えた横断的な授業による対応の実施が可能かどうか検討している。

社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮（3-10）

芸術学部では、外国人交換留学生が、学術交流協定関係のある大学から、毎年数人必ず訪れる。彼らに対しては事務局研究支援ラインが対応している。生活に必要な最低限の知識から、語学学習のアドバイスなど「芸術学部国際交流委員会」が中心となって、きめ細やかに対応している。また、教育指導上のアドバイスなどは語学の堪能な教員が対応したり、同様に語学の堪能な学生が対応したりしている。しかし、課程編成上での配慮は充分になされているとは言い難い状況である。

海外の大学のように、受入国の歴史や文化、学生生活におけるリテラシー教育などを行う「国際交流センター」などの部局が対応することが望ましいと思う。しかし、大学の規

模から考えて難しいというのが現状である。
学部教育課程での交換留学生以外の外国人留学生は受け入れた実績が無いため、配慮について記述することはできないが、交換留学生と同等の対応が可能である。

インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性（3-11）

インターンシップに対応するため、2006（平成 18）年度から「造形応用研究」という科目を新設した。この科目はインターンシップを始めとして地域社会との連携を深めるため、地域連携プロジェクトへの参加やボランティア活動なども含めて、単位として認める科目である。これまでは、こうした活動を実際に行っていながら単位設定が無かったが、この科目の新設により学生に対して積極的な参加を指導している。
また、本学では広島市教育委員会と連携し、2006（平成 18）年度から広島市立小・中・高等学校等で児童・生徒への教育活動の補助を行う学校支援活動として「学校インターンシップ」を実施している。広島市立小・中・高等学校等での教育の現場に、原則として教育職員免許状取得を希望する学生をインターンとして送り、教育の実績を積ませようというものである。
高等学校の指導要領の変化によって､美術教育が選択科目となっている現状を考えると、教職員免許状の資格を取得したとしても、採用は非常に少ない。ただし、団塊世代の退職が進む中で、採用増加の可能性もあり、現状の維持に努めることが最善と思われる。

ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性（3-12）

2006（平成 18）年度新設の「造形応用研究」は、ボランティア活動も含む、地域との係わりや国際的交流まで含んで、学外における活動に対して、単位化する為に設定された科目である。特に広島地域に芸術学部を持った大学の無いことから、地域との関わりを深めることも、その設立の目的の一つである。
広島市は、わが国で最初の、純粋に現代美術だけに特化した「広島市現代美術館」を設立している。現代美術に特化したことから、国内だけではなく海外にも広く知られている美術館である。
芸術学部は 2007（平成 19）年度よりデザイン工芸学科に、現代表現領域を新設し、特色ある学部づくりを行っているところである。現代美術の研究とアートマネージメントやキュレーションをテーマに立ち上げられた。この現代表現領域の学生が､「広島市現代美術館」の企画展に、ボランティアとして積極的に参加することは、美術館にとっても、学生にとっても、非常に有意義なものである。この新たな可能性は、今後非常に有意義な展開が期待される。様々なアートプロジェクトへのボランティア活動に､積極的に参加して「造形応用研究」の授業を活用している。
広島市現代美術館における企画展へのボランティア参加など、様々なアートプロジェクトへの参加についても、ある一定の期間携わらなければ、学生の学習効果をしっかりと修得することが難しい。実際に参加する学生は、2 単位の枠をはるかに超えてボランティア活動を行っている。この現状を考慮し、幅広い学外活動の受け皿として、2 単位を超え更に多くの単位の修得が可能な仕組みづくりを進めてゆく必要があり、芸術学部教務委員会

で継続的に検討を重ねている。

国家試験につながりのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、カリキュラム編成の適切性（3-13）

国家試験につながりのあるカリキュラムは設定されていない。しかし、資格教育として教育職員免許状の取得を目的とした授業科目が定められている。

特に芸術学部の学生の教育職員免許状の取得希望者が多いため、専門基礎科目、専門科目とも工夫を凝らし、卒業要件を満たす通常授業の中に、資格に必要な授業も多く含まれるようにして、学生の要望に答えている。

教育職員免許状の取得

教育職員免許状の取得を希望する者は､本学を卒業するために必要な単位を修得し､かつ､教育職員免許法の定めるところにより所定の単位を修得する必要がある。

（1）免許状の種類

芸術学部における免許状の種類は下表（芸 3-3）のとおりである。

表　芸 3-3　芸術学部における免許状の種類

芸 術 学 部	美術学科日本画専攻 美術学科油絵専攻 美術学科彫刻専攻	中学校教諭一種免許状（美術） 高等学校教諭一種免許状（美術）
	デザイン工芸学科	中学校教諭一種免許状（美術） 高等学校教諭一種免許状（美術） 高等学校教諭一種免許状（工芸）

（2） 履修科目

「教科に関する科目」､「教職に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」を合計 59 単位以上修得するとともに､「全学共通系科目」から所定の単位を修得する必要がある。その詳細は次のとおり。

① 教科に関する科目

教科に関する科目は、それぞれの免許状関係科目を 20 単位以上修得する必要がある。

② 教職に関する科目

教職に関する科目は、中学校については必修 33 単位以上、高等学校については必修 27 単位以上を修得する必要がある。

③ 教科又は教職に関する科目

教科又は教職に関する科目の単位を修得すれば､教育職員免許状取得に必要な 59 単位に含むことができる。(免許状「美術」及び「工芸」のみ)

④ 全学共通系科目等

上記の科目以外に、全学共通系科目のうち､「法学（日本国憲法)」2 単位を履修しておく必要がある。

⑤ 介護等体験

中学校教諭一種免許状の取得を希望する者は、卒業までに社会福祉施設等での 7 日間の介護等体験が義務づけられている。

(3) 教育実習受講条件

4 年次に教育実習に行くためには、3 年次修了までに以下の条件を満たす必要がある。

表　芸 3-4　教育実習受講条件

教職専門科目	高校実習	実習教科の「教科教育法」を含む 12 単位以上
	中学校実習	実習教科の「教科教育法」を含む 16 単位以上
教科に関する科目	高校免許	18 単位以上
	中学校免許	14 単位以上

以上の他に、教職専門科目の「教師論」「教育原理」「人権教育論」は受講しておく必要がある。

（4）教科に関する科目が定められている。

【単位の詳細は『学生便覧』pp. 49~53 参照】

一方、教育職員免許状取得のための教科は、近年増加する方向にあって、ただでさえ大学設置基準第 32 条に定める最低卒業要件よりも多くの単位を要求している本学部の最低卒業単位数を考えると、学生への負担は大変大きなものとなっている。それにも拘らず本学部の免許取得希望者は他の学部を大きく上回っていることも事実である。

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性（3-14）

現在、芸術学部では美術学科・デザイン工芸学科それぞれ以下の基準により単位を修得する。

ア　美術学科
　専門基礎科目…20 単位
　専門科目…必修科目 82 単位

イ　デザイン工芸学科
　専門基礎科目…20 単位
　専門科目…必修科目 84 単位

専門科目の単位設定と単位計算方法について、芸術学部においてはそのすべてが実習科目であることから、充分に考慮されなければならない。

学則の定めるところでは、単位の算定基準は以下のようになっている。

1　単位の算定基準

授業科目ごとに単位数が決められており、1 単位の履修時間は原則として教室内及び教室外をあわせて 45 時間とし、概ね次の基準により計算する。

（1）講義については、教室内における 1 時間の講義に対して教室外における 2 時間の

準備のための学修を必要とするものとし、15 時間の講義をもって 1 単位とする。
(2) 演習については､教室内における 2 時間の演習に対して教室外における 1 時間の準備のための学修を必要とするものとし、30 時間の演習をもって 1 単位とする。
(3) 実験及び実技の授業については、原則として学修は実験室及び体育館等で行われ、30 時間の実験及び実技をもって 1 単位とする。
(4) 実習の授業については、学修はすべて実習等で行われ、30～45 時間の実習をもって 1 単位とする。

2　芸術学部の算定基準

2003（平成 15）年度まで美術学科・デザイン工芸学科共に専門科目である実習科目の単位の基準を 45 時間をもって 1 単位としていた。しかし「古典研究（古美研旅行含む)」や「卒業制作」の授業が集中講義扱いになっていることの不都合について学部教務委員会において検討した。

結果、デザイン工芸学科では実習科目の単位の基準を 30 時間をもって 1 単位とするよう改革を行った。美術学科においても学科会議を開き検討を重ねたが、専攻による考えや取り組みの違いから改革は見送られることとなった。

現状では学科ごと異なる専門科目の単位計算の方法が混在する形になっている。

① 美術学科の単位計算方法
45 時間をもって 1 単位とする。

② デザイン工芸学科の単位計算方法
30 時間をもって 1 単位とする。

学科が異なるとは言え、芸術学部内において二つの異なる計算方法が存在することは、設定の客観性を考慮するまでも無く違和感を感じざるを得ない。

前述の本学の定める算定基準と照らし合わせても、実技授業は 30 時間をもって 1 単位とすると定められていることから、美術学科・デザイン工芸学科ともに 30 時間をもって 1 単位とする計算方法に統一するべきであろう。今後は美術学科内において意見の統一を図り、芸術学部教務委員会の議題として検討を進めてゆく。

国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第 28 条第 2 項、第 29 条）(3-15)

（1） 単位互換（教育ネットワーク中国）
・2003（平成 15）年度から教育ネットワーク中国の単位互換制度に参加している。
・本学部及び本学開設科目での履修を基本とした上で､互換科目の取扱いを定める。
・単位互換で取得した科目は、総合共通科目として単位認定を行う。

（2）他大学での既修得単位
・学則第 38 条・第 39 条：他大学等で修得した単位、入学前に修得した単位の認定は 30 単位まで認める。

単位互換制度全体の参加者が減少傾向にある。加入年度（初年度)、本学学生は多かった（18 人)。本学の時間割の制約があり他大学へなかなか行けないという事情がある。他大学からの本学への履修者は逆に増加傾向にある（昨年度 12 名から今年度 17 名)。他大学

のために本学が科目を提供しているという構図である。
教育ネットワーク中国自体の活性化を促し、集中講義科目などを活用し、各大学とも非常勤講師が多い教職科目を中心に、単位互換を開設するなどの工夫が必要である。
海外の学術交流協定を締結している大学との間で単位互換の契約は含まれて居ない。そのため海外の他大学で取得した単位については、指導に当たる海外の受入教員と本学の担当教員との連携で、本学に設定されている科目への読み直しで対応している。

全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合（3-16）

芸術学部担当の全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合を、下表（芸 3-5）で示している。

表　芸 3-5　専任教員が担当する授業科目とその割合

区　　分	一般教養的科目及び 専門基礎科目	専門科目 （実技科目）
全授業科目数	44	72
専任教員の担当科目	32	72
割合（専任／科目数）	73%	100%

※　ただし、資格関連科目（教育職員免許受領資格及び学芸員資格）を含む。
　また、単位認定者は本学専任教員になっているが、専門家や職人などの非常勤講師による講義が含まれている科目もある。

専門教育科目である専門基礎科目と専門科目（実技）の専任教員の占める割合は非常に高い。そのことは、芸術学部の特徴として、特記することができる。また必要に応じて、優れた能力や資格を持つ優秀な外部スタッフを、適宜非常勤講師や特別講師として参加させることで、偏りの無い教育を実施している。
大学全体に非常勤講師の予算の削減の要求を受け、専任教員による授業の割合が、設立当初に比べると、非常に高くなってきている。今後は現状を維持しながらも、外部からの新鮮な影響力を、適当な割合で加えて行くことも必要に応じて検討する。

兼任教員等の教育課程への関与の状況（3-17）

兼任教員等の教育課程への関与の状況は、全科目の割合からすると非常に少ない現状である。しかし、専任の教員の数には限りがあり、それぞれの教員の専門分野も限られたものになってしまう。また、一般教養的な科目についても、専門的な科目についても、「幅広く深い教育及び総合的な判断力を養い、豊かな人間性を涵養」することや「専攻に係る専門の学芸」を教授するため、外部から必要な人材を呼んで、学生に影響を与える必要性も否めない。

兼任教員等が 1 コマでも関与している教科の数を示す。
芸術学部担当又は関連科目のうち、
総合共通系科目及び資格関連科目・・・・・・・ 9 科目（全 31 科目中）

専門基礎科目・・・・・・・・・・・・・・・・・12 科目（全 29 科目中）

専門科目（実技） ・・・・・・・・・・・・・・・9 科目（全 72 科目中）

偏り無く、それぞれのカテゴリーの科目に、兼任教員等が関与していて、バランスは取れていると思われる。
表中には顕われてこないが、資格関連の科目に関しては、外部講師に大きく頼っていると言った現状がある。単位互換制度の活用をもっと積極的に進め、近隣の大学と連携して、同一の科目を協力しながら修得するような工夫が必要だと思われる。

【① 教育課程等（学士課程）に関わる点検・評価】
芸術学部は少ない教員数で、学部としての独立性を保ちながら、理念や教育目標に沿った教育をバランス良く行っていると評価できる。
評価項目 3-6 の科目の見直しでも述べているように、2004（平成 16）年度～2005（平成 17）年度の「専門基礎科目」の見直しによって、「幅広く深い教育及び総合的な判断力を養い、豊かな人間性を涵養」することが可能になるように務め、芸術学部のリテラシー教養を身に付けさせ、芸術学士として社会に送り出すことを可能とした努力は、その優れたバランスを更に強めることとなり、評価に値する。

【① 教育課程等（学士課程）に関わる改善方策】
これまでの授業の見直しや改革で、見送りとなっている美術学科の専門科目（実習科目）の単位の基準（45 時間をもって 1 単位）を、デザイン工芸学科と同様 30 時間をもって 1 単位に変更できないか、引き続き美術学科において検討を重ねていく。
また、学部における専門の学識を授けるのに重要な、専門基礎科目においては、2009（平成 21）年度スタートする「芸術学環」の充実と強化を図り、組織的に検討を重ねて教育の充実を図る。
また、学部全体として少子化に伴う受験生の減少を考慮して、外部から教育の中身が見え難い、学部・学科・専攻や領域・分野に分かれた複雑な組織のあり方についても見直しを行い、特にデザイン工芸学科内に設けた現代表現領域の位置付けと関係性を明確にするため、学部全体の組織改革も視野に入れ、「芸術学部将来構想検討委員会」で検討を進める。

② 教育方法等
【現状説明】
Ⅰ 履修指導

学生に対する履修指導の適切性（3-18）

履修指導は年度のはじめのオリエンテーションで、『学生便覧』と『講義概要』（冊子）を使用し組織的に行われている。
教務担当の教員と事務局教務学生支援課の教務担当事務職員とにより、学年ごとに履修

等の説明が行われる。またその時、前年度の成績表が渡され、個々の単位状況により履修のアドバイスを受ける。

履修登録は学生がシラバスを Web で閲覧し入力する。その後、登録された科目等を一覧表にて確認し登録が完了する。

オリエンテーションでの履修説明により、良好に Web にて登録されている。また、教務担当事務で電算処理された登録一覧表で学生自身がもう一度確認しているため、履修漏れは概ねなくなった。

2006（平成 18）年度より、卒業制作着手要件（4 年次進級要件）を美術学部 76 単位以上、デザイン工芸学部 78 単位以上と設定したため、学科科目修得不足での留年を減少できた。

留年者に対する教育上の措置の適切性（3-19）

芸術学部の実技実習は、年次を追ったカリキュラムであり 4 年次の卒業制作を節目とした基礎、応用、展開といった流れの中で、組み立てられている。

出席日数の欠如や作品未提出、また評価基準レベルまで到達していない時は、卒業を遅らせる場合がある。

なお､専門科目の実技実習以外の科目については再履修及び過年度履修で対応している。

学期末に各学年の履修状況を教務委員会でチェックし、年次における単位数の少ない学生には個々に所属専攻･分野の教務委員の教員により適切に指導されている。

また、後期科目を修得できていない学生に対しては前期休学していても、担当教員と連絡を密にし、後期再スタート時に支障のない様準備対応させている。

学部教務委員会での履修状況チェックの徹底で、留年者を出さないよう指導するとともに、留年となってしまった学生に対しての、適切に配慮･指導を行う方法について、引き続き検討してゆく。

科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性（3-20）

芸術学部を卒業後、資格関連の科目、特に教育職員免許状取得を目的に、教職に関する科目の修得のため、科目履修する者を、毎年のように受け入れている。これら科目等履修生に対する履修等の指導には、事務局教務学生支援課の職員が適切に対応している。

また、芸術学部で開設している「専門基礎科目」は、近隣の他の大学では決して受けることのできない授業を多く含んでいるため、他の大学を卒業した芸術に関心の深い社会人が、科目等履修生として受講を希望することもあるが、その場合は芸術学部の当該授業担当教員が履修指導を含め、適切に対応している。

芸術学部の実技科目は、科目履修を希望する者が多いのであるが、年次を追ったカリキュラムの構成であり、4 年次の卒業制作を節目とした基礎、応用、展開といった流れの中で組み立てられていることと、実習室や工房のキャパシティーや安全面への配慮から、基本的には実技実習の｢専門科目｣についての科目等履修生及び聴講生を受け入れていない。

しかし、留学生あるいは特別な理由のある場合は、担当の受入教員の判断で実技実習の「専門科目」を受けることができるとしている。

Ⅱ　成績評価法

厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性（3-21）

成績評価については「広島市立大学履修規程」第 11 条に定められており、成績は、試験、実技、実習の成績及び出席状況等を総合して評価するものとし、成績の表示は下表のとおり優・良・可・不可の４段階としている。

表　芸 3-6　成績の表示

評価	評点
優	80 点～100 点
良	70 点～79 点
可	60 点～69 点
不可	59 点以下

2008（平成 20）年度、全学教務委員会で、4 段階評価を 5 段階評価に改めることが検討された。その結果、それぞれの学部の教授会及び評議会でも承認され、2010（平成 22）年度から移行することが決定された。しかし呼称の取り扱いについて、日本語表記、英語表記を採用することが決定されているが、具体的な名称は未定であり、引き続き全学教務委員会で検討することとしている。

定期試験については、同規程に原則として出席回数が授業実施回数の 3 分の 2 以上なければならないとされている。

授業科目毎の評価方法は、講義概要（シラバス）に担当教員が記載することによって学生に明示している。

授業科目区分毎の成績評価分布状況は、下表（芸 3-7）のとおりである。

表　芸 3-7　2007（平成 19）年度成績評価分布　　（単位：%）

授業科目区分		優	良	可	不可
全学共通系科目	全学共通科目	35.4	21.2	13.9	29.5
	一般情報処理教育科目	86.6	9.4	2.1	1.8
	保健体育科目	62.5	18.9	11.7	6.9
外国語系科目		38.7	30.0	20.4	10.9
専門教育科目	国際学部専門科目	52.5	23.4	8.5	15.6
	情報科学部	42.5	16.9	17.3	23.2
	芸術学部	59.6	27.5	6.0	6.9
資格取得関係科目		43.8	17.8	17.8	20.5

※「不可」は、欠席も含む。

芸術学部の特殊な事情として、実技科目の評価の基準の客観性に欠けているような印象が従来から懸念されていた。2007（平成 19）年度、学部教務委員会において、実技科目のシラバスに記載する「評価方法」の扱いについて検討された。各学科専攻の共通の認識の確認が行われ、以下のような一定の基準が定められた。

① 授業態度。真摯に技能の研鑽と作品制作に携わる態度（出席回数も重要)。
② 作品の評価（技能と表現、コンセプトなど）
の二点について評価を行うとした。その上で、各専攻の事情を加味して専攻ごとの基準を設ける。評価方法が大きく改善されることとなった。
2008（平成 20）年度からは共通の認識による評価が行われることになる。シラバスにも記載されて学生への周知もされている。

履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性 (3-22)

芸術学部では、月曜日は通常午後に行われている専門科目である実技科目を設定しないようにして、総合共通科目（総合科目、共通科目Ａ、共通科目Ｂ、共通科目Ｃで構成)、一般情報処理教育科目及び保健体育科目で編成されている教養科目の修得を妨げないよう考慮している。その為 1 年次 2 年次の学生は、教養科目を短期間で修得しようと、欲張って多くの単位を履修してしまう。結果、集中力を欠き、学習の質の低下が懸念されている。
国際学部においては、1 年次生及び 2 年次生の、1 学期に履修する科目として登録できる単位数は 26 単位を上限とするよう定められている。
情報科学研究科の学部教育においては同様に 30 単位を上限とするよう定められている。
芸術学部においては、1 学期に履修登録できる上限を 30 単位と定め、学生便覧にも記載されている。しかし、充分な教育効果と質を保証するため、25 単位を上限とするよう、芸術学部教務委員会で検討を進めているところである。

各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性（3-23）

各年次の進級は、すべて必修である専門科目の修得が要件になっている。そのため、学生の質は、自ずと保証されるシステムになっている。また、3 年次から 4 年次に進級するためには、卒業制作着手要件が定められているため（2008（平成 20）年度より実施)、事務局の扱いとしては自動的に、年次が進行して行くようにカウントされるが、実質的に、学生が必修科目を修得できなければ進級できないため、3 年次を繰り返すことになる。
また、4 年次で、就職が内定していながら必要単位数に満たないために卒業できず、内定を取り消されてしまうことが稀ではあるが起こっていた。そのようなことが起こらないよう、4 年次に卒業制作に着手するに当たり、最低取得単位数の制限を設けることとして、『学生便覧』にも記載されている。
卒業制作着手要件　美術学科・・・・・・・76 単位（総取得単位数）
デザイン工芸学科・・・78 単位（同）
卒業時については、4 年次の実習科目及び卒業制作の評価により、卒業が決定する。制作が不十分の場合は卒業できないことになる。このような仕組みによって学生の質が確保されている。
質を検証し確保するための方策は、芸術学部教務委員会で検討を行い、実施されている。

Ⅲ　授業形態と授業方法の関係

授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性（3-25）

芸術学部関連の授業の形式は、下表（芸 3-8）のとおりである。

表　芸 3-8　2007（平成 19）年度　授業形態別授業数

区　　分		講義	演習	実験	実技	実習
全学共通系科目	総合共通科目	42（全学）		1		
	一般情報処理教育科目		8（全学）			
	保健体育科目	1			24（全学）	
外国語系科目		135（全学）				44（全学）
	芸術学部	26	5			76
資格取得関係科目		21	3			3

講義形式で行われる専門基礎科目の授業については、70 名程度までであれば、芸術資料館の演習室で行うことが可能で、芸術学部の学生や教員にとっては、場所も近いことから頻繁に利用されている。

総合共通科目においては、過去 300 人を超える受講生を持った授業も行われていた。しかし、講義の内容にも拠るが、講義室の一番後ろでは雑談が飛び交い、学生の出入りも頻繁に起き、授業環境としては悪いものであった。そこで、受講者が集中しないよう、科目の新設などカリキュラムの工夫を行った結果、現在では、100 人以下の受講生の授業が多く、学習効果も上がっている。

また、総合共通科目を行う講義棟の講義室については、視聴覚機器の整備が、講義室によってまちまちで、部屋によってはまったく使えない状況もあることから、暫時整備を進めていく方針が、全学教務委員会で確認された。

視聴覚機器も含めて、講義室の設備ができてから 15 年目を迎えることから、老朽化が進んでいることは否めない。限られた予算の中で困難ではあろうが、順次最新のものに切り替えて行くように、働きかけてゆく。

また、芸術資料館演習室の視聴覚機器の常設導入については、具体的な機器の検討を学部教務委員会で検討し、全学教務委員会に予算化の働きかけを行うこととしている。

多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性（3-26）

多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性については、全学必修科目「一般情報処理」を、学生一人にパソコン 1 台を備えた情報処理演習室にて開講しており、本学に入学した者はまずこの授業でコンピュータの使用方法のイロハからコンピュータリテラシーの基礎を修得することとなる。

この情報処理演習室は、芸術学部提供の総合共通科目「コンピュータアート」でも使用され、本学のコンピュータ環境の整備は、様々なマルチメディア教材の授業での活用に大いに役立っている。

また、芸術学部においては、学部共通の施設として、1998（平成 10）年に整備した「CG ラボ」及び「VR スタジオ」があり、デザイン工芸学科の一部の授業で使われ、また「CG ラボ」は芸術学部の美術学科、デザイン工芸学科を問わず、多くの学生のマルチメディア

使用の制作や自習に使われている。
また、美術学科・デザイン工芸学科とも、ゼミ室や工房には、コンピュータが整備されていて、学内に張り巡らされたネットワークと併せて、学生の学習の手助けとして、大いに活用されている。
ネットワーク環境と併せて、情報処理演習室や CG ラボ、VR スタジオは、すべての機器がリースで導入されているため、5 年に一度機器の更新が行われている。近年、情報機器の進歩が急速になり陳腐化が問題となっているが、これらの設備に関しては、陳腐化に歯止めが効いていて、研究・教育の環境として最適なものとなっている。
しかし、一部ゼミ室や工房では、備品として整備したために、機器の更新が行われていない状況も起こっている。マルチメディアを利用した授業は確実に増えているが、講義室の整備がそれに追いついていない状況もあり、ハード面の整備を順次行ってゆくよう、全学教務委員会で働きかけることとしている。

「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性（3-27）

遠隔授業については、情報処理センターを中心に、開学当初から実験が行われていた。1997（平成 9）年には広島大学、大阪大学と本学をネットワークで結び、双方向での会議の実験を行っている。その後、研究用のギガビットネットワークを利用した様々な実験を通して、2003（平成 15）年あたりからは、芸術学部教員も参加して、市内の市立高等学校との間で遠隔授業の実験を繰り返していた。そして、2005（平成 17）年に、講義棟 402 講義室に、遠隔授業に特化した設備を備えた講義室が完成したのである。完成時には、芸術学部教員も参加して、慶應義塾大学、京都大学と本学とを結んだ遠隔双方向授業が行われた。
ネットワークの整備は、他の大学が及ばないほど進んで整備されている。特に遠隔授業に関しては先進的に実験を行ってきていて、今では実際に活用されている。
ハード面での整備は充分進んでいると思われるが、実際の活用は周りの環境が整っていないため、あまり活発に利用されているとは言い難い。他の大学や高等学校の整備が整えば、単位互換科目や高大連携科目への利用も盛んになると考えられる。

Ⅳ　教育改善への組織的な取り組み

教育上の効果を測定するための方法の適切性（3-28）

芸術学部における専門基礎科目においては試験の実施やレポート提出等によって、教育上の効果を適切に測定している。
また、実技教育である専門科目においては、各課題修了時点の課題提出と講評への参加を義務付けていて、作品の完成度によって、教育の効果を適切の測定している。
試験やレポート、課題提出による効果の測定とは別に、全学の学生による授業アンケートが 2005（平成 17）年度から実施されている。
そうした中、芸術学部においても「総合共通科目」と「専門基礎科目」については授業アンケートを実施したが、実技科目である「専門科目」については、専攻によって少人数のため、アンケートの答えの内容から、個人が推測できてしまい、指導し難いのではないかと言ったことから、アンケートの実施に踏み切れなかったが、2007（平成 19）年度か

ら「実技科目」を含む全科目で実施している。
アンケート結果は担当教員に報告され､それを受ける形で､教員アンケートも実施され、その結果は、学内限定の Web サイトで公開され、授業の改善方法などを学生に返す、といったシステムがようやく稼動するようになったところである。
アンケートの利用方法については、全学の部局長で構成される企画運営会議及びその下に設置されている FD ワーキンググループで検討することになっている。
学生に対して行う授業アンケートも､教員アンケートもまだ始まったばかりであるので、フィードバックの方法や利用に関しては引き続き検討して行かなければならない。

卒業生の進路状況（3-29）

2007（平成 19）年 3 月 31 日に報告された芸術学部生の進路状況をみると、1 期生から 9 期生までと 10 期生（2007（平成 19）年.3 月卒）の比較がある。9 期生までの学部卒業者総数 709 名に対して進学者 39.8%（282 名）、就職決定者 15.5%（110 名）、就職希望者 18.2%（129 名）、就職決定率 85.3%、創作活動 22.1%（157 名）、その他留学・非常勤講師・翌年度教員等受験など 8.7%（62 名）、進路未定は 3.1%（22 名）である。これに対して 10 期生の状況は学部生 79 名、進学者 30.4%（24 名）、就職決定者 32.9%（26 名）、就職希望者 35.4%（28 名）、就職決定率 92.9%、創作活動 21.5%（17 名）、その他留学・非常勤講師・翌年度教員等受験など 10.1%（8 名）、進路未定は 1.3%（1 名）である。
以上の数値から 10 期生になると、進学希望者は 10%近く減少し、逆に就職希望者は倍増している。そして進学希望者よりも就職希望者の方が多いことも注目される。この傾向はますます強くなり、2008 年卒業予定者（11 期生）の統計を 2008（平成 20）年 1 月 25 日現在でみると､卒業予定者 84 名､進学希望者 25%（21 名）､就職希望者 48.8%（41 名）、創作活動 4.8%（4 名）、その他 4.8%（4 名）、休学 7.1%（6 名）、進路未定等 9.5%（8 名）となっている。
この 11 期生の状況を簡単に言えば、約 50%の学生が就職を希望し、25%が進学を希望し、10%が留学や非常勤講師をし、5%の学生が創作活動を始め、10%が進路未定と言える。
12 期生（2009（平成 21）年卒業予定者）に対する芸術学部進路説明会（2007（平成 19）年 10 月 15 日）では従来になく多数が参加し、大学院進学者の減少とともに今後の進路指導のあり方が問われる状況がある。

芸術学部生にとって日常の勉学が作品制作に集中し、そのことが就職へと結びつきにくいことは教員採用・非常勤講師採用の減少と相まって、就職指導を難しくしている。現実に就職した 70～80%の学生は専門職に就き、一定の評価はできる。2004（平成 16）年から学生の就職に対する意識も高くなり、今後の就職指導次第で可能性も見い出せる。
就職指導に関しては、ここ数年芸術学部生に対するキャリア形成支援について検討はされてきた。その中で卒業生・修了生とのネットワークづくりとして
1　卒業生・修了生の卒業後の活動状況の調査
2　年一回の学部同窓会の開催
3　芸術学部（OB・OG・在学生・教員）のネット・コミュニティの設置
などが実施又は検討されている。
また、芸術家・創作活動の希望者には、学生にそのプロセス（キャリア）を考えさせ、教員がアドバイスするプランや作家活動をしている卒業生の活動状況の提供と OB・OG

による直接のアドバイス等、幾つかの取り組みが考えられてはいるが、まだまだ具体化されて進んでいるとは言えない。

2006（平成 18）年～2007（平成 19）年にかけて検討されてきた芸術学部生・研究科生に対する進路指導の案をより具体性のあるロードマップにし、教員・職員が一体となり協力し進めて行くこととしている。

表　芸 3-9　芸術学部生の進路状況

区　分	1 期～9 期生		10 期生		11 期生		12 期生（11/28 時点）	
	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)
卒業生数	100	709	100	79	100	70	100	94
進学者数	39.8	282	30.4	24	27.1	19	27.7	26
就職決定者数	15.5	110	32.9	26	32.9	23	20.2	19
(就職希望者数)	(18.2)	(129)	(35.4)	(28)	(35.7)	(25)	(44.7)	(42)
創作活動	22.1	157	21.5	17	18.6	13	4.3	4
その他留学等	19.9	141	11.4	9	14.3	10	8.5	8
進路未定	2.7	19	3.8	3	7.1	5	39.4	37

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）およびその有効性（3-30）

2006（平成 18）年度より、全学教員を対象とした FD セミナーが年に数回実施されることになり、芸術学部の教員もファカルティ・ディベロップメントに対する関心が深まってきている。

一方、芸術学部の専門科目（実技科目）のカリキュラムの区切りに行われる作品の講評の形式は、まさに学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための素晴らしい FD システムとして、大学設立時から行われてきている。またこの作品講評の形式は、各学科専攻とも同一の形式で行われている。

カリキュラム終了時、課題作品を一同に並べ、学生はその制作意図（コンセプト）や、制作過程での問題点、自らの作品に対する感想などをプレゼンテーションする。そのプレゼンテーションに対し、複数の課題担当教員、担当外の教員が発言をして行く。

当然教員の意見に対する学生の反論もあり、時として激しい討論になることもある。また、教員同士の反論も起こることがあり、講評に参加している全員が対等に発言権を持って意見を交わすのである。指導する教員の側も、教員の厳しい批判にさらされるのである。

こうした講評形式の授業の中で、学生は批判された悔しさから、次の作品制作への意欲を喚起され、また新任の若い先生は指導方法を身に付けて行くのである。

作品の「講評」の形式は、開学以来確実に進化を遂げてきた。2007（平成 19）年度より、理論系教員も参加するようになってきたことから、さらに洗練されたものになってきている。

また、このような授業内における教育と FD の一体となった形式は他に例がなく、大学基準協会の刊行物にも、FD の具体的な活用例として紹介されたこともある、芸術学部の特徴的なものである。

この形式の授業に、外部のスタッフ（非常勤講師など）が参加すると更に緊張感が増し

たものになると予想される。今後は、そのようなことが可能なシステムを構築することも視野に入れ、学部教務委員会で検討を進めてゆく。

シラバスの作成と活用状況（3-31）

教育内容を示し、学生が授業科目の選択や、学習の方針を定める手助けになるよう、芸術学部でも講義概要、Web 上でシラバスを公開している。

シラバスの記入は Web 上で行うよう、2005（平成 17）年度より、学内の情報サービスシステムが稼動している。記入フォームに従って入力してゆくのであるが、記入内容や表現の方法は今まで一定の取り決めが成されていなかった。そのため記入内容に大きく個人差が生じていて、客観性に若干の不安があった。

2007（平成 19）年度、芸術学部教務委員会において、シラバス入力の一定の基準が定められた。その主な内容は以下のようなものである。

① 教育研究上の目的の明確化
② 成績評価の基準の明確化

この基準によりサンプルのシラバスが示され、これに準じた記入方法の徹底が行われた。

改善が行われたばかりであることから、今後どのような結果が現れるのか、慎重に見守ってゆき、問題点があれば学部教務委員会で検討してゆく。

学生による授業評価の活用状況（3-32）

評価項目 3-28 で述べているので、参照されたい。

【② 教育方法等（学士課程）に関わる点検・評価】

1 学生に対する履修指導について

高校から大学に進学した新入生にとって、大学における履修システムは理解に難しい点も多い。全学共通の履修に関するガイダンスに加えて、学部独自に実施されている履修に関する学部別ガイダンスを実施して、理解の手助けをしている。このガイダンスは教務担当の教員と、教務担当の事務職員とによるシステムと科目内容をリンクさせながらの説明のため効果的に行われていると評価できよう。これに加えて教務担当教員のオフィスアワーを利用しての個別の対応も行っていて、履修指導は適切に行われている。

また、3 年次、4 年次における一般教養的科目を含む卒業必要科目の修得及び履修状況は、教務担当事務局より提出してもらう個人修得単位表による専攻、分野担当教員からのきめ細かな指導で、履修の不足による卒業時のトラブルに対処していて評価できる。

2 卒業生の進路状況について

設立後間もないこともあって、卒業生の進路状況の把握が充分に行われているとは言い難い。それに加えて、芸術やデザインの分野の業界では、より高度なスキルを身に付けるための転職がしばしば行われていて、転職後の就職状況の把握などの把握が難しい状況もあり改善を図らなければならない。

3 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組

みについて
評価項目 3-30 においても記述したが、芸術学部における「講評形式の授業」は、大学における学生・教員双方にとって、非常に有効な FD の組織的な取り組みとして、高く評価できる。以前、大学基準協会の刊行物でも紹介されたこともあり誇れる取り組みである。

4　シラバスの作成と活用状況について
学部の専門教育科目におけるシラバスの活用に関して、座学形式で行われる専門基礎科目については授業内容に直結したシラバスを示していたが、実習形式で行われる専門科目についてはカリキュラムでは前期後期の大きな括りの設定になっているものの段階を追った技能教育など細かい内容を示すことが難しいと判断し、教科の詳細を示していなかった。

【②　教育方法等（学士課程）に関わる改善方策】
1　学生に対する履修指導について
履修指導について、2009（平成 21）年度より入学時のガイダンスの期間を 1 日増やし更にきめの細かいガイダンスを行うよう改善されることとなった。増加した 1 日のうち半日を使って学内を巡るツアーを行うこととしているが、実習環境が重要な芸術学部の学生にとって、施設のガイドは履修選択の準備に非常に役立つだろう。

2　卒業生の進路状況について
卒業生の進路状況に関し、追跡の難しい転職後の状況を含めて、卒業生の友人関係のネットワークを借りて調査を行うよう、学生委員会が中心となって改善を行った。これによって新卒時ばかりではない卒業生の就職状況の把握に努めている。2005（平成 17）年度より実施されたたため、まだ充分の把握とは言い難いが一層の把握に努める。

3　厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準について
2008（平成 20）年度、全学の教務委員会において、評価の基準の見直しが検討された。従来の 4 段階評価を、更に詳細に評価するため 5 段階評価へと変更されることが決定されている。
しかし、評価の呼び方と評価基準の案は以下のとおりであるが、評価の呼び方や配点については、引き続き検討されることになる。

秀（A、AA、S、＋A等）	100～90 点
優（B、A）	89～80 点
良（C、B）	79～70 点
可（D、C）	69～60 点
不可（F、E）	59 点以下

4　シラバスの作成と活用状況について
実習形式で行われている学部における専門科目についても 2007（平成 19）年度、学部教務委員会において、シラバス記入の基準を設け、科目の内容や評価の基準について学生に理解しやすいように改善された。未だ改善後間もないこともあって学生へに影響は明らかではないが、反応を見て必要な改善を施してゆく。

③　国内外における教育・研究交流
【現状説明】

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性（3-33）

芸術学部においては、教育・研究の理念・目的として、「地域連携と国際交流を視野に入れ、先見性・創造性・独創性に富む卓越した人材を育成する」ことをあげている。

芸術分野においても国際化・グローバル化が急速に進む中、創作や発表活動にも大きな変化が表れているとともに、地域の風土や美意識、伝統を再認識し自己の文化的アイデンティティーを確立するという対極的な面の重要さも指摘されている。芸術学部では日本の伝統・文化を踏まえた上で、国際的視野で創作・芸術活動ができる人材育成を目指し、基礎的な外国語教育の充実を図るとともに、学生海外語学研修等を通して国際的視野への萌芽に努めている。

また、芸術学部では、2007（平成 19）年度、現代表現領域の新設に併せて、語学に優れた海外での活動が顕著な、実技系教員と理論系教員の充実を図った。このことにより、芸術活動における国際化に対応可能な能力を養成するための、組織的な取り組みがスタートした。イギリス、ドイツなどの、学術交流協定締結校との、共同のプロジェクトも盛んに行われるようになってきている。

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性（3-34）

海外語学研修補助事業においては、厳しい財政の中、学生の国際的視野への萌芽のために本事業を継続していることは、本学の長所としてあげられる。芸術学部の学生は本事業の中で、語学研修のみならず海外の優れた美術品を鑑賞し、また活発に繰り広げられるアートシーンを体験したいという思いもあり、著名な美術館や画廊が多く存在する海外の大都市圏を研修地として選んでいる。大都市圏では宿泊費が高いにもかかわらず、この宿泊費が助成対象とはなっていないため学生の負担は大きく、芸術学部学生のためには制度運用の若干の問題点がある。

海外語学研修補助事業においては、2006（平成 18）年度までは補助額を、一人当たり 45 万円（予算及び補助金の交付対象経費に 2 分の 1 を乗じた額の範囲内において）を限度としていたが 2007（平成 19）年度からは 20 万円に減額された。それにも起因すると考えられるが、2008（平成 20）年度は応募者が無く、この事業が十分には活用されない傾向にある。本学の財政上からも増額は難しいとしても、現在補助対象となっていない海外での宿泊費、空港税等の経費に関しても対象となるよう検討を芸術学部教務委員会で早急に行う。

海外語学研修の事業における芸術学部の実績は下表（芸 3-10）のとおりである。

表　芸 3-10　芸術学部における海外語学研修事業の実績

年度	11	12	12	14	15	16	17	18	19	20
人数	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0
行先	データ無し	ロンドン	パリ	ベルリン	ニューヨーク	ニューヨーク州	ミュンヘン	ミュンヘン	ニューヨーク／バンクーバー	／

芸術学部では、海外の大学と学術交流協定を締結し、教員、学生の交流・交換を行って

いる。これまで大学院生のみを対象として行われてきた海外学術交流協定校との学生交換事業を、更に早い時期から国際的な感覚を身につけさせる必要があるという認識から、2006（平成 18）年度より学部 3 年以上を対象として行うよう改変し、運用している。

また、学部学生の国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の一貫として、2003（平成 15）年度から 2007（平成 19）年度まで、海外学術交流協定校の一つであるハノーバー専科大学（ドイツ連邦共和国）と教員交換授業を行った。双方の大学から約 2 名の教員を派遣し、約 1 週間程度（準備、打ち合わせも含め）の交換授業を実施したものである。詳細は下表（芸 3-11）のとおりである。

表　芸 3-11　ハノーバー専科大学（ドイツ連邦共和国）との教員派遣実績

実施時期	教員名・専門分野	授業内容	対象者・受講人数
2005.10.23-10.29	［A 講座］永見文人講師（工芸・金属造形） ［B 講座］大塚智嗣講師（工芸・漆造形）	［A 講座］日本の伝統による造形の表現（毛彫り、嵌技法） ［B 講座］日本の伝統による造形の表現（沈金技法と漆文化の紹介）	［A 講座］デザイン・メディア学部生、10 名 ［B 講座］デザイン・メディア学部生、２５名
2006.10.7-10.18	［A 講座］及川久男教授（ビジュアルデザイン）、吉田幸弘助教授（プロダクトデザイン） 笠原浩助教授（メディアデザイン）	［A 講座］知覚と観察（光と影） 虚像と実像の関係を思考、制作する。	［A 講座］　デザイン・メディア学部生、20 名

表　芸 3-12　ハノーバー専科大学（ドイツ連邦共和国）との教員受入実績

実施時期	教員名・専門分野	授業内容	対象者・受講人数
2005.5.8-5.14	［A 講座］ヤクバシケ教授（絵画） ［B 講座］ウベン教授（プロダクトデザイン）、ニクラウス教授（プロダクトデザイン）	［A 講座］「コンテンポラリー・インスタレーション（バランス）」 ［B 講座］FHH デザイン・メディアでの研究概要、CD プレーヤーのデザイン	［A 講座］美術学科学生２０名 ［B 講座］デザイン工芸学科学生 40 名
2006.5.28-6.3	［A 講座］ウベン教授（プロダクトデザイン） ［B 講座］ガルベルト教授（自由芸術）	［A 講座］「FHH デザイン・メディアでの研究概要」 ［B 講座］「ヴァルナ（ブルガリア）でのワークショップ・プロジェクト」	［A 講座］デザイン工芸学科学生３０名 ［B 講座］美術学科学生：15 名、デザイン工芸学科の学生 7 名他

2007.10.20 - 10.27	［A 講座］　レデカー教授（絵画） ［B 講座］マールシュテット教授（メディアデザイン）	［A 講座］「写真からの展開」 ［B 講座］「映像を造る」	［A 講座］美術学科学生、40 名（20 名 x2 班） ［B 講座］美術学科学生,40 名

自国の教員による教育のみに偏らず、教育方法を異にする海外の教員から直に授業を受けるという経験は、学部学生の芸術の概念や創作の方法等の広がりに繋がるとともに、国際化への興味の手がかりとなる。また授業は通常通訳を入れて行われているが、個別なことに関しては直接英語等でコミュニケーションをとらねばならず、外国語の必要性を強く意識させることになり、語学修得の向上に繋げることができた。

また授業を提供する教員は、通常自国で行っている内容を相手国で行うことにより、同じ課題に関して文化や教育方法の違いによって、新たな反応、結果を得ることが多い。それは自国の学生への教育の中での新たな参考例として生かすことができるとともに、教育方法の自己の展開、反省材料としても活用できる。

しかしこれらの交換授業は、短期間であっても旅費等に多額の費用を必要とするものであり、現在の大学の財政状況からも学部学生への提供授業としての継続が難しい状況にある。また各専攻とも学部においては専門分野における基礎としての実技・理論指導を重視しているため、詳細に組まれたカリキュラムの変更等が難しいこともあり、教員間では大学院の取り組みとして移行することが望ましいとの意見が多い。

近年、本学大学院芸術学研究科においては海外の大学との共同プロジェクトを行い、教育研究の緊密化を図っている（評価項目 3-62 を参照）。芸術学部は大学院と連携し、プロジェクト担当教員は芸術学部国際交流委員会と連携して、学部生へ提供授業をプログラムすることの対策を検討している。

国内外の大学との組織的な教育研究交流の状況（3-35）

海外の大学を対象とした学生派遣事業に関しては、専門領域によって学部における基礎教育の中で早い時期から国際的視野を身につけさせる必要があるとする専攻と、基礎教育は本学において十分に行った上で、大学院以降に国際性を取り入れていくことが望ましいとする専攻があるため、各専攻の教育方針を尊重し弾力的にこの制度を運用している。学生受入事業に関しては、全専攻とも前向きに対応している。

学生派遣事業、受入事業とも実技科目及び実技をともなう演習科目を対象として運用している。また学生派遣事業は、学生の申し出により、担当教員が必要と認めた者を学部国際交流委員会、全学国際交流委員会、芸術学部教授会の議を経て承認されるものである。

受入事業に関しても、相手大学の申し出を受けて、同委員会の議を経て承認される。また単位認定は､相手校で受けた認定単位及び成績､その他相手大学留学中に行った研究、創作に関する報告書を自校の担当教員に提出し、専攻内でそれらを総合的に判断し自校の科目に読み替えている。半年を単位とし 1 年以内の学生交換事業である。

なお、学術交流協定校との教員交換授業については評価項目 3-34 で記述している。

表　芸 3-13　海外学術交流協定校

国　名	大　学　名	学術交流協定 締結年月日	学生交換事業 開始年度	主な交流内容
ドイツ連邦共和国	ハノーバー専科大学	1997.5/30	1999	教員交換授業 学生派遣、受け入れ
アメリカ合衆国	ハワイ大学マノア校	2001.1/11	2001	学生派遣、受け入れ
大韓民国	西京大学	2005.3/15	2005	学生受け入れ
ドイツ連邦共和国	アラヌス大学	2005.10/12	2006	学生派遣、受け入れ
ドイツ連邦共和国	ベルリン･バイセンゼー大学	2005.12/19	2006	学生派遣、受け入れ
中華人民共和国	西南大学 （旧西南師範大学）	2006.11/17	2006	教員派遣、受け入れ 学生の受け入れ･派遣実績はない

表　芸 3-14　交換留学生受け入れ、派遣実績

年度	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
受入	3	3	4	4	3	5	6	7	10	6
派遣	3	3	4	6	7	6	4	10	4	1

上記の海外学術交流協定校との学生交換事業状況は、ドイツの 3 校に関しては相互交流が大変盛んである。教育方法、文化を異にする創作とその過程に日本人学生が直に触れることにより、早い時期から国際化を意識することができ、本学学生の創作・研究の中にもその効果が現れている。また学生間のコミュニケーションのための英語や外国語の必要認識や興味が増している。

ただドイツ以外の南米や英語圏の国々との交流校を望む声も多く、より幅広い異文化圏との交流を理想としているが、これまで幾つかの話しが持ち上がるものの、協定を結ぶまでには至っていない。またアジアの国々とは、受入事業のみで、学生派遣に関しては実績が無く、不均衡な状況となっている。

ただ、国際交流を学部の理念・目的の一つとし、更に推進して行くためには、事務局側の協力や、宿舎等のインフラ整備も併せて必要であるが、現在 3 学部併せて主に 1 名の職員が一般事務との兼職として担当しており、十分な体制とはなっていない。また宿舎に関しても学生寮の 8 部屋(男女各 4 部屋)を外国人交換留学生用に確保する等の措置を行い、近年かなりの改善が見られるが、その他は学外の施設・住居をその都度借り受けることになり、安定供給はでき無い状況である。

学術交流協定校の中で中心となっているドイツの 3 校とは､良好な関係が築かれており、今後は教育・研究の内容を更に深めるための協力を行っていく。特にハノーバー専科大学とは学術交流協定 10 周年を迎えており、芸術学部国際交流委員会が主導して、この 10 年間の交流記録誌を作成し、これまでの教員・学生交換事業の長所と問題点を明確にし、将来の両校にとっての有益な関係構築に役立てるプロジェクトを行っている。

またラテンや英語圏の国々との交流校に関しては、今後も芸術学部国際交流委員会が中心となって、新たな交流校確保のための情報収集を行っていく。

中国、韓国を中心とするアジア諸国との交流では、学生間の芸術プロジェクトを行いたいとの意見もあり、距離的に近いという利点からも、実際的な共同プロジェクトを通した関係構築を、教員個人レベルから始め、芸術学部国際交流委員会を通して組織的なものへ

と展開していくことを検討していく。
現状では大学全体の予算や職員の削減が行われており、国際交流推進のための増額、増員は非常に困難な状況にある。本学は 2010（平成 22）年度に法人化する予定であり、特色ある大学づくりのためにも、「広島」という国際的知名度を生かし、大学自体が国際化を目指すことは有効な手段である。そのためには大学全体の指針による予算、人員の調整が必要である。

【③　国内外との教育研究交流（学部）に関わる点検・評価】
国内外との教育研究交流に関し、特に国外の教育機関との教育研究交流は、非常に盛んに行われて来ており、その実績は高く評価できる。
本学部の教員に留学経験者が多いことに起因していると思われるが、芸術に国境が無いことの証である。

【③　国内外との教育研究交流（学部）に関わる改善方策】
現状説明でも述べていることであるが、教育研究交流校との正式な単位互換が実現していないことから、折角文化の違う大学と交流していながら、自大学の設定した単位しか与えられない不都合を解決するため、単位互換の実現に向けてお互いに協力し合う必要がある。また、中国･韓国の交流校とのプロジェクトについても、積極的に展開してゆく必要がある。

芸術学研究科

２　修士課程・博士課程の教育内容・方法
①　教育課程等
【現状説明】
Ⅰ　大学院研究科の教育課程

大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 99 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連（3-36）

芸術学研究科は理念・目的を次のように定めている。

芸術学研究科は、高度な文化芸術の創造･発展に貢献することを理念とし、美術、デザイン、工芸に関する卓越した創作・研究能力を培い、地域文化振興と国際文化交流において指導的な役割を果たす、理論を踏まえた高度の専門性を有する人材を育成することを目的とする。
芸術学研究科は、ここで掲げた目的の実現に向けて、次の四つの特色を有する教育を行っている。

1　古典伝統の継承
　古典研究を重視しつつ現代の視点に立って、伝統的な文化芸術を継承・発展・創造する専門的人材を育成する教育
2　先端表現の推進
　新しい素材や技法への研鑽を深め、電子メディア社会に即した先端表現を推進する教育

3　理論の習熟に基づく創作
　理論の習熟を基にした創作を探究し、創造、表現及びその応用に必要な高度な技術と理論の教育
4　社会貢献の取り組み
　地域文化振興と国際文化交流等、社会における文化芸術の振興において指導的な役割を果たすことのできる人材を育成する教育

このうち、1 と 2 は、目的で述べた「美術、デザイン、工芸に関する卓越した創作・研究能力」の育成を目指したものであり、3 と 4 は「地域文化振興と国際文化交流において指導的な役割を果たす、理論を踏まえた高度の専門性を有する人材」の育成を目指したものである。こうした能力をもつ人材を育成することによって、芸術学研究科は、学校教育法及び大学院設置基準で述べられている「高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力」や「研究者として自立して研究活動を行い、高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力」を培い、芸術の先見性・創造性・独創性を追究して、高度な文化芸術の創造・発展に貢献することを目指している。

「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性（3-37）

広い視野に立ちつつ、高度の能力を養うという修士課程の目的を実現するために、本研究科の博士前期課程は、広範な活動領域において持続的な創作活動を行い、基礎から応用まで高度な創作能力を育成するための教育を行っている。

まず、高度な専門的知識と能力をもつ研究者や専門職業人を目指す者たちが、専攻する専門分野の狭い研究領域に閉じこもることなく、常に多様な問題意識や学際的関心を持ち続けることができるように、研究科共通の選択必修科目を設けて、人文、社会、自然、芸術など既存の縦割りによる学問領域を超えて、より広範な 10 科目からなる学際的な授業科目を提供している。

そして、基礎理論科目を設け、広く芸術に関する幅広い視野と識見を養うため、芸術の理論、歴史等を教授している。実技系の専門領域を専攻する学生に、基礎理論科目で芸術の理論や歴史を教えることによって、実技系の専門分野における研究のあり方を、言語を通して教授している。

最後に、専攻ごとに開設される専攻開設科目を設けて、伝統的な文化芸術の継承と同時に、先端表現の推進に力を入れつつ、絵画、彫刻、造形計画の 3 専攻内でより専門的な教育を行っている。専攻開設科目を重視することによって、専攻分野における研究能力、高度の専門性を要する職業等に必要な能力の育成に取り組んでいる。

「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性（3-38）

博士後期課程においては、設置基準に定められた、高度の研究能力及び豊かな学識を養うという目的を実現するために、各領域の実技を踏まえ理論的な習熟を目指し、より高度で幅広い表現能力の育成を図っている。

博士後期課程は、複数の専攻に分割する構成を取らず、総合造形芸術専攻の１専攻としている。これは、各領域を横断する研究を含めて、より広く、より総合的な教育を行う趣旨で設置されたものであるが、高度の専門性を養う博士課程の目的を鑑みて、少人数の学生に対して、きめの細かい、充実した教育を行うことによって、教育の専門性の維持に努めている。

学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係（3-39）

学部における教育内容は、基礎実技の重視、多角的・総合的教育の提供、社会貢献への取り組みを柱としており、大学院研究科は、その方針を継承しつつ、より広い視野とより高い専門性を実現する教育内容を提供している。実技系教育については、共通の担当教員による教育によって、その連続性と発展性は確保されている。他方、理論系教育においては、学部の理論系教員が 2007（平成 19）年に１名採用されるまでは、学部の理論教育が必ずしも十分でなかった。2009（平成 21）年度に芸術学部内に設置される「芸術学環」は、学部全体に理論系教育を提供し、そのさらなる充実を図ることを目的とした組織であり、芸術学部・芸術学研究科で一貫した理論系教育を行うことを目指すもので、理論系教育について、学部と大学院研究科の関係をより緊密なものにするねらいがある。

修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係（3-40）

博士前期課程は、絵画専攻、彫刻専攻、造形計画専攻の 3 専攻からなり、各専攻領域の教育を中心にした芸術教育を行っている。博士後期課程は、複数の専攻に分割する構成を取らず、総合造形芸術専攻の 1 専攻である。博士前期課程で学んだ各専攻領域の実技を踏まえつつ、各領域を横断する研究を含めて他領域の成果を活用しながら、自らの専門領域を追究するのが博士後期課程である。1 専攻からなる博士後期課程は、少人数教育であり、きめの細かい充実した教育を行うことによって、博士前期課程に比べて、より専門的で高度な教育を行っている。

博士前期課程、博士後期課程とも、実技系教員と理論系の教員が緊密な連携を取りながら教育研究を行っている。

博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性（3-41）

博士後期課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスは以下のようになっている。

１　主指導教員と副指導教員の決定

博士後期課程においては、主指導教員が徹底した個別的研究指導を行い、副指導教員はこれを補佐する。

学生は、主指導教員と相談の上、自身の研究領域、自身の研究領域外、理論の各分野から副指導教員を１名ずつ選ぶ。

２　修了要件について

博士後期課程を修了するためには、原則として本課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上で、修了作品及び論文を提出し、その審査と試験に合格しなければならない。

3　研究計画書の作成と提出について

学生は、年度当初に主指導教員の指導に基づき、研究目的、作品・論文の概要、今後のスケジュール等について記載した「研究計画書」を作成し主指導教員及び副指導教員の承認を得て事務局へ提出する。

指導教員は、研究計画に基づき、学生に対し修了制作及び当該作品に係る制作意図や背景、技法、素材に関する研究等をまとめた論文作成のための研究指導を行う。

なお、論文については理論系の教員が指導を行う。

4　博士学位の申請手続きについて

(1)　博士候補者となった者は、主指導教員の指導に基づき博士学位論文及び研究作品（以下「学位論文等」という。）を作成・制作し、学位論文等予備審査の申請を行う。

(2)　研究科委員会は、申請に基づき、当該博士候補者の主指導教員を含む研究科委員会の委員3人以上から成る学位論文等予備審査委員会（以下「予備審査委員会」という。）を設置する。審査委員長は主指導教員がなる。

(3)　予備審査委員会の委員長は、審査の結果を研究科委員会に報告する。研究科委員会では、学位審査に値すると判断した場合、博士候補者が博士学位授与の申請をすることを許可する。許可を受けた者は、事務局へ学位審査の申請を行う。博士学位論文の予備審査の結果不合格となった者は、次回以降の予備審査に改めて申請することができる。

5　学位論文等の審査及び最終試験の実施について

(1)　研究科委員会は、博士候補者に博士学位授与の申請をすることを許可したときは、学位論文等審査委員会（以下「本審査委員会」という。）を設置する。本審査委員会は、上記の予備審査委員会の委員を中心に編成し、予備審査委員会の委員長が本審査委員会の委員長となる。

(2)　本審査委員会は、審査と最終試験（口述試験その他審査委員会が必要とする試験）を実施し、その結果を研究科委員会に報告する。

6　博士学位授与の可否の決定について

研究科委員会では、本審査委員会の結果報告を受けて審議を行い、博士学位授与の可否を決定する。

7　学位について

修了必要単位数を満たした上で、博士論文が上記の審査及び最終試験に合格すると、研究科委員会の判定を経て学位が授与される。学位の名称は「博士（芸術）」となる。

博士後期課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスは、広島市立大学学位規定、芸術学研究科細則等に基づき適切に行っている。履修案内、学内掲示等により教員・学生に周知することで入学から学位授与までのプロセスが円滑に行われるよう配慮している。実技担当の指導教員並びに理論担当の指導員及び事務局が連携した情報交換を行うことにより、適切に運営している。

社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮（3-42）

本学芸術学研究科には、社会人又は外国人留学生で入学する特別枠は設けられていない。

教育課程編成上の特別の措置はされておらず、通常の学生と同様に対応している。教育研究指導については、各専攻で学生の研究時間、語学能力を考慮した指導を行っている。各専攻で学生のニーズを把握し、よりきめ細かく対処することに努めている。

Ⅱ　単位計算と単位認定

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性（3-43）

博士前期課程において、全研究科共通科目と基礎理論科目は、専門領域を超えた幅広い学識を養い、自らの創作活動を客観視する能力を培うものである。全専攻必修科目と全専攻選択科目にある「専門語学演習（英語）A・B」は、本研究科が重視している社会貢献の一環として、国際文化交流を担う人材を育成するものである。自らが企画する地域連携活動等のアートプロジェクトに対して単位を認定する全専攻選択科目にある「応用造形特別研究」は、地域における社会貢献に対応した科目である。全専攻必修科目となっている「造形総合演習」は、論文指導と関連した理論系教育科目である。

博士後期課程において、「創作総合研究Ⅰ・II」は、専門分野における高度に専門的な実技系教育を提供する科目である。「特別造形総合演習Ⅰ・II」は、論文指導と関連した理論系教育科目である。「領域横断特別研究」は、自分の専攻以外の専攻を学ぶ科目であり、自分の専攻を相対的に捉える機会を提供している。

単位の計算の基準については、学則第 34 条に次のとおり定められている。
講義・演習　　：15～30 時間までの範囲内の授業時間で 1 単位
実験・実習・実技：30～45 時間までの範囲内の授業時間で 1 単位

博士前期課程、博士後期課程ともに、この学則の規定に基づき、以下のとおり運用している。
講義　　：15 時間の講義をもって 1 単位
演習　　：30 時間の演習をもって 1 単位
実験・実技：30 時間の演習をもって 1 単位
実習　　：30～45 時間の実習をもって 1 単位

授業時間と単位の関係は、大学設置基準に準じて学則が定められており妥当であり、学生に対しても学生便覧にて示している。実習について時間の幅があり若干分かりにくい面はあるが、問題なく適切に運営されていると言える。休講にした場合は必ず補講を入れることを徹底し、各授業形態に応じた授業時間の確保を徹底し、適切な運営を行っている。

国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学院設置基準第 15 条）（3-44）

本学では既修得単位認定規程及び留学に関する規程を設け、本学大学院に入学する前に大学院において修得した単位及び留学中に取得した単位を修了の要件となる単位として認めることとしている。また教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、当該

大学院において修得した単位を修了の要件となる単位として認めることしている。いずれも 10 単位を超えない範囲で本学において修得したとみなすことを定めているほか、所定の手続きを経て研究科委員会の議を得て単位認定することになっており、適切に行われる体制となっている。ただし、制度を利用する学生が少ないことから、各専攻で学生のニーズを把握し個別に対処していくことも必要と考えられる。

【①　教育課程等（修士課程・博士課程）に関わる点検・評価】

博士前期課程における教育内容と、博士後期課程における教育内容の適切性及び両者の関係について、博士前期課程は 3 専攻あるのに対し、博士後期課程は総合芸術専攻の 1 専攻になっている点について、研究科内でも再検討が必要という声が上がっている。専門性をさらに高めたより高度な教育を行ってゆくと謳いながら、一方では各領域を横断的に研究するという相反する教育を行うことの困難さを意識したものであろう。

評価項目 3-36 に掲げている四つの特色ある教育を行う上で、あるいは「高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力」や「研究者として自立して研究活動を行い、高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力」を培う上で、更に専門性を高める教育に専念しやすいような教育課程のあり方について検討する必要がある。

また、社会人及び外国人留学生の受け入れに対して特別の枠は設けていないが、今後地域との連携や国際的な連携の強化に伴って受け入れの実体が変化するようなら、実態に先駆けた体制の構築を考慮してゆかなければならない。

また、修士及び博士課程における理論系教員の配置が極めて少ないことから論文指導に携わる理論系教員の負担が想像以上に大きくなっている。

【①　教育課程等（修士課程・博士課程）に関わる改善方策】

博士前期課程及び博士後期課程が設立されて 10 年近くを経たが、課程の見直し等が行われたことは無く、これまでは教育課程を構築しその維持に努めるのに大きなエネルギーを費やしてきたと言うのが実情であった。今後は、課程の見直しを含め博士前期課程及び博士後期課程のあり方を見直す時期に差し掛かったと言える。

修士課程及び博士後期課程の教育内容については、研究科教務委員会で検討して行くことになる。学部を含めた専攻の在り方についても将来構想検討委員会などの場で検討して行くこととなっていて、これに連動した形で博士前期課程及び博士後期課程にも影響が及ぶこととなるだろう。今後は、1 専攻となっている博士後期課程で、専門性を高めた高度な教育を行ってゆくと謳いながら、一方では各領域を横断的に研究するという相反する教育を行うこととしている制度の見直しも行う。

また、社会人及び外国人留学生の対応と枠の設置についても、今後の動向を見守り研究科教務委員会などの場で検討する。

さらに、理論系の教員については、学部を含め引き続き教員の増員の方向で検討し、然るべき機会を見て実現して行く。

②　教育方法等

【現状説明】

Ⅰ　研究指導と成績評価

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性（3-45）

博士前期課程では、実技と演習によって構成される専攻開設科目を開設し、造形総合理

論の基礎理論科目と合わせて、高度な創作能力を育成するための体系的な教育を行っている。博士後期課程では、専門領域の基礎の探求を基に領域を超えた横断的な教育・研究指導を行っている。教育課程の展開と学位論文の作成の双方において、実習担当教員と理論担当教員が共同で教育・研究指導にあたっている。

博士前期課程では、絵画専攻、彫刻専攻、造形計画専攻の 3 専攻が、各専攻領域を中心に芸術表現の教育・研究指導を行っている。博士後期課程では、指導教員全員による「領域横断特別研究」を必修科目とし、より高度な教育研究を行っている。学位論文の作成については、必修科目の「特別造形総合演習 I」や「特別造形総合演習 II」を中心に、理論担当教員による研究指導を行っている。

博士前期課程は、芸術の理論と実践の有機的な連携を目指す以上、実技と演習からなる専攻開設科目と、造形総合理論の基礎理論科目の間に、より緊密な連携関係を築くことが重要である。博士後期課程では、「領域横断特別研究」において効果的な人的体制を確立し、「特別造形総合演習 I」や「特別造形総合演習 II」に実技担当教員がより積極的に参加するよう押し進めている。

学生に対する履修指導の適切性（3-46）

大学院研究科として入学時にオリエンテーションを行っている。専攻によっては、個別のガイダンスを行っているところもある。学生は、主指導教員と相談の上、履修科目の選択を行い、履修届を作成している。とりわけ博士後期課程においては、修了作品や学位論文の内容を考慮しながら、きめ細かい対応を行っている。

博士前期課程と博士後期課程の双方において、履修指導を行っているのは、主に実技担当の主指導教員である。実技担当の副指導教員や、理論担当の副指導教員も履修指導を行うことによって、より適切な科目の履修がなされる。一方、ほとんどの教員は、オフィスアワーを導入しておらず、教員との連絡方法に不都合を感じる学生がいるのも事実である。

指導教員による個別的な研究指導の充実度（3-47）

実習授業では、学生が自分の研究領域に踏み込んで学習できるよう、広い解釈が可能な課題を設定し、学生の研究の方向性や進度に合わせた個別指導を行っている。学位論文の作成に関しては、研究調査や文書作成のスケジュールが学生によって異なるため、それぞれの進捗状況に合わせた個別指導を行っている。

個別的な研究指導は、時間数において、学生の資質や進捗状況に大きく左右されることがある。また、到達度においても、学生ごとに異なってくる可能性がある。個別的な研究指導を充実させる一方で、提供される教育の質と量について、学生間で差が出ないように注意する必要がある。

複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化（3-48）

担当教員が複数いる科目に関しては、主担当の指導教員が教育研究指導に責任を持つ。主担当の指導教員は、上位役職にある者が形式上務めることが多いが、指導を中心的に行っている教員が教育研究指導の責任を負うのが望ましい。

研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策（3-49）

専攻内における研究分野や指導教員の変更については、専攻内で個別に対処した後に、研究科全体に報告を行う。絵画領域、彫刻領域、造形計画専攻の各専攻において、研究分野や指導教員の変更はほとんど行われていない。専攻を超えた変更は認められていない。研究分野や指導教員の変更が学生の教育に不利にならないよう注意すると同時に、専攻を超えた変更も将来的に認めていくべきであると考えられる。

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性（3-50）

研究報告を定期的に課し、作品の講評、まとめの研究発表を随時行っている。複数の教員が報告や作品に対する評価に関わっている。また、創造活動の幅を広げるために、学外組織とのプロジェクト連携活動、ボランティア活動などを一定の基準を設けて単位化して評価している。研究成果の公表を学外でも行い、批判を受ける場を作っている。学外組織とのプロジェクト連携活動など創造活動の幅が広がってきている。

学位論文の執筆にあたっては、予備審査と本審査を設けて成績評価を 2 段階とし、学生の資質向上の状況を検証している。

Ⅱ　学位授与・課程修了の認定

修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性（3-51）

博士前期課程を修了するためには、大学院に 2 年以上在学し、前述の所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けたうえで、修了作品及び研究報告書を提出し、その審査と試験に合格することが必要となる。学位の審査は、研究科委員会の承認を受けた審査委員会が行う。審査委員会は、指導教員によって構成され必要に応じて専攻以外の教員等の協力を得るものとしている。学位は、修了必要単位数を満たした上で、修了作品及び研究報告書（小論文）が審査に合格すると、研究科委員会の判定を経て学位が授与される。

表　芸 3-15　学位（修士）授与状況

年　度	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
修　士	41 人	30 人	37 人	29 人	32 人	36 人	32 人	33 人

博士後期課程を修了するためには、原則として本課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上で、修了作品及び論文を提出し、その審査と試験に合格することが必要となる。

博士候補者となった者は、主指導教員の指導に基づき博士学位論文及び研究作品（以下「学位論文等」という。）を作成・制作し、学位論文等予備審査の申請を行う。研究科委員会は、申請に基づき、当該博士候補者の主指導教員を含む研究科委員会の委員３人以上から成る学位論文等予備審査委員会（以下「予備審査委員会」という。）を

設置する。予備審査委員会委員長は主指導教員がなる。予備審査委員会の委員長は、審査の結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会で学位審査に値すると判断した場合、博士候補者が博士学位授与の申請をすることを許可する。研究科委員会は、博士候補者に博士学位授与の申請をすることを許可したときは、学位論文等審査委員会（以下「本審査委員会」という。）を設置する。本審査委員会は、上記の予備審査委員会の委員を中心に編成し、予備審査委員会の委員長が本審査委員会の委員長となる。本審査委員会は、審査と最終試験（口述試験その他審査委員会が必要とする試験）を実施し、その結果を研究科委員会に報告する。研究科委員会では、本審査委員会の結果報告を受けて審議を行い、博士学位授与の可否を決定する。修了必要単位数を満たした上で、博士論文が上記の審査及び最終試験に合格すると、研究科委員会の判定を経て学位が授与される。

表　芸 3-16　学位（博士）授与状況

年　度	2002	2003	2004	2005	2006
博　士	5 人	2 人	3 人	3 人	3 人

学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性（3-52）

博士前期課程では、修了必要単位数を満たした上で、修了作品及び研究報告書（小論文）が審査に合格すると、研究科委員会の判定を経て学位が授与される。修了作品及び研究報告書（小論文）の審査は、指導教員等によって構成する審査委員会が行う。審査委員会は、必要に応じて専攻以外の教員等の協力を得るものとしている。

博士後期課程では、修了必要単位数を満たした上で、博士学位論文及び研究作品が審査に合格すると、研究科委員会の判定を経て学位が授与される。博士学位論文及び研究作品の審査は、まず指導教員等によって構成する予備審査委員会が行い、合格すれば学位論文等審査委員会の審査を受けることができる。

学位論文等審査委員会は、最終試験（口述試験その他審査委員会が必要とする試験）を実施し、その結果を研究科委員会に報告する。審査委員会は、必要に応じて専攻以外の教員、学外の教員等を加えることができることとしている。

学位授与の決定については、研究科委員会において審査委員会が作品及び論文について審査し、その結果報告を受けて審議を行い学位授与の可否を決定しており、組織的に適切に行われている。必要に応じて専攻以外の教員、学外の研究者等の協力を得るなど、積極的に評価の透明性・客観性を高める努力をしていく必要がある。

標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性（3-54）

本学では標準修業年限未満で修了することを認めており、本学の大学院学則において博士前期課程及び博士後期課程の修了について定めがあるが、芸術学研究科においては、これまでこの制度の利用を希望する者はおらず、標準修業年限未満で修了した者はいない。

Ⅲ　教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性（3-55）

大学院の授業担当教員は期末試験を実施し、これにより成績評価を行うと同時に、教育・研究指導上の効果も測定している。さらに、授業評価のアンケートも実施して、教員が学生によるアンケート結果をもとに指導の反省を行い改善するよう努力している。

修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況（3-56）

博士前期課程、博士後期課程修了者、修業年限満期退学者は、企業への就職の他に、制作活動及び教育職（非常勤含む）に従事する者が多い。制作とその発表拠点を求め、国内だけではなく海外において、プロジェクト、コンペ等に参加、作家としてのキャリアを築いている。企業への就職の他に、制作活動に従事する者が多い。国際交流を通じて、博士前期課程、博士後期課程での留学や海外での活動経験が増えることで、大学院修了後も海外に移住して作家活動を行うものが増えてきている。

表　芸 3-17　修士課程修了者の進路状況

区　分	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	計
修了生数	32	36	32	33	38	171
進学者数	5	6	7	1	6	25
就職者数	0	4	3	13	8	28
その他＊	27	26	22	19	24	118

＊　その他とは、進学、就職以外の者をいう。

大学教員、研究機関の研究員などへの就職状況と高度専門職への就職状況（3-57）

博士後期課程修了の中には、国内外の大学に教員として就職している者、また大学等の非常勤講師として実技の指導、研究を行っている者がいるが、ごく少数である。本学の助教、ティーチング・アシスタント、協力研究員への雇用を積極的に行っているが、優秀な人材が本学にとどまり続けることによって、却って他の大学や研究機関への就職が困難になる側面もある。

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）およびその有効性（3-58）

芸術学研究科においては、複数の教員が作品講評に参加することによって、互いの教育・研究指導方法が吟味されている。全学のファカルティ・ディベロップメントにも積極的に参加して、教育・研究指導方法の改善に努めている。また、教育・研究指導の場を大学内に限定せず、学外の施設等を利用して展覧会やプロジェクトなどを企画する場合は、美術館の学芸員や美術関係者、一般市民など、外部の評価にさらされるため、学外連携は教育・研究指導の改善にも有効に活用されている。

シラバスの作成と活用状況（3-59）

シラバスには、科目名、単位数、担当者、履修時期、履修対象、概要、講義のねらい、受講要件、受講生への要望、講義内容、評価方法、教科書等、担当者プロフィールの項目を設けている。シラバスを通して、受講する授業について学生が十分に知ることができるようにしている。

多くの授業科目において各項目は適切に記載されているが、実技系科目の場合、明確な評価方法等を記載しにくいため、十分でない場合がある。また、複数教員によるオムニバス形式の授業の場合も、記載が十分でない場合がある。研究科委員会で、シラバスの記載方法に関して通知し､各科目の担当教員による改善を図っており､これをさらに徹底する。

学生による授業評価の活用状況（3-60）

学部での取り組み（評価項目 3-32）を踏まえつつ、大学院においても授業評価アンケートを 2007（平成 19）年度から導入している。講義、演習科目ともすべての授業が評価されている。講義科目と演習科目の特徴の違いなどを考慮しつつ、より適切な授業評価のあり方をさらに検討すべきである。

【②　教育方法等（修士課程・博士課程）に関わる点検・評価】

教育の方法等について、学位の授与のための方針や基準について適切に機能している。また学位審査の透明性、客観性についても機能していると思われる。しかし、理論系の教員の増員がままならない状況から、研究テーマによって客観性が損なわる事の無いよう充分配慮する必要がある。

【②　教育方法等（修士課程・博士課程）に関わる改善方策】

学位審査の客観性について充分に機能しない状況が起こらないようにするため、研究テーマによって外部の専門の研究者を審査委員会のメンバーとして受け入れることも可能なシステムとなっている。しかし芸術に関する幅広い分野の理論系教員が増員され、研究科内で対応が可能になることが本来の姿であろう。その為の教員の確保に引き続き努力してゆく。

また、履修指導や研究の指導にあたる主指導教員や副指導教員の手厚い指導を行うために学生に対してオフィスアワーを示してゆくよう改善してゆく。

③　国内外との教育研究交流

【現状説明】

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性（3-61）

大学院芸術学研究科は、芸術分野の国際的グローバル化に対応するとともに、国際的視野に立った日本の伝統・文化の構築ができる人材育成を目指し、学術交流協定校との学生交換事業や海外の大学との共同プロジェクトを行い、より積極的で緊密な国際化を進めている。また、博士前期課程・博士後期課程ともに、特にアジアを中心とする発展途上国か

らの私費、給費留学生がおり、優秀な学生に対しては国内学生と区別なく受け入れる体制ができている。

表　芸 3-18　大学院芸術学研究科入学者の状況

年　度（平成）		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
修士課程	入学者	32	36	29	34	35	35	36	42	25	28
	外国人	1	2	1	2	2	0	0	3	0	1
博士課程	入学者	—	8	7	12	10	6	8	7	1	6
	外国人	—	0	0	1	2	0	1	0	0	1

博士前期課程・博士後期課程ともに、実技指導、理論系科目授業とも原則的に日本語のみで行われ、修士論文に相当する研究報告書は外国語で受け入れた事例があるが、博士論文については日本語のみで受け付けることとなっている。そのため外国人の正規学生は、かなり高度な日本語力が問われるため、入学者の数は限られてくる。

また、日本人学生には 2007（平成 19）年度より、全専攻必須科目として「専門語学演習（英語）A」1 単位、及び全専攻選択科目として「専門語学演習（英語）B」1 単位が新設され、芸術活動における実践的な英語教育を行い、海外での研究活動や、学内での外国人留学生との共同研究の契機としている。

ドイツを中心とする学生交換事業や美術系大学との共同プロジェクトも盛んに行われる等、現在のところ着実な実績と経験を積み重ねていると言える。ただ教員、学生ともに語学力が不足していることは否めず、その面では今後の課題が多い。

大学院において、より充実した国際交流を推進するために、博士前期課程の大学院入試に英語科目を導入することを検討している。また、事務局に国際交流課を開設し専門職員の充実を図り、受入学生の宿舎等の基盤を整備する必要がある。学生に早い時期からの語学修得の必要性を周知した上で、交換留学生への応募時に TOEIC 受験等を必須としたり、点数設定をしたりする方策も考えられる。

主な交流校がドイツに限られているため、イタリア、フランス、スペイン等、ヨーロッパの中のラテン文化圏や、イギリス、アメリカ合衆国等の英語圏に交流校を増設することが望まれる。

実技系、理論系とも若手教員の採用時に国際交流に寄与できる教員の採用や、学生には入学時に英語を中心とする語学能力試験を課し、一定の語学能力を持つ学生を優先する等の対策が考えられる。

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性（3-62）

大学院芸術学研究科では、2005（平成 17）年度以降海外の大学と積極的な共同プロジェクトを行い、国際レベルでの教育研究交流を緊密化させている。

表　芸 3-19　海外の大学との共同プロジェクト

相手国	大学名	プロジェクト名	実施期間・場所	内容・参加人数等
ドイツ連邦共和国	ニュルンベルク美術大学	広島市立大学･ニュルンベルク美術大学　アートプロジェクト KHORA　I	2005.8/29　～10/16 広島市立大学及び大塚地区	アーティスト・イン・レジデンス、公開制作、シンポジウム、作品展示 日本側：11 名 ドイツ側：10 名
ドイツ連邦共和国	ブランシュバイク美術大学	Art Crossing Hiroshima project 2005 Winter － ギフト・オブ・ヒロシマ	2005.12/13　～2006.1/29 ブランシュバイク美術大学	レクチャー、展覧会 日本側：15 名 ドイツ側：12 名
ドイツ連邦共和国	ニュルンベルク美術大学	広島市立大学･ニュルンベルク美術大学　アートプロジェクト KHORA　II	2006.8/2～9/18 ニュルンベルク美術大学、ニュルンベルク市立動物園	アーティスト・イン・レジデンス、公開制作、作品展示 日本側：10 名 ドイツ側：10 名
大韓民国	漢陽（ハンヤン）大学	国際交流展「日・漢金属造形交流展」	日本展： 2006.10/2　～10/10 広島市まちづくり市民交流プラザギャラリー 韓国展： 2006.11/7　～11/17 ギャラリ−Wooduk（ソウル）	レクチャー、ギャラリートーク、展覧会 日本側：31 名 韓国側：34 名
ドイツ連邦共和国	ベルリン・バイセンゼー芸術大学	広島アートプロジェクト 2008「CAMP ベルリン」	2008.2/1～2/11 旧ベルリン市交通局中央整備工場	展覧会、ワークショップ 日本側：10 名 ドイツ側：21 名
ドイツ連邦共和国	ハノーバー専科大学	SCOPE プロジェクト	平成 19～20 年度、広島市内各所、ハノーバー（ドイツ連邦共和国）	ICT プログラムの作成、市民参加型イベント、 日本側：14 名 ドイツ側：12 名

国内外の大学院との組織的な教育研究交流の状況（3-63）

芸術学研究科においては、研究・創作活動の専門性が高くなるとともに、分野が多岐にわたるため、学生の研究内容に応じて海外での調査研究が必要となった場合は、主担当教員と学生との協議により海外学術交流校との学生交換事業を活用することが多い。そのため、芸術学研究科においては、本学芸術学部とは対照的に、学生派遣事業が盛んとなっている。

学生派遣事業、受入事業とも、主として実技科目を対象とし、学生本人の申し出により、担当教員が必要と認めた活動を、学部国際交流委員会、全学国際交流委員会、芸術学研究科委員会の決議を経て、派遣事業または受入事業として承認している。

また、単位認定は、相手校で受けた認定単位及び成績、その他相手校への留学中に行った研究、創作に関する報告書を自校の担当教員に提出し、専攻内でそれらを総合的に判断し自校の科目に読み替えている。半年を単位とし 1 年以内の学生交換事業である。

1997（平成 9）年にドイツ、ハノーバー専科大学との間で学術交流協定が締結され、1999（平成 11）年より学生交換事業が開始された。以後学術交流協定校も増え盛んな交流事業が行われるようになり、本学学生の中には在学中から制作や研究活動の中に影響が現れ、卒業後もドイツを中心に海外の大学で学ぶ者も多くなっている。

【③　国内外との教育研究交流（大学院研究科）に関わる点検・評価】

評価項目 3-36 で謳っている四つの特色の 4 の国際交流を含む社会貢献を実現するため、博士前期課程及び博士後期課程における英語を中心とした語学能力の養成が必要であることから、全専攻必須科目として「専門語学演習（英語）A」1 単位及び全専攻選択科目として「専門語学演習（英語）B」1 単位が新設されたにも拘らず、博士前期課程の入学試験に外国語の試験が設定されていないと言う矛盾がある。

【③　国内外との教育研究交流（大学院研究科）に関わる改善方策】

国際貢献などの社会貢献を実現するため語学の科目を新設したにも拘らず、博士前期課程の入学試験に外国語の試験が設定されていない矛盾を解決するため、研究科教務委員会で検討し、博士前期課程の入試に英語の試験を加えることとなった。この入試問題の作成は研究科所属の語学が堪能な教員があたることとなっている。

第４章　学生の受け入れ

芸術学部・研究科

到達目標

芸術学部・芸術学研究科は、第１章の理念・目的・教育目標に従い、豊かな感性と創造力を持ち、時代の変化に柔軟に対応し、国際的に活躍できる能力を持った学生を求めている。学生の受け入れに際しては、創作活動を通じて社会の発展に貢献することを目指す意欲と気概を重要視していく。

学部への受け入れに際しては、創造性に富む制作活動を展開していくために必要な、描写力、造形力等の表現力があるか、また創作を支える知識や技術を習得するための基礎的能力があるかを、実技試験と学力試験を併用することで総合的に判定する。

研究科では、学部の判断基準に加え、国際的視野で創作活動を展開するための作品創作能力と、歴史文化に対する基本的な知識及び語学力が備わっているかを、提出作品と面接を加え多角的に判断する。

芸術学部・芸術学研究科では、入学後、専門領域のみならず幅広く地域連携や国際交流等に関心を持つよう指導し、芸術文化に関わる広範な活動領域で持続的な創作活動を行うことの出来る人材を養成している。このような芸術学部の教育・研究の特色を本学部・研究科を志望する学生に広く理解してもらい、また学習・研究意欲のある優秀な学生を受け入れるため、入試情報の開示と広報活動を積極的に進める。さらに、それぞれの入学試験の実施方法に関し厳正かつ適切な審査が行われることを、芸術学部・芸術学研究科の学生受け入れの目標としている。

１　学部等における学生の受け入れ

【現状説明】

入学者受入方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係（4-1）

芸術学部では、2006（平成 18）年度より芸術学部の入学者受け入れに際し大学・学部等の理念・目的・教育目標に則して、以下のような学部教育の方針を示し、同時に学部の「求める人物像」として定めている。

芸術学部では、21 世紀の社会における芸術の必要性と役割を見極めて、創作活動やその企画に従事でき、国際的にも活躍できる人材の育成に努めている。そのために、多様な領域における基礎実技の修得とともに、制作の精神的支柱となる理論的基盤を固めつつ、学生が自らの表現の可能性をたえず探究していけるような教育研究を行っている。さらに海外の大学や地域社会など大学の外ともつながる様々な刺激的な活動の場を教員と学生が一体となって創り出している。

芸術学部は、芸術文化を盛り上げて、その新たな局面を切り開いていく自立したアーティストを目指す意欲的な学生をあらゆる面から支援している。

以上のような芸術学部の「求める人物像」を『大学案内』等で示し、またオープンキャンパス・模擬授業・高等学校の進路指導教員を対象とした説明会等を通じて、学部の理念・目的・教育目標と共に説明することによって、本学部を志望する受験生に対して、芸術学部の教育・研究内容を充分理解してもらうように努めている。

入学者受入方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係（4-2）

大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係（評価項目 4-1）で述べたような入学者受入方針に加え、教育目標を達成するためのカリキュラムに対応して行ける学生を確保するため、次のような方針で入学者の選抜を行っている。

・ 実技試験の問題作成に当たっては、創造性に富む制作活動を行うのに必要な、基礎的な描写力と造形力が見極められるような問題設定に努めている。
・ 美術学科 4 日間、デザイン工芸学科 3 日間の実技試験によって、作品制作に対する理解力・表現力の基盤があるか、またそれを行う集中力と持続力があるかを慎重に判定する。
· 大学入試センター試験の学科点を配分して、芸術・文化に関する広範な知識と見識を獲得するための、基本的な学力と学習能力があるかを判定する。

また、広報活動を通じて、受験者及び保護者等にカリキュラム内容の情報提供を行っている。

大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置付けと適切性（4-3）

大学・学部等の学生募集の方法

大学全体で実施される学生募集の方法を含めた、芸術学部の学生募集の方法は、次の六つである。(いずれも学部入試委員を中心に各学科・専攻教員と事務局教務学生支援課入試ラインとの協同で実施している。)

(1)『学生募集要項』等の配布

事務局教務学生支援課入試ラインから、中国地方の全ての高等学校に対して『入学者選抜要項』、『学生募集要項』、『大学案内』等を毎年配布し、入学試験の周知を図っている。

(2) ホームページによる入学案内等の情報提供

大学のホームページに入学案内の項目を設け、タイムリーに入試情報を提供している。情報の内容については、入学選抜試験に関する予告（年間の実施時期、変更点など)、募集要項の発表時期・請求方法の案内、入学者選抜募集要項の掲載、入試に関する Q&A、オープンキャンパスの告知、過去の一般選抜入学試験の実施状況と成績、各試験の合格発表などである。

(3) オープンキャンパスでの芸術学部紹介

年１回、夏期に大学全体の行事として、オープンキャンパスを実施しており、その中で、芸術学部紹介に『入試参考作品集』等を参考資料として配布している。オープンキャンパスの内容は、芸術学部での各専攻のカリキュラム説明等と共に、合格者参考作品を展示して質問コーナーを設け、教員が受験生やその保護者を対象に応答をするなどの工夫を凝らしている。その他に、芸術学部の各工房・アトリエを教員が待機・引率して見学・デモ実習など実施している。また、芸術資料館での展示作品の解説等も実施している。その結果、芸術学部のオープンキャンパスにおける参加者数の実績は好調な伸びを示している。

表　芸 4-1　オープンキャンパスにおける芸術学部参加者数

年　度	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007年	2008年
参加者数	200	230	300	263	350	362

（4）模擬授業の実施及びキャンパス見学

広島県内の高等学校からの要請に応じて行っている。広島県では、高等学校の教育課程のなかで活発に芸術（美術）の授業を行っている学校が少なく、芸術への志望者も限られているため現状としては以下の通りで、依頼はあまり多くはない。しかしながら、近年は、地元の芸術系の大学進学について見直されていることもあり、以前よりは微増の傾向にあり、可能なものには行くように努めている。そのため、若干模擬授業の回数は増えている。また当大学のキャンパスに近隣の県から、グループで数人程度引率者を交えて芸術学部見学を申し込む例があり、充実した施設見学を積極的に受け入れて、随時に入学試験に関する質問などにも答えるようにしている。

表　芸 4-2　芸術学部における模擬授業等の実績（回数）

年　度	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年
模擬授業	1	2	2	3	4	3
キャンパス見学	24	19	19	15	16	16

（5）高等学校の進路指導教員を対象とした説明会の実施

毎年、9 月に高等学校の進路指導教員及び予備校進路指導教員を対象とした大学説明会を実施している。芸術学部に関心のある（事前に希望調査を実施）進路指導教員に本学に来学してもらい､前年度実施の実技入試参考資料を提示し意見交換会を行い、入学試験に関する具体的な質問等に答えている。

（6）受験情報誌等への情報提供

芸術学部では、受験情報誌にオープンキャンパスの開催などの情報提供を行っている。このほか、大学全体の行事として、進路ガイダンスへの参加、美術系大学進学説明会に教員が参加するなど積極的に取り組んでいる。

入学者選抜方法

芸術学部の定員は 80 名で、その内訳は、一般選抜（前期日程）80 名、外国人留学生選抜で学部定員 80 名のうち若干名を募集している。また、芸術学部は美術学科とデザイン工芸学科の 2 学科で構成されているが、美術学科では日本画、油絵、彫刻の 3 専攻が個別の実技試験を実施し、デザイン工芸学科では学科共通の実技試験を実施している。

選抜方式は、大学入試センター試験と実技検査の総合判定である。2002（平成 14）年度までは全専攻において、デッサンによって基本的な表現力を検査する 1 次検査と、その合格者に対し、色彩や粘土等の実材を用いて創造力や感性を試す 2 次検査を段階的に実施していたが、2003（平成 15）年度からは日本画を除き 1 回の実技試験となった。ただし、その 1 回の実技試験も、実技試験に要する時間は変えず、日程をまとめて、受験者が解答に必要な時間設を確保して行っている。

大学入試センター試験は、三教科三科目の実施、必修科目として外国語（英、独、仏、中、韓から 1）200 点、選択利用教科・科目（国語、地理、公民、数学、理科）の内 2 教科各 200 点の合計 600 点。個別学力検査等の実技試験では、1200 点の設定で、配点合計

1800 点の総合計である。

芸術学部における過去 6 年間の入学試験実施状況は以下の表である。なお、定員数に比較して合格者数が多く見えるが、各専攻及び学科の 1 割程度増の含み合格者で定員を確保しているためである。

表　芸 4-3　一般選抜前期日程　入学試験実施状況

入学年度	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年
募集人員	80	80	80	80	80	80
志願者数	362	342	339	332	289	278
受験者数	342	329	326	322	274	264
合格者数	89	92	92	94	99	94
入学者数	80	81	82	81	83	82
実質倍率	3.8	3.6	3.5	3.4	2.8	2.8

入学者の内訳を示す参考資料として、下表（芸 4-4）を挙げる。芸術学部の志望者は全国から来ており、すべての年度にわたって県外出身学生が約 60 パーセント以上を占め、また女性の割合が 70 パーセント以上と大変高くなっている。

表　芸 4-4　男女別、県内・県外別入学者数

入学年度	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年
男	24	23	23	25	9	14
女	56	58	59	56	74	68
広島市内	21	22	22	26	25	22
広島県内（広島市内を除く）	5	12	9	7	10	7
広島県外	54	47	51	48	48	53

入学者選抜試験実施体制の適切性（4-4）

入学者選抜試験の実施体制については、全学入試委員会の下に学部入試委員会が組織されており（委員長：学部長、委員 8 名）、定例的に委員会を開いている。学部入試委員会では、事務局の教務学生支援課入試ライン担当者も運営に加わり、学部・大学院の試験に関するスケジュール、試験日程、試験実施体制について協議し、学科・専攻別実技試験実施のための調整と選抜試験全般の統括を行っている。具体的には、実技試験の予算立案、各専攻別実施計画の実施実務、入学試験実施後の問題点の検討等を行い、入試に関わることで改善すべき点について改正案を立案し、教授会への提出を行っている。また、『入学者選抜要項』、『学生募集要項』等、項目ごとに検証し、適切な選抜試験が実施できるよう改善を行っている。

芸術学部の実技試験は、美術学科の各専攻とデザイン工芸学科の四つの領域で実施される。各領域で問題作成者は、モチーフの選定や問題の作成に厳重な注意を払い、実施・完

了まで責任をもって対処している。

選抜方式で抜本的に実技試験が改正された点については、2003（平成 15）年度以降の実施方式において、大学入試センター試験と実技試験の内容で、全専攻 2 次検査の実施が見直され日本画専攻を除く専攻が 1 次検査の実施となった。改善理由は、実技試験に伴う長時間の受験時間の拘束（2 日間の実技試験と 1 次検査合格発表から 2 次検査までの待機時間。）と段階的な合格発表（1 次検査合格者が 2 次検査を受験できるシステム）について見直しがされて、大学入試センター試験と実技試験を一括して総合的な判定をする方針で実施された。なお、日本画専攻の 1 次検査、2 次検査実施については、定員に対して受験者が多く高倍率のため実技試験会場の確保と入試内容の質の確保の理由があるため 1 次検査、2 次検査の方法を継続している。また、選抜方法の改正を油絵専攻では、1998（平成 10）年度から 2002（平成 14）年度の 5 年間、2 次検査において口述試験（面接）と、油絵制作作品の課題提出を行い、油絵の実技試験の替わりに鉛筆デッサンの実技試験を実施した。

なお、2003（平成 15）年の前述の芸術学部全専攻の 1 次実技検査と 2 次実技検査をまとめて行う選抜の方式の見直しをする機会に油絵専攻の口述試験は、長時間にわたって受験生を待機させるような時間設定が見込まれたため廃止され、また、基礎的な能力についての検証を幅広く行うために、油絵を復活させて実技試験の実施をすることとした。

選抜試験実施期間以外に、学生受け入れのための様々な受験生への情報提供として学部入試委員会は、オープンキャンパスや高等学校の進路指導教員を対象とした説明会で実施されるアンケート調査の結果を参考にして、入試の情報提供の改善策を提案してきた。具体的には、『入試参考作品集』の情報公開を行った。

入学試験の合否判定については、各学科、専攻ごとに入試の採点が終わった後、それぞれに組織する判定会議（各学科、専攻ごとに所属の全教員から成る）において合否判定の原案が作成される。これを教授会（委員長：学部長、芸術学部教員全員）にかけて教員全員の承認により最終的な合否が決まるシステムである。

入学者選抜試験の透明性（4-5）

入学者選抜試験に関しては、次の項目について公表を行っている。

- **配点の公表**：一般選抜については、『募集要項』の中で、大学入試センター試験・個別学力検査等の配点を公表している。
- **採点・評価基準の公表**：一般選抜の『募集要項』において、個別学力検査等の科目別の採点・評価基準を公表している。
- **試験実施状況の公表**：一般選抜、特別選抜の募集人員、志願者数、受験者数、当初合格者数、追加合格者数、入学者数、入学辞退者数をホームページで公表するとともに、試験実施状況をまとめた資料を『大学案内』に掲載し、ガイダンス等の際に参加者に配布している。
- **試験成績等の公表**：一般選抜の受験者数、合格者数、受験者及び合格者の大学入試センター試験・個別学力検査等の成績（最高点、最低点、平均点）をホームページで公表するとともに、試験成績の概要をオープンキャンパスやガイダンス等の際の配布資料としている。

ただし、定員が 10 名の日本画・彫刻では、受験者数も少ないため大学入試センター試験と個別学力検査等の検査結果については開示しないようにするなど、個人情報について特定される可能性があるものについては、取り扱いに充分注意している。
芸術学部では、公平性確保の観点から、上記を公表して公正を期している。

入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況（4-6）

一般選抜試験の個別学力検査等は、実技検査のため試験直後に試験問題や解答例は公表しないが、試験問題（問題のモチーフ等）及び出題意図の表を公表し、請求があれば配布することになっている。後日オープンキャンパス等により『入試参考作品集』を公表している。また、一般選抜で不合格となった者を対象にして、受験生の請求に基づき個人成績（大学入試センター試験の科目別得点、個別学力検査等の科目別得点、総合得点、学科・専攻単位の成績順位）の開示を行っている。

各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況（4-7）

入学試験の採点直後に行われる拡大入試委員会（芸術学部全教員）において、直接、入試問題作成責任者や直接問題作成に関わった各専攻・学科の責任者の報告を受け、入試の各専攻・学科の実技検査実施状況なども考慮し、入試問題を検証している。また、問題作成責任者が翌年の問題作成責任者に対して、今年度の問題の傾向や改善点があれば、明確に申し送りをすることとなっている。特に、個別検査等は実技検査のため、準備体制においても試験問題であるモチーフなどの実材の厳正な秘匿と管理等に不備がなかったかどうかについて検証している。学部の入試委員会では、こうした管理体制を整えて、入試の運営・実施案を作成している。

推薦入学における、高等学校との関係の適切性（4-8）

芸術学部では推薦入試を実施していないが、その理由として、高等学校の現在のカリキュラムでの芸術（美術）の扱いの関連から、コース・美術学科を設置している学校と普通科の学校の教育内容に格差があるため、現在のところは、門戸を広く開けている一般選抜を採用していることを、問い合わせに応じて各高等学校等に説明している。

高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性（4-9）

芸術学部の学生募集の方法は、『学生募集要項』の配布、大学のホームページによる情報提供、模擬授業（出前講義）の実施、オープンキャンパスでの学部説明会及び個別相談コーナー、高等学校の進路指導教員への大学説明会などである。このうち、芸術学部では、近年、模擬授業の要請を受けて地元の高等学校に毎年数件出向いている。オープンキャンパスの際には、アトリエや工房の見学で実際の実習現場を見てもらい、カリキュラム等に沿った具体的な説明を実施している。また、高校生の要望として、個別相談コーナーでは、

相談員として教員を各専攻別に配置し、高校生の入学試験の勉強方法や芸術学部を通して将来の進むべき道など相談に対応している。キャンパス見学は、随時事前に事務局教務学生支援課入試ラインを通じて問い合わせが来た場合に担当専攻等が中心になって、大学の施設の説明や入試に関する質問に当たるようにしている。また、その際には模擬授業を行うなど好評を得ている。

要請は少ないが、広島市内の高等学校に対して模擬授業を行っている。以前は広島市内に限っていた模擬授業の範囲を、現在は広島県下に拡張している。そして、要請があればできるだけ応えていこうという姿勢の下で、上表（芸 4-2）にあるとおり、毎年、芸術学部に興味のある高等学校からの要請に応えている。また、中・高等学校の芸術系科目が減らされている現状においては、早期の芸術関係への関心と啓発を図るために中・高生を対象としたサマースクールで公開講座を開設し対策として行っている。

科目等履修生、聴講生の受入方針・要件の適切性と明確性（4-10）

芸術学部における科目等履修生については、教育職員免許状資格や学芸員資格の取得を目指し、過去に本学卒業生数名が履修している。聴講生については、講義関係には数名の履修者がいるが、原則的に実技系科目の聴講は実技の入試実施で一定の能力検査を経て入学したものが授業を受ける設定のため、過去には例がない。科目等履修生や聴講生の専門科目への履修の要望には、現状では、個別の志願者から相談を受けた科目の担当教員が要件等を審査判断し、学部教務委員会で、履歴、要望などを審査する仕組みとなっている。最終的には、教授会において受け入れが決定される。

生涯学習を念頭においた社会人が興味ある特定の科目履修をするなどの履修理由等に対応して、「社会人講座（工芸・版画）」を 2007（平成 19）年度より開講している。

表　芸 4-5 科目等履修生、研究生、聴講生等の受入状況

年　　度		2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年
科目等履修生	芸術学部	1	1	2	7	3	1
研究生	芸術学部	6	4	1	0	0	1
	博士前期	0	0	3	3	3	2
外国人研究生	芸術学部	1	2	3	2	1	1
	博士前期	0	0	0	2	2	1
特別聴講学生	芸術学部	3	6	7	8	15	4

留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性(4-11)

外国人留学生特別選抜を一般入試の前期日程と同じ日程で行っている。芸術学部については、出願要件を、外国の国籍を有し、当該年度実施の日本留学試験（6 月又は 11 月のいずれかを受験すること。両方を受験した場合、得点の高い方を利用する。）及び TOEIC（当該年中に実施されるいずれかを受験すること。2 回以上受験した場合、得点の高い方を利用する。）を受験した者で、次のいずれかに該当するものとしており、2008（平成 20）年度募集については以下のとおりである。

(1) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者及び 2008（平成 20）年 3 月修了見込みの者
(2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者で、2008（平成 20）年 3 月 31 日までに 18 歳に達するもの
(3) 外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定に合格した者を含む。）で、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了し、かつ、2008（平成 20）年 3 月 31 日までに 18 歳に達するもの
(4) 外国において、スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で、2008（平成 20）年 3 月 31 日までに 18 歳に達するもの
(5) ドイツ連邦共和国の各州において、大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者で、2008（平成 20）年 3 月 31 日までに 18 歳に達するもの
(6) フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者で、2008（平成 20）年 3 月 31 日までに 18 歳に達するもの

以上のように、外国人留学生の受け入れに当たっては、留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の公正な認定に努めている。また、選抜の審査については日本留学試験の成績、TOEIC の成績、及び面接の実施と照合して選抜を行うこととしている。2003（平成 15）年度に 2 名受験した実績があるが、2008（平成 20）年度から過去 5 年間においては、受験実績はない。（大学基礎データ表 13 参照）。また、実技試験は、学部一般選抜と同じ内容で実施することとしている。

学生収容定員と在籍学生数、編入学定員と編入学者数の比率の適切性（4-12）

芸術学部では、開学時から、入学定員を 80 名としている。合格者、入学者に若干の増減はみられるが、合格者数の最終決定は、過去の歩留まりやその年の志願者数を基に慎重に判断しており、収容定員を下回る。あるいは定員の 20%を超過した状況は過去に一度も生じていない。また、現状、入学定員を変更する意向はない。教育・研究の特色としている実技科目の特性である少人数教育及び実材を扱う彫刻・工芸等の安全教育に配慮した適切な教育現場を維持しつつ、これまで高倍率ではないが比較的安定した入試の実質倍率を維持できている。そのことから、毎年、質の高い学生を確保し、少人数教育にふさわしい適切な研究教育指導を推進するに足る適正な学生の定員は 80 名であると認識しているからである。なお、芸術学部では、過去 5 年間で一般選抜での受験者数傾向はやや減少しているが、欠員は生じておらず、これまで、編入学生の受け入れはない。

表　芸 4-6　学生の収容定員、入学定員、合格者数及び入学者数

入学年度	収容定員	入学定員	合格者数	入学者数	超過率
2003 年度	320	80	89	80	1.00
2004 年度	320	80	92	81	1.01
2005 年度	320	80	92	82	1.03

2006 年度	320	80	94	81	1.01
2007 年度	320	80	99	83	1.04
2008 年度	320	80	94	82	1.03

著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性（4-13）

著しい欠員ないし定員超過は認められない。

退学者の状況と退学理由の把握の状況（4-14）

芸術学部の退学者については、これまで、本人の進路変更によるもの、病気によるもの、不況の折、経済的理由による等がみられるが、下表のように常に若干名に留まっている。学部教務委員会では、各学年別に個別学生の単位履修の状況を半期毎に把握し、個別に各専攻教務担当の教員が学生の相談にあたるなど、退学など深刻な状況にいたる前の段階で適切な方策をとるように心がけている。また、実際に退学する際には、所定の手続きを確認しつつ進めるため、本人と保証人（場合によっては確認の連絡をする。）の署名押印が必要である。事情を判断した指導教員がその書類に承認のためのサインを行い、最終的に、芸術学部教授会において退学を認めるか否かが決定される仕組みとなっている。

表　芸 4-7 芸術学部の退学者数

年　　度	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年
退学者数	0	4	3	0	2

編入学生および転科・転部学生の状況（4-15）

広島市立大学学則第 2 章学部通則第 4 節第 42 条において、転学部・転学科について定めた規則はあるが、芸術学部においては、現状において、欠員があってこれを適用して行った学生の事例はない。

【学生の受け入れ（学部）に関わる点検・評価】

少子化の影響により、全国的に国公立大学のみならず、各大学では応募者の低下の状況が顕著にみられる。このような状況下においても、芸術学部の入試倍率は 3 倍以上を維持しており、受験での競争意識と入学者の質とを確保するに必要な入試倍率を維持しているといえる。

「長所」

1　芸術学部は、開学以来、徹底した基礎実技の修得と個性を尊重し個人の特性を伸ばすための丁寧な教育指導に努め、想像力と表現力に秀でた学生を育ててきた。学生や卒業生の創作活動は、市民の日常生活や文化にも影響を与え、都市に潤いと活気を与えている。近年の卒業後の進路状況では、海外への留学、教員をはじめ全国の有名企業や地元の有力企業に就職を果たすなど、創造性を活かして社会に進出している。

学生自身が感じている芸術学部への満足度の高さは、在校生から出身高校へと自然にその評判が伝わり、受験生の確保に繋がっている。

2　1994（平成 6）年の開学以来、作家やデザイナーの養成に主眼を置いた教育に努めて来た結果、卒業生の中から、芸術家として社会的な影響力を持つ人が少しずつ現れ、本学芸術学部の教育方針が社会に伝わる機会が増えてきている。そのことが今後の入学志願者の増加に繋がることを期待している。

3　公正でミスのない入試を実施するため、芸術学部入試委員会は、入試の実技問題の作成、実施体制、入試情報の伝達手段などを充分に協議、検討している。また、入試直後に行われる拡大入試委員会では、入試評価基準の検証を丁寧に行う等、充分なチェック機能を果たしている。

「問題点」

1　1994（平成 6）年の開学以来 3 倍以上の入試出願者倍率を維持続けている芸術学部であるが、少子化や経済の悪化に伴う美術離れの傾向、また近県や県内に新設された芸術系大学への受験生流出等の影響によって、徐々にではあるが明らかな志願者の減少がみられる。また芸術家やデザイナーを志す際の経済的な不安からか、男子学生の数が減少してきている。

2　芸術やデザインの分野においても表現の多様化が進む現在、多様な評価基準での学生の受け入れが望まれる。しかし一方で、多様な評価基準で入学する学生の総合的な学習能力を危惧する声もある。

現在の芸術学部の入学者選抜は、一般選抜試験（前期日程）と特別選抜として外国人留学生選抜試験のみで、実質的に一回の入試で入学者の選抜を行っている。今後志願者のニーズや入学後の教育環境を充分考慮した上で、多様な志願者を受け入れるために複数の入試機会を提供することが望まれる。

【学生の受け入れ（学部）に関わる改善方策】

1　志願者の減少に伴う対策として、広報活動の充実を図る。『学生募集要項』、『大学案内』の配布、ホームページによる情報提供、キャンパス見学、模擬授業要請の受け入れ、オープンキャンパスでの学部紹介、高等学校等の美術指導者を対象とした学部説明会などを行い、積極的な広報に努める。『大学案内』やホームページ等の編集・作成に際しては芸術学部の特性を活かした斬新なデザインやアイディアを取り入れ、本学芸術学部の特徴とその教育内容、さらに芸術の楽しさを広くアピールしていくこととしている。

2　入学者選抜方法に関しては、基本的にはこれまでの入学試験の方法を変えず、実技に重点を置いた総合的な入試を厳正に行って行く。しかし一方で、社会の変化と芸術の役割に対する社会の期待に柔軟に対応するため、多様な志願者を受け入れるための入試制度を検討していく。特に推薦入試に関しては、美術コースを持つ近隣の高等学校や広島市の市立高等学校からも推薦入試導入への期待があることなども考慮して、具体的導入方法の研究を始めたところである。

芸術学研究科

2　大学院研究科における学生の受け入れ

【現状説明】

大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性（4-16）

学生募集の目的と募集の方法

既に第1章、第3章及び第4章の芸術学部の入学者受け入れに対する目標で述べた、理念・目的・教育目標、入学者受入目標に対する、高い志とそれを実現するための探究心を持った学生の受け入れを目指し、入学試験を実施している。（一般選抜のみ）

1998（平成10）年度から博士前期課程、2000（平成12）年度から博士後期課程の学生を募集し、入学者の選抜を行っている。募集人員は、博士前期課程30名（絵画専攻10名、彫刻専攻4名、造形計画専攻16名）、博士後期課程6名（総合造形芸術専攻：絵画領域、彫刻領域、造形計画領域）である。

博士前期課程の入学者選抜方法

入学者選抜試験の出願資格を以下のように定めている。(2008(平成20)年度募集の場合)

（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学を卒業した者
（2）学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
（3）外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
（4）外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
（5）我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
（6）専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
（7）文部科学大臣の指定した者
（8）大学に3年以上在学し又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
（9）本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2008（平成20）年4月1日において22歳に達したもの
（10）その他本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

入学者の選抜試験は、筆記試験、実技試験、口述試験等の結果及び提出作品、出願書類等を総合して選考をする。試験の内容は、筆記試験では志望研究分野に関連したやや広い学問領域についての基礎知識を問う。実技試験では志望する専攻での研究に必要な表現力を検査する。提出作品、作品ファイルの審査では創作能力とその習熟度を見る。口述試験は研究計画書などを中心に、入学後の研究計画やそれに向かう意欲を問う。

博士後期課程の入学者選抜方法

入学者選抜試験の出願資格を以下のように定めている。(2008(平成20)年度募集の場合)

（1）修士の学位を有する者

(2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目をわが国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
(4) 我が国において、外国の大学の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
(5) 大学を卒業し又は外国において学校教育における 16 年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2 年以上研究に従事した者で、本学大学院が当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めたもの
(6) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、2008(平成 20)年 4 月 1 日において 24 歳に達したもの
(7) その他本学大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

入学者の選抜試験は、作品並びに小論文、筆記試験（語学能力検査)、口述試験、出願書類等を総合して選考する。博士後期課程の試験では、提出作品（制作された作品)、作品ファイルから、専門性の高い創作・研究能力が備わっているかを審査し、小論文からは研究に関する思考能力や知識、理論の展開能力を審査する。筆記試験では、語学能力の審査をし、口述試験は研究計画書などを中心に博士号取得に向かう意欲と方向性を確認する。

入学者選抜方法の適切性

博士前期課程、博士後期課程の募集要項の中に、研究科の概要において研究科の構成、教育・研究内容を明記し研究目的を志望者に的確に認識させている。

博士前期課程では、専門性を高めた教育をすることから、入試では厳正な判定を期すために入試合否判定のガイドラインを設定して選抜を行っている。入試内容では志望者の博士前期課程での研究に必要な基本的能力を判断する必要性から､各専攻で実技試験を行い、採点について各専攻の複数の教員が採点し、その検査点を提示している。また、研究分野の口述試験に関しても、同じ方法で採点することとしており、公正な試験を行っている。なお、芸術学研究科においては、語学も重視しており、外国人留学生の場合でも、日本語の文献を多く読むことが要求されるため日本語の習熟を重視している。これらのことを総合して選抜される。

博士後期課程の入試では、志望者の目指す研究内容の適切性や可能性あるいは有為性を判断する見地から、志望する研究分野及び指導教員の選択について、事前に希望する教員まで問い合わせをさせた上で出願をさせている。入試の具体的な実施方法については、提出作品と小論文の審査を行い、担当複数の教員が採点し、その検査点を提示している。研究分野の口述試験に関しても、同じ方法で採点することとしており、結果を総合的に判定できるようにすることで厳密な試験を心がけている。なお、博士後期課程においては語学を重視しており、これらのことを総合して選抜される。

研究科の入学試験に関する具体的な運営や検討、改善のための企画、実施は、定期的に開催される研究科入試委員会が行っている。研究科の入学試験の合否の最終決定は、研究科委員会（委員長：研究科長、芸術学研究科全教員）において行われる。

出願者と入学者

最近 6 年間の志願者数をみると、2006（平成 18）年度から 2007（平成 19）年度に定員に対して大幅な増減が見られ、2007（平成 19）年度は募集人員に対して志願者数が下回

った。これは学部の就職状況が好調であったことが、大学院の進学に大きな影響を及ぼしたものとみられる。

表　4-8 芸術学研究科　入学試験実施状況

入学年度	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
博士前期課程 募集人員	30	30	30	30	30	30
志願者数	42	39	40	51	29	33
合格者数	35	36	36	42	25	29
入学者数	35	35	36	42	25	28
博士後期課程 募集人員	6	6	6	6	6	6
志願者数	15	9	9	10	3	10
合格者数	10	6	8	7	1	6
入学者数	10	6	8	7	1	6

成績優秀者に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性（4-17）

学部における成績優秀者に対する大学院への学内推薦制度を導入していない。

本学出身者に対しても、入学選抜試験を他の応募者と同様に受けさせ、平等な条件で選抜を行っている。

他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況（4-18）

他の芸術系大学・大学院に対しても、『募集要項』や『大学院案内』を送付し、受験者を広く公募している。この結果、下表（芸 4-9）に示したように、他大学を卒業して博士前期課程に入学する者、他の大学院で修士号を取得した後、博士後期課程に入学する者が、若干名見られる。

表　芸　4-9 芸術学研究科における博士前期課程の入学者状況

入学年度	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年
本　学	32	30	30	38	23	20
他大学	3	5	6	4	2	8
留学生（内数）	2	0	0	3	0	1

入学総数	35	35	36	42	25	28

表　4-10 芸術学研究科における博士後期課程の入学者状況

入学年度	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年
本　学	9	5	7	7	1	6
他大学	1	1	1	0	0	0
留学生（内数）	2	0	1	0	0	1
入学総数	10	6	8	7	1	6

「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性（4-19）

芸術学研究科では、これまで、学部における優秀な学生の在学期間を短くし、大学院への入学を認めるという「飛び入学」を実施しているが、現在のところ実際に入学した例はない。

大学院研究科における社会人学生の受入状況（4-20）

芸術学研究科では、社会人入試の制度は整備されていないため、一般入試のかたちでの対応のみである。ただ社会人の研究希望者への対応として、2007（平成 19）年度から、「社会人向け工芸・版画技能講座」を開講し、金工、漆、染織、版画の分野で、すでに経験があり研鑽を深めることを希望する社会人を対象に受け入れをしている。専門分野で経験と実績を持つ社会人と研究の場を共有することは、大学院生や学部生に対しても良好な教育環境と影響を生み出している。

大学院研究科における科目等履修生、研究生、聴講生等の受入方針・要件の適切性と明確性（4-21）

2003（平成 15）年度から 2008（平成 20）年度までの科目等履修生、研究生、外国人研究生、特別聴講学生の受入状況は、上表（芸 4-5）に示したとおり、芸術学研究科においては若干名である。

これらの受け入れに当たっては、担当の教員が直接面接して、研究計画や日本語で通常の授業についていくことができるかどうかの力量をチェックした上で、研究科教務委員会及び研究科委員会において学歴や職歴等を参考にしながら審査している。

受入人数が比較的少ないことから、各教員が応募者に関し、研究計画書や直接の事前面接によって、慎重に判断するという体制が整っている。

大学院研究科における外国人留学生の受入状況（4-22）

過去の外国人の留学生の内訳は、中国、韓国，バングラデッシュなどからの留学生である。外国人の受け入れについては特に規制を設けてはいない。事前段階の指導教員による面接、入学試験における外国語（日本語）の試験、実技検査等の専門試験により厳正な手続きを経て受け入れている。

表　芸 4-12 芸術学研究科における博士前期課程の入学者状況

入学年度	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年
留学生	2	0	0	3	0	1
入学総数	35	35	36	42	25	28

表　芸 4-13 芸術学研究科における博士後期課程の入学者状況

入学年度	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年
留学生（内数）	2	0	1	0	0	1
入学総数	10	6	8	7	1	6

留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った、大学院における学生受け入れ・単位認定の適切性（4-23）

前述のとおり、芸術学研究科においてはアジア、特に中国、韓国，バングラデッシュなどの学生である。応募してきた留学生の本国地での大学教育の認定については、出願資格の要件が定められており、資格要件にあてはまるかどうかが審査される。また、本国地での教育歴などに疑問のある場合には、個別に卒業認定書や出身大学、科目履修の状況をチェックすることとしている。外国人研究生として受け入れる場合は、事前に指導教員に直接相談をして志望動機、研究計画内容などもチェックしている。芸術学研究科では、入学試験に日本語の筆記試験はもとより、面接試験によって、語学能力、専門知識などを審査している。

大学院研究科における収容定員に対する在籍学生の比率および学生確保のための措置の適切性（4-24）

芸術学研究科におけるこれまでの推移としては、研究科全体の収容定員に関して、2006（平成 18）年まで超過する状況であったため、入試合否判定のガイドラインを定めて限度を適正な状況へと是正した。現在は博士前期課程の収容定員 60 名に対し在籍者 60 名、博士後期課程の収容定員 18 名に対し 15 名とほぼ定員数に近い数字となっている。

入学定員（博士前期課程 30 名、博士後期課程 6 名）に対する入学者の比率は、2006（平成 18）年度までの超過の状況から、翌年の 2007（平成 19）年度には、博士前期課程 25 名、博士後期課程 1 名と極端に不足した状況になり、2008（平成 20）年度には、若干定員には満たない数ではあるが、博士前期課程 28 名、博士後期課程 6 名に回復した。

応募者数は近年の社会情勢などの影響もあり不確定な要素があるが、定員自体が少人数

であるため、学生確保の措置としては、博士前期課程、博士後期課程の『募集要項』や『大学院案内』を全国の芸術系大学に配布すること、ホームページにおける博士前期課程・博士後期課程の入学試験に関する各種情報の掲示を行って、教育・研究の内容や本学の充実した環境を充分に知ってもらうことに努めている。

著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性（4-25）

前述 評価項目 4-24 の定員に対する在籍学生の大きな変動については、恒常的に生じたものではないと現段階では判断している。

2006（平成 18）年度までの超過の状況から、翌年の 2007（平成 19）年度には極端に不足した状況になり、2008（平成 20）年度には若干定員には満たない収容数になっているが、その原因について、分析するならば次のことが挙げられる。

1　超過の原因

数少ない地方での芸術系大学院への期待

（1）1998（平成 10）年度に博士前期課程が設置され、地方での数少ない芸術系の研究機関に注目が集まり、志望者に優秀な人材が比較的多く集まっていた。

（2）博士前期課程に引き続き、2000（平成 12）年度に博士後期課程が設置され研究意欲ある人材が続いた。

（3）研究領域の各専攻での人材育成について、優秀な人材を確保したいという意向があった。

2　欠員の原因

芸術系大学院に在籍する意義と博士号取得についての疑問

（1）学部 4 年間、博士前期 2 年間、博士後期 3 年間と長年にわたる研究に関して、学問的な研鑽よりも作品制作等の創作活動に青年期をかけたいという希望が強くなっていることと、就職の条件が良い時期であったために進学希望者が減ったことが挙げられる。

（2）博士号取得には論文と作品発表の完成度が必要であり、3 年間では充実した研究成果がのぞめないと判断するものが多くなるなど、博士前期課程の学生が博士号取得について、開学当初の意欲から、困難さの方に目を向け始めた。

3　対応策

2006（平成 18）年度から 2008（平成 20）年度にかけての、超過の反動のような欠員の状況に関して、対応策として以下を実行していく。

（1）様々な情報伝達手段を通じて、教育・研究内容の周知徹底をする。

（2）学部生の時から各人の将来設計について相談に応じる。

（3）引き続き入試合否判定のガイドラインにより適正に選抜を行う。

【学生の受け入れ（大学院研究科）に関わる点検・評価】

「長所」

1　芸術学研究科は、博士前期課程発足後 10 年、博士後期課程発足後 8 年であるが、修士号取得 308 名、博士号取得者 17 名（2007（平成 19）年度末結果）の実績を挙げている。これも入学者抜試験において、専門実技の習熟度や理論的な思考能力を総合的に判断する現在の入学試験の方法が、的確であることを示していると思われる。

2　1998（平成 10）年度の研究科発足以来、美術、デザイン、工芸に関する卓越した創作・研究能力を培ってきた芸術学研究科の卒業生の中から、芸術家やデザイナー、教員として指導的な役割を果たす人材が多数現れ、本学芸術学部の教育方針が社会に伝わる機会が増えてきている。そのことが他大学や海外大学にも伝わり、今後の入学志願者の増加に繋がることを期待している。

3　近年、芸術学部博士後期課程の博士号取得者及び満期退学者から、公的機関及び財団等の海外派遣制度に採択され、海外での創作・研究活動を行っているものが多数出てきている。このことは博士後期課程の入試に、創作・理論の試験に加えて外国語の試験があることの有効性を示している。

4　厳正で公平な入試を実施するため、芸術学研究科入試委員会は、入試の実技問題の作成、実施体制、入試情報の伝達手段などを充分に協議、検討している。また、芸術学研究科入試委員会は、入試評価基準の検証を丁寧に行う等、充分なチェック機能を果たしている。

「問題点」

1　芸術学研究科の定員に対する志願者の数は、2007（平成 19）年度以外は比較的高倍率を維持しているが、増加の傾向にあるわけではない。芸術学研究科が掲げる理念・目的を実現していくためには、本学出身者は勿論のこと、外国人留学生を含め他大学出身の意欲ある学生が入学を希望するよう努めなければならない。

2　博士前期課程の入学者選抜試験では、外国語の試験を行っていないが、学部、博士前期課程、博士後期課程を通じて、国際化や国際交流を重要に扱っている芸術学部・研究科共通の教育方針に沿って、博士前期課程入試での早期の外国語試験の導入が望まれる。

【学生の受け入れ（大学院研究科）に関わる改善方策】

1　芸術学研究科への志願者数を維持し、さらに多様な学生を受け入れるため、他大学や外国人留学生が本研究の教育・研究内容を良く理解できるよう、芸術学研究科の『大学院案内』やホームページを充実させ、積極的な広報に努める。『大学院案内』やホームページ等の編集・作成に際しては、通常の教育・研究の紹介に加え、研究科の学生が中心となって行っている様々な展覧会やアートプロジェクト等を盛り込み、またデザインや編集アイディアを駆使して、芸術学研究科の特徴が視覚的に伝わるよう配慮する。加えて芸術の社会的意味や楽しさを広くアピールしていく。

2　2010（平成 22）年度から博士前期課程の入学者選抜試験に外国語試験を導入することを検討している。導入に当たっては、作品提出、実技試験、口述試験等との配点を研究科入試委員会で審議し、バランスのとれた最善の入学者選抜試験となるよう試験内容を整えていく。

第６章　研究環境

芸術学部・研究科

到達目標

研究活動は、芸術学部の理念・目的を達成するための基礎となるものである。芸術学部の研究活動は創作活動を中心としている。高度な制作技術と独創的な芸術表現を追究する研究活動は、教育の質を向上させると同時に、その成果を展示発表することを通して、社会貢献を推進させている。

研究活動を行うための制作室や工房などの物理的な設備を整備するとともに、個人の研究活動に加えて、アートプロジェクトなどの共同研究を推進するために必要な外部資金を含む研究費を確保することを目標とする。各専攻・分野内での研究を行う環境を整備し、専攻・分野や学部を横断する共同研究、他機関や地域社会との連携による共同研究を運営するための環境を整備することを目標とする。

【現状説明】

論文等研究成果の発表状況（6-1）

絵画・彫刻・工芸分野の教員の多くは、所属団体による展覧会、個展、グループ展等で作品を発表している。また、美術館、公的団体の招聘による企画展への出品にも応じている。デザイン分野の教員は、各自の研究テーマに沿って研究し、その発表形態は、展覧会、シンポジウム、論文、講演、地域に関わるデザイン企画・提案など多岐にわたっている。芸術学部の特色として、研究成果を地域に展開するプロジェクトがあり、同時に国際文化交流プログラムを含むことも多い。論文は学内の紀要、報告書の他、学会において、また出版により発表されている。いずれも極めて活発な発表活動を継続している。

他の学部における研究成果の発表に相当する活動を一覧にまとめた。

表 6-1　芸術学研究科の展覧会等への出品実績

区　分		実　績
絵画専攻日本画	Ａ教授	２００１　日本美術院奨励金受賞 日本美術院展　日本美術院賞（大観賞）受賞 天心記念茨城賞受賞 ２００３　足立美術館賞受賞 現　在　日本美術院　同人
	Ｂ教授	２００５　第９０回院展内閣総理大臣賞受賞 ２００６　第９１回院展第１２回足立美術館賞受賞 現　在　日本美術院同人、評議員
	Ｃ教授	２００３　第８８回院展で日本美術院賞・大観賞受賞 日本美術院招待に推挙
	Ｄ教授	２００３　第５８回春の院展　春季展賞 現　在　日本美術院特待

絵画専攻油絵	Ａ教授	２００６　第６１回行動展に出品 ２００７　第６２回行動展に出品 現　在　　行動美術協会会員
	Ｂ教授	２００３　日本版画会展に出品 現　在　　日洋会、日本版画会会員、大学版画学会会員
	Ｃ教授	２００７　第８１回国展（国立新美術館） ２００８　第８２回国展（国立新美術館） 現　在　　国画会会員　広島芸術学会委員
彫刻専攻	Ａ教授	２００６　広島市立大学・ニュルンベルク美術大学 「アートプロジェクトＫＨＯＲＡⅡ」 （ドイツ、ニュルンベルク） ２００７　大塚かぐや姫プロジェクト２００７
	Ｂ教授	２００５　『「医療と芸術」展』（広島大学病院、医学資料館等霞キャンパス一帯） ２００６　第２回出雲玉造アートフェスティバル（島根県松江市玉湯町）
	Ｃ助教	２００５　第４０回昭和会展招待出品（日動画廊　銀座） ２００７　大塚かぐや姫プロジェクト２００７ 現　在　　二科会会友
造形計画専攻	Ａ教授	１９９６　広島交通科学館「カーデザイナー小林平治の夢とロマン」展監修 １９９６　宇品橋　デザイン実施計画・デザイン総合監修 １９９９　紙屋町地下街　環境・空間デザイン総合監修 ２００１　Art Crossing Hiroshima project spring 総合監修
	Ｂ教授	２０００　国際学術調査研究代表 ２００２　国際シンポジウム「少数民族の芸術と文化」
	Ｃ教授	１９９８　日展特選受賞 ２００２　日展　審査員 現　在　　日展会員、日本現代工芸美術展評議員
	Ｄ教授	２０００　World Gold Council 主催　Ｇｏｌｄ　Ｖｉｒｔｕｏｓｉ賞（Itary）　受賞 ２００２　広島爆心地「猿楽町」CG 復元 ２００３　シンポジウム「映像による被爆体験の継承」 ２００４　広島爆心地 CG 復元「ヒロシマ・グランドゼロ」 現　在　　映像学会会員
	Ｅ教授	２００５　Soft Form（Seoul）出品 ２００５　Transformations　Language of craft（Canberra)出品
	Ｆ教授	２００２　呉市制 100 年事業ライトアップファンタジー総合演出・監修 ２００４　宮島ことはじめ展出品 ２００５　１５ｔの薬と 150 時間　スチルアニメ発表

	Ｅ教授	２００１　日本現代工芸美術展　奨励賞 現　在　　現代工芸美術家協会本会員
	Ｆ准教授	１９９４　カルティエ・ハイジュエリーフェアの空間演出 １９９５　インタースタジオ・ノビラーラ（イタリア）作品制作 １９９６　夏の夜の夢 9.02 in TOJO 野外オペラ空間演出
	Ｇ准教授	１９９９　紙屋町地下街デザイン実施計画・監修 １９９９　「広島におけるライトレールのデザインとその未来」展監修 ２００２　「都市×芸術」出品 ２００４　横川レトロバス復元
	Ｈ准教授	２００５　テキスタイルの未来形（海岸通り　ギャラリーＣＡＳＯ） ２００６　〈現在の染展〉型染（染・清流館） 現　在　　新匠工芸会会員、日本テキスタイルカウンシル会員
	Ｉ准教授	１９８７－２００７　日展１５回入選 現　在　現代工芸美術家協会　本会員、日展会友
	Ｊ准教授	１９９７　ビエンナーレ・ド・リヨン（リヨン） ２０００　光州ビエンナーレ ２００２　福岡トリエンナーレ
	Ｋ准教授	２００５　２００５年度グッドデザイン賞（しずくの厨子） ２００７　第２回从川姆渡走来　国際現代漆芸展学術検討会招待出品

2004（平成 16）年～2008（平成 20）年までの 5 年間における芸術学部教員のその他の研究発表及び業績の詳細については「専任教員業績一覧」を参照されたい。

国内外の学会での活動状況（6-2）

芸術学部教員が所属する学術団体は、美術史学会、美学会、文化財保存修復学会、美術教育研究会、木地師学会、大学版画学会、日本アニメーション学会、繊維学会、広島芸術学会、日本デザイン機構、まちづくり学会等であり、論文発表、研究会への参加等の活動を行っている。

また、創作研究においては作品発表を中心とした研究団体として団体展組織に所属し、出品活動、研究を行っている。審査、運営に関わる中心会員も多い。主な所属団体には日展、日本美術院、二科会、行動美術、国画会、日洋会、現代工芸美術家協会、新匠工芸会、日本映像学会、日本文化財漆協会、日本グラフィックデザイナー協会、日本インダストリアルデザイナー協会、日本マルチメディア・コンテンツ協会、日本ランドスケープアーキテクトフォラム等がある。

当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況（6-3）

芸術学部・芸術学研究科の研究活動である創作活動のうち、特筆すべきものは、1. 伝統技法・文化財の保存、2. 地域社会との連携による共同研究の二つである。いずれも、全学の特定研究費・指定研究費を主に用いた研究である。

1 としては、日本画専攻が中心となって行った共同研究「模写による県内文化財研究と保存継承――平家納経全巻の高精細模写制作を通して」（2003（平成 15）年度～2007（平成 19）年度）は、広島県廿日市市の厳島神社に奉納された平安時代の経典（国宝）を模写することにより、伝統技法の習得を計ると同時に、経典の保存継承を行うものである。「広島漆の復興と保存活動」（2006（平成 18）年度）は、高盛絵として知られる広島の漆芸に関する研究活動であり、研究を通じて、伝統技法の保存継承を計るものである。

2 としては、油絵専攻が行った共同研究「現代の写実絵画復権の方法と意味を探る――広島被爆者とその係累の肖像を通して」（2005（平成 17）年度～2008（平成 20）年度）は、被爆者及びその家族の肖像画を描く創作活動である。被爆都市である広島における文化芸術の社会的役割を考察すると同時に、写実技術を通して精神性の表現を追究する研究である。広島工業大学、広島大学原爆放射線医科学研究所、広島国際大学と行った共同研究である「ヒロシマ・グランドゼロ（ヒロシマ爆心地における町並みと原爆爆発の CG 再現）」（2004（平成 16）年度～2006（平成 18）年度）は、CG やバーチャルリアリティ技術を用いて、原爆投下前の広島の町並みや原爆の爆発を再現するものであり、現代の技術を用いて当事者の証言や記憶を史料として保存する取り組みである。

研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況（6-4）

研究助成を得て行われる研究プログラムは、共同研究が中心を占めている。2003（平成 15）年度～2007（平成 19）年度にかけて特定研究費を用いて行われた研究プログラムは以下の通りである（評価項目 6-3 で言及したものを除く。）。

表　芸 6-2　特定研究費を用いた研究プログラム（2003～2007 年度）

「日本画制作の現場」展覧会と教育プログラムによる作品及び作家研究	2002～2007 年度
「爆心地猿楽町復元映像」における本学の取り組みと、国際情報発信および平和教育への影響について	2003 年度
「前進する工芸」としての研究・考察―大学における美術教育・研究ネットワークの構築と若手研究者、広島市民への提案	2003 年度
美術教育システムを形成する東西美術造形観比較研究と宮島における文化的地域貢献	2005 年度
高度な芸術・文化を育てる「まちづくり NPO」の研究―地域の芸術・文化教育による広島市の活性化	2006～2007 年度
ヴィジュアル・ジャーナリスト大伴昌司にみるクール・ジャパンポップカルチャーの研究	2007 年度
図書館と学術・情報機能のあるべき機能の最適化にむけた研究	2007 年度
美的文化と環境―大塚かぐや姫プロジェクト	2007～2008 年度
「表象都市「広島」―環境美学の視点からの実験展示―」	2002～2003 年度

国際的な共同研究への参加状況（6-5）

芸術学部は、国内の研究活動にとどまらず、国際的な共同研究にも積極的に参加している。下表は、芸術学部専任教員が研究代表者として行った、学内の共同研究費及び科学研究費補助金による、国際的な共同研究の研究テーマ及び関連する国名である。

表　芸 6-3　共同研究費（2003～2007 年度）

研究テーマ	関連国名
フランスと広島の美術文化比較研究と美術教育システムの関わりについて ルーアン美術大学との教育研究提携を通して	フランス
相互交流可能なグローバル芸術教育の実践的研究	ドイツ
ハノーバー市と広島市における共通感覚での教育プログラムの研究	ドイツ
Art Crossing Hiroshima project 2005 Autumn ギフト・オブ・ヒロシマ	ドイツ
広島市立大学・ニュルンベルグ美術大学　アートプロジェクト KHORA	ドイツ
キャンプベルリン 現代美術移住プロジェクト	ドイツ

表　芸 6-4　科学研究費補助金（2003～2007 年度）

研究テーマ	関連国名
中国雲南省･四川省藏族における工芸と芸能の記録保存と文化伝承を巡る国際共同研究	中国
西藏自治区――青海省を結ぶ藏族の工芸美術と芸能の文化、その資料と保存に関する研究	中国
チベット仏画制作センターにおける伝統技材用法と伝統の継承に関する調査研究	中国

附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学・大学院との関係（6-7）

該当無し。

大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係（6-8）

芸術資料館には嘱託職員として学芸員を 1 名配置し、自主企画による展示活動、教員による研究成果発表を行っている。また、芸術学部と芸術資料館が連携して、共同研究とし

て資料館運営に関する市民参画、美術館教育プログラムを実施している。展示は市民一般にも公開されている。

個人研究費、研究旅費の額の適切性（6-9）

芸術学部の個人研究費は、大学基礎データの表 29 にあるとおり、総額で 18,582,000 円であり、教員一人当たりの研究費は平均 599,419 円である。他学部に比べて高い金額となっているのは、芸術学部における研究活動は創作活動であって、絵具、石や金属などの材料費がかかるためである。この金額は、広島市の厳しい財政事情を反映して減少を続けている。個人研究費については、前年度の研究実績を基に傾斜配分を実施している。

競争的資金である全学の特定研究費は、2007（平成 19）年度で 13 件、合計 14,484,000 円が採択されている。一件あたり 1,114,154 円で、芸術学部の約 3 分の 1 の教員が助成を受けていることになり、競争的資金の獲得に意欲的である。研究旅費は一人当たり 190,000 円であり、創作活動のもととなるフィールドワークに加えて、各地での研究会、展示発表活動への参加に活用している。

教員個室等の教員研究室の整備状況（6-10）

芸術学部では、全専任教員に平均 34.8m² の研究室が割り当てられている。日本画専攻と油絵専攻の研究活動は広いスペースを必要するため、芸術学部の他専攻に比べて 2 倍の広さをもつ研究室が割り当てられており、それ以外の専攻は平均 26.7 m² の研究室を使用している。工房をもつ専攻・分野の教員には準備室を兼ねた研究室も確保されており、研究室の整備状況はおおむね良好である。

教員の研究時間を確保させる方途の適切性（6-11）

芸術学部では、教員の担当する授業負担は各専攻によって異なり、専攻の中でも実技指導や工房実習を担当する場合には指導時間が増大し、教員によって差が生じる。そのため、大学運営の委員会活動、公開講座やオープンキャンパスなどの地域貢献活動への取り組みを勘案して、研究時間に割り当てることができる時間を平準化することを目的とした取り組みが行われている。

研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性（6-12）

学内に、学長指名による海外研修制度が設けられており、最長 2 ヶ月間の研修機会が確保されている。芸術学部では毎年 1 名が採用され、若手研究者を中心に活用されている。芸術学部は、文化庁の新進芸術家海外留学制度などの外部資金を得て行う在外研修を奨励しており、平均して毎年 1 名は外部資金を得て、様々な期間の在外研修を行っている。

共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性（6-13）

芸術学部における共同研究費は、各専攻単位の研究補助等に係る経費、上述の研究プロジェクトに配分される特定研究費に大別される。研究補助等に係る経費は、芸術学部に配分されている研究費のうち一部を、研究室の運営や研究補助に係る活動に充てている。特定研究費は、2007（平成 19）年度には 13 件の採択があり、2008（平成 20）年度からは社会連携活動を支援する「社会連携プロジェクト研究」制度が設けられ、芸術学部から 2 件採択されている。

科学研究費補助金および研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況（6-14）

芸術学部における科学研究費補助金の採択状況は、大学基礎データの表 33 にあるとおり、採択率は 25%、毎年 1 件程度の課題が採択されている。2007（平成 19）年度の交付金額は 2,100,000 円となっている。採択数は毎年横ばいであるが、補助金額は、2004（平成 16）年の 6,200,000 円、2005（平成 17）年の 8,400,000 円をピークに減少を続けている。その分、教員個人あるいは教員が中心となって構成した実行委員会による、民間の研究助成財団の研究助成金、及び、政府もしくは政府関連法人からの研究助成金の採択は活発化している。これらは大学として受け取ったものではないため、大学基礎データには記載していないが、民間の研究助成財団の研究助成金は、2006（平成 18）年度は 1,100,000 円だったのに対し、2007（平成 19）年度は 3,900,000 円、2008（平成 20）年度は 4,560,000 円が採択された。政府若しくは政府関連法人からの研究助成金は、2006（平成 18）年度は 100,000 円に過ぎなかったが、2007（平成 19）年度は 500,000 円、2008（平成 20）年度は 4,446,000 円が採択された。

基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性（6-15）

芸術学部における基盤的研究費が全研究費に占める割合は、2006（平成 18）年度は 48%であったが、2007（平成 19）年度は 37%となった。これは主として、受託研究費が前年度比で約 30 倍になったためである。前項に記したように、教員個人あるいは教員が中心となって構成した実行委員会による研究助成財団の研究助成金の額も増えており、近年、競争的研究資金の獲得に意欲的に取り組んでいる。

研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性（6-16）

研究論文や研究成果を発表する紀要を毎年一回発行し、研究成果を公表するウェブサイトを公開している。芸術学部の研究成果である芸術作品は、芸術資料館において展示・発表されている。地域社会と連携した研究活動は、広島市役所で開かれる研究公開イベントで公表されている。特定研究費による研究成果に関わる展示や印刷の経費については、研究成果公表経費を活用している。

【研究環境に関わる点検・評価】

芸術学部における研究活動の中心を占める創作活動は、伝統技法・文化財の保存や、地

域社会との連携による共同研究などの特筆すべき活動を中心に、活発に行われている。学内の競争的資金である特定研究費は、こうした活動を推進するために活用されている。

科学研究費補助金の採択件数は低いが、研究助成財団の研究助成金の採択実績は増えてきた。これまで、創作を中心とする教員においては、競争的資金の獲得に対する意識が高いとは言えない状態が続いていたが、地域社会と連携した共同研究が増える中で、徐々に高まっていると言える。

【研究環境に関わる改善方策】

科学研究費補助金採択状況の改善については、FD として全学的に取り組んでおり、芸術学部教員も積極的に参加して、まずは応募件数を増やすことが第一である。研究助成財団の研究助成金の採択のノウハウを各専攻・分野で蓄積すると同時に、芸術学部教員間で情報共有を行い、芸術学部全体で競争的資金の獲得に向けた意識をより一層高めていく努力をしている。

第８章　教員組織

芸術学部・研究科

到達目標

本学及び芸術学部、芸術学研究科の理念・目的・教育目標に基づき、美術、デザイン、工芸に関する創造、表現及びその応用の技術と理論を適切に教授し、芸術に対する社会的要請に応え、文化芸術の創造・発展に貢献しできる学生を社会に送り出すとともに、教員自らも高度な創作・研究に従事し、地域や国際社会に貢献していかなければならない。

そのためには高度の専門的学識と研究遂行能力を兼備え、併せて人格的にも優れた資質を有する教員を採用するとともに、適切かつ公正な昇任人事を行い、より堅実で高い教育・研究が遂行できる教員組織を構築する。そして、芸術に求められる先見性・創造性・独創性に富む、活力ある組織を実現する。

芸術学部

１　学部の教員組織

【現状説明】

（１）教員組織

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性（8-1）

芸術学部においては、その理念・目的・教育目標に基づき、各専攻、分野の教育・研究に必要な専門的学識と資質を備えた教員を配置している。この教員組織の中でそれぞれの専門分野における創作活動に必要な基礎的な技術と理論を教授し、地域連携と国際交流を視野に入れ、芸術の先見性・創造性・独創性を活かした、文化芸術の創造・発展に貢献できる人材育成のための教育・研究を行っている。

芸術学部は、美術学科とデザイン工芸学科の 2 学科から構成される。

美術学科は 1994（平成 6）年の開学当初より、日本画専攻、油絵専攻、彫刻専攻の 3 専攻で構成され、専任教員数は 17 名、学生の定員は各学年 40 名、4 学年の合計 160 名である。学生の実数としては、2008（平成 20）年度入学生は 42 名であり 5 パーセントの定員超過であるが、毎年ほぼ定員は守られている。専任教員 1 人当たりの学生数は 9 人台であり、大学設置基準に定められた芸術学系の専任教員 1 人当たりの学生数 40 名以内を大きく下回っており、非常にきめ細やかな教育が行われていると言える。

また、デザイン工芸学科は 2005（平成 17）年度に学科内改編を行い、現状の構成では現代表現領域とデザイン工芸領域に分けられ、デザイン工芸領域はさらに六つの専門分野に分けられる。学部 1 年時においてはデザイン工芸学科全体で基礎実技教育を行い、2 年次以降に各専門分野に分かれるという教育方法をとっている。専任教員数は 15 名、学生の定員は各学年 40 名、4 学年合計 160 名である。学生の定員はほぼは守られており、専任教員 1 人当たりの学生数は 10 人台であり、美術学科と併せて充実した教育環境と言える。

芸術学部の構成及び教員、学生数は下表（芸 8-1）のとおりである（2008（平成 20）年 5 月時点）。

表　芸 8-1　芸術学部の構成、教員及び学生数

学部	学科	専攻・領域・分野		教員	年齢	学生定員	2008 年度入学学生数
芸術学部	美術学科	日本画専攻		教授	63	10	12
				教授	55		
				教授	52		
				教授	52		
				准教授	49		
		油絵専攻		教授	59	20	20
				教授	59		
				教授	54		
				教授	58		
				准教授	48		
				助教	43		
		彫刻専攻		教授	64	10	10
				教授	52		
				教授	48		
				助教	33		
				助教	32		
	デザイン工芸学科	現代表現領域	現代表現分野	教授（視覚造形分野と兼担）	62	40	40
				准教授	50		
				准教授	48		
				准教授	36		
		デザイン工芸領域	視覚造形分野	教授	53		
				教授（現代表現領域と兼担）	62		
			メディア造形分野	教授	58		
				准教授	44		
			立体造形分野	教授	61		
				准教授	47		
			金属造形分野	教授	59		
				教授	52		
				准教授	45		
			漆造形分野	准教授	40		
			染織造形分野	教授	55		
				准教授	46		

大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか）(8-2)

広島市近隣地域では美術系大学の数が少なく、他の美術系大学のみならず総合大学からの非常勤講師等の依頼は多い。専任教員は本学での授業に支障をきたさないよう、学部の定めた基準内でこの依頼に応えている。

芸術学部では以下の基準を設け、教授会で認められなければ就任できないこととしている。

（1）本学における教育に支障が生じないよう、他大学における講義の日、曜日、時間に配慮する。
（2）本学の講義期間中に他大学において講義する場合は、前期・後期の各期において、4 時間以内とする。
（3）本学の休業期間中に他大学において講義する場合は、4 時間以内とする。
（4）1 年を通して、前期・後期・休業期間の合計で 60 時間を上限として認める。

主要な授業科目への専任教員の配置状況（8-3）

下表（芸 8-2）大学基礎データの表 3 に示すとおり、美術学科、デザイン工芸学科とも専門教育における必須科目の専兼比率は 97～100 パーセントであり、芸術学部の学生にとって主要な授業科目である実技科目はほとんどすべて専任教員が実施している。また必須科目以外の専門教育科目は 86～96 パーセントとなっているが、これは専門家や職人など、外部からの新鮮で最新の情報を取り入れることが必要な科目を非常勤講師等で補っているためであり、学部の性格上必要な措置である。

表　芸 8-2　大学基礎データ表 3　前期

学部・学科				必修科目	選択必修科目	全開設授業科目
芸術学部	美術学科	専門教育	専任担当科目数（A）	37		54
			兼任担当科目数（B）	0		7
			専兼比率　% （A／（A＋B）×100）	100.0	-	88.5
		教養教育	専任担当科目数（A）	3		44
			兼任担当科目数（B）	11		32
			専兼比率　% （A／（A＋B）×100）	21.4	-	57.9
	デザイン工芸学科	専門教育	専任担当科目数（A）	27		46
			兼任担当科目数（B）	0		7
			専兼比率　% （A／（A＋B）×100）	100.0	-	86.8
			専任担当科目数（A）	3		44

		教養教育	兼任担当科目数（B）	11		32
			専兼比率　％ （A／（A＋B）×100）	21.4	-	57.9

後期

学部・学科				必修科目	選択 必修科目	全開設 授業科目
芸術学部	美術学科	専門教育	専任担当科目数（A）	33		58
			兼任担当科目数（B）	1		5
			専兼比率　％ （A／（A＋B）×100）	97.1	-	92.1
		教養教育	専任担当科目数（A）	1		40
			兼任担当科目数（B）	0		34
			専兼比率　％ （A／（A＋B）×100）	100.0	-	54.1
	デザイン 工芸学科	専門教育	専任担当科目数（A）	28		49
			兼任担当科目数（B）	0		4
			専兼比率　％ （A／（A＋B）×100）	100.0	-	92.5
		教養教育	専任担当科目数（A）	1		40
			兼任担当科目数（B）	0		34
			専兼比率　％ （A／（A＋B）×100）	100.0	-	54.1

教員組織の年齢構成の適切性（8-4）

46～50 歳と 51～55 歳の教員の占める割合がともに 25 パーセントであり、その他の年齢層に対して高い割合を示している。

これは 1994（平成 6）年の本学の開学時に採用された教員が、46～55 歳の層の中の 3 分の 2 を占め、15 年前の当時 31 歳から 40 歳で採用された専任教員である。しかしその後 1998（平成 10）年の大学院博士前期課程の設置、2000（平成 12）年の博士後期課程の設置と続き、この期間に採用された専任教員は大学院を構成する教員として、若手でありながらも実績と経験を積んでいる人員が求められ、結果として現在 46～50 歳と 51～55 歳の層である専任教員の 3 分の 1 が、この大学院設置時期に採用された教員である。

教員組織のバランスとしては現在 36～40 歳の専任教員を採用しなければならない時期に、大学院設置という特殊な状況を迎え、この層の割合が極端に低い結果を招いている。

しかし 2003（平成 15）年に博士後期課程の完成年度を迎え、その後は現在 31～35 歳の助教等の採用も始まり、徐々にではあるがバランスのとれた教員構成になってきている。

しかし 46～55 歳の層の退職が始まる 10 年後から、その後 10 年間はかなり短いスパーンで専任教員の入れ替わりがあることから、急激な変化による教育や研究の低下に繋がらぬよう、またその後のバランスのとれた教員構成になるよう、学部人事委員会がこのことに留意した教員採用を行うこととする。

教員組織における年齢別の配置については、下表（芸 8-3）のとおりである（2008（平成 20）年 5 月時点）。

表　芸 8-3　年齢別の配置

学科	専攻	職位	71歳以上	66～65歳	61～65歳	56～60歳	51～55歳	46～50歳	41～45歳	36～40歳	31～35歳	26～30歳	合計
美術学科	日本画	教授	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	4
		准教授	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
		講師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		助教	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	1	0	3	1	0	0	0	0	5
	油絵	教授	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	4
		准教授	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
		講師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		助教	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
		計	0	0	0	3	1	1	1	0	0	0	6
	彫刻	教授	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	3
		准教授	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		講師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		助教	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
		計	0	0	1	0	1	1	0	0	2	0	5
デザイン工芸学科		教授	0	0	2	2	3	0	0	0	0	0	7
		准教授	0	0	0	0	0	4	2	2	0	0	8
		講師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		助教	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	2	2	3	4	2	2	0	0	15
合計		教授	0	0	4	5	8	1	0	0	0	0	18
		准教授	0	0	0	0	0	6	2	2	0	0	10
		講師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		助教	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	3
		計	0	0	4	5	8	7	3	2	2	0	31
		%	0	0	13	16	26	23	10	6	6	0	100

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性（8-5）

学部の教育課程に関しては、学部教務委員会が教員間における連絡調整の機能を果たしている。

学部教務委員会は、美術学科においては日本画専攻、油絵専攻、彫刻専攻からは各 1 名、デザイン工芸学科からはデザイン分野、工芸分野から各 1 名が選出され、これ以外に教務委員長 1 名が、年度始めの学部長が招集する専攻長会議の中で選出され、計 6 名で組織されている。教務委員が持ち帰った検討事項に関しては各専攻、分野に所属する教員で協議している。

芸術学部は全教員で 32 名という少人数であるため、6 名の教務委員は妥当な人数であると考えるが、教育課程編成の目的の実現に関しては、ほぼ全案件を教務委員会が取り扱っているためその職務負担は大きい。

また従来からあった将来構想委員会を、約 2 倍の 15 名からなる将来構想検討委員会として 2008（平成 20）年 4 月からその機能を拡大し、学部における教育・研究の将来像全体を検討する委員会とした。教務関係の将来像に関してはこの委員会の中で立案され、教務委員会で詳細な検討が行われている。

教員組織における社会人の受入状況（8-6）

芸術学部の教員人事では、特に社会人であることを優先して採用を行うというということはない。専任教員の採用はすべて公募によって行われており、大学、学部の理念・目的・教育目標に基づき、適切な教員を採用することを第一義としている。しかし創作した作品や芸術活動が、国内外でどう展開され、どれほど高い評価を得ているかについては審査の際の重要な判断基準となっているため、結果的に社会で活躍する作家やデザイナーであることが多い。

教員組織における外国人の受入状況（8-7）

専任教員として外国人の受け入れの実績はない。しかし学部の理念・目的の中にも地域連携と国際交流を視野に入れた芸術活動、人材養成を目的としており、これをより効果的実現していくためには、外国人の専任教員の受け入れが有効であると考えている。そのため今後の教員採用に際しては、このことを考慮に入れた教員人事とすることを検討する。

教員組織における女性教員の占める割合（8-8）

専任教員として美術学科油絵専攻に助教 1 名（2007（平成 19）年度着任）が在籍しているのみである。専任教員の採用はすべて公募によって公正、厳密に行われており、その結果ではあるが女性教員の占める割合は極めて低い。芸術学部における女子学生の比率は大変高く、また美術界においても女性アーチストの活躍が目覚しいことから、今後の教員採用に際しては、このことを考慮に入れた教員人事とすることを検討する。

（２）教育研究支援職員

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性（8-9）

芸術学部では、授業における実習の比重が非常に重く、教材の準備、アトリエや工房等の管理、創作活動において１対１の実習指導が多いことから、これを補うための非常勤助教（2007（平成 19）年度に非常勤助手から改名）を採用し、教員に準じて学生実技指導を行っている。現在 14 名の非常勤助教が採用され、専門性の高い実技指導に特化して業務を行っており、各専攻・分野の学生数、実習における危険度、作業量等を考慮して配属されている。しかし各専攻・分野が求めている人員には至っておらず、実習の中でも比較的専門性や危険度の少ない業務に関してはティーチング・アシスタントや実習補助員を採用し、その補佐を行っている。

またその他 CG ラボラトリー（VR スタジオを含む)、木工機械室、金工機械室には、それぞれ専門技術を保有する技官（専任の嘱託職員）がそれぞれ１名ずつ配置され、危険を伴う作業を行う際には、それぞれの工房によって定められている初心者講習を受講することを義務付け、安全の確保に充分配慮している。また工房間の連携及び管理運営には、学部施設運営委員会が当たっており、技官も出席し、実験実習を伴う授業をサポートする体制をとっている。

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性（8-10）

芸術学部においては、教育研究支援職員として芸術学部分室嘱託職員３名、芸術資料館嘱託学芸員１名、行政課題担当嘱託職員１名が配置されている。

芸術学部分室嘱託職員は主に芸術学部の事務全般、学部教務に関わる教育研究支援を行っている。また芸術資料館嘱託学芸員は、芸術資料館で活発に行われている展覧会や研究展示、また博士課程学生の審査展示、研究発表等の調整・補助及び収蔵作品の管理を行っており、行政課題担当嘱託職員は広島市と教員間の協調体制を構築する業務に従事している。教員との連携・協力関係は極めて良好と言える。

しかし 2007（平成 19）年に産学連携と地域連携推進のために社会連携センターが開設され、それに伴い配属された行政課題担当嘱託職員の業務は新設ということもあり、また芸術学部においてもその理念に地域連携と国際交流を掲げていることから、その重要性は高く職務負担は多い。全学を通して広報用印刷物デザイン等の依頼も多く、今後この種の教育研究支援職員の増員は望まれるところであり検討課題とする。

ティーチング・アシスタント（ＴＡ）の制度化の状況とその活用の適切性（8-11）

芸術学部においては、1996（平成 8）年度よりティーチング・アシスタント（TA）を配置し、実習時の学生の安全管理を含めた授業運営の円滑化を図ってきた。本来 TA は大学院生の処遇改善と教員・研究者となるための訓練を目的とした制度であるが、芸術学部の場合授業運営や施設管理に当たっての責任の度合い、作業内容の専門性及び危険性において、当初より専門分野での相当の経験を積んでいる社会人を採用する必要が生じ、1996（平

成 8）年度におけるティーチング・アシスタントは、その頃文部科学省が進めていた本来の形態ではなく、便宜上その名前を借りただけで、他の芸術系大学の非常勤講師や助手の作業内容により近い状況であった。そのため 2006（平成 18）年度より、非常勤嘱託の区分で「非常勤助手」（2007（平成 19）年から教員組織の変更に伴い名称を「非常勤助教」に変更）の職種を新設し、芸術学部 TA として採用している者の雇用形態をこちらに移行し、専門性の高い実技指導に特化して業務を委託することとした。講義形式の科目の 2 倍から 3 倍の授業時間を必要とする実技・実習科目が占める火曜日から金曜日までの午後、ある程度の実技能力と経験を持った者を、授業の間の材料の管理、教員のサポートなどを主な任務として任用している。時には危険を伴う実習においては、教員の行う作業の最中の学生の監視役として教員のサポートを行う。しかしながら、その数は十分とは言えず、実習の中でも比較的専門性や危険度の少ない業務に関しては本来のティーチング・アシスタントとして､博士課程(主に後期課程の学生の中から若干名を採用している状況である。

さらに、実習授業の開始時における出席の管理や、提出作品やレポートの回収などの実技能力を問われない部分については、博士前期課程の学生などを実習補助員（臨時職員）として採用し、実技・実習科目における時間的、精神的負担の多い教員の負担を軽減するとともに、極め細かい実技・実習科目の実施に役立てている。

（3）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性（8-12）

学部の教員任用にあっては、大学設置基準の規定に基づき学部教員の選考に関して必要な事項を定めた「広島市立大学芸術学部任用基準」があり、建学の理念と学部の教育理念及び目的に照らし、優秀な人材の確保と要請を目指すことがうたわれ、教授、准教授等の資格が定められている。この任用基準に基づき､「教員任用（採用及び昇任）のための委員会及び手続きについての申し合わせ」に従い､専任教員の採用､昇任審査が行われている。

専任教員の採用に当たっては、2006（平成 18）年度からは学部定数内の教員人事であっても全学企画運営会議の承認が必要となった。これは大学の理念・目的に沿った形での人事であることを確認した上での、学部内の人事であることが求められるためである。

芸術学部における専任教員採用手続きは、以下の手順によって行われる。

（1）欠員が生じた場合は速やかに、また、生じると予想される場合は、原則として採用の発令予定日の 12 ケ月前までに学部長が人事委員長に諮問しなければならない。
（2）採用候補者は、公募によって求めることを原則とする。
（3）採用方針（所属学科、担当授業科目、職階、採用時期等）並びに公募条件（年齢、学歴、専門分野等）の原案は人事委員会が作成し、人事教授会が審議決定する。
（4）人事委員会は、応募した候補者の経歴及び主要業績目録等を、公募期限後最初の人事教授会に報告し、人事教授会はそれに基づいて審査委員会を設置する。
（5）審査委員会は審査結果を文書で人事教授会に報告し、人事教授会はそれに基づいて質疑応答を行う。
（6）以上を承けて、人事教授会で採否を審議決定する。議決に当たっての人事教授会は定数の 3 分の 2 以上の出席で成立し､可決は出席者の 3 分の 2 以上の賛成を要する。採決は投票により行う。

また、芸術学部における専任教員の昇任手続きは、以下の手順によって行われる。

(1) 昇任を希望する者及び昇任候補者を推薦する者は、11 月の人事教授会までにその旨人事委員長へ申し出る。
(2) 学部長は人事委員会を招集し、人事委員会は当該昇任について人事教授会に諮することの可否を審査し、結果を学部長へ報告する。審査書類は履歴書、研究業績書、ポートフォリオ、専攻の主任教員・学科長（専攻の主任教員と学科長が同一のときは、同学科内の教授 1 名）の連名による昇任推薦書とする。書類の提出先は人事委員長宛とする。
(3) 学部長は人事委員会の報告を承けて人事教授会を招集する。人事教授会は昇任審査の対象者についての審査委員会を設置する。
(4) 審査委員会を開催し、審査・選考しその結果を人事教授会へ文書で報告し、質疑応答の後投票により昇任の可否を決定する。議決に当たっての人事教授会は定数の 3 分の 2 以上の出席で成立し、可決は出席者の 3 分の 2 以上の賛成を要する。採決は投票により行う。

注）この申合せでいう専攻とは、美術学科においては日本画、油絵、彫刻の 3 専攻とし、デザイン工芸学科においては学科を 1 専攻とする。

芸術学部における教員人事は、芸術学部教員任用基準と手続きに従い、適切に運用され機能していると言える。

任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況（8-13）

若い研究者の育成と大学教育の経験の場の提供をする目的で、助教（2007（平成 19）年度に「助手」から改名）は、任期を 3 年と定め必要な場合 1 年のみの延長を認めるという制度のもと運用を行っている。

また、2008（平成 20）年度より、講師においても 5 年の任期制を採用した。この制度を導入することにより､若手研究者が期間内に意義ある研究成果を導き出す原動力となり、また人的流動化を促進させることにより、学内に活気ある研究環境を実現できると考えている。

（4）教育研究活動の評価

教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性（8-14）

2006（平成 18）年度から年度当初に各教員が教育・研究計画書を作成するとともに、併せて前年度の教育・研究業績書を添えて学部長に提出し、この評価をもとに研究費の傾斜配分を行っている。教育・研究業績書は、大項目として教育活動、研究活動、地域貢献、大学運営への貢献に及び小項目としての 18 項目を各 5 点満点で自己採点するものである。

また教員は「教員データベース」に各自の教育研究活動の実績を定期的に入力することとなっており、これらの提出資料及びデータにより、各教員、専攻等の教育研究内容を客観的に把握することができる。これをもとにした評価であるため、この評価方法は有効であると言える。しかし、評価基準には曖昧な点も多く、今後さらに明確で、教員の教育研究活動の活性化に繋がるものにしていく必要がある。

教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性（8-15）

教員の選考に際して、教育研究能力・実績を評価することは、学生へ良質な教育を行うために重要である。このため、教員選考基準に基づき、厳格な審査を行いつつ、候補者の人格、教育能力なども評価する必要がある。このため、教員の採用に当たっては、研究業績だけでなく、教育実績、社会的活動、国際的な研究活動の有無などの資料の提出を求め、総合的に評価している。また、採用の面接時には、質疑応答の態度等の観察を通して、人物等の評価も行っている。

専門分野での評価のみならず、その専門性を、これまで社会の中でどのように展開してきたか、また、学生に対してどのように教授してきたかが、評価の判断基準として重要性を増しつつある。選考基準の整備が必要であり、学外専門家などを交えて、新たな選考基準のあり方を検討する。

【教員組織（学部）に関わる点検・評価】

大学設置基準に見合った教員数と学生数のバランスがとられており、各学科・専攻においては良好な教育プログラムを提供しうる環境が整えられていると言える。

しかし、教育研究活動の評価方法は教育活動、研究活動、大学運営への貢献を柱に自己申告による評価体制となっているが、明確な評価基準を示すまでには至っていない。そのため教員間の作業分担には､若干の偏りがあり是正していく必要がある｡評価体制を整え、各教員の教育研究能力・実績への配慮を適切に行うことは、各教員の個性と能力を最大限に引き出し、教育研究活動の活性化を組織的に促進することに繋がると考えられる。

また現状説明の中にもあるように、外国人や女性教員の採用に考慮して行くことが、教員組織の構成上望ましいとともに、非常勤助教や教育研究支援職員の絶対数は不足しており、教員の教育研究活動をより活性化させるためには、この点の改善も適切に行っていく必要がある。

【教員組織（学部）に関わる改善方策】

本学は 2010（平成 22）年を目処に法人化することが予定されており、そのための準備が進められている。現時点では既に法人化を行った他大学の事例をもとに、教員組織の変化を想定するしかないが、本学の特徴を打ち出すためには大学全体の理念・目標に沿った形での学部内教員組織の変化も想定され、まだ明確にはなっていない。

しかしいずれにしろ教員の教育研究活動をより活性化させるためには、先の点検・評価にあげた項目に関して、学部内での改善が必要である。点検評価体制に関しては、学部長を中心とした芸術学部評議委員等執行部の課題とて、その適正な草案づくりを進める。また外国人や、女性教員の採用に関しては、芸術学部人事委員会の中での教員採用時の懸案事項とする。

非常勤助教や教育研究支援職員の増員は、現在の経済状況からはかなり難しい状況であると考えられるが、今後の法人化に伴う教員組織の変化の中で、改善策を打ち立てる努力をすることとする。

芸術学研究科

２　大学院研究科の教員組織

【現状説明】

（１）教員組織

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性（8-16）

芸術学研究科は、芸術学部教員組織を基盤として構成されている。これらの専任教員は芸術学研究科における実習科目を主に担当し、理論研究に関しては、芸術学部からの専任教員１名と、国際学部に所属し、大学院から芸術学研究科に所属する専任教員２名が理論系科目を担当している。

博士前期課程は、芸術学部の講師以上の職位にある専任教員と前述の理論系教員３名によって構成されている。また博士後期課程は研究科人事委員会の資格審査を受け、研究科人事教授会の承認を受けた専任教員と前述の理論系教員３名によって構成されている。

大学院研究科の理念・目的・教育目標に基づき、各専攻、領域の教育・研究に必要な専門的学識と教育経験、資質を備えた教員を配置している。この教員組織の中でそれぞれの専門分野における卓越した創作・研究活動に必要な技術と理論を教授し、地域文化振興と国際文化交流において指導的な役割を果たすとともに、芸術の先見性・創造性・独創性を活かして、文化芸術の創造・発展に貢献することのできる人材育成のための教育・研究を行っている。

博士前期課程は絵画専攻、彫刻専攻、造形計画専攻から構成されている。専任教員数は30名であり、学生の定員は各学年30名、2学年の合計60名である。また博士後期課程は総合造形計画専攻の一専攻であり、専任教員数は30名、学生の定員は各学年6名、3学年の合計 18 名である。学生全体の定員数はほぼ守られており、大学院設置基準に定められている必要な専任教員を十分に満たしており、きめ細やかな指導環境にあると言える。

表　芸 8-4　芸術研究科の構成、教員及び学生数　　（2008（平成 20 年）5 月時点）
博士前期課程

研究科	課程	専攻	研究領域	職位	年齢	学生定員	2008年度入学生数
芸術学研究科	博士前期課程	絵画専攻	日本画	教授	55	10	11
				教授	52		
			日本画（含古典研究）	教授	63		
				教授	52		
				准教授	49		
			油絵	教授	59		
				教授	54		
				准教授	48		
			油絵（含版画研究）	教授	59		
				教授	58		
		彫刻専攻	彫刻 A	教授	64	4	5
				教授（彫刻 B と兼担）	53		
			彫刻 B	教授	48		
				教授（彫刻 A と兼担）	53		
		造形計画専攻	視覚造形	教授	53	16	12
				教授（現代表現と兼担）	62		
			立体造形	教授	61		
				准教授	47		
			現代表現	教授（視覚造形と兼担）	62		
				准教授	50		
				准教授	49		
			メディア造形	教授	58		
				准教授	43		
			金属造形	教授	59		
				教授	52		
				准教授	45		
			漆造形	准教授	40		
			染織造形	教授	55		
				准教授	46		
		総合造形理論	美術史	教授	61	（上記学生全員を担当）	
			美学	教授	45		
			美術史	准教授	36		

博士後期課程

研究科	課程	専攻	研究領域	研究領域	職位	年齢	学生定員	2008年度入学学生数
芸術学研究科	博士後期課程	総合造形計画専攻	絵画領域	日本画	教授	63	6	6
					教授	55		
					教授	52		
					教授	52		
					准教授	49		
				油絵	教授	59		
					教授	59		
					教授	58		
					教授	54		
					准教授	48		
			彫刻領域	彫刻	教授	64		
					教授	53		
					教授	48		
			造形計画領域	視覚造形	教授	53		
				立体造形	教授	61		
					准教授	47		
				現代表現	教授	62		
					准教授	50		
					准教授	49		
				メディア造形	教授	58		
					准教授	43		
				金属造形	教授	59		
					教授	52		
					准教授	45		
				漆造形	准教授	40		
				染織造形	教授	55		
					准教授	46		
			総合造形理論	美術史	教授	61	（上記学生全員を担当）	
				美学	教授	45		
				美術史	准教授	36		

大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況（8-17）

芸術学研究科においては、専門性の高い教育研究を行うことから、教員の資質と学生の研究内容の調整を行うため、在学中に行おうとする研究計画書に従い、実習担当指導教員

の中から、まず主指導教員の確定をする必要がある。そのため学生は入学直後に、博士前期・後期課程とも「主指導教員希望届」を提出し、希望教員との協議を行った上、主指導教員を確定する。その後、主指導教員教員と学生の協議により、副指導教員として実習担当指導教員と理論担当教員の中から各 1 名を選ぶこととなっている。また博士後期課程では、必要に応じて研究領域外の副指導教員をおくことができる。この体制の中、学生には適切な指導がなされると同時に、博士後期課程においては「領域横断特別研究」等の授業を通して、専門領域を超えた教員同士の連携が行われている。

また、研究科の教育課程に関しては、研究科教務委員会が教員間の組織的な連携体制のために機能を果たしている。各実習（実技）領域と理論系教員からの 12 名によって構成され、本研究科における大学院教育の適切な運営と教員間の役割分担及び連携体制の調整を行っている。

（2）教育研究支援職員

大学院研究科における研究支援職員の充実度（8-18）
大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性（8-19）
大学院研究科におけるティーチング・アシスタント（ＴＡ）、リサーチ・アシスタント（ＲＡ）の制度化の状況とその活用の適切性（8-20）

芸術学研究科は、芸術学部教員組織を基盤として構成されているため、研究支援職員は、学部の各専攻各分野の非常勤助教と、工房等の技官、芸術学部分室嘱託職員、芸術資料館嘱託学芸員、行政課題担当嘱託員がこれにあたるが、大学院専門の研究支援職員はいない。現状は評価項目 8-9、8-10 及び 8-11 を参照されたい。

（3）教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性（8-21）

芸術学研究科は、芸術学部教員組織を基盤として構成されているため、専任教員の採用、昇任人事は学部人事委員会が取り扱っている（評価項目 8-12）。ただ後期博士課程の資格審査においては、研究科人事委員会が取り扱っており、その基準・手続きは学部で定めているものに準じた形で行われている。

また芸術学研究科においては、これまで研究科のみの教員採用人事を行った経緯はないが、必要が生じればこの研究科人事委員会がその任に当たる。

任期制等を含む、大学院研究科の教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況（8-22）

芸術学研究科は、芸術学部教員組織を基盤として構成されている。そのため博士前期課程を担当する講師に関しては、2008（平成 20）年度より 5 年の任期制が適用されている。

（4）教育・研究活動の評価

大学院研究科における教員の教育活動および研究活動の評価の実施状況とその有効性（8-23）

学部の教育研究活動についての評価項目 8-14 の欄で記述した内容は､学部と大学院を通した評価となっており、現在のところ教員の評価は年度初めに行うこの評価のみである。芸術学研究科は、芸術学部教員組織を基盤として構成されているためではあるが、教員の教育研究活動の方法は、当然のことながら学部と大学院では、学生のレベルにあわせた工夫が凝らされており、そのためのより正確な評価が必要である。それによって教員の専門性、個性をより引き出し、組織的な教育研究活動の活性化につなげることが可能である。このためのより的確な評価方法の確立を今後の課題とする。

大学院研究科における教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況（8-24）

評価項目 8-14 及び 8-23 参照を参照されたい。

（５）大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性（8-25）

評価項目 3-62 に示すとおり、芸術学研究科では、2005（平成 17）年度以降、海外の大学と積極的な共同プログラムを行い、国際レベルでの教育研究交流を緊密化させている。芸術学研究科教授会では、国際間プログラムやその中で組織された研究グループによる人的交流の報告を受け、組織的にも協力・推進している。その他国内の大学院との特記すべき組織的な人的交流はないが、学部、大学院を通して、広島大学や近畿大学等との授業科目での非常勤講師としての協力関係による人的交流が築かれている。

【教員組織（大学院研究科）に関わる点検・評価】

大学院研究科においても、教員数と学生数のバランスがとれており、各専攻においては良好な教育プログラムを提供しうる環境が整えられている。

しかし現状説明の中にもあるとおり、大学院研究科における教員の教育及び研究活動の独自の評価基準はなく、特に大学院での研究活動は教員のモチベーションを高め、教員組織を活性化させることに繋がるため、その的確な評価基準が必要である。

【教員組織（大学院研究科）に関わる改善方策】

芸術学研究科は、芸術学部教員組織を基盤として構成されているため、その問題点と改善方策に関しては、学部の欄で既に述べた。教員の教育及び研究活動の点検評価体制に関しては、研究科長を中心とした評議委員等執行部の課題とて、大学院研究科における教育研究活動の活性化を組織的に促進することに繋げる、適正な草案づくりを進めることとする。

広島平和研究所

第１章　理念・目的

広島平和研究所

【現状説明】

１　理念・目的等について

研究所の理念・目的・研究目標とそれに伴う人材育成等の目的の適切性（1-1）

広島市は、人類史上初めて原子爆弾を投下された被爆都市として、またそうした過去の痛ましい経験を経て戦後再生した国際平和文化都市として、「平和」をキー・ワードにした人づくり・まちづくりを目指し、その一環として「平和に関する研究・調査を進める」ことを市の施策に掲げている。広島平和研究所（以下「研究所」という。）はこのような広島の歴史と地域の特殊性、広島市の施政などを背景に、1998（平成 10）年 4 月に広島市立大学の附置研究機関として開設された。

1998（平成 10）年 2 月、研究所の発足に先立って「広島平和研究所（仮称）設置準備委員会」が策定した「広島平和研究所（仮称）基本構想」は、研究所の設置目的（理念）について次のように述べている。

> 国際的にも高度な研究水準を誇り得る平和研究機関を擁することは、広島の永年の夢であった。広島は今、広島市立大学の開学を受けて、その夢の実現へ向けて歩み出した。来たるべき 21 世紀の学術研究拠点を目指して開学した広島市立大学に、国際的な平和研究機関を設置することは、国際平和文化都市を目指す広島にとって最も相応しい選択であると言えよう。
>
> 私たちが今設置を準備している平和研究機関では、広島の歴史的な原点を重視しながら研究教育活動を進めていきたい。私たちは、こうした活動を通じ、核兵器の廃絶をはじめ地球社会が直面する諸問題の解決に寄与しつつ、世界平和の創造、維持と地域社会の発展に貢献していきたい、と念じている。

広島の歴史的な経験を重視しながら研究教育活動を進め、核兵器の廃絶をはじめ地球社会が直面する諸問題の解決に寄与しつつ、世界平和の創造、維持と地域社会の発展に貢献する、との設置目的は、「科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学」という、本学（広島市立大学）の建学の基本理念にも沿ったものである。

研究所では、具体的な研究目標（活動の基本方針）として以下の 3 点を掲げ、その実現に向けて取り組んでいる。

1　世界初の核兵器による被爆を体験した都市としての歴史を背景に、学術研究活動を通じて、核兵器の廃絶に向けての役割を担うとともに、地球社会が直面する諸問題の解決にも寄与し、世界平和の創造、維持と地域社会の発展に貢献する国際的な平和研究機関を目指す。
2　国内外における平和研究機関と積極的に連携してネットワークを構築することにより、平和研究の発展に寄与する。
3　学術研究の成果を、講演会、公開講座、シンポジウム、出版活動などを通じて積極的に社会に還元する。

これらの研究目標は、研究機関としての本分である高度な学術研究の推進はもとより、研究成果の社会への公開及び還元にも意を用いたものであり、妥当なものといえる。上述した創設の理念・目的・研究目標は、広島の歴史や地域の特殊性、設置経緯に照らしても適切であり、今後とも長期にわたって堅持されるべきものである。なお、研究所には学術研究活動に加え、研究活動で得られた成果に基づき、教育活動を通じて平和学の発展に寄与し、平和学の分野における教育及び人材育成に尽力するという課題もあるが、これまで研究所と学部及び大学院との有機的な連携は限定的であった（評価項目 6-7；8-5 を参照）。今後は、特に大学院教育を中心に教育活動にも本格的に参画していく予定である。

さて、開設当初、研究所では創設の理念や研究目標を念頭に置き、取り組むべき研究対象として、(1)原爆被害・核廃絶研究、(2)紛争分析・安全保障問題研究、(3)開発・環境研究、(4)平和思想・平和文化研究、(5)情報系平和研究、という「平和」の概念をより広義に捉える五つの研究分野を掲げたが、現在は限られた現有の研究員体制（所長も含め 12 名）とその専門分野に鑑み、また広島の原爆体験という研究所設置の歴史的出発点に立ち返って、「戦争と平和」という意味での狭義の「平和」を中心に据えた三つの研究分野――(1)平和理念、(2)核廃絶・軍縮・安全保障、(3)東アジア地域研究――に重点を置いて研究活動を進めている（詳しくは、評価項目 8-1 を参照）。

研究所の理念・目的・研究目標の周知の方法とその有効性（1-2）

研究所の理念・目的・研究目標については、研究所のウェブサイトやニューズレター、『大学案内』、研究所の各種行事（国際シンポジウム、連続市民講座等）、対外的な説明文書等において随時広報に努めているが、このうちウェブサイトとニューズレターの役割が特に重要であり、周知の方法としても高い有効性を示している。

（1） ウェブサイトの活用

研究所の理念・目的・研究目標の周知方法に関しては、日英両文で運営している研究所のウェブサイトが果たす役割が特に大きい。そのことはアクセス件数によっても明らかである。アクセス件数は、2001（平成 13）年度には 31 万 5,602 件（国内 18 万 9,329 件、海外 12 万 6,273 件）だったが、その後、着実に増加して 2005（平成 17）年度には 46 万 6,611 件（国内 25 万 2,204 件、海外 21 万 4,407 件）まで伸びた。ただし、その後は落ち着いた状態にあり、2006（平成 18）年度は 44 万 9,255 件（国内 23 万 8,024 件、海外 21 万 1,231 件）、2007（平成 19）年度には 46 万 1,127 件（国内 23 万 4,089 件、海外 22 万 7,038 件）と推移している（国内は 2005（平成 17）年度がピークでその後の 2 年間は微減傾向であるのに対し、海外はほぼ一貫して増加傾向にある）。なお、ウェブサイトは常に更新に努めている。

（2）ニューズレターの発行

研究所は、その理念・目的に即した研究活動を定期的に紹介する日英両文のニューズレター（『HIROSHIMA RESEARCH NEWS』）を発行している。同ニューズレターは、現在は年 3 回発行、2008（平成 20）年 7 月の段階で通算 31 号を数える。印刷部数は、発刊（1998（平成 10）年度）当時は 1 号当たり 2,000 部だったが、その後 2,200 部を経て、現在は 2,300 部に増えている。配布部数は、2003（平成 15）年度が総数 4,803 部であったのに対し、2007（平成 19）年度には 5,328 部まで増えているように、着実に増加している。なお、ニューズレターは発行と同時に研究所のウェブサイトにアップしている。

第６章　研究環境

広島平和研究所

到達目標

「広島の歴史的な原点を重視しながら研究教育活動を進め」ていくという研究所の理念・目的（評価項目 1-1）に基づき、国際的な平和研究機関としての研究活動を行い、かつ平和学の分野における教育及び人材育成に尽力するべく、研究員が充実した研究活動を送り研究成果を広く社会に還元できるよう、必要な設備等を整備し、研究時間や研究資金の確保に努めることを目標とする。

【現状説明】

論文等研究成果の発表状況（6-1）

研究所の最大の長所は、2008（平成 20）年 5 月 1 日現在で、平和理念、核廃絶・軍縮・安全保障、東アジア地域研究という 3 分野を柱として、各研究分野で活躍する 12 名の研究員（所長、教授 4 名、准教授 1 名、講師 4 名、助教 2 名）を擁している事実そのものにある。日本国内の数ある平和関係の研究所の中でも、これだけの質・量の専門研究員を擁しているところはほかにない。国際的に見ても有数である。国際平和文化都市・広島の「平和」へのこだわりを具現化するものとして、それ自体に大きな意味がある。「平和」の意味するところは多義多様であるが、研究所は、原爆を投下された広島に所在する研究所であることにこだわり、「戦争と平和」という意味での狭義の「平和」を中心に据え、平和理念、核廃絶・軍縮・安全保障、東アジア地域研究の 3 分野を柱に研究活動していることは、優れた長所と認識している。

現在在籍する研究員の 2005（平成 17）年からの研究実績は以下のとおりである。データと研究区分は広島市立大学・教員システムに入力されたものに基づくものである。（研究員数には所長も含み、同時に既に退職した研究員 1 名（2005（平成 17）年 7 月から 2007（平成 19）年 3 月まで在職）の実績は含んでいない。）

表　平 6-1　研究実績一覧

年	研究員数	総数	著書（単行本）	学術誌論文	その他
2005	11	31	8（うち単著 4）	18	5
2006	11	26	4（うち単著 2）	15	7
2007	11	35	10（うち単著 2）	18	7
2008	12	18	6（うち単著 4）	8	4

※2008（平成 20）年は 7 月末までの実績。

研究所の研究の豊かな国際性は、上記の研究実績総数 110 件のうち、半数以上の 62 件が英語によるものであり、さらに 7 件がその他の言語（韓国語、ドイツ語）で発表されたものであることからも明らかである。こうした傾向はたいへん喜ばしいものであり、今後も研究員それぞれが、積極的に国内外で研究成果を発表するよう促していく。

国内外の学会での活動状況（6-2）

研究員は2008（平成20）年11月現在、全体で53、1人当たり4.8の学会に所属している。うち約半数が海外の学会（アメリカ、韓国、オーストラリア、ドイツなど）であり、過去も含めて研究員が理事や委員等を務める学会は、日本平和学会をはじめとする9学会である。研究員が現在の12名体制（所長を含む）になった2005（平成17）年度から2008（平成20）年7月末までは、延べ56回（うち海外12回）の報告・講演がなされている。研究員数の少なさから見れば、十分に学会運営に貢献していると言えるだろう。

研究所として特筆すべき研究分野での研究活動状況（6-3）

2000（平成 12）年度から研究所の主要な研究活動としてプロジェクト研究を実施している。これは、研究員が「平和」をキー・ワードとし、それぞれの専門分野に応じて具体的な研究テーマを設定して、これに関連する外部の研究者や専門家にプロジェクト・メンバーとして参画を招請し､共同研究を行うものである｡各メンバーはそれぞれ章を担当し、年間 1 回から数回のワークショップで報告及び議論を行う。プロジェクトの最終目標は、共編著による報告書の出版とする。現在まで 17 プロジェクトを実施し、そのうち 6 種類が出版されている（うち 1 件が英語・日本語両言語で出版)。

これまでのプロジェクト研究のテーマと実施期間、概要、出版実績は以下のとおりである。

表　平 6-2　プロジェクト研究一覧

	プロジェクト名	実施時期	概　　要	出版実績
1	21 世紀の核軍縮研究会	2000 年 4 月～2002 年 3 月	・メンバー10 名 ・2000 年 4 月～2002 年 3 月、研究会 20 回開催 ・2002 年 9 月、報告書出版	21 世紀の核軍縮－広島からの発信（広島市立大学広島平和研究所編、2002 年 9 月、法律文化社） Nuclear Disarmament in the Twenty-first Century（Wade L. Huntley, Kazumi Mizumoto, Mitsuru Kurosawa ed., 2004）（ウェブ出版）
2	新介入主義の正統性と合理性に関する研究会	2000 年 4 月～2002 年 3 月	・メンバー11 名 ・2000 年 7 月～2004 年 3 月、研究会 15 回開催 ・2003 年 2 月、報告書出版	人道危機と国際介入－平和回復の処方箋（広島市立大学広島平和研究所編、2003 年 2 月、有信堂）
3	東アジアの信頼醸成メカニズムに関する研究	2001 年 10 月～2004 年 3 月	・メンバー13 名 ・2002 年 11 月、第 1 回ワークショップ開催 ・2003 年 5 月、第 2 回ワークショップ開催	

4	市民に対する軍暴力：比較史的分析	2002年4月～2004年3月	・メンバー11名 ・2002年10月～2004年2月、ワークショップ5回開催 ・2007年2月、報告書出版	戦争犯罪の構造－日本軍はなぜ民間人を殺したのか（田中利幸編、2007年2月、大月書店）
5	集団殺戮と集団暴力に関する比較研究	2002年4月～2004年3月	・メンバー13名(うち海外7名) ・2003年3月、第1回ワークショップ開催 ・2004年3月、第2回ワークショップ開催	簡易報告書作成済（2006年1月）
6	東アジアの核軍縮の展望	2003年4月～2005年3月	・メンバー22名(うち海外14名) ・2004年3月、ワークショップ開催	簡易報告書作成済（2005年3月）
7	ＮＰＴ体制の再検討－広島・長崎からの提言　（公開ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ）	2004年4月～2005年3月	・2005年3月、公開ワークショップ開催 ・パネリスト9名（うち海外3名） ・2005年5月、ニューヨークで再検討会議関係者等へ報告書を配付	簡易報告書作成済（2005年4月）
8	1954年ビキニ核実験による被ばく状況の実相（ﾐﾆﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ)	2004年4月～2005年3月	・メンバー5名 ・2005年3月、ワークショップ開催	本ミニプロジェクトの研究成果をベースに内容を発展させ、「隠されたヒバクシャー検証：裁きなきビキニ水爆被災」（グローバルヒバクシャ研究会編、2005年6月、凱風社）として結実
9	北東アジアの対立と協調	2004年4月～2006年3月	・メンバー12名(うち海外8名) ・2004年11月、第1回ワークショップ開催 ・2005年5月、第2回ワークショップ開催 ・2006年9月、報告書出版	Regional Cooperation and Its Enemies in Northeast Asia: The Impact of Domestic Forces (Edward Friedman, Sung Chull Kim ed., 2006, Routledge, London)
10	ミャンマー・ピース・イニシアチブ	2004年4月～2006年3月	・メンバー14名(うち海外11名) ・2005年3月、第1回ワークショップ開催 ・2005年10月、第2回ワークショップ開催 ・2007年2月、報告書出版	Myanmar: State, Society and Ethnicity (N. Ganesan, Kyaw Yin Hlaing ed., 2007, Institute of Southeast Asian Studies (Singapore), Hiroshima Peace Institute)

11	集団殺戮と集団暴力に関する比較研究Ⅱ	2005年4月～2007年3月	・メンバー13名(うち海外11名) ・2006年3月、第1回ワークショップ開催 ・2007年3月、第2回ワークショップ開催	出版社と交渉中
12	空爆と市民－20世紀の歴史	2005年4月～2007年3月	・メンバー10名(うち海外9名) ・2006年3月、第1回ワークショップ開催 ・2006年12月、第2回ワークショップ開催	Bombing Civilians: A Twentieth-Century History (Yuki Tanaka, Marilyn B. Young ed., 2009, The New Press, New York)
13	日米の芸術と大衆文化に表れた原爆と核戦争	2005年4月～2007年3月	・メンバー7名(うち海外6名) ・2006年2月、第1回ワークショップ開催 ・2007年2月、第2回ワークショップ開催	出版社と交渉中
14	「呵責」の政治学:北東アジアの集合的記憶	2005年4月～2007年3月	・メンバー13名(うち海外12名) ・2006年3月、第1回ワークショップ開催 ・2007年3月、第2回ワークショップ開催	出版社と交渉中
15	相互依存的な二つのコリアー朝鮮半島の平和に向けて	2006年4月～2008年3月	・メンバー13名(うち海外12名) ・2006年12月、第1回ワークショップ開催 ・2007年6月、第2回ワークショップ開催	出版社と交渉中
16	東南アジアにおける二国間主義と多国間主義	2007年4月～2009年3月	・メンバー13名(うち海外10名) ・2007年12月、第1回ワークショップ開催 ・2008年10月、第2回ワークショップ開催	
17	広島反核平和運動の総合的分析:1945－60	2007年4月～2009年3月	・メンバー6名 ・2007年11月、2008年1･3月にワークショップ開催 ・2008年4・5・6・7・8・10・11月にワークショップ開催	

プロジェクト・メンバーには、日本の研究者だけでなく、アメリカ、韓国、中国、イギリス、スウェーデン、ドイツ、シンガポール、マレーシア、ヴェトナム、フィリピンなど多くの国々の研究者が名を連ねており、プロジェクト研究は海外の研究者を広島に招聘するよい機会となっている。また広島以外に、東京や、アメリカやマレーシアなどの国々の都市でのワークショップの開催実績もあり、研究所の理念・目的を内外に周知することに

貢献している。

国際的な共同研究への参加状況（6-5）

上記（評価項目 6-3）のとおり、研究所のプロジェクト研究はそれ自体が重要な国際的共同研究であり、研究員はこれを有効に活用している。

また、国内の平和研究機関相互の連携・協力関係が不足している状況を打開するべく、2007（平成 19）年度から長崎、京都及び広島にある 5 つの平和研究機関・平和ミュージアムによって西日本平和研究機関ネットワークを立ち上げ、事務局は研究所が担当している。文科省の「戦略的大学連携支援事業」の一環として強化することも視野に入れ、関係大学研究所と緊密に協議し、連携強化を図るべく努力する。

このほかに研究所では、2005（平成 17）年にロシアから 1 名、2007（平成 19）年にフランスから 1 名の客員研究員を受け入れた実績がある。2009（平成 21）年にはアメリカから 1 名の客員研究員を受け入れる予定である。

さらに近年内外における研究所の知名度が確実に向上していることの反映として、研究者のみならず、日米の大学、高校、中学の団体単位での研究所訪問の事例が増えている。これらに対しても引き続き積極的に対応し、平和に対する若年層の関心の引き上げにつなげていく。

研究所と大学・大学院との関係（6-7）

研究に関する提携としては、一部のプロジェクト研究のワークショップに、オブザーバーとして国際学部教員が参加したことがある。また研究所が主催する連続市民講座の講師として国際学部教員を招聘した例がある。

学部教育では、全学共通科目「平和と人権 A（ヒロシマと国際平和）」（2002（平成 14）年度～）、国際学部専門科目「平和研究 I、II」（2003（平成 15）年度～、2008（平成 20）年度は開講せず）、同学部「Advanced HIROSHIMA and PEACE」（2008（平成 20）年度～）、同学部夏期集中講座「HIROSHIMA and PEACE」（2003（平成 15）年度～）の各科目・講座について、研究所の研究員が講義を担当するなど、研究成果を本学の教育にも活用し貢献している。さらに 2009（平成 21）年度からは「広島からの平和学」の開講を予定している。また、大学院国際学研究科（前期課程）において、2007（平成 19）年度から、研究員（教授 2 名）が「国際関係論 A、B」を担当している。

研究所の研究員は、本学の理念の最も重要なキー・ワードである「平和」に関して専門的かつ幅広い知識を有しており、このことは本学の研究･教育の両面で大きな利点となる。また国際色豊かな研究員構成により、英語をはじめとする外国語を活用した教育に貢献することが可能である。

大学・大学院との協力、教育への関与は上にあげた若干の例はあるが、全体としては研究所と大学・大学院との関係はこれまで密接であったとは言えず、改善の余地がある。

教育面では、日本語を解さない外国人研究者が多いことと、個人研究以外の業務に対する理解や積極性、事務処理能力に差があることなどから、カリキュラム作成や講義担当教員への依頼・調整、講義での通訳などの負担が特定の研究員に集中しているのが現状である。

本学のもっとも大きな特色である「平和」を専門とする研究所研究員と本学の他学部・

大学院との提携が、今後さらに重要となることは言うまでもない。研究面ではプロジェクト研究への本学教員の参画を積極的に呼びかけ、研究の連携の可能性を探りたい。また教育面では、特に大学院における平和研究の分野で積極的に教育に関わっていき、平和学の未来を担う人材の育成に力を入れていくことを目指す。

個人研究費、研究旅費の額の適切性（6-9）

2007（平成 19）年度実績では、研究員（所長を含む）1 人当たりの研究費は 253,000 円、研究旅費は 393,000 円、計 646,000 円である。2003（平成 15）年度実績では、研究費は 570,000 円、研究旅費は 393,000 円、計 963,000 円であり、4 年間で研究費はほぼ半減している。現状では、個人研究費は研究用図書購入でほぼ使い切ってしまう状況にある。また研究旅費は、国内の学会出張や資料調査等では年間 3 回程度が賄えるが、海外、特に欧米の場合は、格安航空券の購入等で対応しても、1 回の出張でさえ十分に賄うことが難しい状況である。

教員研究室の整備状況（6-10）

研究員全員に基本設備の整った個室（教員 1 人当たりの平均面積 25.5 ㎡）が割り当てられている。セミナーなどを開催することのできる共同研究室も備えており、恵まれた環境である。

研究時間を確保させる方途の適切性（6-11）

研究所は研究を第一の職務としており、研究員はこれまで教育や大学運営には一部を除いて、あまり関わってこなかった。この点では、他学部に比べて研究時間の確保は容易とも言える。しかし、研究所運営のための業務、市民講座やシンポジウムの開催、大学での教育活動に関しては、一部の研究員にだけ負担を強いている状況にあり、研究員全員が均等に研究時間を確保できているとは言えない。

研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性（6-12）

研究員の活動の中で、海外での資料調査や学会への参加は大きな位置を占めることから、研究所としてはこれに対して最大限の便宜を図っている。研究員のうち学部や大学院での通年の講義を持たないものは、研修のためのまとまった時間が比較的取りやすく、これまで積極的かつ効果的に研修機会を確保してきたと言える。

共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性（6-13）

研究所内の共同研究費は、主に上記（評価項目 6-3）の大規模なプロジェクト研究で活用されている。プロジェクト研究は各研究員からの案を教授会で審議・決定した上で行わ

れ、これにより研究費は適切に運用されている。また共同研究費は研究フォーラムの開催にもあてられるが、これもプロジェクト研究と同様、教授会の審議・決定を経て開催されるものである。共同研究費は、年々減額されているが、これまでのところはまだ支障は出ていない。

科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況（6-14）

研究所研究員の過去 3 年の科学研究費申請件数（新規及び継続）は、2006（平成 18）年度 7 件、2007（平成 19）年度 8 件、2008（平成 20）年度 7 件であり、ほとんど変わっていない。このうち、採択件数は過去 3 年とも 5 件であり、交付金額は 2006（平成 18）年度 4,500,000 円、2007（平成 19）年度 4,800,000 円、2008（平成 20）年度 4,300,000 円である。この採択件数対研究員比は 42%（5 件／12 人）であり、高い採択率だと言える。研究所としては、今後も研究員の積極的な申請を促していく。

基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性（6-15）

設置者である広島市の予算が厳しい中、「個人研究費、研究旅費の額の適切性（評価項目 6-9）」の項でも説明したとおり、基盤的研究費は年々減額される傾向にある。また、研究所内の競争的研究資金であるプロジェクト研究費はさらに少なくなってきている。こうした中で、大学基礎データの表 32 に見られるように、研究費総額における科学研究費補助金の割合は、2005（平成 17）年度が 9%だったのに対して、2007（平成 19）年度は 14%と増加しており、科学研究費の役割は年々大きくなってきている。今後はさらにその傾向が強まることが予想されることから、研究員それぞれが科学研究費をはじめとする外部研究資金に積極的に申請し、獲得するよう促していく。

【研究環境に関わる点検・評価】

研究員の国際色豊かな個人研究は、国内外で高い評価を受けている。そして研究員が国内外の専門家を集めて行うプロジェクト研究は、本研究所の極めてユニークな特色であり、研究所の存在を世に示す大きな手段である。平和に関する研究機関としての発信機能を一層強化するため、国内外の平和研究機関との連携・交流の推進が課題となっている中、国内外の研究者と共同で実施するプロジェクト研究は、そうした外部研究者や研究機関との関係作りのよいきっかけとなっている。

しかしながら、個人研究がそれぞれの専門分野で高い評価を得ている一方で、豊かな国際性は、広島あるいは日本という地域・社会の平和の発展に貢献するという役割を担う上では、言語面のバリアという支障をもたらす結果となっている。そのことは、当初研究所に対して大きな期待を抱いた広島市民にとって、「研究所は何をやっているのか見えない」という不満を持つ一因となっているし、「広島にとって研究所は必要なのか」という疑問が提起される原因になっていることは否定できない。特にかつてと異なり、広島市の財政状況が厳しさを増す中で、研究所だけが「平和」にあぐらをかいていられる状況ではない。

また研究員は増加したが、プロジェクト研究の実施本数はこれに比例せず、増えていない。研究員体制の充実に対応して、より一層の活性化を図る必要がある。また成果の発信については、学術図書としての流通性を重視し、報告書の出版を目標としているが、昨今

の厳しい出版事情はこれを困難にしている。
研究所の長所である国際的な研究を生かす重要な手段である長期研修・留学は、資金及び時間双方の面で、年々難しくなってきている。研究員の研究対象は幅広く、外国でしか手に入らない資料を扱うことも多い。研究のレベルアップのためには、長期研修は将来的に不可欠なものであるが、現状では困難である。
研究所運営、大学業務の負担は、現状では研究員の間で明らかに不均衡なものとなっている。また日本語を解さない研究員は常に翻訳を必要とするため、大学業務に関して情報を得る機会が少なく、本人に参画の意思があってもどうしても難しいという面もある。

【研究環境に関わる改善方策】
研究所の存在意義は、広島市及び本学が「平和」を重要なキー・ワードとして据える限り、今後とも高まることはあっても低まることは考えられない。設立 10 年の実績を冷静に評価し、その長所をさらに伸ばし、問題点については徹底的に見直すことにより、「平和」をキー・ワードとする本学の不可分の一部として研究所の存在意義について広島市民の納得と確信を得ることは十分に可能と考える。そのために今後は、以下の 2 点に特に取り組むこととする。

1　プロジェクト研究
研究所の大きな特徴であるプロジェクト研究の長所をより生かすためには、プロジェクト研究で得た外部研究者や研究機関との関係をさらに発展させていくことが重要となる。そのため、研究員の個人的な関係を良好に保つだけではなく、研究所と他の研究機関との提携の可能性も検討していくべきであろう。
また、今後実績を増やすためには、プロジェクト研究のあり方に柔軟性をもたせる必要がある。これまでの 10 人前後の論文集出版といった形だけではないプロジェクト研究を立ち上げることを前向きに検討する。具体的には、2、3 人程度の研究者で行うミニプロジェクトの数を増やしたり、国内外の平和に関連する資料館・博物館の学芸員・研究員や本学の学生を研究協力者に迎えた資料調査・フィールドワークなどをプロジェクトとして認めることなどを検討している。また、研究所が主催している西日本平和研究機関ネットワークに所属する諸機関との共同研究もプロジェクト研究として行っていきたい。
プロジェクト研究の成果をより効率よく発信するためには、これまでの学術図書という形での報告書の出版に固執せず、所内出版（インハウス・パブリケーション）制度を導入して、発表の機会を増やしていくことが必要である。特に出版のノウハウ・人脈の少ない若手研究員のインハウス・パブリケーションでの報告書作成を積極的にサポートし、次のプロジェクトに進みやすい環境を作る。インハウス・パブリケーションについては、実現に向けて既に議論が始まっている。
また、既にプロジェクト研究の成果として英語と日本語での両方での出版が一例あるが、このような取り組みを増やすよう努めていくことにより、広島市民の間に研究の認知度を高め、研究所の存在意義を示すように努める。市民の間の認知度を高める上ではさらに、広島の特徴を踏まえた「平和」研究を重点的に行っていく必要がある。また、ニューズレターや市民講座、研究フォーラムをさらに積極的に活用して、市民に届きやすい形で個人研究、プロジェクト研究の成果の発表の機会を増やしていく。

2　教育活動への本格的参加と研究時間の確保
さらに研究所が実現に取り組むべきは、大学院教育に積極的に参画することである。被爆都市・国際平和文化都市である広島という地の利を生かすことはもちろん、国際、情報

科学、芸術というきわめてユニークな学部・研究科構成の本学の特色を平和研究にフルに生かし、大学院を対象に、大学と一体になった平和研究のメッカとして内外におけるその地位を確固としたものとすべく取り組む。その場合まず明確にすべきは、研究所が重点的に対象とする「平和」の含意を明確にすることである。研究所としては、設立理念を尊重しながら、被爆都市・国際平和文化都市である広島に所在する平和研究所という特性を最大限に生かすべく、また、定員の大幅な増加という可能性が見込めない現実と現有研究員の長所を直視し、狭義の「平和」(「戦争」に対する「平和」)、具体的には平和理念、核廃絶・軍縮・安全保障、東アジア地域研究の 3 分野に重点を置く方向性を重視する。

したがって中長期的には、この 3 分野を柱にした平和学専門の研究科を設立し、「平和学」博士を養成することにより、内外の平和研究の充実に人材育成の面から貢献することを目指す。この場合、内外に通用するに足る研究者となるためには堪能な語学力をはぐくむことが不可欠であり、研究所の研究員の擁する語学力をふんだんに生かした講座・研究指導を提供することにより、研究所の弱み（日本語能力の点で問題がある研究員が約半数を占める）を逆に強みとする工夫も考えていく。

同時に、研究所の学部・大学院教育及び大学業務への参画の際に、業務の負担が一部の研究員にのみかかることなく、研究員が研究時間を均等に確保するためには、日本語能力の高い研究員を増やし、さしあたり日本語を主として行う業務だけでも分担の均等化を図ることが必要である。日本語を解さない研究員は、「HIROSHIMA and PEACE」講座のような英語を活用する場を増やし、英語による講義にさらに積極的に関与していくべきである。その上で、研究員全員が大学教育や業務に対して共通の理解を持てるように、通訳・翻訳といった事務的なサポートも重要となってくる。

研修機会を確保するためには、全学でサバティカル制度を導入していく。

第８章　教員組織

広島平和研究所

到達目標

研究所は、世界で初めて核兵器による被爆を体験した広島市の歴史を背景に、学術研究活動を通じて、核兵器の廃絶に向けての役割を担うとともに、地球社会が直面する諸問題の解決にも寄与し、世界平和の創造、維持と地域社会の発展に貢献することを目的に設置された（評価項目 1-1 を参照）。このような理念に照らし、研究所では平和問題に関する高度な学術研究・教育の充実、発展に寄与できる優秀な人材の確保を通じて教員組織の整備に努め、国際社会や地域社会に対して学術的、教育的、社会的な貢献をなすことを目標としている。

【現状説明】

１　学部等の教員組織

（１）研究員組織

研究所の理念・目的並びに研究の種類・性格との関係における研究所の研究員組織の適切性（8-1）

研究所は市立大学の附置研究所であり、各学部から独立した部局相当の位置付けである。所長及び専任研究員は大学の専任教員の身分をも有し、それぞれ、教授、准教授、講師、助教の職位を有する。

研究所が発足するに際して、1998（平成 10）年 2 月に策定された「広島平和研究所（仮称）基本構想」（以下「基本構想」という。）では「広島の歴史的な原点を重視しながら研究教育活動を進めていきたい。私たちは、こうした活動を通じ、核兵器の廃絶をはじめ地球社会が直面する諸問題の解決に寄与しつつ、世界平和の創造、維持と地域社会の発展に貢献していきたい」と、「平和」の概念を広義に捉え、貢献対象についても幅広く射程に収めるなど、ある意味で極めて野心的な方向性を打ち出していた（評価項目 1-1 も参照）。こうした方向性を念頭に置き、研究所では開設当初、取り組むべき研究対象として、(1)原爆被害・核廃絶研究、(2)紛争分析・安全保障問題研究、(3)開発・環境研究、(4)平和思想・平和文化研究、(5)情報系平和研究、という「平和」の概念をより広義に捉える 5 つの研究分野を掲げた。しかし現実には、専任研究員の充足可能定員が限られ（「基本構想」が提言する定員数は所長を含め 16 名。近年の広島市の財政難を背景に、現在、人事当局が認める定員は 14 名）、今後とも飛躍的拡大が見込まれないという制約がある中で、現有の専任研究員（所長も含め 12 名）は、(1)平和理念、(2)核廃絶・軍縮・安全保障、(3)東アジア地域研究、という三つの研究分野に重点を置いて研究活動を進めている。

以下では、研究員組織の整備状況を、研究所の理念・目的並びに研究目標との関わりを念頭に置きながら概括する（研究員の募集・任免について述べた 評価項目 8-12 も参照）。

1998（平成 10）年の開設当初、研究員組織を編成するに当たり、本学国際学部教員を主体に一部外部有識者を加えて構成する「広島平和研究所研究員選考委員会」を設置し、同選考委員会において（上記の主要研究領域を念頭に置きながら）研究員として適格と思われる候補者を絞り込み、初代所長の意見を尊重しつつ研究業績等を審査の上で採用していった。1999（平成 11）年度までに 4 名を採用し、所長を含め 5 名の体制でスタートした。

2000（平成 12）年度から公募制とし、第 1 回～4 回は、全世界から国籍や日本語能力を問わず（英語の能力を条件とした）、かつ広い研究領域（後述の五つの研究領域）で募集し、博士号取得や著書・論文等の研究業績を主要な審査対象として実施した。これらの公募条件は募集要項（ウェブサイトにも掲載）で明記した。世界中から公募する方法を採ったのは、わが国では平和学はいまだ十分に発達しているとはいえない学問領域であるだけに、海外で平和学を修めた研究者も含めて、より多くの研究者に応募してもらうことを念頭に置いたためである。公募に際しては、「主要な研究領域」を五つに再整理し、これらを研究対象とする研究者の獲得を目指した。2000（平成 12）年 12 月に定めた五つの研究領域とは、(1)平和の理論と平和研究の方法論、(2)広島・長崎の原爆体験、(3)核兵器及び通常兵器の開発、生産、展開、拡散、軍縮、廃絶、(4)アジア太平洋地域における戦争、平和、紛争処理、(5)アジア太平洋地域における平和思想・文化・運動の発展、変遷、である。

第 5 回～6 回は、研究所として極めて重要な領域である核兵器問題や広島の原爆被害を基点とした平和思想の構築・普及などに関する研究員が不足している現状にかんがみて、募集する研究領域を絞り込み、また、市民・地域への研究成果の還元をも重視して、日本語能力を条件付けて実施した。2006（平成 18）年 2 月、第 5 回公募の実施に当たっては、「主要な研究領域」を、(1)核兵器に関する諸問題の研究、(2)「平和」に関する理論的研究、(3)アジア太平洋地域における平和の構築に関する研究、の三つに改めて整理した。さらに、2007（平成 19）年 5 月、第 6 回公募に際しては、前年 2 月の「主要な研究領域」をさらに絞り込み、(1)核兵器に関する諸問題の研究、特に核問題に関する日本政治、(2)「平和」に関する理論的研究、特に日本国憲法及び広島の思想化、国際機構に関する諸問題、(3)アジア太平洋地域の平和構築に関する研究、特に中国に関する研究とした。

現在の体制は、2008（平成 20）年 5 月 1 日現在で 12 名（所長、研究員 11 名（教授 4、准教授 1、専任講師 4、助教 2））であり（表　平 8-1　平和研究所の研究員数の推移(職位別)を参照）、前述のように、これら研究員は、平和理念、核廃絶・軍縮・安全保障、東アジア地域研究を主な研究分野としている。定員の大幅な増加という可能性が見込めない現実と、現有の研究員体制及び各自の専門分野に照らし、さらにまた広島の原爆体験という研究所設置の原点に立ち返って、「被爆都市・国際平和文化都市」広島の特徴を踏まえた平和研究の発展を目指す見地からするならば、「戦争と平和」という意味での狭義の「平和」を中心に据えたこれら三つの研究分野に重点を置く現在の研究員組織は適切であると考える。

表　平 8-1　平和研究所の研究員数の推移(職位別)

(単位：人)

年　度		1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
所　長		1			1	1	1	1	1	1	1	1
研究員	教　授					2	2	2	2	2	3	4
	准教授	1	1	1	1	1	2	4	3	3	2	1
	講　師		1	1	1	2	2	2		3	4	4
	助　教		1	1	1	1	2	2	2	3	2	2
	小 計	1	3	3	3	6	8	10	7	11	11	11
合 計		2	3	3	4	7	9	11	8	12	12	12

※人数は各年度 5 月 1 日現在の実人員。

※2006（平成 18）年度まで准教授の職名は助教授、助教は助手

大学設置基準第 12 条との関係における専任研究員の位置づけの適切性（8-2）

研究所の所長及び専任研究員の中には、各種団体等からの講演依頼のほか、県内外の大学からの依頼に応え、非常勤講師として出講している者もいるが（国際学部の当該規定に準拠して、研究に支障がないこと、学外で週 2 コマ以下を条件とする）、研究所における本務の遂行上、支障は生じていない。

研究員組織の年齢構成の適切性（8-4）

教授（所長を含む）5 名のうち、61～70 歳 1 名（所長）、51～60 歳 3 名、41～50 歳 1 名であり、准教授 1 名は 51～60 歳、講師 4 名のうち、41～50 歳が 3 名で、31～40 歳が 1 名、助教 2 名はいずれも 31～40 歳である（2008（平成 20）年 5 月 1 日現在。表 平 8-2 平和研究所研究員の年齢構成(職位別)も参照）。研究員の定年は 65 歳であるが、所長職にある教授の定年は特例により 69 歳まで延長できる（「広島市立大学教員定年規程」第 2 条及び附則第 5 項による）。

所長以外に 61 歳以上の研究員はおらず、各年齢層にほぼ等分に配置されており、比較的バランスの取れた構成割合が確保されているといえる。

表 平 8-2 平和研究所研究員の年齢構成(職位別)

職位	66～70 歳	61～65 歳	56～60 歳	51～55 歳	46～50 歳	41～45 歳	36～40 歳
教 授	1	0	1	2	1	0	0
准教授	0	0	0	1	0	0	0
講師	0	0	0	0	1	2	1
助教	0	0	0	0	0	0	2
合計	1	0	1	3	2	2	3

※2008（平成 20）年 5 月 1 日現在の数字である。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための研究員間における連絡調整の状況とその妥当性（8-5）

研究所の研究員は、国際学部・国際学研究科と連携して、オムニバス講義などの形で教育活動に参画している（平 1-6-7 も参照）。学部教育では、全学共通系科目「平和と人権 A（ヒロシマと国際平和）」（2002（平成 14）年度～）、国際学部専門科目「平和研究Ⅰ、Ⅱ」（2003（平成 15）年度～）、同「Advanced HIROSHIMA and PEACE」（2008（平成 20）年度～）、同学部夏期集中講座「HIROSHIMA and PEACE」（2003（平成 15）年度～）、大学院教育では、国際学研究科（大学院博士前期課程）「国際関係論 A、B」（2007（平成 19）年度～）を担当している。これらのカリキュラムの構築や担当教員への依頼・調整は、一部の研究員が継続的に担っており、現時点では教務（教学）委員会等の専門組織は編成されていない。

研究員組織における外国人の受入状況（8-7）

研究員（所長を含む）12 名のうち、半数（50%）の 6 名が外国籍であり、その内訳は、韓国 2 名、シンガポール 1 名、米国 2 名、スイス 1 名である。研究員は国籍を問わず採用してきたため、外国人研究員が相対的に多い。

研究員組織における女性教員の占める割合（8-8）

研究員（所長を含む）12 名のうち、女性教員は 3 名であり、研究員組織において 25%を占めている。

（2）研究支援職員

実験・実習を伴う教育、外国語授業、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性（8-9）

研究所は単独の事務室を有し、事務職員として市職員 3 名（課長級の事務長（研究所次長を兼ねる）1 名、主任以下 2 名）と嘱託職員 7 名を配置して、研究員の研究やプロジェクト研究のサポートをはじめ、所内の様々な運営事務に当たっている。このうち嘱託職員 7 名の担当の内訳は、プロジェクト研究調整員 4 名、情報資料室編集員 1 名、情報資料室司書 1 名、事務補助員 1 名、というものである。プロジェクト研究調整員と情報資料室編集員については、高度な英語力を有することを条件に採用している。外国人教員が約半数を占め、英語による海外との連絡調整、翻訳・通訳業務等、日常的に英語を使用する職場環境の点からも、人員配置として整備されていると言える。

研究員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性（8-10）

評価項目 8-9 のとおり。プロジェクト研究や国際シンポジウム、連続市民講座などを遂行する際、研究員と担当の嘱託職員、市職員の間では密にコミュニケーションを図っており、連携・協力関係はスムーズであると言える。

（3）研究員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

研究員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性（8-12）

ア　研究員の募集・採用

1998（平成 10）年度の開設当初は、当時の所長の意向により、研究所が望む人材の中で、応募の意思のある人材を選択的にピックアップして審査し採用した。具体的な手続は、本学国際学部教員を主体に一部外部有識者を加えて構成する「広島平和研究所研究員選考委員会」において、研究員として適格と思われる候補者をリストアップし、着任意思のある人物について、研究業績等を審査の上で採用する、というものであった（評価項目 8-1 を参照）。

2000（平成 12）年度からより広く公募することとなり、2007（平成 19）年度までに 6 回実施した。応募書類の審査と面接には、所長の諮問機関である「広島平和研究所研究員公募審査委員会」（以下「公募審査委員会」という。）が当たった。公募審査委員会は平和学に関する第一級の学識経験者（学外の有識者のみ。現在国内 4 名、海外 4 名）で構成される。審査・手続の基準は明確には規定化していないが、公募を実施する際にはその都度、募集要項を作成し、公募条件、選考方法等を定めている。

審査委員には研究業績のレベル及び研究所への貢献可能性について厳正な審査を依頼し、研究所が国際的に通用するハイレベルな研究所として成長していくことを念頭に、審査委員が共通してある評価点以上を獲得した人物を採用適格者として答申する方針を採っている。研究所の設立経緯と趣旨及び部局相当でありながら小規模な組織（所長を除き、教授職は 2005（平成 17）年度まで 2 名で、現在は 4 名であるが、うち 3 名が外国人）であり、内部審査体制を構築することの困難さなどを勘案すると、現時点では外部審査委員による採用適格性の審査は妥当な手法であると考える。

2000（平成 12）年度以降、2005（平成 17）年度に至る公募による採用手続はおおむね次のとおりである。まず、最初に公募審査委員会において、応募者の書類審査（履歴、研究歴、主要な論文等）及び面接審査を実施する。公募審査委員会は、予め設定した評価点以上の成績を得た人物を採用適格者として所長に答申し、所長は、この答申を基に、研究所の設置目的・活動方針との整合性や将来性等も勘案の上、採用可否を決定、その結果を本学学長に上申し、それに基づいて市長が任命する。

2006（平成 18）年度及び 2007（平成 19）年度においては、日本語能力を受験資格の要件に加えたので、国内 4 名の有識者のみによって審査を行った。任用プロセス自体は、2005（平成 17）年度までのものと同様である。

イ　研究員の昇任

研究員（教授を除く）の昇任申請は、1 年に 1 回を限度として、研究員本人が行うことができる。

昇任基準に関しては、国際的に通用するハイレベルの研究所を目指すため、特に、博士号要件、研究歴、研究業績の質（関連学界で期待される高い学術レベル）及び量（公表した著書、論文等の数）について、極めて厳しい基準としており（これらの研究業績に加え、研究所の運営や公的活動への貢献についても考慮される）、すべての研究員に公開し、厳格に適用している。昇任の基準については「広島平和研究所研究員昇任基準に関する内規」（2003（平成 15）年度に策定、2007（平成 19）年 3 月 1 日最終改正）、昇任手続は「研究員の昇任にかかる手続について」（2003（平成 15）年度に策定）により定められている。

審査手続については、公募採用の審査と同様に、外部の審査機関に審査を依頼している（ただし、公募審査と同じ委員は 1 名のみであり、異なる構成となっている）。申請のあった昇任案件について、所長の諮問機関である「広島平和研究所研究員選考委員会」（学外の国内有識者のみ。現在 5 名。以下「選考委員会」という。）において、申請者の着任後の研究業績を中心に書類審査を行い（選考委員会又は申請者本人の要望に応じて面接審査を実施することもある）、選考委員会の会議による審議を経て、結果を報告書にまとめて所長へ答申する。所長は、答申結果を勘案し、昇任可否を決定、その結果を本学学長に上申し、それに基づいて市長が任命する。

任期制等を含む、研究員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況（8-13）

研究所では、開設当初から、専任講師及び助教については、それぞれ 3 年の任期制を採用している。

研究所の「基本構想」では、「研究の柔軟性と研究部門の人事の流動性を確保するため、専任研究員についても、任期制の導入を検討する必要がある」と指摘され、さらに、大学の教員の任期に関する規程（1998（平成 10）年 6 月）を制定するに当たり、法律に定める「学際的な教育研究であることなどの特性にかんがみ、多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職」に就けるとの観点から、また同時に、教員（研究員）の身分保障の精神が損なわれないよう配慮する必要をも念頭に置いて、「専任講師」及び「助教」（当時は助手）に限って、3 年の任期を定めて任用するものとした。なお、再任は妨げないが、1 回限りとし、再任後は 3 年任期としている（任期中の昇任は可能）。

（4）研究活動の評価

研究員の研究活動についての評価方法とその有効性（8-14）

広島市が実施している施策評価（行政評価）に即して、研究所独自のベンチマーク（指標と目標値）を設定し、2005（平成 17）年度から毎年度、過去 1 年間の実績を評価している。ベンチマークの指標は、「平和問題に関する研究成果（学術論文や著書など）を増やす」とし、目標値は、「研究員が 1 年間に発表した研究成果（学術論文や著書など）を、完成度、外部評価や分量に応じ、ポイント化した 1 人当たりの平均点数」としている。点数は、「論文審査を経ない論文」を 1 件＝1 点、「論文審査を経た論文」を 1 件＝2 点、「3 名による共著」1 件＝3 点、「研究報告書又はモノグラフ（専攻論文）」は 1 件＝3.5 点、「単著」は 1 件＝6 点、「評論」は 1 件＝0.5 点など、成果物の完成度、外部評価や分量に応じた独自の点数により目標数値を設定した。研究所が研究を重視する研究機関であることにかんがみて、研究実績を評価するベンチマーク方式は評価方法として有効である。2005（平成 17）年度以降の実績は以下のとおりであり（表　平 8-3　平和研究所のベンチマークと実績結果）、いずれも目標値を大きく上回っている。

表　平 8-3　平和研究所のベンチマークと実績結果

区分	2005 年度	2006 年度	2007 年度
目標数値	点	点	点
	教授・助教授　2.0	教授・助教授　2.5	教授・准教授　3.0
	講師・助手　1.0	講師・助手　1.0	講師・助教　1.5
実績数値	点	点	点
	教授・助教授　7.6	教授・助教授　5.9	教授・准教授　6.6
	講師・助手　3.0	講師・助手　1.6	講師・助教　3.5

研究員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性（8-15）

研究員選考に当たっては、研究論文数等による研究能力・業績の判定に重きが占められ、講義等の教育能力・実績を十分考慮した選考基準とはなっていない。今後、教育活動に本格的に参画することに応じて、従来の方針を見直し、教育能力・実績にも配慮していく。

【教員組織に関わる点検・評価】

「長所」

教員組織という観点から見た研究所の長所は、平和理念、核廃絶・軍縮・安全保障、東アジア地域研究という「基本構想」を踏まえた 3 分野を柱として、各研究分野で活躍する専任研究員 12 名を擁しているところにある。研究面での充実ぶりは、例えば先に見た広島市のベンチマークの高い実績数値にも示されていよう。日本人研究員だけでなく、外国人研究員を半数近く抱える豊かな国際性という点でも極めてユニークな存在であり、広島や平和に関心のある要人や研究者、学生など諸外国からの訪問者に対して、十分な応対が図られている。日本国内の他の研究機関でも、本研究所のように学際的かつ国際性豊かな研究スタッフを揃えた研究所はないであろう。

「問題点」

問題点として以下の 3 点を指摘することができる。

第 1 点は、2 名分の定員枠が依然として未充足であることである。評価項目 8-1 で述べたように、広島市の人事当局からは現時点で 14 名の定員を認められているが、いまだ 2 名分が充足されていない。定員の未充足の問題は、研究所の「基本構想」との整合性とも絡んでいるため、喫緊の課題となっている。特に、「基本構想」で示された研究領域のうち、その柱ともいうべき「広島・長崎の原爆体験」、換言すれば「ヒロシマ」そのものを研究対象に据えた研究員が欠けており、早急な充足が求められる。また、東アジア地域研究に関しては、中国を対象とする研究員の確保が不可欠である。

第 2 点は、教務（教学）委員会等の教育課程編成を目的とした専門組織が欠如していることである。研究所の理念として、広島の歴史的な原点（世界最初の被爆地）を重視した研究活動に加え、教育活動が掲げられているが、第 6 章で指摘したように（評価項目 6-7 参照）現在まで教育への参画は十分とは言い難い状況にある。こうした姿勢は、教育課程編成を目的とした専門組織の欠如にも表れており、従来は前述のように一部教員が他学部と講義担当教員への依頼・調整を担ってきた。今後、学部・大学院の教育に本格的に乗り出すことを考えると、教務（教学）委員会等の専門組織の不存在という現状は、今後のカリキュラム作成の上でも深刻な障害となる。

第 3 点として、任期制の問題が挙げられる。研究所では、講師と助教のみ任期制を採用している。研究員公募では、研究業績を重視して採用しており、結果的に若手研究者が講師、助教として採用される傾向にあった。3 年という限られた時間の中で、また研究所の諸種の運営実務に関わる中で、厳格な「昇任基準に関する内規」に見合う研究業績を上げなければならないため、若手研究員への重圧と不安は相当のものがある。さらに、東京などの首都圏の大学・研究機関と比較して、地方大学・研究機関は人材確保の面で不利な要素があり、任期制による雇用の不安定化が、優秀な人材確保に資するかどうか疑問である。

【教員組織に関わる改善方策】

第 1 に、14 名の定員枠を可及的速やかに充足することを検討する。学際的で国際性豊かな現在の研究員体制をさらに充実させるため、未充足分の 2 名の研究員について、⑴平和理念、特に「ヒロシマ」そのものを研究対象とする専門家、⑵東アジア地域研究において中国を研究対象とする専門家、という観点から人員確保に努めることを検討している。

第 2 に、教育活動への参画を支える、教務（教学）委員会等の教育課程編成を目的とした専門組織の設置を検討する。現在、研究所は、学部教育に加え、大学院教育にも積極的に参画する方向性を打ち出しているが、その場合は、国際、情報科学、芸術の 3 学部との

連携を念頭に置いており、カリキュラムの作成、教員の配置・連絡等を担当する教務（教学）委員会等の専門組織を設ける必要がある。

第 3 に、任期制の是非については、廃止を視野に入れながら今後の対応を検討する。その際、(1)研究所の教育活動への参画、(2)研究所の長期計画、という二つの要素も勘案する。

おわりに

2009（平成 21）年度に大学基準協会による認証評価を受けるため、「自己点検・評価報告書」を作成することが、2007（平成 19）年度第 2 回評議会（2007（平成 19）年 4 月 25 日開催）で決定された。それ以降、学長、平和研究所長、副学長、部局長、事務局長及び学部選出の教授からなる全学の自己評価委員会と、そのもとに設置された自己評価委員会専門委員会が中心となり、全学の自己点検・評価を実施し、報告書を作成する体制を整えた。

自己点検・評価及び報告書の作成については、大学基準協会による『「大学評価」ハンドブック』の点検・評価項目（評価の視点）に加えて、大学全体として統一的に検証するため、独自に「評価モデル」と「点検・評価キーワード」を設定し、学内全体に示した上で作業を進めた。このことから、本学は国際学部・研究科、情報科学部・研究科、芸術学部・研究科そして広島平和研究所と、色合いのことなった学部等構成にもかかわらず、それぞれに特色ある部分は活かしながら、統一的な視点で点検・評価を行うことができたのではないかと自負している。

以下に簡単に本章の要約を記載すると同時に、全体的な目標の達成状況、喫緊に取り組む課題、今後の展望などを記してみたい。

第 1 章「理念・目的」では、開学以来、比較的頻繁に、学外から及び学内において、教育研究の理念・目的、また人材育成目標などが評価検証されている一方で、それらの周知方法については、まだ十分でない部分があるとの自己評価に至った。

第 2 章「教育研究組織」では、本学の理念・目的及び教育研究目標に沿った教育研究組織が適切に設置されているが、附属施設の利用や附置研究所との連携についてはまだ改善の余地があるとの見解となった。

第 3 章「教育内容・方法」では、本学学部、大学院のどちらの教育課程、教育方法においても、基礎教育及び専門教育についての体系性・科目配置、教育の責任体制、履修指導、成績評価、授業評価、FD の取り組み、進路、学位授与方針・基準、審査の透明性など点検した結果、いずれの項目についてもおおむね適切であると判断した。しかし、現状に満足せず、2007（平成 19）年度からは全学の基礎教育としての英語科目を新しいカリキュラムとし、全学共通系科目についても 2009（平成 21）年度に、本学における「学士号」で保証するべき資質や能力を明確にするとともに、それらを養成する教育をいかに保証していくかを全学教務委員会において検討することとしている。

一方、本学の国際交流を含めて教育研究の交流状況を考えると、現状では宿舎等のインフラ整備が遅れていることは否定できない。今後大学に隣接した未利用地の利用計画の中で宿舎や交流施設などの整備を行うことも急務と考えている。

第 4 章「学生の受け入れ」では、近年の少子化に伴う大学進学希望者数の著しい減少にも関わらず、本学はすべての学部において安定した入試倍率を維持していることは評価できる。また、博士前期課程の学生受け入れについても、どの研究科もほぼ定員を充足しているが、一方、博士後期課程の学生受け入れについては、入学生数の確保が課題となっている。現在、学内進学者の増加、社会人学生の確保、外国人留学生の確保について、それぞれの研究科の実情に即して対策を実施している。

また、2008（平成 20）年度、全学組織として入試広報ワーキングを新たに設置し、入試全般に係わる広報戦略を立案、実施していくこととした。既に、入試戦略立案に必要なデ

ータを収集するためのアンケートを実施するなど、積極的な活動を始めている。

第 5 章「学生生活」では、本学においては学習、経済、生活、健康、進路、課外活動などに対して適切な支援を行う体制と環境が整っており、特に緊急に対処すべき問題点等はないと考えられるが、強いてあげれば、精神保健上の問題を抱える学生をできるだけ少なくすることが今後の課題と言える。これについては、医務室ミーティングに学生生活担当の副学長、各学部から 1 名以上の教員が参加するようにし、情報の共有と対応の迅速化に努めている。

第 6 章「研究環境」では、研究室及び研究施設の整備については、かなり恵まれた環境と言える一方で、学外からの研究員などを受け入れるスペースは十分とはいえないこと、研究費については、全公立大学中 16 位に相当する文部省科学研究費補助金を獲得し研究を進展させていることは高く評価できる一方で、研究時間や研修機会の確保については、サバティカル制度がないことなど、まだ見直しをするべき点が多々あるとの結論に至った。

第 7 章「社会貢献」では、市民向けの学習支援として、ネットワーク型集中英語学習プログラムの地域への提供、そして各学部・研究科・広島平和研究所等で行っている公開講座等の取り組みはいずれも市民から高い評価を得ている。また、地域の行政機関（地方公共団体と国の機関）が実施する調査・研究事業等に委員長、委員等、として参画する延教員数が、2007（平成 19）年度までの実績で、毎年 80 名を上回る実績を記録していることも評価できる。

また、地域社会や地域産業への研究成果の移転についても、2007（平成 19）年 7 月に社会連携センターを設立したことから、より組織的な技術移転推進が可能になり、長期的にはライセンス化成功率等が大幅に改善されることを期待している。

第 8 章「教員組織」では、各学部・研究科の教育課程に沿った適切な教員組織編成となっているだけでなく、学生数に比してかなり恵まれた教員配置となっているが、専任教員の年齢構成が平坦な分布でなく、将来、高齢化問題を起こす可能性があることが指摘されている。また、大学院においては、附置研究機関である平和研究所の教員が、今後、大学院レベルの授業を担当するだけでなく、特に博士後期課程において研究指導も行うことができるように検討を進めている。

第 9 章「事務組織」では、課ごとの分掌事務は事務組織規則において規定されているが、やや縦割りの弊害があり、国際交流や広報活動に関わる業務など、複数の課に関連する事務については、緊密な連携協力体制を事務組織規則に新たに明記するなど改善に努めている。

第 10 章「施設・設備」では、本学は開学 15 年目の比較的新しい大学でもあり、施設・設備については比較的良好な状態を保っており、特に語学センターの CALL 設備や、芸術学部の工房棟は中国地方の中では他の大学にない規模・設備であることを記した。

第 11 章「図書館及び図書・電子媒体等」では、附属図書館における教育支援機能の強化、研究支援機能の強化、情報発信機能の強化などの改革の検討について記述した。教員研究室保管資料を図書館が仲介して学生に貸し出す制度、開館時間を 15 分早める等の利用環境の整備などを具体例として挙げている。また、2009（平成 21）年秋に図書館システムのリプレイスを行うことを契機に、図書館資料と電子情報、情報機器を利用するグループ学習機能を持ったスペースを設置するなど、さらなる整備を必要とする課題についても検討を行っている。

第12章「管理・運営」では、学部教授会、研究科委員会、評議会、企画運営会議のいずれにおいても、その役割が条例、学則、規程等に定められており、適切に機能分担が行われ、円滑に運営されていることを説明した。

第 13 章「財務」では、大学が広島市の直営であることから、予算執行については常に広

島市議会の議決及び市財政当局の判断に基づくものとなるが、そのことによる制約を指摘した。例えば、年度中途において、文部科学省補助事業などの採択があれば、補正予算として、議会の議決を経て成立することとなり、迅速な予算執行ができないなどの課題がある。しかし、今後、公立大学法人に移行すれば、こういった問題点の多くが解決されると考えている。

第 14 章「自己点検・評価」では、開学以来、点検・評価に必要な組織体制を整え、学内において、そして学外からも様々な観点から点検・評価を行っているが、短期的かつ定期的な改善サイクルを構築する必要があることを指摘した。

第 15 章「情報公開・説明責任」では、さらにこれまでも公会計における財政状況、自己点検・評価結果などは公開しているが、今後、公立大学法人となることで、中期目標・中期計画の下、財政状況のみならず、大学評価全般において効果分析・検証などを公開し、より一層の説明責任を果たしていくことが可能となると考えている。

以上、各章を簡潔にまとめたが、本学の教育、研究、社会貢献、大学運営などすべての点において、それぞれに今後解決すべき課題があることがわかる。しかし、幸いなことに、現状では大学の理念・目的等に影響するような大きな課題は見当たらず、また解決すべき諸々の課題についてもそれぞれ改善方策を講じることができていると思われる。

今回の自己点検・評価、そして報告書作成作業については、関係委員会委員だけでなく、大学全教職員あげての作業となった。しかし、これを 7 年ごとの大仕事ではなく、いかに毎年、毎月、毎日の点検・評価、そして改善につなげていくかが、何よりも重要なことであろう。そういった日々の積み重ねこそが、「科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学」という本学の建学理念、そして「国際平和文化都市の『知』の拠点－地域と共生し、市民の誇りとなる大学－」という本学の目標を実現することにつながるのであろう。報告書の作成を通じて、このことを強く認識した。

この度の 500 ページからなる大部の「自己点検・評価報告書」作成は、上で述べましたように全教職員の手によるものですが、とりわけ自己評価委員会専門委員会委員、教務・学生担当副学長、そして事務局の方々の御尽力によるところが極めて大きかったと思っています。この場をお借りして感謝申し上げます。

広 島 市 立 大 学 副 学 長
自己評価委員会専門委員会委員長
青 木　 信 之

2009（平成 21）年 3 月

この「自己点検・評価報告書」は 2009（平成 21）年度に大学基準協会の大学評価を受けるために、2009（平成 21）年 3 月に作成したものを、大学基準協会による実地視察（2009（平成 21）年 10 月実施）の時点に内容を更新しています。

2009（平成 21）年度

広島市立大学　自己点検・評価報告書

編　集　　広島市立大学 自己評価委員会
　　自己評価委員会専門委員会

発　行　　2010（平成 22）年 3 月
事務局　　広島市立大学事務局総務課
　　〒731 - 3194
　　広島市安佐南区大塚東三丁目 4 番 1 号
　　ＴＥＬ　082－830－1500
　　ＦＡＸ　082－830－1656